

東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック

〔 ご利用にあたって 〕

近年、上場会社（東京証券取引所（以下「東証」又は「当取引所」という。）に上場している内国株券等（内国株券又は優先出資証券をいう。）又は外国株券等（外国株券又は外国株預託証券等をいう。）の発行者をいう。以下同じ。）を取り巻く様々な環境が急速に変化し、また、日々の企業活動が複雑化するなかで、内外の投資者が投資判断を行ううえで必要な情報を十分かつ適切に説明することの重要性は、従来に比してより一層高まっているものと考えられます。

東証では、有価証券上場規程上求められる会社情報に係る開示要件や一般に開示資料に記載することが求められる内容などの適時開示実務上の取扱いや、開示の手順、関係する上場諸制度の概要などを示す上場会社の実務マニュアルとして「会社情報適時開示ガイドブック」（以下「本ガイドブック」という。）を編さんしています。

会社情報の適時開示はその担い手である上場会社が主体的な役割を果たすものであり、金融商品市場に対する投資者の信頼の根幹をなす重要なものとして、常に投資者の視点に立ち、投資判断上重要な会社情報を迅速、正確かつ公平に開示することが必要です。上場会社には、会社情報の適時開示にあたって、本ガイドブックに掲げる適時開示実務上の取扱いを遵守するだけでなく、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるものとなるよう、主体的かつ積極的な取組みが求められます。

上場会社各社、また、関係者各位におかれては、会社情報の適時開示の重要性を十分に踏まえ、より適時、適切な開示に向けて、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【内容の更新について】

本ガイドブックは、有価証券上場規程や法令等の改正、新制度や新たな取扱いの追加などに応じて内容を見直し、適宜、改訂版を公表することを予定しています。

なお、この間の内容変更については、東証から上場会社の情報取扱責任者宛てに通知が行われるほか、通知後一定期間内に上場会社向けナビゲーションシステム（以下、「上場会社ナビ」という。）へ変更内容の反映が行われます。上場会社におかれては、最新の取扱いに従い実務上の対応を講じる必要がありますので、東証からの上場会社通知を常にご確認いただき、適切にご対応ください。

上場会社の方は、Target 東証上場会社ポータルサイト（以下「Target」という。）にて上場会社通知をご確認いただけます。また、東証では、上場会社通知を一般利用者の方にもご覧いただけるよう、東証の上場会社向け通知をメール配信する「上場会社向け通知配信サービス」（有料）を提供しています。ご利用を希望される方は、別途「上場会社向け通知配信サービス」をお申込みください。

【凡例】

- 金商法・・・・・・・・・・金融商品取引法
- 金商法施行令・・・・・・・・金融商品取引法施行令
- 開示府令・・・・・・・・・・企業内容等の開示に関する内閣府令
- 開示ガイドライン・・・・・・・・企業内容等の開示に関する留意事項について（金融庁企画市場局）
- 取引規制府令・・・・・・・・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
- 財表規則・・・・・・・・・・財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 連結財規・・・・・・・・・・連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- I F R S・・・・・・・・・・連結財規第93条に規定する指定国際会計基準
- 上場規程・・・・・・・・・・有価証券上場規程
- 施行規則・・・・・・・・・・有価証券上場規程施行規則

【用語集】

上場規程等において定める用語のうち、本ガイドブックにおいて頻繁に使用される用語は以下のとおりです。また、関連する法令等の内容を参考情報として記載しております。情報の正確性については万全を期しておりますが、法令等については改正も行われることから、実際の判断等に当たっては最新の法令等を参照してください。

用語	定義
親会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する親会社をいう。(上場規程第2条第2号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】</p> <p>「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
親会社等	親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。(上場規程第2条第3号)
関係会社	<p>財表規則第8条第8項に規定する関係会社をいう。(上場規程第2条第19号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第8項】</p> <p>財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びにその他の関係会社をいう。</p>
関連会社	<p>財表規則第8条第5項に規定する関連会社をいう。(上場規程第2条第25号)</p> <p>【参考：財表規則第8条第5項】</p> <p>会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。</p>
関連当事者	<p>連結財規第15条の4に規定する関連当事者（連結子会社を含む。）又は財表規則第8条第17項に規定する関連当事者をいう。</p> <p>【参考：連結財規第15条の4】</p> <p>この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連結財務諸表提出会社の親会社 2 連結財務諸表提出会社の非連結子会社 3 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等 4 連結財務諸表提出会社のその他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社 5 連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社 6 連結財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号から第9号までにおいて同じ。） 7 連結財務諸表提出会社の役員及びその近親者 8 連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者 9 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者 10 前4号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 11 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

	<p>【参考：財表規則第8条第17項】</p> <p>この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 財務諸表提出会社の親会社 2 財務諸表提出会社の子会社 3 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等 4 財務諸表提出会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社 5 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社 6 財務諸表提出会社の主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号及び第8号において同じ。） 7 財務諸表提出会社の役員及びその近親者 8 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者 9 前3号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 10 従業員のための企業年金（財務諸表提出会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）
子会社	<p>財表規則第8条第3項に規定する子会社をいう。（上場規程第2条第36号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第3項】</p> <p>「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。</p>
子会社等	<p>金商法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。（上場規程第402条第1号q）</p> <p>【参考：金商法第166条第5項】</p> <p>他の会社が提出した第5条第1項の規定による届出書、第24条第1項の規定による有価証券報告書若しくは第24条の5第1項の規定による半期報告書で第25条第1項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、第27条の31第2項の規定により公表した特定証券情報又は第27条の32第1項若しくは第2項の規定により公表した発行者情報のうち、直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団に属する会社として記載され、又は記録されたものをいう。</p>
支配株主	<p>次の①②のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 親会社 ② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（③④）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（①を除く）。以下「支配株主（親会社を除く。）」という。 ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。） ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社（上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2）
支配株主等	<p>上記①、②、③、④又は⑤その他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。</p>
支配株主その他施行規則で定める者	<p>支配株主及び次の各号に掲げる者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社等を除く。） (2) 上場会社の親会社の役員及びその近親者 (3) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者

	<p>(4) 上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社等を除く。）</p> <p>（上場規程第441条の2、施行規則第436条の3）</p>
主要株主	<p>金商法第163条第1項に規定する主要株主をいう。（上場規程第402条第2号b）</p> <p>【参考：金商法第163条第1項】</p> <p>自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の100分の10以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。）を保有している株主をいう。</p>
上場会社	上場株券等の発行者をいう。（上場規程第2条第50号）
上場株券等	当取引所に上場している株券等をいう。（上場規程第2条第51号）
その他の関係会社	<p>財表規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社をいう。（上場規程第2条第3号）</p> <p>【参考：財表規則第8条第17項第4号、第8項】</p> <p>財務諸表提出会社が他の会社等開示府令第19条第2項第1号の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。</p>
第三者割当	<p>開示府令第19条第2項第1号に規定する第三者割当をいう。（上場規程第2条第67号の2）</p> <p>【参考：開示府令第19条第2項第1号】</p> <p>当該有価証券（株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券に限る。）の募集又は売出しが当該有価証券に係る株式又は新株予約権を特定の者に割り当てる方法（会社法第202条第1項の規定による株式の割当て及び同法第241条第1項又は同法第277条の規定による新株予約権の割当てによる方法（外国会社にあつては、これらに準ずる方法）並びに次の（1）から（4）までに掲げる方法を除く。）</p> <p>(1) 一定の要件に該当する場合において、当該有価証券の募集又は売出しに係る引受人が当該有価証券と同一の種類の有価証券を当該募集又は売出しと同一の条件で売出しを行うこととされているときに、当該有価証券を当該引受人に割り当てる方法</p> <p>(2) 新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を当該新株予約権に係る新株予約権証券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法</p> <p>(3) 提出会社又は関係会社が、これらの会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供の対価として当該役員等に生ずる債権の給付と引換えに当該役員等に交付される自社株等（当該提出会社が発行者である株式又は新株予約権（（2）に規定する新株予約権を除く。）をいう。以下（3）において同じ。）を当該役員等に割り当てる方法又は当該関係会社の役員等に給付されることに伴って当該債権が消滅する自社株等を当該関係会社の役員等に割り当てる方法</p> <p>(4) 会社法第202条の2第1項各号（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を募集事項に含む株式を割り当てる方法又は同法第236条第3項各号（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする新株予約権（（2）に規定する新株予約権を除く。）を割り当てる方法</p>
独立役員	<p>一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であつて、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であつて、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。（上場規程第436条の2）</p> <p>※ 本ガイドブックでは、独立役員の要件に該当する者全員ではなく、会社によって独立役員として指定された者のことを独立役員という場合があります。</p>
買取への対応	上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、に差別的な行使条件・取得条項付きの新株予

方針	約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収（主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。）に対抗する旨を定めた対応の方針をいう。（上場規程第2条第80号）
買収への対抗措置	前号に規定する買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当て等の具体的な行為をいう。（上場規程第2条第80号の2）
筆頭株主	主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、金商法第163条第1項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。（上場規程第402条第2号b）
孫会社	金商法施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社等の子会社等をいう。（上場規程第403条第1号i） 【参考：金商法施行令第29条第2号】 子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものをいう。 【参考：取引規制府令54条】 金商法施行令第29条第2号に規定する子会社が支配する会社として取引規制府令で定めるものは、財表規則第8条第3項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第4項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社とする。
CB等	上場会社が第三者割当により発行する新株予約権付社債券、新株予約権証券及び取得請求権付株券をいう。（上場規程第410条、施行規則第411条第1項）
MBO	公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいう。（上場規程第441条参照）
MBO等	MBO及び支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けをいう。
MSCB等	CB等であつて、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。（上場規程第410条、施行規則第411条第2項）

【条文番号等の引用に関する留意事項】

本ガイドブックに記載されている法令諸規則の条文番号等は、主にスタンダード市場の上場会社に対応する条文番号等を用いています。プライム市場又はグロース市場の上場会社や上場外国会社については、引用している条文番号等が異なる場合がありますのでご注意ください。

東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック

[目 次]

第1編 総 説

- 第1章 適時開示制度の概要等
- 第2章 適時開示に関する実務要領

第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い

- 第1章 上場会社の決定事実
- 第2章 上場会社の発生事実
- 第3章 決算短信等
- 第4章 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- 第5章 その他の情報
- 第6章 子会社等の情報
- 第7章 利益が少額の場合の開示基準の特例

第3編 企業行動規範及び自主規制の概要

- 第1章 企業行動規範の概要
- 第2章 上場会社に対する自主規制の概要

第4編 特 例

- 第1章 上場優先出資証券の発行者の適時開示等に関する実務上の取扱い
- 第2章 上場外国会社の適時開示等に関する実務上の取扱い
- 第3章 上場種類株式の発行者の適時開示等に関する実務上の取扱い

第5編 東証への提出書類

- 〔1〕提出書類の概要
- 〔2〕内国株式関係の提出書類一覧
- 〔3〕適時開示に係る提出書類
- 〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書

東京証券取引所 会社情報適時開示ガイドブック（2024年4月版）
〔 詳細目次 〕

第1編 総 説 21

第1章 適時開示制度の概要等 23

1. 適時開示の意義	25
2. 会社情報の適時開示制度の概要	25
(1) 誠実な業務遂行に関する基本理念	25
(2) 適時開示体制の整備	25
(3) 適時開示が求められる会社情報	26
(4) 開示時期	27
(5) 開示資料において記載すべき内容（開示事項）	27
(6) 会社情報の開示に係る審査	27
(7) 会社情報の東証に対する事前説明	28
(8) 会社情報をウェブサイトに掲載する場合の留意事項	28
(9) 会社情報の適時開示の方法	28
(10) 会社情報に係る照会事項の報告及び開示	29
(11) 開示内容の中止、変更、訂正	29
(12) 情報取扱責任者の届出	29
【TDnet利用上の注意】	31
【売買停止制度の概要】	33
【注意喚起制度の概要】	34
【不明確な情報の真偽を明らかにする開示】	36
3. 適時開示制度以外の上場管理制度の概要	38
(1) 株式事務等に関する遵守事項	38
(2) 書類の提出等の手続	38
(3) 企業行動規範	39
(4) 上場会社に対する自主規制	39
(5) 上場廃止	39
(参考1) TDnetの概要	40
(参考2) Targetの概要	42
(参考3) 上場会社ナビの概要	44
(参考4) XBRLの概要	45
(参考5) 英文開示ポータルサイトの概要	45

第2章 適時開示に関する実務要領 47

1. 開示の要否に関する留意事項	51
(1) 個別の開示項目への該当性の検討	51
(2) 軽微基準への該当性の検討	51
(3) バスケット条項への該当性の検討	53
(4) 任意の開示の検討	53
2. 開示のスケジュールに関する留意事項	54
(1) 開示を行うべき時期の確認	54
(2) 事前相談の要否・時期の確認	56
(3) 適時開示に関連する手続きの要否の確認	56

(4) 法定開示書類の提出の要否の確認	56
3. 開示資料の作成に関する留意事項	57
(1) 「開示事項」及び「開示・記載上の注意」の確認	57
(2) 様式例の利用について	57
(3) 開示資料の作成に共通する「記載上の注意」	57
(4) 登録用ファイル（PDF）の作成について	58
4. 適時開示当日の手続きに関する留意事項	60
(1) 開示を行う時間の決定	60
(2) TDnetへの登録	60
(3) 開示資料に関する説明	60
(4) TDnet以外の方法による情報開示	61
5. 開示した事項の中止・変更・訂正・経過に関する開示	62
(1) 開示した事項の中止	62
(2) 開示した事項の変更・訂正	62
(3) 開示した事項の経過	62
6. その他	63
(1) 適時開示情報に関する情報管理等	63
(2) 提出書類	63
(3) 「東証英文資料配信サービス」ご利用のお願い	63
(4) TDnet障害時運用	63

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し	69
① 公募による株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）	72
② 株主割当てによる株式発行に係る募集の場合	72
③ 公募又は株主割当てによる新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）	72
④ 公募による新株予約権付社債発行に係る募集の場合	73
⑤ 株式又は新株予約権の売出しの場合	74
⑥ 第三者割当てによる株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）	75
特例① MSCB等の発行に係る募集の場合	79
特例② 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合	84
⑦ 株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）	85
⑧ スtock・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）	87
2. 発行登録及び需要状況調査の開始	89
① 発行登録の場合	89
② 需給状況調査の場合	89
3. 資本金の額の減少	90
4. 資本準備金又は利益準備金の額の減少	91
5. 自己株式の取得	92
6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て	95
① 株式無償割当ての場合	97
② 新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オファリングに限る。）	97
③ 新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オファリングを除く。）	98
④ 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合	100
7. 新株予約権無償割当てに係る発行登録及び需要状況・権利行使の見込み調査の開始	102
8. 株式の分割又は併合	103
① 株式分割の場合	105
② 株式併合の場合（上場廃止が見込まれる株式併合を除く。）	105
③ 上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合	105
9. 剰余金の配当	110
10. 合併等の組織再編行為	112
① 通常の場合	115
② 開示内容を省略できる場合	121
11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け	124
① 他社の株券等の公開買付けを行う場合	126
（イ）公開買付け開始決定時の開示	126

(ロ) 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示	131
(ハ) 公開買付け終了時の開示	131
② 自己株式の公開買付けを行う場合	133
(イ) 自己株式の公開買付け開始決定時の開示	133
(ロ) 自己株式の公開買付け終了時の開示	134
12. 公開買付け等に関する意見表明等	135
① 公開買付けの開始時の開示	137
② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示	138
③ 公開買付け者からの対質問回答報告書の提出時の開示	144
13. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	145
14. 解散（合併による解散を除く。）	148
15. 新製品又は新技術の企業化	149
16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消	151
17. 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項	154
18. 固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借	158
① 固定資産の譲渡又は取得	160
② リースによる固定資産の賃貸借	161
19. 事業の全部又は一部の休止又は廃止	163
20. 上場廃止申請	165
21. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	166
22. 新たな事業の開始	168
23. 代表取締役又は代表執行役の異動	170
24. 人員削減等の合理化	171
25. 商号又は名称の変更	173
26. 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの変更若しくは新設	174
27. 決算期変更（事業年度の末日の変更）	175
28. 債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出（預金保険法第74条第5項の規定による申出）	176
29. 特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て	177
30. 上場債券等の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事項	179
31. 公認会計士等の異動	180
32. 継続企業の前提に関する事項の注記	183
33. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出	184
34. 株式事務代行機関への株式事務の委託の取止め	185
35. 開示すべき重要な不備、評価結果不表明の旨を記載する内部統制報告書の提出	186
36. 定款の変更	187
37. 全部取得条項付種類株式の全部の取得	188
38. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認	194
39. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項	199

第2章 上場会社の発生事実

203

1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	205
2. 主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動	208
3. 上場廃止の原因となる事実	210

4. 訴訟の提起又は判決等	211
5. 仮処分命令の申立て又は決定等	214
6. 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	216
7. 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動	218
8. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て	221
9. 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分	222
10. 親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て	223
11. 債権の取立不能又は取立遅延	224
12. 取引先との取引停止	227
13. 債務免除等の金融支援	229
14. 資源の発見	232
15. 特別支配株主による株式等売渡請求等	234
① 株式等売渡請求を行うことについての決定が行われた場合	234
② 株式等売渡請求を行わないことについての決定が行われた場合	234
16. 株式又は新株予約権の発行差止請求	236
17. 株主総会の招集請求	237
18. 保有有価証券の含み損	238
(参考) 保有有価証券の評価に関する適時開示について	240
19. 社債に係る期限の利益の喪失	241
20. 上場債券等の社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事実	242
21. 公認会計士等の異動	243
22. 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延	245
23. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認等	246
24. 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見	247
25. 内部統制監査報告書における不適正意見、意見不表明	249
26. 株式事務代行委託契約の解除通知の受領等	250
27. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実	251
(参考) 事業環境の変化に関する積極的な開示の要請	253

第3章 決算短信等

255

1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等	257
(1) 上場規程に基づく開示義務	257
(2) 決算短信等の開示に関する要請事項	257
(3) 決算短信等のファイル形式	262
(4) 開示に関する注意事項	265
(5) その他の留意事項等	272
2. 決算短信の作成要領	274
(1) 決算短信の構成等	274
(2) 決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項	275
(3) 決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項	287
3. 第2四半期（中間期）決算短信の作成要領	289
(1) 第2四半期（中間期）決算短信の構成等	289
(2) 第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事	290

項	
(3) 第2四半期(中間期)決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項	302
4. 第1・第3四半期決算短信の作成要領	304
(1) 第1・第3四半期決算短信の構成等	304
(2) 第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー	304
(3) 第1・第3四半期決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項	306
(4) 第1・第3四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項	317

第4章 上場会社の業績予想、配当予想の修正等 321

1. 業績予想の修正、予想値と決算値との差異等	323
2. 配当予想、配当予想の修正	330

第5章 その他の情報 333

1. 投資単位の引下げに関する開示	335
2. 財務会計基準機構への加入状況等に関する開示	337
3. MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示	338
① MSCB等の月間行使状況に関する開示	339
② MSCB等の大量行使に関する開示	339
4. 支配株主等に関する事項の開示	341
(参考) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等についての開示例	344
5. 非上場の親会社等の決算情報	347
6. 事業計画及び成長可能性に関する事項の開示	349
7. 上場維持基準への適合に向けた計画の開示	353
8. 公開買付け等事実の当取引所への通知	362

第6章 子会社等の情報 363

【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】	365
------------------------------	-----

〔1〕子会社等の決定事実 367

1. 子会社等の合併等の組織再編行為	367
2. 子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け	370
3. 子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け	371
4. 子会社等の解散(合併による解散を除く。)	373
5. 子会社等における新製品又は新技術の企業化	375
6. 子会社等における業務上の提携又は業務上の提携の解消	376
7. 子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項	378
8. 子会社等における固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借	380
9. 子会社等の事業の全部又は一部の休止又は廃止	382
10. 子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て	383
11. 子会社等における新たな事業の開始	385
12. 子会社等の商号又は名称の変更	386
13. 子会社等における債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出(預金保険法第74条第5項の規定による申出)	387

14. 子会社等における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て	388
15. その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項	389

〔2〕 子会社等の発生事実 **391**

1. 子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害	391
2. 子会社等における訴訟の提起又は判決等	393
3. 子会社等における仮処分命令の申立て又は決定等	395
4. 子会社等における免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発	397
5. 子会社等における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て	398
6. 子会社等における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分	399
7. 子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て	400
8. 子会社等における債権の取立不能又は取立遅延	401
9. 子会社等における取引先との取引停止	403
10. 子会社等における債務免除等の金融支援	404
11. 子会社等における資源の発見	407
12. その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実	408

〔3〕 子会社等の業績予想の修正等 **410**

○ 子会社等の業績予想の修正、予想値と決算値の差異等	410
----------------------------	-----

第7章 利益が少額の場合の開示基準の特例 **413**

【利益が少額の場合の開示基準の特例について】	415
------------------------	-----

第1章 企業行動規範の概要

1. 総説	421
2. 遵守すべき事項	423
(1) 第三者割当に係る遵守事項	423
(2) 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止	423
(3) M S C B等の発行に係る遵守事項	423
(4) 書面による議決権行使等の義務	424
(5) 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備	424
(6) 独立役員の確保	424
(7) コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明	424
(8) 上場内国会社の機関	425
(9) 社外取締役の確保	425
(10) 公認会計士等	425
(11) 業務の適正を確保するために必要な体制整備	425
(12) 買収への対応方針の導入に係る遵守事項	426
(13) M B O等の開示に係る遵守事項	426
(14) 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項	426
(15) 内部者取引の禁止	427
(16) 反社会的勢力の排除	427
(17) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止	428
3. 望まれる事項	429
(1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等	429
(2) コーポレートガバナンス・コードの尊重	429
(3) 取締役である独立役員の確保	429
(4) 独立役員が機能するための環境整備	429
(5) 独立役員等に関する情報の提供	430
(6) 女性役員の選任	430
(7) 議決権行使を容易にするための環境整備	430
(8) 無議決権株式の株主への書類交付	431
(9) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備	431
(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等	431
(11) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備	432
(12) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供	432
4. 企業行動規範に係る報告義務	432
5. 企業行動規範違反への対応	432
【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】	433
【M S C B等の発行に関する実務上の留意事項】	437
【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】	442
【コーポレートガバナンス・コード】	459
【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】	476
【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】	484

1. 総説	491
2. 会社情報の開示に係る審査の概要	492
3. 実効性の確保に関する処分又は措置の概要	492
(1) 特別注意銘柄制度	492
① 特別注意銘柄への指定	492
② 特別注意銘柄への指定後の流れ	494
(2) 改善報告書制度及び改善状況報告書制度	498
① 改善報告書の提出及び公衆縦覧	498
② 適時開示・企業行動規範に係る改善報告書	498
③ 適時開示・企業行動規範に係る改善状況報告書	499
④ 特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書	499
⑤ 書類の提出等に係る改善報告書	500
⑥ 第三者割当等に関する確約に係る改善報告書	500
(3) 公表措置	500
(4) 上場契約違約金	501
4. プリンシプル・ベースのアプローチ	503
5. 公認会計士等に事情説明を求める場合の協力義務	503
6. 有価証券の売買等の審査	504
(1) 会社情報の公表に至る経緯に関する報告義務	504
(2) 上場会社に対する注意喚起	504
【不相当合併等に係る上場廃止審査の概要】	505
1. 概要	505
2. 審査の流れ	506
(参考) 実質的存続性審査に係る軽微基準の概要	509
(参考) 実質的存続性審査に係る詳細審査の概要	511

第4編 特 例 _____ 513

第1章 上場優先出資証券の発行者の適時開示等に関する実務上の取扱い _____ 515

○ 普通出資の総口数の増加を伴う事項	518
--------------------	-----

第2章 上場外国会社の適時開示等に関する実務上の取扱い _____ 519

〔1〕 適時開示実務上の取扱い	521
1. 会社制度に関する本国の法令等の変更	522
2. 外国において発生した上場外国株券等又は外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実	523
3. 上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える決定事実又は発生事実	524
〔2〕 株式事務等の取扱い	525
1. 上場外国会社における本邦内代理人・情報取扱責任者の選任	525
2. 名義書換取扱所等の設置	525
3. 適切な株式事務及び配当金支払事務の確保	525
4. 権利確定のための期間又は期日の届出及び公告	526
5. 上場外国株預託証券等に係る預託機関等に関する決定の届出	526
〔3〕 企業行動規範の取扱い	528
1. 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備	528
2. 企業行動規範への対応及び報告義務	528
〔4〕 提出書類の取扱い	529
1. コーポレート・ガバナンスに関する報告書	529
2. 外国会社届出書等の提出に関する通知書	529

第3章 上場種類株式の発行者の適時開示等に関する実務上の取扱い _____ 531

○ 上場無議決権株式、上場議決権付株式又は上場優先株等に係る株式の内容その他のスキームの変更	533
--	-----

〔1〕提出書類の概要

537

1. 上場会社が東証に提出する書類	537
(1) 金商法に基づき提出する書類	537
(2) 上場規程に基づき提出する書類	537
2. 書類の提出時期	538
3. 書類の提出方法	539

〔2〕内国株式関係の提出書類一覧

543

1. 株主総会関係	543
(1) 定時株主総会	543
(2) 臨時株主総会	543
2. 定期的に提出する書類	544
(1) 株券等の分布状況表	544
(2) 決算発表予定日の通知	544
(3) 上場株式数報告書	544
3. 新株式発行等関係	544
(1) 「3.の(2)～(12)」において発行登録を行う場合	544
(2) 公募増資	545
(3) 株主割当増資	545
(4) 第三者割当増資（普通株式の発行）（株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合を除く。）	546
(5) 株式の売出し	546
(6) 自己株式処分に係る募集（株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く。）	547
(7) 株式報酬としての株式の発行に係る募集（自己株式処分に係る募集を含む。）	547
(8) 預託証券の募集又は売出し	548
(9) 新株予約権の発行（ストック・オプションとしての発行を含む。）	548
(10) 新株予約権の無償割当て	549
(11) 転換社債型新株予約権付社債の発行	550
(12) 種類株式等の発行	550
(13) 株式無償割当て	551
(14) 株式分割	551
(15) 株式併合	551
(16) 株式交換	552
(17) 株式移転	552
(18) 株式交付	552
(19) 合併	553
(20) 会社分割	553
4. 権利の割当て	554
(1) 定時株主総会の議決権	554
(2) 剰余金の配当	554
(3) その他の権利の割当て	554
(4) 基準日設定の中止	554
5. 公開買付け	554

6. 公開買付け等に関する意見表明等	555
7. 全部取得条項付種類株式の全部の取得	555
8. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認	555
9. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認	556
10. 定款変更関係	556
(1) 事業年度の末日（決算期）の変更	556
(2) 定款に定時株主総会に係る基準日を定める場合又は定款に定める定時株主総会に係る基準日を変更する場合	556
(3) 定款に配当基準日を定める場合又は定款に定める配当基準日を変更する場合	556
(4) 単元株式数の変更又は単元株式数の定めを廃止若しくは新設	556
(5) 商号変更	557
(6) 本店所在地の変更	557
(7) その他の変更	557
11. 自己株式関係	557
(1) 自己株式の取得	557
(2) 自己株式の消却	557
(3) 自己株式処分に係る募集	557
12. 株式事務関係	558
(1) 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む。）	558
(2) 株式取扱規則の制定又は変更	558
13. 代表者等の変更	558
(1) 代表者（東証に対する代表者である代表取締役等）の変更	558
(2) 情報取扱責任者の変更	558
(3) 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更	558
14. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更	558
15. 独立役員届出書の内容変更	559
16. 企業行動規範関係	559
(1) 書面による議決権行使等の定めに係る報告	559
(2) 上場会社の機関に係る報告	559
(3) 社外取締役の確保に係る報告	559
(4) 公認会計士等に係る報告	559
(5) 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	559
(6) 取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告	559
17. その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項	560

〔3〕 適時開示に係る提出書類 **561**

1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告	561
2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	561
3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面	563
4. 支配株主との取引状況等に関する報告	563
5. 会社情報の公開に関する通知書	564
6. 情報取扱責任者変更通知書	564
7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書	565

〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書 **566**

コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領	567
別添1【コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則】	588
別添2【プライム市場向けのコードの各原則】	590
別添3【少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示】	591
別添4【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】	602



第 1 編 総 説



第1編第1章 適時開示制度の概要等

1. 適時開示の意義

金融商品市場の機能は、国民の有価証券による資産運用と企業の有価証券の発行による長期安定資金の調達とを適切かつ効率的に結び付けることによって、国民経済の発展に資することにあります。この機能が十分に発揮されるためには、市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼が確保されていることが必要であり、有価証券について適切な投資判断材料が提供されていることが前提となります。

このような投資判断材料の提供の機能を果たす制度として、金商法に基づく法定開示制度（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書など）と、金融商品取引所における適時開示制度が併存しています。適時開示制度は、金融商品取引所の規則により、重要な会社情報を上場会社から投資者に提供するために設けられているものであり、投資者に対して、報道機関等を通じてあるいはT D n e t（適時開示情報伝達システム）により直接に、広く、かつ、タイムリーに伝達するという特徴があります。

金融商品市場においては時々刻々と発生する各種の会社情報によって売買が大きな影響を受けることが多いことなどから、投資者にとって、適時開示は大変重要なものとなっています。特に、近年のように、企業を取り巻く環境の変化が著しい時代にあつて、最新の会社情報を迅速、正確かつ公平に提供する適時開示の重要性が、より一層高まっています。

会社情報の適時開示はその担い手である上場会社が主体的な役割を果たすものであり、上場会社各社において、会社情報の適時開示の意義・重要性についての十分な認識と開示に対する真摯な姿勢が強く期待されるとともに、適時適切な情報開示を実行するための社内体制の整備が求められます。

東証では、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであるという基本認識のもと、上場規程の中に会社情報の適時開示に関する規定を設け、上場会社に対して、重要な会社情報を適時、適切に開示することを義務付けています。

2. 会社情報の適時開示制度の概要

（1）誠実な業務遂行に関する基本理念

上場規程では、上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならないことを定めています。

上場会社各社におかれては、この基本理念の趣旨を十分にご理解いただいたうえで、誠実な業務遂行に努めるとともに、積極的な適時開示に取り組むようにしてください。

【上場規程第401条関係】

（2）適時開示体制の整備

重要な会社情報の適時開示が適切に行われることは、金融商品市場において自己責任原則のもとで投資を行う大前提として、投資者にとって極めて大きな意味を有しています。したがって、上場会社は、真に適切な情報開示を行える有効な社内体制を整備する必要があります。

適時開示体制を適切に整備するうえで特に重要なポイントは、以下の3点です。

1. 適時開示体制を有効に整備・運用するために、経営者自らが開示の重要性に対する明確な姿勢・方針を打ち出し、かつ社内にこれを啓発していくこと。
2. 適時開示を適切に行ううえで達成しなければならない要点を明確化すること。
3. 整備した体制を適切に運用していくために、内部監査部門をはじめ取締役、監査役等（監査等委員会設置会社においては監査等委員等、指名委員会等設置会社においては監査委員会等）による適時開示体制を対象としたモニタリングを行うこと。

上場会社の適時開示体制に関する概要については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載事項として、日本取引所グループウェブサイト（コーポレート・ガバナンス情報サービス）などを通じて広く提供されています。

URL <https://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>
 (: 上場会社情報 - コーポレート・ガバナンス情報サービス)

(3) 適時開示が求められる会社情報

適時開示が求められる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える上場会社の業務、運営又は業績等に関する情報です。具体的に開示すべき項目は以下に掲げる種類に区分されます。個々の開示すべき項目に関する実務上の取扱い等については、「第2編 会社情報適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

上場規程において、上場会社は、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準（以下「軽微基準」という。）に該当するものを除き、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。軽微基準に該当するかどうか明らかでない場合にも、適時開示を行うことが義務付けられますので、十分に留意してください。

〔適時開示が求められる会社情報〕

○上場会社の情報

- ・上場会社の決定事実
- ・上場会社の発生事実
- ・上場会社の決算情報
- ・上場会社の業績予想、配当予想の修正等
- ・その他の情報

(投資単位の引下げに関する開示、財務会計基準機構への加入状況等に関する開示、MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示、支配株主等に関する事項の開示、非上場の親会社等の決算情報、事業計画及び成長可能性に関する事項の開示、上場維持基準への適合に向けた計画の開示)

○子会社等の情報

- ・子会社等の決定事実
- ・子会社等の発生事実
- ・子会社等の業績予想の修正等

〔適時適切な会社情報の開示の実践〕

上場規程に定められた内容は、会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、これらの内容を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはなりません。上場会社には、当該上場会社について生じた情報の個別具体的な事情に照らし、投資者の投資判断に影響を与えると想定される事情が存在する場合には、その内容の適時開示を積極的に行うことが求められます。

【上場規程第411条の2】

(4) 開示時期

上場会社は、上場規程に基づき、重要な会社情報の決定又は発生時に、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

実際に開示すべき時期については、取締役会決議などの形式的な側面にとらわれることなく、実態的に判断することが求められ、上場会社自らの意思による決定事実については、会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点での開示が必要となり、外部要因により生ずる発生事実については、その発生を認識した時点での開示が必要となります。

会社情報の適時開示については、投資者への迅速な情報伝達や、市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮する観点を踏まえ、立会時間中であるか否かを問わず、情報の発生後直ちに行うようにしてください。

(5) 開示資料において記載すべき内容（開示事項）

会社情報の適時開示は、投資者に投資判断材料を提供する役割を担うものであることから、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように、十分かつ的確に会社情報の概要等を記載した開示資料を作成することが極めて重要です。

施行規則では、上場会社が会社情報の適時開示に際して、原則として開示することが求められる事項を、次のとおりと定めています（開示された内容のうちに、これらのいずれかに相当する事項が欠けた場合には、東証において不適正な開示と判断する場合があります。）。

- a. 上場会社が決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯
- b. 決定事実又は発生事実の概要
- c. 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
- d. その他当取引所が投資者の投資判断上重要と認める事項

【施行規則第402条の2第1項】

また、上場会社は、会社情報の適時開示に関し、次の事項を遵守するものとされています。開示資料の作成にあたっては、十分に留意してください。

- ・ 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- ・ 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- ・ 開示する情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- ・ その他開示の適正性に欠けていないこと。

【上場規程第412条第1項】

※ 本ガイドブックにおいて示している開示事項のすべてを記載していなかったとしても、「開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。」に直ちに抵触するものではありません。投資判断上重要と認められる情報や投資判断上誤解を生じせしめるものに該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して判断すべきものと考えられます。

実務上の取扱い等は、「第2章 適時開示に関する実務要領」及び「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

(6) 会社情報の開示に係る審査

日本取引所自主規制法人（以下「自主規制法人」という。）は、上場規程に基づく会社情報の開示に係る審査（以下「開示審査」という。）を、会社情報の開示の適正性を確保するために必要かつ適当と認めるときに行うこととしています。

開示審査は、重要な会社情報の開示について次の観点から行うこととしています。これらの観点から問題があると判断される場合には、不適正な開示として、上場規程違反となるおそれがありますので、

十分に留意してください。詳細は、「第3編第2章 上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。

- ・ 開示の時期が適切か否か。
- ・ 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか。
- ・ 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか。
- ・ 開示された情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないかどうか。
- ・ その他開示の適正性に欠けていないかどうか。

【上場規程第412条第2項、上場管理等に関するガイドラインII関係】

(7) 会社情報の東証に対する事前説明

重要な会社情報の適時開示等を円滑に行うために、上場会社は、上場規程第402条から第411条の2まで及び第416条の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、東証に事前に当該開示に係る内容を説明することが義務付けられています。

【上場規程第413条関係】

東証では、上場会社ごとに、「上場会社担当者」を設けています。TDnetに開示資料をオンライン登録した場合には、東証から上場会社の担当者に直接電話して説明を求めることとなります（通常は30分以内に電話連絡します。）。東証からの連絡があるまでの間、当該開示資料について説明できる方（情報取扱責任者に限定するものではありません。）が待機するようにしてください。

(8) 会社情報をウェブサイトに掲載する場合の留意事項

適時開示が求められる会社情報について、ウェブサーバ内の公開ディレクトリ（ウェブサーバ内のフォルダのうちインターネットを経由して外部者からのアクセスが可能なフォルダをいいます。）に保存しようとするときは、TDnetを利用して当該会社情報の開示がされた時以後に保存する、又は、開示がされる前に保存する場合はパスワードなどによりアクセス制御を行うなど、外部者が当該資料に容易にアクセスできないよう適切な対策を講じることが義務付けられています。

【上場規程第413条の2関係】

適時開示事項には、内部者取引規制上の「重要事実」に該当する情報が含まれています。公表予定時刻より前に外部者がその情報に容易にアクセスできるような場合には、外部者が当該情報を利用した取引を行うことにより、金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがありますので、適切な対策を講じてください。

また、自社ウェブサイトへの会社情報の掲載手順については、社内でルール化したうえで周知徹底される必要があります。併せてその遵守状況について定期的に点検を行うようにしてください。

(9) 会社情報の適時開示の方法

適時開示は、TDnetを利用して行う必要があります（詳細は、「第2章 4.（2）TDnetへの登録」を参照してください。）。

【上場規程第414条関係】

TDnetは、適時開示情報を公平、迅速かつ広範に伝達するために、国内金融商品取引所等が共同利用するシステムです。上場会社は、適時開示を行う当日に、TDnetオンライン登録サイトより、TDnetに開示資料の登録を行い、東証（東証のほか他に他の金融商品取引所にも重複上場している場合は、上場している各金融商品取引所。以下本項目において同じ。）からの照会に係る対応や東証に対する事前説明を行います。その後、東証における開示処理を経て、指定された開示時刻になると、登録された開示資料がTDnetを通じて多数の報道機関に伝達されます。また、それと同時に、「適時開示情報閲覧サービス」に掲載され、公衆の縦覧に供されます。なお、他の金融商品取引所に重複上場している場合であっても、TDnetで適時開示を行うことにより、適時開示は完了することとなります。

※ 「適時開示情報閲覧サービス」への掲載は、内部者取引規制上の公表措置の一つとなっており、開示資料が「適時開示情報閲覧サービス」に掲載された時点で、内部者取引規制上の重要事実及び公開買付け等事実に係る公表措置が完了することになります（金商法施行令第30条第1項）。

(10) 会社情報に係る照会事項の報告及び開示

上場会社は、会社情報に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられており、さらに、東証が報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の東証への報告を行うことが義務付けられています。

また、照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と東証が認める場合には、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第415条関係】

有価証券又はその発行者等に関する情報について報道又は噂が流布されている場合や、東証が外部からの通報を受けた場合などにおいては、東証から上場会社に対して、流布されている情報等の真偽等の照会を行うことがありますので、上場会社は照会事項について正確に回答してください。また、流布されている情報等について上場会社が真偽を明らかにすることが必要かつ適当と東証が認める場合に、当該照会に対する回答内容について開示を求めることがあります。この場合には、上場会社は、直ちに開示を行うことが義務付けられています。

東証により開示が必要であると認められたにもかかわらず無為に放置することは、上場規程違反となる場合があるだけでなく、金融商品市場における公正な価格形成を阻害し、上場会社に対する信頼をも失わせるおそれがありますので、十分に留意してください。

また、有価証券又はその発行者等に関する情報について報道又は噂が流布されている場合には、東証が投資者に対して注意喚起を行うことがあります。注意喚起制度の詳細は、「第1章2.【注意喚起制度の概要】」を参照してください。

(11) 開示内容の中止、変更、訂正

上場会社は、既に開示した重要な会社情報の内容について行わないことを決定した場合や変更すべき事情が生じた場合は当該内容を「開示事項の中止・変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の追加、訂正又は説明」として、開示することが義務付けられています。

また、決算短信・四半期決算短信を開示した後に、開示内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合は当該変更又は訂正の内容を、例えば「決算発表資料の訂正」などとして開示することが義務付けられています。ただし、開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合にあっては、投資者の投資判断上重要な変更・訂正である場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています（決算短信・四半期決算短信の変更又は訂正の内容の開示の取扱い等については、「第2編第3章1.（3）① 発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください）。

【上場規程第416条等関係】

また、上場規程によらず上場会社の任意によりT D n e tを利用して開示を行った場合においても、その内容について行わないことを決定した場合や、変更・訂正すべき事情が生じた場合は当該内容を開示することが求められます。

(12) 情報取扱責任者の届出

上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務付けられています。

【上場規程第417条関係】

情報取扱責任者には、東証が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌っていただきます。具体的には、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくことになります。

情報取扱責任者を変更する場合や、届出内容（氏名、役職、連絡先）に変更が生じる場合には、速やかに東証まで届け出ることが必要となります。なお、役員の改選等で事前に情報取扱責任者の変更が見込まれる場合には、就任予定日を付したうえで、事前に届け出ていただいても差し支えありません。

情報取扱責任者の変更の届出は、T a r g e t を利用してください。

URL <https://portal.arrowfront.jp/target/x/tseics/webportal/top.html>

（「書類を提出する」→「会社基本情報（情報取扱責任者変更）」）

【TDnet 利用上の注意】

TDnetは、投資判断に影響を与える会社情報を広く投資者に周知するためのシステムであり、東証が構築・運営し国内金融商品取引所等が共同で利用しています。

上場規程に基づく開示義務がある会社情報を開示する場合だけでなく、投資判断に有用と考えられる会社情報を任意で開示する場合にも、より広範に投資者に周知する観点から、できる限りTDnetを利用して開示してください。この場合には「適時開示情報」として情報を登録していただくことで、東証の運営する「適時開示情報閲覧サービス」を通じて直接的に、併せて報道機関や情報ベンダーを通じて間接的に、情報が投資者に周知されます。

上記のほかTDnetは、投資者ではなく報道機関等に向けて、投資判断情報の提供以外の目的で情報を伝達する場合にも、利用することができます。この場合には「PR情報等」として情報を登録していただくことで、「適時開示情報閲覧サービス」には情報を掲載せず、報道機関や情報ベンダーにのみ伝達します。

ただしTDnetはその公共的な目的ゆえに、主要な報道機関や情報ベンダーとの直結が認められているシステムであるため、いずれの方法で利用する場合でも、誹謗中傷など他者の名誉・信用を毀損する等の他者の権利若しくは利益を侵害する、又はそのおそれのある内容や、公序良俗に反する内容を掲載することはできませんのでご注意ください。

「適時開示情報」と「PR情報等」の使い分けに関する考え方は以下のとおりです。

(1) 「適時開示情報」として開示すべき場合

上場規程上の開示義務がある場合には「適時開示情報」として開示する必要があります。

また、上場規程上の開示義務はないものの一定程度業績に与える影響が見込まれる場合や、決算に係る会社説明会資料、月次の業績速報、経営計画に係る資料などは、投資判断上有用であると考えられることから、「適時開示情報」として開示してください。

(注) 「適時開示情報」として開示する場合には、上述のとおり、投資判断上有用な情報を投資者に提供するために開示するものと位置づけられます。したがって、開示すべき項目の実務上の取扱い等を参考にしうえて、開示資料には投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項をわかりやすく記載するなど、投資者に対する投資判断材料を提供する観点から適切なものとなるよう留意してください。

(2) 「PR情報等」として登録すべき場合

単なる組織変更や社員の人事異動、定例的な販売キャンペーンの開始等で業績に与える影響がほとんど見込まれないものなど、投資判断上有用な会社情報以外の会社情報を報道機関等に向けて伝達する場合には、「適時開示情報」ではなく「PR情報等」として登録してください。

(注) 「PR情報等」に係る資料（プレスリリース）の作成に際しても、「適時開示情報」と同様に客観的な事実に基づく明確かつ平易な説明に努め、不明瞭・不明確な記述は避けてください。また、表題についても、情報の内容を的確に表すものとし、誤解を招く可能性のある表現は避けてください。

(3) 「適時開示情報」と「PR情報等」の掲載範囲

「適時開示情報」と「PR情報等」は、下表のとおり、「適時開示情報閲覧サービス」への掲載の有無という点で、情報の掲載される範囲が異なります。

	「適時開示情報」	「PR情報等」
「適時開示情報閲覧サービス」への掲載	○	×
「東証上場会社情報サービス」への掲載（※1）	○	○
報道機関・情報ベンダーへの配信	○	○
「TDnetDBS」への掲載	○	○

※1 「東証上場会社情報サービス」への掲載は、開示・登録が行われた翌日となります。

※2 各サービスの概要については、「第1章3.（参考1）TDnetの概要」を参照してください。

【「適時開示情報」と「PR情報等」のTDnet登録時の電話連絡について】

TDnetにオンライン登録した際の電話連絡については、以下のとおりです。

① 「適時開示情報」登録時

東証から上場会社の担当者に直接電話して説明を求めることとなります（通常は30分以内に電話連絡します）。東証からの連絡があるまでの間、当該開示資料について説明できる方（情報取扱責任者に限定するものではありません。）が待機するようにしてください。

② 「PR情報等」登録時

原則として東証からの電話連絡は行いませんが、形式的な不備や内容について確認すべき事項等が認められる場合には連絡をいたします。連絡が取れず不備等が解消されない場合には指定時刻に公表できないことがありますので、ご注意ください。なお、登録処理の状況はTDnetオンライン登録サイトのホーム画面上、提出済開示情報一覧の「状態」欄でご確認いただけます（東証側での処理が完了しますと、ステータスが「開示待」となります。）。

※ 英文資料や、縦覧書類のうち東証の上場会社担当者が提出完了のための処理を行うもの（独立役員届出書、法定事前・事後開示書類の写し、譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書等）についても同様の取扱いとなります。

【売買停止制度の概要】

東証では、公正な価格形成と投資者保護を図る観点から、必要に応じて上場有価証券の売買を停止する制度（以下「売買停止制度」という。）を設けています。

【業務規程第29条】

a. 売買停止を行う場合

有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は東証が当該情報の内容を周知させる必要があると認める場合。

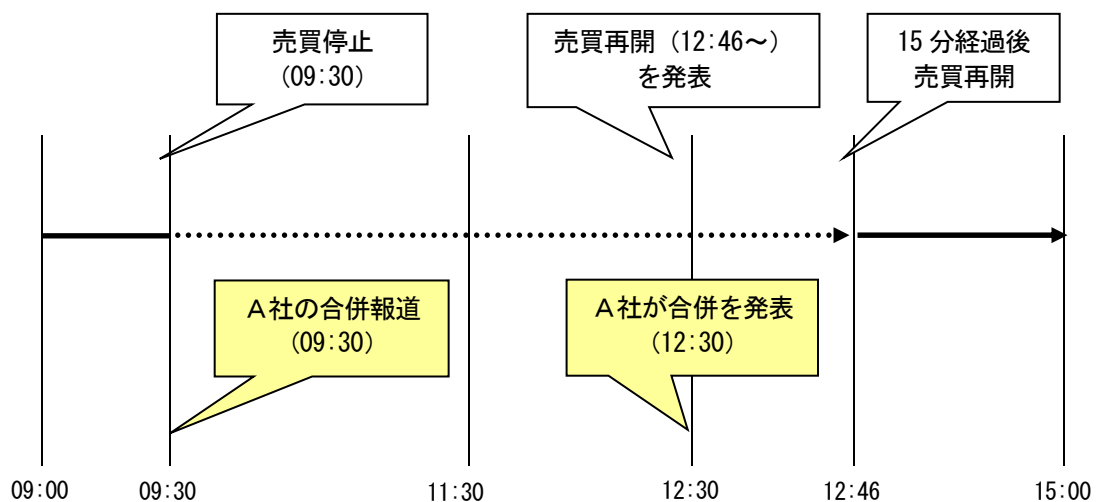
b. 売買停止の期間

(a) 上場会社の合併など、投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が上場会社による開示に基づかずに報道され、売買を停止した場合、その真偽等について当該会社による情報開示が行われた後、原則として、15分を経過した時点で売買を再開することとなります。

(b) 上場会社の合併など、投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報について当該会社による情報開示が行われ、売買を停止した場合、原則として、15分を経過した時点で売買を再開することとなります。

(c) ただし、当該会社情報により監理銘柄・整理銘柄の指定が行われる場合には、売買停止の取扱いについては、原則として、以下のとおりとなります。

- ・監理銘柄への指定：東証による割当て発表後、15分経過後に売買を再開
- ・整理銘柄への指定：東証による割当て発表日の翌営業日から売買を再開



c. 上記の a. に該当する場合のほか次の場合にも売買を停止します。

- 売買の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他売買管理上売買を継続して行わせることが適当でないとする場合
- 売買システムの稼働に支障が生じた場合、有価証券の売買に係る東証の施設に支障が生じた場合等において売買を継続して行わせることが困難であると認める場合
- 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合

【注意喚起制度の概要】

東証では、有価証券又はその発行者等の情報に関し、投資者に対する周知を目的として、必要があると認める場合には、投資者に対して注意喚起を行うことができる制度（以下「注意喚起制度」という。）を設けています。具体的には、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報のうち、その内容が不明確であるもの（以下「不明確な情報」という。）が発生した場合や、その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情がある場合で、東証がその周知を必要と認める場合に注意喚起を行います。

【業務規程第30条】

- ※ 注意喚起制度は、不明確な情報に関する適切な情報開示までに時間を要する場合や、直ちに開示できる情報が限定される場合等に、機動的かつ柔軟に、投資者に注意喚起することを目的とした制度であって、上場規程の実効性の確保に関する処分又は措置ではありません。
- ※ 注意喚起制度は、東証が必要と認めた場合にその都度注意喚起を行うものであり、解除を伴うものではありません。不明確な情報が発生した当日に複数回注意喚起を行う場合や、同一の不明確な情報に対して、当該情報が発生した当日の翌営業日以降も連続して注意喚起を行う場合があります。
- ※ 注意喚起の実施の判断は、売買停止の実施の判断とは別に行います。

a. 注意喚起を行う場合

「投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報」としては、例えば、エクイティ・ファイナンスに係る情報、買収や経営統合に係る情報、「業績予想の修正等」として情報開示が必要となる決算に係る情報、法的整理や私的整理に係る情報、虚偽記載に係る情報等が考えられます。

また、「その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情がある場合」としては、例えば、決定事実、発生事実、決算情報又は業績予想の修正等の開示時期を過ぎているにもかかわらず、開示を行わない場合や、投資者の投資判断を誤らせるおそれがある不明確な情報が発生しているにもかかわらず、当該不明確な情報について投資者による真偽の判断に資する情報開示を上場会社が行っていないと東証が認める場合等が考えられます。

なお、東証が「その周知を必要と認める場合」に注意喚起を行うため、上記に該当する場合に常に注意喚起するものではありません。

b. 注意喚起の方法

注意喚起は、取引参加者への通知、報道機関への公表及び日本取引所グループウェブサイトへの掲載等の方法により行います。

c. 信用取引残高の日々公表

注意喚起の対象となった上場会社が発行する有価証券について、東証が必要と認めた場合に、その信用取引残高を日々公表することとしています。

【有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第2条第1号】

(a) 新たに日々公表の対象となる場合

以下のいずれかに該当する場合であって、その事由が株価や売買高等に大きな影響を与えたと東証が認めたときなどに、その翌営業日から、信用取引残高を日々公表することとします。

- ① 決定事実、発生事実、決算情報又は業績予想の修正等の開示時期を過ぎているにもかかわらず、開示を行わない場合
- ② 不明確な情報について投資者による真偽の判断に資する情報開示を上場会社が行っていないと東証が認める場合

なお、適切な開示が行われた場合であっても、開示時刻によっては翌営業日のみ信用取引残高を公表することがありますので、ご注意ください。

(b) 日々公表を取り止める場合

(a) により信用取引残高の日々公表が行われている銘柄が、以下のいずれかに該当する場合には、翌営業日から、信用取引残高の日々公表を取り止めることができるものとします。

① 適切な開示が上場会社によって行われた場合

② 「「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン」に定める「日々公表銘柄」からの解除基準に該当した場合

※当該ガイドラインは日本取引所グループウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/agreement/index.html>)

③ その他、日々公表の対象となった時から相当の期間が経過する等、東証が日々公表の取り止めが適当と認めた場合

【不明確な情報の真偽を明らかにする開示】

有価証券又はその発行者等に関する情報について報道又は噂が流布されている場合などにおいては、東証から上場会社に対して、流布されている情報の真偽等の照会を行うことがありますので、上場会社は照会事項について正確に回答してください。また、流布されている情報について上場会社が真偽を明らかにすることが必要かつ適当と東証が認める場合に、当該照会に対する回答内容について開示を求めることがあります。この場合には、上場会社は、直ちに開示を行うことが義務付けられています。

【上場規程第415条第1項、第2項】

a. 総説

この開示の要請は、回答内容が適時開示上の軽微基準に該当するか否かにかかわらず、流布されている情報が投資者の投資判断上重要かといった観点から行います。

上場会社としては、不明確な情報が発生した場合において、流布されている情報が事実に沿ったものであるときには、実際の状況などについて投資者の投資判断に資するよう適切に開示することが求められます。一方、当該情報の全部あるいは一部が事実と反しているときには、それを否定するなど適切に開示することが求められます。いわゆる「コメント」の開示を行う場合であっても、例えば、「当社が公表したものではありません。」といった内容のみにとどまる開示は、不明確な情報に関する真偽等が何ら明らかとなっておらず、投資者の投資判断に資するものとはならないため、開示する情報としては不適切と考えられますので、真偽等の事実関係について可能な限り踏み込んだ開示を行うようお願いいたします。

なお、注意喚起制度との関係について言えば、この照会及び開示の要請は常に注意喚起に先立って行われるとは限りません。特に立会時間中に不明確な情報が発生した場合などは、機動的に投資者に注意喚起を行う観点から、上場会社への照会及び開示の要請に先立って注意喚起を行うことがあります。

また、東証により開示が必要であると認められたにもかかわらず無為に放置することは、上場規程違反となる場合があるだけでなく、金融商品市場における公正な価格形成を阻害し、上場会社に対する信頼をも失わせるおそれがありますので、十分に留意してください。特に、自社以外の第三者との関係から真偽を明らかにする開示ができないという事態が生じないよう、第三者が関与する案件（買収や経営統合等）に係る交渉等を開始する場合には、あらかじめ当該第三者との間で、当該案件に係る報道又は噂が流布されたときには進行状況などの情報開示を行うことについて合意を得ておくことが望まれます。

さらに、不明確な情報の真偽を明らかにする開示を行った場合であって、その後、開示した内容について重要な進捗や変更があったときには、その内容について開示してください。

b. エクイティ・ファイナンスに係る不明確な情報が発生した場合の留意事項

東証では、上場会社のエクイティ・ファイナンスに係る不明確な情報が発生した場合にも、真偽等の照会及び真偽を明らかにする開示の要請を行うことがあります。

エクイティ・ファイナンスに関して、有価証券届出書の提出前に当該エクイティ・ファイナンスに係る情報発信を行う場合には、金商法上の届出前勧誘に係る規制に留意する必要がありますが、開示ガイドライン2-12においては「取引所の定款その他の規則に基づく情報の開示」が「有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しない」とされており、エクイティ・ファイナンスに係る不明確な情報が発生した上場会社が、東証の求めに応じてエクイティ・ファイナンスの実施に係る検討状況などについて踏み込んだ開示を行ったとしても、届出前勧誘に係る規制には抵触しないものと考えられます。

なお、いわゆる「コメント」の開示において、エクイティ・ファイナンスの実施に係る検討状況などについて踏み込んだ開示を行う場合には、開示資料において、例えば、以下のような注意文言を付すことにより、当該開示資料が取得勧誘又は売付け勧誘等を目的とするものではないことを明らかにしてください。

(記載例)

ご注意：この資料は、取得勧誘又は売付け勧誘等を目的として作成されたものではありません。

c. 決算・業績に係る不明確な情報が発生した場合の留意事項

東証では、決算や業績に係る不明確な情報が生じた場合にも、真偽等の照会及び真偽を明らかにする開示の要請を行うことがあります。

東証からの情報開示の要請は、おおむね業績予想の修正に関する適時開示の基準に準じて行うものとしています。また、決算や業績に係る不明確な情報について実態との乖離が大きい場合や、上場有価証券の売買や注文の動向から投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる場合においても、真偽等の事実関係の開示を求める場合があります。なお、不明確な情報として流布されている内容が四半期の決算や業績に関する情報である場合でも、その内容が通期の業績に関する影響を類推させるものである場合には、真偽等の事実関係の開示を求める場合があります。

決算に関する情報は、決算期末の経過後、上場会社各社における決算作業や監査人及び監査役（監査委員）による監査・レビューなどの所定の手続きを経て段階的に確定していく性質があり、不明確な情報が生じた時点の開示において、上場会社として真偽等の事実関係にどこまで踏み込んだ内容に言及できるかは、ケースバイケースであると思われます。

したがって、決算や業績に係る不明確な情報が発生した場合に、真偽を明らかにする開示を行う際の情報開示の方法としては、いわゆる「コメント」の開示以外にも、「業績予想の修正等」の開示や、決算内容の開示予定時期の前倒しなどの方法も想定されるところであり、個別具体的な事情を踏まえつつ、適切な方法をご検討ください。

3. 適時開示制度以外の上場管理制度の概要

(1) 株式事務等に関する遵守事項

① 株式事務代行機関への委託

上場内国会社は、株式事務を東証の承認する株式事務代行機関（会社法第123条に規定する株主名簿管理人であって、名義書換事務のほか、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、上場会社とは別法人の機関をいう。）に委託することが義務付けられています。なお、現在、東証では、信託銀行、東京証券代行（株）、日本証券代行（株）及び（株）アイ・アールジャパンを株式事務代行機関として承認しています。

【上場規程第424条関係】

② 株式分割の効力発生日等

上場内国会社は、株式分割又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めることが義務付けられています。

また、上場内国会社は、この場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とすることが義務付けられています。

【上場規程第427条関係】

③ 公告に係る情報の広範な周知

上場内国会社は、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図ることが義務付けられています。

【上場規程第429条関係】

会社法の規定により、株式会社の行う公告については、日刊新聞紙や官報への掲載、電子公告による方法によることが求められていますが、広く株式を公開する上場会社にあつては、特定地域に限定されない多数の投資者によって株式が取得される可能性があることなどを踏まえ、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図ることが必要となります。

広範な周知の方法としては、例えば、電子公告による方法や、日刊新聞紙の全国版を定款上の公告紙として定める方法などが考えられます。また、広く一般に周知するために有効な手段であるTDnetを用いた開示や、自社ウェブサイトへの掲載を併せて実施するなど、常に周知について配慮を行うことが求められます。

また、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の予備的公告方法により公告を行う場合においても、広範な周知を図ることが求められますので、十分に留意してください。

(2) 書類の提出等の手続

上場会社が行うべき書類の提出等の手続の概要は以下のとおりです。これらの書類の提出は、東証が提出書類ごとに定める方法（「Target」や「TDnetオンライン登録サイト」等）を利用して行ってください。

① 書類の提出等

上場会社は、上場規程及び施行規則で定めるところにより、東証に対して書類の提出等を行うことが義務付けられています。また、上場会社は、東証が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出することが義務付けられており、東証が必要と認める場合には公衆の縦覧に供されることとなりま

す。

なお、当取引所に提出すべき書類のうち、当該書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、当取引所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとしています。

【上場規程第421条関係】

② 第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

上場会社が、第三者割当を行う場合には、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務付けられています。

【上場規程第422条関係】

③ 金商法に基づく書類の東証への提出等

金商法により上場会社に作成及び内閣総理大臣への提出が義務付けられている法定開示書類の中には、その写しを東証へ提出することが法律上義務付けられている書類がありますが、EDINETを通じて提出している場合には、書面の写しを提出する必要はありません。ただし、システムトラブル等の事由により、EDINETを通じた提出が行えず、書面により提出する場合には、東証にも当該書類を提出してください。

なお、次の書類についてはEDINETを通じて提出している場合においても、上場規程に基づきその写しを東証へ提出することが義務付けられています。

- ・有価証券通知書
- ・発行登録通知書

※ 目論見書を同時に作成する場合は、目論見書は書面にて提出してください。

(3) 企業行動規範

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能の適切な発揮のため、企業行動において適切な対応をとることが求められています。こうした観点から、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対して努力すべき事項を明示する「望まれる事項」により構成された企業行動規範が上場規程において定められています。

詳細は、「第3編第1章 企業行動規範の概要」を参照してください。

【上場規程第432条～第452条関係】

(4) 上場会社に対する自主規制

上場規程では、上場規程の違反行為などに対して、特別注意銘柄への指定や、改善報告書・改善状況報告書の提出、公表措置や上場契約違約金の徴求など、その実効性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

詳細は、「第3編第2章 上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。

【上場規程第503条～第510条関係】

(5) 上場廃止

東証では、上場株券等が上場規程に定める上場廃止基準に該当する場合に、その上場を廃止することとしています。

上場廃止基準の詳細については、日本取引所グループウェブサイトを参照してください。

【上場規程第601条～第610条関係】

(参考1) TDnetの概要

TDnet (Timely Disclosure network: 適時開示情報伝達システム) は、公平・迅速かつ広範な適時開示を実現するために提供されているシステムです。TDnetは、上場会社が行う適時開示に係る一連のプロセス (具体的には、①東証への開示資料の提出、②東証への事前説明 (開示内容の説明)、③「適時開示情報閲覧サービス」への掲載、④「東証上場会社情報サービス」への掲載、⑤報道機関への情報配信、⑥ファイリング (開示資料のデータベース化)) を総合的に電子化しています。

上場会社は、会社情報の適時開示を行う場合に、TDnetを利用することが上場規程により義務付けられています。

それぞれのシステム・サービスの概要は以下のとおりです。

○TDnet オンライン登録サイト

URL <https://online.td5.arrowfront.jp/onre/>

※ TDnet オンライン登録サイトは、国内金融商品取引所の上場会社等が作成した適時開示資料等を、TDnetに提出するためのサイトです。TDnet オンライン登録サイトの利用方法の詳細は、同サイト内の「ご利用ガイド」、または、上場会社ナビ掲載の「TDnet利用マニュアル」を参照してください。

※ TDnet オンライン登録サイト内の関連リンクから上場会社DBSをご利用いただくことができます。上場会社DBSでは、過去5年分の開示資料・縦覧書類・PR情報等を検索・閲覧することが可能となっており、上場会社は、自社の開示資料の作成にあたっての参考として、他社の開示事例等を参照することができます。

※ TDnetには、電子証明書がインストールされた端末からのみアクセス可能です。電子証明書は、ログイン用のIDに1対1で紐づくものです。

【上場会社DBSのみご利用いただく場合】

※ 上場会社DBSのみを利用する場合には、以下のURLからもアクセスすることができます。ログイン用のIDはTDnet オンライン登録サイトと共通ですが、電子証明書が組み込まれていない端末からもご利用いただけます (「デジタル証明書の選択」という画面が表示された場合は「キャンセル」を押下してください)。

URL <https://dbs.td5.arrowfront.jp/dbsl/jsp/main.jsp>

○適時開示情報閲覧サービス

URL <https://www.jpx.co.jp/listing/disclosure/index.html>

(日本取引所グループウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>) のトップページのリンクからも移動できます。)

※ 「適時開示情報閲覧サービス」は、適時開示情報を公衆の縦覧に供するための専用システムです。適時開示情報がTDnetに登録され開示処理がされると、直ちに「適時開示情報閲覧サービス」にて当該情報を閲覧可能となります。

※ 開示日当日及び過去30日分の開示資料を検索・閲覧することができます。

※ 適時開示情報閲覧サービスに掲載することにより、原則として、内部者取引規制に係る公表措置が完了することとなります。

○東証上場会社情報サービス (日本取引所グループウェブサイト内)

URL <https://www.jpx.co.jp/listing/co-search/index.html>

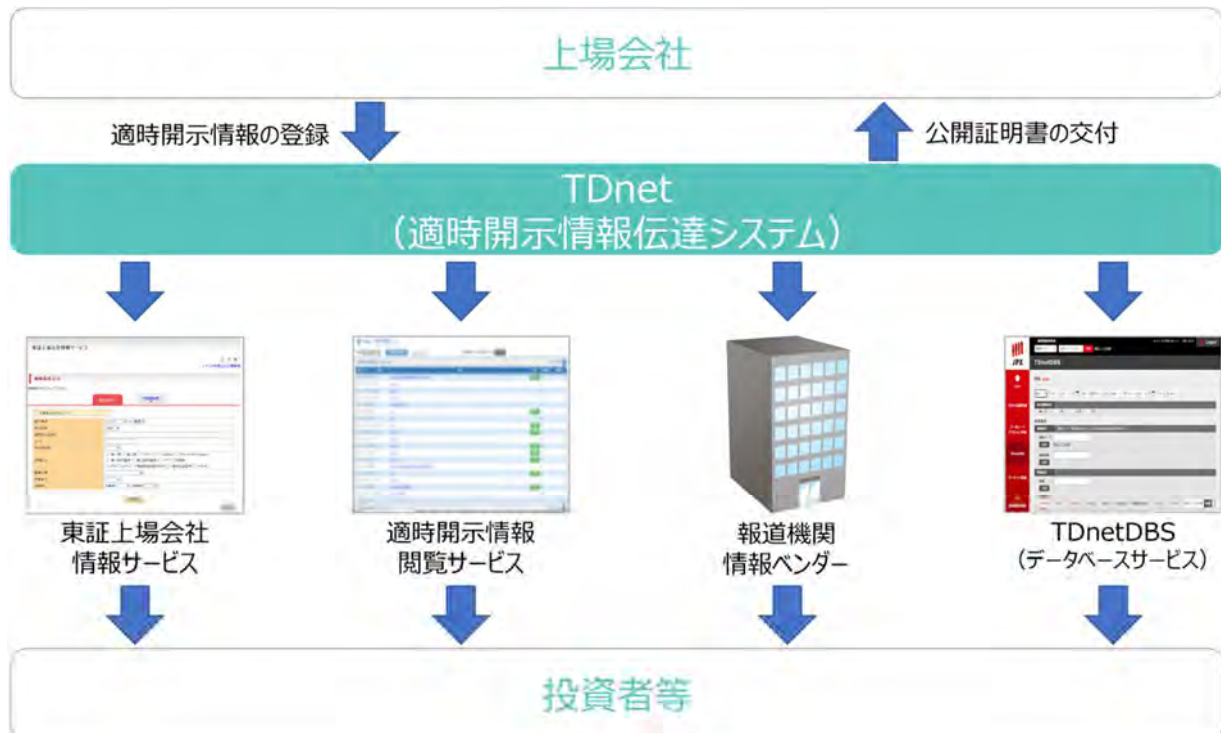
※ 「東証上場会社情報サービス」は、上場会社の基本情報・適時開示情報・PR情報等・縦覧書類を上場会社別

に閲覧するためのシステムです。「東証上場会社情報サービス」は、毎日夜間の定時点に更新されており、TDnetを通じて開示された適時開示情報等を「東証上場会社情報サービス」にて閲覧可能となるのは、開示が行われた次の更新以降となります。

※ 上場会社別に過去121か月分の適時開示情報、過去61か月分のコーポレート・ガバナンス報告書などの公衆縦覧書類を閲覧することができます。

※ なお、コーポレート・ガバナンス報告書については、日本取引所グループウェブサイト内のコーポレート・ガバナンス情報サービス (<https://www.jpx.co.jp/listing/cg-search/index.html>) でも閲覧することができます。

(TDnetのイメージ)



(参考2) Targetの概要

Target (Tokyo Stock Exchange advanced remote information system for general purpose transaction) は東証・証券保管振替機構等の運営者と、上場会社・取引参加者等の利用者を結ぶシステムです。東証から上場会社への連絡事項の伝達や、上場会社から東証への書類提出に用いており、また、規則や各種フォーマット等の掲載も行っています。Targetで授受される情報には機密性の高い情報が含まれるため、堅牢なアクセス制御などセキュリティを重視したシステムとなっています。

Targetは、「東証上場会社ポータルサイト」、「ほふりサイト」、「取引参加者サイト」等からなり(次ページ参照)、「東証上場会社ポータルサイト」では、上場会社と以下のような情報の授受を行っています。

○東証からの上場会社通知、お知らせ

(上場会社代表者通知、情報取扱責任者通知、株式事務担当者通知 等)

※ 上場規程をはじめとする規則改正や会社情報適時開示実務上の取扱いの改定などの通知を掲載するとともに、上場会社向けセミナーのご案内やアンケートのお願いなど東証からの各種の連絡が掲載されます。

○東京証券取引所所報

(発行・上場関係情報、規則改正新旧対照表 等)

○上場規程に基づく東証に対する提出書類

・会社基本情報

(株主名簿管理人、代表者、株式事務担当課、本社等所在地、情報取扱責任者などの変更届出)

・株式の分布状況表

・上場株式数報告書

・決算発表予定日入力

・発行新株式数確定通知、減少株式数確定通知

・新株予約権の権利行使に関する通知書、行使価額変更決定通知

・商号変更通知

・定款変更(事業年度の末日、定時株主総会に係る基準日、配当基準日の変更)

・臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書

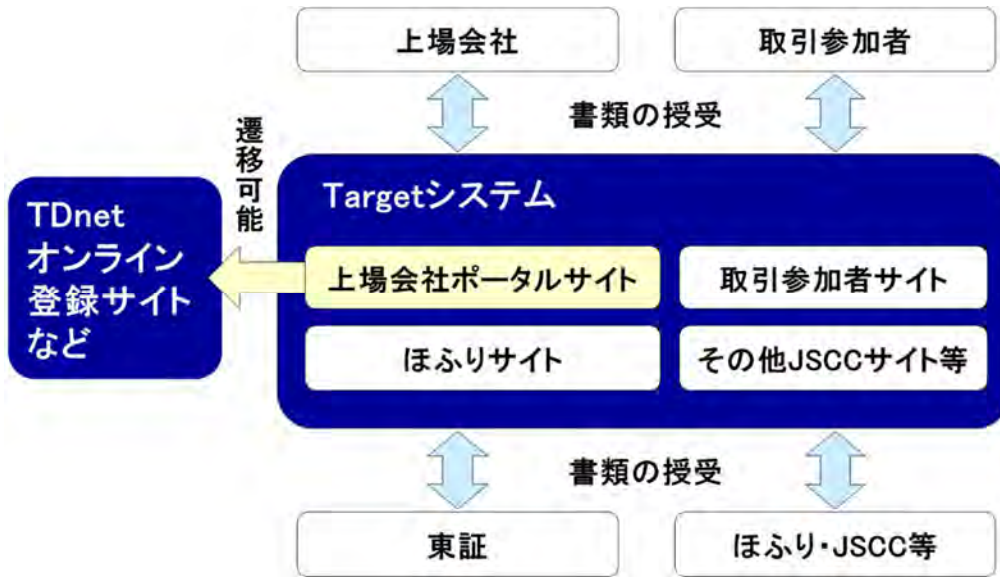
・有価証券上場廃止同意 等

「Target 東証上場会社ポータルサイト」

URL <https://portal.arrowfront.jp/target/x/tselcs/webportal/top.html>

※ 詳細は、「Target 東証上場会社ポータルサイト」内の各種マニュアルを参照してください。

(Targetのイメージ)



(参考3) 上場会社ナビの概要

上場会社ナビは、本ガイドブックに掲載の内容や開示実務等に関するよくある質問（FAQ）等をHTML形式で公開している、東証が運営するウェブサイトです。適時開示や東証への提出書類、TDnetやTargetの利用方法等に関する幅広いFAQがいつでも検索・閲覧可能なほか、開示様式例や提出書類フォーマットもダウンロードいただけます。

上場会社ナビは、こちらよりアクセスしてください。

URL <https://faq.jpx.co.jp/disclotse/web/index.html>



(上場会社ナビのイメージ)

上場会社ナビの活用場面

適時開示等について、分からないことや確認したいことがある
不明点等を気軽に、早期に、解消したい

上場会社ナビは、適時開示等に関する不明点等の解消にお役立ていただけます

【キーワードから検索】

✓ キーワードから該当する開示項目や関連するFAQの検索ができます。

【開示項目一覧から検索】

✓ 「決定事実」などの各ボタンを押下すると開示項目のボタンが一覧で表示されます。各開示項目ボタンを押下すると当該項目の詳細ページに遷移します。

【キーワードから検索】

✓ キーワードから該当する開示項目や関連するFAQの検索ができます。

【開示項目一覧から検索】

✓ 「決定事実」などの各ボタンを押下すると開示項目のボタンが一覧で表示されます。各開示項目ボタンを押下すると当該項目の詳細ページに遷移します。

【詳細ページでは詳細と関連するFAQを掲載】

✓ 詳細ページでは、開示基準（軽微基準）や注意事項の確認、記載要領や開示様式例のダウンロードのほか、関連するFAQを閲覧することができます。

(参考4) XBRLの概要

XBRL (eXtensible Business Reporting Language) とは、財務情報を効率的に作成・流通・再利用できるように標準化されたXMLベースのコンピュータ言語です。

XBRLにより財務データが開示されることによって、投資者は、当該データをシステムや表計算ソフトにそのまま取り込むことが可能となり、データの再入力・転記・加工などの時間が大幅に節約できます。また、特別のシステムを組むことなく汎用ソフトウェアを用いることにより過年度比較や他社比較を容易に行うことが可能になります。

加えて、上場会社においては、XBRLの持つデータ整合性チェック機能によりミスやエラーの防止が可能になることや、連結決算処理の合理化・迅速化や各種資料の作成作業が大幅に簡素化されることとなります。

米国をはじめとする諸外国の会社情報開示システムなどにおいても本格導入や実用化に向けた動きが進んでおり、我が国においても金商法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システムであるEDINETで導入されています。

XBRLの詳細は、日本取引所グループウェブサイトに掲載しています。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/disclosure/xbrl/01.html>

(: 株式・ETF・REIT等 上場制度 (内国株)

— 会社情報の適時開示制度 — 適時開示情報のXBRL化)

(参考5) 英文開示ポータルサイトの概要

英文開示ポータルサイト「JPX English Disclosure GATE」では、英文開示資料の様式例や英文開示に関する調査レポートなど、英文資料作成の負担軽減や英文開示の充実に向けた取組の検討に役立つ情報を提供しています。

「JPX English Disclosure GATE」(日本取引所グループウェブサイト内)

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/>

(: 株式・ETF・REIT等 上場会社のサポート — 英文開示)



第1編第2章

適時開示に関する実務要領

適時開示を行う場合には、通常、①適時開示を行う必要があるかを検討し、②適時開示のスケジュール等を確認したうえで、③適時開示資料を作成し、④適時開示を行うという手続きが必要となります。

本章では、上記①から④の各手続きにおいて、実務上一般的に留意を要する事項を記載しました。実際に適時開示を行う際には、本章及び「第2編 会社情報適時開示実務上の取扱い」の該当する開示項目の記載を参照のうえ、適時開示を行ってください。なお、適時開示を行う際の、一般的な手続きの流れは以下のとおりです。

1. 開示の要否の検討	① 個別の開示項目への該当性の検討 ② 軽微基準への該当性の検討 ③ バスケット条項への該当性の検討 ④ 任意の開示の検討
2. スケジュールの確認	① 開示時期の確認 ② 事前相談の要否・時期の確認 ③ 適時開示に関連する手続きの要否の確認 ④ 法定開示書類の提出の要否の確認
3. 開示資料の作成	① 「開示事項」及び「記載上の注意」の確認 ② 様式例等を利用した開示資料の作成 ③ 登録用ファイル（PDF）の作成
4. 適時開示の手続き	① TDnetへの登録 ② 適時開示情報閲覧サービスへの掲載 ③ その他の媒体での情報伝達

※ 適時開示を行った後に、開示した事項の中止・変更・訂正・経過に関する開示が必要となる場合があります。

※ 適時開示に関連して東証に対する書類の提出が必要になる場合があります。

【定期的な情報開示・書類提出について】

上場会社は、会社情報の決定・発生等が特にない場合であっても、決算情報等の定期的な情報開示、所定の書類の定期的な提出が必要です。決算情報等の開示については「第2編第3章 決算短信等」及び「第2編第5章 その他の情報」を、書類の提出については「第5編 東証への提出書類」を参照してください。

(参考：3月期決算の会社の開示・提出書類等に係る年間スケジュール例)

月	日	開示・提出書類	開示・提出方法等
4月	下旬	定時株主総会アンケート（※2）	アンケート画面の専用URL（4月上旬頃、通知にてURLを提供）
5月	原則、期末後45日以内（※3）	決算短信	T D n e t（適時開示資料を作成・提出する）
	期末後2か月以内	株券等の分布状況表（※4）	T a r g e t（書類を提出する→定期提出書類）
	電磁的な方法による提供日まで	株主総会資料	T D n e t（縦覧書類を作成・提出する）
	発送日まで	株主総会招集通知	T D n e t（縦覧書類を作成・提出する）
6月	変更が生じる日の2週間前まで	独立役員届出書	T D n e t（縦覧書類を作成・提出する）
	25日まで 総会後遅滞なく	決算発表予定日通知 コーポレート・ガバナンス報告書	T a r g e t（書類を提出する→定期提出書類） T D n e t（縦覧書類を作成・提出する）
	期末後3か月以内	支配株主等に関する事項など（※5）	T D n e t（適時開示資料を作成・提出する）
7月	-	-	-
8月	15日頃	東証から年間上場料等の請求書を送付（支払期日9月末）	T a r g e t（東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。）
	原則、期末後45日以内（※3）	第1四半期決算短信	T D n e t（適時開示資料を作成・提出する）
9月	25日まで	決算発表予定日通知	T a r g e t（書類を提出する→定期提出書類）
10月	-	-	-
11月	原則、期末後45日以内（※3）	第2四半期（中間期）決算短信	T D n e t（適時開示資料を作成・提出する）
12月	25日まで	決算発表予定日通知	T a r g e t（書類を提出する→定期提出書類）
1月	-	-	-
2月	15日頃	東証から年間上場料等の請求書を送付（支払期日3月末）	T a r g e t（東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。）
	原則、期末後45日以内（※3）	第3四半期決算短信	T D n e t（適時開示資料を作成・提出する）
3月	25日まで	決算発表予定日通知	T a r g e t（書類を提出する→定期提出書類）

※1 このほか、潜在株式がある場合（権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合）には、毎月「上場株式数報告」の提出が必要です。

提出が必要な会社には、毎月最終営業日の夕刻にT a r g e tのトップ画面の「未提出書類」に「上場株式数報告」を提供します。提出時期は提供された後から7日まで（1月と5月は10日頃まで）です。

※2 定時株主総会アンケートについては、3月期決算会社のみが対象となります。

※3 期末後45日目が休日にあたる場合は、その翌営業日までをいいます。

※4 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日が事業年度末日と異なる場合は、分布状況の判明後遅滞なく提出してください。

※5 開示が必要な会社のみ。詳細は「第2編第5章 その他の情報」を参照してください。

1. 開示の要否に関する留意事項

(1) 個別の開示項目への該当性の検討

上場会社が、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に影響を及ぼす事実についての決定を行い又はそのような事実が発生した場合、適時開示を行う必要がある場合があります。

このような事実についての決定を行い又はこのような事実が発生した場合には、まず、個別の開示項目への該当性を検討してください。個別の開示項目は上場規程に定められています。「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」もそれぞれの開示項目ごとに記載をしていますので、本ガイドブックの目次も利用のうえ、それぞれの開示項目への該当性を検討してください。

※ 複数の開示項目に該当する場合

決定又は発生した事実の内容によっては、1つの会社情報が複数の開示項目に該当する場合があります（例えば、資本業務提携に伴い第三者割当増資を行い割当先が主要株主となる場合、資本業務提携の実施という1つの行為が、「発行する株式を引き受ける者の募集」、「業務上の提携」及び「主要株主の異動」という3つの開示項目に該当します。）。また、決定又は発生した事実の内容が、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となる場合があります。

これらの場合、それぞれの開示項目について軽微基準への該当性の検討などを行う必要があります。

※ 上場廃止が決定している場合

上場廃止が決定している場合であっても、上場会社が開示項目に該当する事実についての決定を行い又はこのような事実が発生した場合には、適時開示を行う必要があります。

(2) 軽微基準への該当性の検討

多くの開示項目では軽微基準が設けられており、軽微基準に該当しない場合は、適時開示を行う必要があります。なお、合併等の組織再編行為のように軽微基準が存在しない開示項目もあります。

軽微基準には複数の要件（例えば、売上高の増減が一定の範囲内であることと、純資産額の増減が一定の範囲内であること）が存在しますが、すべての要件を満たした場合にのみ、軽微基準に該当することとなります。

軽微基準の多くは、連結売上高などの連結の指標が基準となっていますが、金商法の内部者取引規制上の軽微基準を引用している軽微基準では、原則として（単体）売上高などの上場会社単体の指標が基準となります。そのため、軽微基準への該当性の検討では、連結の指標と単体の指標の双方を確認する必要があります。

なお、上場会社ナビでは参考資料として、適時開示、内部者取引規制及び臨時報告書の提出に関する条文の一覧（「適時開示項目に関連する条文一覧」）を掲載していますので、軽微基準への該当性の確認の際にご利用ください。

「適時開示項目に関連する条文一覧」は、上場会社ナビに掲載しています。

URL <https://faq.jpx.co.jp/disclo/tse/web/knowledge7904.html>

※ 軽微基準に該当するかどうか明らかでない場合

軽微基準に該当するかどうか明らかでない場合、軽微基準に該当しないものとして扱われ、適時開示が必要となります。例えば、決定事実又は発生事実による業績への影響の見込み額の算定が困難な場合は、影響の見込み額が最大の場合でも軽微基準に該当すると見込まれる場合を除き、軽微基準に該当するかどうか明らかでない場合として、適時開示が必要となります。

※ 他の要因による影響額を合算すると業績に大きな影響が出ない場合

ある事実の決定又は発生による影響の見込額と、他の要因による影響額を合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、当該事実の決定又は発生による影響の見込額自体が軽微基準に該当しないときは、開示が必要となります。

※ 当該事実による影響が業績予想に織り込まれている場合

開示内容による影響が業績予想に反映されている場合であっても、当該事実の決定又は発生による影響の見込額自体が軽微基準に該当しない場合は適時開示が必要となります。

※ 複数の行為を連続して実施する場合

上場会社がある決定事実に該当する行為を連続して複数回行う場合において、個々の行為が上場規程上の軽微基準に該当する場合であっても、これらの行為が、その目的、意図、時期、経済的実体等に照らして一連の行為として評価することが適当と考えられるときは、影響を合算して軽微基準への該当性を判断する必要があります。

※ 利益が少額の場合

東証では、開示項目の多くで利益の額に係る開示基準を設けており、利益に係る影響の見込額等が直前連結会計年度の連結経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の3割に相当する額以上の場合は、適時開示が必要となります。

ただし、利益が少額の場合には特例を設けており、①連結経常利益基準については、直前連結会計年度の連結経常利益の額が直前連結会計年度の売上高の2%に満たない場合、②親会社株主に帰属する当期純利益基準については、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合を特例の対象としています

詳細については「第2編第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 変則決算の場合

決算期変更に伴い変則決算となっている場合（12か月に満たない場合又は12か月を超える場合）には、12か月に換算した値を用いて判断してください。

例えば、直前連結会計年度（X-1年度）が変則決算（9か月）の場合における軽微基準の計算は以下のとおりです。

	連結売上高	親会社株主に帰属する 当期純利益
X-1年度（9か月）	1,200億円	45億円
	↓	
X-1年度（換算後）	1,600億円	60億円

この場合、上場会社の直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額は160億円、上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額は18億円になります。

※ 臨時報告書の提出が不要の場合

適時開示が必要となる開示項目・要件と臨時報告書の提出事由は重複するものもありますが、異なるものもあります（上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」もご参照ください）。そのため、臨時報告書を提出する必要がない場合であっても、適時開示が必要となる場合があります。

(3) バスケット条項への該当性の検討

上場会社は、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であつて、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実についての決定を行い又はそのような事実が発生した場合には、適時開示を行う必要があります（いわゆるバスケット条項）。

①個別の開示項目に該当しない場合や、②個別の開示項目に該当するものの軽微基準に該当する場合であっても、バスケット条項に該当し適時開示が必要となる場合があります。そのため、開示の要否の検討においては、バスケット条項への該当性を常に検討する必要があります。

また、東証では、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合に、開示を行うよう上場会社に求めることがあります。

詳細は「第2編第1章 39. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項」及び「第2編第2章 27. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実」を参照してください。

(4) 任意の開示の検討

上記(1)から(3)までの検討の結果、開示義務はないと判断した場合でも、適時、適切な会社情報の開示の観点から、任意に開示を行うことをご検討ください。例えば、外国の法令等に基づき海外で会社情報を開示する場合には、公平な情報提供の観点から任意の開示を行うことが望ましいと考えられます。

なお、任意で開示を行う場合であっても、「適時開示情報」として開示する以上、当該情報は、投資判断上有用な情報として投資者に提供されるものと位置づけられます。そのため、開示資料の作成にあたっては、開示項目の「開示事項」及び「開示・記載上の注意」などを参考に、投資者に対する投資判断材料を提供する観点から適切なものとなるよう留意が必要です。開示の時期についても、適時開示と同様、情報の決定又は発生後速やかに開示を行ってください。

また、任意開示した事項についても、その内容について行わないことを決定した場合や、変更・訂正すべき事情が生じた場合は、当該内容を開示することが求められます。

なお、開示の要否に関するご質問につきましても、東証までお気軽にお問合せください。

2. 開示のスケジュールに関する留意事項

(1) 開示を行うべき時期の確認

① 決定事実の開示時期に関する具体的な考え方

上場会社は、上場規程に基づき、業務執行を決定する機関が重要な決定事実該当する事項を行うことについての決定をした場合、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

決定事実について実際に開示すべき時期は、取締役会決議などの形式的な側面にとらわれることなく、実態的に判断することが求められ、一般に、業務執行を実質的に決定する機関において当該事実を実行することを事実上決定した段階で開示をすることが必要となります（業務執行決定機関とは、会社法上の最終決定権限を有する機関を指すものではありません。）。

実務上は、株主総会決議事項及び取締役会決議事項は取締役会決議後直ちに、社長が決定権限を有する事項は社長による決定後直ちに適時開示を行うことが多いと考えられますが、これら以外の機関又は役職者が当該業務の執行を事実上決定していることが明らかな場合には、その決議又は決定時点における開示が求められます。株主総会決議事項についても、通常は、株主総会決議後ではなく、取締役会による付議の決議後直ちに適時開示を行う必要がある点に留意してください。

なお、内部者取引規制においては、過去の判例等を踏まえると、実現に向けた作業の開始を決定した段階から（場合によってはそれ以前の段階から）重要事実該当し得るものとして情報管理を行うことが求められますが、必ずしもこの時点において直ちに適時開示を行うことが必要となるものではありません。

※ 基本合意書などの締結を行う場合

合併等の組織再編や子会社等の譲渡などについて、最終的な契約書の締結の前に、基本合意書（Memorandum of Understanding）や契約趣意書（Letter of Intent）の締結などを行う場合があります。これらの基本合意書等を締結し、当該行為について事実上決定した場合は、その時点において適時開示を行うことが必要となります。

ただし、例えば、これらの基本合意書等の締結が単なる準備行為に過ぎないものであったり、交渉を開始するにあたっての一定の合意でしかなく、その成立の見込みが立つものではないときや当該時点で公表するとその成立に至らないおそれが高いときまで、適時開示を行うことが求められるものではありません。なお、これらの基本合意書等の法的拘束力の有無や合併比率等の記載の有無をもって、直ちに適時開示が不要と判断すべきものではない点に留意してください。

※ 行政上の許認可の取得が必要な場合

会社情報に関し、その実行・履行にあたって当局の認可等を必要とする場合であっても、原則として、会社として当該行為を行うことを決定した時点において開示することが必要となります。なお、こうしたケースでは、当局の認可等が実行・履行の条件である旨を開示資料に記載してください。

※ 相手方の取締役会決議が未了の場合

上場会社が、合併等の組織再編などを行う場合、上場会社の定時取締役会と相手方の定時取締役会の日程が異なるなどの理由により、上場会社が取締役会決議を行った時点において、相手方の取締役会決議が未了である場合が考えられます。

もっとも、上場会社は、その業務執行決定機関による決議・決定が行われた時点で適時開示を行うことが必要であり、これは相手方の取締役会決議が未了である場合であっても異なりません。そのため、相手方の取締役会決議と同時に開示を行いたい場合には、当事会社が同時に取締役会決議を行うなど適時開示を見据えた日程上の配慮を行うようにしてください。

② 発生事実の開示時期の具体的な考え方

上場会社は、上場規程に基づき、重要な会社情報が発生した場合は、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

実際に開示すべき時期については、その発生を認識した時点での開示が必要となります。上場会社においては、発生事実を速やかに認識できるような体制の構築、維持に努めるようにしてください。

③ 業績予想の修正等の開示時期の具体的な考え方

上場会社は、当連結会計年度（当事業年度）の業績に係る新たな予想値を算出した場合や、当連結会計年度（当事業年度）の決算のとりまとめを行った場合に、業績予想の修正等の適時開示が必要となる場合があります。

詳細は「第2編第4章1.（2）② 業績予想の修正等に関する開示が必要となる場合」を参照してください。

※ 決定・発生時点で行為等の全容が決定・判明していない場合

情報の決定・発生時点では、行為の全容を決定していない場合、あるいは、事実の全容が判明していない場合においても、その時点で確定・判明している事実と未確定・未判明である事実を区分したうえで、確定・判明している事実については適時開示を行う必要があります。また、その後、未確定・未判明の箇所が確定・判明した段階で、「開示事項の経過」として、順次開示する対応が求められます。

④ 適時開示情報の開示時刻に関する具体的な考え方

適時開示情報については、立会時間中であるか否かを問わず、情報の発生後直ちに開示することを求めています。しかしながら、立会時間終了後（いわゆる「引け後」）に適時開示を行う会社が多いのが現状です。金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」（2022年6月13日公表）では、「資本市場が価格発見機能を適切に発揮する上で、企業に関する情報がタイムリーに公表され、市場取引の中で評価されることが重要である」という基本的な考え方が示されるとともに、「決算情報を含む重要情報の公表タイミングについては、社内手続きなどを了したタイミングで速やかに開示することが基本であり、このような開示を促す取組みを進めるべきである」との提言がなされました。

市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮すべきという基本的考え方に基づいて出された金融審議会の提言も踏まえ、適時開示情報について、立会時間終了前のより速やかな開示に向けた取組みを積極的にご検討ください。

具体的な取組みについては、以下の例を参考に対応することが考えられます。

〔適時開示情報の開示について、想定される取組みの例〕

- ・ 立会時間中のほか、午前立会と午後立会間の時間帯（昼休み（午前11時30分から午後0時30分））や、午前立会の開始前（午前9時より前）に開示を行う
- ・ 取締役会等の開催時刻を早めに設定する
- ・ 取締役会等の会議終了前であっても、開示対象となる議案の承認が得られた段階で速やかに開示する
- ・ 決算短信等の開示と同日に記者会見等を行う場合、開示を先行して実施し、その後記者会見等を実施する

(2) 事前相談の要否・時期の確認

以下の開示項目のうち一定の要件（詳細については、各開示項目を参照ください。）に該当する開示を行うおとす場合には、事前相談を行うことが必要です。事前相談にあたっては、公表予定日の遅くとも10日前（不適合合併の軽微基準に該当しない吸収合併等を行う場合は2週間前、買収への対応方針の導入については3週間前（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに）までに、開示資料（案）等を東証の上場会社担当者までメールにてご送付ください。内容を確認後に東証の上場会社担当者よりご連絡いたします。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・第三者割当 ・MSCB等の発行 ・買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動 ・新株予約権無償割当て ・上場廃止が見込まれる株式併合 ・合併等の組織再編行為 | <ul style="list-style-type: none"> ・公開買付け又は自己株式の公開買付け ・公開買付けに関する意見表明等 ・全部取得条項付種類株式の全部の取得 ・特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認 ・不適合合併の軽微基準に該当しない吸収合併等 |
|--|--|

上記の開示項目のうち一定の要件に該当する場合以外であっても、東証からの要請事項と異なる開示を行う場合、前例のないスキームを検討されている場合、遵守事項の関係で懸念事項がある場合など、開示上、特に考慮を要する事情があると考えられる場合は、時間的な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

また、年末年始など公表予定日までの間に休日が多く含まれる場合は、十分な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

なお、事前相談の要否が不明な場合は、東証の上場会社担当者までお問い合わせください。

(3) 適時開示に関連する手続きの要否の確認

適時開示の内容によっては、適時開示に先立ち、書類の取得・提出などの一定の手続きが必要となる場合があります。

例えば、当該行為が支配株主との取引等に該当する場合には、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見を入手する必要があります（詳細については「第3編第1章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。）。

また、一定の要件に該当する第三者割当増資を行う場合にも第三者からの意見の入手又は株主の意思確認を行う必要があります（詳細については「第3編第1章【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】」を参照してください。）。

(4) 法定開示書類の提出の要否の確認

適時開示の内容によっては、適時開示と併せて有価証券届出書や臨時報告書の提出が必要となる場合も考えられます（詳細は、金融庁又は所轄の財務局にご確認ください。）。

なお、臨時報告書の提出の有無にかかわらず、決定事実を業務執行決定機関が決定した場合は、直ちに適時開示を行うことが義務付けられています。

ただし、新株式・新株予約権の発行など有価証券届出書の提出を要する会社情報に関し、有価証券届出書の提出より前に適時開示を行った場合には、金商法上の事前勧誘規制に抵触するおそれがありますので、EDINETにおいてあらかじめ仮登録を行って提出可能かどうかチェックしておくなど、こうした事態が生じないよう、十分に留意してください。

3. 開示資料の作成に関する留意事項

(1) 「開示事項」及び「開示・記載上の注意」の確認

本ガイドブックでは開示項目ごとに、適時開示にあたって記載すべき事項（開示事項）及び開示・記載上の注意を記載しています。これらの開示事項は、一般に、当該情報について投資者が投資判断を行うために上場会社が開示することを求められる事項を整理したものであり、原則として、すべて開示資料に記載することが求められます。そのため、開示資料の作成にあたっては、まずこれらの開示事項及び開示・記載上の注意を確認してください。

また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項についても開示資料に記載することが求められます。

なお、開示した内容に虚偽が含まれている場合、投資判断上重要と認められる情報が欠けている場合、投資判断上誤解を生じせしめる場合などにおいては、上場規程上の措置の対象となります。

そのため、開示資料の作成に当たっては、事実関係を入念に確認したうえ、記載上の誤記・記載漏れなどがないよう開示資料を正確に作成するよう留意してください。

※ 複数の開示項目に該当する場合

ある会社情報が複数の開示項目に該当する場合、投資者が適切に理解・判断するために全体をまとめて説明することが適当と考えられるときには、一体のものとして開示資料を作成してください。

一方、投資者が適切に理解・判断するために別個に説明することが適当と考えられるときには、個々の行為が関連するものであればその関連性を記載したうえで個別に開示資料を作成してください。

いずれの場合にも、本ガイドブックで掲げる会社情報の適時開示実務上の取扱いに基づき、個々の開示項目についての所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。

(2) 様式例の利用について

日本取引所グループウェブサイト及び上場会社ナビにおいては、上場会社における開示資料の作成にあたっての便宜を図る観点から、個別の開示項目ごとに開示様式例を掲げています。なお、上場会社においては、それぞれの開示様式例に沿って適時開示資料を作成することにより、本ガイドブックにおいて示されている開示すべき内容を網羅することが可能となりますが、当該開示様式例に準拠することが求められているものではありません。また、それぞれの開示様式例において記載のない内容であっても、個別具体的な事情に照らし、投資者の投資判断に重要な影響を与える情報については、適切に開示される必要がありますのでご注意ください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/tddoc/index.html>

(: 株式会社・ETF・REIT等 | 上場会社のサポート | 開示様式例・提出書類
- 開示様式例)

(上場会社ナビの各開示項目のページにおいても、開示様式例をダウンロードいただけます。)

また、東証の上場会社DBSでは、過去の適時開示資料の検索が可能です。開示資料の作成に当たっては、他社事例を検索し、投資者にとってわかりやすい開示がある場合は、参考にすることも有用と考えられます。ただし、他社事例はあくまでも当該事例における事実関係に基づき作成されたものですので、自社の開示資料の作成に当たっては安易に他社事例を流用するのではなく、自社の実態に沿った開示を行う必要がある点に留意してください。

(3) 開示資料の作成に共通する「記載上の注意」

① 連結ベースでの資料の作成

開示資料は、原則として連結の指標を用いて作成してください。

ただし、連結財務諸表非作成会社の財務指標など連結の指標が存在せず、又は、単体で記載することが望ましいものは、単体で記載してください。

また、記載した数値について連結の指標か単体の指標かが区別できるように記載してください。

② 連名による資料の作成

開示資料は、通常、上場会社単独の名義で作成するものですが、連名で開示資料を作成することも可能です（例えば、いわゆる親子上場の場合など）。ただし、開示資料の名義が連名となっている場合であっても、当該開示資料は上場会社が作成し開示した、当該上場会社の開示資料であり、その内容の正確性等については、連名の会社に関する内容も含め、当該上場会社が開示上の全ての責任を負うこととなる点に留意してください。

③ 分かりやすい開示資料の作成

開示資料を投資者にとってより分かりやすくするために、以下のような工夫が考えられます。

- ・業種や業界における専門用語には、欄外などにおいてできるかぎり注釈を記載する。
- ・文章表現は、難解な表現をできる限り避け、具体的に記載する。
- ・グラフや図表を積極的に活用し、分かりやすい表示を心掛ける。
- ・既に開示済みの事象については、当該開示資料の日付及び表題を引用するなどして、開示済みである旨を明示する。

④ 公平な情報提供の観点での資料の作成

上場会社は、投資者に対する情報提供を公平に行うことが求められます。例えば、適時開示に併せて実施した会見等において、開示資料に記載されていない重要な情報が伝達された場合、一部の投資者のみが当該情報を知ることとなり不公平になります。このような場合、開示内容の変更・訂正が必要となる場合もあり得ます。

そのため、開示資料の作成に当たっては、投資者の視点に立って想定される質問への回答を開示内容に織り込むなど、不公平な情報提供が生じないよう留意してください。

⑤ 今後の見通しの記載

開示資料においては、開示項目に応じて、当該決定事実又は発生事実による当期以降の業績に与える影響の見込みや今後の方針等を記載してください。

その際、当期以降の業績に与える影響の見込みについては、当該事実による当期以降の業績への影響額と他の事象による当期以降の業績への影響額を合算すると業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載してください。また、当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載してください。

(4) 登録用ファイル（PDF）の作成について

TDnet登録用の開示資料は、PDFファイルで作成する必要があります。その際、投資者の利用の便宜のため、印刷禁止の設定、検索禁止の設定及びコピー禁止の設定をしないでください。

なお、TDnetへ登録するファイルのサイズは10MB未満としてください。ファイルサイズが大きい場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

※ XBRLファイルの提出について

決算短信（サマリー情報等）、四半期決算短信（サマリー情報等）、業績予想の修正及び配当予想の修正に係る開示資料は、PDFファイルに加えて、XBRLファイルの提出が必要です。詳細は、「第2編第3章1.（2）⑤ 投資者の利便性向上のためのXBRLによる開示の要請」及び「第2編第4章1.（2）⑥ 投資者の利便性向上のためのXBRLファイルの提出のお願い」を参照してください。

※ HTMLファイルの提出について

決算短信（添付資料）及び四半期決算短信（添付資料）に係る開示資料は、HTMLファイルの提出も必要です。詳細は、「第2編第3章1.（3）決算短信等のファイル形式」を参照してください。

※ 開示情報の表題

適時開示情報閲覧サービスの開示情報一覧等において表示される開示情報の表題は、実際の開示資料に記載された表題がそのまま表示されるわけではなく、上場会社がTDnetに開示資料を登録する際にインデックス情報に表題として記入した文字列が表示されます。この表題の文字数の上限は全角75文字（半角150文字）です。

インデックス情報に記入する表題は、原則として、実際の開示資料に記載された表題と同一の内容とし、文字数上限（全角75文字（半角150文字））を超過する場合は、適宜短縮して記入してください。なお、いずれの表題につきましても、投資者が開示内容を正しく判別できるよう留意してください。

4. 適時開示当日の手続きに関する留意事項

(1) 開示を行う時間の決定

適時開示は、立会時間中であるか否かにかかわらず情報の決定又は発生後速やかに開示してください。決算発表についても、立会時間中であるか否かにかかわらず開示が可能となり次第速やかに開示してください。東証では、15時以降であっても、T o S T N e T市場における取引が行われており、また、上場株券の取引は取引所外でも行われますので、上場会社には、投資者への迅速な情報伝達や、市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮する観点を踏まえ、立会時間中であるか否かを問わず迅速かつ公平な開示を行うことが強く求められます。(詳細は、「第1編第2章2.(1)開示を行うべき時期の確認」を参照してください。)

なお、投資判断上重要な会社情報が立会時間中に開示された場合は、その情報を正確、公平に周知させる観点から上場有価証券の売買を停止することがありますが、売買停止の原因となった会社情報が開示された時点から、原則として、15分を経過した時点で売買が再開されます。(詳細は、「第1章2.【売買停止制度の概要】」を参照してください。)

適時開示は、投資者への情報提供の観点を踏まえ、平日の日中に開示することが望ましいことから、原則として、17時までには開示するようにしてください。

※ 夜間・休日における開示について

夜間(17時以降)又は休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)に決定事実を業務執行決定機関が決定することを予定している場合は、その事情等についてあらかじめ東証まで相談してください。また、夜間又は休日に、急遽、決定事実を業務執行決定機関が決定することとなった場合や、発生事実を認識した場合は、速やかに東証まで相談してください。

なお、夜間・休日における開示手続き等の詳細は、T D n e t オンライン登録サイト内の「FAQ」(その他の質問)や上場会社ナビに掲載しています。

(2) T D n e t への登録

適時開示は、T D n e t オンライン登録サイトを利用して行ってください。なお、オンライン登録サイトの利用には、電子証明書がインストールされた端末が必要となります。

また、開示資料を登録する際のファイル形式などT D n e tの利用に関しては、T D n e t オンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」を遵守してください。

T D n e t オンライン登録サイト

URL <https://online.td5.arrowfront.jp/onre/>

※ T D n e t のオンライン登録を行えない場合

やむを得ない事情によりT D n e t のオンライン登録を行えない場合は、東証まで連絡してください。なお、その際に「会社情報の公開に関する通知書」の提出が別途必要となる場合があります。

(3) 開示資料に関する説明

上場会社は、適時開示を行う場合、東証への事前説明を行うことが義務付けられています。T D n e t に開示資料をオンライン登録した場合には、東証から上場会社の担当者に直接電話して説明を求めることとなります(通常は30分以内に電話連絡します)。そのため、当該開示資料について説明できる方(情報取扱責任者に限定するものではありません)の電話番号をインデックス情報に記載し、東証からの連絡があるまでの間、待機するようにしてください。

その後、東証における開示処理を経て、指定された開示時刻になると、開示時刻到来後、開示資料が適時開示情報閲覧サービスに掲載されるとともに、報道機関へ伝達されます。

(4) T D n e t 以外の方法による情報開示

東証は、適時開示情報の開示方法について、T D n e t を通じて開示することを義務付けていますが、T D n e t に加えて行う情報開示の方法については、開示方法を定めていません。

T D n e t に加えて行う情報開示の方法としては、一般に、記者会見、記者クラブへの資料投函、自社ウェブサイトでの掲載などが考えられますが、投資者の投資判断に与える影響を考慮し、個別事象に応じて適切に判断してください。

なお、T D n e t を通じた開示を行う前に、その他の方法により情報開示を行った場合、当該情報開示によって会社情報を知った者が行う取引が内部者取引に該当するおそれがあります。そのため、T D n e t 以外の方法による情報開示は、必ず、T D n e t を通じた開示がなされたことを確認したうえで行うようにしてください。

※ 兜倶楽部について

東証内の兜倶楽部は、多数の報道機関が加盟しており、当該記者クラブにおいて記者会見することが可能です。

兜倶楽部での記者会見は、会見希望時刻の30分程度前までに、予約申込みを行うことが慣行となっています（発表内容により、記者会見までの待機時間が異なる場合があります。詳細は、予約申込み時に幹事報道機関に確認してください）。

兜倶楽部の詳細については、兜倶楽部に、また、兜倶楽部以外の記者クラブについては、それぞれの記者クラブにお問い合わせください。

なお、過去には、開示前に記者クラブへの予約申込みを行った結果、「会見を行う」旨のみが報道され、こうした不明瞭な情報によって投資者の投資判断が影響を受けた事例が生じています。適時開示と同時に会見申込みを行うなど、より適切な会社情報の開示となるよう配慮してください。

※ 自社ウェブサイトを開示資料を掲載する場合の留意点

開示時刻よりも前に掲載準備を行う際、公開中の自社ウェブサイト上では開示資料へのリンクが表示されていない場合でも、自社ウェブサーバ内の公開ディレクトリ（ウェブサーバ内のフォルダのうちインターネットを經由して外部者からのアクセスが可能なフォルダをいいます。）に保存されているファイルは、外部からアクセスすることができる状態にあります。

そのため、自社ウェブサイトを開示資料を掲載する場合、T D n e t を通じた開示を行う前の時点においては、公開ディレクトリに開示資料を保存しない、保存する場合には外部者が閲覧できないようにパスワードなどによりアクセス制御を行うなど、T D n e t を通じた開示の前に外部者が当該資料を閲覧することのないよう、適切な対策を講じてください。

5. 開示した事項の中止・変更・訂正・経過に関する開示

(1) 開示した事項の中止

上場会社は、既に開示した重要な会社情報に係る事項を行わないことを決定した場合は、「開示事項の中止」として開示することが義務付けられています。

(2) 開示した事項の変更・訂正

開示した後に、開示した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を「開示事項の変更」として、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を「適時開示資料の訂正」として、開示することが義務付けられています。

※ 決算短信・四半期決算短信の変更又は訂正の内容の開示の取扱い等については、「第2編第3章1.(3)① 発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください。

※ 複数の開示資料について同時に変更・訂正を行う必要がある場合、投資者が適切に理解・判断するために全体をまとめて説明することが適当と考えられるときには、対象となる開示の日付及び表題を適切に引用するなどして、変更・訂正に係る開示資料を1つにまとめることが可能です。

(3) 開示した事項の経過

最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として速やかに追加開示を行ってください。

6. その他

(1) 適時開示情報に関する情報管理等

適時開示情報の多くは、内部者取引規制における重要事実に該当します。そのため、上場会社は、適時開示を行う前に一部の者のみがこれらの情報を知り取引を行うこととならないよう、適時開示情報に関する情報管理を徹底することが必要です。取引先、機関投資家、証券アナリスト、報道機関等との間の日常的なコミュニケーション等においても、未公表の会社情報を個別に提供しないように留意するとともに、意図したものであるか否かにかかわらず、未公表の会社情報を個別に提供してしまった場合には、公平な開示の観点から速やかに当該情報をTDnetで開示するようにしてください。

また、社内における未公表の会社情報の取扱いに関しても、例えば、適時開示情報が保存されているサーバに対して適切なアクセス制御（アクセス権指定、アクセス管理等）を行うなどして、情報管理を徹底してください。

なお、有価証券又はその発行者等に関する情報について報道又は噂が流布されている場合には、東証が投資者に対して注意喚起を行うことがあります。注意喚起制度の詳細は、「第1章2.【注意喚起制度の概要】」を参照してください。

(2) 提出書類

適時開示の内容によっては、東証に対して、適時開示の事前又は事後に書類の提出が必要となる場合があります。詳細は「第5編 東証への提出書類」を参照してください。

(3) 「東証英文資料配信サービス」ご利用のお願い

東証は、英文による会社情報の発信を促進し、上場会社の皆様と海外投資者等とのコミュニケーションを強化することを目的として、英文による会社情報をTDnetを通じて幅広く周知できるサービス、「東証英文資料配信サービス」をご提供しており、英文による会社情報を容易に海外投資者等の手元に提供する手段として、これまで多くの上場会社の皆様にご利用いただいています。

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいては、「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。」(補充原則3-1②)との原則が示されています。

上場会社の皆様におかれましては、海外投資者等への情報発信をより充実させるために、是非、当サービスをご利用いただきますようお願いいたします。

詳細は日本取引所グループウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/disclosure-gate/service/index.html>) を参照してください。

(注) 英文資料登録時の留意事項

英文資料をTDnetに登録いただいた後、東証の上場会社担当者が登録完了のための処理を行います。その際、原則として連絡等はいませんが、形式的な不備や内容について確認すべき事項等が認められる場合には電話連絡をいたします。連絡が取れず不備等が解消されない場合には指定時刻に公表できないことがありますので、ご注意ください。なお、登録処理の状況はTDnetオンライン登録サイトのホーム画面上、提出済開示情報一覧の「状態」欄でご確認いただけます（東証側での処理が完了しますと、ステータスが「開示待」となります。）。

(4) TDnet 障害時運用

TDnetに障害等が発生した場合の運用については、TDnetオンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または上場会社ナビ「TDnet利用マニュアル」に掲載しています「システム運用マニュアル」を参照してください。あらかじめPDFファイルを端末に保管しておく等、障害等発生時に参照できるよう適宜ご準備をお願いいたします。



第 2 編

会社情報の適時開示実務上の取扱い



第2編第1章 上場会社の決定事実

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社である場合に限る。）によるものを含む。）」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」を行うことについての決定をした場合であつて、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 払込金額又は売出価額の総額（新株予約権については、当該新株予約権の払込金額又は売出価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上
- b. 株主割当てによる場合
- c. 買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合

※ 上記開示基準に該当しない場合であっても、第三者割当により上記決定を行う場合であつて、① 希薄化率が25%以上となる時、② 支配株主の異動を伴うときは、開示することが必要となります。

【上場規程第402条第1号a、施行規則第401条第1項第1号】

上場会社が第三者割当により上記決定を行う場合は、以下の事項を記載することが義務付けられています。

- a. 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b. 払込価額の算定根拠及びその具体的な内容
(当取引所が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等を含む。)
- c. 企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容（手続きを要しない場合にはその理由）
- d. その他第三者割当について当取引所が投資判断上重要と認める事項

【上場規程第402条第1号a、施行規則第402条の2】

(注) 本項目の用語の定義は以下のとおりです。

※ 「第三者割当」とは、開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。

【上場規程第2条第67号の2】

※ 「MSCB等」とは、CB等であつて、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

【上場規程第410条、施行規則第411条第2項】

※ 「希薄化率」の算出方法については、「第3編第1章 【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】」を参照してください。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 事前相談について
 本項目については、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに（二. は公表予定日の3週間前までに（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに）、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。）。
- イ. 第三者割当による株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行に係る募集の場合
 - ロ. 第三者割当による自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集の場合
 - ハ. M S C B等の発行に係る募集の場合
 - ニ. 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式、新株予約権の発行に係る募集の場合
 - ホ. その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）
- なお、開示資料に十分な記載が行われない場合には、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。
- ③ 「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります。また、調達した資金の用途等によっても他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「新製品又は新技術の企業化」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「新たな事業の開始」等）に該当する場合がありますほか、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 本項目について、開示した後に、「開示事項の変更」として、開示することが義務付けられている事例としては、株式を引き受ける者の募集に際して、失権株が生じたことにより、募集新株式数等が変更となった場合や、当初開示した資金用途を変更する場合等が含まれます。
- ⑤ 株主総会に係る基準日後に募集株式を取得する者に対して当該株主総会に係る議決権を付与するかどうかについて記載してください。また、付与する場合は、その内容及び理由を記載してください。
- ⑥ 公募、売出しに際してグリーンシュール・オプションが付された場合には、買取引受による公募、売出し分とオーバーアロットメント分のそれぞれの内容（売出人、数量、売出方法等）、オプションの内容（付与先、数量、行使期限）及びシンジケートカバー取引の内容（当該取引を行う場合がある旨、期間、買付予定市場）等の適切な開示が望まれます。
- ⑦ 上場株式とは異なる種類の株式を発行する場合には、当該種類株式の発行が、上場株式に与える影響及び上場株式の株主の権利等に照らして妥当と考える理由についても適切に開示を行うことが必要となります。

- ⑧ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合において発行する株式又は処分する自己株式の募集を行う場合の適時開示の取扱いや開示・記載上の注意に関しては、「第2編第1章 11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け」の項目を参照してください。
- ⑨ 発行した株式、新株予約権又は新株予約権付社債に付された上場株式を対価とする取得条項に基づく取得を行うことを決定した場合には、「開示事項の経過」として開示してください。

【その他の注意事項】

- ① 「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を行う場合には、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。また、軽微基準に該当し、適時開示を行わない場合には、決議後直ちに取締役会決議通知書を東証に対して提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。
- ② 非上場会社を主たる割当予定先とする第三者割当等については、上場規程に基づく不適合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。
- ③ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写しその他所定の書類を東証に提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」、「第5編〔3〕適時開示に係る提出書類」を参照してください。

【留意事項（第三者割当）】

既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が25%以上となるときや、支配株主が異動することになるところにおいては、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を設けるなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。

詳細は、「第3編第1章 【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】」を参照してください。

【留意事項（MSCB等）】

上場会社は、企業行動規範の「遵守すべき事項」として、MSCB等を発行する場合には、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。また、上場会社は、企業行動規範に基づき、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。MSCB等を発行する場合には、流通市場の機能又は株主の権利を十分に尊重するようにしてください。

また、デリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして規定が適用されます。

【上場規程第410条第3項、第434条、第444条】

詳細は、「第3編第1章 【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 公募による株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

- a. 発行新株式数
- b. 発行価額
- c. 発行価額の総額
- d. 資本組入額
- e. 募集方法
- f. 申込期間
- g. 払込期日
- h. 発行の目的及び理由
- i. 資金使途、株主への利益配分等
- j. ブックビルディングの日程等（ブックビルディング方式で行う場合）
- k. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 自己株式処分に係る募集の場合

上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a. 自己株式処分に係る募集である旨
- b. 処分後の自己株式の数

② 株主割当てによる株式発行に係る募集の場合

- a. 発行新株式数
- b. 割当方法
- c. 発行価額
- d. 発行価額の総額
- e. 資本組入額
- f. 申込期間
- g. 払込期日
- h. 発行の目的及び理由
- i. 資金使途、株主への利益配分等
- j. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 発行日決済取引による上場を行う場合がありますので、日程等について事前に連絡してください。

③ 公募又は株主割当てによる新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

- a. 新株予約権の名称及び数
- b. 発行の目的及び理由
- c. 目的となる株式の種類及び数
- d. 発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠

- e. 割当日
- f. 払込期日を定める場合には当該期日
- g. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）並びにその算定根拠
- h. 行使請求期間
- i. 行使の条件
- j. 組織再編時の取扱い
- k. 取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
- l. 資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
- m. 行使請求受付場所及び払込取扱金融機関
- n. 譲渡制限及び新株予約権証券の発行に関する事項
- o. 募集方法
- p. 資金使途
- q. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 自己新株予約権処分に係る募集の場合

上記の開示事項に準じるほか、以下の事項を記載する。

- a. 自己新株予約権処分に係る募集である旨
- b. 処分後の自己新株予約権の数

④ 公募による新株予約権付社債発行に係る募集の場合

- a. 社債の名称
- b. 発行の目的及び理由
- c. 社債の発行価額
- d. 新株予約権の発行価額（無償の場合はその旨）及びその算定根拠
- e. 割当日
- f. 払込期日を定める場合には当該期日
- g. 新株予約権の内容
 - (a) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (b) 新株予約権の総数
 - (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額又は転換価額）並びにその算定根拠
 - (d) 行使請求期間
 - (e) 行使の条件
 - (f) 組織再編時の取扱い
 - (g) 取得事由・その対価・消却の条件等（取得条項付新株予約権である場合）
 - (h) 代用払込みに関する事項
 - (i) 資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
 - (j) 行使請求受付場所
- h. 社債の内容
 - (a) 社債の総額
 - (b) 各社債券の金額
 - (c) 社債の利率
 - (d) 社債の償還方法及び償還期限
 - (e) 利息の支払方法及び払戻期日
 - (f) 固定為替レート（海外募集の場合）
 - (g) 担保の有無及び内容

- (h) 財務上の特約
- (i) 取得格付
- (j) 社債管理者
- (k) 募集等の日程（募集方法、募集開始日、申込期間、引受会社）
- (l) 資金使途等
- i. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

⑤ 株式又は新株予約権の売出しの場合

- a. 名称
- b. 売出数
- c. 売出価格
- d. 売出価額の総額
- e. 売出人
- f. 売出方法（地域）
- g. 申込期間
- h. 受渡期日
- i. 申込証拠金
- j. 売出価格の決定方法
- k. 売出しの目的
- l. 申込単位
- m. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 上場会社の業務執行を決定する機関による決定を伴わない有価証券の売出しについては、上場会社が有価証券通知書又は臨時報告書を提出するものであって、当該売出しに関して金融商品取引業者が元引受契約を締結するものについて、売出人から通知を受けた時点で速やかに開示してください。

※ 「金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するもの」について、「有価証券の売出し」として適時開示を行わない場合であっても、当該内容（価格、株数及び受渡期日等）について記載した以下の書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

○業務執行を決定する機関による決定を伴う場合
「取締役会決議通知書」を提出してください。

○業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合
売出しの内容が記載された書類を提出してください。

⑥ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

第三者割当による株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債発行に係る募集又は自己株式処分若しくは自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください（自己株式処分又は自己新株予約権処分の場合は、「発行価額」を「処分価額」、「割当予定先」を「処分予定先」など適宜読み替えてください。）。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式報酬としての株式発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑦株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑧ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」に該当するものとして開示してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集であることが判別できる表題とする。
1. 募集の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集の概要として下記事項を記載する。 [株式発行に係る募集の場合] <ul style="list-style-type: none"> (1) 払込期日 (2) 発行新株式数 (3) 発行価額 (4) 調達資金の額 (5) 募集又は割当方法（割当予定先含む。） (6) その他投資判断上重要又は必要な事項 [新株予約権発行に係る募集の場合] <ul style="list-style-type: none"> (1) 割当日 (2) 発行新株予約権数 (3) 発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数 (5) 調達資金の額 (6) 行使価額 (7) 募集又は割当方法（割当予定先含む。） (8) その他投資判断上重要又は必要な事項 [新株予約権付社債発行に係る募集の場合] <ul style="list-style-type: none"> (1) 払込期日 (2) 新株予約権の総数 (3) 社債及び新株予約権の発行価額 (4) 当該発行による潜在株式数 (5) 調達資金の額 (6) 行使価額又は転換価額 (7) 募集又は割当方法（割当予定先含む。） (8) その他投資判断上重要又は必要な事項
2. 募集の目的及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 特に、第三者割当による資金調達を選択しようとする理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の希薄化による株主に対する影響 ・ 既存株主にとってのメリット及びデメリット（第三者割当以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む。） <p>※ 第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が、会社法第206条の2又は第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見 ・ 当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容
<p>3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 ※ 新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。 ・ 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらに変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 ※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 ※ 資金使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想（M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。
<p>4. 資金使途の合理性に関する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 ※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 ※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
<p>5. 発行条件等の合理性</p>	
<p>(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 払込金額の算定において採用した株価及びディスカウント率について、それぞれを採用するに至った考え、理由及び判断の過程をわかりやすく具体的に記載する。 ・ 払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日から1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合には、不要とします（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。）。 ※ 払込金額等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、割当予定先が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、割当予定先が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。
<p>(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主要素を含めて、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 発行される株券等が、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>して合理的な説明が行えるものであることが求められます。</p> <p>※ 発行される株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化及び流通市場への影響について配慮が求められます。</p>
6. 割当予定先の選定理由等	<p>※ 割当予定先が複数ある場合は、それぞれ募集数量を記載したうえで複数記載する。</p>
(1) 割当予定先の概要	<p>・ 割当予定先の概要について、名称、本店の所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）との間の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。</p> <p>（*1）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 <p>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
(2) 割当予定先を選定した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先を選定した理由について、割当予定先を選定するに至った経緯を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。
(3) 割当予定先の保有方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。 ・ 上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約する予定がある旨を記載する。 <p>※ 上場会社が、第三者割当てを行う場合には、東証の上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の譲渡時における東証への報告並びに当該報告内容の公衆縦覧等の事項について確約することなどが義務付け</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>られています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行される株券等について、その譲渡を制限する場合には、その旨及びその内容を記載する。
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<ul style="list-style-type: none"> 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 特に、割当予定先が過去において失権を起している場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。
7. 第三者割当後の大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> 第三者割当後における大株主の状況及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 ※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。
8. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
9. 企業行動規範上の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要 b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 これらの手続きを要しない場合には、その旨及び以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
<ul style="list-style-type: none"> その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<p>[本行為が支配株主との取引等である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 支配株主との取引等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	<ul style="list-style-type: none"> 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。 また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集による発行済株式数（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は潜在株式数）、行使状況、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。
11. 発行要項	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

特例① MSCB等の発行に係る募集の場合

MSCB等の発行に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」参照）。

MSCB等を発行する場合、「第3編第1章 【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】」も参照してください。

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> MSCB等の発行に係る募集であることが判別できる表題とする。 新株予約権付社債については題末に（MSCBの発行）、また、新株予約権については題末に（MSワラントの発行）と記載する。 ※ これに代えて、題末に「（転換価額修正条項付）又は「（行使価額修正条項付）」と記載する、あるいは、「転換価額修正条項付新株予約権付社債の発行」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債の発行」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも差し支えないものとする。
<p>1. 募集の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 募集の概要として下記事項並びにMSCB等に係る譲渡制限及び行使数量制限の内容について記載する。 <p>[新株予約権発行に係る募集の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 割当日 発行新株予約権数 発行価額 当該発行による潜在株式数（行使価額の上限值及び下限値における潜在株式数も記載する） 調達資金の額 行使価額及び行使価額の修正条項 募集又は割当方法（割当予定先含む。） その他投資判断上重要又は必要な事項 <p>[新株予約権付社債発行に係る募集の場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 払込期日 新株予約権の総数 社債及び新株予約権の発行価額 当該発行による潜在株式数（行使価額（転換価額）の上限值及び下限値における潜在株式数も記載する） 調達資金の額 行使価額（転換価額）及びその修正条項 募集又は割当方法（割当予定先含む。） その他投資判断上重要又は必要な事項
<p>2. 募集の目的及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 募集の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 特に、MSCB等の発行による資金調達を選択することとした理由について、当該MSCB等の商品性に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性 株式の希薄化による株主に対する影響 既存株主にとってのメリット及びデメリット（MSCB等以外の方法（公募等）による資金調達方法との比較を含む） ※ 第三者割当による募集株式等の割当て等により、割当予定先（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等を除く）が、会社法第244条の2に規定する特定引受人となる場合には、次の事項を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役の意見が取締役会の判断と異なる場合には、その意見 当該第三者割当に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見の内容

開示事項	開示・記載上の注意
<p>3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 ※ 新株予約権の場合、権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。 ・ 併せて、実質的な資金の入手スケジュール及び実質的な調達額（払込後これらが変更するリスクがある場合には当該リスクを含む。）、調達資金の支出実行までの管理方法についてもわかりやすく具体的に記載する。 ※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 ※ 資金使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想（M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。
<p>4. 資金使途の合理性に関する考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 ※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 ※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
<p>5. 発行条件等の合理性</p> <p>(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 払込価額、行使価額（修正条項を含む。）、行使期間その他の発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的な内容について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく記載する。 ・ 払込金額が処分予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等をわかりやすく具体的に記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。（必要な記載がない場合は、適時開示義務違反となりますので、十分に留意してください。） ※ 行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。 <p>なお、MSCB等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいものと一般的に考えられ、上場規程に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実行性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。</p>
<p>(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSCB等の発行数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠について、考慮した主な要素を含めて、わかりやすく具体的に記載してください。 ※ 行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするMSCB等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであることが求められます。 ※ MSCB等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が相当程度高い場合は、株式の希薄化又は流通市場への影響が大きいと一般的に考えられ、上場規程に基づく企業行動規範に反するものとして公表措置等の実行性確保手段の対象となりますので、十分に留意してください。また、このような場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分に留意してください。

開示事項	開示・記載上の注意
6. 割当予定先の選定理由等	<p>※ 割当予定先が複数ある場合は、それぞれ募集数量を記載したうえで複数記載する。</p>
(1) 割当予定先の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先の概要について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社（上場会社の支配株主等を含む。）と割当予定先（割当予定先の支配株主等を含む。）の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*1）上場会社と当該会社との間の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 （*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 <ul style="list-style-type: none"> （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。 ※ 割当予定先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、職業の内容、上場会社と当該個人との間の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 割当予定先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先が反社会的勢力と関係がないことを確認している旨を記載する。
(2) 割当予定先を選定した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先を選定するに至った経緯を含め、割当予定先を選定した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 証券会社による買受け又はあっせんである場合には、その旨及びその証券会社の名称を記載する。
(3) 割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当予定先の保有方針について可能な範囲で記載する。 ・ 上場規程に基づきMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じている旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、上場会社は、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講ずることが義務付けられています。 ※ 上場規程第434条第2項、施行規則第436条第6項の定めに基づき当該義務が適用除外となる場合にはその旨を記載する。 <p>（例） 「当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、東京証券取引所の定める上</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>場規程第434条第1項、施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づきMSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じています。」</p> <p>「本MSCBについては、割当予定先との業務提携及び資本提携のために発行するものであり、割当予定先は取得後1年間保有を継続し、株券に転換しないことを確約しています。また、割当予定先は、継続保有期間において、当社株券等に係る株券等貸借取引及び店頭デリバティブ取引を行わないことを確約しています。このため、当社と割当予定先である〇〇投資事業組合は、東京証券取引所の定める上場規程第434条第2項の定めに基づき、割当予定先による株券への転換を制限する措置を講じていません。」</p> <p>※ 発行時点において上記措置を講じていない場合は、上場規程違反となるおそれがありますので十分に留意してください。</p>
(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容	<ul style="list-style-type: none"> 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。 特に、割当予定先が過去において失権を起している場合や、割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、当該第三者割当の払込みに要する金額を有している又は調達し得ることが合理的に推認されない場合には、十分に確認を行い、確認方法及び確認結果についてより具体的に記載することが求められます。
(5) 株券貸借に関する契約	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社役員、役員関係者及び大株主と割当予定先との間における、自社株券の貸借に関する契約・合意等がある場合又は契約・合意等を行う予定がある場合には、契約・合意の内容について可能な範囲で記載する。
7. 募集後の大株主及び持株比率	<ul style="list-style-type: none"> 募集後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。なお、長期保有が見込まれない場合は、募集後の欄を削除する。 <p>※ 今回の募集分について長期保有を約している場合には、今回の潜在株式数を反映して記載する。</p>
8. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
9. 企業行動規範上の手続き	<ul style="list-style-type: none"> 企業行動規範上の独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認を要する場合には、以下の事項を記載する。これらの手続きを要しない場合にはその理由を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行う場合には、当該意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要 b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認を行う場合には、当該意思確認手続きの内容及び当該意思確認手続きの実施予定日 <p>※ 手続きを要しない場合には、以下の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該第三者割当の希薄化率が25%未満である旨 当該第三者割当により支配株主の異動（新株予約権の転換・行使による異動を含む。）が見込まれない旨
<ul style="list-style-type: none"> その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 支配株主との取引等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>
10. 最近3年間の業績及びエクイ	<ul style="list-style-type: none"> 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、

開示事項	開示・記載上の注意
ティ・ファイナンスの状況	<p>1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点での潜在株式数、当初の資金の用途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の用途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 ・ 最近の3決算期末における株価及び直近6か月の株価の推移も記載する。
11. 発行要項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該募集新株予約権又は募集新株予約権付社債のスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

特例② 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合

買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」参照）。

(イ) 買収への対応方針の導入に伴う場合

- a. 買収への対応方針導入の目的
- b. スキームの内容
- c. 買収への対応方針導入に係る手続・日程
- d. 買収者出現時の手続
- e. 株主・投資者に与える影響
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収への対応方針の合理性を高めるための工夫（例えば、導入に際しての株主総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的な買収への対応方針の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく具体的に記載することが必要となります。

(ロ) 買収への対抗措置の発動に伴う場合

- a. 当該決定に至った経緯及び理由
- b. 今後の手続・日程
- c. 株主・投資者に与える影響
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 上記（イ）の開示に係る表題には「買収への対応方針」、（ロ）の開示に係る表題には「買収への対抗措置」という文字を必ず含めてください。

※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって事前相談を行うようにしてください。

※ 買収への対応方針の導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った以後、具体的に買収者が出現したとき、当該方針に基づく買収への対抗措置を発動したとき、又は買収への対応方針や買収への対抗措置を廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収への対応方針の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収への対抗措置を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載することが必要となります。

※ 詳細は、「第3編第1章 【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】」をご参照ください。

⑦ 株式報酬としての株式発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

株式報酬としての株式発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己株式の処分の場合は、「発行の概要」を「処分の概要」、「発行する株式の種類及び数」を「処分する株式の種類及び数」など適宜読み替えてください。）。なお、株式報酬としての株式発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（当該役員等が退任又は退職している場合を含む。）
- ・ 上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

a. 発行の概要

- (a) 払込期日
- (b) 発行する株式の種類及び数
- (c) 発行価額
- (d) 発行総額
- (e) 割当予定先
 - ・ 以下のいずれかを記載する。
 - ・ 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数
 - ・ 割当予定先の名称
- (f) その他投資判断上重要又は必要な事項

b. 発行の目的及び理由

- ・ 株式報酬制度を採用している目的・考え方について記載する。
- ・ 株式報酬制度の概要についてわかりやすく記載する。具体的には、金銭債権・信託金の上限額、発行株式数の上限、発行総額の考え方、発行（交付）条件・譲渡制限の解除条件（業績連動条件が付されている場合は当該条件をわかりやすく記載する。）、株式の管理に関する定め（信託契約を締結している場合は、当該信託契約の概要を含む。）、その他株式割当契約又は株式交付規程の概要等を記載することが考えられます。

c. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容についてわかりやすく記載する。
- ・ 第三者割当に該当する場合には、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日の1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合は不要とします。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（第三者割当に該当する場合）

e. 企業行動規範上の手続き

希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

f. 支配株主との取引に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
 - ※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して株式を発行する場合があります。

⑧ ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

ストック・オプションとしての新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合（以下「ストック・オプションの付与」という。）は、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己新株予約権処分の場合は、「新株予約権の発行要領」を「自己新株予約権の処分要領」など適宜読み替えてください）。

※ ストック・オプションの付与に関し、有利発行に該当するため株主総会に付議し、かつ、株主総会で新株予約権の募集事項の決定に係る決議をする場合（会社法第238条）又は株主総会で新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する場合（会社法第239条）には、上場会社の業務執行を決定する機関が株主総会への付議内容を決定した時点で、当該付議内容（有利発行に該当する旨及びその条件での発行を必要とする理由並びに募集事項の決定を取締役に委任する場合にはその旨を含む。）を開示してください。株主総会后に、業務執行を決定する機関が上記委任に基づき募集事項を決定したときは、以下の所定の開示事項の開示が必要となります。

※ 上場会社又はその関係会社の役員に新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を付与する場合以外の場合には、第三者割当に該当することになるため、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示事項も併せて記載してください。

※ 付与の対象者に支配株主その他施行規則で定める者が含まれる場合（上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役員に就任している場合に、これらの者に対してストック・オプションを付与する場合を含みます。）は、支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手及び必要かつ十分な開示（「d. 支配株主との取引等に関する事項」の内容の開示）が義務付けられています。

a. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

- ・ 発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。

※ 新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模や新株予約権に付された行使条件等が、発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠についても記載することが考えられます。

b. 新株予約権の発行要領

(a) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

- ・ 新株予約権の割当て（会社法第243条第1項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(c) 新株予約権の総数

(d) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

※ 金銭の払込みの要否により、以下を含めて記載する。

[金銭の払込みを要しないこととする場合]（会社法第238条第1項第2号）

- ・ 払込みを要しない旨
- ・ 払込みを要しないこととすることが有利発行に該当しない場合には、その旨

[金銭の払込みを要することとする場合]（会社法第238条第1項第3号）

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容について、わかりやすく記載する。
- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない

場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。また、割当対象者の有する報酬請求権等と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する場合には、募集事項の決定時にその旨を併せて記載する。

- ・ 払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨

(e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）

- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法を定めない場合（会社法第236条第3項）は、金銭の払込み又は会社法第236条第1項第3号の財産の給付を要しない旨を記載する。

(f) 新株予約権の権利行使期間

(g) 新株予約権の行使の条件

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

- ・ 募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。

(i) 新株予約権の取得に関する事項

(j) 新株予約権の譲渡制限

(k) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

(l) 新株予約権の割当日

(m) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

d. 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

2. 発行登録及び需要状況調査の開始

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」に係る「発行登録（その取下げを含む。）」又は「当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号b】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- 「会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集」若しくは「会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）」又は「株式若しくは新株予約権の売出し」に係る「発行登録（その取下げを含む。）」又は「当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始」を行う場合には、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 発行登録の場合

- a. 募集有価証券の種類
- b. 発行予定期間
- c. 発行予定額
- d. 資金使途
- e. 仮条件
- f. 引受証券会社（予定）
- g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 需給状況調査の場合

- a. 需要予測期間開始日
- b. 仮条件
- c. 発行登録書提出日及び発行登録効力発生日
- d. 引受証券会社（予定）
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

3. 資本金の額の減少

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「資本金の額の減少」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号c】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- 合併に伴い減資を行う場合には、当該合併に係る開示資料に所定の開示事項を記載してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 減資の目的
- b. 減少すべき資本金の額
- c. 減資の方法
- d. 減資の日程
- e. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

4. 資本準備金又は利益準備金の額の減少

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「資本準備金又は利益準備金の額の減少」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号d】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 資本準備金（利益準備金）の額の減少の目的
- b. 減少すべき資本準備金（利益準備金）の額
- c. 資本準備金又は利益準備金の額の減少の方法
- d. 資本準備金又は利益準備金の額の減少の日程
- e. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

5. 自己株式の取得

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「会社法第156条第1項（会社法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下本項目において同じ。）の規定（会社法第156条第1項に相当する外国の法令の規定によるものも含む。以下本項において同じ。）による自己株式の取得」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号e】

〔開示に関する注意事項〕

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 会社による自己株式の取得が内部者取引規制の適用除外となるために必要な公表

会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得にあたり、当該規定によるいわゆる取得枠の決定を行ったうえで、個々の取得の決定を行う場合、いずれの決定も内部者取引規制上の重要事実該当すると一般に解されています。

さらに、金商法においては、概略的にいえば、いわゆる取得枠の決定について公表している場合（自己株式の取得以外の未公表の重要事実がある場合を除く。）には、個々の取得の決定について公表していない場合においても、会社自身による取得行為は内部者取引規制の適用を受けない旨の適用除外規定が設けられています（詳細な適用除外の要件については、金商法第166条第6項第4号の2を確認してください）。

いわゆる取得枠の決定を行った場合には、決定後直ちに（2）に従って開示してください。

※ 会社法第156条第1項に基づく自己株式取得については、同項に基づき株主総会決議が行われたこと自体は開示義務の対象となっていません。

※ 会社法第165条第2項に基づく定款授権による自己株式取得については、定款変更を行うことを株主総会に付議することについて上場会社の業務執行を決定する機関で決定した時点で、「定款の変更」として開示することが必要となります。その後、同項に基づき定款変更の株主総会決議が行われたこと自体は開示義務の対象となっていません。

③ 会社による個々の取得に関する開示

上述のとおり、個々の取得の決定も法令上の重要事実該当すること及び会社自身による取得が適用除外とされていること（会社自身の取得行為は内部者取引規制の適用除外となりますが、その他の会社関係者は内部者取引規制の適用対象となります。）を踏まえ、個々の取得をした場合には、速やかに次の事項について開示することとしてください。

- ・ 取得対象株式の種類
- ・ 株式の総数
- ・ 取得価額の総額

④ 取得終了時の開示

取得可能期間の経過以前に自己株式の取得を終了した場合には、次の事項について開示することが必要となります。

- ・ 取得対象株式の種類
- ・ 株式の総数

- ・ 取得価額の総額
(取得を中止する場合には、中止の理由)

【その他の注意事項】

- ① 東証では、市場買付けによる自己株式の取得には、買付けの機動性やコスト面でのメリットが大きい一方、自己株式取得に特有の内部者取引規制あるいは相場操縦規制等との関係から法的に留意すべき点があるため、市場買付けの円滑な実施に資するよう、東証市場を利用した自己株式の取得にあたっての注意事項を取りまとめています。東証市場を利用した自己株式取得に関するQ&A集、自己株式取得に関するガイドラインなど注意事項については日本取引所グループウェブサイトに掲載しています。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/trading/own-company-shares/index.html>
(: 株式・ETF・REIT等 | 売買制度 (内国株) | 自己株式取得)

- ② 自己株式の公開買付け
発行者である会社による自己株式の公開買付け（金商法第27条の22の2第1項に規定する公開買付けをいう。）を行う場合には、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」に係る取扱い等を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 自己株式の取得の法令上の根拠条項
- b. 自己株式の取得の理由
- c. 自己株式の取得の内容
 - (a) 取得対象株式の種類
 - (b) 取得し得る株式の総数
 - (c) 株式の取得価額の総額
- d. 取得期間
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
 - ・ あらかじめ買付予定株数に相応の売付けが予定されている場合は、その内容を記載する。

(特定の者を相手方とする場合)

- f. 取得先の概要（子会社を取得先とする場合には子会社の概要）
- g. 当該取得先から取得する株式の数
- h. 取得価額の総額

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

- i. 支配株主との取引等に関する事項
 - ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
 - ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
 - ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合に限り、適用されます。

6. 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式無償割当て又は新株予約権無償割当て」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号f】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 株式無償割当てに際して、1株当たりの配当予想額について割当ての比率に応じて調整を行う場合でも、「配当予想の修正等」として開示が必要となります。なお、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示を行うことが望まれます。
- ③ 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合にあつては、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の3週間前までに（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに）、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください。

※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって東証まで事前相談を行うようにしてください。

- ④ 新株予約権無償割当てにより発行する新株予約権証券を上場しようとする場合（ライツ・オフアリングの場合）には、遅くとも公表予定日の10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。特に、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングの場合や、外国居住株主の権利行使を制限する場合、その他特殊な条項を設ける場合は、上場の可否についての検討に時間を要する場合があるため、できるだけ早期に相談を行うようにしてください。

※ 新株予約権無償割当てにより発行する新株予約権証券を上場しようとする場合（ライツ・オフアリングの場合）については、上場会社が引受契約（金商法第2条第6項第3号に規定する契約）を締結するライツ・オフアリングをコミットメント型ライツ・オフアリングとして、それ以外のライツ・オフアリングをノンコミットメント型ライツ・オフアリングとして取り扱います。

- ⑤ 株式無償割当て及び新株予約権無償割当てには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。
- ⑥ ライツ・オフアリングを実施する場合、日本証券業協会「コミットメント型ライツ・オフアリングにおけるQ&Aモデル」（2013年3月19日公表）などを利用し、Q&Aを公表することも検討してください。

〔その他の注意事項〕

- 株式無償割当て又は新株予約権無償割当てにあつては、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

【留意事項】

ノンコミットメント型ライツ・オファリングに係る新株予約権証券の上場に当たっては、コミットメント型、ノンコミットメント型いずれの場合であっても満たすべき上場基準に加えて、以下の上場基準にも適合している必要がありますのでご留意ください。

a. 増資の合理性に係る評価手続きとして、以下のいずれかの手続きが実施されていること。

- (a) 取引参加者による増資の合理性に係る審査
- (b) 株主総会決議などによる株主の意思確認

【上場規程第304条第1項第2号】

b. 経営成績及び財政状態が以下のいずれにも該当していないこと。

- (a) 最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がないこと。
- (b) 上場申請日の直前事業年度又は直前中間会計期間の末日において純資産の額が正でない状態であること。

【上場規程第304条第1項第3号】

c. 公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと（例えば以下のケースに該当する場合でないこと）。

- 監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合
- 上場維持基準に係る「改善期間」内にある場合、不適當合併等に係る「猶予期間」内にある場合、特別注意銘柄に指定されている場合
- 上記 a. (b) に関して、以下に掲げる場合
 - ・ 新株予約権証券の権利行使に伴い上場会社が調達する資金の使途に関して、特別の利益を有していると認められる主要株主である取締役又は支配株主を除く株主（意思表示を行った者に限る。）の過半数の同意を得られていないとき。
 - ・ 割当てを受ける新株予約権証券の権利行使を行うことで持株比率を維持する意向を示していない主要株主である取締役又は支配株主を除く株主（意思表示を行った者に限る。）の過半数の同意を得られていないとき。
 - ・ その他の上場会社の主要株主である取締役又は支配株主による濫用的な意思確認手続きが行われたと認められるとき。
- 上記 b. (a) 又は (b) のいずれかに該当した場合と実質的に同視できると認められる場合

【上場規程第304条第1項第4号、上場審査等に関するガイドラインVI (1)】

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないことが義務付けられています。

【上場規程第433条】

また、東証は、上場会社について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合において、その上場を廃止するものとしています。

【上場規程第601条第1項第15号、施行規則第601条第12項】

○ 継続保有を行使条件とする新株予約権の無償割当て

株式の継続保有を行使条件とする大規模な新株予約権の株主への無償割当てについては、新株予約権無償割当てを受けた株主の株式売却行為を事実上困難にし、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されることなどから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限され

ていると判断される可能性が高いと考えられます。

上場内国会社は、上場内国株券等について株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式無償割当ての効力発生日として定めることが義務付けられています。

また、上場内国会社は、この場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とすることが義務付けられています。

【上場規程第427条】

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

※ 新株予約権無償割当ての場合には、「開示事項の経過」として、引受証券会社又はその譲受人以外の新株予約権者が実質的に権利行使をすることができる期間の満了後速やかに、当該満了時点における未行使新株予約権の数を開示して下さい。また、確定後速やかに、最終的な資金調達額を開示して下さい。

① 株式無償割当ての場合

- a. 割当ての目的
- b. 割当ての内容
 - ・ 株主に割り当てる株式の種類及び数（数を定めずに算定方法を定める場合にはその方法）、割当てを受ける株主の有する株式の種類、割当てに際して交付する株式の総数（新株式・自己株式の内訳を含む。）を記載する。
- c. 割当ての日程
 - ・ 株主確定日（基準日を設定する場合には基準日公告日及び基準日）、効力発生日を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オフリングに限る。）

- a. 割当ての目的及び理由
- b. 割当方法
- c. 割当ての日程
- d. 株主に割り当てる新株予約権の内容
 - (a) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (b) 新株予約権の総数
 - (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額（行使価額）並びにその算定根拠
 - (d) 行使請求期間
 - (e) 行使の条件
 - (f) 取得事由・取得対価・その算定根拠等
 - (g) 資本組入額（行使によって株式を発行する場合）
 - (h) 行使請求受付場所及び払込取扱金融機関

- e. 取得条項に基づいて取得した新株予約権の処分予定の内容（引受証券会社名、処分価額及び引受証券会社による権利行使の予定等）
- f. 既存株主等の動向
- g. 行使状況の公表方法
 - ・ 新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表する際の公表方法並びにその頻度を記載する。
 - ※ 新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表することによって、各株主の株券等保有割合の算出にあたって分母となる数を更新することが可能となり、合理的な範囲を超えて大量保有報告がなされる事態を防止する効果が期待される。
 - ※ 上記開示事項に代えて、行使状況の開示をする必要がないと考える理由を開示することができる。
- h. 引受契約の概要
 - ・ 引受証券会社との間で締結した引受契約の概要を記載する。引受証券会社（引受証券会社が第三者に権利行使させることを予定している場合は、当該第三者を含む。）が新株予約権の譲受け及び行使にかかる義務の全部又は一部を免れる場合が定められているときは、特に詳細に記載する。
- i. 資金使途
- j. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

③ 新株予約権無償割当ての場合（コミットメント型ライツ・オフERINGを除く。）

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンコミットメント型ライツ・オフERINGである場合には、それが判別できるようにする。
<p>1. 割当ての概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当ての概要として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 株主確定日及び割当日（基準日を設定する場合には基準日及び割当日） (2) 割当てを受ける株主の有する株式の種類及び株主に割り当てられる新株予約権の数 (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 (4) 発行新株予約権総数（新たに発行する新株予約権・自己新株予約権の内訳を含む。）及び割当てによる潜在株式総数 (5) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額 (6) 新株予約権の権利行使期間 (7) 行使条件を付す場合はその内容 (8) 取得条項を付す場合はその内容 (9) 行使請求の方法 (10) その他投資判断上重要又は必要な事項
<p>2. 割当ての日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当てに係る日程として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会決議日 (2) 総株主通知請求日、株主確定日及び割当日（基準日を設定する場合には基準日公告日、基準日及び割当日） (3) 新株予約権の上場日、売買最終日及び上場廃止日の予定日（上場を予定している場合に限る。） (4) 新株予約権の権利行使期間 (5) 取得条項を付す場合には取得日及び取得した自己新株予約権の譲渡日
<p>3. 割当ての目的及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割当ての目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ・ 特に、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGの場合には、ノンコミットメント型ライツ・オフERINGによる資金調達を選択した理由について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 具体的には、次の観点により記載するよう留意する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の希薄化による株主に対する影響 ・ 既存株主にとってのメリット及びデメリット（ノンコミットメント型ライツ・オフリング以外の方法（公募、コミットメント型ライツ・オフリング等）による資金調達方法との比較を含む。）
4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達する資金の額（差引手取概算額）、具体的な使途及び支出予定時期について説明する。 ※ 権利行使されない（調達額が変動する）可能性も踏まえて記載する。 ※ 資金使途又は支出予定時期が未定の場合には、開示が可能となり次第、追加開示が必要となります。また、後日、資金使途及び支出時期について、変更が生じた場合には、「開示事項の変更」として開示が必要となります。 ※ 資金使途がM&A（企業買収、資本提携等をいう。）である場合には、M&Aの実施に伴う将来の事業構想（M&Aを予定している分野、規模等可能な範囲において具体的な表示）、資金充当の期限及びM&Aに資金が充当されなかった場合の代替使途（具体的な内容及び金額の表示）を記載する。 ※ ノンコミットメント型ライツ・オフリングの場合は、フィナンシャルアドバイザー等の名称及び割当てに当たって支払う手数料、報酬等の額を記載する。
5. 資金使途の合理性に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調達する資金使途の合理性に関する考え方を記載する。 ※ 調達する資金が有効に活用され、結果として、将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれるなど、既存株主にとっても合理性があることが望まれます。 ※ 既存株主の立場から言えば、株式の希薄化を補うだけの1株あたりの利益の向上が図られるものであることが望まれます。
6. 発行条件等の合理性	
(1) 権利行使価額及びその算定根拠等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使価額（新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額をいう）及びその算定根拠並びに株主に割り当てられる新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数及びそれらの数が合理的であると判断した根拠について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 権利行使価額の算定において採用した株価及びディスカウント率並びに株主に割り当てられる新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数について、それぞれを採用するに至った考え、理由及び判断の過程をわかりやすく具体的に記載する。
(2) 取得条項及びその対価等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得条項を付す場合は、その対価の算定根拠及び当該取得条項に基づいて取得した新株予約権の処分予定の有無及び内容（処分予定先、処分価額及びその算定根拠を含む。）について、わかりやすく具体的に記載する。
7. 既存株主等の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 需要状況又は権利行使の見込みを調査している場合は、その結果を記載する。 ※ 調査の対象が多数にわたる場合は、一定の基準を定めて重要な調査結果又は調査結果の概要を記載することができる。 ※ 大株主である既存株主等による権利行使の意向の記載にあたっては、持分比率を維持する意向があるかどうかについて、明確にわかりやすく記載する。 ※ 大株主である既存株主等による権利行使の意向を記載した場合には、「開示事項の経過」として、その意向の内容が変更されたことを知ったとき、又は実際に権利行使されたことを知ったときに、速やかにその旨を開示する。 ・ 大株主の異動が見込まれる場合は、権利行使後の大株主及び持株比率の見込みを記載する。
8. 行使状況の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の権利行使期間中における行使状況及びその時点における発行済株式総数を公表する際の公表方法並びにその頻度を記載する。
9. 増資の合理性に係る評価手続きの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノンコミットメント型ライツ・オフリングの場合には、増資の合理性に係る評価手続きの内容として、以下の事項を記載する。 <p>[取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施した場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増資の合理性に係る評価手続きとして、取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施した旨、審査を実施した取引参加者の名称及び審査結果の概要を記載する。 <p>[株主総会決議などによる株主の意思確認を実施する場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増資の合理性に係る評価手続きとして、株主の意思確認を実施する旨、当該意思確認手続きの内容及びその日程を記載する。
10. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
11. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国居住株主の権利行使を制限する場合は、当該制限の内容並びに当該制限が株主平等原則及びその趣旨に反しないと判断した理由を開示する。 ・ 現時点の発行済株式数、潜在株式数及び自己株式数並びに割当てによる潜在株式数を記載する。
12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近3年間の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金、1株当たり純資産を記載する。 ・ また、最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況等について、方法、時期、調達した資金の額（差引手取概算額）、募集時の発行済株式数、募集時の潜在株式数、行使状況、現時点での潜在株式数、当初の資金の使途、当初の支出予定時期及び現時点における資金の充当状況（当初の資金の使途と異なる場合は、その経緯及び理由について簡潔に記載する。）を記載する。 ※ 自己株式の処分に係る募集又は自己新株予約権の処分に係る募集も含めて記載する。 ※ 上記開示事項について、財政状態、経営成績の急激な変動などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 ・ 最近の3決算期末における株価及び直近3か月の株価の推移も記載する。
13. 発行要項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券届出書記載事項のうち、当該新株予約権無償割当てのスキームを理解・判断するために必要な事項を記載する。

④ 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合

買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、以下の所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、公表予定日の3週間程度前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。

（イ）買収への対応方針の導入に伴う場合

- a. 買収への対応方針導入の目的
- b. スキームの内容
- c. 買収への対応方針導入に係る手続・日程
- d. 買収者出現時の手続
- e. 株主・投資者に与える影響
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ スキームの内容については、特に発動・廃止等の判断主体やその判断基準について詳細に記載するとともに、買収への対応方針の合理性を高めるための工夫（たとえば、導入に際しての総会決議、全株式・全現金買収の場合には消却するといった客観的な廃止条件の設定、独立社外者の判断が重視される委員会の設置、第三者専門家の意見の取得、サンセット条項（定期的に行買への対応方針の内容や導入の是非を総会などで見直す条項）などの定期的な見直し条項、取締役の選解任要件及び任期等）についてわかりやすく具体的に記載することが必要となります。

（ロ）買収への対抗措置の発動に伴う場合

- a. 当該決定に至った経緯及び理由
- b. 今後の手続・日程
- c. 株主・投資者に与える影響
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

- ※ 上記（イ）の開示に係る表題には「買収への対応方針」、（ロ）の開示に係る表題には「買収への対抗措置」という文字を必ず含めてください。
- ※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸案事項がある場合などには、上記よりも十分な余裕をもって東証まで事前相談を行うようにしてください。
- ※ 買収への対応方針の導入に伴う株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行った以後、具体的に買収者が出現したとき、当該方針に基づく買収への対抗措置を発動したとき、又は買収への対応方針や買収への対抗措置を廃止したときにも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収への対応方針の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。
具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収への対抗措置を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載することが必要となります。
- ※ 詳細は、「第3編第1章 【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】」を参照してください。

7. 新株予約権無償割当てに係る発行登録及び需要状況・権利行使の見込み調査の開始

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、新株予約権無償割当てに係る「発行登録（その取下げを含む。）」又は「発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況・権利行使の見込みの調査の開始」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号fの2】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- 新株予約権無償割当てに係る「発行登録（その取下げを含む。）」又は「発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況・権利行使の見込みの調査の開始」を行うには、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 発行登録の場合

- a. 募集有価証券の種類
- b. 発行予定期間
- c. 発行予定額
- d. 資金使途
- e. 仮条件
- f. 引受証券会社（予定）（コミットメント型ライツ・オフリングの場合に限る。）
- g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 需要状況・権利行使の見込み調査の場合

- a. 調査開始日
- b. 仮条件
- c. 発行登録書提出日及び発行登録効力発生日
- d. 引受証券会社（予定）（コミットメント型ライツ・オフリングの場合に限る。）
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

8. 株式の分割又は併合

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式の分割又は併合」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号g】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「株式の分割又は併合」と併せて他の項目（例えば、「単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設」、「定款の変更」、「配当予想の修正」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 事前相談について

上場会社が、上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該株式併合の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定的前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料をご送付ください。
- ④ 株式の分割等に際して、1株当たりの配当予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合でも、「配当予想の修正等」として開示が必要となります。なお、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえ、適切な開示を行うことが望まれます。

【その他の注意事項】

- ① 「株式の分割又は併合」にあたっては、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。
- ② 上場会社が株式併合を行う場合で、上場廃止となる見込みがあるときは、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定的前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

ただし、株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の再提出は不要です。

【上場規程第421条第2項】

- (※1) 「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- (※2) 「端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面」をいいます。
- (※3) 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- (※4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。
 - ①市場株価法
 - ・計算対象期間
 - ・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
 - ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
 - ②類似会社比較法
 - ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
 - ・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
 - ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法
 - ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
 - ・算定の前提とした財務予測の出所
 - ・割引率の具体的な数値（レンジ可）
 - ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

【留意事項】

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行うことが禁止されています。

例えば、1株あたりの株価が100円未満となることが見込まれる株式分割については、当該禁止規定に反するおそれがあることから、当取引所からその理由等について慎重に確認します。

【上場規程第433条】

上場内国会社は、投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めることとされています。

【上場規程第445条】

上場内国会社は、上場内国株券等について株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割の効力発生日として定めることが義務付けられています。

また、上場内国会社は、この場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割を行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日等とすることが義務付けられています。

【上場規程第427条】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 株式分割の場合

a. 分割の目的

※ 分割後においても投資単位が50万円以上となることが見込まれるときは、50万円未満の水準への移行に向けた考え方や方針を記載する（開示・記載上の注意については、「第5章1. 投資単位の引下げに関する開示」参照）。

b. 分割の内容

・ 分割する株式の種類、分割比率、発行株式数、発行可能株式総数を変更する場合にはその旨及び内容を記載する。

※ 当該株式の分割により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、その処理方法を記載する。

c. 分割の日程

・ 基準日公告日、基準日、効力発生日を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 株式併合の場合（上場廃止が見込まれる株式併合を除く。）

a. 併合の目的

b. 併合の内容

・ 併合する株式の種類、併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数を記載する。

c. 併合により減少する株主数

d. 併合の日程

・ 株主総会日、効力発生日等を記載する。

e. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法、当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の算定の根拠

f. 株主総会で株式併合について承認されることが条件である旨

g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

③ 上場廃止が見込まれる株式併合を行う場合

上場廃止が見込まれる株式併合を行うことについての決定をした場合には、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1) [開示に関する注意事項] ③ 事前相談について」参照）。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 株式併合の決定であることが判別できる表題とする。
1. 当該株式併合の目的及び理由	<p>・ 当該株式併合の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p> <p>※ 意思決定に至った過程について、当該株式併合を行うに至った背景や、株式併合の結果1株以上の株式を保有することとなる株主（以下、「株式併合後株主」といいます。）の意思決定過程について株式併合後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、株式併合後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と株式併合後株主の意思決定過程が区別できるよう</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	に記載してください。
2. 当該株式併合の要旨	
(1) 当該株式併合の日程	<ul style="list-style-type: none"> 株式併合に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
(2) 株式併合の内容	<ul style="list-style-type: none"> 株式併合をする株券の種類ごとに株式併合の内容に関する事項として以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 併合する株式の種類 併合比率、減少株式数、効力発生前後における発行済株式総数及び効力発生日における発行可能株式総数 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額を記載する。
3. 当該株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等	
(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 株式併合後株主との協議・交渉の過程及び端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての当該額の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*） 上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 <p>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12.（2）③.（2）意見の根拠及び理由〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
(2) 算定に関する事項	<p>※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
① 算定機関の名称並びに上場会社及び株式併合後株主等との関係	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関の名称を記載する。 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 株式併合後株主等（株式併合後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から幹旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・株式併合後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融资を受けている場合 などが考えられます。 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 <p>② 類似会社比較法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 <p>③ ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値 ・ 算定の前提とした財務予測の出所 ・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ・ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該株式併合後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可） ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式併合により上場廃止となる見込みがある旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方
(4) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該株式併合の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに株式併合後株主及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③ 3. (6) 公正性を担保するための措置の [MBO等に関して意見表明を行う場合]」と同様に記載する。
(5) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該株式併合の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該株式併合に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該株式併合に関し諮問すること、当該特別委員会に株式併合後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③ 3. (7) 利益相反を回避するための措置 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」と同様に記載する。
4. 株式併合後株主の概要	<ul style="list-style-type: none"> ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式併合後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と株式併合後株主との関係（*）を記載する。 （*）上場会社と株式併合後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と株式併合後株主又は株式併合後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と株式併合後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と株式併合後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と株式併合後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、株式併合後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 ※ 株式併合後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 株式併合後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。
5. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式併合後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<ul style="list-style-type: none"> 〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕 ・ 支配株主との取引等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。</p> <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

9. 剰余金の配当

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「剰余金の配当」についての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号h】

(注1) 剰余金の配当には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。剰余金の配当の額の決定（剰余金の配当を行わないこと（無配）を決定した場合を含む。）をした場合は、直前事業年度における配当の有無、配当予想の有無やその内容にかかわらず、すべて開示が必要となります。

(注2) 基準日が異なるものは別途の配当として取り扱うこととなります。また、1株当たり配当金額に変更がない場合でも基準日を変更した場合は、開示が必要となります。

(注3) 現物配当（金銭以外の財産による配当をいう。）についても開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 決算短信や四半期決算短信（以下「決算短信等」という。）の開示日に、併せて剰余金の配当について決定した場合において、併せて決定した額が、直近の配当予想の額（無配の予想を含む。配当予想の額を開示していない場合及び未定として開示している場合にあつては、直前事業年度の配当実績額。）と同額であるとき、本項目の開示は、「決算短信（サマリー情報）」、「四半期決算短信（サマリー情報）」の「配当状況」欄において所定の記載を行うことで足りることとします（配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合、又は配当回数を変更した場合は、決算短信等においてその旨を併せて記載してください。）。したがって、決算短信等の開示日に、併せて決定した剰余金の配当に係る額が、直近の配当予想の額（配当予想の額を開示していない場合及び未定として開示している場合にあつては、直前事業年度の配当実績額）と異なる額である場合には、決算短信等とは別に、本項目「剰余金の配当」として開示が必要となります。なお、当該決算短信等において、当該内容について必要かつ十分な記載が行われている場合は、決算短信等とは別途の開示を省略することができます（「第3章1.（3）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い」参照）。
- ③ 決定を行った基準日の直前事業年度又は四半期事業年度の末日における配当の実績も併せて記載してください。
- ④ 剰余金の配当の額の決定時において（2）開示事項及び開示・記載上の注意に掲げる項目のうち未定の項目がある場合には、開示時点においては、未定として開示するとともに、後日定まった時点で直ちに開示することが必要となります。
- ⑤ 記念配当、特別配当が含まれる場合には、配当の内訳を記載してください。
- ⑥ いわゆる人的分割については、会社法上、「会社分割」と「剰余金の配当」に該当するものですが、開示については、「会社分割」に係る取扱い等を参照してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 臨時決算を行った場合には、遅滞なく、臨時計算書類、会計監査人の監査報告書、監査役の監査報告書を東証に提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

- ② 定款に具体的に定めた日付以外の日を剰余金の配当に係る基準日として定めた場合には、市場において「配当落」に関する処理が必要となることから、開示とは別に東証に対して所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 基準日
- b. 1株当たり配当金額
- c. 配当金の総額
 - ・ 会社法第454条第1項第1号に定める事項を記載する。
- d. 効力発生日
 - ・ 会社法第454条第1項第3号に定める事項を記載する。
- e. その他
 - (a) 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合には、その旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）
 - (b) 配当の額を変更した場合（復配となる場合、無配となる場合を含む。）又は配当回数を変更した場合は、その理由
 - (c) 臨時決算を行った場合には、その旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 上記開示事項は、株式の種類別の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載する。

※ 現物配当を行う場合には、次に掲げる事項が原則的な開示事項となりますが、実際の開示にあたっては、あらかじめ東証まで相談してください。

- (a) 基準日
- (b) 配当財産の種類
- (c) 配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額
 - ・ 会社法第454条第1項第1号に定める事項を記載する。
 - ※ 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、配当財産に代えて支払うこととした金額は含めない。
- (d) 配当財産の時価の総額及び1株当たり価額
 - ※ 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、配当財産に代えて支払うこととした金額は含めない。
- (e) 効力発生日
 - ・ 会社法第454条第1項第3号に定める事項を記載する。
- (f) その他
 - ・ 配当原資（利益剰余金又は資本剰余金の別）が資本剰余金である場合には、その旨及び純資産減少割合（所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）
 - ・ 株主に対して金銭分配請求権を付与する場合には、その旨、金銭分配請求権を行使できる期間、配当財産に代えて支払うこととした1株当たりの金額及びその総額
 - ・ 一定の数未満の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととする場合は、その旨及びその数
 - ・ 臨時決算を行った場合には、その旨、臨時決算日及び臨時計算書類の概要

10. 合併等の組織再編行為

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、合併等の組織再編行為（次に掲げる行為をいう。以下本項目において同じ。）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- | | |
|--------|-------------------|
| ○ 株式交換 | 【上場規程第402条第1号i】 |
| ○ 株式移転 | 【上場規程第402条第1号j】 |
| ○ 株式交付 | 【上場規程第402条第1号jの2】 |
| ○ 合併 | 【上場規程第402条第1号k】 |
| ○ 会社分割 | 【上場規程第402条第1号l】 |

※ 合併等の組織再編行為には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

※ 完全子会社との組織再編や簡易組織再編・略式組織再編に該当するもの、休眠会社との組織再編等業績に与える影響が軽微なものについても、開示が必要となりますので、留意してください。

〔開示に関する注意事項〕

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

合併等の組織再編行為のうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該組織再編後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ 支配株主又は上場子会社（国内の他の金融商品取引所に上場している子会社を含む。）と株式交換、共同株式移転、合併又は会社分割（共同新設分割又は吸収分割）を行う場合
- ・ 上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合
- ・ 対価として当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合
- ・ 会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止となる場合
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該組織再編の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定的前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

③ 連名の開示を行う際の留意事項

上場会社を相手会社とする合併等の組織再編行為を行う場合は、両社が連名により同一の開示資料で開示することは差し支えありませんが、その場合、所定の開示事項のうち、「割当ての内容の算定

等)、「公正性を担保するための措置」、「利益相反を回避するための措置」、「上場廃止を目的とする理由」などについては、各上場会社が各々の観点で記載するものであるため、それぞれ双方の記載を独立した形で記載してください。

④ 公開買付け後の二段階買収について

当該組織再編が、公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、当該公開買付けとの関係も踏まえ、開示するようにしてください。

⑤ 会社分割において、上場契約を承継することにより上場廃止となる場合の取扱い

会社分割において、上場会社が他社に上場契約を承継することにより上場廃止することとなる見込みがあるときは、上場廃止となる見込みがある旨及びその事由を記載してください。

⑥ 「合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「商号又は名称の変更」等）に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に合併等の組織再編行為の効力発生日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

⑦ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

⑧ 支配株主その他施行規則で定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の開示について

上場会社が支配株主その他施行規則で定める者との間で合併等の組織再編行為を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています（上場規程第441条の2第2項）。開示を行う際には、開示・記載上の注意を確認のうえ、当該組織再編を行うに至った意思決定の過程や、割当ての内容の根拠等をわかりやすく具体的に記載するよう留意してください。

【その他の注意事項】

① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が合併等の組織再編行為を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定の前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）。

- ・ 上場会社が他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第6号d】

- ・ 上場会社が他の会社と共同して株式移転を行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第7号b】

- ・ 上場会社が他の会社を子会社とする株式交付を行う場合（非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第7号の2c】

- ・ 上場会社が他の会社と合併する場合（上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場

合を除く。)

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第8号d】

- ・ 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第9号d(a)】

- ・ 上場会社が非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合（上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項、第805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編等）又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。）

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第9号d(b)】

- (※1) 「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- (※2) 「当該組織再編に係る割当比率に関する見解を記載した書面」をいいます。
- (※3) 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- (※4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

② 上場手続に係る提出書類について

上場会社が、合併等の組織再編行為を行う場合は、開示とは別に東証に対して所定の書類を東証に提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編 [2] 内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

③ 合併等の組織再編行為により上場廃止となる場合のテクニカル上場について

合併等の組織再編行為により上場会社が上場廃止となる場合には、相手会社等が簡易な基準に基づき上場できるテクニカル上場の手続があります。テクニカル上場は、次に掲げる会社の上場について、申請に基づき、所定の審査を経て行われます。テクニカル上場を予定している場合には、公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）又は当該組織再編の内容を記載した書面をメールにてご送付ください。

- ・ 非上場会社が完全親会社となる株式交換を行う場合における当該非上場会社
- ・ 株式移転を行う場合における新たに設立される完全親会社
- ・ 新設合併を行う場合における新たに設立される会社又は非上場会社に上場会社が吸収合併される場合における当該非上場会社
- ・ 会社分割を行う場合における新設会社又は承継会社となる非上場会社

④ 不適当合併等に係る上場廃止審査について

非上場会社を完全子会社とする株式交換、非上場会社と共同して行う株式移転、非上場会社を子会社とする株式交付、非上場会社の吸収合併、会社分割による非上場会社への事業の譲渡については、上場規程に基づく不適当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、原則として、「① 通常の場合」に基づき所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合（相手会社が上場会社である場合、「① 3. (4) 公正性を担保するための措置」又は「① 3. (5) 利益相反を回避するための措置」の記載を要する場合及び投資判断上特に考慮を要すると判断される場合を除く。）(※)は、原則として、「② 開示内容を省略できる場合」に基づき、開示内容を省略することでも差し支えありません。

(※) 該当するかどうか不明な場合は①に基づき開示してください。

〔株式交換・株式交付〕

- イ. 株式交換完全子会社又は株式交付子会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の額が株式交換完全親会社又は株式交付親会社となる上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、株式交換完全子会社又は株式交付子会社となる会社の直前事業年度の売上高が株式交換完全親会社又は株式交付子会社となる上場会社の直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる株式交換又は株式交付
- ロ. 連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換

〔株式移転〕

- ハ. 上場会社が単独で株式移転を行う場合

〔合併〕

- ニ. 上場会社の総資産の増加額がその直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる吸収合併
- ホ. 100%子会社の吸収合併
- ヘ. 連結子会社の簡易吸収合併

〔会社分割〕

- ト. 上場会社の総資産の増加又は減少額がその直前事業年度の末日における純資産額の10%未満、かつ、上場会社の売上高の増加又は減少額がその直前事業年度の売上高の3%未満であると見込まれる会社分割
- チ. 単独新設分割又は100%子会社に事業部門を承継させる会社分割
- リ. 100%子会社の事業部門を承継する会社分割
- ス. 連結子会社と共同で行う簡易会社分割
- ル. 連結子会社の事業部門を承継する簡易会社分割

※ 新設合併の開示については、別途東証までご相談ください。

なお、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

① 通常の場合

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	・ 相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。
1. 当該組織再編の目的	・ 当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。
<p>2. 当該組織再編の要旨</p>	
<p>(1) 当該組織再編の日程</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。 ※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。 <p>[株式移転を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。 <p>[株式交付を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。
<p>(2) 当該組織再編の方式</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編の方式を記載する。 <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。
<p>(3) 当該組織再編に係る割当ての内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。 <p>（*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。 株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。 <p>(例)「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を 年 月 日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」</p> <p>[対価として当該組織再編の当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 対価に関する事項として下記事項を記載する。 <p>(1) 対価となる株券の発行会社の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 対価となる株券の発行会社について、「4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。 <p>(2) 対価の換価の方法に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対価を取引する市場 ② 取引の媒介を行う者 ③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨） ④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるとき

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>は当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p>
(4) 当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。 ※ 株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。
(5) 会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。 上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。
(6) 承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。
(7) 債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社の債務履行の見込みを記載する。
3. 当該組織再編に係る割当ての内容の根拠等	<ul style="list-style-type: none"> 100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。
(1) 割当ての内容の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 協議・交渉の過程及び割当ての内容の考え方について、上場会社の株主にとっての割当ての内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 株式交換完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社の株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 ※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。
①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関の名称を記載する。 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 相手会社（相手会社の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・相手会社の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
②算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>として用いた理由を記載する。算定結果の数値については、わかりやすさの観点から、できる限り評価額を記載する（特に、業績又は株価が大幅に変動している場合や、相手会社について市場評価がない場合）。</p> <p>(*) ① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する（特に、上場会社同士の組織再編において、市場株価法による算定結果から乖離している場合には、その理由をわかりやすく説明する。）。また、② ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、割当ての内容の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</p> <p>(注) 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該組織再編実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。</p> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「12. (2) ③. (3) ②算定の概要の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。但し、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法の算定の前提とした財務予測の具体的な数値については、①上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）以外の財産を対価とする組織再編を行う場合、並びに、②上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）を対価とする組織再編のうち割当ての内容が市場株価と比較し上場会社の株主にとって著しく不利である場合にのみ記載する。なお、上記①②以外の場合において、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。</p>
<p>(3) 上場廃止となる見込み及びその事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組織再編により上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。 ※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 ・ 上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、上場廃止を目的とする理由として下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方
<p>(4) 公正性を担保するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合 ・ 上記以外の場合で、上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合 ・ その他特に当該組織再編の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該組織再編の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>する。)</p> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「12.（2）② 3.（6）公正性を担保するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
(5) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合 ・ 上記以外の場合で、上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合 ・ その他特に当該組織再編の利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合 <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該組織再編を行うに至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該組織再編に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該組織再編の実施に関し諮問すること、当該特別委員会に相手会社との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</p> <p>※ 支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「12.（2）② 3.（7）利益相反を回避するための措置の〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
4. 当該組織再編の当事会社の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 （*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 <ul style="list-style-type: none"> （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。 <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>〔上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> （1）分割又は承継する部門の事業内容 （2）分割又は承継する部門の経営成績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。 （3）分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格
5. 当該組織再編後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。</p> <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。
<p>6. 会計処理の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。 取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。 <p>※ のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。</p>
<p>7. 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。 <p>※ 当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%未満の場合であるか否か、利益面に与える影響の見込額が30%未満であるか否かを目安とし、影響が軽微であると認められるときは、当期以降の業績に与える影響が軽微である旨記載することでも差し支えないものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<ul style="list-style-type: none"> 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等である場合〕 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>
<p>(参考) 当期業績予想及び前期実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（当該組織再編を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。 <p>※ 合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。</p> <p>※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。</p>

② 開示内容を省略できる場合

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> 相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。 開示内容を省略して開示を行う場合は、開示資料の冒頭に省略できる場合に該当した事由及び省略して開示している旨を記載する。 （例）「本合併は、連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。」
1. 当該組織再編の目的	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。 [株式移転を行う場合] 上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。
2. 当該組織再編の要旨	
(1) 当該組織再編の日程	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。 ※ 簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。 [株式移転を行う場合] 株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。 [株式交付を行う場合] 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。
(2) 当該組織再編の方式	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編の方式を記載する。 [上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合] いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。
(3) 当該組織再編に係る割当ての内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編に係る割当ての内容（*）を記載する。 （*）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。 <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 株式交付子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 当該組織再編により交付する新株式数を記載する。 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。 株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。 会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。 割当てがない場合には、その旨を記載する。 合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。 （例）「吸収合併消滅会社〇〇〇の所有する当社株式〇〇〇株を 年 月 日の合併と同時に消却し、資本金を〇〇〇円減少するものとする。」
(4) 当該組織再編に伴う新株	<ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会

開示事項	開示・記載上の注意
<p>予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い</p>	<p>社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。</p> <p>※ 株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。
<p>(5) 会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。 上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。
<p>(6) 承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。
<p>(7) 債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> 承継会社の債務履行の見込みを記載する
<p>3. 当該組織再編に係る割当ての内容の算定の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 割当ての内容の算定の考え方について、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 算定の前提条件（*）、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む割当ての内容の算定の概要を含め、割当ての内容を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 （*）大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、財務予測の概要説明と増減益の要因などを記載する。大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨を記載する。 ※ 100%子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。
<p>4. 当該組織再編の当事会社の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、大株主及び持株比率、直前事業年度の財政状態及び経営成績（*）を記載する（単独株式移転の場合は上場会社の概要として記載する。）。 <ul style="list-style-type: none"> （*）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益を記載する。 ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 <p>[上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> 分割又は承継する部門の事業内容 分割又は承継する部門の経営成績 <ul style="list-style-type: none"> 最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。 分割又は承継する資産、負債の項目及び金額
<p>5. 当該組織再編後の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 <p>[上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。
<p>6. 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該組織再編後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当期以降の業績に与える影響は軽微である旨を記載する。 ※ 当期以降の業績に与える影響が軽微であるかどうかは、当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%未満であるか否か、利益面に与える影響の見込額が30%未満であるか否かを目安とする。当期以降の業績に与える影響が軽微でない場合は「①通常の場合」と同様に記載する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
(参考) 当期業績予想及び前期実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。 ※ 合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。 ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

11. 公開買付け又は自己株式の公開買付け

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け」又は「自己株式の公開買付け」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号x】

(注1) 公開買付けとは、金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）のことをいいます。

(注2) 自己株式の公開買付けとは、金商法第24条の6第1項に規定する上場株券等の金商法第27条の22の2第1項に規定する公開買付けのことをいいます。

- ※ 公開買付け又は自己株式の公開買付けには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。
- ※ 公開買付けの結果についても開示を行ってください。
- ※ 公開買付け期間の延長や買付け等の条件の変更を行う場合には、その変更の内容について「開示事項の変更」としての開示を行うことが必要となります。

【開示に関する注意事項】

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

公開買付け又は自己株式の公開買付けのうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該公開買付け後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

- ・ 上場廃止となる見込みがある場合（二段階買収の予定がある場合を含む。）
- ・ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該公開買付けの内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

③ 公開買付け後の二段階買収について

公開買付け後の二段階買収の場合については、当該二段目の行為を行うことについての決定をした時点において、当該二段目の行為に係る開示が必要となりますが、公開買付けを行うことについての決定をした時点においても、「合併等の組織再編行為」に係る取扱い等をご参照のうえ、当該二段目の行為に係る内容をできる限り開示するようにしてください。

④ 「公開買付け又は自己株式の公開買付け」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」等）に該当する場合があります（公開買付けの結果に関する開示の際に、併せて

これらの適時開示項目に該当する場合があります。)。また、当連結会計年度中に公開買付けに係る決済の開始日（公開買付期間の最終日の翌営業日）が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

〔その他の注意事項〕

① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付けを行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定の前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

- ・ 上場会社が行う公開買付けにより対象株券等（東証に上場しているものに限る。）が上場廃止となる見込みがある場合
- ・ 上場会社の子会社が発行する株券等（東証に上場しているものに限る。）に対する公開買付けを行う場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第10号】

- （*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- （*2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。
- （*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- （*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

また、自己株式の公開買付けにより、実質的にMBO（「公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）」のことをいう。）が行われる場合にも、算定機関が作成した算定書を東証に提出してください。

② 上場手続に係る提出書類について

自己株式の公開買付けを行う場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」をご参照ください。

〔留意事項〕

自己株式の公開買付けにより、実質的にMBOが行われる場合には、MBOに関する意見表明等と同様に、適時開示は、必要かつ十分に行うことが求められますので、十分に留意してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

① 他社の株券等の公開買付けを行う場合

(イ) 公開買付け開始決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の名称及び証券コード（対象者の株券等が国内の金融商品取引所に上場している場合に限る。）が判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社株券（証券コード〇〇〇〇）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
<p>1. 買付け等の目的等</p> <p>(1) 買付け等の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> 買付け等の目的について、公開買付け届出書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 <p>[公開買付け届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。 組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。 b. 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。 c. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。 d. 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2公開買付け者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1会社の場合」の「②経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付け者との関係、譲受けの目的及び開示日において所有する当該株券等の数を記載すること。 e. 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場廃止又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその理由について具体的に記載すること。 <p>※ 買付け予定の株券等の数に上限を付す場合においても、e. に関する事項を記載することが望まれます。</p> <p>※ 産業競争力強化法の規定による会社法特例措置の適用を受けて、上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合又は全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合には、認定計画の概要も含めて記載する。</p>
<p>(2) 上場廃止となる見込み及びその事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。 ※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、下記事項を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方
(3) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付開始前の、公開買付者と対象者の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無を記載する。
(4) いわゆる二段階買収に関する事項〔二段階買収の予定がある場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買付け等の後、株式の全部取得等を行うことにより、上場会社を完全を買収する予定がある場合には、その旨及び予定している二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期 ・ 完全を買収する手段及びその対価 ・ 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 <p>※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には、問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めるようご配慮ください。</p>
(5) 上場子会社に対する公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程〔上場子会社に対する公開買付けを行う場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社におけるグループ戦略の変更の内容を含め、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載する。
(6) 公正性を担保するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合 ・ その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、当事会社が自らの株主のために算定機関を選定し、当該公開買付けの内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその旨を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p>
(7) 利益相反を回避するための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる場合には、上場子会社における利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場子会社に対する公開買付けを行う場合 ・ その他特に当該公開買付けの公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、上場子会社における決定プロセスに自社として関与しないことや、上場子会社において当該公開買付けの決定プロセスにおいて当該公開買付けに利害関係を持たない社外監査役又は社外取締役が関与することや、当該公開買付けの決定を取締役会から独立した特別委員会の判断に委ねることなどが考えられます。</p>
2. 買付け等の概要	
(1) 対象者の概要	<p>[金銭を対価とする公開買付けを行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と対象者との関係（*）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> （*）上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 <p>[上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該公開買付けに係る上場会社及び対象者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と対象者の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (*1) 上場会社と対象者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と対象者又は対象者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 資本関係として、最近日における上場会社と対象者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と対象者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 取引関係として、直前事業年度における上場会社と対象者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、対象者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 (*2) 純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金 <p>(※) 連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と対象者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 日程等	
① 日程	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日を記載する。
② 届出当初の買付け等の期間	<ul style="list-style-type: none"> 届出当初の公開買付期間を記載する。
③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「金商法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。
(3) 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> 買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。 <p>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該対価とする有価証券等の種類 交換比率 有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額
(4) 買付け等の価格の算定根拠等	

開示事項	開示・記載上の注意
① 算定の基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載すること。 ・ 株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。 <p>※ 現金以外を対価として選択した場合は、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。</p> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「発行（交付）条件の合理性に関する考え方」の内容を含めて記載する。</p>
② 算定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。 <p>※ 意見を聴取する第三者としては、算定機関（「企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいう。以下同じ。）であることが一般的です。</p> <p>※ 算定機関の意見を聴取しない場合は、その旨を記載する。</p> <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合には、有価証券届出書の【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】に記載する「当該発行（交付）条件により募集（売出し）を行う理由及び判断の過程」の内容を含めて記載する。</p>
③ 算定機関との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定機関が当該公開買付けに関し重要な利害関係（*）がある場合は、その旨及び当該算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <p>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 対象者（対象者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・対象者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。 ・ 算定機関以外の第三者の意見を聴取した場合は、その旨及び前記に準じた内容を記載する。
(5) 買付予定の株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の種類毎に①株式に換算した買付予定数、②株式に換算した買付予定数の下限及び③買付予定数の上限を記載する。 <p>※ 上場株券等を対価とする公開買付けを行う場合であって、対価として自己株式を充当する予定である場合には、その旨も記載する。</p>
(6) 買付け等による株券等所有割合の異動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付開始公告日現在の買付け等による株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する） ② 買付け等前における株券等所有割合 ③ 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 ④ 買付け等後における株券等所有割合 ⑤ 対象者の総株主の議決権の数 <p>※ 特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する。</p>
(7) 買付代金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>※ 金銭以外の対価がある場合には、金銭以外の対価の種類及び金銭以外の対価の総数も記載する。</p>
(8) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 ② 決済の開始日 ③ 決済の方法 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「決済の開始日」には、金商法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。 ・ 「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
(9) その他買付け等の条件及び方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 「金商法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。</p> <p>また、金商法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の全部又はその一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を、株券等の種類ごとに付した場合における、当該条件の内容（一部の種類の株券等について応募株券等の数の合計があらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときに、当該種類の株券等について応募株券等の全部の買付け等をしないことや他の種類の株券等についても応募株券等の全部の買付け等をしないこと等）を具体的に記載すること。</p> <p>b. 「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、金商法施行令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。</p> <p>c. 「買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、金商法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。</p> <p>d. 「応募株主等の契約の解除権についての事項」には、金商法第27条の12の規定の内容を分かりやすく記載すること。</p> <p>e. 「買付条件等の変更をした場合の開示方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。</p> <p>f. 「訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。</p> <p>g. 「公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。</p>
(10) 公開買付開始公告日	
(11) 公開買付代理人	
3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
4. その他	
(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。
(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
必要と判断されるその他の情報	
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	・ 海外企業を公開買付けするに際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付け、又は、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けに限りません。
(参考) 当期業績予想及び前期実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。 ※ 公開買付けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は公開買付けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。 ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、公開買付けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

(ロ) 対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の名称及び対象者からの意見表明報告書による質問に対する回答の決定であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社の意見表明報告書による質問に対する回答に関するお知らせ」
1. 対象者の名称	
2. 質問に対する回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見表明報告書に記載された質問とそれに対する回答を記載する。また、回答に至った経緯を時系列に記載する。なお、意見表明においてなされた質問に対して回答する必要がないと認めた場合には、その理由を詳細に記載する。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	

(注) 金商法第27条の10に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

(ハ) 公開買付け終了時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の名称及び公開買付けの結果に関する開示であることが判別できる表題とする。

開示事項	開示・記載上の注意
1. 買付け等の概要	<p>(例)「〇〇〇〇株式会社株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」</p> <ul style="list-style-type: none"> 買付け等の概要について、下記の公開買付開始の決定時の開示事項の内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の開示事項の内容）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者の名称 (2) 買付予定の株券等の数 (3) 買付け等の期間 (4) 買付け等の価格
2. 買付け等の結果	
(1) 公開買付けの成否	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付報告書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。
(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付報告書と同等の内容を記載する。
(3) 買付け等を行った株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付報告書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> a 株券等の数は、第8条の規定により計算した株式又は投資口の数を記載すること。以下同じ。 b 株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。 また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。 c 「株券等信託受益証券」及び「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等信託受益証券及び株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。 <p>[上場株券等を対価とする公開買付けを行った場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該公開買付けにより交付する新株式数を記載する。 自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。 増加する資本金及び資本準備金の額を記載する。
(4) 買付け等による株券等所有割合の異動	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付け等前後の株券等所有割合の異動について下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（公開買付開始公告日現在の数を記載する） ② 買付け等前における株券等所有割合 ③ 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 ④ 買付け等後における株券等所有割合 ⑤ 対象者の総株主の議決権の数 <p>※ 特別関係者の所有株券等がある場合には、上記①から④に準じて記載する</p>
(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付報告書と同等の内容を記載する。 <p>[公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。
(6) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> 決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 ② 決済の開始日 ③ 決済の方法 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 「決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の提示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付け後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。 <p>※ 公開買付開始の決定時の開示内容から変更がない場合には、その旨を記載することも可能とする。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	

② 自己株式の公開買付けを行う場合

(イ) 自己株式の公開買付け開始決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式の公開買付けであることが判別できる表題とする。
1. 買付け等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の株式を取得する目的等について、わかりやすく具体的に記載する。
2. 自己株式の取得に関する決議内容	
(1) 決議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得する株券等の種類、取得する株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。また、発行済株式の総数及び発行済株式の総数に対する取得する株券等の総数の占める割合も記載する。
(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等の種類、取得した株券等の総数及び取得価額の総額を記載する。
3. 買付け等の概要	
(1) 日程等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会決議日、公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名、公開買付届出書提出日、買付け等の期間を記載する。 ※ 買付け等の期間に定めがない場合には、その旨を記載する。
(2) 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。
(3) 買付予定の株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券等の種類毎に買付予定の株券等の数を記載する。なお、株券以外のものについては、① 株式に換算した買付予定数及び② 株式に換算した超過予定数を記載する。
(4) 買付け等に要する資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買付け等に要する資金の合計及び買付代金を記載する。 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
(5) 決済の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済の方法として、下記事項を公開買付届出書と同等に記載する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 ② 決済の開始日 ③ 決済の方法 <p>[公開買付届出書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「決済の方法」には、買付代金を支払う際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主との取引等に関する事項 [本行為が支配株主との取引等に関するものである場合] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る

開示事項	開示・記載上の注意
	企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。 ※ 支配株主との取引等に関するものである場合は、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合に限ります。

(ロ) 自己株式の公開買付け終了時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> 自己株式の公開買付けの結果の開示であることが判別できる表題とする。
1. 買付け等の概要	<ul style="list-style-type: none"> 買付け等の概要について、下記の公開買付開始の決定時の開示事項の内容（その後、買付条件等の変更を行っている場合は、変更後の開示事項の内容）を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 買付け等の期間 (2) 買付け等の価格 (3) 決済の方法
2. 買付け等の結果	
(1) 買付け等を行った株券等の数	<ul style="list-style-type: none"> 株券等の種類毎に買付け等を行った株券等の数を記載する。なお、株券以外のものについては、① 株式に換算した応募数及び② 株式に換算した買付数を記載する。
(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付報告書と同等の内容を記載する。 [公開買付報告書の記載上の注意 [抜粋]] <ul style="list-style-type: none"> あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果について詳細に記載すること。
<ul style="list-style-type: none"> その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	

12. 公開買付け等に関する意見表明等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「公開買付け等に関する意見表明等」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号y】

なお、上場会社が、MBOに関して、上場規程第402条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。

【上場規程第441条】

また、支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けについても、MBOと同様、必要かつ十分な開示が義務付けられています。

【上場規程第441条の2第2項】

(注1) 公開買付け等に関する意見表明等とは、当該上場会社が発行者である金商法第27条の2第1項に規定する株券等に係る上場規程第402条第1号x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金商法施行令第31条に規定する買集め行為（以下「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示のことをいいます。

(注2) MBOとは、公開買付けが対象者の役員である公開買付け（公開買付けが対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）のことをいいます。

※ 公開買付け等に関する意見表明等には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

※ MBO及び支配株主その他施行規則で定める者による公開買付けを併せて「MBO等」といいます。

【開示に関する注意事項】

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

公開買付け等に関する意見表明等のうち、次のいずれかに該当する場合には、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、当該公開買付け後の経営計画などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください）。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求められますので、十分に留意してください。

- ・ MBO等に関して意見表明を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明を行う場合（二段階買収の予定がある場合を含む。）
- ・ その他開示上特に考慮を要する事情があると判断される場合（不明な場合は東証までお問合せください。）

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該意見表明等の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前前までは、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定

の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

③ 公開買付け後の二段階買収について

公開買付け後の二段階買収の場合については、当該二段目の行為を行うことについての決定をした時点において、当該二段目の行為に係る開示が必要となりますが、公開買付けに関する意見表明を行うことについての決定をした時点においても、「合併等の組織再編行為」、「株式の併合」、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」、「特別支配株主による株式等売渡請求等に係る承認又は不承認」に係る取扱い等をご参照のうえ、当該二段目の行為に係る内容をできる限り開示するようにしてください。

④ 「公開買付け等に関する意見表明等」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」等）に該当する場合があります（公開買付けによる公開買付けの結果に関する開示（公開買付け報告書の提出）の際に、併せてこれらの適時開示項目に該当する場合があります。）。また、公開買付けの結果が経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

⑤ 公開買付けに関する意見表明においては、公開買付けに応募するか否かを選択すべき状況にある株主の立場を十分に考慮し、意見の内容に加え、意見の根拠及び理由（意思決定に至る過程や、意見の内容の基礎となる具体的な理由など）をわかりやすく具体的に述べるなど、株主による公開買付けへの応募の是非の判断に資するものとなるように留意してください。

〔その他の注意事項〕

① 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が公開買付け等に関する意見表明等を行う場合であって、次のいずれかに該当するときは、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定の前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を提出することでも差し支えありません。）。

- ・ MBO等に関して意見表明等を行う場合
- ・ 上場廃止となることが見込まれる場合

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第11号】

- （*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- （*2）「買付け等の価格に関する見解を記載した書面」をいいます。
- （*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- （*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・算定の前提とした財務予測の出所
- ・割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

② MBO等に関する意見表明の適時開示について

企業行動規範上、MBO等に関する意見表明の適時開示は、必要かつ十分に行うことが義務付けられています。開示を行う際には、「(2) ② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」のうち、[MBO等に関して意見表明を行う場合]において記載することとされている事項を含め、充実した開示を行うようにしてください。

※ MBO等には該当しないものの、これに準じる公開買付け（例えば上場会社の40%以上の議決権を有する者による公開買付けなど）に関する意見表明を行う場合には、MBO等の場合と同様に充実した開示を行うことが考えられます。

③ 金商法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知について

本項目に基づく適時開示に際して金商法施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合は、「第5章 8. 公開買付け等事実の当取引所への通知」を併せて参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

なお、「(1) [開示に関する注意事項] ② 事前相談について」に掲げる場合に該当する場合には、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

① 公開買付けの開始時の開示

自社の株券等に対する公開買付けが行われる場合で、公開買付けを行う者によって公開買付けを行う旨の発表、公開買付けの公告又は公開買付け届出書の提出のいずれかが行われたことを知ったときは、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください）。

※ 公開買付けを行う者が上場会社である場合を除き、当該者による公開買付けを行う旨の記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※ この開示において、当該公開買付けに関する意見を表明するものではない場合は、その旨を記載してください。また、この開示により当該公開買付けに関する意見を表明する場合は、「② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示」の開示事項及び開示・記載上の注意に基づき開示を行ってください。

※ 開示資料の表題は、買付者の名称及び買付者による公開買付けの開始であることが判別できる表題としてください。

(例)「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

※ 公開買付け期間の延長や買付け等の条件の変更が行われた場合には、それを知った時点で、その内容について「開示事項の経過」として開示してください。

② 公開買付けに関する意見表明の決定時の開示

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> 買付者の名称及び意見表明であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」 [MBO等に関して意見表明を行う場合] MBO等であることが判別できる表題とする。 (例)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」 「支配株主である〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関するお知らせ」
<ul style="list-style-type: none"> 開示資料の柱書き 	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付者がいわゆる二段階買収を行うこと及び上場会社の株式等を上場廃止することを予定している場合には、その旨を前提として意見表明について決議したことを記載する。
<p>1. 公開買付者の概要</p>	<p>[金銭を対価とする公開買付けが行われる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開買付者の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者との関係（*）を記載する。 (*) 上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と公開買付者又は公開買付者の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 ※ 公開買付者が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。 ※ 公開買付者がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。 <p>[上場株券等を対価とする公開買付けが行われる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社及び公開買付者について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と公開買付者の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。 (*1) 上場会社と公開買付者の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資本関係として、最近日における上場会社と公開買付者との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と公開買付者との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 取引関係として、直前事業年度における上場会社と公開買付者との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、公開買付者が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 <p>（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金</p> <p>（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、上場会社と公開買付者の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p> <p>※ 複数の者が共同して公開買付けを行っている場合には、それぞれの者について記載する。</p>
2. 買付け等の価格	<ul style="list-style-type: none"> 買付け等をする株券等の種類ごとに買付け等の価格を記載する。株式については1株当たりの買付け等の価格を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。 <p>※ 有価証券等を対価とする場合には、以下の内容を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該対価とする有価証券等の種類 交換比率 有価証券等に加えて金銭を対価とする場合には、交付する金銭の額
3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由	
(1) 意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該公開買付けに関する意見の内容について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 <p>※ 公開買付けに関する意見表明における意見の内容としては、①「公開買付けに応募することを勧める。」、②「公開買付けに応募しないことを勧める。」、③「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、④「意見の表明を留保する。」などが想定されています。</p> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>a. 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。</p>
(2) 意見の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 当該公開買付けに関する意見の根拠及び理由について、意見表明報告書と同等の内容を含め、わかりやすく具体的に記載する。 <p>※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、公開買付者との間の公開買付けの条件に関する交渉の概要を記載してください。</p> <p>※ 意思決定に至った過程について、当該公開買付けの実施に至った背景や、公開買付者の意思決定過程について公開買付者から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、公開買付者の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と公開買付者の意思決定過程が区別できるように記載してください。</p> <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <p>b. 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。</p> <p>c. 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由を含め、株主に対して当該買付け等に応募することを勧めるに

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金以外を対価として選択した公開買付けに対して当該買付け等に応募することを勧める場合には、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> MBO等に関して意見表明を行う場合において、賛否・中立を表明している場合には、MBO等の実施による上場会社の企業価値の向上に関する判断の内容を含め、その理由をわかりやすく具体的に記載する。 MBO等に関して意見表明を行う場合において、当該公開買付けに応募することを勧める意見である場合には、買付け等の価格に関する判断の理由（*）、及び、公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、株主に対して当該MBO等に応募することを勧めるに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 <p>（*）例えば、算定結果の合理性を確認したうえで、買付け等の価格が算定結果と比較して合理的な水準にあるかといった観点から判断の理由を説明することが考えられます。なお、算定の前提条件において考慮されていない事象がある場合（例えば、市場株価法を用いる場合で、公開買付けに関する意見表明と同時に業績予想の大幅な上方修正を行う場合など）や、特殊な前提条件が存在する場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</p> <p>また、当該取引の公表前短期間に業績の大幅な下方修正その他株価が大幅に下落する開示を行った場合には、これらを踏まえて買付け等の価格に関する判断の理由について記載してください。</p>
(3) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。
① 算定機関の名称並びに上場会社及び公開買付者との関係	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関の名称を記載する。 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <p>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 公開買付者（公開買付者の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・公開買付者の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
② 算定の概要	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 <p>（*）① 市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する。また、② ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、買付け等の価格の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。</p> <p>（注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ MBO等に関して意見表明を行う場合には、算定の重要な前提条件として、上記の(*)に代えて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> ・算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 ・マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど） ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上場維持を前提とする場合を除く。 ・算定の前提とした財務予測の出所 ・算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ・算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上場維持を前提とする場合は、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。 ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該公開買付け実施後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 ・割引率の具体的な数値（レンジ可） ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(4) 上場廃止となる見込み及びその事由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 ・ 当該公開買付けにより上場廃止となる見込みがある場合であって、当該公開買付けに応募することを勧める意見であるときは、下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方
(5) いわゆる二段階買収に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買付け等の後、株式の全部取得等の行為を行うことにより、上場会社を買収される予定があることを把握している場合には、その旨及び予定されている二段目の株式の全部取得等の行為に関して、原則として、以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二段目の株式の全部取得その他の行為の予定時期 ・ 完全を買収される手段及びその対価 ・ 一段目（公開買付け）の買付価格と二段目（株式の全部取得等）の対価に差がある場合はその内容及び差額を設ける理由 ※ 二段階買収については、一段目・二段目それぞれの対価等の条件や株主への条件の提示方法によっては、公開買付けへの応募を事実上強要するような威圧的買収と受け止められる場合があります。二段目の条件が一段目の条件と同等であれば問題は生じにくいものと思われませんが、二段目の条件が一段目の条件よりも株主にとって不利となる場合には問題が生じると考えられるため、十分な検討が必要となります。また、やむを得ず、一段目の開示時点において二段目の条件を

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>決定できない事情がある場合においても、できる限り二段目で対価等の条件を決定するための要素や決定時期の見込みに関する説明を記載するなど、透明性の向上に努めてください。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 二段目の行為に株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームを採用する場合や、MBO等において大多数の株式を取得した場合であっても二段目の株式の全部取得等の行為を実施しない場合は、これらの理由をわかりやすく具体的に記載する。
<p>(6) 公正性を担保するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに関して応募することを勧める旨の意見表明をする場合 MBO等に関して意見表明を行う場合 その他特に当該公開買付けに関する意見表明の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合 <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該意見表明の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</p> <p>また、価格の適正性を担保する客観的状況を確保する観点から、公開買付期間を比較的長期（30営業日以上）に設定することにより対抗的TOBの機会を提供することや、公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）を行わないことなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正性を担保するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 算定機関から算定書を取得した旨。 弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得した場合には、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容。弁護士・アドバイザー等に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。 公開買付者との間で、上場会社による対抗者との接触等を過度に制限するような内容の合意等（いわゆる取引保護条項）をした場合には、その内容及び当該合意等をした理由。 公開買付期間が短期間に設定されている場合において、公開買付期間の延長請求を行わない場合は、その理由。
<p>(7) 利益相反を回避するための措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> MBO等に関して意見表明を行う場合 その他特に当該公開買付けに関する意見表明に関し利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合 <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該意見表明に至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該意見表明に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該公開買付けに関する意見表明に関し諮問すること、当該特別委員会に公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>[MBO等に関して意見表明を行う場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利益相反を回避するための措置に関し、それぞれ以下の内容を含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 当該意見表明に利害関係を有する取締役及び監査役に関し、利害関係の内容及び上場会社の意思決定に至る過程への関与の有無。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 取締役又は監査役が公開買付者との間で公開買付け後の役職員への就任等に関して合意している場合には、その内容を記載する。 取締役会から独立した特別委員会を設置した場合には、その概要（特別委員会を構成する各委員の氏名・職業など）。特別委員会の構成に途中で変更があった場合には、その旨及びその理由。 取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、当該公開買付けに関する意見表明に関する諮問をした場合には、諮問の内容及び諮問に対する答申の内容（その理由を含む。）。 取締役会から独立した特別委員会又は独立役員に対し、公開買付者との間で交渉を行うことを委嘱した場合には、その旨。 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認を受けている場合には、その旨。受けていない場合には、その理由。
4. 公開買付者と自社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付開始前の、公開買付者と自社の株主との間における、公開買付けへの応募に係る重要な合意の有無について、上場会社が把握している範囲で記載する。 公開買付者と上場会社の取締役との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項の有無及びかかる合意がある場合はその内容を記載する。
5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開買付者又はその特別関係者（金商法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が報告者の役員に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。
6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。
7. 公開買付者に対する質問	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。
8. 公開買付期間の延長請求	<ul style="list-style-type: none"> 意見表明報告書と同等の内容を記載する。 <p>[意見表明報告書の記載上の注意 [抜粋]]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金商法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、金商法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。
9. 今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付け後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	
・ 支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、支配株主その他施行規則で定める者が上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明、又は、第三者が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付けに関する意見表明等が該当します。
○（参考）買付け等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が公開買付者との間においてあらかじめ当該公開買付けに関して合意を行っている場合には、当該公開買付けの概要を参考として記載又は当該公開買付けに係る開示資料を添付する。

③ 公開買付者からの対質問回答報告書の提出時の開示

自社の株券等に対する公開買付けに関して、公開買付者から対質問回答報告書の提出が行われたことを知った時点で、その旨を開示してください（公開項目は、「公開買付けに関する意見表明等」を選択してください。）。

※ 公開買付けを行う者が上場会社である場合を除き、当該者による記者発表資料を入手できる場合には、これを自社の開示資料に参考資料として添付して開示を行うようにしてください。

※ 開示資料の表題は、買付者の名称及び対質問回答報告書が提出されたことが判別できる表題としてください。

（例）「〇〇〇〇株式会社による当社株券に対する公開買付けに係る対質問回答報告書の提出について」

（注）金商法第27条の10に規定する対質問回答報告書による回答以外に、公開買付けに係る対象者からの質問に対する回答等を行う場合であって、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために情報提供することが有用と考えられるときは、適時かつ適切に開示することが求められます。

13. 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 事業の全部又は一部を譲渡する場合
- (a) 直前連結会計年度の末日における事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が、同日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - (b) 事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲渡による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - (c) 事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲渡による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - (d) 事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
 - (e) 取引規制府令第49条第1項第8号イに掲げる事項に該当しない場合
- b. 事業の全部又は一部を譲り受ける場合
- (a) 事業の譲受けによる資産の増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - (b) 事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲受けによる連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - (c) 事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - (d) 事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度又はその翌連結会計年度のいずれかにおいて、当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
 - (e) 取引規制府令第49条第1項第8号ロ及びハに掲げる事項に該当しない場合

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号m、施行規則第401条第1項第2号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」と併せて他の適時開示項目（例えば、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「新たな事業の開始」等）に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に事業の譲渡又は譲受けに係る期日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。

〔その他の注意事項〕

- 不適当合併等に係る上場廃止審査について
「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」を行う場合については、上場規程に基づく不適当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 譲渡（譲受け）の理由
- b. 事業の譲渡（譲受け）の内容
 - (a) 譲渡（譲受け）部門の内容
 - (b) 譲渡（譲受け）部門の直前事業年度における売上高及び経常利益
 - (c) 譲渡（譲受け）部門の資産・負債の項目及び金額
 - (d) 譲渡（譲受け）価額及び決済方法
 - (e) 簡易又は略式手続による場合はその旨
- c. 相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 譲渡（譲受け）の日程

e. 会計処理の概要

- ・ 該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。
- ・ 取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。
 - ※ のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。

f. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（事業の譲渡又は譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 事業の譲渡若しくは譲受けを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は事業の譲渡若しくは譲受けの業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、事業の譲渡又は譲受けによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

14. 解散（合併による解散を除く。）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「解散」（合併による解散を除く。）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号n】

（注）上場会社が合併により解散する場合は、「合併」として取り扱われます。

【その他の注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社の「解散」は、上場規程に基づき上場廃止の対象となりますが、上場会社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより営業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合には、当該決議又は決定の時点で上場廃止の対象となり、それ以外の場合には解散に係る株主総会決議があった時点で上場廃止の対象となります。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 解散の理由
- b. 日程
- c. 今後の見通し
 - ・ 残余財産の分配等に関する今後の見通しを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

15. 新製品又は新技術の企業化

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「新製品又は新技術の企業化」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度の開始の日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該企業化による連結売上高の増加見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 新製品の販売又は新技術を利用した事業の開始のために特別に支出する見込額が、直前連結会計年度の末日における連結固定資産の帳簿価額の10%に相当する額以上
- c. 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項に該当しない場合

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結固定資産」を「固定資産」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号o、施行規則第401条第1項第3号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に新製品又は新技術の企業化の開始日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 新製品等の内容

※ 既存製品等との相違等を含め記載する。

b. 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始時期

c. 新製品等の連結売上高への影響

d. 新製品等の企業化のために特別に支出する額

e. 相手先の概要

※ 特定の相手先が取引の多くを占める場合に、相手先の概要を記載する。

※ 記載すべき内容は「第1章 16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消」における開示

事項「c. 提携又は提携解消の相手先の概要」を参照。

f. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
 - ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は新製品又は新技術の企業化の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、新製品又は新技術の企業化による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「業務上の提携」又は「業務上の提携の解消」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 業務上の提携

- (a) 業務上の提携の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該業務上の提携による連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- (b) 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項に該当しない場合

b. 業務上の提携の解消

- (a) 業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該業務上の提携の解消による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- (b) 取引規制府令第49条第1項第10号ロに掲げる事項に該当しない場合

c. 資本提携を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消

- (a) 新たに取得する相手方の会社の株式又は持分の取得予定価額（業務上の提携の解消の場合は、取得している相手方の株式若しくは持分の帳簿価額）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産と連結資本金のいずれか大きい金額の10%に相当する額以上
- (b) 業務提携の相手方によって新たに取得される予定の株式数（業務上の提携の解消の場合は、相手方に取得されている株式数）が、直前連結会計年度の末日における発行済株式総数の5%超

d. 合併会社の設立を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消

- (a) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかの末日における総資産の予想帳簿価額に合併会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下本項目において同じ。）を乗じて得たもの（又は合併会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たもの）が、上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- (b) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかにおける予想売上高に出資比率を乗じて得たもの（又は合併会社の直前事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たもの）が、上場会社の直前連結会計年度における連結売上高の10%に相当する額以上

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結純資産」を「純資産」、「連結資本金」を「資本金」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号p、施行規則第401条第1項第4号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「業務上の提携」には、仕入・販売に関する提携、委託生産に関する提携、製品開発に関する提携、業務全般に係る包括的な提携などが含まれます。なお、業務上の協力関係が付随しない単なる株式の持合い（資本提携）や役員のパ遣（人事提携）等は、業務上の提携には含まれません。
- ③ 「業務上の提携」と併せて他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項（合弁会社が子会社等に該当する場合など）」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「新たな事業の開始」等）に該当する場合があります。また、当連結会計年度中に業務上の提携の開始日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

【その他の注意事項】

- 不適当合併等に係る上場廃止審査について
「業務上の提携」を行う場合については、上場規程に基づく不適当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 提携又は提携解消の理由

b. 提携又は提携解消の内容等

- ・ 提携又は提携解消の内容を記載する。
- ※ また、以下のいずれかに該当する場合には、次の事項を含めて記載する。

（イ）資本提携を行う場合

- ・ 新たに取得する相手方の株式又は持分の取得価額
- ・ 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

（ロ）資本提携の解消を行う場合

- ・ 取得している相手方の株式又は持分の帳簿価額
- ・ 相手方に取得されている株式の数及び発行済株式数に対する割合

（ハ）合弁会社を設立する場合

- ・ 合弁会社の概要
- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、決算期、純資産及び総資産、合弁会社に対する出資比率を記載する。
- ・ 合弁会社の業績の見通し
- ・ 当該合弁会社の業績の見通しを可能な範囲で記載する。

（ニ）合弁会社を設立して行っている業務提携を解消する場合

- ・ 合弁会社の概要
- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月

日、決算期、純資産及び総資産、合併会社に対する出資比率を記載する。

c. 提携又は提携解消の相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。
 - （※1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
 - ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。
 - （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金
 - （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社の指標を単純合算した値を欄外に記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 提携又は提携解消の日程

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 業務上の提携又は業務上の提携の解消を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業務上の提携又は業務上の提携の解消の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、業務上の提携又は業務上の提携の解消による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

17. 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（* 1）が、上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- b. 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（* 2）が、上場会社の直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c. 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益（* 3）が、上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（* 4）
- d. 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益（* 5）が、上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（* 4）
- e. 直前事業年度において、子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高（* 6）が、上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の10%に相当する額以上
- f. 直前事業年度において、子会社等又は新たに子会社等となる会社に対する売上高（* 7）が、上場会社の直前事業年度の売上高の総額の10%に相当する額以上
- g. 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金又は出資の額（* 8）が、上場会社の資本金（* 9）の10%に相当する額以上
- h. 子会社取得（* 10）を行う場合にあつては、子会社取得に係る対価の額（* 11）に当該子会社取得の一連の行為（* 12）として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が、上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の15%に相当する額以上
- i. 子会社取得（* 10）を行う場合にあつては、子会社取得に係る対価の額（* 11）に当該子会社取得の一連の行為（* 12）として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が、上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の15%に相当する額以上
- j. 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項に該当しない場合

（* 1）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額

（* 2）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における売上高の見込額

（* 3）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における経常利益の見込額

（* 4）直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

（* 5）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における当期純利益の見込額

（* 6）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における仕入高の見込額

（* 7）子会社等の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該子会社等のいずれかの事業年度における売上高の見込額

（* 8）新たに子会社等となる会社の資本金又は出資の額が、この事実の決定により増加する場合には、当該増加後の数値により開示の要否を判断してください。

（* 9）上場会社の資本金は、決定した時点の数値により開示の要否を判断してください。

- (※10) 子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社等とすること
- (※11) 子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいい、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれます。
- (※12) 子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当します。

- ※ 子会社等又は新たに子会社等となる会社が、直前事業年度において経常損失又は当期純損失を計上している場合には、その絶対値を用いて該当するかどうかを判断してください。
- ※ 開示対象範囲については、「子会社・孫会社の解散（子会社・孫会社の合併による解散を含む。）による異動」を除きます。
- ※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。
- ※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。
- ※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号q、施行規則第401条第1項第5号】

- (注1) 子会社等の異動とは、株式又は持分の譲渡又は取得による場合のほか、役員のパイプラインなどによって、子会社等となる場合を含みます。上場規程上の子会社等の定義については、「第2編第6章【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】」を参照してください。
- (注2) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 他の子会社（孫会社）の株式又は持分を有する子会社等が異動する場合など、複数の子会社等（孫会社を含む。）の異動が一連の事象として関連性を有している場合には、当該子会社等における売上高等を合算したうえで開示の要否を判断してください。
- ③ 子会社等が合併に伴い解散する場合については「第6章〔1〕1. 子会社等の合併等の組織再編行為」を、子会社等が解散する場合（合併に伴い解散する場合を除く。）については「第6章〔1〕4. 子会社等の解散」を、それぞれ参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等の異動の日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑤ 子会社等の異動を伴う事項について決定した時点で開示することが必要となります。株式譲渡の場合の譲渡の実行日や増資の場合の払込日のように、子会社等の異動が生じた日（効力発生日）ではありませんので、留意してください。

【その他の注意事項】

- 不適当合併等に係る上場廃止審査について

「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」を行う場合については、上場規程に基づく不適当合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適当合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 異動の理由

b. 異動の方法

c. 異動する子会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（*1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（*2）を記載する。

（*1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

（*2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金

（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社の指標を単純合算した値を欄外に記載する。

- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 異動の日程

- ※ 子会社の株式又は持分の譲渡について、会社法の規定に基づき株主総会の決議が必要となる場合には、株主総会決議日を含めた日程を記載する。

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

- ・ 海外企業の買収に際して現地において開示されている事項であって、投資判断に重要な影響を与える事項がある場合は、その内容を記載する。

（子会社等の異動に伴い株式を譲渡又は取得する場合）

g. 譲渡（取得）の相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に

該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

- ※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。
- ※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

h. 譲渡（取得）株数、金額

- ・ 取得金額は、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額の合計額（概算額）を記載したうえで、可能な範囲でその内訳を記載する。

i. 譲渡（取得）前及び譲渡（取得）後の所有株式数及び議決権所有割合

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

18. 固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「固定資産の譲渡」、「固定資産の取得」、「リースによる固定資産の賃貸借」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 固定資産の譲渡の場合

- (a) 譲渡する固定資産の直前連結会計年度の末日における帳簿価額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- (b) 固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において、当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）（注2）
- (c) 固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において、当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）（注2）
- (d) 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項に該当しない場合

b. 固定資産の取得の場合

- (a) 固定資産の取得見込額が直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- (b) 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項に該当しない場合

c. リースによる固定資産の賃貸の場合

リースによって賃貸する固定資産の帳簿価額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

d. リースによる固定資産の賃借の場合

リースによって賃借する固定資産のリース金額の合計見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号r、施行規則第401条第1項第6号、
上場規程第402条第1号s、施行規則第401条第1項第7号】

（注1）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

(注2) 圧縮記帳の会計処理として直接減額方式を採用している場合、損益基準(a.(b)及び(c)の基準)を適用するにあたっては、固定資産売却益から固定資産圧縮損を控除した額を最近に終了した連結会計年度の連結経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益と比較してください。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 事業上の固定資産の譲渡又は取得については、上記のほか「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」に該当する場合がありますので、留意してください。なお、事業上の固定資産とは、事業に供するために継続使用される資産(例えば、工場・倉庫・本支店・店舗の土地・建物)をいいます。ただし、社宅等の経営付属施設のように直接経営のために利用されない資産及び事業のために現在利用されていない資産については対象外とします。
- ③ 固定資産に係る信託受益権の譲渡又は取得についても、実質的に固定資産の譲渡又は取得と同視できる場合には開示を行ってください。
- ④ 上場会社が所有している固定資産との交換により新たに固定資産を取得する場合、「固定資産の譲渡」と「固定資産の取得」の両方に該当しますので、それぞれについて開示を行ってください。
- ⑤ 「固定資産の譲渡又は取得」は、譲渡又は取得を会社として決定した時点で開示が必要となります。契約締結日又は物件の引渡日ではないことに留意してください(譲渡又は取得を決定した時点で未定内容又は停止条件がつく場合には、その旨を記載するようにしてください)。
- ⑥ ファイナンス・リース取引(リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。)による固定資産の賃借の場合は、「リース金額」を「リース物件の取得価額相当額」に読替えることとなります。
- ⑦ 当連結会計年度中に固定資産の譲渡又は取得の期日等が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

【その他の注意事項】

- 不適當合併等に係る上場廃止審査について
「事業上の固定資産の譲渡又は取得」を行う場合については、上場規程に基づく不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 固定資産の譲渡又は取得

a. 譲渡又は取得の理由

b. 譲渡又は取得資産の内容

- ・ 対象資産の名称、所在地、資産の概要、譲渡（取得）価額、決済方法等を記載する。
- ・ 譲渡の場合には、上記開示事項に加えて、帳簿価額、譲渡益を記載する。

c. 相手先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※ 相手先がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 譲渡又は取得の日程

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関

係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（固定資産の譲渡又は取得を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 固定資産の譲渡又は取得を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は固定資産の譲渡又は取得の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、固定資産の譲渡又は取得による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

② リースによる固定資産の賃貸借

a. リースにより賃貸又は賃借する理由

b. リースにより賃貸又は賃借する資産の内容

・ 対象資産の名称、所在地、資産の概要、リース料の総額 [※ファイナンス・リースの場合は、取得価額相当額] を記載する。

c. 相手会社の概要

・ ① c. 同様に記載する。

d. リースによる賃貸又は賃借の日程

e. 今後の見通し

・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（リースによる固定資産の賃貸借を行うことについての決定

に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容)及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ リースによる固定資産の賃貸借を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又はリースによる固定資産の賃貸借の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、リースによる固定資産の賃貸借による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

19. 事業の全部又は一部の休止又は廃止

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「事業の全部又は一部の休止又は廃止」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおける当該休止又は廃止による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおける当該休止又は廃止による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおける当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項に該当しない場合

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号t、施行規則第401条第1項第8号】

（注）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「事業の全部又は一部の休止又は廃止」と併せて他の項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「人員削減等の合理化」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に事業の休止又は廃止日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となる

ることも考えられます。

- ③ コスト削減を目的とする上場会社の施策としての「支店・営業店舗等の統廃合」については、「人員削減策等の合理化」として開示が必要となります。

【その他の注意事項】

- 不適當合併等に係る上場廃止審査について
「事業の全部又は一部の休止又は廃止」を行う場合については、上場規程に基づく不適當合併等に
係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第3編第2章 【不適當合併等に係る上
場廃止審査の概要】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資
者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資
者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. **事業の休止又は廃止の理由**
- b. **休止又は廃止する事業の内容**
 - ・ 部門別売上高、経常利益、従業員等を記載する。
- c. **休止又は廃止の日程**
- d. **今後の見通し**
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. **その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表
がされた直近の予想値の内容（事業の全部又は一部の休止又は廃止を行うことについての
決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の
内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 事業の全部又は一部の休止又は廃止を行うことについての決定に際して当連結会計年
度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は事業の全部又は一部の休止又は廃止
の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、事業の全部又は一部の休止又は廃止
による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の
修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

20. 上場廃止申請

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号u】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 海外の金融商品取引所等に預託証券等（ADR、EDR等）を上場している場合であって、当該預託証券等の上場廃止を上場する海外の金融商品取引所等に申請するときも、開示するようにしてください（海外の金融商品取引所等に上場する新株予約権付社債等に係る上場廃止の申請は含みません。）。
- ③ 上場新株予約権付社債券等の発行者が、上場会社（上場株券・上場優先出資証券の発行者）でない場合であって、当該上場新株予約権付社債券等の上場廃止を申請するときも、開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 上場廃止申請を行う理由
- b. 上場廃止後の上場取引所の名称等
- c. 上場廃止申請日
- d. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

21. 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号v】

(注) 当該上場会社以外の者が破産手続開始の申立て等を行う場合については、「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」に係る取扱い等を参照してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社が再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合は、上場規程第601条第1項第3号に該当することとなります。ただし、これと同時に、東証が適当と認める再建計画の開示を行った場合には、上場が維持されることとなります。この規定の適用を受けるためには、上場規程第603条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請が必要となります。なお、東証が適当と認める再建計画とは、次のaからcまでのいずれにも適合するものをいいます。詳細は、東証までお問合せください。

- a. 当該再建計画が裁判所の認可を得られる見込みがあるものであり、当該再建計画にその旨及びそれを証する内容が記載されていること。
- b. 当該再建計画に当該上場銘柄の全部を消却するもの（いわゆる100%減資）でないことが記載されていること。
- c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

【上場規程第601条第1項第3号、施行規則第601条第3項第3号】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申立ての理由
- b. 負債総額
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(再生手続開始又は更生手続開始の申立ての場合)

- e. 同時に上場規程第603条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行う旨又は行わない旨

○ (参考) 申立ての概要

- ・ 参考として、申立ての概要（申立日、管轄裁判所、事件名、申立代理人等）を記載する。

○ (参考) 上場会社の現況

- ・ 参考として、上場会社の名称、所在地、役員状況、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、株主総数、株式の状況、従業員数、労働組合、最近3年間の財政状態及び経営成績（*）を記載する。
（*）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金

22. 新たな事業の開始

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 新たな事業の開始の予定日が属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該新たな事業の開始による連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 新たな事業の開始のために特別に支出する予定額の合計額が、直前連結会計年度の末日における連結固定資産の帳簿価額の10%に相当する額以上
- c. 取引規制府令第49条第1項第14号に定める事項に該当しない場合

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結固定資産」を「固定資産」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第1号w、施行規則第401条第1項第9号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「新たな事業の開始」と併せて他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に新たな事業の開始日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ③ 「新たな事業の開始」は、子会社を通じて新事業に着手する場合も含まれます。また、新たな子会社を設立して新事業を開始する場合には、「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」「子会社等における新たな事業の開始」等に係る開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 新たな事業の内容
- b. 新たな事業を開始する時期
- c. 新たな事業のために特別に支出する予定額の合計額
- d. 相手先の概要
 - ※ 特定の相手先が取引の多くを占める場合に、相手先の概要を記載する。
 - ※ 記載すべき内容は「第1章 16. 業務上の提携又は業務上の提携の解消」における開示事項「c. 提携又は提携解消の相手先の概要」を参照。
- e. 今後の見通し
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。
 - ※ 支配株主との取引等に関するものである場合とは、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（新たな事業の開始を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 新たな事業の開始を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は新たな事業の開始の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、新たな事業の開始による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

23. 代表取締役又は代表執行役の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「代表取締役又は代表執行役（以下、本項目において「代表取締役等」という。）の異動」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a a】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 代表取締役等の退任等により後任者が決定されていなくとも、その時点での開示が必要となります。その後、後任者が決定された時点でも開示が必要となります。
- ③ 合併を行う場合に、合併の開示資料において新任代表取締役等の氏名・略歴等を記載している場合は、別途「代表取締役等の異動」として開示する必要はありません。なお、合併後、代表取締役等が退任することとなった場合であって、合併の公表時にその旨を開示していないときは、退任を決定した時点において、「代表取締役等の異動」として開示する必要があります。
 なお、決算発表時においては、決算短信において、代表取締役等を含め役員の異動を記載している場合であっても、「代表取締役等の異動」として別途開示するようにしてください。
- ④ 最高経営責任者（社長等）以外の代表取締役等の異動についても、開示が必要となります。
- ⑤ 最高経営責任者（社長等）が異動する場合には、代表取締役等の異動に該当しないときでも、開示することが望まれます。

【その他の注意事項】

- 代表取締役等の異動に伴い、東証に届け出ている上場会社代表者を変更する場合は、Targetにより「代表者変更登録」を行ってください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 異動の理由
- b. 新・旧代表取締役等の氏名・役職名
- c. 新任代表取締役等の生年月日、略歴、所有株式数
- d. 就任予定日
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 代表取締役又は代表執行役の異動について記者クラブ等に対して資料投函を行う場合には、必要に応じて、T D n e t に登録する開示資料とは別に、新任代表取締役等の写真や詳細な略歴（出身地、学歴）等を配布することが考えられます。

24. 人員削減等の合理化

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「人員削減等の合理化」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 合理化実施の予定日が属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該合理化による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 合理化実施の予定日が属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該合理化による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 合理化実施の予定日が属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該合理化による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第402条第1号a b、施行規則第401条第1項第10号】

（注）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当該事項の開示の対象となる「合理化」策は、コスト削減を目的とする上場会社の施策一切が含まれますので、「給与・賞与のカット」、「有利子負債の圧縮」、「売掛債権等の流動化」、あるいは、「支店・営業店舗等の統廃合」等についても開示が必要となります。
- ③ 「人員削減等の合理化」と併せて他の適時開示項目（例えば、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」（退職金の計上見込額など）、「債務免除等の金融支援」（債権者からの債権放棄等を含めて合理化計画等を策定している場合）等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に人員削減等の合理化の実施日が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算

出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

- ④ 「人員削減等の合理化」については、結果の開示も必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 合理化を行う理由

b. 合理化の内容

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（人員削減等の合理化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 人員削減等の合理化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は人員削減等の合理化の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、人員削減等の合理化による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

25. 商号又は名称の変更

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「商号又は名称の変更」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a c】

※ 商号又は名称の変更には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。そのため、例えば、旧字体から新字体へと商号変更を行うような場合も開示が必要となります。

※ 呼称の変更や商号又は名称の英文表記の変更についての開示は求めています。各社の判断により開示してください。

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 「商号又は名称の変更」について決定した場合には、「定款の変更」としての開示も必要となります。

【その他の注意事項】

○ 「商号又は名称の変更」を行う場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 変更の理由
- b. 新商号
- c. 新商号変更日
- d. 株主総会において定款変更（商号の変更）が承認されることが条件である旨
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

26. 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a d】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社が上場株式と異なる種類の株式を発行している場合で、当該種類株式の単元株式数の変更等を行うことを決定した場合にも開示が必要となります。
- ③ 「単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設」が決定した場合には、別途「定款の変更」の開示も必要となります。
- ④ 「単元株式数の変更」と併せて他の項目（例えば、「株式併合」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

〔その他の注意事項〕

- ① 「単元株式数の変更」を行う場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。
- ② 上場内国会社は、上場内国株券の単元株式数の変更について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とすることが義務付けられています。

【上場規程第427条の2】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

単元株式数の変更

- a. 変更の理由
 - ・ 最近の投資単位の状況等を記載したうえで、変更の理由を記載する。
- b. 単元株式数の変更の内容
- c. 変更の日程
- d. 株主総会において定款変更が承認されることが条件である場合は、その旨
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

27. 決算期変更（事業年度の末日の変更）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「決算期変更」（事業年度の末日の変更）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a e】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「決算期変更」（事業年度の末日の変更）について決定した場合には、「定款の変更」としての開示も必要となります。
- ③ 決算期変更後の最初の事業年度（連結会計年度）が通常と異なる期間（変則決算）となる場合において、上場会社が当該変則決算となった連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、原則として、公表された予想値に対して「業績予想の修正等」の開示を行ってください。なお、上場会社が変則決算となった連結会計年度に係る業績予想を公表していないときは、前連結会計年度における実績値（変則決算となった連結会計年度に対応する期間の実績値を公表している場合には、当該期間の実績値）を基準として、「業績予想の修正等」の開示を行うことが考えられます。
- ④ 半期報告書の取扱いに準じ（*）、決算期変更を行う場合において、四半期累計期間に係る四半期決算短信について、当該四半期累計期間末日から45日以内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、当該四半期累計期間に係る四半期決算短信を開示しないことができます。

（*）『企業内容等の開示に関する留意事項について』（企業内容等開示ガイドライン）（抜粋）

24の5のー1 定款に規定する事業年度を変更した場合において、その変更した最初の事業年度の期間が6月を超える場合には、半期報告書の提出を要するものとする。ただし、当該半期報告書の提出期限内に最初の事業年度の末日が到来する場合には、半期報告書を提出しないことができる。

〔その他の注意事項〕

- 「決算期変更」（事業年度の末日の変更）を行う場合には、開示とは別に東証まで所定の書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 変更の理由
- b. 変更の内容
- c. 株主総会において定款変更が承認されることが条件である旨
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

28. 債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出（預金保険法第74条第5項の規定による申出）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出」（預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a f】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申出を行う理由
- b. 申出の内容
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

29. 特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準に該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

会社の希望する調停条項において調停の対象とする金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結債務の総額の10%に相当する額以上

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」は「事業年度」、「連結債務」は「債務」と読み替えてください。

【上場規程第402条第1号a g、施行規則第401条第1項第11号】

(注)「債務の総額」とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものである。通常、保証債務等の偶発債務は含まれない（東京弁護士会会社法部・編「インサイダー取引規制ガイドライン」商事法務研究会、1989年6月28日、243頁）。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 調停が成立した場合には、「債務免除等の金融支援」に関する開示が必要となります。
- ③ 調停が不成立となった場合や調停内容を修正した場合には、当該事実の開示が必要となります（開示事項の中止・変更該当します）。
- ④ 当連結会計年度中に特定調停に基づく当事者間の合意の成立日等が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申立てに至った経緯
- b. 希望する調停条項の概要
 - ・ 調停を求める内容、調停の対象となる金銭債務の総額、関係権利者の名称等を記載する。
- c. 今後の見通し
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立てを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立てを行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立ての業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立てによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

30. 上場債券等の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「上場債券等（上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券若しくは上場交換社債券のことをいう。以下本項目において同じ。）に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事項」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a h】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 任意繰上償還は、発行者側の一方的な都合でなく、投資者の利益を考慮したうえで実施されるべきものですので、「当該上場債券等の権利に係る重要な事項の概要」の記載に際しては、投資者が取り得る行動及び投資者に与える影響等の適切な開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 当該上場債券等の権利に係る重要な事項の概要
- b. 当該上場債券等の権利に係る重要な事項を決定した理由
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（当該上場債券等の繰上償還の場合）

- a. 繰上償還の概要
 - ・ 対象銘柄の内容、償還日、償還価額及び償還の内容等を記載する。
- b. 繰上償還を必要とする理由
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（当該上場債券等の社債権者集会の招集の場合）

- a. 招集の理由
- b. 社債権者集会の日程
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

31. 公認会計士等の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号aj】

また、「当該上場会社の内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士等の異動」を行うことについての決定をした場合においても、直ちにその内容を開示してください。

(注)「公認会計士等の異動」とは、上場会社の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下、本項目において同じ。）が退任することや、上場会社の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示の時期については、実際に異動する期日ではなく、監査役会、監査等委員会又は監査委員会が異動を行うことについての決定をした時点となります。なお、異動年月日が開示日以降となる場合は、「異動予定年月日」として開示してください。
- ③ 監査法人内の業務執行社員の異動については、本開示の対象には含まれません。
- ④ 退任のみを決定し、新たに就任する公認会計士等が決まっていなくても開示することが必要となります。また、この場合、新たに就任する公認会計士等を決定した時点で別途公認会計士等の異動を開示する必要があります。
- ⑤ 開示に際しては、異動を行うこととした実質的な理由（任期满了時に退任を決定する場合は、退任する公認会計士等を再任しない理由）やその経緯を開示資料に具体的に記載してください。特に、期中に解任する場合又は短期間で退任を決定する場合には、期中又は短期間であるにもかかわらず、なぜ解任又は退任を決定することとなったのかがわかるように記載してください。また、会計処理等に関する見解の相違が存在するといった事情がある場合には、その具体的な内容を含めて記載してください。
- ⑥ 異動を行うことについての決定をした時点において判明している情報を開示してください。最初の開示時点において開示できない開示事項については、開示が可能となり次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。
- ⑦ 上場会社の監査役会、監査等委員会又は監査委員会が、公認会計士等の異動を行うことについての決定を行わない場合において、公認会計士等の異動が生じた場合には、「第2編第2章 21. 公認会計士等の異動」として開示が必要です。
- ⑧ 上場内国会社は、公認会計士法及び金融商品取引法に基づき、公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人による監査を受けることが義務付けられています。なお、登録上場会社等監査人に該当しなくなった場合には、その旨及び今後の方針について速やかに開示を行ううえで、他の登録上場会社等監査人に会計監査人を変更することが必要となります。

※ 一時会計監査人の選任を行う場合にも、登録上場会社等監査人を選任していただく必要があります。

〔留意事項〕

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

【上場規程第438条第1項】

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない又は決定しないこととした場合には、東証に報告することが義務付けられています。

【上場規程第508条第2項】

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 異動年月日
- b. 異動する公認会計士等の概要
 - ・ 事務所又は法人の名称、所在地、業務執行社員の氏名等を記載する。

（公認会計士等が就任する場合（一時会計監査人を選任する場合を除く。））

- c. その者を公認会計士等の候補者とした理由

（公認会計士等が退任する場合）

- d. 退任する公認会計士等の就任年月日
 - ※ 継続監査期間における最初の就任年月日を記載する。
- e. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等（*）における意見等
 - ※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等（*）において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。
 - ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
 - ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由

（*）上場会社が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告書、四半期レビュー報告書、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書のことをいう。

- f. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯
 - ・ 公認会計士等が退任する実質的な理由及び経緯を記載する。
- g. f. の理由及び経緯に対する意見
 - (a) 退任する公認会計士等の意見
 - (b) 監査役会、監査等委員会又は監査委員会の意見
- h. 退任する公認会計士等がg. (a) の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由
 - ・ 上場会社が退任する公認会計士等に対し、g. (a) の意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。
- i. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
 - ※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。
- j. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

32. 継続企業の前提に関する事項の注記

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること」についての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a k】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 本項目は、財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等の注記の記載について会社の決定事実として整理したものです。これは当該注記が決算発表後、当初は注記を要しないと会社が判断していたにもかかわらず、監査、中間監査又は期中レビューの結果、有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信の財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記することがあるため、決算発表後における当該注記について、追加開示を明示的に義務付けるものであり、通常は他の注記事項と同様に決算短信等において記載されるものです。
また、当該注記事項に記載した「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消又は改善するための対応策」の進捗状況は、決算短信等の添付資料に含めて記載してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容
- b. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- c. 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- d. 継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

33. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書（*）の提出」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

（*）開示府令第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書をいう。

【上場規程第402条第1号a kの2】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 対象となる有価証券報告書又は半期報告書
- b. 延長前の提出期限
- c. 延長が承認された場合の提出期限
- d. 提出期限の延長を必要とする理由
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

34. 株式事務代行機関への株式事務の委託の取止め

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと」についての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a1】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 複数の種類の上場有価証券について株式事務代行機関への委託を行っている場合で、その一部について「株式事務代行機関への委託を行わない」旨を決定した場合にも開示が必要となります。
- ③ 「東証の承認する株式事務代行機関」から他の「東証の承認する株式事務代行機関」に委託先を変更することを決定した場合（新しい委託先が決定しているときに限る。）には、本項目には該当しません。

〔その他の注意事項〕

- ① 上場内国会社は、株式事務を東証の承認する株式事務代行機関である信託銀行、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)又は(株)アイ・アールジャパンのうちのいずれかに委託することが義務付けられています。

【上場規程第424条】
- ② 上場会社が株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合には、上場廃止となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 委託を行わないこととした理由
- b. 株式事務代行機関の名称
- c. 日程
- d. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

35. 開示すべき重要な不備、評価結果不表明の旨を記載する内部統制報告書の提出

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、内部統制について、「開示すべき重要な不備」又は「評価結果を表明できない旨」を記載する内部統制報告書の提出を行うことについて決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a m】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示すべき重要な不備、評価結果不表明の旨を記載する訂正報告書の提出を行うことについて決定した場合も開示してください。
- ③ 内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで開示すべき重要な不備を是正する努力が求められることから、本開示は基本的には内部統制報告書の提出と同時期に行われるものと考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. **開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨又は重要な評価手続が実施できなかったため、財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できない旨**
- b. **当該評価結果等の具体的な内容**
 - ・ 開示すべき重要な不備がある場合は、当該開示すべき重要な不備の内容、それが事業年度の末日まで是正されなかった理由、当該開示すべき重要な不備の是正に向けての方針及び当該方針を実行するために検討している計画等の内容等を記載する。
 - ・ 重要な評価手続が実施できなかった場合は、実施できなかった当該重要な評価手続の内容及びその理由を記載する。
 - ・ 財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象が発生した場合は、その事象を記載する。
 - ・ 事業年度の末日後に開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置がある場合には、その内容を記載する。
- c. **その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

36. 定款の変更

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務執行を決定する機関が、「定款の変更」を行うことについての決定をした場合であつて、かつ、当該内容が以下に掲げる基準に該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

定款の変更理由に以下のいずれにも該当しないものが含まれている場合

- a. 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更
- b. 本店所在地の変更
- c. その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由

【上場規程第402条第1号a n、施行規則第401条第1項第12号】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「定款の変更」と併せて他の項目（例えば、「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 「その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由」としては、例えば、公告の電子化、責任限定契約に関する事項の新設及び変更、役付取締役に関する事項の変更及び取締役の任期の短縮、商号又は名称の英文表記の変更が該当します。

〔その他の注意事項〕

- ① 上場会社は、当該開示とは別に、上記基準に該当するか否かにかかわらず、定款の変更を行った場合、変更後の定款等を遅滞なく、東証へ提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。
- ② 定款上の定時株主総会に係る基準日や配当基準日を事業年度の末日以外の日に変更する場合や、定款上の定めを無くす場合については、提出書類に関する留意事項等がございますので、予め東証までご相談ください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 定款変更の目的
- b. 定款変更の内容
- c. 日程
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

※ 開示資料には、定款の新旧対照表を添付するか、新旧対照表を「b. 定款変更の内容」に記載してください。

37. 全部取得条項付種類株式の全部の取得

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、「全部取得条項付種類株式の全部の取得」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号ap】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 全部取得条項に係る定款の一部変更を目的とする定款変更議案を株主総会に付議することを決定した場合には、本適時開示項目の開示が必要となるとともに、併せて「定款の変更」の開示が必要となります。
- ③ 事前相談について

上場会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該全部取得の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料をご送付ください。

〔その他の注意事項〕

- 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場廃止となる見込みがある場合は、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定の前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

ただし、全部取得条項付種類株式の全部の取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第16号b】

- （*1）「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- （*2）「全部取得の対価に関する見解を記載した書面」をいいます。
- （*3）具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- （*4）算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

- ①市場株価法
- ・計算対象期間
 - ・算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
 - ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
- ②類似会社比較法
- ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
 - ・マルチプルとして用いた指標（EV／EBITDA、PER、PBRなど）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
- ③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法
- ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
 - ・算定の前提とした財務予測の出所
 - ・割引率の具体的な数値（レンジ可）
 - ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
 - ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意
・ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得であることが判別できる表題とする。 （例）「全部取得条項付種類株式の全部の取得に関するお知らせ」
1. 当該全部取得の目的及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該全部取得の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 ※ 意思決定に至った過程について、当該全部取得を行うに至った背景や、全部取得の取得対価として他の種類の株式を1株以上保有することとなる株主（以下「全部取得後株主」といいます。）の意思決定過程について全部取得後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、全部取得後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と全部取得後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。
2. 当該全部取得の要旨	
（1）当該全部取得の日程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該全部取得に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。
（2）全部取得の対価の内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部取得をする株券等の種類ごとに取得対価に関する事項として以下の事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得対価の内容 ・ 取得対価の割当てに関する事項 ・ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額 <p>[対価として上場会社以外の者が発行する株券等を用いる場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対価に関する事項として下記事項を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> （1）対価となる株券の発行会社の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対価となる株券の発行会社について、「10.（2）④4. 当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。 （2）対価の換価の方法に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 対価を取引する市場 ② 取引の媒介を行う者 ③ 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>④ 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑤ 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p> <p>⑥ 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨）</p>
<p>3. 全部取得の対価の根拠等</p>	
<p>(1) 全部取得の対価の根拠及び理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全部取得後株主との協議・交渉の過程及び全部取得の対価の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（*）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての全部取得の対価の内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。 （*）上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 上場会社が発行する株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。 <p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」に準じて、全部取得の対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。</p>
<p>(2) 算定に関する事項[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]</p>	<p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
<p>① 算定機関の名称並びに上場会社及び全部取得後株主等との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関の名称を記載する。 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 （*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 全部取得後株主等（全部取得後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・全部取得後株主等の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
<p>② 算定の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 （*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。 ① 市場株価法 <ul style="list-style-type: none"> 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由

開示事項	開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ② 類似会社比較法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 ③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値 ・ 算定の前提とした財務予測の出所 ・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ・ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <ul style="list-style-type: none"> ※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該全部取得後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。 ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可） ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
(3) 上場廃止となる見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部取得により上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 少数株主への影響及びそれに対する考え方 ・ 上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。
(4) 公正性を担保するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該全部取得の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。 ※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③. (6) 公正性を担保するための措置 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」と同様に記載する。
(5) 利益相反を回避するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該全部取得に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③. (7) 利益相反を回避するための措置 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」と同様に記載する。

開示事項	開示・記載上の注意
<p>4. 全部取得後株主の概要[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ]</p>	<p>※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全部取得後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と全部取得後株主との関係（※）を記載する。 <p>（※）上場会社と全部取得後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と全部取得後株主又は全部取得後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と全部取得後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と全部取得後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と全部取得後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、全部取得後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 <p>※ 全部取得後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 全部取得後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
<p>5. 今後の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部取得後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<p>[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主との取引等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項に

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>ついて記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 <p>※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。</p> <p>※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。</p>

38. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社の業務を執行する機関が、特別支配株主による「株式等売渡請求」に係る「承認又は不承認」を行うことを決定した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a q】

(注1) 特別支配株主とは、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主のことをいい、株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいいます。

(注2) 株式等売渡請求とは、特別支配株主による会社法第179条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による請求のことをいいます。

【開示に関する注意事項】

① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 事前相談について

上場会社が特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認を行う場合（当該決定が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、事前相談を行うことが必要です。公表予定日の遅くとも10日前までに、東証の上場会社担当者まで開示資料（案）及び算定機関からの算定書（案）をメールにてご送付ください。なお、開示資料に十分な記載が行われない場合については、必要に応じて上場規程に基づき追加開示を求めることがありますので、十分に留意してください。

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該行為の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、公表予定日の遅くとも10日前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ メール送付時点で算定機関から正式な算定書の提出を受けていない場合は、算定機関における算定の前提条件及び算定の具体的な過程を記載した参考資料を事前相談にてご送付ください。

③ 上場会社が、会社法第179条の6に定める「株式等売渡請求の撤回」に係る承諾をするか否かの決定をするときには、「開示事項の経過」として開示してください。

【その他の注意事項】

○ 算定機関の作成する算定書の提出について

上場会社が株式等売渡請求等に係る承認を行うときは、上場規程に基づき、算定機関（*1）が作成した算定書（*2）を東証に提出することが義務付けられています。算定書は、算定の具体的な過程（*3）及び算定の前提条件（*4）が記載されたものを提出してください（算定書に当該内容が記載されない場合には別途書面を添付することでも差し支えありません。）。

ただし、株式等売渡請求が公開買付け後の二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、算定書の提出は不要です。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第17号b】

- (※1) 「当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識を有する者」をいいます。
- (※2) 「売渡対価に関する見解を記載した書面」をいいます。
- (※3) 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定結果の数値などをいいます。
- (※4) 算定において前提とした重要な要素をいいます。以下の算定手法に関しては、通常、各項目に掲げる内容が記載された算定書を提出してください。その他の算定手法を用いる場合においても、これらに準じた前提条件が記載された算定書を提出してください。

①市場株価法

- ・ 計算対象期間
- ・ 算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由
- ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

②類似会社比較法

- ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由
- ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法

- ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値
- ・ 算定の前提とした財務予測の出所
- ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可）
- ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）
- ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示資料の表題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支配株主の名称及び売渡請求に対する承認又は不承認であることが判別できる表題とする。 (例)「〇〇〇〇株式会社による当社に対する株式等売渡請求に関する承認に関するお知らせ」
<p>1. 売渡請求の概要</p> <p>(1) 特別支配株主の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支配株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び特株比率、上場会社と特別支配株主との関係（※）を記載する。 (※) 上場会社と特別支配株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と特別支配株主又は特別支配株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本関係として、最近日における上場会社と特別支配株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と特別支配株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と特別支配株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。 ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、特別支配株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。 ※ 特別支配株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>との間の関係を含む。)がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。</p> <p>※ 特別支配株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金)、(海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先(国内代理人)の概要(名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金))、上場会社と当該ファンドとの間の関係(出資の状況)、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係(上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者(原出資者を含む。)又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。)がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。</p> <p>※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。</p>
(2) 当該売渡請求の日程	<ul style="list-style-type: none"> 売渡請求日、上場会社の取締役会決議日、取得日を記載する。
(3) 売渡対価	<ul style="list-style-type: none"> 売渡請求の対象となる株券等の種類毎に、売渡対価を記載する。株式については1株当たりの売渡対価を記載するものとし、その他の株券等についても同様に記載する。
2. 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由等	
(1) 承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由	<ul style="list-style-type: none"> 当該売渡請求に対する承認又は不承認に関する判断の根拠及び理由について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容(*)と同等の内容や意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> (*) 売渡対価の額又は算定方法の相当性に関する事項、売渡株主の利益を害さないように留意した事項、売渡対価の交付の見込みに関する事項、上場会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。 ※ 意思決定に至った過程については、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯、特別支配株主との間の当該売渡請求の条件に関する交渉の概要を記載してください。 ※ 意思決定に至った過程について、当該売渡請求に至った背景や、特別支配株主の意思決定過程について特別支配株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、特別支配株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と特別支配株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。 当該売渡請求を承認する場合には、売渡対価に関する判断の理由を含め、株主に対して当該売渡請求を承認するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。 ※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12. (2) ③. (2) 意見の根拠及び理由 [MBO等に関して意見表明を行う場合]」に準じて、売渡対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。
(2) 算定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。 算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。 <p>※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行</p>

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。</p>
<p>① 算定機関の名称並びに上場会社及び特別支配株主との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定機関の名称を記載する。 ・ 算定機関について重要な利害関係がある場合（*）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。 <p>（*）① 算定機関が関連当事者に該当する場合、② 特別支配株主（特別支配株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③ 算定機関が上場会社・特別支配株主の双方から依頼を受ける場合、④ 算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合 などが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。
<p>② 算定の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（*）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。 <p>（*）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。</p> <p>① 市場株価法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由 ・ 計算方法（終値単純平均か加重平均かの別） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 <p>② 類似会社比較法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由 ・ マルチプルとして用いた指標（EV/EBITDA、PER、PBRなど） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 <p>③ ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、EBITDA及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値 ・ 算定の前提とした財務予測の出所 ・ 算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か ・ 算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因 <p>※ 「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該売渡請求後5事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が30%未満であるか否かを目安とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率の具体的な数値（レンジ可） ・ 継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可） ・ その他特殊な前提条件がある場合には、その内容
<p>(3) 上場廃止となる見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該売渡請求に対する承認を行う場合には、上場廃止となる旨及び下記事項を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止を目的とする理由 ・ 売渡株主への影響及びそれに対する考え方 ・ 当該売渡請求に対して不承認を行う場合には、上場廃止となる見込みがない旨を記載する。
<p>(4) 公正性を担保するための</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措

開示事項	開示・記載上の注意
措置	<p>置を講じていない場合にはその旨を記載する。</p> <p>※ 公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該行為の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。</p> <p>※ 算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。</p> <p>※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12.（2）③.（6）公正性を担保するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
(5) 利益相反を回避するための措置	<p>・ 利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。</p> <p>※ 利益相反を回避するための措置の例としては、当該売渡請求の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該行為に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該売渡請求に関し諮問すること、当該特別委員会に特別支配株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。</p> <p>※ 当該売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「12.（2）③.（7）利益相反を回避するための措置〔MBO等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。</p>
3. 今後の見通し	<p>・ 当該売渡請求に対する承認又は不承認の決定後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主との取引等に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。 ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。 ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。 ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。 ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。 ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

39. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「上場規程第402条第1号aからa qまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a r】

※ 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、決定事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断することが求められます。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 後述する開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。その際、投資者の投資判断に及ぼす影響の重要性については、当該会社情報の決定が将来のキャッシュ・フローに与える影響など、自社の企業価値に与える影響を踏まえて、実質的に判断することが重要と考えられます。
- ③ 投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合としては、例えば、当該会社情報の決定によって、上場会社の事業構成・収益構造等の転換を伴うなど、上場会社の運営、業務又は財産に係る基本的状況に重要な変化が生じることが見込まれる場合や、当該会社情報の決定によって、当該会社情報の決定の日の属する連結会計年度以降に大きな収益又は支出が発生すると見込まれる場合や黒字転換又は赤字転換が見込まれる場合などが考えられますが、これらに限られるものではありません。
- ④ 資金の借入を行うことについての決定をした場合は、原則として、本項目に該当するものとして開示してください。
- ⑤ 買収への対応方針のうち、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収への対応方針の導入についても、当該情報が投資者の投資判断に重大な影響を与えない場合を除き、本項目に該当するものとして開示が必要となります（公開項目は、「買収防衛策の導入、発動、変更又は廃止」を選択してください）。
 - ※ 買収への対応方針に係る開示の表題には、「買収への対応方針」という文字を必ず入れてください。
 - ※ 導入の前例のないスキームを検討されている場合や遵守義務などの関係で懸案事項がある場合などには、十分な余裕をもって必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。
- ⑥ 買収への対応方針の導入に関しては、具体的に買収者が出現した場合、当該方針に基づく買収への対抗措置を発動した場合、又は買収への対応方針や買収への対抗措置を廃止した場合にも、「開示事項の経過」として開示が必要となります。また、買収への対応方針の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示が必要となります。具体的に買収者が出現した場合には、買収者に関する情報、買収提案に関する内容、会社の当該買収提案に対する考え方、今後の対応方針といった事項を、買収への対抗措置を発動又は廃止する場合には、当該決定に至った経緯及び理由、今後の手続・日程、株主・投資者に与える影響といった事項を、それぞれ記載してください。詳細は、「第3編第1章【買

取への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】を参照してください。

- ⑦ 当連結会計年度中に上場会社の決定した事項の実施日等が到来する場合等であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑧ 以下は、少なくとも「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」と考えられる開示の目安です。以下の目安に該当しない場合においても、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると実質的に考えられる場合は、開示が必要となります。

- a. 金商法第166条第2項第4号に該当する事実
- b. 当該決定事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- c. 当該決定事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- d. 当該決定事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- e. 当該決定事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- f. 開示府令第19条第2項第12号又は第19号の規定に基づく事由（財政状態及び経営成績に影響を与える事象）で臨時報告書が提出される事実

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

- ※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結総資産」を「総資産」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。
- ※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。
- ※ 開示府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、決定の理由、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 事実の概要
- b. 決定の理由
- c. 今後の見通し
- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第3編第1章 【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。



第2編第2章

上場会社の発生事実

1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「災害に起因する損害」又は「業務遂行の過程で生じた損害」（営業損失、営業外損失又は特別損失に計上されるべきもの）が発生した場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 損害の見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の3%に相当する額以上
- b. 損害の見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 損害の見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 取引規制府令第50条第1号に定める事項に該当しない場合

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号a、施行規則第402条第1項第1号】

（注1）災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害とは、種々の事故等の災害又は会社の業務遂行の過程で生じたすべての損害（営業損失、営業外損失又は特別損失に計上されるべきもの）をいいます（法務省刑事局付検事・横島裕介著「逐条解説 インサイダー取引規制と罰則」商事法務研究会、1989年3月23日、92頁）。

（注2）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

（注3）期中又は四半期末・中間期末・事業年度末における有価証券の評価損の発生も開示が必要となります。有価証券の評価損に関する開示を行う場合の判断にあたっては、原則として、四半期毎に、評価損の差額（*1）に基づき判断してください（*2）。また、四半期決算において洗替え法による会計処理を行った結果、評価損の戻入等が発生する場合（評価損の差額がマイナスとなる場合）は、「その他の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実」に関する開示が必要となる場合があります。

（*1）当事業年度の期首から判断時点までの間に計上される評価損から直前四半期累計期間（直前四半期累計期間が第2四半期累計期間である場合には直前中間会計期間）において計上された評価損を差し引いた額をいう。第1四半期については、同四半期会計期間における評価損の額をいう。

（*2）四半期決算において切放し法・洗替え法のいずれを採用する場合も同様とする。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 本項目は、災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生した場合に、直ちに事実の概要を、損害・損失の見込額を含めて開示するものですが、損害・損失の見込額の算定に時間を要する場合には、損害・損失の見込額が現時点では不明である旨（概算額がわかる場合はその額）及びそれ以外の開示事項について速やかに開示してください。その後、損害・損失の見込額が算定できた時点で速やかに追加開示を行ってください。
- ③ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害として、例えば、以下のものが挙げられます。有価証券の評価損（「売買目的有価証券」の評価損並びに「満期保有目的の債券」、「子会社及び関連会社株式」及び「その他有価証券」の評価損（減損））（「保有有価証券の含み損」に係る取扱いに掲げる【(参考) 保有有価証券の評価に関する適時開示について】参照）、貸倒引当金の繰入れ、子会社整理損、関係会社整理損、特別退職金の引当て、退職給付引当金の不足分の積増し、天災地変、火災、事故、商品の自主回収、製品の不具合 等
- ④ 「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に併せて他の適時開示項目（例えば、「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」、「債権の取立不能又は取立遅延」、「取引先との取引停止」、「債務免除等の金融支援」、「保有有価証券の含み損」、「第6章〔1〕4. 子会社等の解散（合併による解散を除く。）」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生した場合であって、経営成績等を与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑤ 子会社等において災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生した場合には、「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」として開示が必要です。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 損害・損失の内容

（災害に起因する損害の場合）

- ・ 損害・損失の発生年月日、場所、原因を記載する。
 - ・ 損害の状況（営業損失／営業外損失／特別損失の別及び損害・損失の見込額を含む。）を記載する。
- ※ 営業損失／営業外損失／特別損失の別及び損害・損失の見込額が判明していない場合には、被害を受けた工場等の資産の種類・帳簿価額を記載するなど、損害・損失の規模がわかるように工夫する。その後、見込額が判明した段階で追加開示する。

（業務遂行の過程で生じた損害の場合）

- ・ 損害・損失の発生年月日及び経緯を記載する。
- ・ 営業損失／営業外損失／特別損失の別を記載する。
- ・ 損害の種類（有価証券評価損、子会社整理損、関係会社整理損、特別退職金の引当て、

退職給付引当金の不足分の積増し、製品の不具合による〇〇損、商品の自主回収による〇〇損 など) を記載する。

b. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ※ 保険金の給付が見込まれる場合や引当金を計上している場合、その内容を含めて記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

2. 主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。なお、主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動とは、以下に掲げる場合をいうものとします。

- 主要株主であった者が主要株主でなくなる場合
- 主要株主でなかった者が主要株主となる場合
- 主要株主である筆頭株主であった者が筆頭株主でなくなる場合
- 筆頭株主でなかった者が主要株主である筆頭株主となる場合

【上場規程第402条第2号b】

(注1) 主要株主とは、金商法第163条第1項に規定する株主のことをいい、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって総株主等の議決権の10%以上の議決権を保有している株主をいいます。ただし、所有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除きます。

(注2) 筆頭株主とは、主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、金商法第163条第1項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して取引規制府令で定めるものを除きます。）の最も多い株主をいいます。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示の時期については、名義書換の有無にかかわらず、自らによる新株式発行を決定したこと（第三者割当・合併等）、大量保有報告書がEDINETを通じて提出されたこと、主要株主（新たにこれらに該当することとなる者を含む。）からの連絡を受けたことなどにより異動が確実に見込まれた時点又は異動を確認した時点とします。
- ③ 大量保有報告書により主要株主の異動を会社が確認した場合等で、報告された所有株式数と名義ベースの所有株式数が異なる場合には、参考として名義ベースの株式数も記載してください。
- ④ 発行済株式数の増加により既存の主要株主の議決権比率が10%を下回った場合のように、所有株式数に変動がない場合であっても、総株主の議決権数に変動がある場合には、「主要株主の異動」に該当し、開示が必要となる場合がありますので、留意してください。
- ⑤ 主要株主である筆頭株主が株の一部を売却し、筆頭株主でなくなった場合、当該株主に関する「主要株主である筆頭株主の異動」について開示が必要となることに加え、2位だった株主が繰り上がり、新たに筆頭株主となりますので、当該新たに筆頭株主となる株主が主要株主に該当する場合にはその旨も開示が必要となります。なお、主要株主の株の売却が売出しに該当する場合には、その旨の開示が必要となる場合もありますので、留意してください。
- ⑥ 「主要株主又は主要株主である筆頭株主の異動」に併せて他の項目（例えば、「親会社の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社の異動」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 異動年月日

- ・ 異動年月日が開示日後となる場合には、「異動予定年月日」として記載する。
- ・ 異動年月日を確認できない場合は、会社として異動を確認した年月日を「異動確認年月日」として記載する。

b. 異動について上場会社が知るに至った経緯

- ・ 異動の理由についても上場会社が認識し得る範囲で記載する。

c. 異動した株主の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。
- ※ 個人の場合は、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。

d. 異動前後における当該主要株主等の所有する議決権の数・所有株式数、総株主の議決権の数に対する割合及び議決権のない株式として発行済株式総数から控除した株式数**e. 今後の見通し**

- ・ 今後の方針等がある場合や当該株主の保有方針等を把握している場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

3. 上場廃止の原因となる事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実」が発生した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号c】

(注) 特定有価証券とは、金商法第163条第1項及び金商法施行令第27条の3に規定する特定有価証券のことをいう。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場廃止の原因となる事実については、上場規程第2編第6章に定める上場廃止基準を参照してください。
- ③ 東証以外の金融商品取引所において上場廃止の原因となる事実が生じた場合にも開示してください。
- ④ 株式会社大阪取引所に上場する有価証券オプション取引の上場が廃止された場合も「特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実」が生じることになるため、開示が必要となります。株式会社大阪取引所では、上場廃止要件に該当するおそれがある有価証券オプション取引の対象有価証券の発行者である上場会社に対して、その旨のご連絡をしています。
※ 有価証券オプションの上場が廃止された場合も、株券の上場は継続されます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 上場廃止の原因となる事実の概要及びその経緯
- b. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）最近3年間の財政状態及び経営成績

- ・ 最近3年間の純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金を記載する。

4. 訴訟の提起又は判決等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「財産権上の請求に係る訴えが提起された場合」、又は「当該訴えについて判決があった場合」、若しくは「当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 訴えが提起された場合
- (a) 訴訟の目的の価額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の15%に相当する額以上
 - (b) 当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該敗訴による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - (c) 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項に該当しない場合
- b. a. (a) 若しくは a. (b) に該当する訴えの提起に係る訴訟について判決があった場合又はその全部が裁判によらずに完結した場合
- c. a. (a) 若しくは a. (b) に該当しない訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えの提起に係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）があった場合又は a. (a) 若しくは a. (b) に該当する訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合
- (a) 判決等により給付する財産の見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の3%に相当する額以上
 - (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による連結経常利益の減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
 - (e) 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項に該当しない場合

(*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を

参照してください。

【上場規程第402条第2号d、施行規則第402条第1項第2号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 訴えの提起には下級審判決に対する上訴があった場合を、判決には下級審判決を含みます（終局判決に先立って行われる中間判決もこれに含まれます。）。また、判決によらない完結には、訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄若しくは認諾等が該当します。なお、訴訟の前段階である裁判所への仲裁、調停の申立て等については、「訴えの提起」としての開示は義務付けられていません。
- ③ 上場会社が原告となって訴えを提起する場合については、原則として開示が義務付けられていません。なお、上場会社が提起した訴えに係る判決等があった場合については、「その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実」として開示が必要となる場合があります。
- ④ 特許権の侵害訴訟等を提起された場合であって、損害賠償に係る請求に加えて、製品の製造及び販売等に係る差止めの仮処分が申立てられた場合には、上記のほか、「仮処分命令の申立て又は決定等」として開示が必要となる場合があります。
- ⑤ 当連結会計年度中に訴訟の提起又は判決等が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑥ 訴訟の見通しがどのようなものであっても、訴訟の目的額や敗訴した場合に見込まれる連結売上高への影響等が軽微基準に該当しないときには、開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 訴訟が提起された（判決等の）日
- b. 訴訟の原因及び提起される（判決等）に至った経緯
- c. 訴訟を提起した者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。
- d. 訴訟内容
 - ・ 訴え又は判決等の概要、訴訟の目的の価額、判決等の給付する財産の額等を記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

f. 今後の見通し

- ※ 訴訟が完結した場合のみ記載する。
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（訴訟の提起又は判決等に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する（訴訟が完結した場合のみ）。
 - ※ 訴訟の提起若しくは判決等に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は訴訟の提起若しくは判決等の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、訴訟の提起又は判決等による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

5. 仮処分命令の申立て又は決定等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合」、又は「当該申立てについて裁判があった場合」、若しくは「当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 仮処分命令の申立てがなされた場合

(a) 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てどおりに発せられたとした場合、申立ての日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該仮処分命令による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

(b) 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

b. a. (a) に該当する仮処分命令の申立てについて裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部が裁判によらずに完結した場合

c. a. (a) に該当しない仮処分命令における裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）があった場合又は a. (a) に該当する申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合

(a) 当該裁判等の日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

(b) 当該裁判等の日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による連結経常利益の減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）

(c) 当該裁判等の日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

(d) 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

(*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号e、施行規則第402条第1項第3号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影

響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に仮処分命令の申立て又は決定等が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 仮処分命令の申立て又は決定等がなされた日
- b. 仮処分命令の申立て又は決定等がなされるに至った経緯
- c. 仮処分命令を申立てした者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。
- d. 仮処分命令の申立て又は決定等の内容
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
- f. 今後の見通し
 - ※ 仮処分命令の申立てについて決定等があった場合のみ記載する。
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（仮処分命令の申立て又は決定等に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 仮処分命令の申立て又は決定等に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は仮処分命令の申立て又は決定等の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、仮処分命令の申立て又は決定等による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

6. 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」を受けた場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該処分による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 行政庁によって法令違反に係る告発を受けた事業部門等の直前連結会計年度における連結売上高が、当該連結会計年度における会社の連結売上高の10%に相当する額以上
- c. 取引規制府令第50条第5号に定める事項に該当しない場合

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号f、施行規則第402条第1項第4号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」に併せて他の適時開示項目（例えば、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、連結会計年度中に免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ③ 行政庁による法令に基づく処分には、会社が事業活動の基礎として必要な行政庁の免許、認可又は登録の取消処分（更新できなかった場合を含む。）、事業の全部又は一部の停止命令などを含みます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 処分又は告発を受けた日
- b. 処分又は告発を受けるに至った経緯
- c. 処分又は告発の内容
- d. 今後の見通し
 - ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分若しくは行政庁による法令違反に係る告発に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分若しくは行政庁による法令違反に係る告発の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

7. 親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- 親会社の異動
 - ・ 「親会社」でなかった者が、新たに「親会社」になる場合
 - ・ 「親会社」が、「親会社」でなくなる場合
- 支配株主（親会社を除く。）の異動
 - ・ 「支配株主（親会社を除く。）」でなかった者が、新たに「支配株主（親会社を除く。）」になる場合
 - ・ 「支配株主（親会社を除く。）」が、「支配株主（親会社を除く。）」でなくなる場合
- その他の関係会社の異動
 - ・ 「その他の関係会社」でなかった者が、新たに「その他の関係会社」になる場合
 - ・ 「その他の関係会社」が、「その他の関係会社」でなくなる場合

【上場規程第402条第2号g】

(注) 「親会社」又は「支配株主（親会社を除く。）」が「その他の関係会社」になるケース及び「その他の関係会社」が「親会社」又は「支配株主（親会社を除く。）」になるケースも開示の対象となります。また、「親会社」が「支配株主（親会社を除く。）」になるケース及び「支配株主（親会社を除く。）」が「親会社」になるケースも開示の対象となりますので、ご注意ください。

【支配株主の定義について】

- ・ 「支配株主」とは、次の①②のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 親会社
 - ② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（③④）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（①を除く）。以下「支配株主（親会社を除く。）」という。
 - ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
 - ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

- ・ 「支配株主等」とは、上記①、②、③、④又は⑤その他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。

(参考) 主要株主の近親者が議決権を所有している場合において、「②支配株主（親会社を除く。）」の判断にあたって注意を要する例

- 上場会社の主要株主（個人）が議決権の45%を、また、当該主要株主の弟が同6%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。
 - 当該主要株主が「②支配株主（親会社を除く。）」に該当します。
- 上場会社の主要株主（個人）が議決権の40%を、また、当該主要株主の弟が同11%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。
 - 当該主要株主及びその弟が、それぞれ「②支配株主（親会社を除く。）」に該当します。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 開示の時期については、名義書換の有無にかかわらず、自らによる新株式発行を決定したこと（第三者割当増資、合併等）、大量保有報告書がE D I N E Tを通じて提出されたこと、親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社（新たにこれらに該当することとなる者を含む。）からの連絡を受けたことなどにより、異動が確実と見込まれた時点又は異動を確認した時点とします。なお、臨時報告書の提出の有無にかかわらず開示が必要となる点に留意してください。
- ③ 大量保有報告書により親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の異動を会社が確認した場合等で、報告された所有株式数と名義ベースの所有株式数が異なる場合には、参考として名義ベースの株式数も記載してください。
- ④ 発行済株式数の増加により既存の親会社の議決権比率が50%を下回った場合のように、所有株式数に変動がない場合であっても、総株主の議決権数に変動がある場合には、「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」に該当し、開示が必要となる場合がありますので、留意してください。
- ⑤ 「親会社の異動、支配株主（親会社を除く。）の異動又はその他の関係会社の異動」に併せて他の項目（例えば、「主要株主の異動又は主要株主である筆頭株主の異動」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 異動の年月日

b. 異動について上場会社が知るに至った経緯

- ・ 異動の理由についても上場会社が認識し得る範囲で最大限記載する。

c. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率、上場会社と当該株主の関係（*）を可能な範囲で記載する。
（*）上場会社と当該株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該株主又は当該株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
 - ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。

※ 当該株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※ 当該株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内

代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組員・国内代理人若しくは業務執行組員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 異動前後における親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社の所有する議決権の数及び議決権所有割合

- ・ 親会社の異動、その他の関係会社の異動については、直接所有分、間接所有分、これらの合計をそれぞれ記載する。
- ・ 支配株主（親会社を除く。）の異動については、当該支配株主の所有している議決権、次に掲げる者の所有している議決権、これらの合計をそれぞれ記載する。

（イ）当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう）

（ロ）当該主要株主及び（イ）が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

e. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合や当該株主の保有方針等を把握している場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（親会社の異動の場合又はその他の関係会社の異動の場合）

g. 「開示対象となる非上場の親会社等」の変更の有無

- ・ 「開示対象となる非上場の親会社等」が変更される場合には（見込みを含む。）、その旨を含めて開示する。

8. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号h】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 申立てに至った経緯
- b. 申立者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。
- c. 申立ての内容
- d. 負債の総額
- e. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

9. 手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「手形若しくは小切手の不渡り」が発生した場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は「手形交換所による取引停止処分」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号i】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 手形等の不渡り又は手形交換所における取引停止処分に併せて他の項目（例えば、「業績予想の修正等」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権について支払不能が生じた場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は電子記録債権機関による取引停止処分が行われた場合は、「その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実」として開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 手形等の不渡り又は手形交換所における取引停止処分に至った経緯
- b. 負債の総額
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

10. 親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「親会社等に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号j】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に親会社等に係る破産手続開始の申立て等が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ③ 親会社等が本邦以外の地域において設立された会社であって、その設立国（地域）の法律等に基づいて、当該親会社等に係る破産手続開始の申立て等に相当する行為が行われた場合にも開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 親会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該親会社等の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該親会社等の関係は、以下の事項を記載する。その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該親会社等又は当該親会社等の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該親会社等との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前連結会計年度の末日における上場会社と当該親会社等との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前連結会計年度における上場会社と当該親会社等との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 最近日における上場会社と当該親会社等との間の債権債務関係を記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

b. 申立てに至った経緯

c. 申立者の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
- ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。

d. 申立ての内容

e. 負債の総額

f. 親会社等に係る破産等の影響

g. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

h. 親会社等に係る上場廃止又は上場維持の見通し（当該親会社等が上場会社の場合であって、当該親会社等による申立てのとき）

i. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

11. 債権の取立不能又は取立遅延

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれ」が生じ、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の3%に相当する額以上
- b. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 取引規制府令第50条第6号に定める事項に該当しない場合

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結純資産」を「純資産」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号k、施行規則第402条第1項第5号】

（注1）「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」は、特定の債務者（又は保証債務に係る主たる債務者）について、「手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」、「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」等（これらに準ずる事実を含む。）が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金又は貸付金その他の債権（保証債務を履行したと仮定した場合における主たる債務者に対する求償権）について、「債務不履行のおそれ」が生じたことをいいます。

（注2）債務不履行のおそれのある債権又は求償権の額について当該債権等に係る担保権の設定、貸倒引当金の既計上、保険による補てん等は考慮されません。この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 債権の取立不能から貸倒損失として計上することが決定された場合、「災害に起因する損害又は業務

遂行の過程で生じた損害」としてさらに開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

- ③ 当連結会計年度中に債権の取立不能又は取立遅延が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられますので注意してください。また、当連結会計年度に係る決算において貸倒引当金の計上の必要性を認識した場合においても、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 相手方の概要

- 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び特株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。)

※ 相手先が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人との関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人との関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

b. 取立不能又は取立遅延のおそれが生じた経緯

c. 当該取引先に対する債権（求償権）の種類及び金額（連結純資産に対する割合を含む。)

d. 今後の見通し

- 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- 債権額のうち、担保及び引当て等により保全されていない金額を記載する。
- 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（債権の取立不能又は取立遅延の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 債権の取立不能又は取立遅延の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は債権の取立不能又は取立遅延の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、債権の取立不能又は取立遅延の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

12. 取引先との取引停止

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「主要取引先（直前事業年度における売上高又は仕入高が売上高総額又は仕入高総額の10%以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止」又は「同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止」が発生した場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 主要取引先との取引停止、あるいは同一事由又は同一時期における複数の取引先との取引停止の日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該取引の停止による連結売上高の減少見込額の総額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 取引規制府令第50条第7号に定める事項に該当しない場合

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号1、施行規則第402条第1項第6号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 取引停止には、取引先的意思による場合、法規制等により取引先との取引が不可能になる場合、あるいは、部分品の仕入先が生産を中止した結果、製品の製造・販売が不可能になった場合等を含みます。
- ③ 「取引先との取引停止」に併せて他の適時開示項目（例えば、「事業の全部又は一部の休止又は廃止」、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に取引先との取引停止が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 取引停止に至った経緯

b. 取引先の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、直前事業年度の純資産及び総資産、大株主及び持株比率（把握している場合には可能な範囲で記載する。）、上場会社と当該会社の関係（*）を記載する。

（*）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。

※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

c. 取引の内容

- ・ 取引の種類、売上高・仕入高の実績を記載する。

d. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（取引先との取引停止の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 取引先との取引停止の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は取引先との取引停止の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、取引先との取引停止の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

13. 債務免除等の金融支援

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認める場合に限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済」が生じた場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 債務免除等の金融支援の額（返済期限の延長にあっては当該債務の額）が、直前連結会計年度の末日における連結債務の総額の10%に相当する額以上
- b. 債務免除等の金融支援による連結経常利益の増加見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 債務免除等の金融支援による親会社株主に帰属する当期純利益の増加見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 取引規制府令第50条第8号に定める事項に該当しない場合

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号m、施行規則第402条第1項第7号】

（注1）「債務の総額」とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものである。通常、保証債務等の偶発債務は含まれない（東京弁護士会会社法部・編「インサイダー取引規制ガイドライン」商事法務研究会、1989年6月28日、243頁）。

（注2）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「債務免除等の金融支援」に併せて他の適時開示項目（例えば、「資本金の額の減少」、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。また、当連結会計年度中に債務免除等の金融支援が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられますので注意してください。
- ③ 債権者による金融支援の一環として、「債務の株式化（いわゆるデット・エクイティ・スワップ）」が行われる場合には、「債務免除等の金融支援」と併せて、「発行する株式、処分する自己株式、発行

する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」に関する開示が必要となりますので、当該項目に係る実務上の取扱い等についても参照してください。

- ④ 「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下、「特定調停法」という。）」に基づいて債務免除等の要請を行っている場合は、当該開示に先立って「特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て」に関する開示が必要となる場合がありますので、当該項目に係る実務上の取扱い等についても参照してください。
- ⑤ ④に該当する場合を除き、債務免除等の要請を決定した段階では、直ちに開示を行うことは義務付けられていません。しかしながら、報道等によって不明瞭な情報が流布された場合には、東証は、事実照会を踏まえて、開示を求めることがあります。
- ⑥ 債権者に対する金融支援の要請を決定した旨を開示している場合に、その後、債権者との交渉が不調となるなどして、債権者からの同意が得られないこととなった場合には、「その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実」として開示が必要となる場合があります。
- ⑦ 「債務の免除に準ずると当取引所が認めるもの」としては、具体的には、極めて長期間の返済期限の延長等が考えられますが、それ以外の場合における開示の要否の判断については、当取引所までご相談ください。
- ⑧ 子会社等において債務免除等が生じた場合には、「子会社等における債務免除等の金融支援」として開示が必要です。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 金融支援を受けるに至った経緯

b. 債務の内容

- ・ 借入先等、債務の種類、債務の総額に対する割合を含めて記載する。

c. 金融支援の内容

d. 再建計画の概要

- ・ 経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む）を記載する。
- ・ 新資本の投入による支援や債務の株式化などを含む自己資本の増強策、資産・負債・損益の今後の見通し、資金調達計画、債務弁済計画等を記載する。

※ 再建計画実施期間中については決算短信等において再建計画の進捗状況について開示することが必要となります。

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表

がされた直近の予想値の内容（債務免除等の金融支援の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 債務免除等の金融支援の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は債務免除等の金融支援の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、債務免除等の金融支援の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

14. 資源の発見

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「資源の発見」をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該資源を利用する事業による連結売上高の増加見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 取引規制府令第50条第9号に定める事項に該当しない場合

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」と読み替えてください。

※ 取引規制府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

【上場規程第402条第2号n、施行規則第402条第1項第8号】

(注1) 「資源」とは、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項にいう「鉱物」、採石法（昭和25年法律第291号）第2条にいう「岩石」などの鉱物資源をいい、「発見」とは、発行会社において採掘又は採取することができるものとして新たにその存在を認識することで、新たな物質の発明（創作）やいわゆる用途発明はこれに含まれません。なお発見の場所は国内、国外を問いません（法務省刑事局付検事・横島祐介著「逐条解説 インサイダー取引規制と罰則」商事法務研究会、1989年3月23日、111頁）。

(注2) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に資源の発見が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 発見した資源の内容
 - ・ 資源の種類、場所、用途等を記載する。
- b. 資源の採掘又は採取開始時期

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（資源の発見に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 資源の発見に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は資源の発見の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、資源の発見による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

15. 特別支配株主による株式等売渡請求等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、特別支配株主による「当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定」又は「当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことの決定」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号nの2】

(注1) 特別支配株主とは、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主のことをいい、株式会社の総株主の議決権の10分の9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該者をいいます。

(注2) 株式等売渡請求とは、特別支配株主による会社法第179条第1項の規定による請求及び同条第2項の規定による請求のことをいいます。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社が当該株式等売渡請求に係る承認又は不承認の決定をするときは「第1章 38. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認」に基づく開示が必要となります。
- ③ 上場会社が、会社法第179条の6に定める「株式等売渡請求の撤回」に係る承諾をするか否かの決定をした場合には、「開示事項の経過」として開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① 株式等売渡請求を行うことについての決定が行われた場合

- a. 当該決定に至った経緯
 - ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。
- b. 特別支配株主の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、所有株式数（所有比率）を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）、所有株式数（所有比率）を記載する。
- c. 売渡請求が行われた年月日
- d. 売渡請求の内容
 - ・ 対象となる株式及び新株予約権の種類及び数や、対価として交付される金銭の額又はその算定方法、取得日（売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日）など、特別支配株主からの請求通知に記載される内容と同等の内容を記載する。
- e. 当該決定への会社の対応方針
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

② 株式等売渡請求を行わないことについての決定が行われた場合

- a. 当該決定に至った経緯
 - ・ 特別支配株主が当該決定に至った背景や意思決定過程について、特別支配株主から聴取した内容を記載することが考えられます。

- b. 当該決定への会社の対応方針
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

16. 株式又は新株予約権の発行差止請求

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号o】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 新株、新株予約権の発行差止めの仮処分を求める申立てがなされたことを知った場合にも開示が必要となります。
- ③ 新株発行無効の訴えが提起された場合又は当該訴えについて判決があった場合も開示してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 請求又は申立に至った経緯
 - b. 請求者又は申立者の概要
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、所有株式数（所有比率）を記載する。
 - ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）、所有株式数（所有比率）を記載する。
 - c. 請求又は申立てがあった年月日
 - d. 請求又は申立ての内容
 - e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項
- （参考）当該請求又は申立ての対象となった株式又は新株予約権の発行の概要

17. 株主総会の招集請求

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「株主による株主総会の招集の請求」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号p】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 請求者の概要
- b. 請求が行われた年月日
- c. 請求の内容
 - ・ 総会の目的たる事項、招集の理由を記載する。
- d. 当該請求への会社の対応方針
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

18. 保有有価証券の含み損

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「保有有価証券（*1）の全部又は一部について、連結会計年度、中間連結会計期間又は四半期連結会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における時価額（*2）が帳簿価額を下回った場合（*3）」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

（*1）当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。

（*2）当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額

（*3）当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。

- a. 含み損の額が直前連結会計年度（有価証券の含み損が発生した決算期末、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日の属する連結会計年度の直前連結会計年度をいう。以下同じ。）の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- b. 含み損の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期純利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第402条第2号q、施行規則第402条第1項第9号】

（注）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「売買目的有価証券」に属する有価証券について、期初の帳簿価額と事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における帳簿価額と時価との差額が生じ、有価証券の評価損を計上した場合は、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に、また、有価証券の評価益を計上した場合には、「その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実」に関する開示がそれぞれ必要となる場合があります。
- ③ 「その他有価証券」に属する有価証券について時価による評価を実施している場合であって、評価差額の会計処理に部分資本直入法を採用している場合や、時価が帳簿価額を著しく下回っていることにより減損処理を実施した場合であって、有価証券の評価損を計上したときには、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」等に関する開示が必要となる場合があります。また、「その他有

「価証券評価差額金」の増減額（中間会計期間又は四半期会計期間における増減額）が直前事業年度における純資産の30%を上回る場合には、「その他会社の運営、業務、財産又は上場有価証券に関する重要な事実」として開示することが求められます。

- ④ 複数の種類の有価証券を保有している場合、含み損のみを合算した価額で開示の可否を判断するようにしてください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 含み損が生じている有価証券の種類
- b. 有価証券の含み損の総額及び当該含み損に係る有価証券の帳簿価額
- c. 直前連結会計年度の末日における直前連結会計年度の連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に対する有価証券の含み損の総額の割合等
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(参考) 保有有価証券の評価に関する適時開示について

保有有価証券の評価に関しては、一般に、以下の適時開示が必要となることがあります。

ただし、内容によっては、その他の項目にも該当する可能性がありますので、十分に留意してください。

分類	種類	対象となりうる開示項目
売買目的有価証券	評価損	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
	評価益	その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実
満期保有目的の債券 (*1)	含み損	保有有価証券の含み損
	評価損(減損)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
	減損損失の戻入等 (*2)	その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実
子会社株式及び関連 会社株式	含み損(*3)	保有有価証券の含み損
	評価損(減損)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
	減損損失の戻入等 (*2)	その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実
その他有価証券	その他有価証券評価差額金(*4)	その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実
	評価損(減損)	災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
	減損損失の戻入等 (*2)	その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実

(*1) 時価を合理的に算定できる有価証券が対象となります。

(*2) 中間決算又は四半期決算における減損の処理方法として洗替え法を採用した場合が対象となります。

(*3) 時価を合理的に算定できる関連会社株式が対象となります。

(*4) 連結貸借対照表、中間連結貸借対照表又は四半期連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の増減額(中間連結会計期間又は四半期連結会計期間における増減額)が直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%を上回る場合には、「その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実」として開示することが必要と考えられますので、留意してください。また、有価証券評価差額の会計処理に部分純資産直入法を採用している場合には、特殊な取扱いが必要となります(取扱いについての詳細は、東証までお問合せください)。

19. 社債に係る期限の利益の喪失

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「社債に係る期限の利益の喪失」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号r】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当該事実の発生後、償還資金の調達方法や業績に与える影響に関する今後の見通し等を含めて開示することが必要となりますが、これらの見通し等の把握に時間を要する場合には、それを除いた事実（対象となる社債及び期限の利益を喪失した事実）について直ちに開示してください。その後、今後の見通し等が明らかになった時点で追加開示してください。
- ③ 上場会社が社債管理者等の金融機関から、期限の利益喪失に係る連絡を受けた場合には、直ちに開示することが必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 期限の利益の喪失等に至った経緯
- b. 対象となる社債の名称等
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）社債管理委託契約証書の概要

- ・ 参考として、社債管理委託契約証書の概要を記載する。

20. 上場債券等の社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「上場債券等（上場債券、上場転換社債型新株予約権付社債券又は上場交換社債券のことをいう。以下本項目において同じ。）に係る社債権者集会の招集その他上場債券等に関する権利に係る重要な事実」が発生した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号s】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 当該上場債券等の権利に係る重要な事実の概要
- b. 当該上場債券等の権利に係る重要な事実が発生した経緯
- c. 今後の見通し
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

（当該上場債券等の社債権者集会の招集の場合）

- a. 招集の経緯
- b. 社債権者集会の日程
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

21. 公認会計士等の異動

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等の異動」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、上場規程第402条第1号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）。

【上場規程第402条第2号t】

また、「当該上場会社の内部統制報告書の監査証明を行う公認会計士等の異動」が生じた場合においても、直ちにその内容を開示してください。

(注)「公認会計士等の異動」とは、上場会社の監査を担当している公認会計士等（公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者をいう。以下、本項目において同じ。）が退任することや、上場会社の監査を担当していなかった公認会計士等が新たに監査担当に就任することなどをいいます。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
 - ② 上場会社として公認会計士等の異動が生ずることを確認した時点（公認会計士等から退任の申し出があった場合はその時点）において判明・把握している情報を開示してください。
 - ③ 監査法人内の業務執行社員の異動については、当該開示の対象には含まれません。
 - ④ 後任が決まっていない場合にも本項目として開示することが必要となります。
 - ⑤ 開示にあたっては、異動が生ずる実質的な理由（任期満了時に退任する場合は、退任する公認会計士等が監査を継続しないこととした理由）やその経緯について、上場会社が把握している内容を開示資料に具体的に記載してください。特に、期中に退任する場合又は短期間で退任する場合には、期中又は短期間であるにもかかわらず、なぜ退任することとなったのかがわかるように記載してください。また、会計処理等に関する見解の相違が存在するといった事情がある場合には、その具体的な内容を含めて記載してください。
 - ⑥ 上場内国会社は、公認会計士法及び金融商品取引法に基づき、公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人による監査を受けることが義務付けられています。なお、登録上場会社等監査人に該当しなくなった場合には、その旨及び今後の方針について速やかに開示を行ったうえで、他の登録上場会社等監査人に会計監査人を変更することが必要となります。
- ※ 一時会計監査人の選任を行う場合にも、登録上場会社等監査人を選任していただく必要があります。
- ⑦ 監査法人が合併により解散する場合には、当該解散する監査法人により監査証明等を受けている上場会社において本項目の開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資

者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 異動年月日
- b. 異動する公認会計士等の概要
 - ・ 監査法人又は事務所の名称、所在地、業務執行社員の氏名等を記載する。

(公認会計士等の退任の場合)

- c. 退任する公認会計士等の就任年月日
 - ※ 継続監査期間における最初の就任年月日を記載する。
- d. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等(*)における意見等
 - ※ 退任する公認会計士等が作成した監査報告書等(*)において、次に掲げる事項の記載がある場合には、その旨及びその内容を記載する。
 - ・ 除外事項を付した限定付適正意見又は結論、不適正意見又は否定的結論 等
 - ・ 意見又は結論の表明をしない旨及びその理由
 - (*) 上場会社が直近3年間に提出した財務計算に関する書類に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告書、四半期レビュー報告書、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書のことをいう。

- e. 異動に至った理由及び経緯
 - ・ 公認会計士等が退任する実質的な理由及び経緯を記載する。
- f. e. の理由及び経緯に対する意見
 - (a) 退任する公認会計士等の意見
 - (b) 監査役会、監査等委員会又は監査委員会の意見
- g. 退任する公認会計士等が f. (a) の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由
 - ・ 上場会社が退任する公認会計士等に対し、f. (a) の意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含めて記載する。
- h. 今後の見通し
 - ・ 今後の選任の見込み等を記載する。
 - ※ 新たに公認会計士等が就任しない場合のみ記載する。
- i. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

22. 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、「①内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのない場合（当該提出できる見込みのない期間に関して「第1章 33. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」の開示を行う場合を除く。）」、「②当該期間内に提出しなかった場合（①の開示を行った場合を除く。）」又は「③これらの開示を行った後に提出した場合」のいずれかに該当した場合は、それぞれの時点において、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号u】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- 有価証券報告書又は半期報告書を、法定の提出期間経過後1か月以内（①提出期限延長申請に係る承認を得た場合は、当該承認を得た提出期限の経過後8日目（休業日を除外する。）の日まで、②天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、その提出期限経過後3か月以内）に提出しなかった場合には、上場廃止となります。

【上場規程第601条第1項第7号、施行規則第601条第7項】

また、「①内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのない場合（当該提出できる見込みのない期間に関して「第1章 33. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」の開示を行う場合を除く。）」又は「②当該期間内に提出しなかった場合」のいずれかに該当した旨の開示が行われた場合は、上場廃止となるおそれがあることを投資者に周知させるため、監理銘柄（確認中）に指定されます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 対象となる有価証券報告書・半期報告書
- b. 法定提出期限
- c. 提出が遅延するに至った経緯
- d. 今後の見通し
 - ・ 監理銘柄（確認中）に指定されると見込まれるときは、その旨も記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

23. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に係る承認(*)を受けた場合」又は「当該申請に係る承認(*)を受けられなかった場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

(*) 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第18条の2第4項に規定する承認をいう。

【上場規程第402条第2号uの2】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

【その他の注意事項】

- ① 有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けた場合は、承認通知書の写しを東証に提出することが義務付けられています。
- 【施行規則第419条第4号】
- ② 有価証券報告書又は半期報告書の提出期限延長申請に係る承認を受けられなかった場合であって、内閣総理大臣等に対して、金商法第24条第1項又は同法第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないときは「22. 有価証券報告書・半期報告書の提出遅延」に基づく開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

(承認を受けた場合)

- a. 承認を受けた旨
- b. 対象となる有価証券報告書又は半期報告書
- c. 延長前の提出期限
- d. 提出期限延長に係る承認を受けた期間
- e. 今後の見通し
 - ・ 対象となる有価証券報告書又は半期報告書の提出時期の見込みを含めて記載する。
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(承認を受けられなかった場合)

- a. 承認を受けられなかった旨
- b. 対象となる有価証券報告書又は半期報告書
- c. 提出期限
- d. 今後の見通し
 - ・ 対象となる有価証券報告書又は半期報告書の提出期限内の提出見込みを含めて記載する。
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

24. 財務諸表等の監査報告書における不適正意見、意見不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正意見

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨が記載されることとなった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号v】

- ※ 会社法上の計算書類について、会計監査人による不適正の監査意見（総合意見）が付された場合又は意見差控えとなった場合には、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」として開示することが必要となります。
- ※ 「限定付適正意見」又は「限定付結論」（特定事業会社にあつては、「限定付意見」を含む。）については、継続企業の前提に関する事項を除外事項とする場合以外でも、重要な虚偽表示の存在を除外事項とする場合など、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」として開示が必要となる場合があります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 公認会計士等から、監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書に記載されていない事項について、会計監査に関する追加的な説明が行われた場合は、投資者の投資判断に及ぼす影響を踏まえ、当該説明の内容についても開示を行うことが考えられます。
- ③ 四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書について「除外事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなった場合にあっては、当該四半期財務諸表等が添付される四半期決算短信において、当該内容について必要かつ十分な記載が行われている場合は、四半期決算短信とは別途の開示を省略することができます（「第3章1.（3）②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い」参照）。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 監査又はレビューを実施した公認会計士等の氏名・名称、当該公認会計士等が監査法人である場合には、当該監査法人の名称
- b. 監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書の内容
- c. 監査報告書又は中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書の受領日

- d. 会社の今後の対応
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

25. 内部統制監査報告書における不適正意見、意見不表明

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見を表明しない」旨が記載されることとなった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号vの2】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 本開示は、上場会社が内部統制監査報告書を提出する際に広く周知し、財務報告に係る内部統制の継続的な改善努力を促すことを目的とするものです。
- ③ 内部統制報告制度においては、報告書の提出時点まで開示すべき重要な不備を是正する努力が求められることから、本開示は基本的には内部統制報告書の提出と同時期に行われるものと考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 監査を実施した公認会計士等の氏名・名称、当該公認会計士等が監査法人である場合には、当該監査法人の名称
- b. 内部統制監査報告書の内容
- c. 内部統制監査報告書の受領日
- d. 財務諸表の監査報告書における監査意見の別
 - ・ 無限定適正意見である場合はその旨を記載する。それ以外の場合は東証まで相談してください。
- e. 会社の今後の対応
- f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

26. 株式事務代行委託契約の解除通知の受領等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を東証が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じた場合」又は「株式事務を東証が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号w】

※ 複数の種類の上場有価証券について株式事務代行機関への委託を行っている場合で、その一部について「株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を東証が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じた場合」にも開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

【その他の注意事項】

- ① 上場内国会社は、株式事務を東証の承認する株式事務代行機関である信託銀行、東京証券代行(株)、日本証券代行(株)又は(株)アイ・アールジャパンのうちのいずれかに委託することが義務付けられています。

【上場規程第424条】
- ② 上場会社が株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合には、上場廃止となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 解除等の経緯
 - ・ 解除等の理由についても上場会社が認識し得る範囲で記載する。
- b. 株式事務代行機関の名称
- c. 日程
- d. 今後の見通し
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

27. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「上場規程第402条第2号aからwまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第2号x】

※ 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、発生事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断することが求められます。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 後述する開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。その際、投資者の投資判断に及ぼす影響の重要性については、当該会社情報の発生が将来のキャッシュ・フローに与える影響など、自社の企業価値に与える影響を踏まえて、実質的に判断することが重要と考えられます。
- ③ 投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合としては、例えば、当該会社情報の発生によって、上場会社の事業構成・収益構造等の転換を伴うなど、上場会社の運営、業務又は財産に係る基本的状況に重要な変化が生じることが見込まれる場合や、当該会社情報の発生によって、当該会社情報の発生の日の属する連結会計年度以降に大きな収益又は支出が発生すると見込まれる場合や黒字転換又は赤字転換が見込まれる場合などが考えられますが、これらに限られるものではありません。
- ④ 当連結会計年度中に上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実が生じた場合であって、経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑤ 以下は、少なくとも「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」と考えられる開示の目安です。以下の目安に該当しない場合においても、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると実質的に考えられる場合は、開示が必要となります。

- a. 金商法第166条第2項第4号に該当する事実
- b. 当該発生事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- c. 当該発生事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- d. 当該発生事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- e. 当該発生事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- f. 開示府令第19条第2項第12号又は第19号の規定に基づく事由（財政状態及び経営成績に影響を与える事象）で臨時報告書が提出される事実

(*) ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結総資産」を「総資産」、「連結純資産」を「純資産」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。

※ 開示府令の内容については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、発生の経緯、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 事実の概要

b. 発生の経緯

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実の発生の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

(参考) 事業環境の変化に関する積極的な開示の要請について

為替又は資源価格等の急激な変化や震災等の天災地変、地政学リスクの高まり、感染症の大規模な流行等によって上場会社を取巻く事業環境に変化が生じた場合には、適時、適切な会社情報の開示の観点から、当該変化が事業及び業績に与える影響等について、積極的に開示を行うことをご検討ください。

一般に、事業環境が変化した場合の影響等の情報については、様々な要素が絡み合うこと等により影響の精査に時間がかかる場合があると想定されますが、事業環境の変化の発生後速やかに、影響の見込まれる領域の事業規模や利益感応度等の投資判断の前提となる客観的な事実を開示することや、影響を把握次第、その影響に関する定性的または定量的な情報について適時に開示することが望まれます。

○ 事業環境の変化に関する開示のポイント

下表は、事業環境の変化に関する開示のポイントとなります。事業環境の変化が生じた際、「事業環境の変化による影響等の情報」や「投資判断の前提となる客観的な事実」について開示することが考えられます。

事業環境の変化による影響等の情報は、事業環境の変化による影響やリスクに関する上場会社又は経営者の考え方や見通し等について、投資者に伝達する観点から、影響等を把握次第、随時開示することが考えられます。なお、確定的な影響額が判明する前でも、見込みベースでの影響額や定性的な情報を開示することが考えられます。

一方で、事業環境の変化による影響等の情報については、影響等を把握・精査するために一定の時間を要することも想定されるため、投資者においては、当該事象に関する大まかなリスクを、早期に把握したいというニーズも存在すると考えられます。そのような場合には、投資判断の前提となる客観的な事実として、事業環境の変化によって影響が発生すると見込まれる地域又はサービス等の事業規模やエクスポージャーや、為替や資源価格等の変動に対する利益の感応度について、事業環境の変化が発生したタイミングで速やかに開示することが考えられます。

なお、投資者ニーズは個社の状況に応じて異なるものと考えられますので、下表のポイントを参考としつつ、状況に応じて投資者ニーズがあると考えられる事項について、積極的に開示することが期待されます。

	事業環境の変化による影響等の情報	投資判断の前提となる客観的な事実
開示が望まれる事項の例	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動や経営成績等への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・売上高、利益又は財政状態への影響 ・顧客、受注又はKPI等の動向 ・中長期的な経営方針又は経営戦略への影響の有無及び対応策 ※確定的な影響額が判明する前でも、見込まれる影響額や定性的な情報を開示することも考えられます。 ○業績予想等の将来情報 <ul style="list-style-type: none"> ・すでに開示している又は修正する業績予想等の前提となるシナリオの概要 ・具体的な前提条件 ○リスク情報 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに生じたリスクの概要、顕在 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・影響があると見込まれる事業領域の規模又はエクスポージャー情報 ・主要な事業拠点の有無又は稼働状況 ・製商品の生産又は供給の状況 ○経営成績等への影響 <ul style="list-style-type: none"> ・為替又は資源価格等に対する利益感応度 ※開示時点の数値ではなく、直前会計年度末時点での数値を開示することも考えられます。

	可能性及び顕在化時の事業活動又は経営成績等への影響	
期待される開示のタイミング	影響等を把握次第、随時	事業環境の変化が発生次第、速やかに
投資者として期待する事項	事業環境の変化による影響（可能性を含む）又はリスクに関する経営者の認識	当該事象に関する大まかなリスク（例えば、影響があると見込まれる事業領域の売上高等は当該領域における最大ロスを目安となり、投資者がリスクの大きさを図る際の考慮要素になると考えられます）

※ 事業環境の変化による影響が軽微と見込まれる場合であっても、投資者の関心が特に強いと考えられる場合には、影響が軽微である旨を開示することが考えられます。

※ 有価証券報告書や決算短信の定期的な開示において、あらかじめ上記に関連する前提情報（業績予想等の前提条件やリスク情報など）を開示することも重要と考えられます。



第2編第3章

決算短信等

1. 上場規程に基づく開示義務及び要請事項並びに開示に関する注意事項等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、事業年度、中間会計期間若しくは四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く）又は連結会計年度、中間連結会計期間若しくは四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く）に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

また、四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く）に係る決算の内容の開示にあたっては、施行規則で定める四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。

【上場規程第404条第1項、第2項】

また、開示した後に、開示した内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、「決算発表資料の訂正」として開示することが義務付けられています。なお、開示した事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容につき、有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合の「決算発表資料の訂正」の開示については、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと東証が認める場合を除き、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとしています（詳細については、後述の「発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い」を参照してください。）。

【上場規程第416条第1項、第2項】

(2) 決算短信等の開示に関する要請事項

上場会社の決算に関する情報は、投資者の投資判断の基礎となる最も重要な会社情報であることを踏まえて、東証では、決算短信等の開示について、以下のような要請を上場会社に対して行っています。

① 決算発表の早期化の要請等

- 東証では、上場会社の決算短信等の開示時期について、以下のような早期化の要請等を行っています。なお、当然ながら、個別の事情等により、以下の要請どおりの時期には決算又は四半期決算の内容を適切に開示することができない場合も想定されるところです。上場会社におかれては、開示される決算又は四半期決算の内容の正確性を欠くことのないようご注意ください。

〔決算短信の開示時期について〕

- (1) のとおり、上場会社は、決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。投資者の投資判断に与える影響の重要性を踏まえ、上場会社においては決算期末の経過後速やかに決算の内容のとりまとめを行うことが望まれます。
- とりわけ、事業年度又は連結会計年度に係る決算については、遅くとも決算期末後45日（45日目が休日である場合は、翌営業日）以内に内容のとりまとめを行い、その開示を行うことが適当であり、決算期末後30日以内（期末が月末である場合は、翌月内）の開示が、より望ましいものと考えられます。
- 上場会社各社におかれては、決算の内容の早期開示に向けて、決算に関する社内体制の整備及び充実にお努めいただくようお願いいたします。
- なお、事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容の開示時期が、決算期末後50日（50日目が休日である場合は、その翌営業日）を超えることとなった場合には、決算の内容の開示後遅滞なく、その理由（開示時期が決算期末後50日を超えることとなった事情）及び翌事業年度又は翌連結会計年度以降における決算の内容の開示時期に係る見込み又は計画について開示してください。

〔第2四半期（中間期）決算短信の開示時期について〕

- ・ 第2四半期（中間期）決算の内容の開示については、金商法に基づく半期報告書の法定提出期限が中間期末後45日以内とされていることを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
- ・ 上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、第2四半期（中間期）決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に第2四半期（中間期）決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。
- ・ なお、上場会社は、決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますので、第2四半期（中間期）決算の内容が定まったにもかかわらず、その開示時期を遅延させることはできません。したがって、上場会社は、遅くとも、金商法に基づく半期報告書の提出までには、第2四半期（中間期）決算発表を行うことになるものと考えられます。

〔第1・第3四半期決算短信の開示時期について〕

- ・ 第2四半期（中間期）を除く四半期累計期間（以下「第1・第3四半期」という。）に係る決算の内容の開示については、通期及び第2四半期（中間期）とは異なり有価証券報告書や半期報告書などの法定開示に対する速報としての位置づけではないことを踏まえ、上述の「決算発表の早期化の要請」の対象としておりません。
- ・ 上場会社は、日常のIR活動など、投資者・株主との間の密接なコミュニケーションを通じて、四半期決算の内容が投資者の投資判断に与える影響の重要度合い等を把握したうえで、適切な時期に四半期決算の開示を行うことができるよう、必要な社内体制の整備及び充実等にお取り組みください。
- ・ 上場会社は、決算の内容が定まったときに、その内容を直ちに開示することが義務付けられておりますが、半期報告書の法定提出期限に準じて、各四半期終了後45日以内に開示することを原則とします。
- ・ そのため、第1・第3四半期決算短信の開示時期が、第1・第3四半期末後45日（45日目が休日である場合は、その翌営業日）を超えることが見込まれる場合又は45日を超えることとなった場合には、直ちにその理由（開示時期が決算期末後45日を超えることとなった事情）及び決算の内容の開示時期に係る具体的な見込み又は計画について開示してください。また、第1・第3四半期末後45日を超える見込みとなった場合には、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。
- ・ レビューを受ける場合における、「決算の内容が定まったとき」の考え方については、以下のとおりです。

（レビューを義務で受ける場合）

信頼性確保の観点から公認会計士等によるレビューが義務付けられている趣旨に鑑み、レビューが完了次第、第1・第3四半期決算短信を開示することを原則とします。

（レビューを任意で受ける場合）

この場合の開示時期については、レビューが完了する前とするか、それともレビューが完了次第とするか、上場会社においてご判断ください（前者の場合、レビュー完了次第、改めてレビュー報告書を添付した第1・第3四半期決算短信の開示が必要となります。）。

〔決算短信及び第2四半期（中間期）決算短信には監査等が不要であることについて〕

- ・ 通期及び第2四半期（中間期）に係る決算の内容の開示について、上場規程においては、「決算の内容が定まった場合」に直ちにその内容を開示することを求めており、監査やレビューの終了は開示の要件とはしていません。これは、決算短信及び第2四半期（中間期）決算短信には、事業報告等や有価証券報告書、半期報告書の法定開示に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割が求められるためです。決算短信及び第2四半期（中間期）決算短信における決算の内容の客観性は、監査等により確定した決算の内容が法定開示として後から開示されることで、担保されることとなります。

- ・ 東証では、決算短信及び第2四半期（中間期）決算短信が速報としての機能を十分に発揮できるよう、監査やレビューの終了を待たずに早期の決算短信等の開示をお願いしており、過半の上場会社が監査等の終了前に決算短信等の開示をしています。
- ・ その一方で、監査等の終了後に決算短信等を開示している会社も少なくありません。決算短信及び第2四半期（中間期）決算短信の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行うよう、改めてお願いします。
- ・ なお、実施されている監査手続又はレビュー手続の過程において、公認会計士等との間に大きな意見の隔たりが生じている場合などにあつては、決算短信等の開示の適否について慎重な検討が求められるほか、仮に開示を行う際には、そうした事情等について決算短信等の中において、適切に開示することが必要となります。

② 決算発表時期の分散化の要請

- ・ 上場会社の大半を占める3月期決算会社の決算発表時期（毎年4月下旬から5月中旬まで）及び四半期決算発表時期（毎年1月下旬から2月中旬まで、7月下旬から8月中旬まで、及び10月下旬から11月中旬まで）においては、多数の上場会社による決算発表又は四半期決算発表が、特定日に集中する傾向がみられます。こうした特定日への決算発表の集中は、株主・投資者による決算情報の収集や分析に影響を及ぼし、結果として開示された決算情報の投資判断への反映が遅延するなどして、証券市場における価格形成の円滑性、効率性が低下することが懸念されるどころです。
- ・ また、実務的にも、特定日への決算発表の集中により、多数の上場会社が決算発表時に記者会見を行う東証内の記者クラブ（兜倶楽部）では、著しい混雑のため、記者会見の開催時間等が制約される、あるいは、記者会見が予定時刻どおりに開催できないといった弊害が生じています。
- ・ そこで、東証では、上場会社に対して、多くの上場会社による決算発表及び四半期決算発表の集中が見込まれる時期（毎月末、毎週末、決算期末・四半期末後45日目）をできる限り避けて、あらかじめ決算発表スケジュールを設定するよう要請しています。
- ・ さらに、決算発表又は四半期決算発表の集中日において、とりわけ15時台には、特に多数の上場会社による開示が集中することから、上記の実務上の弊害に加えて、会社情報の適時開示に係る基幹インフラであるTDnetシステムの安定的な運用にも影響が生ずるリスクがあります。そのため、東証では、集中日の15時00分に開示を予定している上場会社に対して、TDnetによる開示時刻を1分以上前後に変更する方向で再検討いただくようお願いする場合があります。
- ・ なお、TDnetに登録された開示待ちの会社情報の1分間当たりの件数が、特定の開示指定時刻において一定以上の数となった場合には、その後、TDnetオンライン登録サイトにおいて当該時刻を指定して会社情報の登録を行おうとしたときに、以下のエラーメッセージが表示されます。

ご指定いただいた「開示指定日時」は、既に開示件数の上限に達していますので、指定日時では提出することができません。「開示指定日時」に別の時刻を指定下さい。

- ・ 当該エラーメッセージが表示された場合は、「開示指定日時」を変更して、再度、登録の手続きを行ってください。なお、TDnetによる決算短信等の開示と同時に、兜倶楽部その他の記者クラブにおける資料投函や記者会見等を行うことを予定している場合には、（TDnetによる開示前に資料投函や記者会見が開始されることのないよう）これらの資料投函や記者会見の開始時刻についても、併せて変更してください。

〔立会時間中における決算発表について〕

- ・ 東証では、投資者への迅速な情報伝達や、市場取引によって資本市場の価格発見機能を適切に発揮する観点から、上場会社に対して、立会時間中であるか否かにかかわらず、重要な会社情報の迅速な開示を要請しています。上場会社においては、例えば、午前中に開催された取締役会等において、決算又は四半期決算の内容が定まった場合などにあつては、決算発表又は四半期決算発表の集中日又

は集中時間帯における開示をできる限り回避する観点からも、立会時間中であるか否かを問わず、直ちに開示を行うことをご検討ください。詳細は「第1編第2章2.(1)④適時開示情報の開示時刻に関する具体的な考え方」を参照してください。

③ 将来予測情報の積極的な開示の要請

- ・我が国では、上場会社が自社の将来の経営成績・財政状態等について、主要な経営指標（例えば、売上高、利益、ROEなど）の見込みや、将来の経営成績に影響を与える財務指標（例えば、設備投資や研究開発に係る支出など）の見込みその他の将来の見通しに係る情報（以下「将来予測情報」といいます。）を開示することが、長年に亘る実務慣行として広く定着しています。
- ・投資者の投資判断は、一般に、上場会社の将来の企業価値（株式価値）の予測に基づいて行われることとなりますので、自社の状況及び将来の経営方針に関して最も詳細かつ正確な情報を有する上場会社自身によって開示される将来予測情報は、証券アナリスト等の高い企業分析能力を有する専門家によっても、完全に代替生産することは困難であり、投資者にとって有用な投資判断情報であると位置付けられます。
- ・東証では、上場会社と投資者との間の重要な情報格差を解消し、投資者との充実した対話を通じて証券市場における公正かつ円滑な価格形成を確保する観点から、上場会社が、それぞれの実情に応じて将来予測情報の積極的な開示に取り組むよう要請しています。
- ・なお、具体的な将来予測情報の開示方法については、実務上、事業年度の決算発表に際して、翌事業年度における「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値（以下「次期の業績予想」といいます。）を開示する形式がかねてより広く採用されています。こうした「次期の業績予想」は、上場会社の将来の経営方針や、上場会社の取り巻く状況に係る経営者自身の合理的な評価や見通し等を基礎として、経営成果に係る直接的な予想を開示するものであり、実績の決算情報と併せて開示されることもあって、投資者による企業価値の評価に有用な情報を提供しているものと考えられますが、将来予測情報の開示方法はこれに限定されるものではありません。上場会社においてはそれぞれの実情や投資者との継続的なコミュニケーションを踏まえて、適切な将来予測情報の開示方法や開示内容について検討してください。
- ・また、将来予測情報の開示内容や開示形式の変更を行う場合には、過去の実績数値や同業他社の開示内容との間の比較可能性の低下など、投資者の利便性にも影響が生ずることが想定されますので、例えば、設備投資計画やそれに伴う減価償却負担の変動見込み、事業環境に係る見通し（前提条件）や前提条件の変動による業績の感応度など、投資者の投資判断に有用な将来予測情報の開示の継続及び一層の充実のほか、「次期の業績予想」を含む将来予測情報の開示全般に関する自社の考え方の提示など、投資者との積極的なコミュニケーションの実践を通じて、安易な情報開示の後退との批判を招くことのないよう留意してください。

〔将来予測情報の適切な開示に関する要請について〕

- ・不合理な前提や不適切な算定方法に基づいた将来予測情報の開示については、これまでに偽計取引や風説の流布等の法的責任が追及された事例も存在しています。上場会社においては、将来予測情報の合理的な算出に努めることはもちろん、投資者における将来予測情報の適切な利用を促進する観点からも適切な配慮が望まれます。
- ・こうした観点から、東証では、以下の点について、上場会社に具体的な対応を要請していますので留意してください。

1. セグメント・事業分野別の見通しや業績に大きな影響を与える可能性のある重要な経営上の施策など、将来予測情報の背景についての決算短信（定性的情報）等における具体的な説明
2. 将来予想情報から実績を大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、投資者がわかりやすい将来予測情報の利用に関する注意文言の表示

3. 当初予想時点から業績に変動を与える事情が生じた場合における速やかな将来予測情報の見直しの検討・実施

〔将来予測情報の位置付けに関する説明の推奨について〕

- ・ 将来予測情報、とりわけ「次期の業績予想」の開示に関連して、業績予想は必ず達成されるべきコミットメントであるという誤った理解がなされる場合があります、そうした誤解が投資者に不利益にはたらく可能性や、経営者バイアスを誘引したり、結果として業績予想と実績に乖離が生じた場合に過度な株価変動をもたらすような投資行動を招く懸念が指摘されています。
- ・ 本来、業績予想は、合理的に仮定された条件に基づいて算出されたものであって、その達成を約束する趣旨のもの（経営者によるコミットメント）ではなく、業績の進捗に応じた修正が当然に予定されているものですが、一方で、将来予測情報として開示される内容には、こうした典型的な意味の「業績予想」だけでなく、幅広い性質の情報が含まれるものと考えられます。
- ・ そこで、東証では、上場会社に対し、将来予測情報の開示に際して、当該情報の背景やその前提条件として仮定された重要な事項に関する説明と併せて、当該情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、投資者に適切に理解されるよう、適時開示資料の表題若しくは記載箇所の区分又は注意表示の付記などの方法により、適切に説明することを推奨しています。

④ わかりやすい決算発表資料の作成に関する要請

- ・ 事業年度又は四半期の決算内容の開示に際して利用する開示資料（とりわけ当該開示資料に記載される定性的情報）の作成にあたっては、一般の投資者が、上場会社が開示した決算短信等その他の開示資料を入手し、投資判断情報として利用する機会が増加していることを踏まえ、できる限り、わかりやすい表現や表示とするよう努めてください。
- ・ 具体的には、上場会社において、以下の点に配慮いただくことが考えられます。
 - ・ 業種や業界における専門用語には、欄外などにおいてできる限り注釈を付す。
 - ・ 文章表現は、難解な表現をできる限り避け、具体的に記載する。
 - ・ 決算説明会資料、決算内容の補足説明資料等を含めて、グラフや図表を積極的に活用し、わかりやすい表示を心掛ける。
 - ・ 文章や数字の重要な点について、色付けや下線を付すなどの方法により強調表示する。

(3) 決算短信等のファイル形式

東証では、上場会社が開示する決算又は四半期決算の内容について、それを利用する投資者又は投資者への情報伝達を担う仲介者（報道機関、証券アナリスト等）による効率的な分析を可能とする観点から、決算短信及び四半期決算短信のTDnetへの登録に際して、PDFファイルに加え、以下のとおり、XBRLファイル及びHTMLファイルの提出に係る取扱いを定めています。

〔提出ファイルと対象となる情報〕

- ・ 決算の内容を開示する際には、TDnetオンライン登録サイトにおいて、下表の5つのファイルを登録してください。
- ・ XBRLファイル及びHTMLファイルの提出に際しては、開示資料（PDFファイル）における記載内容と、XBRLファイル及びHTMLファイルの内容に齟齬が生じないよう（一方の修正内容については、必ず他方にも反映するよう）ご注意ください。

ファイル名	対象となる情報
① サマリーXBRLファイル（※1）	サマリー情報
② サマリーPDFファイル（※1）	サマリー情報
③ 財務諸表及び一部の注記事項のXBRLファイル	下記参照（※3、※4）
④ 添付資料HTMLファイル	サマリー情報以外の情報
⑤ 添付資料PDFファイル又は全文PDFファイル（※2）	添付資料PDFファイルの場合：サマリー情報以外の情報 全文PDFファイルの場合：決算短信、四半期決算短信全文

※1 TDnetオンライン登録サイトの数値データ作成画面を用いて、サマリーXBRLファイルを作成することが可能です。その場合、作成されたサマリーXBRLファイルをもとにサマリーPDFファイルが自動で作成、登録されます。このとき、自社で作成したサマリーPDFファイルに差し替えることも可能です。

※2 TDnetオンライン登録サイトの数値データ作成画面を用いてサマリーXBRLファイルを作成する場合、自社で作成した添付資料PDFファイルを登録すると、サマリーPDFファイルと結合された全文PDFファイルが自動で作成、登録されます。また、添付資料PDFファイルを登録せずに、自社で作成した全文PDFファイルを登録することも可能です。なお、サマリーXBRLファイル及びサマリーPDFファイルを自社で作成した場合は、自社で作成した全文PDFファイルを登録してください。

※3 決算短信、第2四半期（中間期）決算短信及び第1・第3四半期決算短信における記載事項等は、それぞれ「2. 決算短信の作成要領」、「3. 第2四半期（中間期）決算短信の作成要領」又は「4. 第1・第3四半期決算短信の作成要領」をご参照ください。

※4 財務諸表及び一部の注記事項のXBRLファイルの対象となる情報は、以下の表のとおりです。決算短信を開示するときは通期第1号から第4号参考様式、第1・第3四半期決算短信を開示するときは四半期第1号から第4号参考様式、特定事業会社（*）以外の上場会社が第2四半期（中間期）決算短信を開示するときは四半期第5号から第8号参考様式、特定事業会社が第2四半期（中間期）決算短信を開示するときは四半期第9号から第11号参考様式をご参照ください。

（*）特定事業会社とは、開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社であり、具体的には銀行、保険会社、信用金庫等を指します。

〔財務諸表〕

参 考 様 式	対 象 と な る 情 報	
	連 結 財 務 諸 表	個 別 財 務 諸 表
通期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	必 要	開示する場合は必要
通期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	—	必 要
通期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)	必 要	開示する場合は必要
通期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	必 要	開示する場合は必要
四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	必 要	不 要
四半期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	—	必 要
四半期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)	必 要	不 要
四半期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	必 要	不 要
四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結) (一般2Q)	必 要	不 要
四半期第6号参考様式〔日本基準〕(非連結) (一般2Q)	—	必 要
四半期第7号参考様式〔IFRS〕(連結) (一般2Q)	必 要	不 要
四半期第8号参考様式〔米国基準〕(連結) (一般2Q)	必 要	不 要
四半期第9号参考様式〔日本基準〕(連結) (特定2Q)	必 要	開示する場合は必要
四半期第10号参考様式〔日本基準〕(非連結) (特定2Q)	—	必 要
四半期第11号参考様式〔IFRS〕(連結) (特定2Q)	必 要	開示する場合は必要

〔一部の注記事項〕

参 考 様 式	対 象 と な る 情 報	
	セグメント情報等	貸借対照表関係・ 損益計算書関係の注記
通期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	任 意	任 意
通期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	任 意	任 意
通期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)	任 意	不 要
通期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	不 要	不 要
四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)	必 要	開示する場合は必要
四半期第2号参考様式〔日本基準〕(非連結)	必 要	開示する場合は必要
四半期第3号参考様式〔IFRS〕(連結)	必 要	不 要

四半期第4号参考様式〔米国基準〕(連結)	不要	不要
四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結) (一般2Q)	任意	任意
四半期第6号参考様式〔日本基準〕(非連結) (一般2Q)	任意	任意
四半期第7号参考様式〔IFRS〕(連結) (一般2Q)	任意	不要
四半期第8号参考様式〔米国基準〕(連結) (一般2Q)	不要	不要
四半期第9号参考様式〔日本基準〕(連結) (特定2Q)	任意	任意
四半期第10号参考様式〔日本基準〕(非連結) (特定2Q)	任意	任意
四半期第11号参考様式〔IFRS〕(連結) (特定2Q)	任意	不要

- ※ 「任意」は、対応するXBRLファイルを提出することが可能です。「不要」は、対応するXBRLファイルを提出することができません。
- ※ 〔IFRS〕(非連結)については、通期及び第2四半期は財務諸表、第1・第3四半期は財務諸表及びセグメント情報等の作成が必要となります。
- ※ TDnetの登録方法等については、TDnetオンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または、上場会社ナビ掲載の「TDnet利用マニュアル」を参照してください。

(4) 開示に関する注意事項

① 発表した決算内容の変更又は訂正に関する取扱い

- ・ 決算短信等を開示した後に、開示内容について、変更又は訂正すべき事情が生じた場合には、当該変更又は訂正の内容を「決算発表資料の訂正」として開示することが必要となります。
- ・ 通期又は第2四半期（中間期）に係る決算短信等について、当該事情の発生が、有価証券報告書又は半期報告書の提出前である場合には、投資者の投資判断上重要な変更又は訂正である場合を除いて、有価証券報告書又は半期報告書の提出後に遅滞なく行うことでも足りるものとしています。

【上場規程第416条】

- ・ なお、決算短信等の開示時において、開示資料（PDFファイル）の記載内容と、同時に提出されたXBRLファイル又はHTMLファイルの内容に不一致（一方又は双方の誤り）が判明した場合には、その内容の如何にかかわらず、直ちに変更又は訂正の開示を行ってください。

〔「決算発表資料の訂正」等の作成方法〕

- ・ 「決算発表資料の訂正」の開示資料（PDFファイル）には、訂正内容と訂正理由を記載するとともに、XBRLファイルの訂正を行う場合は、訂正したXBRLファイルを添付してください（※1、※2）。なお、訂正内容の記載に際しては、訂正内容が容易に判別できるよう訂正前後の内容を（例えば「正誤表」の形式により）記載してください。
- ・ HTMLファイルの内容について、訂正すべき事情が生じた場合には、訂正内容と訂正理由を記載した資料（PDFファイル）を開示することで足りるものとしませんが、訂正したHTMLファイルを任意で添付することもできます（※3）。
- ・ 「決算発表資料の訂正」及び「決算発表資料の追加」の開示資料の表題は、訂正又は追加の対象となった開示資料の表題の冒頭に、以下の要領で、訂正又は追加の内容が判別できる表示を行ってください。

区 分	表題の冒頭に付記する内容
開示資料（PDFファイル）を訂正する場合	「(訂正)」
XBRLファイルを訂正する場合	「(数値データ訂正)」
開示資料に加えて、XBRLファイルを訂正する場合	「(訂正・数値データ訂正)」
XBRLファイルを追加する場合	「(数値データ追加)」

- ※1 サマリーXBRLファイルを訂正する場合の「日付」は、当初の決算発表日としてください。
- ※2 過年度における決算内容の訂正を行う場合など、複数の決算短信等について同時に訂正を行う場合において、投資者が適切に理解・判断するために全体をまとめて説明することが適当と考えられるときには、訂正に係る開示資料（PDFファイル）を1つにまとめることが可能です。この場合、決算短信等と同様の内容の訂正有価証券報告書・訂正半期報告書を提出するときには、訂正した通期および第2四半期（中間期）に係るXBRLファイルの提出は当該訂正有価証券報告書・訂正半期報告書の提出後に遅滞なく行うことで差し支えありません。
- ※3 HTMLファイルのみを訂正又は追加する場合は、資料の表題をHTMLファイルの訂正又は追加であることが判別できる表示としてください。
- ※4 兜倶楽部その他の記者クラブにおいて資料投函した決算短信等を訂正する場合には、速やかに訂正内容を連絡することが求められています。
- ※5 TDnetオンライン登録サイトにおける登録方法等については、当該サイト内の「ご利用ガイド」、または、上場会社ナビ掲載の「TDnet利用マニュアル」を参照してください。

② 決算短信等に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い

- ・ 決算短信等として開示しようとする内容に、上場規程に基づいて適時開示が必要となる他の項目に係

る内容が含まれている場合であって、当該内容に係る適時開示が行われていない場合には、原則として、該当する項目について決算短信等とは別に開示資料を作成して開示を行う必要があります。

- ・ 適時開示に際して一般的に開示が求められる内容（具体的には、理由又は経緯、事実の概要及び今後の見通しなど）について、決算短信等において必要かつ十分な記載が行われている場合には、別途の開示資料の作成を省略することも可能です。
- ・ なお、本来、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項として、上場規程に基づいて適時開示が義務付けられている事項については、その決定又は発生の時点で直ちに開示を行うことが求められておりますので、開示すべき事項が生じているにもかかわらず、決算又は四半期決算の内容が確定するまでの間、開示を遅延させることはできません。上記の内容は、決算又は四半期決算の内容の確定と同時に、適時開示を行うべき決定事実又は発生事実が生じた場合の取扱いであることにご留意ください。

※ 決算又は四半期決算の内容の確定と同時に発生する場合がある適時開示事項としては、例えば、以下の項目が考えられます。

イ. 剰余金の配当

（直近の配当予想の額（配当予想の額を開示していない場合にあつては、前事業年度の配当実績額）と異なる額の剰余金の配当を決定した場合のみ）

ロ. 固定資産の譲渡又は取得

ハ. リースによる固定資産の賃貸借

ニ. 代表取締役又は代表執行役の異動（※1）

ホ. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事項（決定事実）

ヘ. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ト. 四半期財務諸表等の期中レビュー報告書における否定的結論、結論不表明、継続企業の前提に関する事項を除外事項とした限定付適正結論

チ. その他上場会社の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実（発生事実）

リ. 業績予想の修正・予想値と決算値との差異等（※2）

ヌ. 配当予想の修正等

※1 最高経営責任者（社長等）が異動する場合には、代表取締役等の異動に該当しないときでも、開示することが望まれます。

※2 連結財務諸表作成会社である上場会社において、連結会計期間に係る決算発表時に際して、当該上場会社の個別決算の実績値と前年の実績値との間に大きな差異が存在する場合には、実務上、特に留意が必要となります。詳細については、次の「連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い」を参照してください。

③ 連結財務諸表作成会社において個別決算の内容が前年比で一定以上変動した場合の取扱い

- ・ 連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合においても、前事業年度の実績値と比較して、当事業年度の決算数値が一定以上変動し、金商法第166条第2項第3号に掲げる事実（内部者取引規制上の重要事実）に該当するときは、その内容の適時開示が義務付けられています。

【上場規程第405条第3項】

- ・ 連結財務諸表作成会社である上場会社が、あらかじめ「個別業績予想」を開示していない場合において、「決算短信（サマリー情報）」中の「個別業績の概要」欄に当事業年度の個別決算の内容を記載しているときは、別途（前事業年度の実績値との差異に関する）開示資料を作成しないことができるものとしています。なお、当事業年度の決算数値（個別決算の内容）が内部者取引規制上の重要事実

該当している場合（決算発表時において、内部者取引規制上の重要事実が生じた場合に限りです。）であって、上場会社が、「決算短信（サマリー情報）」中の「個別業績の概要」欄の記載を省略している場合には、別途（前事業年度の実績値との差異に関する）開示資料の作成及び開示が必要となりますので（重要事実の開示の失念が生ずることのないよう）特にご留意ください。

- ※ 当事業年度の決算数値（個別決算の内容）について、内部者取引規制上の重要事実が生ずるのは、次のイ又はロに該当した場合となります（取引規制府令第49条第2項に規定する特定上場会社等を除く。詳細については、取引規制府令第51条をご参照ください。）。

イ. 公表された「個別業績予想」が存在しない場合
次のa. からc. までのいずれかに該当した場合

- a. 当事業年度の個別売上高が、前事業年度の個別売上高と比較して10%以上増減しているとき
- b. 当事業年度の個別経常利益が、前事業年度の個別経常利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して5%以上であるとき。
- c. 当事業年度の個別当期純利益が、前事業年度の個別当期純利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して2.5%以上であるとき。

ロ. 公表された「個別業績予想」が存在する場合
次のa. からc. までのいずれかに該当した場合

- a. 当事業年度の個別売上高が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別売上高と比較して10%以上増減しているとき
- b. 当事業年度の個別経常利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別経常利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して5%以上であるとき。
- c. 当事業年度の個別当期純利益が、直前に公表された当事業年度に係る予想個別当期純利益と比較して30%以上増減しており、かつ、増減額が前事業年度の個別純資産額又は資本金の額のいずれか大きい方と比較して2.5%以上であるとき。

④ 「次期の業績予想」の開示を行わない場合の実務上の留意点

〔「業績予想の修正等」に係る適時開示義務に関する適切な理解の必要性〕

- ・ 上場規程第405条第1項は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（中略）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた直前の前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（中略）が生じた場合」（連結財務諸表非作成会社においては、「上場会社の属する企業集団」を「上場会社」と、「連結会計年度」を「事業年度」とそれぞれ読み替えます。）等にあつては、その内容を直ちに開示することを義務付けています。
- ・ そのため、上場会社が決算発表に際して、「次期の業績予想」の開示を行わない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有しており、その内容が前期の実績値と乖離したものである場合（施行規則第407条第1項各号に定める重要性の判断基準に該当する場合）には、その内容を直ちに開示することが必要となりますのでご注意ください。
- ・ また、期初においては、社内に有している「次期の業績予想」に相当する情報と前期実績との乖離が

軽微であった場合でも、期中において新たに算出した予想値や、連結会計年度の末日後の決算集計において把握された実績値が、前期の実績値と乖離したものである場合には、同様にその内容を直ちに開示することが求められています。

- ・ 上場会社においては、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、「業績予想」に関する開示が一切不要になるわけではないことについて、適切にご理解いただくことが必要です。

〔内部者取引規制上の「重要事実」が社内に滞留するリスクの管理の必要性〕

- ・ 金商法上の内部者取引規制においても、「新たな予想値の算出」が法令上の重要事実として規定されています。そのため、社内において「予想値」を有している場合には、上場会社及び上場会社関係者による内部者取引の未然防止の観点からの適切な考慮が必要となります。
- ・ 東証では、上場規程第442条において、上場会社の計算における内部者取引を禁止するとともに、同第449条において会社関係者による内部者取引等の未然防止に向けた必要な体制整備を求めています。上場会社においては、「次期の業績予想」の開示を行わない場合であっても、内部者取引規制上の「予想値」に相当する情報を有している場合には、その情報管理の徹底や、重要事実¹に該当することとなった場合の適切な情報開示に向けて、十分な体制整備を図ってください。
- ・ なお、内部者取引規制上の「予想値」（金商法第166条第2項第3号に規定する「予想値」をいいます。）に係る法令解釈上の考え方については、2012年に実施された業績予想開示実務の見直しの際に、金融庁から、以下の内容が示されています（内部者取引規制に係るその他の法令解釈上の論点につきましては、法律専門家にご相談ください）。

業績に関わる将来予測情報がすべて内部者取引規制上の「予想値」に該当するものではありません。今回の金融商品取引所における業績予想開示に係る実務の見直しにより、従来から、内部者取引規制上取引規制の対象ではなかった将来予測情報が、今後「予想値」となるものではありません。

すなわち、これまで、試算、集計過程等で内部者取引規制上の「予想値」には該当しない数値を保有し、これを更に精査・加工の上、特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を「予想値」として開示していた場合、今回の実務の見直し後に特定の売上高、経常利益又は当期純利益の数値を開示することをやめたことによって、これまで「予想値」に該当しなかった試算・集計過程等で保有する数値が内部者取引規制上の「予想値」とされるようなことはありません。

（注）個別ケースによるが、例えば、会社の将来の業績が、その属する業界、事業活動を行う地域及び会社を取り巻く法的・経済的環境等の要因により大きく影響を受ける等の理由で、将来の事象及び状況等について蓋然性が必ずしも高いとは考えていない前提・仮定を設けたうえで試算した試算値・参考値や、実質的に社内で確定するに至らず、対外的に合理的に説明するに至らないような試算値等は一般的には「予想値」に該当しない可能性が高いと考えられる。

なお、こうした試算値等であったとしても、前提・仮定等の如何に抛らず、相当な蓋然性をもって重要事実¹に該当し得るような大幅な業績の変動が見込まれる場合には、内部者取引規制の趣旨からすれば、「予想値」を柔軟な手法も含め何らかの形で積極的に策定の上、公表することが望ましい。

〔「選択的な開示」が生ずるリスクの管理の必要性〕

- ・ 上場会社が、期初に「次期の業績予想」を開示しない場合でも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合には、その内容を、例えば、特定の取引先、機関投資家、証券アナリスト又は報道機関等との間の日常的なコミュニケーションにおいて、意図したものであるか否かにかかわらず、個別に提供してしまうリスク（「選択的な開示」が生じるリスク）が高まることとなりま

す。

- ・ こうした「選択的な開示」は、個別の上場会社の情報開示姿勢に対する不信感の原因となるだけでなく、証券市場全体の公正性に対する投資者の信頼をも毀損する懸念がありますので、上場会社においては、「選択的な開示」の防止や意図せずして「選択的な開示」を行った場合の公平かつ速やかな開示の実施について、十分に配慮してください。
- ・ 東証では、「選択的な開示」に起因するものであるか否かにかかわらず、上場会社について不明確な情報が生じた場合（例えば、上場会社による適時開示が行われていない段階で、観測報道が行われた場合など）においては、上場規程第415条に基づき、その事実関係を上場会社に照会するとともに、照会結果に基づいた適時開示を求めることとしています。

【「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合の自発的な開示の意義】

- ・ 実務上、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を期初あるいは算出時点で開示し、かつ、事業年度中における企業活動の進捗に応じて、適時に（例えば、四半期決算発表の時点などを捉えて）投資者に対して開示内容のアップデートを行うことは、内部者取引規制上の重要事実が社内に滞留するリスクや、特定の者への「選択的な開示」が生ずるリスクを軽減する効果が期待されます。
- ・ また、新たに算出した予想値等と公表された予想値との間に乖離が生じた場合の情報開示を適切に行うための体制整備の観点からも、社内において「次期の業績予想」に相当する情報を有している場合に、その内容を適時に開示しておくことは有効であると想定されます。
- ・ 上場会社においては、こうした「次期の業績予想」の開示のコンプライアンス上の効果を踏まえ、「次期の業績予想」の自発的な開示についてご検討ください。

⑤ 合併等の組織再編により上場廃止となった会社の決算発表

- ・ 上場会社（国内の他の取引所に上場されているものを含む）が、他の上場会社による吸収合併や株式交換によって上場廃止となった場合、又は、新設される会社が新たに上場することとなる株式移転によって上場廃止となった場合等においては、原則として、継続して上場している会社（吸収合併の場合における存続会社、又は、株式交換若しくは株式移転の場合における完全親会社である上場会社）が、当該上場廃止となった上場会社の当該吸収合併等の効力発生日前に終了した事業年度又は四半期会計期間に係る決算又は四半期決算の内容（当該上場廃止となった上場会社によって開示が行われていないものに限る。）の開示を行ってください。

⑥ 異なる会計基準を適用した財務諸表が存在する場合の取扱い

- ・ 上場会社が、海外市場において株式又は預託証券等の公開又は新規発行等を行ったことに伴い、米国会計基準又は国際財務報告基準（IFRS）に基づく連結財務諸表を作成し、海外市場において開示している場合であって、当該上場会社が、日本国内においては、連結財務諸表規則（日本基準）に基づく連結財務諸表を作成・開示している（有価証券報告書等に記載している）場合には、決算短信等の開示に際して、日本基準に基づく連結財務諸表と併せて、米国会計基準又はIFRSに基づく連結財務諸表を添付するか、別に「決算短信（米国基準）」又は「決算短信（IFRS）」等を作成する形式により、日本国内においても海外市場で開示された内容の開示を行ってください。
- ・ 実際の開示にあたっては以下の点に留意してください。

- イ. 米国会計基準又はIFRSに基づいて作成された連結財務諸表には、主要な注記事項を含めて開示してください。また、海外市場において開示された連結財務諸表を原文のまま（英文により）開示する場合においては、少なくとも、「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」の記載内容に相当する事項について、邦訳した内容を添付してください。
- ロ. 米国会計基準又はIFRSに基づく連結財務諸表の作成時期が、（日本基準による）決算の内容又は四半期決算の内容の確定時期よりも遅れる場合は、米国会計基準又はIFRSに基づく連結財務諸表の作成後速やかに（遅くとも海外市場における開示後直ちに）「決算発表資料の追加」として開示してください。

- ・ なお、日本国内においても、米国会計基準又はIFRSに基づく連結財務諸表を作成・開示している（有価証券報告書等に記載している）場合において、別途、任意に日本基準に基づく連結財務諸表を作成している場合にも、同様に、日本基準に基づく連結財務諸表を決算短信等の開示に際して添付するか、別に決算短信等を作成する形式により、開示を行ってください（それぞれの作成時期が異なる場合にも、同様に「決算発表資料の追加」として開示してください。）。

⑦ 配当の状況の開示方法

- ・ 会社法上、剰余金の配当の配当原資は、剰余金を確定する手続が事業年度に係る計算書類について行われることを踏まえて、配当の効力発生日における分配可能額（最終事業年度末日の剰余金を基礎としてそれに一定の金額を加減算して算出した金額）とされており、原則として（臨時決算により決算内容を確定した場合を除き）、最終事業年度末日以降の損益は、分配可能額には反映させないものとされています。
- ・ 一方、「決算短信（サマリー情報）」又は「四半期決算短信（サマリー情報）」における「配当の状況」欄においては、投資者の便宜を考慮して、この配当原資による区分ではなく、基準日による区分にしたがって表示することとしていますのでご注意ください。
- ・ 具体的には、例えば、3月期決算会社が第2四半期末と決算期末を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う場合、X2年3月末日を基準日とする期末配当（②）は、X2年6月の効力発生であるため、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるX2年3月末日の剰余金を基礎として算出され（会社法第453条、同第461条）、X2年9月末日を基準日とする中間配当（③）も、X2年11月の効力発生であるため、②と同じく、配当原資となる分配可能額は、その直前の事業年度末日であるX2年3月末日の剰余金を基礎として算出されます（会社法第454条第5項、同第461条）。一方、「決算短信（サマリー情報）」等の「配当の状況」欄では、X2年3月期の記載欄には、当該期中（X1年4月～X2年3月）に基準日が属する配当として、①②の配当を記載し、X3年3月期の記載欄には、当該期中（X2年4月～X3年3月）に基準日が属する配当として、③④の配当を記載することとなります。

【例】3月期決算会社が期末配当と中間配当を行う場合の例

	①	②	③	④
区 分	中間配当	期末配当	中間配当	期末配当
基準日	X1年 9月末日	X2年 3月末日	X2年 9月末日	X3年 3月末日
配当支払日 (効力発生)	X1年 11月	X2年 6月	X2年 11月	X3年 6月
配当原資	X1年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X2年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X2年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額	X3年3月末日の 剰余金を基礎として 算出した分配可能額

【例】「決算短信（サマリー情報）」の「配当の状況」欄の記載例

2. 配当の状況						
	年間配当金					配当金総額 (合計)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期 末	合 計	
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円
X2年 3 月期		①の額		②の額		
X3年 3 月期		③の額		④の額		
X4年 3 月期(予想)						

(5) その他の留意事項等

① 決算発表時における積極的な情報開示の取組みに関する要請

- ・ 東証は、上場会社に対し、上場規程に基づく決算短信等の開示にとどまらず、決算発表又は四半期決算発表に際して、これらの投資判断情報としての有用性を踏まえて、投資者に対して積極的な情報開示の取組みを行うよう要請しています。
- ・ 上場会社においては、決算発表又は四半期決算発表の機会を、貴重な投資者とのコミュニケーションの場としても積極的に活用することが望まれます。
- ・ 例えば、決算発表又は四半期決算発表に際して、決算短信等の開示に加えて、次のような取組みを行うことが考えられます（これらに限定されるものではありません。）。

(具体例)

- イ. 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料の提供
- ロ. 個人投資家、国内外の機関投資家・アナリスト向けの決算説明会の開催
- ハ. 決算説明会における説明内容や質疑応答の内容を記録した書類、決算説明会の様子を記録した動画・音声情報の自社ウェブサイト等での提供
- ニ. 英訳された決算発表関連資料（決算短信・四半期決算短信のほか、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料など）の提供 など

※ 決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料とは、上場会社が決算短信・四半期決算短信以外に決算内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいいます（書類、映像等の形式は問いません。）。

※ 決算説明会とは、決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいいます（対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）。

- ・ なお、東証では、上場会社によって英訳された開示資料を、広く海外機関投資家に伝達するためのプラットフォームとして「英文資料配信サービス」を無償提供していますので、ご利用ください。

② 決算補足説明資料等の公平な提供

- ・ 上場会社は、決算又は四半期決算の内容について補足説明資料を作成し、決算説明会などにおいて投資者へ提供する場合には、当該資料の投資者への公平な情報提供に努めることが義務付けられています。

【上場規程第452条】

- ・ 公平な情報提供方法に係る取組みとしては、例えば、以下のようなものが該当します（これらに限定されるものではありません。）。

(具体例)

- イ. T D n e t / 英文資料配信サービスへの登録
- ロ. 自社ウェブサイトへの掲載
- ハ. 投資者から求めがあった場合に個別送付
- ニ. 個人投資家を含めた幅広い投資者に対する決算説明会の開放、自社ウェブサイトによる動画・音声情報等の提供 など

③ その他の非財務情報の自発的な開示

- ・ 近年、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関する事項を記載した資料を独立した報告書等の形式で

作成、開示する取組みが増加しており、このような情報開示の充実に向けた自発的、積極的な取組みは望ましいものと考えられます。

- なお、これらの資料を作成・開示した場合にも、決算補足説明資料・四半期決算補足説明資料と同様に、広く株主及び投資者に対して公平な情報提供に努めることが望ましいと考えられます。
- 東証では、「ESG情報に関する報告書」（ESGの要素を含む任意の開示資料で、統合報告書、アニュアルレポート、サステナビリティレポート、CSR報告書、環境報告書その他の名称で作成されたものの総称）について、上場会社によるTDnetへの登録が容易になるよう、専用の提出画面を設けています（英語版の報告書の提出画面も設けています。）。ESG情報に関する報告書の、幅広い投資家等への情報提供の手段として、TDnetの活用をご検討ください。

2. 決算短信の作成要領

(1) 決算短信の構成等

① 決算短信の構成

- ・ 決算短信は、決算短信（サマリー情報）と決算短信（添付資料）で構成されます。

② 決算短信において記載を要請している事項

- ・ 決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しています。
- ・ サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、経営成績・財政状態の概況及び今後の見通し並びに連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。
- ・ なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しを先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。

※ この点に関し、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―建設的な対話の促進に向けて―」（2016年4月18日公表）では、「有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見」が示されています。

- ・ 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集（2016年10月28日から実施）には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>

(: 株式・ETF・REIT等 上場会社のサポート 開示様式例・提出書類
決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領)

- ・ 上記のほか、2014年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014―未来への挑戦―における「IFRSの任意適用企業の拡大促進」についての提言を踏まえ、決算短信において、会計基準の選択に関する基本的な考え方をご記載いただくこととしています。
- ・ 具体的な決算短信の作成方法については、決算短信（サマリー情報）については「2. (2) 決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、決算短信（添付資料）については「2. (3) 決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

(2) 決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

① 決算短信（サマリー情報）の参考様式

- ・ 東証では、決算短信（サマリー情報）について、決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
- ・ 決算短信（サマリー情報）の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否かに応じて、以下の4種類に区分されています。
- ・ なお、決算短信（サマリー情報）及び決算短信（サマリー情報）に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、決算短信（サマリー情報）の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに決算短信（サマリー情報）をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております（なお、決算短信（サマリー情報）をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。）。

<input type="checkbox"/> 通期第1号参考様式〔日本基準〕（連結）
<input type="checkbox"/> 通期第2号参考様式〔日本基準〕（非連結）
<input type="checkbox"/> 通期第3号参考様式〔IFRS〕（連結）
<input type="checkbox"/> 通期第4号参考様式〔米国基準〕（連結）

※ 次ページ以降に第1号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記の各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 通期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

***年*月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

***年**月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 定時株主総会開催予定日 ***年**月**日 配当支払開始予定日 ***年**月**日
 有価証券報告書提出予定日 ***年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. ***年*月期の連結業績 (**年**月**日~***年**月**日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年*月期								
***年*月期								

(注) 包括利益 ***年*月期 百万円 (%) ***年*月期 百万円 (%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
***年*月期					
***年*月期					

(参考) 持分法投資損益 ***年*月期 百万円 ***年*月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
***年*月期				
***年*月期				

(参考) 自己資本 ***年*月期 百万円 ***年*月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
***年*月期				
***年*月期				

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
***年*月期								
***年*月期(予想)								

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

※ 注記事項

(1) 期中における連結範囲の重要な変更
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名) : 有・無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数	**年*月期	株	**年*月期	株

(参考) 個別業績の概要

1. **年*月期の個別業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 個別経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 *月期								
**年 *月期								

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
**年 *月期	円 銭	円 銭
**年 *月期		

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
**年 *月期	百万円	百万円	%	円 銭
**年 *月期				

(参考) 自己資本 **年 *月期 百万円 **年 *月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

決算補足説明資料作成の有無	・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

(参考様式抜粋)

(百万円未満切捨て)

1. **年 * 月期の連結業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期								
**年 * 月期								

(注) 包括利益 **年 * 月期 百万円 (%) **年 * 月期 百万円 (%)

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
**年 * 月期					
**年 * 月期					

(参考) 持分法投資損益 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 * 月期				
**年 * 月期				

(参考) 自己資本 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
**年 * 月期				
**年 * 月期				

開示事項	開示・記載上の注意
1株当たり指標	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益は、「1株当たり利益」（IAS第33号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり当期利益は、「親会社の所有者に帰属する当期利益」に基づき算定された数値を記載してください。 ・1株当たり親会社所有者帰属持分は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に準じて算定した数値を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、ASC Topic 260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり株主資本は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に準じて算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本当期純利益率 親会社株主に帰属する当期純利益

	$\frac{\text{（期首自己資本+期末自己資本）} \div 2}{\text{総資産経常利益率}} \times 100$ $\frac{\text{経常利益}}{\text{（期首総資産+期末総資産）} \div 2} \times 100$ $\frac{\text{売上高営業利益率}}{\text{営業利益}} \times 100$ $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> 総資産 = 資産合計 純資産 = 純資産合計 自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100 <p>※自己資本当期純利益率の計算において、(期首自己資本+期末自己資本)がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
<p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 親会社所有者帰属持分当期利益率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する当期利益}}{\text{（期首親会社所有者帰属持分+期末親会社所有者帰属持分）} \div 2} \times 100$ 資産合計税引前利益率 $\frac{\text{税引前利益}}{\text{（期首資産合計+期末資産合計）} \div 2} \times 100$ 売上高営業利益率 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ 親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$ <p>※親会社所有者帰属持分当期利益率の計算において、(期首親会社所有者帰属持分+期末親会社所有者帰属持分)がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 連結経営成績及び連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 $\frac{\text{当社株主に帰属する当期純利益}}{\text{（期首株主資本+期末株主資本）} \div 2} \times 100$ 総資産税引前当期純利益率 $\frac{\text{税引前当期純利益}}{\text{（期首総資産+期末総資産）} \div 2} \times 100$ 売上高営業利益率 $\frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} \times 100$ 株主資本 = 期末資本合計(純資産) - 期末非支配持分 株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100 <p>※株主資本当社株主に帰属する当期純利益率の計算において、(期首株主資本+期末株主資本)がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
<p>営業利益及び税引前利益 【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
<p>経営成績等に係るその他の指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理

	<p>解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、EBITDAやのれん償却前利益など）。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して記載することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。
持分法投資損益	<ul style="list-style-type: none"> 持分法投資損益がない場合は、「－」を記載してください。
持分法による投資損益	<ul style="list-style-type: none"> 持分法による投資損益がない場合は、「－」を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	

〔配当の状況〕

(参考様式抜粋)

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
**年 × 月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
**年 × 月期								
**年 × 月期(予想)								

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	<ul style="list-style-type: none"> 当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」 定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ※1.(4)⑦配当の状況の開示方法も参照してください。 ※株式分割等を行った場合、記念配当・特別配当を含む場合、配当原資に資本剰余金が含まれる場合等における配当の状況の記載方法は、FAQとして上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
配当金総額	<ul style="list-style-type: none"> 前期及び当期に属する日を基準日とする普通株式に係る現金配当（個別）の総額をそれぞれ記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 配当性向（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{1株当たり連結当期純利益}} \times 100$ 純資産配当率（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{（期首1株当たり連結純資産+期末1株当たり連結純資産）} \div 2} \times 100$ ※分母がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 配当性向（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{基本的1株当たり当期利益}} \times 100$ 親会社所有者帰属持分配当率（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{（期首1株当たり親会社所有者帰属持分+期末1株当たり親会社所有者帰属持分）} \div 2} \times 100$ ※分母がマイナスの場合は、「－」を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 配当の状況に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 配当性向（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{}} \times 100$

	<p>1株当たり当社株主に帰属する当期純利益</p> <p>・株主資本配当率（連結） $\frac{\text{当該事業年度に基準日が属する普通株式に係る1株当たり個別配当金（合計）}}{\text{（期首1株当たり株主資本+期末1株当たり株主資本）}} \times 100$</p> <p>※分母がマイナスの場合は、「-」を記載してください。</p>
配当予想	<ul style="list-style-type: none"> 次期における配当予想額を算出している場合には、当該予想額を記載してください。 決算短信（サマリー情報）ではなく、決算短信（添付資料）や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「-」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意																																																																																																					
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	<p>・実際の記載例としては、業績の予想値を記載する例、業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例、中長期的な目標などを記載する例、何も記載しない例が見られます。</p> <p><input type="checkbox"/> 業績の予想値を記載する例</p> <p>① 予想期間を「第2四半期（累計）・通期」、「通期のみ」、「四半期のみ」などとして記載する例</p> <p>【事例1：第2四半期（累計）と通期の予想の例】</p> <p style="text-align: center;">（%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高</th> <th colspan="2">営業利益</th> <th colspan="2">経常利益</th> <th colspan="2">親会社株主に帰属する当期純利益</th> <th colspan="2">1株当たり当期純利益</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>円</th> <th>銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2四半期（累計）</td> <td>389,000</td> <td>△31.4</td> <td>118,000</td> <td>△52.2</td> <td>118,000</td> <td>△54.4</td> <td>8,000</td> <td>△82.4</td> <td>5.48</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通期</td> <td>808,000</td> <td>△20.0</td> <td>238,000</td> <td>△39.0</td> <td>237,000</td> <td>△36.8</td> <td>17,000</td> <td>1.3</td> <td>11.64</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【事例2：通期の予想のみの例】</p> <p style="text-align: center;">（%表示は対前期増減率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上高</th> <th colspan="2">営業利益</th> <th colspan="2">税引前当期純利益</th> <th colspan="2">当社株主に帰属する当期純利益</th> <th colspan="2">1株当たり当期純利益</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>円</th> <th>銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通期</td> <td>820,000</td> <td>△1.6</td> <td>63,000</td> <td>1.1</td> <td>64,500</td> <td>△1.8</td> <td>47,500</td> <td>0.4</td> <td>222</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>【事例3：四半期の予想のみの例】</p> <p style="text-align: center;">（%表示は、対前年同四半期増減率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">売上収益</th> <th colspan="2">営業利益</th> <th colspan="2">親会社の所有者に帰属する当期利益</th> <th colspan="2">基本的1株当たり当期利益</th> </tr> <tr> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>百万円</th> <th>%</th> <th>円</th> <th>銭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>38,200</td> <td>1.3</td> <td>6,600</td> <td>64.7</td> <td>4,900</td> <td>139.1</td> <td>33.79</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 予想項目（売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益）を選択して記載する例</p> <p>【事例4：売上高（経常収益）を開示しない例】</p>		売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭	第2四半期（累計）	389,000	△31.4	118,000	△52.2	118,000	△54.4	8,000	△82.4	5.48		通期	808,000	△20.0	238,000	△39.0	237,000	△36.8	17,000	1.3	11.64			売上高		営業利益		税引前当期純利益		当社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭	通期	820,000	△1.6	63,000	1.1	64,500	△1.8	47,500	0.4	222	16		売上収益		営業利益		親会社の所有者に帰属する当期利益		基本的1株当たり当期利益		百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭	第1四半期	38,200	1.3	6,600	64.7	4,900	139.1	33.79	
	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益																																																																																													
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭																																																																																												
第2四半期（累計）	389,000	△31.4	118,000	△52.2	118,000	△54.4	8,000	△82.4	5.48																																																																																													
通期	808,000	△20.0	238,000	△39.0	237,000	△36.8	17,000	1.3	11.64																																																																																													
	売上高		営業利益		税引前当期純利益		当社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益																																																																																													
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭																																																																																												
通期	820,000	△1.6	63,000	1.1	64,500	△1.8	47,500	0.4	222	16																																																																																												
	売上収益		営業利益		親会社の所有者に帰属する当期利益		基本的1株当たり当期利益																																																																																															
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭																																																																																														
第1四半期	38,200	1.3	6,600	64.7	4,900	139.1	33.79																																																																																															

		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
		百万円	%	百万円	%	円 銭	
通期		420,000	△12.8	300,000	△7.7	80.01	

(%表示は、対前期増減率)

③ 予想数値を特定値ではなくレンジで記載する例

【事例5：レンジを持たせた予想の例】

		売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益		1株当たり当期 純利益	
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭	
通期		200,000 ~220,000	19.1 ~31.0	17,000 ~25,000	3.2 ~51.7	17,000 ~25,000	0.3 ~47.5	11,000 ~18,000	13.1 ~85.1	95.43 ~156.15	

(%表示は、対前期増減率)

業績の予想値を記載しない旨やその理由を記載する例

現時点では業績に影響を与える未確定な要素が多いため、業績予想を数値で示すことが困難な状況です。連結業績予想については、合理的に予測可能となった時点で公表します。

当社は各国の資本市場において多角的に投資金融サービス業を展開しており、また当該市場には経済情勢、相場環境等に起因するさまざまな不確実性が存在しております。このため当社は、業績予想の記載は行っておりません。
また同様の理由から、〇〇年〇月期の配当予想額は未定であるため、記載しておりません。

中長期的な目標などを記載する例

当社では株主・投資家の皆さまと当社の中長期的な成長に向けた相互理解を深めるため、中期的な経営目標を開示しています。詳細は【添付資料】〇ページ「〇〇〇〇」をご覧ください。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1) 期中における連結範囲の重要な変更 : 有・無
新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

④ 修正再表示 : 有・無

(3) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数	**年*月期	株	**年*月期	株

開示事項	開示・記載上の注意
期中における連結範囲の重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当期における連結範囲の重要な変更 (重要性は、連結財規第101条に規定する連結範囲の変更に準じてご判断ください) の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・当期における連結財規第14条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変更、連結財規第14条の6に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第14条の8に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。

	<p>・連結財規第14条の7に規定する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。</p> <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第2号参考様式の場合】</p>	<p>・当期における財表規則第8条の3及び第8条の3の2に規定する会計方針の変更、財表規則第8条の3の5に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第8条の3の7に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。</p> <p>・財表規則第8条の3の6に規定する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「①会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。</p> <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第3号参考様式の場合】</p>	<p>・当期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無を記載してください。</p> <p>・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更 【第4号参考様式の場合】</p>	<p>・当期における会計方針の変更（ASC Topic 250「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。</p> <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>発行済株式数 【第3号参考様式の場合】</p>	<p>・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（1株当たり当期純利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。</p> <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<p>・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（基本的1株当たり当期利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。</p> <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<p>・当連結会計年度末及び前連結会計年度末における普通株式に係る期末発行済株式数（自己株式を含む。）、期末自己株式数及び期中平均株式数（1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（連結）の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。</p> <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕 （注）詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>

〔個別業績の概要〕

(参考様式抜粋)

(参考) 個別業績の概要

1. **年 * 月期の個別業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 個別経営成績 (%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期								
**年 * 月期								

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
	円 銭	円 銭
**年 * 月期		
**年 * 月期		

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
**年 * 月期				
**年 * 月期				

(参考) 自己資本 **年 * 月期 百万円 **年 * 月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計－株式引受権－新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえうえて、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

〔特記事項〕

(参考様式抜粋)

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
決算短信が監査の対象外である旨の表示	<ul style="list-style-type: none"> ※決算短信において開示される連結財務諸表については、金商法上の監査手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 決算短信は監査の対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。
業績予想の適切な利用に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中に含めて記載することが考えられます。 <p>〔記載例〕</p> <p>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p> <p>②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が通期決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

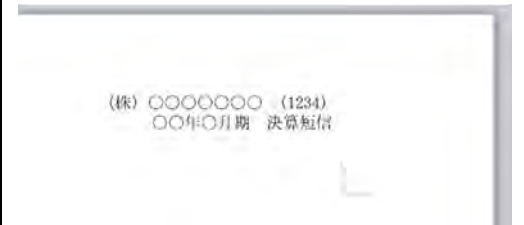
(3) 決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、I F R S適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
〔経営成績等の概況〕	
当期の経営成績・財政状態の概況	<ul style="list-style-type: none"> 当期の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 経営成績・財政状態に関して、次期を含む将来の見通しを記載してください。 ※将来の見通しの概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の見通しについても記載することが考えられます。 ※業績に大きな影響を与える可能性のある経営上の施策その他の要因・事象がある場合には、その内容を記載することが考えられます。 ※例えば、将来予測情報の前提条件（為替レート、原油価格等の定量的情報）の変動により開示された「次期の業績予想」等の将来予測情報の値が大きく変動する可能性がある場合には、当該前提条件を積極的に開示することが考えられます。さらに、当該前提条件の変動による業績への影響度合い（感応度）についても開示することが考えられます。 ※将来予測情報について、レンジの記載により「次期の業績予想」の開示を行っている場合には、変動幅の上限及び下限となるそれぞれのケースにおける事業環境の状況等について記載することが考えられます。 ※決算短信の開示時点において「次期の業績予想」の形式では将来予測情報の開示を行わない場合において、業績の進捗を踏まえ、当該内容の開示が可能となった時点で開示を行う予定としているときは、その旨及び開示を行う時期の見込みについて記載することが考えられます。
継続企業の前提に関する重要事象等	<ul style="list-style-type: none"> 会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 重要事象等が存在する旨及びその内容 当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策
〔会計基準の選択に関する基本的な考え方〕	
会計基準の選択に関する基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 会計基準の選択に関する基本的な考え方を記載してください。 例えば、I F R Sの適用を検討しているか（その検討状況、適用予定時期）などを記載することが考えられます。
〔連結財務諸表及び主な注記〕	
連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 開示様式については、連結財規にしたがってください。 連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書（1計算書方式の場合）又は連結損益計算書及び連結包括利益計算書（2計算書方式の場合）、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、連結財規の様式にしたがって記載してください（増減は不要です）。 ※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報及び経営成績等の概況を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報並びに経営成績・財政状態の概況及び今後の見通しの開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。 ※I F R S適用初年度の場合は、有価証券報告書において開示が求められる、前連結会計年度における日本基準（又は米国基準）とI F R Sとの間の調整表を記載してください。
継続企業の前提に関する注記	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
会計方針の変更・会計上の見	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修

積りの変更・修正再表示	<p>正再表示」(通期第2号参考様式においては「※ 注記事項(1)」)において「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。</p> <p>※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第3号参考様式の場合】	<p>・サマリー情報「※ 注記事項(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。</p> <p>※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。</p>
会計方針の変更 【第4号参考様式の場合】	<p>・サマリー情報「※ 注記事項(2) 会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。</p> <p>※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。</p>
セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象	<p>・前連結会計年度と当連結会計年度との比較形式の記載、当連結会計年度のみ記載のいずれでも差し支えありません。</p> <p>※該当事項がない場合(セグメントが単一である場合を含む)は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。</p> <p>※連結財務諸表非作成会社(日本基準)は、「持分法損益等」、「セグメント情報」、「1株当たり情報」、「重要な後発事象」を記載してください。</p>

※ 決算短信(添付資料)には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、決算短信(添付資料)の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
 <p>(株) ○○○○○○ (1234) ○○年○月期 決算短信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社名 ・証券コード(4桁コード) ・開示資料の表題(例「○○年○○月期 決算短信」)

3. 第2四半期（中間期）決算短信の作成要領

(1) 第2四半期（中間期）決算短信の構成等

① 第2四半期（中間期）決算短信の構成

- 第2四半期（中間期）決算短信は、第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）と第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）で構成されます。

② 第2四半期（中間期）決算短信において記載を要請している事項

- 第2四半期（中間期）決算短信は金商法に基づく半期報告書に先立って決算の内容を迅速に開示する速報としての役割を担っており、第2四半期（中間期）決算短信においては、速報性が求められる事項（サマリー情報並びに中間連結財務諸表及び主な注記）に限定して記載を要請しています。
- サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の第2四半期（中間期）決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものとして参考様式に基づいて作成を要請しているものです。また、中間連結財務諸表及び主な注記は、サマリー情報に記載される主要な第2四半期（中間期）決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として記載を要請しているものです。
- なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第2四半期（中間期）決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
- 決算短信等の様式に関する自由度の向上に関して東証が行ったパブリック・コメントの募集（2016年10月28日から実施）には、投資者やアナリストから決算短信等における記載事項に関して多くのご意見が寄せられました。開示の自由度を高める観点からの決算短信等の様式及び記載事項の見直しにより、各社の状況に応じた開示が可能となります。決算短信等における開示内容の検討にあたっては、以下の日本取引所グループウェブサイト上でご紹介しておりますので、これらの投資者等のご意見も参考としてご検討ください。

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/format/summary/index.html>

(: 株式・ETF・REIT等 — 上場会社のサポート — 開示様式例・提出書類 — 決算短信作成要領・四半期決算短信作成要領)

- 具体的な第2四半期（中間期）決算短信の作成方法については、第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）については「3.（2）第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）については「3.（3）第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。

(2) 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項

① 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式

- ・ 東証では、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)について、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示することを要請しています。
- ・ 第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否か、上場会社が特定事業会社に該当するか否かに応じて、以下の7種類に区分されています。
- ・ なお、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)及び第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております(なお、第2四半期(中間期)決算短信(サマリー情報)をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出をお願いしておりますので、ご注意ください。)

<input type="checkbox"/> 四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第6号参考様式〔日本基準〕(非連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第7号参考様式〔IFRS〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第8号参考様式〔米国基準〕(連結)(一般2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第9号参考様式〔日本基準〕(連結)(特定2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第10号参考様式〔日本基準〕(非連結)(特定2Q)
<input type="checkbox"/> 四半期第11号参考様式〔IFRS〕(連結)(特定2Q)

※ 次ページ以降に第5号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第5号参考様式〔日本基準〕(連結) (一般2Q)

***年*月期 第2四半期(中間期) 決算短信〔日本基準〕(連結)

***年**月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者(役職名) ○○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 半期報告書提出予定日 ***年**月**日 配当支払開始予定日 ***年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無(○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. ***年*月期第2四半期(中間期)の連結業績(***年**月**日~***年**月**日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年*月期中間期								
***年*月期中間期								

(注) 包括利益 ***年*月期中間期 百万円(%) ***年*月期中間期 百万円(%)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
***年*月期中間期	円 銭	円 銭
***年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
***年*月期中間期	百万円	百万円	%
***年*月期			

(参考) 自己資本 ***年*月期中間期 百万円 ***年*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
***年*月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年*月期					
***年*月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

※ 注記事項

- (1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)
- (2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期中間期	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(中間期)	**年*月期中間期	株	**年*月期中間期	株

※第2四半期(中間期)決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）（特定事業会社においては、四半期第9号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準））を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	<ul style="list-style-type: none"> 第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は3ページ目を追加して記載してください。）。
ページ番号等の表示	<ul style="list-style-type: none"> 第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	<ul style="list-style-type: none"> 自社ロゴマーク等を表示することができます。 公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど。）。
端数等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 %（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
当中間期からIFRSを適用する場合 【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 当中間期からIFRSを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 連結経営成績における前中間期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、IFRSに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

(参考様式抜粋)

****年*月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）**

年月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札

コード番号 *** URL http://

代表者（役職名） ○○○○○○○○○○○○○○（氏名） ○○○ ○○○

問合せ先責任者（役職名） ○○○○○○○○○○○○○○（氏名） ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****

半期報告書提出予定日 **年**月**日 配当支払開始予定日 **年**月**日

決算補足説明資料作成の有無 : 有・無

決算説明会開催の有無 : 有・無(○○○向け)

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における当中間連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当中間連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
半期報告書提出予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における半期報告書の提出予定日を記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 ※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。

[連結経営成績及び連結財政状態]

(参考様式抜粋)

(百万円未満切捨て)

1. **年*月期第2四半期(中間期)の連結業績 (**年**月**日~**年**月**日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

(注) 包括利益 **年*月期中間期 百万円(%) **年*月期中間期 百万円(%)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益
**年*月期中間期	円 銭	円 銭
**年*月期中間期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
**年*月期中間期	百万円	百万円	%
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	<ul style="list-style-type: none"> 連結経営成績は、当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間について記載してください。 連結財政状態は、当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
1株当たり指標	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に基づき算出した数値を記載してください。
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益は、「1株当たり利益」(IAS第33号)に基づき算定した数値を記載してください。 1株当たり中間利益は、「親会社の所有者に帰属する中間利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 1株当たり当社株主に帰属する中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する中間純利益は、ASC Topic 260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 総資産 = 資産合計 純資産 = 純資産合計 自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> 株主資本 = 期末資本合計(純資産) - 期末非支配持分 株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100
営業利益及び税引前利益	<ul style="list-style-type: none"> 営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
【第7号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	
経営成績等に係るその他の指標	<ul style="list-style-type: none"> 参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます(例えば、EBITDAやのれん償却前利益など)。 これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して開示することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

【配当の状況】

(参考様式抜粋)

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年 * 月期					
***年 * 月期					
***年 * 月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	<ul style="list-style-type: none"> 当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」

	<ul style="list-style-type: none"> ・定款に四半期配当の定めがない場合は「－」 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加して記載してください。 <p>※1. (4) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。</p>
配当予想	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）ではなく、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）や決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該第2四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	<p>※2. (2) ②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2四半期（中間期）決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該第2四半期（中間期）決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1) 当中間期における連結範囲の重要な変更 : 有・ 無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・ 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・ 無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・ 無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・ 無

④ 修正再表示 : 有・ 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む) **年*月期中間期 株 **年*月期 株

② 期末自己株式 **年*月期中間期 株 **年*月期 株

③ 期中平均株式数(中間期) **年*月期中間期 株 **年*月期中間期 株

開示事項	開示・記載上の注意
当中間期における連結範囲の重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間における連結範囲の重要な変更(連結財規第101条に規定する連結範囲の変更)の有無を記載してください。 重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
当中間期における連結範囲の重要な変更 【第9号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 当中間期における連結範囲の重要な変更(重要性は、連結財規第101条に規定する連結範囲の変更に準じてご判断ください)の有無を記載してください。 重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社名を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> 連結財規第107条に規定する「第一種中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間における連結財規第102条及び第103条に規定する会計方針の変更、連結財規第104条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第106条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 連結財規第105条に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第6号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 当中間会計期間における財表規則第131条及び第132条に規定する会計方針の変更、財表規則第133条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第135条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・財表規則第134条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第7号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更 【第8号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間における会計方針の変更（ASC Topic 250「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に関する事項）の有無を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第9号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における連結財規第199条及び第200条に規定する会計方針の変更、連結財規第202条に規定する会計上の見積りの変更及び連結財規第204条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・連結財規第203条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第10号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における財表規則第213条第214条に規定する会計方針の変更、財表規則第216条に規定する会計上の見積りの変更及び財表規則第218条に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・財表規則第217条に該当する場合（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合）は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 ※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第11号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 ・重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 ※ 必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 〔記載例〕 (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。
<p>発行済株式数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載し

	<p>てください。</p> <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間連結会計期間及び前年中間連結会計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり当社株主に帰属する中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第9号参考様式の場合】 【第10号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当中間期末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 ・当中間期及び前年中間期の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>

〔個別業績の概要（特定事業会社の場合）〕

(参考様式抜粋)

(個別業績の概要)

1. **年*月期中間期第2四半期(中間期)の個別業績(**年**月**日~**年**月**日)

(1) 個別経営成績

(%表示は、対前年中間期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年*月期中間期								
**年*月期中間期								

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
**年*月期中間期	
**年*月期中間期	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
**年*月期中間期			
**年*月期			

(参考) 自己資本 **年*月期中間期 百万円 **年*月期 百万円

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
(業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
個別情報 【第9号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 「連結経営成績及び連結財政状態」の記載上の注意に準じて記載してください。 ※「自己資本」は「純資産合計-株式引受権-新株予約権」となります。 ※上場会社が投資者ニーズを踏まえたうえで、投資判断情報としての有用性が乏しいと判断する場合には、表題を含めて記載を省略することができます。

〔特記事項〕

(参考様式抜粋)

※ 第2四半期（中間期）決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
第2四半期（中間期）決算短信がレビュー手続の対象外である旨の表示	<p>※第2四半期（中間期）決算短信において開示される中間連結財務諸表については、金商法上のレビュー手続の対象ではありません。この参考様式においては、「※ 第2四半期（中間期）決算短信はレビューの対象外です」との表示を行うことにより、その点を明確化するとともに、投資者に対して注意喚起を行っています。</p>
業績予想の適切な利用に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・第2四半期（中間期）決算短信（サマリー情報）に記載された将来予測情報の自社における位置付け（例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません。）について、注意文言の中を含めて記載することが考えられます。 <p>〔記載例〕</p> <p>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p> <p>②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意) 本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P. **「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容（説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等）の入手方法を記載してください。 ・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。

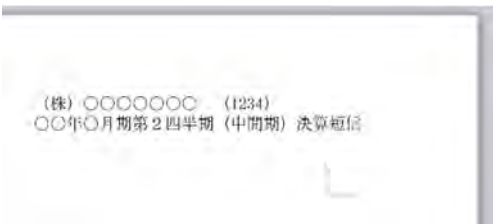
(3) 第2四半期(中間期)決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第5号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)(特定事業会社においては、四半期第9号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準))を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
【中間連結財務諸表及び主な注記】	
全般	<ul style="list-style-type: none"> 開示様式は、連結財規における第一種中間連結財務諸表等に係る定めを参照してください。 ※投資者の投資判断に支障が生じない範囲で要約しても差し支えありません。※投資判断を誤らせるおそれのない場合に、第2四半期(中間期)決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに中間連結財務諸表及び主な注記を開示することとします。この場合、各社の状況に応じて、サマリー情報の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示をしてください。
中間連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> 中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書(2計算書方式の場合)について記載してください。
【第7号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書(単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。 ※IFRS適用初年度の場合は、半期報告書において開示が求められる、前連結会計年度及び前第2四半期(中間期)における日本基準(又は米国基準)とIFRSとの間の調整表を記載してください。なお、第1四半期において前連結会計年度における調整表を記載している場合は、当該調整表の記載は不要です。
【第9号参考様式の場合】 【第10号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書(1計算書方式の場合)又は中間連結損益計算書及び中間包括利益計算書(2計算書方式の場合)、中間連結株主資本等変動計算書について記載してください。
【第11号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結包括利益計算書(単一の要約計算書又は要約分離損益計算書及び要約包括利益計算書)、要約中間連結持分変動計算書について記載してください。
継続企業の前提に関する注記	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第5号参考様式の場合】 【第6号参考様式の場合】 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> 該当事項がある場合は、必ず当該注記の内容を記載してください。該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」(四半期第6号参考様式においては「※注記事項(1)中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」)において「有」とした場合は、重要なもの内容を記載してください(重要性の判断は、半期報告書への記載の要否を基準としてください)。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第8号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なもの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(3)会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」(四半期第6号参考様式及び四半期第9号参考様式においては「※注記事項(2)」、四半期第10号参考様式においては「※注記事項(1)」)において「有」とした場合は、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上	<ul style="list-style-type: none"> サマリー情報「※注記事項(2)会計方針の変更・会計上の見積りの変更」に

の見積りの変更 【第7号参考様式の場合】 【第11号参考様式の場合】	おいて「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 【第8号参考様式の場合】	・サマリー情報「※注記事項（3）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
【その他】	
継続企業の前提に関する重要事象等	・会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合は必ず記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 ・重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・重要事象等が存在する旨及びその内容 ・当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

※ 第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第2四半期（中間期）決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
 <p>(株) ○○○○○○ (1234) ○○年○月期第2四半期（中間期）決算短信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社名 ・証券コード（4桁コード） ・開示資料の表題（例「○○年○月期 第2四半期（中間期）決算短信」）

4. 第1・第3四半期決算短信の作成要領

(1) 第1・第3四半期決算短信の構成等

① 第1・第3四半期決算短信の構成

- 第1・第3四半期決算短信は、四半期決算短信（サマリー情報）と四半期決算短信（添付資料）で構成されます。

② 第1・第3四半期決算短信において記載が義務付けられている事項

- 第1・第3四半期決算短信については、上場規程第404条第2項において、「四半期財務諸表等の作成基準」に準拠して作成した四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。また、本作成要領において、サマリー情報及び添付資料の一部の項目（経営成績等の概況等）の記載が義務付けられています。これらの記載を義務としているのは、第1・第3四半期の決算の内容については、通期及び第2四半期（中間期）とは異なり、有価証券報告書や半期報告書などの法定開示が求められていないことを踏まえたものです。
- サマリー情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与える上場会社の四半期決算の内容について、その要点の一覧性及び比較可能性を確保する観点から、簡潔に取りまとめたものです。第1・第3四半期決算短信については、参考様式に基づいて作成する必要があります。また、サマリー情報に記載される主要な四半期決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、その添付資料として、経営成績等の概況並びに四半期財務諸表等の記載が義務付けられています。
- また、第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等によるレビューを受ける場合には、当該レビュー報告書の添付が必要となります。（詳細は「4.（2）第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください。）
- なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するため一部の事項（例えば、サマリー情報や四半期連結財務諸表）について先行して開示することができます。その場合、準備が整い次第直ちにその他の開示が義務付けられている事項及び投資者ニーズに応じて開示を行う事項について開示することとします。
- 具体的な四半期決算短信の作成方法については、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）については「4.（3）第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項」を、第1・第3四半期決算短信（添付資料）については「4.（4）第1・第3四半期決算短信（添付資料）の開示事項及び記載上の注意事項」をご参照ください。
- 決算期変更等に伴い、事業年度が12か月を超える場合の第4四半期あるいは第5四半期においても、第1・第3四半期決算短信の作成要領を準用してください。

(2) 第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー

- 第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは原則として任意です。一方で、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合には、四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューが義務付けられます。
- 具体的には、以下の要件のいずれかに該当した場合、要件該当以後に開示される第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対して公認会計士等のレビューを受けることが義務付けられています。なお、要件該当後に提出される有価証券報告書及び内部統制報告書において、以下の要件のいずれにも該当しない場合には、レビューの義務付けは解除されます。

- a 直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期決算短信（レビューを受ける場合）において、無限定適正意見（無限定の結論）以外の監査意見（レビューの結論）が付される場合
 - b 直近の内部統制監査報告書において、無限定適正意見以外の監査意見が付される場合
 - c 直近の内部統制報告書において、内部統制に開示すべき重要な不備がある場合
 - d 直近の有価証券報告書又は半期報告書が当初の提出期限内に提出されない場合
 - e 当期の半期報告書の訂正を行う場合であって、訂正後の財務諸表に対してレビュー報告書が添付される場合
- ※aとcについては、直近の有価証券報告書、半期報告書若しくは四半期決算短信（レビューを受ける場合）又は内部統制報告書の訂正を行い、訂正後の報告書等において要件に該当する場合があります。
- ※dとeについては、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかな場合として、当取引所が認める場合を除くものとします。

【施行規則第405条第2項】

- ・第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等に対してレビューを受ける場合には、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等によるレビューを受けることが必要となります。

【上場規程第438条第2項】

- ・四半期財務諸表等の監査証明は、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条第4項の期中レビュー基準に従って実施されたレビューの結果に基づいて当該公認会計士等が作成したレビュー報告書により行うものとし、当該レビュー報告書について第1・第3四半期決算短信への添付が必要となります。

【上場規程第404条第4項、施行規則第405条第3項】

- ・施行規則第405条第2項に該当しレビューが義務付けられた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、原則として、訂正後の当該四半期財務諸表等についても公認会計士等によるレビューが必要となります。なお、半期報告書の中間財務諸表等を訂正する場合における取扱いに準じて、レビューを受けないことも考えられます。

【上場規程第416条第3項】

- ・施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合には、訂正後の当該四半期財務諸表等に対する公認会計士等によるレビューは任意となります。
- ・公認会計士等によるレビューを受けた第1・第3四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等を訂正する場合で、訂正後の四半期財務諸表等について公認会計士等によるレビューを受けていないときは、その旨を「決算発表資料の訂正」の開示において記載してください。

- ・施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に第1・第3四半期決算短信を先行して開示する場合には、公認会計士又は監査法人によるレビューが完了次第、レビュー報告書を添付した四半期決算短信の全文を開示する必要があります。また、財務諸表及び一部の注記事項のXBR L及び添付資料HTML（レビュー報告書を含む。）の添付も必要となります（詳細は、「1.（3）決算短信等のデータ形式」をご参照ください）。

(3) 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項

① 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式

- ・ 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）について、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式及び記載上の注意事項に基づいて作成、開示してください。
- ・ 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の参考様式は、上場会社が適用している会計基準、連結財務諸表作成会社であるか否かに応じて、以下の4種類に区分されています。
- ・ なお、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）及び第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）に含まれる数値情報等に係るXBRLファイルを効率的にご作成いただくため、TDnetオンライン登録サイトでは、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の作成ツールを提供しています。また、TDnetオンライン登録サイトの機能を利用せずに第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）をご作成いただく場合を想定し、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、及び、TDnetオンライン登録サイトでは、Wordファイル形式の参考様式も提供しております（なお、第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）をWordファイル等の形式でご作成いただく場合でも、別途、XBRLファイルの提出が必要となりますので、ご注意ください。）。

<input type="checkbox"/> 四半期第1号参考様式〔日本基準〕（連結）
<input type="checkbox"/> 四半期第2号参考様式〔日本基準〕（非連結）
<input type="checkbox"/> 四半期第3号参考様式〔IFRS〕（連結）
<input type="checkbox"/> 四半期第4号参考様式〔米国基準〕（連結）

※ 次ページ以降に第1号参考様式を掲載しております。その他の参考様式については、日本取引所グループウェブサイト、上場会社ナビ、又は、TDnetオンライン登録サイトよりご確認ください。

※ 上記の区分のいずれの会計基準にも該当しない場合は、事前に東証までご相談ください。

※ 上場子会社連動配当株の発行者である上場会社が、対象子会社の決算の内容が定まった場合において利用する参考様式についても、上記各参考様式の区分に準ずるものとします。

□ 四半期第1号参考様式〔日本基準〕(連結)

***年*月期 第*四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

***年**月**日

上場会社名 ○○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL) ** (****) ****
 配当支払開始予定日 ***年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無 (○○○向け)

(百万円未満切捨て)

1. ***年*月期第*四半期の連結業績 (**年**月**日～***年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年 *月期第*四半期								
***年 *月期第*四半期								

(注) 包括利益 ***年 *月期第*四半期 百万円 (%) ***年 *月期第*四半期 百万円 (%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
***年 *月期第*四半期	円 銭	円 銭
***年 *月期第*四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
***年 *月期第*四半期	百万円	百万円	%
***年 *月期			

(参考) 自己資本 ***年 *月期第*四半期 百万円 ***年 *月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
***年 *月期	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
***年 *月期					
***年 *月期(予想)					

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 有・無

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無

② ①以外の会計方針の変更 : 有・無

③ 会計上の見積りの変更 : 有・無

④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数 (普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期	株
**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

② 期末自己株式数

③ 期中平均株式数(四半期累計)

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有 (義務) ・有 (任意) ・無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

② 第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項

- 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社（日本基準）を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社（日本基準）、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、参考様式ごとの取扱いについて定めのある項目を除き、これに準じて作成してください。

〔全般〕

開示事項	開示・記載上の注意
追加情報の記載等	・第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）には、参考様式に定める内容のほか、投資者の投資判断上有用な情報を、任意で追加することができます（各項目の欄外若しくは「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」欄に記載又は3ページ目を追加して記載してください。）。
ページ番号等の表示	・第1・第3四半期決算短信（サマリー情報）にページ番号、目次、ヘッダー情報を付す必要はありません。
ロゴマーク等の表示	・自社ロゴマーク等を表示することができます。 ・公益財団法人財務会計基準機構に加入している場合は、1ページ目の右上に会員マークを表示してください。 ※未加入の場合には、会員マークを表示することはできません。
勘定科目の変更	・参考様式に記載されている勘定科目が自社の勘定科目に存在しない場合は、これに相当する勘定科目を記載してください（例えば、「売上高」に代えて「営業収益」を記載するなど。）。
端数等の処理	・百万円単位で表示する場合は、百万円未満を切捨てすることとしていますが、百万円未満を四捨五入しても差し支えありません。 ・銭単位で表示する場合は、銭未満を原則として四捨五入してください。 ・%（パーセント）で表示する場合は、小数第一位未満を原則として四捨五入してください。
前年度に係る数値の記載	・前年度に係る数値については、会計方針の変更や表示方法の変更、誤謬の訂正等（遡及修正等）を反映させた数値を記載してください。
当四半期からIFRSを適用する場合 【第3号参考様式の場合】	・当四半期からIFRSを適用する場合は、「業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項」においてその旨を記載してください。 ・連結経営成績における前四半期欄及び連結財政状態における前年度末欄については、IFRSに基づく数値を記載してください。

〔表題等部分〕

(参考様式抜粋)

**年*月期 第*四半期決算短信【日本基準】(連結)

年月**日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札
 コード番号 **** URL http://
 代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○
 問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○○ (氏名) ○○○ ○○○ (TEL)**(****)****
 配当支払開始予定日 **年**月**日
 決算補足説明資料作成の有無 : 有・無
 決算説明会開催の有無 : 有・無(○○○向け)

開示事項	開示・記載上の注意
配当支払開始予定日	<ul style="list-style-type: none"> ・決算発表日現在における当四半期連結会計期間末を基準日とする配当の支払開始予定日を記載してください。 ・配当支払開始予定日が未定の場合は、「未定」と記載してください。 ・当四半期連結会計期間末を基準日とする配当を行わない場合は、「－」と記載してください。
決算補足説明資料作成の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算補足説明資料（上場会社が決算短信以外に決算の内容を補足・説明するために投資者に提供する資料をいい、書類、映像等の形式は問いません。）の作成有無（作成を予定している場合を含みます。）を記載してください。
決算説明会開催の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・決算に係る説明会（決算内容に係る説明を行い、参加者と説明時に質疑応答が可能なものをいい、対面、電話、インターネット等の形式は問いません。）の開催有無（開催を予定している場合を含みます。）を記載してください。 <p>※必要に応じて、説明会の対象者の種別を「決算説明会開催の有無」の右側に記載してください。</p>

〔連結経営成績及び連結財政状態〕

(参考様式抜粋)

(百万円未満切捨て)

1. **年 * 月期第 * 四半期の連結業績 (**年**月**日～**年**月**日)

(1) 連結経営成績 (累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
**年 * 月期第 * 四半期								
**年 * 月期第 * 四半期								
(注) 包括利益	**年 * 月期第 * 四半期		百万円 (%)		**年 * 月期第 * 四半期		百万円 (%)	

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益
**年 * 月期第 * 四半期	円 銭	円 銭
**年 * 月期第 * 四半期		

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
**年 * 月期第 * 四半期	百万円	百万円	%
**年 * 月期			
(参考) 自己資本	**年 * 月期第 * 四半期	百万円	**年 * 月期
			百万円

開示事項	開示・記載上の注意
開示対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・連結経営成績は、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間について記載してください。 ・連結財政状態は、当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の状況について記載してください。
1株当たり指標	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり指標は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき算出した数値を記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は、「1株当たり利益」（IAS第33号）に基づき算定した数値を記載してください。 ・1株当たり四半期利益は、「親会社の所有者に帰属する四半期利益」に基づき算定された数値を記載してください。
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益は、ASC Topic 260「1株当たり利益」に基づき算定した数値を記載してください。
指標の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・総資産 = 資産合計 ・純資産 = 純資産合計 ・自己資本 = 純資産合計 - 株式引受権 - 新株予約権 - 非支配株主持分 ・自己資本比率 = (自己資本 / 総資産) × 100
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・親会社所有者帰属持分比率 $\frac{\text{親会社の所有者に帰属する持分}}{\text{資産合計}} \times 100$
【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財政状態に係る指標は、以下のとおり計算してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・株主資本 = 期末資本合計（純資産） - 期末非支配持分 ・株主資本比率 = (株主資本 / 総資産) × 100
営業利益及び税引前利益 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・営業利益及び税引前利益は、連結財務諸表上で開示する場合に記載してください。
経営成績等に係るその他の指標	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式に定める内容のほか、経営管理上重要視している経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの概況に係る指標について、投資者の経営成績等の理解に資する場合には、当該指標を記載することができます（例えば、EBITDAやのれん償却前利益など）。 ・これらの指標を記載する場合、投資者の誤解を招かない名称とし、その計算方法については、欄外又は特記事項欄などに記載してください。また、その他の指標を記載する場合には、原則として継続して記載することとし、変更・削除を行う場合にはその理由を、欄外又は特記事項欄などに記載してください。

【配当の状況】

(参考様式抜粋)

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
***年 * 月期	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇	円 〇
***年 * 月期					
***年 * 月期(予想)					

(注) 直近で公表されている配当予想からの修正の有無 : 〇・無

開示事項	開示・記載上の注意
配当の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当期及び前期に属する日を基準日とする配当の状況を記載してください。 ・配当の状況欄のうち、配当しない基準日は以下のとおり記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・定款に四半期配当の定めがある場合は「0.00」 ・定款に四半期配当の定めがない場合は「-」 ・年5回以上配当を行う場合又は四半期末以外を基準日とする場合には、配当の状況の欄外にその旨を記載し、その内容をサマリー情報に3ページ目を追加して記載してください。

配当予想	※1. (4) ⑦配当の状況の開示方法も参照してください。 ・前年度に係る決算短信において当期配当予想を開示している場合において、その後新たな配当予想を算出しているときは、配当状況欄において、最新の当期配当予想値を記載してください。 ・四半期決算短信（サマリー情報）ではなく、四半期決算短信（添付資料）や四半期決算補足説明資料その他の資料において配当予想に係る記載を行う場合には、当該配当予想の概要や、他の開示資料を参照すべき旨等を適切に記載することが考えられます。 ・配当予想額が未定の場合又は配当予想額を算出していない場合には、配当の状況欄に「－」を記入又は当該欄を削除したうえで、その旨を記載することが考えられます。 ・四半期決算短信の開示と同日に配当予想の修正を行う場合は、「直近に公表されている配当予想からの修正の有無」を有としたうえで、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。
------	---

〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕

(参考様式抜粋)

ここには投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報をご記載ください。
 (業績予想を修正する場合には、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。)

開示事項	開示・記載上の注意
投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報	※2. (2) ②決算短信（サマリー情報）の記載上の注意事項〔投資者が通期業績を見通す際に有用と思われる情報〕を参照してください。 ・第1・第3四半期決算短信の開示と同日に「業績予想の修正等」を行う場合は、「直近に公表されている業績予想からの修正の有無」を有としたうえで、修正後の予想値を理由とともにご記載ください。また、一定以上の変動が生じる場合には、別途開示を行う必要があります。なお、当該四半期決算短信において、当該修正内容を適切に開示している場合は、別途開示を省略することができます（1. (4) ②決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い参照）。

[その他]

(参考様式抜粋)

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更 : 有・無
 新規 社 (社名) 、除外 社 (社名)

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有・無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 有・無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有・無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 有・無
- ④ 修正再表示 : 有・無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
② 期末自己株式数	**年*月期*Q	株	**年*月期	株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	**年*月期*Q	株	**年*月期*Q	株

開示事項	開示・記載上の注意
当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更(四半期会計基準第19項(1)に規定する連結範囲の変更)の有無を記載してください。 ・重要な変更がある場合は「有」としたうえで、新たに連結範囲の対象となった子会社の社数及び社名並びに連結範囲の対象から除外された子会社の社数及び社数を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項(6)に規定する「四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理」の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期連結累計期間における四半期会計基準第19項(2)、(2-2)、(3)又は(3-2)に規定する会計方針の変更、四半期会計基準第19項(4)に規定する会計上の見積りの変更及び四半期会計基準第19項(22)に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期会計基準第19項(4-2)に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外にその旨を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。 ※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。 [記載例] (注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示 【第2号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・当四半期累計期間における四半期会計基準第25項(1)、(1-2)、(2)又は(2-2)に規定する会計方針の変更、四半期会計基準第25項(3)に規定する会計上の見積りの変更及び四半期会計基準第25項(21)に規定する修正再表示の適用の有無を記載してください。 ・四半期会計基準第25項(3-2)に該当する場合(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合)は、「① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」又は「② ①以外の会計方針の変更」及び「③ 会計上の見積りの変更」を「有」としたうえで、欄外

	<p>にその旨を記載してください。</p> <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の会計方針の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更・会計上の見積りの変更</p> <p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間における重要な会計方針の変更及び重要な会計上の見積りの変更の有無について記載してください。 重要な会計方針の変更は、IFRSにより要求される会計方針の変更（IAS第8号第14項（a））とそれ以外の変更（IAS第8号第14項（b））に分けて、その有無を記載してください。 <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>会計方針の変更</p> <p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間における会計方針の変更（ASC Topic 250「会計方針の変更及び誤謬の訂正」に規定する会計方針の変更に該当する事項）の有無を記載してください。 <p>※会計基準を早期適用する場合は、「② ①以外の変更」に該当します。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>発行済株式数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第3号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（基本的1株当たり四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
<p>【第4号参考様式の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における普通株式の期末発行済株式数（自己株式を含む。）及び期末自己株式数を記載してください。 当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の普通株式に係る期中平均株式数（1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数）を記載してください。 <p>※株式数は1株単位で記載してください。</p> <p>※必要に応じて添付資料を参照する旨を記載してください。</p> <p>〔記載例〕</p> <p>(注) 詳細は、添付資料P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>

〔特記事項〕

(参考様式抜粋)

- ※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー : 有 (義務) ・ 有 (任意) ・ 無
- ※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

開示事項	開示・記載上の注意
添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無	<ul style="list-style-type: none"> ・添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビューの有無を記載してください。 ・施行規則第405条第2項に該当する場合には、レビューが義務付けられます。この場合には、「有 (義務)」としてください。 ・施行規則第405条第2項に該当しないものの、任意に四半期連結財務諸表に対するレビューを受けた場合には、「有 (任意)」としてください。 ・レビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示を行う場合は、「無」としてください。また、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信を開示する予定である旨及びその開示予定日を、「その他特記事項」において記載してください。 <p>※原則として、第1・第3四半期決算短信において開示される四半期連結財務諸表に対するレビューは任意ですが、財務諸表の信頼性確保が必要と考えられる場合に公認会計士等によるレビューが義務付けられています (詳細は「4.(2) 第1・第3四半期決算短信における公認会計士等によるレビュー」をご参照ください)。</p>
業績予想の適切な利用に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者による将来予測情報の適切な利用を促す観点から、実績を当初の予想値から大きく乖離させるおそれのあるリスク要因の説明を含め、将来予測情報の利用に関する注意文言を分かりやすく記載することが考えられます。 ・第1・第3四半期決算短信 (サマリー情報) に記載された将来予測情報の背景や前提条件などの要旨を記載するほか、それらの内容を記載した第1・第3四半期決算短信 (添付資料) の該当箇所を参照すべき旨を記載することが考えられます。 ・第1・第3四半期決算短信 (サマリー情報) に記載された将来予測情報の自社における位置付け (例えば、客観的予想、目標、保守的なコミットメントなどが想定されますが、これらに限定されるものではありません) について、注意文言の中に入れて記載することが考えられます。 <p>〔記載例〕</p> <p>①リスク要因に言及する場合 (将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p>本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。実際の業績等に影響を与える可能性のある重要な要因には、以下の事項があります。なお、業績に影響を与える要因はこれらに限定されるものではありません。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>業績予想の前提となる仮定等については、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p> <p>②リスク要因等の説明を添付資料に記載する場合 (将来に関する記述等についてのご注意)</p> <p>本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料 P.**「〇〇〇〇」をご覧ください。</p>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、決算補足説明資料や説明会内容 (説明会・電話会議の状況説明や動画・音声情報等) の入手方法を記載してください。

	<ul style="list-style-type: none">・公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合で、レビューが完了する前に開示をするときは、後日、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した四半期決算短信の開示を行う旨及びその開示予定日を記載してください。・投資者が決算の内容を適切に理解するうえで特に必要な事項を記載してください。
--	--

(4) 第1・第3四半期決算短信(添付資料)の開示事項及び記載上の注意事項

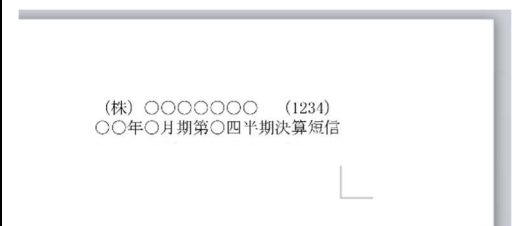
- 以下の内容は、原則として、四半期第1号参考様式を使用する連結財務諸表作成会社(日本基準)を念頭において記載しています。連結財務諸表非作成会社(日本基準)、IFRS適用会社及び米国会計基準適用会社の場合は、取扱いについて特に記載がある項目を除き、これに準じて作成してください。

開示事項	開示・記載上の注意
【経営成績等の概況】	
当四半期連結累計期間の経営成績等の概況	<ul style="list-style-type: none"> 当四半期連結累計期間の経営成績及び財政状態に関する概況を記載してください。 ※経営成績の概況の記載に当たっては、業績全般の主な変動要因のほか、セグメント・事業分野別の動向についても記載することが考えられます。記載内容の検討に当たっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。 四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する場合には、当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください。
継続企業の前提に関する重要事象等	<ul style="list-style-type: none"> 会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下「重要事象等」という。)が存在する場合は記載してください。該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。 重要事象等が存在する場合は、以下の事項について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 重要事象等が存在する旨及びその内容 当該重要事象等についての分析・検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策
【四半期連結財務諸表及び主な注記】	
全般	<p>※四半期連結財務諸表及び主な注記について、施行規則の別添9「四半期財務諸表等の作成基準」(以下「作成基準」といいます。)では、以下の方法に従い四半期財務諸表等及び注記を作成することを求めています。</p> <p>(1) 四半期会計基準に準拠(上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合はその注記を含む)して四半期財務諸表等及び注記を作成する</p> <p style="text-align: right;">【作成基準第4条第1項】</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、以下に掲げる事項以外の事項に係る記載を省略することができる</p> <ul style="list-style-type: none"> 四半期連結貸借対照表 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書 会計方針の変更に関する注記 会計上の見積りの変更に関する注記 修正再表示に関する注記 四半期特有の会計処理に関する注記 セグメント情報等の注記 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 継続企業の前提に関する注記 キャッシュ・フロー計算書に関する注記(四半期連結キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る) <p style="text-align: right;">【作成基準第4条第2項】</p> <p>※以降の項目では、上記(2)に基づく開示・記載上の注意を記載しております。</p> <p>※IFRS適用会社や米国会計基準適用会社においては、上記(1)の場合にはそれぞれの会計基準等に準拠して作成することし、上記(2)の場合には上記(2)で掲げる事項に相当するもの以外の事項に係る記載を省略することができます。</p> <p style="text-align: right;">【作成基準第5条】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用することとします。 <p style="text-align: right;">【作成基準第2条第3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結財務諸表における項目の表示に係る取扱いについては、第一種中間財務諸表等での取扱いを準用するものとします。 ・I F R S適用会社が、I A S第21号に規定される表示通貨を本邦通貨以外の通貨建てとしている場合には、当該通貨建ての金額により表示することができます。
四半期連結財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書（1計算書方式の場合）又は四半期連結損益計算書及び四半期包括利益計算書（2計算書方式の場合）について記載してください。
【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ※ I F R S適用初年度の場合は、前年同四半期連結累計期間における日本基準（又は米国基準）と I F R Sとの間の調整表を記載してください。 ※また、I F R S適用初年度の最初の四半期連結財務諸表等においては、I F R S移行日及び前連結会計年度における日本基準（又は米国基準）と I F R Sとの間の調整表も記載してください。例えば、当第1四半期より I F R Sを適用する場合は、当第1四半期において I F R S移行日及び前連結会計年度における調整表を記載してください。 ※記載される四半期連結財務諸表に係る調整表を記載してください。例えば、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しない場合には、キャッシュ・フロー計算書に係る調整表は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（3）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示」（四半期第2号参考様式においては「※ 注記事項（2）」）において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更・会計上の見積りの変更 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）会計方針の変更・会計上の見積りの変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
会計方針の変更 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（3）会計方針の変更」において「有」とした場合は、その内容（損益に与える影響額を含む）を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」（四半期第2号参考様式においては「※ 注記事項（1）四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用」）において「有」とした場合は、重要なものの内容を記載してください（重要性について、第一種中間財務諸表等への記載の要否に準じて判断してください）。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・サマリー情報「※ 注記事項（2）簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用」において「有」とした場合は、両会計処理を区分したうえで、重要なものの内容を記載してください。 ※該当がない場合は、表題を含めて記載は不要です。
セグメント情報等の注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（7）に基づく「セグメント情報等の注記」を記載してください。
セグメント情報の注記 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・I F R Sにより要求されるセグメント情報の注記（I A S第34号第16A項（g））を記載してください。
セグメント情報の注記 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメント情報の注記（A S C T o p i c 2 7 0「期中財務報告」に規定するセグメント情報の注記）を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」を記載してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第3号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結持分変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（13）に基づく「株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記」に相当する事項を記載してください。 ※四半期連結資本変動計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
継続企業の前提に関する注記	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期会計基準第19項（14）に基づく「継続企業の前提に関する事項」を

	<p>記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載にあたっては、作成基準第4条第1項第2号の読替規定を適用してください。 ・該当事項がない場合は、表題を記載したうえで、その旨を記載してください。
キャッシュ・フローに関する注記	<ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、四半期会計基準第19項(20-2)に基づく「キャッシュ・フロー計算書に関する注記」を記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
【第3号参考様式の場合】 【第4号参考様式の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、期首からの累計期間に係る減価償却費（無形資産に係る償却費を含む。）について記載してください。 ※連結キャッシュ・フロー計算書を作成し開示する場合には、表題を含めて記載は不要です。
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、四半期会計基準において記載が規定されている事項のうち、投資者ニーズがあると考えられる事項について開示する場合には、四半期会計基準に基づき記載してください。 ※開示事項の検討にあたっては、後述する「(参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例」もご参照ください。
【その他】	
公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・施行規則第405条第2項に該当する場合又は施行規則第405条第2項に該当しないものの公認会計士又は監査法人によるレビューを受ける場合、公認会計士又は監査法人によるレビュー報告書を添付してください。

※ 第1・第3四半期決算短信（添付資料）には、利用者の利便性の向上の観点から、目次・ページ番号を記載してください。また、第1・第3四半期決算短信（添付資料）の各ページには、以下のとおりヘッダー情報を記載してください。

[ヘッダー情報の表示例]	ヘッダー情報の記載事項
 <p>(株) OOOOOOO (1234) OOO年O月期第O四半期決算短信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社名 ・証券コード（4桁コード） ・開示資料の表題（例「OOO年O月期 第O四半期決算短信」）

○ (参考)「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例

- ・ 第1・第3四半期決算短信の開示にあたっては、開示が義務付けられている事項以外についても、基本的には、上場会社が投資者ニーズを適切に把握し、投資者ニーズのある事項に関して積極的に開示することが重要と考えられます。
- ・ 以下は、第1・第3四半期決算短信の開示において「投資判断に有用と考えられる情報」の具体例となります。投資者ニーズのある事項は、業種や事業内容等によって異なるため、開示する情報については投資者ニーズに応じて上場会社が判断するようにしてください。

<p>[経営成績等の概況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理上重要な指標 ・主要な設備や研究開発活動に関する状況 ・適時開示を行った事象が当四半期連結累計期間の決算に与える影響 <p>(例) 企業結合関係、子会社の取得等による四半期業績への具体的な影響、など</p> <p>※その他、半期報告書における「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」として開示が求められている事項を参考にすることが考えられます。</p> <p>[財務諸表及び注記事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結キャッシュ・フロー計算書

- ・財務諸表に係る注記
 - 貸借対照表関係の注記／損益計算書関係の注記
 - 金融商品関係の注記／有価証券関係の注記／デリバティブ関係の注記
 - 重要な後発事象の注記、など



第2編第4章

上場会社の業績予想、配当予想の修正等

1. 業績予想の修正、予想値と決算値との差異等

(1) 上場規程に基づく開示義務

① 業績予想の修正、予想値と決算値との差異等

上場会社は、「上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して、新たに算出した予想値又は決算において差異が生じた場合」であって、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

1. 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が

- a. 連結売上高にあつては1.1以上又は0.9以下
- b. 連結営業利益にあつては1.3以上又は0.7以下
- c. 連結経常利益にあつては1.3以上又は0.7以下
- d. 親会社株主に帰属する当期純利益にあつては1.3以上又は0.7以下

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結営業利益」を「営業利益」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS適用会社については、「連結経常利益」を「税引前利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期利益」及び「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。

2. 連結財務諸表作成会社（取引規制府令第49条第2項に規定する特定上場会社等を除く。）における個別業績予想の修正等

- a. 売上高にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下
- b. 経常利益にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値。以下同じ。）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除した数値が0.05以上
- c. 当期純利益にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値。以下同じ。）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除した数値が0.025以上

【上場規程第405条第1項、第3項、施行規則第407条各号】

② 「次期の業績予想」以外の将来予測情報の修正等

上場会社が、通期の「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」の予想値以外の財務・経営指標等や四半期累計期間を対象とする予想値等の将来予測情報の開示を行ったときにも、その後の修正等の適時開示が必要となります。

具体的には、当該将来予測情報の開示後に、新たに算出された予想値等や事業年度末の経過後に確定した実績値等が、公表がされた直近の予想値等と比較して乖離している場合であって、当該乖離の内容等が投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性がある場合には、新たに算出された予想の適時開示が必要となります。

【上場規程第4 1 1条の2】

(2) 開示に関する注意事項

① 実務要領の確認

開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 業績予想の修正等に関する開示が必要となる場合

以下のいずれかに該当する場合には、「業績予想の修正等」の開示要否についての検討が必要となりますのでご注意ください（「決算短信」において、「次期の業績予想」の開示を行わないこととしている場合であっても、「業績予想の修正等」に関する開示が必要となる場合がありますので注意が必要となります。）。

開示要否の検討が必要となる類型	検討内容
当連結会計年度（当事業年度）の業績に係る新たな予想値を算出したとき	<p>■ 公表がされた予想値が存在する場合 公表がされた直近の予想値と、新たな予想値との差異が開示の判断基準に該当するか否か。</p>
	<p>■ 公表がされた予想値が存在しない場合（予想値を開示しないこととしている場合を含みます。） 前連結会計年度（前事業年度）の実績値と、新たな予想値との差異が開示の判断基準に該当するか否か。</p>
当連結会計年度（当事業年度）の決算のとりまとめを行ったとき	<p>■ 公表がされた予想値が存在する場合 公表がされた直近の予想値と、とりまとめられた当連結会計年度（当事業年度）の決算数値（実績値）との差異が開示の判断基準に該当するか否か。</p>
	<p>■ 公表がされた予想値が存在しない場合（予想値を開示しないこととしている場合を含みます。） 前連結会計年度（前事業年度）の実績値と、とりまとめられた当連結会計年度（当事業年度）の決算数値（実績値）との差異が開示の判断基準に該当するか否か。</p>

【単体の業績予想の修正等の開示について】

業績予想の修正等の対象となる単体の売上高、利益等の財務指標については、上場会社が連結財務諸表作成会社であるか否かによって取扱いが異なりますので注意してください。

具体的には、上場会社が連結財務諸表作成会社である場合には、単体の「営業利益」（上場会社が取引規制府令第4 9条第2項に規定する特定上場会社等である場合は、単体の「売上高」、「営業利益」、「経常利益」及び「当期純利益」。以下本項目において同じ。）については、上場規程上では、「業績予想の修正等」の開示対象となっておりません（ただし、任意に、単体の「営業利益」の予想の開示を行っ

ている場合において、新たな予想値の算出や当事業年度の決算のとりまとめを行った結果、直近に公表がされた単体の「営業利益」の予想との差異（開示の判断基準に該当する程度の差異）が生じた場合には、当該内容についても開示が必要となります。）。

一方、上場会社が連結財務諸表非作成会社である場合には、単体の「営業利益」についても、上場規程上の「業績予想の修正等」の開示対象となっています。

また、上場会社が他の上場会社の親会社である場合には、子会社である上場会社について、「業績予想の修正等」の開示が必要となったときに、当該上場会社（親会社である上場会社）においても、「上場子会社の業績予想の修正等」に係る適時開示が必要となりますが、子会社である上場会社が連結財務諸表非作成会社である場合に、「営業利益」の予想値のみを修正した場合には、親会社である上場会社には、「上場子会社の業績予想の修正等」に関する上場規程上の開示義務は生じないこととなります。

以上の内容を上場規程上の開示義務の有無の観点から整理しますと、以下のとおりとなります。

公表がされた直近の予想値等と差異が生じた財務指標	上場会社の業績予想等の修正		上場子会社の業績予想等の修正 (上場子会社が連結非作成会社の場合)	
	連結作成会社 (※1、2)	連結非作成会社	上場親会社	上場子会社
単体の売上高	有	有	有	有
単体の営業利益	無	有	無	有
単体の経常利益	有	有	有	有
単体の当期純利益	有	有	有	有

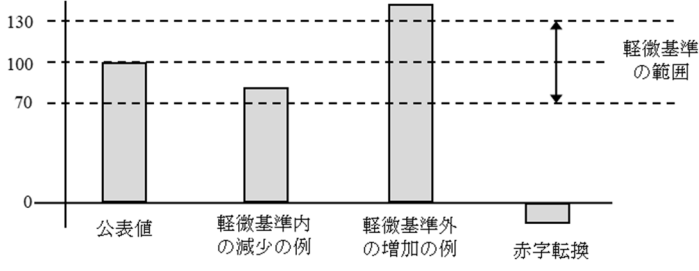
※1 連結財務諸表作成会社が単体に係る業績予想値（売上高、経常利益又は当期純利益）を開示していない場合であって、（決算発表日当日まで決算集計作業の結果が判明しなかった結果、）前期実績との差異に係る適時開示を決算発表日当日まで行うことができなかつたときは、決算短信（サマリー情報）の「個別業績の概要」において、前事業年度及び当事業年度の実績値の記載を行う開示によることのできるものとしています（その際、前期実績との乖離が生じた要因分析等について、決算短信の定性的情報において十分な情報開示を行っていただくことが望まれます。）。なお、当該実績値の記載による開示を省略する場合は、決算短信とは別に開示を行うようにしてください。

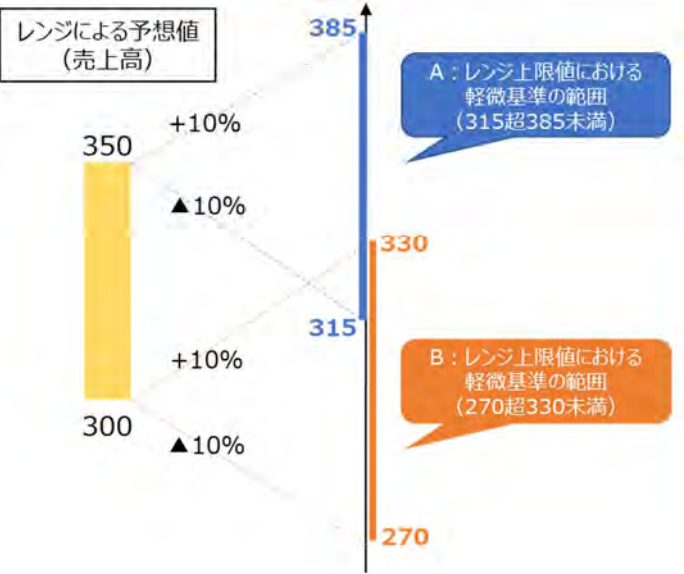
※2 連結作成会社が取引規制府令第49条第2項に規定する特定上場会社等である場合は、全て「無」となります。

③ 適時開示に関する判断基準の取扱い

「業績予想の修正、予想値と決算値との差異等」の開示要否の判断に際して、以下のような事情がある場合には、それぞれに記載しているところにしてください。

類 型	開示要否の判断に係る取扱い
公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）が「0」である場合	新たに予想値を算出した場合又は当連結会計年度（当事業年度）の決算のとりまとめを行った場合には、適時開示を行うことが必要となります。
営業利益、経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益）について、予想値等の正負が逆転する場合	新たに算出した予想値又は当連結会計年度（当事業年度）の決算における数値と、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）の符号が異なる場合（例えば、直近の予想値が赤字で、新たに算出した予想値が黒字の場合等）には、適時開示を行うことが必要となります。

類 型	開示要否の判断に係る取扱い
	<p>※ 差異に係る計算結果がマイナス（0以下）となるため、適時開示の判断基準（0.7以下）に該当します。</p> <p>（例）営業利益 100 百万円の会社における軽微基準の範囲と赤字転換</p>  <p>The chart illustrates the disclosure criteria for minor standards. The y-axis represents values from 0 to 130. The x-axis categories are: '公表値' (100), '軽微基準内の減少の例' (80), '軽微基準外の増加の例' (130), and '赤字転換' (-20). A dashed box labeled '軽微基準の範囲' (Minor Standard Range) is shown between 70 and 130 on the y-axis.</p>
<p>レンジの記載により「次期の業績予想」の開示を行っている場合</p>	<p>レンジの上限とレンジの下限の2つの予想値があるものと見做して、適時開示の要否の判断を行うことが必要となります。</p> <p>具体的には、直近の公表がされた予想値がレンジの記載である場合に、新たに算出した予想値もレンジの記載であるときは、新たに算出した上限の予想値を公表がされた直近の上限の予想値で除した数値と、新たに算出した下限の予想値を公表がされた直近の下限の予想値で除した数値が、それぞれ売上高については1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益）のいずれかについて1.3以上又は0.7以下の変動に該当する場合に、新たに算出した予想値の適時開示を行うことが必要となります。</p> <p>また、直近の公表がされた予想値がレンジの記載である場合に、新たに算出した予想値が特定値であるとき、又は当連結会計年度（当事業年度）の決算がとりまとめられたときは、新たに算出した予想値又は当連結会計年度（当事業年度）の決算の実績値を、直近の公表がされた上限の予想値及び下限の予想値のそれぞれで除した数値のいずれかが、売上高については1.1以上又は0.9以下、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益（当期純利益）のいずれかについては1.3以上又は0.7以下の変動に該当する場合に、適時開示が必要となります。</p> <p>※ 新たに算出した予想値又は当連結会計年度（当事業年度）の決算の実績値が、直近のレンジの記載により公表がされた予想値の上限と下限の範囲内にある場合でも、適時開示が必要となる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>（例）業績予想をレンジで開示している場合の軽微基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに算出した予想値がレンジの記載となる時 新たに算出された予想値（レンジ）の上限が図中Aの範囲にないとき、又は下限が図中Bの範囲にないとき、開示が必要となります。 新たに算出した予想値が特定値の記載となる時 新たに算出された予想値（特定値）が、図中A及び図中Bが重なっている範囲にあるとき以外は、開示が必要となります。

類 型	開示要否の判断に係る取扱い
	<p>(新たに算出された予想値が「315 超 330 未満」の場合、図中A及び図中Bの範囲に収まることから、開示は不要となります。)</p> <p>※利益項目の場合、図中の「+10%」と「▲10%」を、それぞれ「+30%」と「▲30%」に読み替えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>レンジの上限・下限2つの予想値があるのみなし、上限・下限ごとに検討が必要となります。</p> </div>  <p>レンジによる予想値 (売上高)</p> <p>385</p> <p>330</p> <p>315</p> <p>270</p> <p>350 +10% ▲10%</p> <p>300 +10% ▲10%</p> <p>A: レンジ上限値における 軽微基準の範囲 (315超385未満)</p> <p>B: レンジ上限値における 軽微基準の範囲 (270超330未満)</p>

④ 業績予想の適切な修正に向けた留意点

月次、四半期などの定期的な業績の管理の際に、新たに当連結会計年度（当事業年度）に係る予想値の算出を行った場合には、直前に公表がされた予想値（当該予想値がない場合には、前連結会計年度（前事業年度）の実績値）と比較して、開示の要否を判断する必要があります。

定期的な業績の管理の際でなくても、事業環境の急激な変化等により、業績の大幅な変動が見込まれることを認識し、当連結会計年度（当事業年度）に係る予想値の算出を行った場合には、直前に公表がされた予想値（当該予想値がない場合には、前連結会計年度（前事業年度）の実績値）と比較して、開示の要否を判断する必要があります。

また、新たに算出した予想値において、直前に公表がされた予想値（当該予想値がない場合には、前連結会計年度（前事業年度）の実績値）と比較して、適時開示の判断基準に該当するほどの差異が生じていない場合であっても、例えば、四半期決算短信の開示等に際して、新たに算出した予想値を積極的に開示することは、投資者の投資判断に有用な情報の提供や、内部者取引規制上の重要事実に関連する情報が社内に滞留するリスクの軽減等の観点から、望ましいものと考えられます。

上記の内容については、上場会社が、「次期の業績予想」を開示しないこととしている場合においても同様となりますので、注意してください。

⑤ 修正理由の適切な開示の要請

修正理由の開示資料への記載に際しては、経済動向等の抽象的な要因の記載にとどまらず、直前に公表がされた予想値等の算出の前提となった定量的要因の変動や経営上の施策の進捗状況、期中における経営成績（例えば、直近の四半期累計期間における経営成績）などを踏まえ、直前に公表がされた予想値等と、新たに算出された予想値又は当連結会計年度の決算数値との差異についての具体的な説明を行

うことが望ましいと考えられます。

具体的には、例えば、開示対象となる経営指標（売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益等）のそれぞれについて主な修正要因ごとの影響の内訳がわかるような分析的な記載を行うことや、売上高・営業利益についてセグメント・事業分野別の動向に係る記載を行うことが考えられます。

とりわけ、直近に公表がされた予想値等との差異が、著しく大きなものとなった場合や、期中において連続的に予想値の修正を行うこととなった場合においては、情報の利用者である投資者に配慮した充実した説明を行うことが望ましいと考えられます。

なお、決算発表日当日まで決算集計作業の結果が判明しなかった結果、業績予想の修正等に関する適時開示を行うことができなかった場合においても、業績予想（前期実績）との乖離が生じた要因分析等について、十分な情報開示を行っていただくことが望まれます。そのため、この場合は、①「決算短信」とは別に作成した「業績予想との差異」若しくは「前期実績との差異」に係る開示資料により適時開示を行うか、又は、②決算短信の添付資料中の定性的情報において、十分な説明を行ってください（四半期累計期間等の事業年度以外の期間を対象とする予想値を開示している場合において、四半期決算発表日当日まで四半期決算集計作業の結果が判明しなかったときについても、同様に、通期の売上高や利益に係る重要性の基準を援用し、業績予想との乖離が生じた要因分析等について、十分な情報開示をすることが考えられます（「第2編第3章1.（3）② 決算短信に他の適時開示項目が含まれる場合の取扱い」参照。）。

⑥ 投資者の利便性向上のためのXBRLファイルの提出のお願い

東証では、上場会社が開示する「業績予想の修正、予想値と決算値との差異等」の内容について、それを利用する投資者又は投資者への情報伝達を担う仲介者（報道機関、証券アナリスト等）による効率的な分析を可能とする観点から、TDnetへの登録に際して、XBRLファイルの提出を要請しています。

XBRLファイルの提出に際しては、上場会社の作成した開示資料における記載内容と、XBRLファイルの内容に齟齬が生じないように（一方の修正内容については、必ず他方にも反映するよう）ご注意ください。

なお、決算短信等と同時に「業績予想の修正、予想値と決算値との差異等」を開示する場合であって、修正後の数値情報（個別業績予想の修正等を行う場合は、当該数値情報を含みます。）が決算短信等のXBRLファイルに含まれる場合には、「業績予想の修正、予想値と決算値との差異等」に係るXBRLファイルをご提出いただく必要はありません。

⑦ 開示資料の訂正に関する取扱い

「業績予想の修正、予想値と決算値との差異等」の内容を開示した後に、開示した内容について、訂正すべき事情が生じた場合は、速やかに訂正内容に係る正誤表を作成して開示してください。開示日から数日を経過した後に訂正すべき事情が明らかになった場合であっても、内容の軽重を問わず、速やかに訂正していただくことが必要となります。

また、開示資料の記載内容の訂正を行う場合には、必ず、XBRLファイルの内容についても、訂正要否を確認のうえ、訂正が必要となる場合には、訂正後のXBRLファイルについても同時にご提出ください。

「適時開示資料の訂正」の開示資料の表題は、訂正対象となった開示資料の表題の冒頭に、以下の要領で、訂正内容が判別できる表示を行ってください。

区 分	表題の冒頭に付記する内容
開示資料（PDFファイル）のみを訂正する場合	「(訂正)」
XBRLファイルのみを訂正する場合	「(数値データ訂正)」
開示資料とXBRLファイルの双方を訂正する場合	「(訂正・数値データ訂正)」

- ※ 開示資料を記者クラブ等で配布した場合、訂正内容を記者クラブ等に連絡することが求められます。
- ※ 訂正内容を開示する際の公開項目の選択方法など、T D n e tの具体的な操作方法については、T D n e t オンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または上場会社ナビ「T D n e t利用マニュアル」を参照してください。

⑧ 「次期の業績予想」以外の将来予測情報の開示を行う場合の留意点

上場会社が、「次期の業績予想」以外の将来予測情報の開示を行う場合において、新たに算出した将来予測情報の内容の開示要否に係る判断基準については、上場規程上の定めがありませんので、将来予測情報の開示内容に関する検討に際しては、あらかじめ上場会社において投資者の投資判断に与える影響度合いについても十分に考慮してください。

具体的には、開示される将来予測情報の性質に応じて、例えば、予想値の変動による売上高や利益への影響度合いを考慮することのほか、四半期累計期間を対象とする予想値を開示している場合や、受注高・E B I T D A・1株あたり利益など、売上高や利益に関連する財務指標により予想値を開示している場合には、通期の売上高や利益等に係る重要性の基準を援用することなどが考えられます（これらに限定されるものではありません。）。

なお、株式分割等で株式数が期中に増減したことや、自己株式の取得・処分を行ったことにより、業績予想値の変更がないにもかかわらず、1株当たり指標の予想値のみが変更された場合は、業績予想の修正は不要です。

⑨ 期中における業績予想の開示のとりやめ及び業績予想の開示方針の変更に関する留意点

上場会社が業績予想の開示を行っている場合において、①何らかの事情の変更に基づき一時的に当該業績予想を撤回し、又は、②業績予想の開示に関する方針の変更に基づき業績予想の開示を行わないこととする場合は、その旨の開示が必要です。この場合、事情変更の具体的な内容などを、開示資料において記載してください。

また、①及び②のいずれにおいても、上場規程に基づく開示義務はありますので、新たに算出した予想値等が、施行規則に定める水準を超える場合には開示が必要となる点にご留意ください。

なお、②に関し、再び業績予想の開示を行う際には、短期間の方針変更について恣意的又は不適切な開示であるとの批判を招くことのないよう十分にご配慮いただき、方針変更に関し充実した記載をすることが望ましいと考えられます。

(3) 開示資料の作成方法

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 修正理由
- b. 公表がされた直近の予想値（*）
 - （*）予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値とする。
- c. 新たに算出した予想値（*）
 - （*）予想値と決算値の差異の開示においては、当事業年度又は当連結会計年度の決算における数値とする。
- d. bとcの変動幅及び変動率
- e. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

2. 配当予想、配当予想の修正

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「剰余金の配当について予想値を算出した場合」（公表がされた直近の予想値と比較して、新たに算出した予想値に差異が生じた場合を含む。）は、その内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第405条第2項、第3項】

(注1) 本項目に軽微基準はありませんので、期中に当期の予想値を修正した場合（期初に当期の予想値を算出していない場合であって、その後に予想値を算出した場合を含む。）は、その内容の適時開示が必要となります。

(注2) 基準日が異なるものは別個の配当として取り扱いますのでご注意ください（例えば、期初における予想値が、「中間配当5円、期末配当5円」というものであった場合に、「中間配当を取り止め、期末配当を10円」とする内容に変更する場合にも、その内容の適時開示が必要となります。）。なお、1株当たり配当金額に変更がない場合に、基準日を変更した場合にも同様に適時開示が必要となります。

(注3) 現物配当（金銭以外の財産による配当をいう。）についても、適時開示が必要となります。

※ 内部者取引規制上の重要事実とは対象範囲が異なる場合があります。

(2) 開示に関する注意事項

① 実務要領の確認

開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

② 投資者の利便性向上のためのXBRLファイルの提出のお願い

東証では、上場会社が開示する「配当予想、配当予想の修正」の内容について、それを利用する投資者又は投資者への情報伝達を担う仲介者（報道機関、証券アナリスト等）による効率的な分析を可能とする観点から、TDnetへの登録に際して、XBRLファイルの提出を要請しています。

TDnetオンライン登録サイトでは、「配当予想、配当予想の修正」のXBRLファイルの作成ツールを提供しています。XBRLファイルの提出に際しては、上場会社の作成した開示資料（PDFファイル）における記載内容と、XBRLファイルの内容に齟齬が生じないよう（一方の修正内容については、必ず他方にも反映するよう）ご注意ください。

なお、決算短信等と同時に「配当予想、配当予想の修正」を開示する場合であって、算出した（修正後の）予想値に係る数値情報が決算短信等のXBRLファイルに含まれる場合には、「配当予想、配当予想の修正」に係るXBRLファイルをご提出いただく必要はありません。

③ 訂正の取扱い

配当予想又は配当予想の修正を開示した後に、開示した内容について、訂正すべき事情が生じた場合は、速やかに訂正内容に係る正誤表を作成し、表題を「(訂正) 訂正対象となる開示資料の表題」として開示してください。また、XBRLファイルとPDFファイルの両方に訂正すべき事情が生じた場合は、開示資料の表題の先頭を「(訂正・数値データ訂正あり)」としたうえで、XBRLファイルとPDFファイルの両方を訂正してください。

なお、開示後数日を経過した場合であっても訂正すべき事情が生じた場合には、内容の軽重を問わず、速やかに訂正開示が必要となります。

※ 開示資料を記者クラブ等で配布した場合、訂正内容を記者クラブ等に連絡することが求められます。

※ 選択する公開項目など、本項目に係る開示資料の訂正に関するTDnetの具体的な操作方法については、TDnetオンライン登録サイト内の「ご利用ガイド」または上場会社ナビ「TDnet利

用マニュアル」を参照してください。

④ 剰余金の配当に係る開示

上場会社の業務執行を決定する機関が剰余金の配当の額について決定（剰余金の配当を行わないこと（無配）を決定した場合を含む。）をした場合は、「剰余金の配当」に該当しますので、その適時開示が必要となります。詳細は、「第2編第1章9. 剰余金の配当」を参照してください。

なお、期中において剰余金の配当を行う配当予想（有配）を開示していたにもかかわらず、剰余金の配当を行わないこと（無配）を決算短信等の開示日に決定した場合は、剰余金の配当を行わないことを決定したことを明解にする観点から、開示資料の表題を、例えば、「期末配当（無配）に関するお知らせ」、「配当予想の修正等に関するお知らせ」とするなどを含め、適切に開示するようにしてください。

⑤ 他の基準日の配当予想

修正を行った基準日の予想値以外に配当予想を算出している基準日がある場合には、当該予想値並びに前期及び当期の実績についても併せて記載してください。

⑥ 基準日を変更する場合の取扱い

基準日を変更する場合には、1株当たり配当金額が変動しない場合であっても予想の修正に該当しますのでご注意ください。

⑦ 株式の分割等に際しての取扱い

株式の分割等に際して、1株当たりの配当予想額について分割の比率に応じて調整を行う場合にも開示してください。なお、株式の分割等を行うにもかかわらず、配当額の調整を行わない場合（結果として配当金総額で見たときに、実質的な増配又は減配となる場合）にも、投資者の投資判断に与える影響を踏まえた適切な開示を行ってください。

⑧ 記念配当、特別配当が含まれる場合の取扱い

記念配当、特別配当が含まれる場合には、配当の内訳を記載してください。

⑨ 配当基準日を臨時に定めた場合の取扱い

期中において、従来、配当予想を開示していなかった配当に係る基準日を臨時に定めた場合には、配当予想を開示してください。なお、この場合において、配当の予想値をまだ算出していないときは、配当予想額を「未定」として、配当予想を開示してください。

⑩ その他の注意事項

定款に具体的に定めた日付以外の日を剰余金の配当に係る基準日として定めた場合、「配当落」に関する実務の関係上、別途東証に対して所定の上場手続等に係る書類を提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

（3）開示資料の作成方法

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 基準日
- b. 1株当たり配当金額
- c. 修正理由

※ 修正の場合に記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(現物配当の予想の開示を行う場合)

- ・ 現物配当の予想の開示を行う場合は、以下の事項に記載する。
 - (a) 基準日
 - (b) 配当財産の種類
 - (c) 配当財産の帳簿価額の総額及び1株当たり価額

※ 上記の開示事項は、株式の種類別の別がある場合には、株式の種類ごとにそれぞれ記載する。



第2編第5章 その他の情報

1. 投資単位の引下げに関する開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

東証では、個人投資者が投資しやすい環境を整備するため、株式投資単位の引下げに関する施策を推進しており、企業行動規範の「望まれる事項」において、上場内国会社に対し、投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めることを求めています。投資単位が高い水準にある上場会社においては、投資単位の引下げに向けて、「株式の分割」の実施をご検討ください。詳細は、「第3編第1章3. (1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等」を参照してください。

そのうえで、依然として、上場内国株券の最近の投資単位（1単位当たりの価格をいう。以下同じ。）として施行規則で定める価格が50万円以上である場合、事業年度経過後3か月以内に、50万円未満の水準へ移行するための投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示することが義務付けられています。

なお、本開示を行う前に、上場会社が「株式の分割」を行うことを決定し、投資単位が50万円未満の水準となることが見込まれる場合には、本開示は不要となります。

【上場規程第409条、第445条】

(注) 最近の投資単位として施行規則で定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の日々の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における当取引所の売買立会における当該上場内国株券の最終価格（その日に約定がない場合は、直近の最終価格）をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

【施行規則第409条】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

開示事項	開示・記載上の注意
a. 投資単位の引下げに関する考え方（50万円未満の水準への移行に関する考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の投資単位に対する会社としての認識や50万円未満の水準への移行に関する考え方を記載する。 ※ 本規則の趣旨である、個人投資者が投資しやすい環境整備という観点から、現状の自社の投資単位の水準についての認識や、50万円未満の水準への移行に関する考え方を記載してください。
b. 投資単位の引下げに関する方針（50万円未満の水準へ移行するための方針）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の投資単位の引下げ（50万円未満の水準への移行）に対する会社としての方針や「株式の分割」の実施についての検討状況等をできる限り具体的に記載する。 ※ 「株式の分割」の検討にあたって考慮すべき事項や、「株式の分割」の実施にあたり障害となっている事項等、具体的な記述が望まれます。 ※ 個人投資者が投資しやすい環境整備という本規則の趣旨を踏まえると、例えば株式の流動性や一定の株主数が確保されていることをもって、投資単位の引下げを行わないとの説明は適当でないと考えられますので、ご注意ください。

開示事項	開示・記載上の注意
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 	

2. 財務会計基準機構への加入状況等に関する開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場内国会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構（以下「財務会計基準機構」という。）への加入状況（加入していない場合には、加入に向けた考え方）について開示することが義務付けられています。

【上場規程第409条の2】

(注) 既に財務会計基準機構に加入しており、決算短信（サマリー情報）に同機構の会員マークを表示している場合には、本開示は不要です。

【施行規則第410条】

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

【その他の注意事項】

- 東証では、財務会計基準機構への加入状況を日本取引所グループウェブサイトで公表しています。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、以下の事項について、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。

a. 財務会計基準機構への加入状況

- ・ 直前事業年度末日において財務会計基準機構に加入していない旨を記載してください。

b. 会計基準等の内容の適切な把握、会計基準等の変更等への的確な対応体制の整備状況

- ・ 上場会社における会計基準等の内容の適切な把握、会計基準等の変更等への的確な対応体制の整備状況について、以下の点を含め、わかりやすく具体的に記載してください。
- ・ 具体的な会計基準等の内容の適切な把握の手段
- ・ 具体的な会計基準等の変更等への的確な対応体制の内容
- ・ 直前事業年度における会計基準等の内容の適切な把握、会計基準等の変更等への的確な対応のための研修等への具体的な参加状況（主催団体、開催日時、参加者数を含む。）

c. 財務会計基準機構への加入に関する考え方

- ・ 上場会社における財務会計基準機構への加入に関する考え方について、以下の点を含め、わかりやすく具体的に記載してください。
- ・ 会計基準等の内容の適切な把握、会計基準等の変更等への的確な対応の必要性が高まっていることについての考え方
- ・ 会計基準等の内容を適切に把握し、かつ、その変更等に対応するための体制が十分に整備できているかどうか、また、改善すべき点があるかどうかについての考え方
- ・ 財務会計基準機構への加入に関する検討過程（具体的な検討時期、検討内容、検討主体等を記載してください。）
- ・ 財務会計基準機構に加入する予定がある場合はその旨と加入予定時期。

3. MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、MSCB等（*1）を発行している場合又は上場会社が発行する有価証券に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が、上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなし、毎月初に、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示することが義務付けられています（以下「MSCB等の月間行使状況に関する開示」という。）。

また、「①月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合（*2）」又は「②さらに同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合（*2）」についても、当該転換又は行使の状況を直ちに開示することが義務付けられています（以下この開示のことを「MSCB等の大量行使に関する開示」という。）。

（*1）「MSCB等」とは、CB等であって、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

また、「CB等」とは、上場会社が第三者割当により発行する新株予約権付社債券、新株予約権証券及び取得請求権付株券をいう。

（*2）新株予約権証券の場合は、対象期間に行使された新株予約権証券の数（個）が、発行総数（個）の10%以上となった場合のことをいう。

【上場規程第410条、施行規則第411条】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 対象期間にMSCB等の転換又は行使が行われなかった場合は、「MSCB等の月間行使状況に関する開示」は不要となります。ただし、転換価額（行使価額）の修正があった場合は、その旨を開示してください。
- ③ 上場会社が、MSCB等を発行する場合の開示については、「発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」に係る実務上の取扱い等を参照してください。

【留意事項】

上場会社は、MSCB等を発行する場合には、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。

【上場規程第434条】

詳細は、「第3編第1章 【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】」を参照してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

① MSCB等の月間行使状況に関する開示

開示事項	開示・記載上の注意
○ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> 表題は「MSCB等の月間行使状況に関するお知らせ」とする。 なお、「MSCB等」の部分については、これに代えて、「転換価額修正条項付新株予約権付社債」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも差し支えないものとする。
1. 銘柄名	※ 複数のMSCB等を発行している場合、項番1. から6. までの各項目について、銘柄（回号）ごとにそれぞれ記載する。
2. 対象月間の交付株式数	・ 対象月間の交付株式数の合計を記載する。
3. 対象月間の転換（行使）額面総額及び発行総額に対する転換（行使）比率	※ 新株予約権の場合は、対象月間中に行使された新株予約権の数（個）及び新株予約権の発行総数（個）に対する行使比率を記載する。
4. 対象月の前月末時点における未行使残存額	※ 新株予約権の場合は、対象月の前月末時点における未行使の新株予約権の数（個）を記載する。
5. 対象月の月末時点における未行使残存額	※ 新株予約権の場合は、対象月の月末時点における未行使の新株予約権の数（個）を記載する。
6. 対象月間における転換（行使）状況	<ul style="list-style-type: none"> 対象月間の日付ごとに交付株式数（新株・移転自己株式）、転換（行使）価額、転換（行使）額面総額（新株予約権の場合は、行使された新株予約権の個数）を記載する。 ※ 行使がなかった日は、当該日付の欄は削除せず、転換（行使）価額のみを記載する（交付株式数、額面総額は「－」とする。）。 ※ 対象月の前月末時点における発行済株式数についても併せて注記する。
7. 転換（行使）制限に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> 転換（行使）制限に関する状況として、① 発行するMSCB等のすべての回数を合計した月間の交付株式数、② 発行の払込日時点における上場株式数及び③ 転換（行使）制限に関する比率（①の数を②の数で除したもの。）を記載する。 転換（行使）制限を超えて行使が行われた場合には、その旨及びその理由について、わかりやすく具体的に記載する。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	

② MSCB等の大量行使に関する開示

開示事項	開示・記載上の注意
○ 開示資料の表題	<ul style="list-style-type: none"> 表題は「MSCB等の大量行使に関するお知らせ」としてください。 なお、「MSCB等」の部分については、これに代えて、「転換価額修正条項付新株予約権付社債」又は「行使価額修正条項付新株予約権付社債」のように表題の文中に転換価額等の修正条項が設けられている旨を記載することでも差し支えないものとする。
1. 銘柄名	※ 複数のMSCB等を発行している場合、項番1. から6. までの各項目について、銘柄（回号）ごとにそれぞれ記載する。
2. 月初からの交付株式数	
3. 月初からの転換（行使）額面総額及び発行総額に対する転換（行使）比率	※ 新株予約権の場合は、対象月間中に行使された新株予約権の数（個）及び新株予約権の発行総数（個）に対する行使比率を記載する。
4. 前月末時点における未行使残存額	※ 新株予約権の場合は、対象月の前月末時点における未行使の新株予約権の数（個）を記載する。
5. 現時点における未行使残存額	※ 新株予約権の場合は、対象月の月末時点における未行使の新株予約権の数（個）

開示事項	開示・記載上の注意
6. 月初からの転換（行使）状況	を記載する。 ・ 月初からの日付ごとに交付株式数（新株・移転自己株式）、転換（行使）価額、転換（行使）額面総額（新株予約権の場合は、行使された新株予約権の個数）を記載する。 ※ 行使がなかった日は、当該日付の欄は削除せず、転換（行使）価額のみを記載する（交付株式数、行使額面総額は「－」とする。）。 ※ 前月末時点における発行済株式数についても併せて注記する。
・ その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項	

（注）同月中における開示後の転換累計又は行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合に開示するときは、2. 3. 4. 及び6. の開示事項について、それぞれ「前回開示後からの交付株式数」「前回開示後からの転換（行使）額面総額」「前回開示時点における未行使残存額」及び「前回開示後からの転換（行使）状況」として開示する。

4. 支配株主等に関する事項の開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、支配株主等に関する事項を開示することが義務付けられています。

【上場規程第411条第1項、施行規則第412条】

【支配株主の定義について】

- ・ 「支配株主」とは、次の①②のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 親会社
 - ② 主要株主で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次に掲げる者（③④）が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているもの（①を除く。以下「支配株主（親会社を除く。）」という。）
 - ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）
 - ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

- ・ 「支配株主等」とは、上記①、②、③、④又は⑤その他の関係会社のいずれかに該当する者をいう。

（参考）主要株主の近親者が議決権を所有している場合において、「②支配株主（親会社を除く。）」の判断にあたって注意を要する例

- 上場会社の主要株主（個人）が議決権の45%を、また、当該主要株主の弟が同6%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。
 - 当該主要株主が「②支配株主（親会社を除く。）」に該当します。
- 上場会社の主要株主（個人）が議決権の40%を、また、当該主要株主の弟が同11%をそれぞれ自己の計算において保有している場合。
 - 当該主要株主及びその弟が、それぞれ「②支配株主（親会社を除く。）」に該当します。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 原則として、最近事業年度の末日現在の状況について記載してください。ただし、その後、支配株主又はその他の関係会社の異動が生じた場合は、その状況を踏まえて最近日現在の状況について記載してください。
- ③ 非上場の親会社又はその他の関係会社を有している上場会社に限らず、支配株主又はその他の関係会社を有しているすべての上場会社が開示義務の対象となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の状況及び上場会社との関係等について、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

- ・ 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社について、
 - ① 商号又は名称、② 上場会社の議決権に対する所有割合（間接所有を含んだ割合を記載すると

ともに、間接所有の割合を内書きとして記載する。)、③ 支配株主等が発行する株券等が上場されている金融商品取引所等（外国の金融商品取引所及び組織された店頭市場を含む。）の商号又は名称を記載する。

- ※ 事業年度の末日と異なる日がある有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日（「株主等基準日」）である上場会社は、②の上場会社の議決権に対する所有割合については、株主等基準日現在の内容を記載してください。
- ※ ②の間接所有の記載において、「親会社」「その他の関係会社」「その他の関係会社の親会社」では間接所有分の議決権割合を、「支配株主（親会社を除く。）」では、支配株主への該当性を判断するに際し合算対象となる者（【支配株主の定義について】の③④）の所有する議決権割合を記載してください。

b. 親会社等が複数ある場合は、そのうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由

- ・ 親会社等が複数ある場合は、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等の商号又は名称及びその理由を記載する。複数の会社等が上場会社に与える影響が同等であると認められる場合は、そのすべての会社について記載し、影響が同等であると認められる理由を記載する。
- ※ 親会社等が複数でない場合は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社又はその他の関係会社が存在しない場合（「支配株主（親会社を除く。）」のみの場合）は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社等が複数ある場合における上場会社に与える影響を判断するにあたっては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響の大きさについて検討することになります。一般的には、議決権（間接保有を含む。）をより多く有している親会社等や、最終的な影響力を行使し得る立場にあり、企業グループとしての方向性を決定できる資本上位会社である親会社等が、影響が最も大きいものと考えられます。ただし、形式的にそのような立場にあっても影響力が実際には行使されず、議決権所有割合の少ない親会社等や、相対的に資本下位会社であっても人事、取引等の関係を通じて日常的な意思決定や事業活動に影響を与えることができる親会社等が、むしろ影響が最も大きいものと考えられる場合も想定されます。そのため、支配株主等に関する事項の開示においては、上場会社の意思決定や事業活動に与える影響について、各社の実状に照らして、総合的に勘案して判断してください。

c. 非上場の親会社等に係る決算情報の適時開示が免除されている場合、その理由

- ・ 親会社等（*1）が、上場株券等の発行者でない場合（*2）で、当該親会社等について、非上場の親会社等に係る決算情報の適時開示が免除されているとき（上場規程第411条第3項の適用を受ける場合）は、当該免除を求めるときに当該取引所に提示した理由を記載する。
 - （*1）親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社のことをいう。上場会社に与える影響が最も大きい会社が複数ある（影響が同等である）場合は、上場会社が選択したいずれか1社のことをいう。
 - （*2）国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者又は外国の金融商品取引所若しくは組織された店頭市場において上場若しくは継続的に取引されている株券等（預託証券を含む。）の発行者でない場合をいう。
- ※ 該当しない場合は、この項目を設ける必要はありません。
- ※ 親会社又はその他の関係会社が存在しない場合（「支配株主（親会社を除く。）」のみの場合）は、この項目を設ける必要はありません。

d. 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

- ・ 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等について、以下の事項を記載する。
 - （a）親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けについて、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から記載する。
 - ※ 特に、親会社等又はそのグループ企業との間で、役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合（注）、金銭等の貸借関係、保証・被保証関係等がある場合、主要な製品に係るライセンス等の供与がある場合、営業取引における依存度合いが著しく高い場合、重要な製造設備等について貸借関係等がある場合などにあつては、これらの状況（数、金額、構成比等を用いて具体的に）及びそのような形態を採っている理由を記載することが望まれます。

（注）親会社等又はそのグループ企業の役員又は従業員が、上場会社の役員を兼務している場合及び親会社等又はそのグループ企業から出向者の受入れがある場合には、その内容（人数、役職（出向者の場合は部署名）、親会社等又はそのグループ企業名等）及

び理由について記載することが望まれます。

(b) (a) の記載を踏まえ、親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等についても記載する。

(c) 上場会社は、親会社等の企業グループとしての経営方針や親会社等による議決権保有・行使による影響を受けて活動する中においても、上場会社として、事業活動や経営判断において一定の独立性を有することが必要となるが、(b) に記載した親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策について記載する。

(d) (a) ~ (c) を踏まえて、親会社等からの一定の独立性の確保の状況について、理由を含めて記載する。

- ※ 親会社等が複数ある場合は、各社ごとに記載する方式又はまとめて記載する方式のいずれでも差し支えないものとします。
- ※ 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。

e. 支配株主等との取引に関する事項

- ・ 「関連当事者との取引」に関する注記（財表規則第8条の10又は連結財規第15条の4の2）のうち、支配株主等との取引に関する事項を記載する。
- ※ 決算短信において、財務諸表又は連結財務諸表中に、「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合には、当該注記を参照する旨を記載することで足りるものとする。

f. 支配株主を有する場合は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

- ・ コーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定める方策の履行状況を記載する。
- ※ 当初、支配株主を有していないため、コーポレート・ガバナンス報告書に上記指針を記載していなかった場合であって、その後、支配株主を有することとなったときは、遅滞なく、上記指針を記載・変更のうえ、同報告書を提出してください。

【上場規程第419条第1項】

g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(参考) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等についての開示例

親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等については、親会社等の企業グループとの関係とそれらが上場会社の独立性に及ぼす影響等及び独立性の確保に関する施策などを関連づけて記載することが望まれます。参考までに開示例の骨子を掲げると以下のとおりです。

なお、親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けや親会社等からの独立性の確保の状況等は、それぞれ上場会社によって異なると考えられますので、参考例1～3の例の記載に限らず、広範かつ具体的に記載するようにしてください。

	参考例1	参考例2	参考例3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
① 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係	(株)〇〇は当社議決権の△%を所有する親会社です。当社は親会社の企業グループの中で□□事業分野に属し××事業を担う唯一の企業であります。当社は親会社の企業グループから◇◇製品の一部品である●●の生産を受託しており、●●の親会社の企業グループに対する売上比率は約▲%となっております。	当社及び親会社の企業グループは、〇〇に関するサービスを提供しております。このうち当社は△△に関する事業を行っており、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で事業領域が異なっております。当社は△△事業を推進するに当たり、親会社の企業グループとの一定の協力関係を保つ必要があると認識しております。そこで、当社には親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換等を目的として、親会社との兼任取締役×名が就任しております。また、当社の◇◇部門の●●を目的として親会社の企業グループから▲名を出向者として受け入れております。	当社は親会社である(株)〇〇の△△事業部門を分離独立して設立されたことから、□□に関する基本的な技術は親会社が有しており、親会社と□□技術に関するライセンス契約を締結しています。また、当該ライセンス契約に基づき売上高の×%をロイヤリティとして親会社に支払っているほか、当社の支店●●店のうち▲店の親会社からの賃借や…などの取引関係があります。その概要は以下のとおりです(最近事業年度の取引内容や、金額、比率などを表形式などにより記載(「関連当事者との取引」に関する注記を記載している場合にはその旨))。
② 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的關係、資本的關係などの面から受ける経営・事業活動への影響など	(株)〇〇は当社の議決権の△%を所有しておりますが、事業活動を行ううえでの承認事項など親会社からの制約はありません。親会社の企業グループは当社の大口、かつ、安定した取引先ですが、親会社の企業グループに対する売上比率が約▲%と高いため、当社の業績は親会社の企業グループにおける◇◇製品の販売動向に大きく依存する状況にあります。	当社は、…といった効率的な事業運営や…などの顧客満足度の向上を目的として、親会社の企業グループと一定の協力関係を構築しております。このような中、当社の取締役◆名のうち社外取締役である×名は親会社の取締役を兼任していることから、親会社の▽▽に関する方針などが当社の経営方針の決定などについて、影響を及ぼし得る状況にあります。また、現状◇◇部門の従業員▼名のうち▲名は親会社の企業グループからの出向者であり、当社の◇◇は当該出向者に相当程度依	親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いた当社製品の売上高は◆◆百万円、総売上高の▽%となっており、本ライセンス契約が更新されない場合には当社の業績に影響を及ぼします。また、親会社の△△事業部門を分離独立して設立されたことから、親会社からの支店の賃借や…などの取引関係を有しており、当社の事業基盤の一部について親会社に依存している状況にあります。 なお、親会社とのライセンス契約は契約当事者からの申し出がない限り2年ごとに自

	参考例1	参考例2	参考例3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
		存している状況にあります。	動更新されることとなっており、現在当該契約が更新されない事象を認識していません。
③ 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響などがある中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策	当社の親会社の企業グループへの売上比率は高いものの、当社では独自の研究開発、市場調査、企画、購買、生産、販売活動を行ったうえで、親会社の企業グループへ●●を販売しております。親会社の企業グループとの取引条件は各企業と個別協議により決定されており、その他親会社の企業グループ外企業の取引条件と同様のもとなっております。また、当社は親会社の企業グループからの事業活動の独立性を高めるため、親会社の企業グループ外への販売経路の拡大にも努めており、親会社の企業グループに対する売上比率も漸次低下する見込みです。	当社は、親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、□□の点で明確な事業の棲分けがなされており、親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。また、当社は、親会社との経営情報及び技術ノウハウの交換などを目的として、親会社から兼任取締役が就任しておりますが、当社の取締役のうち親会社の兼任取締役は×名と半数に至る状況にはなく、その就任は当社からの要請に基づくものであることから、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。今後は、経営の独立性を一層高める観点から、親会社の企業グループ外からの社外取締役の登用も検討しております。また、当社の◇◇部門へ親会社の企業グループから相当数の出向者を受け入れておりますが、これは●●を目的として当社が依頼したものであります。さらに、出向者のうち管理職などの重要な役職にある者はありません。近年◇◇部門の●●が図られてきたことから、今後は出向者の帰任やプロパー社員の採用の拡大、また、出向者の転籍などにより出向関係の解消が進むと考えております。	当社では独自の研究開発活動を行っており、親会社とのライセンス契約に基づく□□技術を用いない当社製品の売上高は総売上高の▼%であり、当該ライセンス契約に基づく技術のみに依存している状況にはありません。また、親会社との賃貸取引などは、…に関する部分であり、当社の事業方針や事業基盤の根幹に影響を与えるものではないと考えております。さらに、親会社からの支店賃借や…などの取引は、…のために現状当社にとって必要な取引であると認識しておりますが、当社独自の体制整備に伴い順次解消しております。なお、親会社との取引条件などは近隣相場や市場価格を参考に双方協議のうえ合理的に決定されております。
④ 親会社等からの一定の独立性の確保の状況(理由を含む)	親会社からの事業上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、また、親会社の企業グループへの価格交渉力を有するなど、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えています。	当社は親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、親会社の企業グループとの事業の棲分けがなされており、親会社兼任取締役の就任状況や出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるほど	当社は、親会社とのライセンス契約や賃貸取引など、事業基盤の一部を親会社へ依存しております。しかしながら、当社独自製品の売上構成比は▼%と低いものではないと認識しております。また、親会社との賃貸取引などは、

	参考例1	参考例2	参考例3
	(営業取引における依存度合いが著しく高い場合)	(役員・従業員の上場会社役員との兼務や相当数の出向者の受入れがある場合)	(主要な製品に係るライセンス等の供与や重要な設備等について賃貸借関係等がある場合)
		のものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。	当社の事業基盤全体に影響を与えるものではありません。よって、親会社との取引は、当社全体としての独立性を妨げるほどのものではないと考えています。

(役員の兼務状況)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
非常勤取締役	××	親会社〇〇(株) 取締役技術本部長	技術ノウハウの交換等のため当社から就任を依頼

(注) 当社の取締役●名、監査役▲名のうち、親会社との兼任役員は当該1名のみである。

(出向者の受入れ状況)

部署名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名	出向者受入れ理由
〇〇部	□名	親会社●●(株)	〇〇部門強化のため当社から依頼
××部	△名	親会社の子会社(株)▲▲	××部門強化のため当社から依頼

(注) 年 月現在の当社の従業員数は●名である。

5. 非上場の親会社等の決算情報

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、親会社等（※）の「事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第411条第2項、第3項】

（※）開示対象となる親会社等については、非上場の親会社等に限定されています。詳細は、後述の〔開示対象となる親会社等について〕を参照してください。

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該親会社等の概要を記載したうえで、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 親会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。

b. 当該親会社等の財務諸表

- ・ 貸借対照表及び損益計算書を添付する。キャッシュ・フロー計算書を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書も添付する。

※ 金商法に基づく財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を開示する。会社法による貸借対照表及び損益計算書のみ作成している場合には、当該書類を開示する。

※ 連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表、四半期財務諸表、四半期連結財務諸表を作成している場合には、その内容が定まり次第、当該書類も開示する。なお、親会社等が外国会社である場合で、個別財務諸表、中間財務諸表、四半期財務諸表を作成していないときには、連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表のみ開示する。

c. 当該親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況、役員の状況

- ・ 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式（当該親会社等が外国会社である場合には、第8号様式））の「株式等の状況」における「所有者別状況」及び「大株主の状況」並びに「役員の状況」に準じて記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔開示対象となる親会社等について〕

開示対象となる親会社等については、非上場の親会社等に限定されています。

「親会社等」（※）とは、原則として、① 親会社、② その他の関係会社及び③その他の関係会社の親会社のことをいいます。ただし、その対象を「会社」のみに限定しており、「組合等」は、開示対象の範囲から除くこととしています。

(※) 親会社等が複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等1社が適用の対象となります。その影響が同等であると認められるときは、そのうち上場会社が選択したいずれか1社が適用の対象となります。

この「親会社等」が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は以下 a～c に該当する場合には、「非上場の親会社等」には該当せず、決算情報を開示する必要はありません。

- a. 当該親会社等が外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている株券（預託証券を含む。）の発行者である場合
- b. 当該親会社等について上場会社との事業上の関係が希薄であり、上場会社が親会社等に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合
- c. その他当取引所が適当と認める者である場合

※ b のケースに該当する場合としては、例えば、上場会社の株式の買占めを行った敵対的買収者が親会社等に該当することとなるような場合であって、上場会社が当該親会社等の会社情報を把握することが困難なケースが想定されます。この規定の適用を受けて当該親会社等に係る会社情報の開示を行う必要がないとされた上場会社は、事業年度経過後3か月以内に行われる支配株主等に関する事項の開示において、当該免除を求めるに当たって当取引所に提示した理由を開示してください。

【親会社等との連絡体制の整備等】

- ・ 非上場の親会社等に関する決算情報を開示しなければならない上場会社は、当該親会社等の決算情報を適切に把握できるよう、当該親会社等との連絡体制を整備するなど、適切な開示体制の構築に努めていただくようお願いします。

6. 事業計画及び成長可能性に関する事項の開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

グロース市場の上場会社は、投資者に合理的な投資判断を促す観点から、「事業計画及び成長可能性に関する事項」について、新規上場日の開示が求められるほか、少なくとも1事業年度に対して1回以上の頻度（うち、事業年度経過後3か月以内に1回以上）で、進捗状況を反映した最新の内容によって開示することが義務付けられています。

【上場規程第408条の2、施行規則第408条】

事業計画及び成長可能性に関する事項の開示 作成上の留意事項

- ・ グロス市場の上場会社は、投資者に合理的な投資判断を促す観点から、「事業計画及び成長可能性に関する事項」を継続的に開示することが求められます。
- ・ 本資料は、「事業計画及び成長可能性に関する事項」として記載いただく内容をまとめたものです。
- ・ 開示資料の様式は問いません。決算説明会などの投資者向け説明会の資料に含めて作成・開示することも可能です。（なお、適時開示情報伝達システム（T D n e t）による開示にあたり、ファイル形式がPDFに限定されます。また、ファイルサイズの上限（10MB）にもご注意ください。）
- ・ 開示資料の作成にあたっては、以下の「記載内容」に掲げる事項について、グラフや図表等を用いることを含めて、分かりやすく記載してください。
- ・ 「記載内容」の順序は問いません。順序の入替えのほか、複数の項目をまとめて記載すること、以下に掲げられていないその他の項目について記載することも考えられます。
- ・ 本開示の内容について、投資者の理解を深め、合理的な投資判断を促す観点から、双方向型の説明会を実施するなど、投資者との間で対話を行っていただくことが望まれます。

○ 開示時期

- ・ 「事業計画及び成長可能性に関する事項」は、新規上場日の開示が求められるほか、少なくとも1事業年度に対して1回以上の頻度（事業年度経過後3か月以内に少なくとも1回）で、進捗状況を反映した最新の内容によって開示することが求められます。
- ・ 上記にかかわらず、事業計画を見直した場合や、事業の内容に大幅な変更があった場合など、記載内容に重要な変更が生じた場合には、速やかにその内容について開示してください。

○ 記載内容

項目	記載のポイント
<p>■ ビジネスモデル</p> <p>(1) 事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループのビジネスモデルや取り扱っている製商品・サービスの内容、及びそれらの特徴を分かりやすく記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ ビジネスモデルについては、事業の流れや、仕入先・販売先等の属性、それらとの関係に触れて記載することが考えられます。 ※ これまでの事業の進捗状況を記載することも考えられます。 ・ 企業グループが複数の事業を行っている場合には、事業ごとの全社業績における寄与度を、売上高、利益の構成比等を用いて、記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 将来的な寄与度の変化が見込まれる場合には、その内容について記載してください（事業ごとの現在の成長ステージを記載することも考えられます。）。特に先行投資型企業（成長の実現に向けて、研究開発やマーケティング等に係る投資が先行することにより、現状、赤字など収益性が低くなっている企業。以下同じ。）においては、将来の事業構成の変化に関する見通しの記載が重要であると考えられます。 ・ 主要な製商品の販売にあたって、今後、当局の承認が必要な場合には、必要となる許認可等の内容や取得に係るプロセスを記載してください。
<p>(2) 事業の収益構造</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループの収益・キャッシュフロー獲得の方法や、それに要する主な費用の内容・構成等を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 企業グループが複数の事業を行っている場合には、事業ごとにこれらの内容を記載することが考えられます。 ※ 将来的な収益構造の変化が見込まれる場合には、その内容について記載してください。特に先行投資型企業においては、将来の収益構造の変化に関する見通しの記載が重要であると考えられます。 ・ 契約等において、事業の収益構造に重要な影響を与える条件が定められている場合には、当該契約等の内容（契約等の相手先、契約の概要、重要な影響を与える条件等の内容、影響の程度など）を記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 例えば、プラットフォーム運営会社との間で収益分配に係る条件が定められている場合や、先行投資型企業において、将来受け取る予定の収入（ロイヤリ

項目	記載のポイント
	<p>ティ収入等) 等に係る条件が定められている場合には、その内容を記載することが考えられます。</p>
<p>■市場環境 (1) 市場規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループがターゲットとする具体的な市場の内容（顧客の種別、地域など）及び規模を、できる限り信憑性・客観性の高いデータ等を用いて記載してください。 ※ 第三者機関が作成したデータ等を想定しています。記載に当たっては、その出典を記載してください。 ※ 第三者機関が作成したデータ等がない場合、十分な根拠を有したものであるときには各社が独自に測定したものをを用いることも想定されます。その場合、投資者の誤解を招かないよう、独自の測定に用いたデータの出典や前提条件を詳細に記載してください。 ※ 投資者が、企業グループの事業の成長余地を評価する上で有用な情報を記載してください。 ※ ターゲットとする具体的な市場の規模に関するデータ等がない場合でも、投資者の投資判断に有用と考えられるときには、企業グループの事業が属する市場全体の市場規模について記載をすることが考えられます。 ※ 企業グループが複数の事業を行っている場合には、事業ごとにこれらの内容を記載することが考えられます。 ・ 企業グループがターゲットとする市場の成長や変化が見込まれる場合には、その成長や変化に対する会社の認識を記載してください。 ※ 将来予測を行っている場合には当該内容について記載することが考えられます。なお、将来予測を記載する場合には、予測において用いた前提条件（第三者機関が作成したデータの場合はその出典）を記載してください。
<p>(2) 競合環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループの主要な製商品・サービスごとに、競合の状況（競合の内容（顧客・地域の重複、代替性など）、自社のポジショニング、シェア等）を記載してください。 ※ 客観的な事実（例えば、第三者機関が作成したデータ等をはじめとする公開情報）を踏まえて、記載してください。
<p>■競争力の源泉 (1) 経営資源・競争優位性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長ドライバーとなる技術・知的財産、ビジネスモデル、ノウハウ、ブランド、人材（経営陣等）等の状況及びそれらの競争優位性について記載してください。 ※ 競合他社や既存の製商品・サービスとの差別化を可能とした独自の特徴・強み（例えば、付加価値の高い製品の提供や低コストの提供が可能である点等）について、客観的な事実（例えば、保有している技術の有効性を示すデータ等）を踏まえて記載してください。 ※ 先行投資型企業においては、競合他社や既存の製商品・サービスと比較して競争優位性を有すること及び今後その競争優位性を獲得・維持する見込みがあることについて、客観的な事実を踏まえた具体的な記載が特に重要であると考えられます。 ※ 企業グループが複数の事業を行っている場合は、事業ごとにこれらの内容を記載することが考えられます。
<p>■事業計画 (1) 成長戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 事業計画の対象期間については、上場会社各社の事業内容、ビジネスモデルに応じて異なることが想定されます。投資者に合理的な投資判断を促す観点から、各社において適切な期間を設定してください（その際、期間の設定理由についても記載することが考えられます。）。 ・ 企業グループのビジネスモデル、市場環境、競争力の源泉を踏まえた経営方針・成長戦略を記載してください。 ※ 競争力の源泉をどのように維持・強化するのかという観点で記載することが考えられます。 ・ 当該経営方針・成長戦略を実現するための具体的な施策の内容を記載してください。 ※ 研究開発計画、設備投資計画、マーケティング計画、人員計画及び資金計画などの成長戦略の実行に必要な計画（具体的な目標や達成見込み時期等）を

項目	記載のポイント
	<p>記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 先行投資型企業においては、研究開発・設備投資・営業活動等の先行投資の内容（成長戦略と結び付けた投資の狙い）及び今後の投資計画（事業進捗に応じた投資方針の変更や投資継続の判断に係る考え方を含む）について、具体的に記載することが特に重要であると考えられます。 ※ 企業グループが複数の事業を行っている場合は、それぞれの事業の経営方針・成長戦略における位置づけを踏まえつつ、事業ごとの施策の内容を記載することが考えられます。
(2) 経営指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上重視している、成長戦略の進捗を示す重要な経営指標（投資者の投資判断に影響を及ぼすもの）について、当該指標を採用した理由、実績値及び具体的な目標値を記載してください。 ※ 継続的に進捗を測定できる指標（例えば、ユーザー数、ユーザー一人当たりの単価、顧客獲得単価など）を記載してください。 ※ 自社で算定する指標を用いる場合は、算定方法を記載してください。 ※ 事業計画の進展や見直しに伴って、経営指標の追加・変更を行う場合には、追加・変更の理由を記載することが考えられます。また、主たる経営指標の変更を行う場合であっても、それまで記載していた経営指標が合理的に算出可能であるときは、その記載を継続することも考えられます。
(3) 利益計画及び前提条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期利益計画を公表している場合（公表する場合は、その内容及び前提条件を記載してください）。 ※ 記載可能な数値のみで足り、記載をする場合には、合理的な数値であることが求められます。 ※ 記載をする場合には、成長戦略との関連性を踏まえて、事業ごとの計画値を記載することが考えられます。
(4) 進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回記載した事項の達成状況（成長戦略を実現するための具体的な施策の実施状況や、経営指標や利益計画の達成状況など）や前回記載した事項からの更新内容を記載してください。 ※ 更新がない事項については、その旨を記載することが考えられます。 ※ 進捗状況の記載を取りやめることとした事項がある場合は、その旨及び理由を記載してください。 ・ 次に「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示を行うことを予定している時期を記載してください。 ※ ビジネスモデルや設定する経営指標の特性によっては、1年に2回以上の頻度で開示することも考えられます。あらかじめ、開示頻度の方針を定めている場合には、当該方針を記載してください。 ※ 経営指標等の進捗状況については、例えば、決算短信・四半期決算短信やそれらの補足説明資料において、定期的の開示することも考えられます（その場合には、本開示において、その旨を記載してください）。
<p>■リスク情報</p> <p>(1) 認識するリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成長の実現や事業計画の遂行に重要な影響を与える可能性があるとして認識する主要なリスクを記載してください。 ※ 有価証券報告書（新規上場の会社においては有価証券届出書等）の「事業等のリスク」に記載の内容のうち、成長の実現や事業計画の遂行に影響する主要なリスクを抜粋して記載してください。 ※ その他のリスクは、有価証券報告書（新規上場の会社においては有価証券届出書等）の「事業等のリスク」を参照する旨、記載してください。 ※ 前回の更新時に記載したリスクについて、記載を行わないこととした場合には、その旨およびその理由を記載してください。 ・ リスクが顕在化する可能性の程度や時期、顕在化した場合の成長の実現や事業計画の遂行に与える影響の内容を記載してください。
(2) リスク対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なリスクへの対応策を記載してください。 ※ 経営方針・成長戦略等との関連性を踏まえて記載してください。

以上

7. 上場維持基準への適合に向けた計画の開示

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、その発行する上場株券等が、事業年度の末日等において、上場維持基準のいずれかに適合しない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内に、基準ごとに定める改善期間内に当該基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画を開示することが義務付けられています。

また、上場会社は、当該基準に適合するまでの間、計画の内容について訂正又は変更すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更後の計画を開示することが義務付けられています。

上場維持基準に係る経過措置が適用されている場合には、適用される基準のいずれかに適合しない状態となった場合のほか、市場区分ごとの上場維持基準に適合しない状態となった場合にも、計画を開示することとなります。(※)

※ 2022年4月3日時点において旧市場区分（市場第一部、市場第二部、マザーズ又はJASDAQ）に上場していた株券等の発行者については、市場区分ごとの上場維持基準のいずれかに適合しない状態となった場合に、基準に適合するための取組み及びその実施時期を記載した計画を開示し、当該基準に適合するまでの間、各事業年度の末日等から起算して3か月以内に、当該計画の進捗状況を開示することにより、上場維持基準に係る経過措置が適用されます。なお、2025年3月1日以後に到来する上場維持基準に関する基準日から本来の上場維持基準が適用されます。2023年3月末までに、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を終了期限とする適合計画等を開示している会社については、当該基準日の翌日から当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、監理銘柄に指定します。

2023年4月以降開示を行う計画においては、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を計画の終了期限として設定することはできません。

また、移行後に市場区分の変更を行った場合や特別注意銘柄に指定された場合は、経過措置の適用対象外となります。

(参考) 上場維持基準の概要

スタンダード市場

項目	上場維持基準	改善期間	経過措置の適用対象の場合（*）	
			適用される基準	改善期間
流動性	株主数	400人以上	150人以上	1年
	流通株式数	2,000単位以上	500単位以上	
	流通株式時価総額	10億円以上	2.5億円以上	
	売買高	月平均売買高10単位以上	6か月	月平均売買高10単位以上
ガバナンス	流通株式比率 (※1)	原則1年 (※3)	(5%以上) (※5)	(なし)
財政状態	正であること (※2)	原則1年 (※4)	正であること (※2)	原則1年 (※4)

(*) 経過措置の適用対象：旧市場第一部・市場第二部・JASDAQスタンダードに上場していた会社（スタンダード市場の上場維持基準に適合していない場合には、適合に向けた計画及び進捗状況の開示を行っている場合に限る）

プライム市場

項目		上場維持基準	改善期間	経過措置の適用対象の場合(*)	
				適用される基準	改善期間
流動性	株主数	800人以上	1年	800人以上	1年
	流通株式数	2万単位以上		1万単位以上	
	流通株式時価総額	100億円以上		10億円以上	
	売買代金/売買高	日次平均売買代金0.2億円以上	月平均売買高40単位以上	6か月	
ガバナンス	流通株式比率	35%以上 (※1)	原則1年 (※3)	(5%以上) (※5)	(なし)
財政状態	純資産の額	正であること (※2)	原則1年 (※4)	正であること (※2)	原則1年 (※4)

(*) 経過措置の適用対象：旧市場第一部に上場していた会社（プライム市場の上場維持基準に適合していない場合には、適合に向けた計画及び進捗状況の開示を行っている場合に限る）

グロース市場

項目		上場維持基準	改善期間	経過措置の適用対象の場合(*)	
				適用される基準	改善期間
流動性	株主数	150人以上	1年	150人以上	1年
	流通株式数	1,000単位以上		500単位以上	
	流通株式時価総額	5億円以上		2.5億円以上	
	売買高	月平均売買高10単位以上	6か月	月平均売買高10単位以上	6か月
ガバナンス	流通株式比率	25%以上 (※1)	原則1年 (※3)	(5%以上) (※5)	(なし)
時価総額 (上場から10年経過後)		40億円以上	1年	5億円以上	1年
財政状態	純資産の額	正であること (※2)	原則1年 (※4、6)	正であること (※2)	原則1年 (※4)

(*) 経過措置の適用対象：旧マザーズ・JASDAQグロースに上場していた会社（グロース市場の上場維持基準に適合していない場合には、適合に向けた計画及び進捗状況の開示を行っている場合に限る）

【上場規程第408条、第501条、付則第4条、施行規則第501条】

- (※1) 大規模な公募及び売出しを伴う新規上場に係る形式要件の特例（上場規程第715条）の適用を受け、既に適合に向けた計画の進捗の開示を行っている場合を除きます。
- (※2) 当該基準に適合するまでの間、各事業年度等に係る決算の内容を上場規程第404条の定めるところにより開示するまでに、計画の進捗状況について記載した書面を開示することが義務付けられています。
- (※3) 第三者による事業再生の結果、基準に抵触することとなった場合であって、5年以内に適合する見込みを有すると当取引所が認めるときには、5年（あるいは当取引所が適当と認める期間）を改善期間とします。
- (※4) 時価総額が1,000億円以上の場合及び法的整理又は私的整理等により基準に適合することを計画している場合には、当取引所が適当と認める期間を改善期間とします。
- (※5) 当該基準に適合しない状態となった場合には、その時点において上場廃止を決定します（計画の開示は不要）。

- (※6) グロース市場への上場後3年間において基準に抵触した場合には、上場後4年経過後最初に到来する事業年度末日までの期間を改善期間とします。また、グロース市場上場会社の事業年度末時点での時価総額が100億円以上の場合（純資産の額が正でない状態となった理由が中長期的な企業価値向上に向けた投資活動に起因して生じた損失によると東証が認めた場合に限る）には、当取引所が適当と認める期間を改善期間とします。

「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項

- 基準日において、所属する市場区分ごとに定められた上場維持基準に適合していない状態となった場合は、当該状態となった時から起算して3か月以内に、当該基準に適合するための取組及びその実施時期を記載した計画（以下「適合計画」といいます。）を開示してください。
- また、「適合計画」を開示した後、当該基準に適合するまでの間、「適合計画」の内容について訂正又は変更（以下更新も含めて「変更」といいます。）すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更後の「適合計画」を開示（以下「訂正・変更開示」といいます。）してください。訂正については、基準日時点における当社の適合状況の各数値に誤記があった場合等が、変更については「適合計画」や取組内容等を変更する場合等が想定されます。「適合計画」の変更の際には『「上場維持基準への適合に向けた計画」に基づく進捗状況』作成上の留意事項もご覧ください。
-

○ 検討プロセス

- ・ 「適合計画」に含まれる内容の決定は、上場会社の経営方針・経営戦略等に影響する重要な戦略的意思決定となることが考えられます。そのため、取締役会において取組の基本方針など「適合計画」の主要な内容について十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- ・ 経営方針・経営戦略、事業計画・経営計画等（以下「事業計画等」といいます。）が既にある場合、「適合計画」に含まれる内容が事業計画等の内容と整合的なものであることが必要となります。上場維持基準への適合に向けた検討の結果、開示や自社ホームページにて公表済みの事業計画等の内容に変更が生ずる場合等においては、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

○ 事前相談

- ・ 「適合計画」については、上場維持基準への適合に向けた合理的な内容であり、投資者の投資判断に必要な情報が十分に記載されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて開示内容等の追加等を求める場合があることから、記載内容に関する事前相談（開示ドラフトの事前確認）を行ってください。上場会社における社内手続きを円滑に実施いただく観点から、「適合計画」の審議を行う取締役会等の実施予定日（「適合計画」の骨子等を取締役会で議論し、「適合計画」の策定を経営会議や代表者による決裁等で行う場合は、当該経営会議等の実施予定日）の2週間程度前までに「適合計画」（案）等を東証上場部の開示担当者のメールアドレス宛にご送付ください。「適合計画」の訂正・変更開示についても東証の開示担当者宛てに事前相談を行ってください。**記載内容の不足、誤りが多くなっていますので、開示までの日程に余裕をもって事前相談するようにしてください。**
- ・ 「適合計画」の取組としての適時開示（エクイティ・ファイナンスや分売、大株主との交渉により主要株主等に異動が生じることとなった場合など）を行う場合や、これに伴い、「適合計画」に基づく進捗状況の開示を行う場合にも、記載内容に関する事前相談を行ってください。

○ 開示様式

- ・ 「適合計画」の開示様式（Word、PowerPoint等の種別など）は任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

○ 記載事項

開示事項	開示・記載上の注意
■適合状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「株券等の分布状況表」及び「適合状況通知」等を基に、上場維持基準に適合しない項目及び具体的な数値について記載してください。 ・ 改善期間入りしている場合には、開示資料の表題に「改善期間入り」している旨がわかるように明記してください。
■計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場維持基準に適合していない項目が複数ある場合には、項目ごとに上場維持基準に適合するために必要と想定される計画期間を設定のうえ記載してください。 ・ 新市場区分移行日（2022年4月4日）より前に上場していた会社（※）については、2025年3月1日以後に到来する上場維持基準に関する基準日から本来の上場維持基準が適用されます。なお、2023年3月末までに、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を終了期限とする「適合計画」等を開示している会社について

開示事項	開示・記載上の注意
	<p>は、当該基準日の翌日から当該終了期限における適合状況を確認するまでの間、監理銘柄に指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年4月以降開示を行う「適合計画」等においては、2026年3月1日以後最初に到来する基準日を超える時期を計画の終了期限として設定することはできません。 <p>※新市場区分移行日以後に市場区分の変更を行った会社（～2023年9月29日までにスタンダード市場上場の再選択の変更申請を行った会社を除く）や、新市場移行日時点で特設注意市場銘柄に指定されていた会社又は同日以後に同銘柄又は呼称変更後の特別注意銘柄に指定された会社は経過措置の適用はありません。</p> <p>(適合状況が経過措置対象で適合状況が経過措置基準以上、かつ上場維持基準未満の場合) 経過措置の適用期間内で、「取組の基本方針、課題及び取組内容」の記載内容を踏まえ、合理的かつ整合性がある計画期間となるように検討してください。</p> <p>(適合状況が経過措置対象外で上場維持基準未満、又は経過措置対象で経過措置基準未満の場合) 各上場維持基準に設けられている改善期間内で、計画期間を検討してください。 開示資料の表題には「改善期間入り」している旨がわかるように明記してください。</p>
<p>■取組の基本方針、課題及び取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、現状の課題及び具体的な取組の内容についてそれぞれ記載してください。 ※ 「適合計画」の提出後、定期的な進捗状況の開示が必要となりますので、個別の取組事項については、取組の実施予定時期、取組達成の結果期待される定量的な効果を記載することが望まれます。 ※ 「適合計画」の目標として設定する業績やROE等の指標等は合理的な内容であることが求められますので、前提条件、制約事項やリスク内容についても記載してください。 ※ 基本方針については、会社全体の経営方針も踏まえ、上場維持基準への適合に向けた取組に係る方針を記載してください。 ※ いずれの基準においても、複数の観点から取組を検討・記載することが望まれます。 ※ 自社のおかれている外部環境等により、「適合計画」の開示時点で、具体的な取組内容を記載できない場合には、その理由及び具体的な取組内容の検討が可能となる時期をご記載ください。なお、取組内容等に「未定」の事項がある場合には、取組内容を検討できない事情が解消された後、速やかに取組を検討し、「適合計画」内容の重要な変更に該当するものとして) その内容を反映した「適合計画」を開示してください。

○ 各基準の定義及び記載のポイント（以下の内容に留意のうえ、課題や取組内容を記載してください。）

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
<p>■株主数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「株主数」とは、事業年度の末日において1単位以上の株式を所有する者の数をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 一般論として、技術的に株主数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 株式投資単位の引下げ（株式分割、株式の無償割当てなど） イ. 既存株主による株式の売出し、立会外分売 ウ. IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実策（具体的な取組やスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、株主数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組を計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものと考えられます。

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
<p>■流通株式数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「流通株式」とは、事業年度の末日において上場株式のうち、流通性の乏しい株式を除いたものをいいます。なお、流通株式に関する詳細な定義等については、「株券等の分布状況表（新様式）等の作成要領」をご参照ください。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。 ※ 一般論として、技術的に流通株式数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> ア．発行済株式数の増加（株式分割、株式の無償割当てなど） イ．既存株主による株式の売出し、立会外分売 ウ．IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組やスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組を計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。
<p>■流通株式時価総額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「流通株式時価総額」とは、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値に事業年度の末日の流通株式数を乗じて得た額をいいます。 ・ 流通株式時価総額の構成要素は、「時価総額」及び「流通株式比率」となりますので、取組内容の記載に際しては、それぞれの要素について適合又は向上するような課題及び取組をご検討ください。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 事業計画等がある場合には、その内容との整合性確保に特にご注意ください。 ※ 事業計画等の公表が「適合計画」の提出時期よりも後となる場合、当該事業計画等との平仄を踏まえた記載とし、公表後に必要に応じて「適合計画」の変更や更新、進捗状況に応じて訂正・変更開示を行ってください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。
<p>■流通株式比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「流通株式比率」とは、事業年度の末日時点の流通株式数を上場株式数で除して得た割合をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 大株主が存在する場合、当該大株主との関係性、今後の方針等について検討すべきものであると考えられます。 ※ 一般論として、技術的に流通株式比率の改善に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません）。 <ul style="list-style-type: none"> ア．既存株主による株式の売出し、立会外分売 イ．取得済みの自己株式（金庫株）の消却 ウ．IR活動の推進・強化及び投資者向けの情報発信の充実等（具体的な取組やスケジュールを記載） ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、どのような取組を計画するにしても上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。
<p>■売買高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「売買高」とは、毎年6月末日又は12月末日以前6か月間における当取引所の売買立会での売買高を月次平均して得た額をいいます。

上場維持基準	各基準の定義及び開示・記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 流通株式数の増加に向けた取組のほか、IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実にに向けた具体的な取組を実施すること等が考えられます。 ※ 売買高基準（6月末日又は12月末日）に適合せず、既に「適合計画」を開示している場合には、既に開示している「適合計画」に売買高基準に適合するための取組及びその実施時期を追記してください。
<p>■売買代金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「売買代金」とは、毎年12月末日以前1年間における当取引所の売買立会における売買代金を日次平均して得た額をいいます。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 流通株式数の増加に向けた取組のほか、IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実にに向けた具体的な取組を実施すること等が考えられます。 ※ 売買代金基準（12月末日）に適合せず、既に「適合計画」を開示している場合には、既に開示している「適合計画」に売買代金基準に適合するための取組及びその実施時期を追記してください。
<p>■時価総額 （グロース市場：上場から10年経過している場合のみ（注））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「時価総額」とは、事業年度の末日時点の上場株式数に、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額をいいます。 （注）上場後10年経過したか否かの算定は、新市場区分への移行日前に経過していた上場年数を引き継ぐものとします。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 「事業計画及び成長可能性に関する事項」の内容との整合性確保に特にご注意ください。
<p>■純資産の額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「純資産の額」とは、（連結）貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいいます。 （詳細な定義については、有価証券上場規程施行規則第501条第6項を参照） ※ 経営・事業改善及び自己資本の改善の二つの観点から記載してください。 ※ 改善期間内だけではなく、その後も持続的に企業価値を回復・向上させていくことが重要であることから、その実現を目指した中期的な方針も含め記載してください。

「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」作成上の留意事項

- 「上場維持基準への適合に向けた計画」（以下「適合計画」といいます。）を開示し、経過措置が適用されている上場会社において、上場維持基準に適合していない状態が継続されている場合には、基準日から起算して3か月以内（純資産の額が適合していない場合は、各四半期の決算短信を開示するまで）に、前回「適合計画」を開示して以降の取組内容、今後の取組及びその実施予定時期、進捗状況を踏まえた基準適合の予定時期を記載した「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」（以下「進捗状況」といいます。）を開示してください。
- 「適合計画」又は「進捗状況」を開示している上場会社が、次の基準日において（あるいは改善期間に入っている上場会社で期中に「株券等の分布状況表」を提出し）全ての上場維持基準に適合することとなった場合には、その旨を必ず開示してください。経過措置の適用を受けている上場会社が、基準日以前に上場維持基準の全て又は一部の項目に適合する見込みとなった場合には「進捗状況」を開示することが望まれます。なお、流通株式時価総額や時価総額の基準については、基準日の株価が確定した時点で開示することが望ましく、基準日の株価が確定していない段階で開示する場合には、「現時点又は●年●月●日時点では」と株主や投資者に誤解のないように記載してください。
- また、「適合計画」又は「進捗状況」を開示した後、当該基準に適合するまでの間、「適合計画」又は「進捗状況」の内容について訂正又は変更（「適合計画」又は「進捗状況」を更新することを含みます。）すべき事情が生じた場合は、直ちに訂正又は変更の開示（以下「訂正・変更開示」といいます。）を行ってください。訂正については、基準日時点における当社の適合状況の各数値に誤記があった場合等が、変更については直近の計画や取組内容等を変更する場合等が想定されます。

○ 検討プロセス

- 「適合計画」の作成時と同様に、「進捗状況」の内容についても、取締役会や経営会議等において、計画に定めた上場維持基準への適合に向けた取組の実施状況や適合状況の推移、それらを踏まえた計画の変更要否等について十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- 経営方針・経営戦略、事業計画・経営計画等（以下「事業計画等」といいます。）が既にある場合、「進捗状況」の内容検討に際しても、当初の「適合計画」同様にその内容が事業計画等の変更・更新内容と整合的なものであることが必要となります。「進捗状況」の内容についての検討の結果、開示や自社ホームページにて公表済みの事業計画等の内容に変更が生ずる場合等においても、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

○ 事前相談

- 「進捗状況」の開示においても、投資者の投資判断に必要な情報が十分に開示されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて開示内容等の追加等を求める場合があることから、記載内容に関する事前相談（開示ドラフトの事前確認）を行ってください。上場会社における社内手続きを円滑に実施いただく観点から、進捗開示の審議を行う取締役会等の実施予定日（経営会議や代表者による決裁等で行う場合は、当該経営会議等の実施予定日）の2週間程度前までに「進捗状況」の開示（案）等を東証上場部の開示担当者のメールアドレス宛にご送付ください。**記載内容の不足、誤りが多くなっていますので、開示までの日程に余裕をもって事前相談するようにしてください。**
- 「進捗状況」の開示においても、外部環境の変化や取組の進捗状況等を踏まえ、計画の記載内容について見直しを行ってください。見直しの結果、開示されている直近の「進捗状況」の内容に重要な変更・更新の必要が生じた場合には、直ちに訂正・変更開示を行ってください。
- 「適合計画」や「進捗状況」の開示における取組として、適時開示（ファイナンスや分売、大株主との交渉により主要株主等に異動が生じることとなった場合など）を行う場合や、これに伴い、「適合計画」や「進捗状況」の変更・訂正開示を行う場合にも、記載内容に関する事前相談を行ってください。

○ 開示様式

- 「進捗状況」の開示様式（Word、PowerPoint等の種別など）は任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

○ 記載事項

記載事項	開示・記載上の注意
<p>■ 適合状況の推移及び計画期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場維持基準への適合状況の推移が把握できるように、「株券等の分布状況表」及び「適合状況通知」を基に、具体的な適合状況（項目及び数値）を記載してください。 ※ <u>他に不適合となっている上場維持基準の直前基準日時点の適合状況とその推移、計画期間、加えて、取組の実施状況及び評価、今後の課題・取組内容についても必ず記載してください。</u> ・ なお、適合状況の推移については、適合していない各基準において、適合していない状態となった基準日時点から直近の基準日に至るまでの各基準日時点の貴社の実績を、所属する市場区分の上場維持基準と併記する形で、適合していない項目の推移がわかるように記載してください。当初の「適合計画」又は直前の「進捗状況」の開示で記載していた適合までの予定期間に変更が生じる場合、各項目における変更した計画期間を記載し、変更理由について、以下の2項目と併せて記載してください。 ・ 改善期間入りした場合には、開示資料の表題には「改善期間入り」した旨がわかるように明記してください。
<p>■ 取組の実施状況及び評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに開示した「適合計画」又は「進捗状況」に記載の取組の実施状況を記載してください。 ・ 適合状況の推移を踏まえたうえで、適合しない項目ごとに、現時点での評価を記載してください。 ※ これまでに開示した実施に要する期間や期待される定量的な効果を踏まえて、実施した取組やその進捗状況に対する評価を記載してください。
<p>■ 上記2つの項目を踏まえた今後の課題・取組内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記2つの項目を踏まえ、今後の課題・取組内容について、それぞれ記載してください。 ※ 当初の「適合計画」又は「進捗状況」で記載している計画が想定どおりに進捗していて、当初の「適合計画」又は直前の「進捗状況」の内容を変更又は更新しない場合は、その旨を記載してください。 ※ 実施できていない取組がある場合や、想定された効果が得られていない場合、その理由とそれを踏まえた今後の予定・代替策などを検討することが考えられます。特に自社のおかれている外部環境等により、具体的な取組を実施できていない場合には、その理由及び具体的な取組内容の検討が可能となる時期をより具体的にご記載ください。

「上場維持基準への適合に向けた計画に基づく進捗状況」の作成にあたっては、各上場維持基準の定義及び当初計画の記載のポイント（「上場維持基準への適合に向けた計画」作成上の留意事項）も適宜ご参照ください。

8. 公開買付け等事実の当取引所への通知

(1) 金商法施行令第30条第1項第2号及び第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知

内部者取引規制上の公表措置をとるため、上場会社は、金商法施行令第30条第1項第2号及び第4号の規定に基づき公開買付け等事実を当取引所に通知することができます(*)。なお、当取引所に通知した公開買付け等事実については、適時開示情報と同様、「適時開示情報閲覧サービス」に掲載されます。

【上場規程第414条第7項】

(*) 具体的には、「①上場会社が他社の株券等に対して買集め行為を行うことを当取引所に通知すること」又は「②非上場会社による上場会社の株券等に対する公開買付け・買集め行為若しくは上場会社の子会社である非上場会社による他社の株券等に対する公開買付け・買集め行為が行われる場合において、非上場会社からの要請に基づいて公開買付け等事実を当取引所に通知すること」等が考えられます。

なお、当取引所への通知後に、通知した内容について、変更すべき事情が生じた場合は当該変更の内容を、訂正すべき事情が生じた場合は当該訂正の内容を通知することが義務付けられています。

【上場規程第414条第8項】

〔その他の注意事項〕

- 当該通知の内容が、個別の開示項目（「第1章12. 公開買付け等に関する意見表明等」や「第6章2. [1] 子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け」など）に該当する場合は、当該個別の開示項目に基づき適時開示を行う必要があります。

(2) 通知資料の記載事項等

公開買付け等事実を当取引所に通知する場合には、以下の事項を通知資料に記載してください。

(金商法施行令第30条第1項第2号の規定に基づき通知する場合)

- **買集め行為の実施又は中止に関する事実(内容)を記載した資料**
 - ・ 資料の表題に、被買付会社(上場会社)の名称及び証券コードを記載する。

(金商法施行令第30条第1項第4号の規定に基づき通知する場合)

- **非上場会社である公開買付者等と上場会社である被買付会社又は当該公開買付者等の親会社が連名により、公開買付者等が公開買付け又は買集め行為を実施又は中止する旨を記載した資料**
 - ・ 資料の表題に、被買付会社(上場会社)の名称及び証券コードを記載する。
 - ・ 非上場会社である公開買付者等が作成する公開買付け又は買集め行為の実施又は中止に関する事実(内容)を記載した資料を添付する。
 - ・ 非上場会社である公開買付者等と上場会社である被買付会社又は当該公開買付者等の親会社が連名により、上記添付資料に相当する資料を作成する場合は、当該資料を通知資料とすることで差支えないものとする。その場合において、資料の表題に、被買付会社(上場会社)の名称及び証券コードを記載する。



第2編第6章 子会社等の情報

【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】

(1) 子会社等の決定事実・発生事実、子会社等の業績予想の修正等における「子会社」

①子会社等の決定事実・発生事実、子会社等の業績予想の修正等の適時開示における「子会社等」及び②上場会社の決定事実である「子会社等の異動」の適時開示における「子会社等」とは、金商法第166条第5項に規定する「子会社」をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいいます。

金商法第166条第5項に規定する「子会社」とは、他の会社の有価証券報告書・半期報告書・有価証券届出書等のうち直近のものにおいて、当該他の会社の属する企業集団（*1）に属する会社として記載されたもの（*2）をいいます。

（*1）「企業集団」とは、当該会社及び当該会社が他の会社の議決権の過半数を所有していることその他の当該会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める要件（※1）に該当する者（内閣府令で定める会社その他の団体（※2）に限る。）の集団をいいます。

（※1）内閣府令で定める要件：当該会社が財表規則第8条第4項各号に掲げる会社等に該当することとなる場合の同項各号に規定する他の会社等に該当すること

（※2）内閣府令で定める会社その他の団体：財表規則第1条第3項第5号に規定する会社等

【金商法第5条第1項第2号、開示府令第8条の2】

（*2）有価証券報告書の記載が適切に行われているとの前提の下、「関係会社の状況」欄に「会社名が記載されず連結子会社の社数に含める形でのみ記載されている会社」について、それ以外の箇所（財務諸表に係る注記等）にも当該会社の名前が記載されていない場合には、「子会社」として取扱われません。

(2) 「孫会社の異動」、「孫会社に係る破産の申立て等」における「孫会社」

子会社等の決定事実・発生事実である「孫会社の異動」及び「孫会社に係る破産手続開始の申立て等」の適時開示における「孫会社」とは、金商法施行令第29条第2号に規定する「孫会社」をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社等の子会社等をいいます。

金商法施行令第29条第2号に規定する「孫会社」とは、子会社（*1）が支配する会社として内閣府令で定めるもの（*2）をいいます。

（*1）金商法第166条第5項に規定する子会社をいいます。

（*2）子会社が支配する会社として内閣府令で定めるもの：財表規則第8条第3項の規定に基づき上場会社等の子会社としてみなされる会社のうち同項及び同条第4項により当該子会社が意思決定機関を支配しているものとされる会社

【金商法施行令第29条第2号、取引規制府令第54条】

(3) 子会社等の決定前に上場会社により決定が行われた場合の取扱い

子会社等の業務執行を決定する機関が当該行為を行うことについての決定をする前に、上場会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社等が当該行為を行うことについての決定をした場合は、その時点において開示を行うようにしてください。

(4) 子会社等が東証又は東証以外の国内の金融商品取引所に上場している場合の取扱い

子会社等が東証に上場している場合は、当該子会社等が開示する開示資料を参照する旨を記載することにより、当該子会社等が開示する開示資料に記載された開示事項の記載を省略することが可能です。

また、子会社等が東証以外の国内の金融商品取引所に上場している場合であって、かつ、当該子会社等が所定の開示事項を開示するときは、当該子会社等が開示する開示資料を添付することにより、当該子会社等が開示する開示資料に記載された開示事項の記載を省略することが可能です。

上場会社が上場している子会社等と連名で開示資料を作成することも可能です。

なお、子会社等が上場している場合に、当該子会社等の子会社等で決定・発生した事実については、上場会社（親会社）、上場子会社等のそれぞれにおいて子会社等の決定事実・発生事実に係る適時開示の要否の判断を行うことが必要となる点に留意してください。

（5）上場会社の企業グループ化に対する取扱い

子会社等を有する上場会社において、子会社等の決定事実の適時開示を行う場合には、上場会社の経営陣の見解と併せて、当該子会社等の経営陣の見解を開示してください。

- ① 子会社等の決定事実の適時開示を行う時点で、上場会社の経営陣及び子会社等の経営陣の見解が定まっている場合の取扱い

子会社等の決定事実の適時開示の際、現状の所定の開示事項に加えて、当該決定事実に関する上場会社の経営陣と子会社等の経営陣の見解が同じである場合はその旨を記載してください。仮に、上場会社と子会社等の経営陣の見解が異なる場合については、それぞれの見解を記載してください。

- ② 子会社等の決定事実の適時開示を行う時点で、子会社等の経営陣の見解のみが定まっている場合の取扱い

現状の所定の開示事項に沿って子会社等の決定事実の適時開示を行った後、上場会社の経営陣の見解が定まったところで、仮に、上場会社の経営陣とその子会社等の経営陣の見解が異なることが明らかとなった場合は、その時点において別途追加開示してください。上場会社の経営陣と子会社等の経営陣の見解が同じであった場合は、追加での開示は不要です。

- ③ 子会社等での決定前に上場会社の決定により適時開示を行う時点で、上場会社の経営陣の見解のみが定まっている場合の取扱い

子会社等の決定事実の適時開示を行った後、子会社等の経営陣の見解が定まったところで、仮に、上場会社の経営陣とその子会社等の経営陣の見解が異なることが明らかとなった場合は、その時点において別途追加開示してください。上場会社の経営陣と子会社等の経営陣の見解が同じであった場合は、追加での開示は不要です。

（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い

支配株主との重要な取引等に該当する上場会社の子会社等に関する決定事実について適時開示を行う場合には、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、以下の「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。なお、ここでの支配株主とは、上場会社にとっての支配株主その他施行規則で定める者をいいます。

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

○ 支配株主との取引等に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。
 - ※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む。）の概要がわかるように記載する。
 - ※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引を含む。

〔1〕子会社等の決定事実

1. 子会社等の合併等の組織再編行為

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、以下に掲げる合併等の組織再編行為を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- 子会社等の株式交換 【上場規程第403条第1号a、施行規則第403条第1号】
 - a. 子会社等の株式交換による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - b. 子会社等の株式交換による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - c. 子会社等の株式交換による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - d. 子会社等の株式交換による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- 子会社等の株式移転 【上場規程第403条第1号b、施行規則第403条第2号】
 - a. 子会社等の株式移転による連結総資産の減少又は増加見込額が直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - b. 子会社等の株式移転による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - c. 子会社等の株式移転による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - d. 子会社等の株式移転による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- 子会社等の株式交付 【上場規程第403条第1号bの2、施行規則第403条第2号の2】
 - a. 子会社等の株式交付による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - b. 子会社等の株式交付による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - c. 子会社等の株式交付による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - d. 子会社等の株式交付による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- 子会社等の合併 【上場規程第403条第1号c、施行規則第403条第3号】
 - a. 子会社等の合併による連結総資産の減少額又は増加額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上であると見込まれる場合
 - b. 子会社等の合併による連結売上高の減少額又は増加額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上であると見込まれる場合
 - c. 子会社等の合併による連結経常利益の増加又は減少見込み額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - d. 子会社等の合併による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込み額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

- 子会社等の会社分割 【上場規程第403条第1号d、施行規則第403条第4号】
- a. 子会社等の会社分割による連結総資産の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
 - b. 子会社等の会社分割による連結売上高の減少又は増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - c. 子会社等の会社分割による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - d. 子会社等の会社分割による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- （*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

（注）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社がその子会社等との間で、合併等の組織再編行為を行うことについての決定をした場合は、上場会社の決定事実に係る情報として開示することが必要となります。
- ③ 「子会社等の合併等の組織再編行為」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け」、「子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」、「子会社等の商号又は名称の変更」等）に該当する場合があります。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等の合併等の組織再編行為の効力発生日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑤ 株式交付を行う場合は、株式交付の成否や取得する子会社株式数等の結果について、判明次第「開示事項の経過」として開示してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「合併等の組織再編行為」に係る取扱いのうち、「開示内容が省略可能な場合における開示事項及び開示・記載上の注意」（当該組織再編の当事会社の概要については、「通常の場合

合における開示事項及び開示・記載上の注意」)に準じて、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

2. 子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「公開買付け（*1）」又は「自己株式の公開買付け（*2）」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

（*1）公開買付けとは、金商法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）のことをいう。以下本項目において同じ。

（*2）自己株式の公開買付けとは、金商法第24条の6第1項に規定する上場株券等の金商法第27条の2の2第1項に規定する公開買付けのことをいう。以下本項目において同じ。

【上場規程第403条第1号o】

※ 子会社等の公開買付け又は自己株式の公開買付けには、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

※ 公開買付けの結果についても開示を行うようにしてください。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社がその子会社等を対象とする公開買付けを行うことについての決定をした場合には、上場会社の決定事実に係る情報として開示が必要となります。
- ③ 「子会社等による公開買付け又は自己株式の公開買付け」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」等）に該当する場合があります（公開買付けの結果に関する開示の際に、併せてこれらの適時開示項目に該当する場合があります。）。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等による公開買付けに係る決済の開始日（公開買付け期間の最終日の翌営業日）が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「公開買付け又は自己株式の公開買付け」に係る取扱いに準じて、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごと通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

3. 子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- | |
|--|
| <p>a. 事業の全部又は一部を譲渡する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 子会社等の事業の譲渡による連結総資産の減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上 (b) 子会社等の事業の譲渡による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上 (c) 子会社等の事業の譲渡による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*） (d) 子会社等の事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*） <p>b. 事業の全部又は一部を譲り受ける場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 子会社等への事業の譲受けによる連結総資産の増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上 (b) 子会社等への事業の譲受けによる連結売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上 (c) 子会社等への事業の譲受けによる連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*） (d) 子会社等への事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*） <p>（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。</p> <p>※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。</p> |
|--|

【上場規程第403条第1号e、施行規則第403条第5号】

（注）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等における業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「子会社等における新たな事業の開始」等）に該当する場合があります。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を

参照してください。

- ③ 当連結会計年度中に子会社等による事業の譲渡又は譲受けに係る期日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

4. 子会社等の解散（合併による解散を除く。）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「解散」（合併による解散を除く。）を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 子会社等の解散による連結総資産の減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- b. 子会社等の解散による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c. 子会社等の解散による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 子会社等の解散による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 解散する子会社等が、直前事業年度において経常損失又は当期純損失を計上している場合には、その絶対値を用いて該当するかどうかを判断してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第1号f、施行規則第403条第5号の2】

（注1）子会社等が合併により解散する場合は、「子会社等の合併」として取り扱われます。

（注2）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 子会社等の解散に伴い、営業損失、営業外損失又は特別損失を計上する場合には、「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 「子会社等の解散」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等における業務上の提携又は業務上の提携の解消」等）に該当する場合があります。なお、他の適時開示項目の詳細については、当該他の項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等が解散を行う場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考

えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 当該子会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。
 - （※1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。
 - ・ 資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 人的関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
 - ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。
 - （※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金
 - （※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。
- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

b. 解散の理由

c. 解散の日程

d. 解散に伴う損失額

e. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ※ 本項目の事象による上場会社の当期業績への影響額と他の事象による上場会社の当期業績への影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。
 - ※ 上場会社の当期以降の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（子会社等の解散を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 子会社等の解散を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等の解散による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

5. 子会社等における新製品又は新技術の企業化

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「新製品又は新技術の企業化」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 新製品の販売又は新技術を利用した事業の開始予定日の属する連結会計年度の開始の日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該企業化による連結売上高の増加見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 新製品の販売又は新技術を利用した事業の開始のために特別に支出する額の合計見込額が、連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第1号g、施行規則第403条第6号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「新製品等の企業化」にあたり、会社買収（子会社化等）又は孫会社の設立の方法をとる場合は、「子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」として開示するものですが、上場会社において売上や新規支出額が計上される場合には、本項目に係る開示事項も記載するようにしてください。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等における新製品又は新技術の企業化の開始日が到来する場合等であって、上場会社の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「新製品又は新技術の企業化」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

6. 子会社等における業務上の提携又は業務上の提携の解消

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「業務上の提携」又は「業務上の提携の解消」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 業務上の提携又は業務上の提携の解消

業務上の提携（又は業務上の提携の解消）の予定日の属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該業務上の提携（又は業務上の提携の解消）による連結売上高の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

b. 資本提携を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消

(a) 新たに取得する相手方の会社の株式又は持分の取得予定価額（業務上の提携の解消の場合は、取得している相手方の株式若しくは持分の帳簿価額）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産と連結資本金のいずれか大きい金額の10%に相当する額以上

(b) 業務提携の相手方によって新たに取得される予定の株式の取得価額（業務上の提携の解消の場合は、相手方の取得価額）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産と連結資本金のいずれか大きい金額の10%に相当する額以上

c. 合併会社の設立を伴う業務上の提携又は業務上の提携の解消

(a) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかの末日における総資産の予想帳簿価額に合併会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額（当該連結会社の属する企業集団に属する他の会社が当該業務上の提携により所有する株式の数又は持分の価額を含む。）を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下同じ。）を乗じて得たもの（又は合併会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たもの）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

(b) 合併会社の設立予定日から3年以内に開始する当該合併会社の事業年度のいずれかにおける予想売上高に出資比率を乗じて得たもの（又は合併会社の直前事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たもの）が、連結会社の直前連結会計年度における連結売上高の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第1号h、施行規則第403条第7号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「業務上の提携」には、仕入・販売に関する提携、委託生産に関する提携、製品開発に関する提携、業務全般に係る包括的な提携などが含まれます。なお、業務上の協力関係が付随しない単なる株式の持合い（資本提携）や役員の派遣（人事提携）等は、業務上の提携には含まれません。

- ③ 「業務上の提携」と併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項（合弁会社が孫会社に該当する場合など）」、「子会社等における固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「子会社における新たな事業の開始」等）に該当する場合があります。
- ④ 当連結会計年度中に業務上の提携の開始日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「業務上の提携又は業務上の提携の解消」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

7. 子会社等における孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- b. 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における売上高の見込額）が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c. 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における経常利益の見込額）が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*1）
- d. 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における当期純利益の見込額）が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*1）
- e. 上場会社の直前事業年度において、孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における仕入高の見込額）が、上場会社の仕入高の総額の10%に相当する額以上
- f. 上場会社の直前事業年度において、孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（孫会社の設立においてはその予定日から3年以内に開始する当該孫会社のいずれかの事業年度における売上高の見込額）が、上場会社の売上高の総額の10%に相当する額以上
- g. 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額（*2）が上場会社の資本金（*3）の10%に相当する額以上
- h. 孫会社取得（*4）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（*5）に当該孫会社取得の一連の行為（*6）として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得（*7）又は子会社等による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の15%に相当する額以上

（*1）直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

（*2）新たに孫子会社となる会社の資本金又は出資の額が、この事実の決定により増加する場合には、当該増加後の数値により開示の要否を判断してください。

（*3）上場会社の資本金は、決定した時点の数値により開示の要否を判断してください。

（*4）上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすること

（*5）孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいい、株式又は持分の売買代金、孫会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれます。

（*6）孫会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該孫会社取得と実質的に一体のものとして認められる子会社取得及び子会社等による孫会社取得が該当します。

（*7）子会社等でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（金商法第27条の

3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。)により、当該会社を子会社等とすること

- ※ 孫会社又は新たに孫会社となる会社が、直前事業年度において経常損失又は当期純損失を計上している場合には、その絶対値を用いて該当するかどうかを判断してください。
- ※ 開示対象範囲については、「孫会社の解散（孫会社の合併による解散を含む。）による異動」を除きます。
- ※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第1号i、施行規則第403条第8号】

(注1) 孫会社の定義は、【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】を参照してください。

(注2) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に子会社等の異動の日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

8. 子会社等における固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「固定資産の譲渡」、「固定資産の取得」、「リースによる固定資産の賃貸借」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 固定資産の譲渡の場合

- (a) 固定資産の譲渡による連結総資産の減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- (b) 固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において、当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）（注2）
- (c) 固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において、当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）（注2）

b. 固定資産の取得の場合

固定資産の取得による連結総資産の増加見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

c. リースによる固定資産の賃貸の場合

リースによって賃貸する固定資産の帳簿価額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

d. リースによる固定資産の賃借の場合

リースによって賃借する固定資産のリース金額の合計見込額が、連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第1号j、施行規則第403条第9号、
上場規程第403条第1号k、施行規則第403条第10号】

（注1）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

（注2）圧縮記帳の会計処理として直接減額方式を採用している場合、損益基準（a.（b）、（c）の基準）を適用するにあたっては、固定資産売却益から固定資産圧縮損を控除した額を直前連結会計年度の連結経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益と比較してください。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等における固定資産の譲渡又は取得」については、上記のほか「子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 固定資産に係る信託受益権証券の取扱いについて
固定資産に係る信託受益権の譲渡又は取得についても、実質的に固定資産の譲渡又は取得と同視できる場合には開示を行ってください。
- ④ 開示時期に関する留意点について
「子会社等における固定資産の譲渡又は取得」は、譲渡又は取得を子会社等が決定した時点で開示が必要となります。契約締結日又は物件の引き渡し日ではないことにご注意ください（譲渡又は取得を決定した時点で未定な内容又は停止条件がつく場合には、その旨を記載したうえで開示することが必要となります。）。なお、最初の公表ですべて決定していない開示事項については、公表が可能となり次第速やかに追加の開示を行うようにしてください。
- ⑤ ファイナンス・リース取引の取扱いについて
ファイナンス・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。）による固定資産の賃借の場合は、「リース金額」を「リース物件の取得価額相当額」に読替えることとなります。
- ⑥ 当連結会計年度中に子会社等における固定資産の譲渡又は取得の期日等が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごと通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

9. 子会社等の事業の全部又は一部の休止又は廃止

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「事業の全部又は一部の休止又は廃止」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日が属する連結会計年度の開始日から、3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて

- a. 当該休止又は廃止による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 当該休止又は廃止による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第1号1、施行規則第403条第11号】

（注）この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等の事業の全部又は一部の休止又は廃止」と併せて他の項目（例えば、「子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「子会社等における固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等の事業の休止又は廃止日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「事業の全部又は一部の休止又は廃止」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

10. 子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第1号m】

(注) 当該子会社等以外の者が破産手続開始の申立て等を行う場合については、子会社等の発生事実（「子会社等における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」）として開示することが必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て」に伴い、当該子会社等に対する上場会社の債権等が回収不能の見込みとなった場合は、別途、上場会社の発生事実として「債権の取立不能又は取立遅延」に係る開示が必要となる場合があります。また、子会社等の株式について評価損の認識が必要となった場合等には、別途、上場会社の発生事実として「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る開示が必要となる場合があります。
- ③ 上場会社の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 申立ての理由

b. 負債総額

c. 当該子会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（※1）、最近3年間の財政状態及び経営成績（※2）を記載する。

（※1）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。

- ・ 資本関係として、最近日における当事会社間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 人的関係として、最近日における当事会社間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 取引関係として、直前事業年度における当事会社間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。
- ・ 最近日における上場会社と当該子会社等の債権債務関係を記載する。
- ・ 関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、相手会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。)

（※2）純資産、総資産、1株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益、1株当たり配当金

- ※ 上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。

d. 当該子会社等の株式の評価額

- ※ 評価額について、最近日までに重要な変更がある場合又は今後重要な変更が見込まれる場合は、当該変更後の内容を記載する。

e. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

(当該子会社等が上場会社である場合であって、再生手続開始又は更生手続開始の申立てのとき)

g. 上場廃止又は上場維持の見通し

- ・ 同時に上場規程第603条第1項に規定する再建計画等の審査に係る申請を行う旨又は行わない旨も併せて記載する。

○ (参考) 申立ての概要

- ・ 参考として、申立ての概要を記載する。

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（子会社等の解散を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
- ※ 子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立ての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
- ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てによる影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

11. 子会社等における新たな事業の開始

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該新たな事業の開始による売上高の増加見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 新たな事業の開始のために特別に支出する予定額の合計額が、直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第1号n、施行規則第403条第12号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等における新たな事業の開始」と併せて他の項目（例えば、「子会社等の事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け」、「子会社等における業務上の提携又は業務上の提携の解消」、「子会社等における固定資産の譲渡又は取得、リースによる固定資産の賃貸借」、「子会社等の業績予想の修正」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 「子会社等における新たな事業の開始」は、孫会社を通じて新事業に着手する場合も含まれます。したがって、新たな孫会社を設立して新事業を開始する場合には、「孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項」等として開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に新たな事業の開始日が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「新たな事業の開始」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】（6）支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

12. 子会社等の商号又は名称の変更

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「商号又は名称の変更」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 子会社等の直前事業年度の末日における総資産額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- b. 子会社等の直前事業年度の売上高が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- c. 子会社等の直前事業年度の経常利益が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- d. 子会社等の直前事業年度の当期純利益が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ 商号又は名称の変更を行う子会社等が、直前事業年度において経常損失又は当期純損失を計上している場合には、その絶対値を用いて該当するかどうかを判断してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第1号p、施行規則第403条第13号】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「商号の変更」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

13. 子会社等における債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出（預金保険法第74条第5項の規定による申出）

（1）上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出」（預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出）を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第1号q】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「債務超過又は預金等の払戻の停止のおそれがある旨の内閣総理大臣への申出（預金保険法第74条第5項の規定による申出）」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

14. 子会社等における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等の業務執行を決定する機関が、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て」を行うことについての決定をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象とする金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結債務の総額の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第1号r、施行規則第403条第14号】

(注) この事実の決定による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の決定による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 調停が成立した場合には、「子会社等における債務免除等の金融支援」に関する開示が必要となります。
- ③ 調停が不成立となった場合や調停内容を修正した場合には、当該事実の開示が必要となります。
- ④ 上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、業績予想の修正等の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、これに加えて、親子間の債権債務関係及び当該子会社等の株式の評価額を記載してください。

また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

15. その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、「上場規程第403条第1号aからrまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第1号s】

※ 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、決定事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断することが求められます。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 後述する開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。その際、投資者の投資判断に及ぼす影響の重要性については、当該会社情報の決定が将来のキャッシュ・フローに与える影響など、上場会社の企業価値に与える影響を踏まえて、実質的に判断することが重要と考えられます。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等の決定した事項の実施日等が到来する場合等であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ④ 以下は、少なくとも「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」と考えられる開示の目安です。以下の目安に該当しない場合においても、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると実質的に考えられる場合は、開示が必要となります。

- a. 金商法第166条第2項第8号に該当する事実
- b. 当該決定事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- c. 当該決定事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- d. 当該決定事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- e. 当該決定事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- f. 開示府令第19条第2項第19号の規定に基づく事由（連結財政状態及び連結経営成績に影響を与える事象）で臨時報告書が提出される事実

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、決定の理由、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

また、上場会社の支配株主（その他施行規則で定める者を含む）との重要な取引等に該当する場合は、決定事実の内容ごとに通常求められる開示事項に加えて、「支配株主との取引等に関する事項」の開示が必要となります。詳細は、「【子会社等・孫会社の定義及び開示に関する取扱いについて】(6) 支配株主との重要な取引等に係る適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

a. 事実の概要

b. 決定の理由

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の上場会社の業績に与える影響の見込みを記載する。
 - ※ 本項目の事象による上場会社の当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。
 - ※ 当期以降の上場会社の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（開示の対象とする事項の決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
 - ※ 開示の対象とする事項の決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。
 - ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、開示の対象とする事項の決定による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

〔2〕子会社等の発生事実

1. 子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「災害に起因する損害」又は「業務遂行の過程で生じた損害」（営業損失、営業外損失又は特別損失に計上されるべきもの）が発生した場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 損害の見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の3%に相当する額以上
- b. 損害による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 損害による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第2号a、施行規則第404条第1号】

（注1）災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害とは、種々の事故等の災害又は会社の業務遂行の過程で生じたすべての損害（営業損失、営業外損失又は特別損失に計上されるべきもの）をいいます（法務省刑事局付検事・横島祐介著「逐条解説 インサイダー取引規制と罰則」商事法務研究会、1989年3月23日、92頁）。

（注2）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

（注3）期中又は四半期末・中間期末・事業年度末における有価証券の評価損の発生も開示が必要となります。有価証券の評価損に関する開示を行う場合の判断にあたっては、原則として、四半期毎に、評価損の差額（*1）に基づき判断してください（*2）。また、四半期決算において洗替え法による会計処理を行った結果、評価損の戻入等が発生する場合（評価損の差額がマイナスとなる場合）は、「その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実」に関する開示が必要となる場合があります。

（*1）当事業年度の期首から判断時点までの間に計上される評価損から直前四半期累計期間（直前四半期累計期間が第2四半期累計期間である場合には直前中間会計期間）において計上された評価損を差し引いた額をいう。第1四半期については、同四半期会計期間における評価損の額をいう。

（*2）四半期決算において切放し法・洗替え法のいずれを採用する場合も同様とする。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 本項目は、災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生した場合に、直ちに事実の概要を、損害・損失の見込額を含めて開示するものですが、損害・損失の見込額の算定に時間を要す

る場合には、損害・損失の見込額が現時点では不明である旨（概算額がわかる場合はその額）及びそれ以外の開示事項について速やかに開示してください。その後、損害・損失の見込額が算定できた時点で速やかに追加開示を行ってください。

- ③ 「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に併せて他の適時開示項目（例えば、「子会社等における免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」、「子会社等における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」、「子会社等における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」、「子会社等における債権の取立不能又は取立遅延」、「子会社等における取引先との取引停止」、「子会社等における債務免除等の金融支援」等）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害が発生した場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

2. 子会社等における訴訟の提起又は判決等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「財産権上の請求に係る訴えが提起された場合」、又は「当該訴えについて判決があった場合」、若しくは「当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 訴えが提起された場合
- (a) 訴訟の目的の価額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の15%に相当する額以上
 - (b) 当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該敗訴による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. aに該当する訴えの提起に係る訴訟の全部又は一部について判決があった場合又はその全部が裁判によらずに完結した場合
- c. aに該当しない訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えの提起に係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）があった場合又はaに該当する訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合
- (a) 判決等により給付する財産の見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の3%に相当する額以上
 - (b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
 - (c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による連結経常利益の減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
 - (d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- (*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。
- ※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第2号b、施行規則第404条第2号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 訴えの提起には下級審判決に対する上訴があった場合を、判決には下級審判決を含みます（終局判決に先立って行われる中間判決もこれに含まれます。）。また、判決によらない完結には、訴えの取下げ、訴訟上の和解又は請求の放棄若しくは認諾等が該当します。なお、訴訟の前段階である裁判所への仲裁、調停の申立て等については、「訴えの提起」としての開示は義務付けられていません。
- ③ 子会社等が原告となって訴えを提起する場合については、原則として開示が義務付けられていません。なお、子会社等が提起した訴えに係る判決等があった場合については、「その他子会社等の運営、業務、又は財産に関する重要な事実」として開示が必要となる場合があります。
- ④ 特許権の侵害訴訟等を提起された場合であって、損害賠償に係る請求に加えて、製品の製造及び販売等に係る差止めの仮処分が申立てられた場合には、上記のほか、「子会社等における仮処分命令の申立て又は決定等」として開示が必要となる場合があります。
- ⑤ 当連結会計年度中に子会社等における訴訟の提起又は判決等が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ⑥ 訴訟の見通しがどのようなものであっても、訴訟の目的額や敗訴した場合に見込まれる連結売上高への影響等が軽微基準に該当しないときには、開示が必要となります。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「訴訟の提起又は判決等」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

3. 子会社等における仮処分命令の申立て又は決定等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされた場合」、又は「当該申立てについて裁判があった場合」、若しくは「当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合」であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

a. 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てどおりに発せられたとした場合、申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該仮処分命令による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

b. aに該当する仮処分命令の申立てについて裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部が裁判によらずに完結した場合

c. aに該当しない仮処分命令の申立てにおける裁判等（申立てについて判決があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）があった場合又はaに該当する申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合

(a) 当該裁判等の日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による連結売上高の減少見込額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

(b) 当該裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による連結経常利益の減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）

(c) 当該裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第2号c、施行規則第404条第3号】

（注）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に子会社等における仮処分命令の申立て又は決定等が生じた場合であって、上場

会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等と与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「仮処分命令の申立て又は決定等」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

4. 子会社等における免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」を受けた場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該処分による連結売上高の減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- b. 行政庁によって法令違反に係る告発を受けた事業部門等の直前連結会計年度における売上高が、当該連結会計年度における連結売上高の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第2号d、施行規則第404条第4号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等における免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」に併せて他の項目（例えば、「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」、「子会社等の業績予想の修正等」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 行政庁による法令に基づく処分には、会社が事業活動の基礎として必要な行政庁の免許、認可又は登録の取消処分（更新できなかった場合を含む。）、事業の全部又は一部の停止命令などを含みます。
- ④ 連結会計年度中に子会社等における免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

5. 子会社等における破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立てが行われた場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第2号e】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」に伴い、当該子会社等に対する上場会社の債権等が回収不能の見込みとなった場合は、別途、上場会社の発生事実として「債権の取立不能又は取立遅延」に係る開示が必要となる場合があります。また、子会社等の株式について評価損の認識が必要となった場合等には、別途、上場会社の発生事実として「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 「子会社等の破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が上場会社の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、これに加えて、親子間の債権債務関係及び当該子会社等の株式の評価額を記載してください。

また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

6. 子会社等における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「手形若しくは小切手の不渡り」が発生した場合（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は「手形交換所による取引停止処分」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第2号f】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」に伴い、当該子会社等に対する上場会社の債権等が回収不能の見込みとなった場合は、別途、上場会社の発生事実として「債権の取立不能又は取立遅延」に係る開示が必要となる場合があります。また、子会社等の株式について評価損の認識が必要となった場合等には、別途、上場会社の発生事実として「災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 「子会社等における手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」が上場会社の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。また、これに加えて、親子間の債権債務関係及び当該子会社等の株式の評価額を記載してください。

7. 子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等における孫会社に係る「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が行われた場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第2号g】

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 孫会社が本邦以外の地域において設立された会社であって、その設立国（地域）の法律等に基づいて、当該孫会社に係る破産手続開始の申立て等に相当する行為が行われた場合にも開示してください。
- ③ 「子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」に伴い、当該孫会社に対する子会社等の債権等が回収不能の見込みとなった場合は、別途、子会社等の発生事実として「子会社等における債権の取立不能又は取立遅延」に係る開示が必要となる場合があります。また、孫会社株式について評価損の認識が必要となった場合等には、別途、子会社等の発生事実として「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」に係る開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 「子会社等における孫会社に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」が上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 当該孫会社の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、最近日における上場会社と当該孫会社の債権債務関係を記載する。

b. 申立てに至った経緯

c. 申立者の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名を記載する。
- ※ 個人の場合には、氏名、住所（市区町村まで）を記載する。

d. 申立ての内容

e. 負債総額

f. 孫会社に係る破産等の影響

g. 当該孫会社株式の評価額

h. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

i. 上場廃止又は上場維持の見通し（当該孫会社が上場会社であって、当該孫会社による申立てのとき）

j. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

8. 子会社等における債権の取立不能又は取立遅延

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれ」が生じ、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度末日における連結純資産の3%に相当する額以上
- b. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれのある額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第2号h、施行規則第404条第5号】

（注1）「債権の取立不能又は取立遅延のおそれ」は、特定の債務者（又は保証債務に係る主たる債務者）について、「手形等の不渡り又は手形交換所による取引停止処分」、「破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て」等（これらに準ずる事実を含む。）が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金又は貸付金その他の債権（保証債務を履行したと仮定した場合における主たる債務者に対する求償権）について、「債務不履行のおそれ」が生じたことをいいます。

（注2）債務不履行のおそれのある債権又は求償権の額について当該債権等に係る担保権の設定、貸倒引当金の既計上、保険による補てん等は考慮されません。この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

※ 本項目の事象による影響を踏まえると、上場会社の当期業績予想に一定程度以上の変動が見込まれる場合には、別途「業績予想の修正等」の開示も必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 債権の取立不能から貸倒損失を計上することが決定された場合、「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」としてさらに開示が必要となる場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等において債権の取立不能又は取立遅延が生じた場合、貸倒引当金の計上など、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業

績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「債権の取立不能又は取立遅延」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

9. 子会社等における取引先との取引停止

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「主要取引先（子会社等の直前事業年度における売上高又は仕入高が売上高総額又は仕入高総額の10%以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止」又は「同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止」が発生した場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

主要取引先との取引停止、あるいは同一事由又は同一時期における複数の取引先との取引停止の日の属する連結会計年度の開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度のいずれかにおいて、当該取引の停止による連結売上高の減少見込額の総額が、直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第2号i、施行規則第404条第6号】

(注) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 取引停止には、取引先の意思による場合、法規制等により取引先との取引が不可能になる場合、あるいは、部分品の仕入先が生産を中止した結果、製品の製造・販売が不可能になった場合等を含みます。
- ③ 「子会社等における取引先との取引停止」に併せて他の項目（例えば、「子会社等の事業の全部又は一部の休止又は廃止」、「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」「子会社等の業績予想の修正等」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ④ 当連結会計年度中に子会社等において取引先との取引停止が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「取引先との取引停止」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

10. 子会社等における債務免除等の金融支援

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済」が生じ、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

- a. 債務免除等の金融支援の額（返済期限の延長にあつては当該債務の額）が、直前連結会計年度の末日における債務の総額の10%に相当する額以上
- b. 債務免除等の金融支援による連結経常利益の増加見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- c. 債務免除等の金融支援による親会社株主に帰属する当期純利益の増加見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

【上場規程第403条第2号j、施行規則第404条第7号】

（注1）「債務の総額」とは、貸借対照表上の負債勘定から各種引当金を控除したものであり、通常、保証債務等の偶発債務は含まれません（東京弁護士会会社法部・編「インサイダー取引規制ガイドライン」商事法務研究会、1989年6月28日、243頁）。

（注2）この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 「子会社等における債務免除等の金融支援」に併せて他の項目（例えば、「子会社等における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て」「子会社等における災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害」「子会社等の業績予想の修正等」）に該当する場合があります。詳細は、当該項目に係る取扱い等を参照してください。
- ③ 子会社等が、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（以下「特定調停法」という。）」に基づいて債務免除等の要請を行っている場合は、当該開示に先立って「子会社等における特定調停法に基づく特定調停手続による調停の申立て」に関する開示が必要となる場合がありますので、当該項目に係る実務上の取扱い等についても参照してください。
- ④ ③に該当する場合を除き、債務免除等の要請を決定した段階では、直ちに開示を行うことは義務付けられていません。しかしながら、報道等によって不明瞭な情報が流布された場合には、東証は、事

実照会を踏まえて、開示を求めることがあります。

- ⑤ 債権者に対する金融支援の要請を決定した旨を開示している場合に、その後、債権者との交渉が不調となるなどして、債権者からの同意が得られないこととなった場合には、「その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実」として開示が必要となる場合があります。
- ⑥ 「債務の免除に準ずると当取引所が認めるもの」としては、具体的には、極めて長期間の返済期限の延長等が考えられますが、それ以外の場合における開示の要否の判断については、当取引所までご相談ください。
- ⑦ 当連結会計年度中に子会社等において債務免除等の金融支援が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 当該子会社等の概要

- ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。

b. 金融支援を受けるに至った経緯

c. 債務の内容

- ・ 借入先等、債務の種類、債務の総額に対する割合を含めて記載する。

d. 金融支援の内容

e. 再建計画の概要

- ・ 経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容（経営困難に陥った原因の除去を含む）を記載する。
- ・ 新資本の投入による支援や債務の株式化などを含む自己資本の増強策、資産・負債・損益の今後の見通し、資金調達計画、債務弁済計画等を記載する。

f. 今後の見通し

- ・ 当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。
- ※ 本項目の事象による上場会社の当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。
- ※ 当期以降の上場会社の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

g. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○（参考）当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（開示の対象とする事項の決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。
- ※ 子会社等における債務免除等の金融支援の発生に際して当連結会計年度に係る業績予

想を新たに算出していない場合又は業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

- ※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、子会社等における債務免除等の金融支援による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

11. 子会社等における資源の発見

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等が「資源の発見」をした場合であって、かつ、当該内容が以下に掲げる基準のいずれかに該当する場合（該当しないことが明らかでない場合を含む。）は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

発見された資源の採掘又は採取を開始する日の属する連結会計年度の開始日から3年以内に開始する連結会計年度のいずれかにおいて、当該資源を利用する事業による連結売上高の増加見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上

【上場規程第403条第2号k、施行規則第404条第8号】

(注1) 「資源」とは、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項にいう「鉱物」、採石法（昭和25年法律第291号）第2条にいう「岩石」などの鉱物資源をいい、「発見」とは、発行会社において採掘又は採取することができるものとして新たにその存在を認識することで、新たな物質の発明（創作）やいわゆる用途発明はこれに含まれません。なお発見の場所は国内、国外を問いません（法務省刑事局付検事・横島祐介著「逐条解説 インサイダー取引規制と罰則」商事法務研究会、1989年3月23日、111頁）。

(注2) この事実の発生による影響の見込額と他の要因により生じる影響額とを合算すると、業績に大きな影響が出ない場合でも、この事実の発生による影響の見込額自体が基準に該当するときは、開示が必要となります。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 当連結会計年度中に子会社等において資源の発見が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、当該子会社等の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）を記載したうえで、上場会社の「資源の発見」に係る取扱いに準じて、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

12. その他子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、子会社等において「上場規程第403条第2号aからkまでに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が生じた場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第403条第2号1】

※ 「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」かどうかについては、発生事実の内容、その影響等を踏まえて、実質的に判断することが求められます。

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 後述する開示の目安への該当の有無にかかわらず、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると認められる場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。その際、投資者の投資判断に及ぼす影響の重要性については、当該会社情報の発生が将来のキャッシュ・フローに与える影響など、上場会社の企業価値に与える影響を踏まえて、実質的に判断することが重要と考えられます。
- ③ 当連結会計年度中に子会社等の運営、業務若しくは財産又は上場株券等に関する重要な事実が生じた場合であって、上場会社又は当該子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の経営成績等に与える影響の程度を踏まえて、当連結会計年度等の予想値を新たに算出した場合には、「業績予想の修正等」の開示が必要となることも考えられます。
- ④ 以下は、少なくとも「投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす」と考えられる開示の目安です。以下の目安に該当しない場合においても、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要であると実質的に考えられる場合は、開示が必要となります。

- a. 金商法第166条第2項第8号に該当する事実
- b. 当該発生事実による連結総資産の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の末日における連結純資産の30%に相当する額以上
- c. 当該発生事実による連結売上高の増加又は減少見込額が直前連結会計年度の連結売上高の10%に相当する額以上
- d. 当該発生事実による連結経常利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の連結経常利益の30%に相当する額以上（*）
- e. 当該発生事実による親会社株主に帰属する当期純利益の増加又は減少見込額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上（*）
- f. 開示府令第19条第2項第19号の規定に基づく事由（連結財政状態及び連結経営成績に影響を与える事象）で臨時報告書が提出される事実

（*）ただし、直前連結会計年度の連結経常利益が直前連結会計年度の連結売上高の2%に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%に満たない場合は、利益が少額の場合の開示基準の特例があります。当該特例の詳細は、「第7章【利益が少額の場合の開示基準の特例について】」を参照してください。

※ IFRS任意適用会社については、「連結純資産」を「資本合計」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、発生の経緯、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 事実の概要

b. 発生の経緯

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の上場会社の業績に与える影響の見込みを記載する。

※ 本項目の事象による上場会社の当期業績への影響額と他の事象による当期業績への影響額とを合算すると、上場会社の業績に大きな影響が出ない場合には、その内容を含めて記載する。

※ 当期以降の上場会社の業績に与える影響の見込額が判明していない場合も、少なくとも影響の規模・程度がわかるように記載する。

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期業績予想及び前期実績

- ・ 参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（開示の対象とする事項の決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※ 開示の対象とする事項の発生に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※ 新たに算出した予想値を記載する場合において、開示の対象とする事項の発生による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。

〔3〕子会社等の業績予想の修正等

○ 子会社等の業績予想の修正、予想値と決算値の差異等

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場会社は、その子会社等（国内の金融商品取引所に上場されている子会社等に限る。）の売上高、経常利益及び当期純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異が生じており、かつ、以下のいずれかに該当する場合（金融商品取引法第166条第2項第7号に該当する場合）は、その内容を開示することが義務付けられています。

- a. 売上高にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（*）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下
- b. 経常利益にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（*）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（*）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除した数値が0.05以上
- c. 当期純利益にあつては、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（*）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下であり、かつ、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と公表がされた直近の予想値（*）とのいずれか少なくない数値から他方を減じて得たものを前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少なくない金額で除した数値が0.025以上

（*）当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値。

【上場規程第405条第3項】

（注）以下の場合に本項目の開示が必要となります。

- ・ 子会社等の当期予想値が修正される場合
- ・ 子会社等の当期予想値と当期決算値に差異が生じた場合
- ・ 子会社等の当期予想値が公表されていない場合であつて、子会社等の前期決算値と当期決算値に差異が生じたとき
- ・ 子会社等の当期予想値が公表されていない場合であつて、当期予想値を新たに算出したとき

【開示に関する注意事項】

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 子会社等における通期の個別に係る予想値の修正の開示のみ親会社としての適時開示が義務付けられています。子会社等における通期の連結に係る予想値や四半期の連結及び単体に係る予想値の修正の開示については、親会社としての適時開示は義務付けられません。
- ③ 当該子会社等が東証に上場している場合には、当該子会社等の開示資料と連名で作成することで、当該子会社等による情報開示をもって上場会社自身の開示（会社情報の公開に関する通知書等の提出義務を含む。）に代えることができます（連名の資料を作成・公表することについては、あらかじめ上場会社及び上場子会社等との間で了解を得るようにしてください。）。ただし、当該子会社等が、決算短信等において業績予想の修正等の開示を行う場合には連名とすることができませんので、上場会社は、当該決算短信等とは別に開示用資料をご作成ください。

- ④ 経常利益又は当期純利益の計算において、新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値と、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）の符号が異なる場合（例えば、直近の予想値が赤字で、新たに算出した予想値が黒字の場合等）は、上記計算結果がマイナス（0以下）となるため、適時開示の判断基準（0.7以下）に該当し、開示が義務付けられることとなりますので、留意してください。
- ⑤ 子会社等の業績予想の修正により、上場会社の連結業績予想の修正を行う必要がある場合には、別に「連結業績予想の修正」に係る開示を行ってください。

（2）開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. **当該子会社等の概要**
 - ・ 名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金を記載する。
- b. **修正理由**
- c. **公表がされた直近の予想値（*）**
 - （*）予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値。
- d. **新たに算出した予想値（*）**
 - （*）予想値と決算値の差異の開示においては、当事業年度の決算における数値とする。
- e. **c. と d. の変動幅及び変動率**
- f. **上場会社の業績予想の修正有無**
- g. **その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**



第2編第7章

利益が少額の場合の開示基準の特例

【利益が少額の場合の開示基準の特例について】

東証では、適時開示に関して、投資判断に与える影響が軽微なものは開示義務の対象外とする軽微基準を上場規程上に設けており、この軽微基準に該当する場合は開示義務の対象外としています。

【上場規程第402条等】

このうち、利益に関する基準については、利益に係る影響の見込み額等が直前連結会計年度の連結経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の30%に相当する額以上の場合は、開示することが必要となります。

ただし、直前連結会計年度の連結経常利益の額が直前連結会計年度の連結売上高の2%の額に満たない場合又は直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益が直前連結会計年度の連結売上高の1%の額に満たない場合は、利益が少額の場合の特例として、以下のとおり、基準額を計算のうえ、開示の要否を判断してください。なお、利益に関する基準以外の開示基準に該当する場合には、開示が必要となります。

※ 本特例は上場規程405条に基づく業績予想の修正等における重要基準には適用されません。

通常の開示基準
連結経常利益又は親会社株主に帰属する当期純利益に係る影響の見込み額が 直前連結会計年度の利益の額の30%の額以上

利益が少額の場合の開示基準の特例	
直前連結会計年度の連結経常利益の額が直前連結会計年度の連結売上高の2%の額に満たない場合	直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額が直前連結会計年度の連結売上高の1%の額に満たない場合
<p>「<u>直近5年間の連結経常利益の額の平均</u> (赤字の年度についてはゼロとして計算する。)」 の30%の額</p> <p>又は</p> <p>「<u>直前連結会計年度の連結売上高の2%の額</u>」 の30%の額</p> <p>のいずれか大きい額に相当する額以上</p>	<p>「<u>直近5年間の親会社株主に帰属する当期純利益の額の平均</u> (赤字の年度についてはゼロとして計算する。)」 の30%の額</p> <p>又は</p> <p>「<u>直前連結会計年度の連結売上高の1%の額</u>」 の30%の額</p> <p>のいずれか大きい額に相当する額以上</p>

※ 連結財務諸表非作成会社については、「連結会計年度」を「事業年度」、「連結売上高」を「売上高」、「連結経常利益」を「経常利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「当期純利益」と読み替えてください。

※ IFRS任意適用会社については、「親会社株主に帰属する当期純利益」を「親会社の所有者に帰属する当期利益」と読み替えてください。また、「連結経常利益」に係る基準は適用しません。

※ 直近5年間の利益の額の平均は、直近において適用している会計基準に基づく利益の額で、金商法上の監査手続を経たものを用いて算出してください。上場後間もない場合や会計基準の変更等を行っ

た場合は、当該利益の額が存在する連結会計年度の平均により算出してください。

※ 上記に該当する場合であっても、投資者の投資判断上重要な会社情報であると考えられるときは、開示が必要となります。

(具体的な計算例)

イ. 通常の場合

〇〇〇〇株式会社	連結売上高	1,000億円
	連結経常利益	50億円
	親会社株主に帰属する当期純利益	30億円

開示基準 (利益に係る影響の見込み額が利益の額の30%)	連結経常利益	$50 \text{ 億円} \times 30\% = \underline{15 \text{ 億円}}$
	親会社株主に帰属する当期純利益	$30 \text{ 億円} \times 30\% = \underline{9 \text{ 億円}}$

ロ. 利益の額が一定の水準未満の場合 (利益の額が少額の場合の特例)

□□□□株式会社	連結売上高	1,000億円	
	連結経常利益	▲20億円	(5年平均は40億円)
	親会社株主に帰属する当期純利益	▲25億円	(5年平均は6億円)

開示基準の特例	連結経常利益	$1,000 \text{ 億円} \times 2\% \times 30\% = 6 \text{ 億円}$ $5 \text{ 年平均の } 30\% = \underline{12 \text{ 億円}}$ (いずれか大きい額)
	親会社株主に帰属する当期純利益	$1,000 \text{ 億円} \times 1\% \times 30\% = \underline{3 \text{ 億円}}$ $5 \text{ 年平均の } 30\% = 1.8 \text{ 億円}$ (いずれか大きい額)



第 3 編

企業行動規範及び自主規制の概要



第3編第1章

企業行動規範の概要

1. 総説

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての一層の自覚を持ち、会社情報の開示の一層の充実を図ることにより透明性を確保することが求められることに加えて、投資者保護及び市場機能を適切に発揮する観点から、企業行動に対して適切な対応をとることを求められており、上場規程において企業行動規範が制定されています。

企業行動規範は、上場会社として最低限守るべき事項を明示する「遵守すべき事項」と上場会社に対する要請事項を明示し努力すべき事項を明らかにする「望まれる事項」により構成されており、「遵守すべき事項」に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特別注意銘柄への指定など所定の措置の対象となります。

上場会社は、企業行動規範の目的である株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場の実現という趣旨を十分にご理解いただき、上場規程に基づく上場会社の義務として、十分な対応を講ずるようにしてください。

〔企業行動規範の構成〕

○遵守すべき事項

- ・ 第三者割当に係る遵守事項
- ・ 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止
- ・ M S C B等の発行に係る遵守事項
- ・ 書面による議決権行使等の義務
- ・ 上場外国会社における議決権行使を容易にするための環境整備
- ・ 独立役員の確保義務
- ・ コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明
- ・ 取締役会、監査役会、監査等委員会又は指名委員会等、会計監査人の設置義務
- ・ 社外取締役の確保義務
- ・ 会計監査人の監査証明等を行う公認会計士等への選任義務
- ・ 業務の適正を確保するために必要な体制整備
- ・ 買収への対応方針の導入に係る遵守事項
- ・ M B Oの開示に係る遵守事項
- ・ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項
- ・ 内部者取引の禁止
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

○望まれる事項（努力すべき事項）

- ・ 望ましい投資単位の水準への移行及び維持
- ・ コーポレートガバナンス・コードの尊重
- ・ 取締役である独立役員の確保
- ・ 独立役員が機能するための環境整備
- ・ 独立役員等に関する情報の提供
- ・ 女性役員の選任
- ・ 議決権行使を容易にするための環境整備
- ・ 無議決権株式の株主への書類交付
- ・ 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備
- ・ 反社会的勢力排除に向けた体制整備等
- ・ 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備
- ・ 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

〔上場外国会社等の取扱い〕

- ・ 上場外国会社に対する企業行動規範の適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

2. 遵守すべき事項

(1) 第三者割当に係る遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、①希薄化率が25%以上となる時又は②支配株主が異動することになるときは、原則として、a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、b. 当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認の手続きを経ることが義務付けられています。ただし、例えば、資金繰りが急速に悪化してa. 又はb. の手続きを行うことが困難であるなど、緊急性が極めて高い場合は、例外的に当該手続きを不要とすることとしています。

【上場規程第432条、施行規則第435条の2第3項】

詳細は、【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項等】を参照してください。

(2) 流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更の禁止

上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行うことが禁止されています。

例えば、1株あたりの株価が100円未満となることが見込まれる株式分割については、当該禁止規定に反するおそれがあることから、当取引所からその理由等について慎重に確認します。

【上場規程第433条】

【留意事項】

東証は、上場会社について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている」場合には、その上場を廃止するものとしています。

【上場規程第601条第1項第15号】

○ 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合

上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものに限る。）を行った場合は、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているものとして、その上場を廃止することとしています。

【施行規則第601条第12項第7号】

(3) MSCB等の発行に係る遵守事項

上場会社は、MSCB等を発行する場合には、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。また、上場会社は、企業行動規範に基づき、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。

【上場規程第434条】

詳細は、【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】を参照してください。

(4) 書面による議決権行使等の義務

上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項(※)を定めることが義務付けられています。ただし、株主の全部に対して会社法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、当該義務違反とはなりません。

【上場規程第435条】

(※)「株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨」

(5) 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備

上場外国会社(その発行する上場外国株券等が東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。)は、株主総会の招集をする場合には、日本語で記載された指図書(*1)及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類(*2)を、原則として、当該株主総会の日の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送することが義務付けられています。なお、適用に当たっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしますので、取扱いその他については東証まで相談してください。

(*1) 外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。

(*2) 議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。

【上場規程第436条】

(6) 独立役員の確保

上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)又は社外監査役(会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保することが義務付けられています。

【上場規程第436条の2】

なお、上場内国会社は、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務付けられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することが義務付けられています。

【施行規則第436条の2】

詳細は、【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】を参照してください。

(7) コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明

上場内国会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において説明すること(コンプライ・オア・エクスプレイン)が義務付けられています。これは、コードの各原則を実施することを一律に義務付けるのではなく、コードの各原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えた原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことが想定されているものです。

「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲は、上場会社の市場区分ごとに、以下のとおり定めています。

スタンダード市場及びプライム市場の上場内国会社： 基本原則・原則・補充原則
 グロース市場の上場内国会社： 基本原則

【上場規程第436条の3】

「コーポレートガバナンス・コード」の詳細については、【コーポレートガバナンス・コード】を参照してください。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出時期や記載方法については、「第5編 [4] コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

(8) 上場内国会社の機関

上場内国会社は、以下に掲げる機関を置くことが義務付けられています（※）。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）
- (3) 会計監査人

【上場規程第437条】

(9) 社外取締役の確保

上場内国会社は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）を1名以上確保することが義務付けられています。

【上場規程第437条の2】

これは、一般株主保護の観点から全ての上場内国会社に社外取締役の確保を求めるものであり、社外取締役の選任状況については、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における記載事項にもなりません。コーポレート・ガバナンスに関する報告書の詳細については、「第5編 [4] コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

(10) 公認会計士等

上場内国会社は、当該上場会社の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

また、四半期決算短信に添付される四半期財務諸表等について公認会計士等による期中レビューを受ける場合にも、当該上場会社の会計監査人を当該四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等として選任することが義務付けられています。

【上場規程第438条】

(11) 業務の適正を確保するために必要な体制整備

上場内国会社は、当該上場会社の取締役又は執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ又は同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備をいう。）を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用することが義務付けられています。

例えば、取締役会において決定された方針どおりに組織体制の構築や社内規則の整備がなされていない

い事実や、方針どおりに組織体制や社内規則が運用されていない事実など上場会社において会社法上の内部統制システムの構築及び運用に不備のある事実が判明した場合であって、その程度が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼確保の見地から看過することができないと当取引所が認めるときは、当取引所の上場会社に求められる内部統制システムが適切に構築及び運用されていなかったものとして、改善報告書などの上場規程に定める措置を講ずることとなります。

東証が、平時や個別の不祥事の都度、上場会社の内部統制システムの構築・運用状況を調査・モニタリングすることは想定しておりません。また、例えば会社法上の内部統制システムの運用状況などについて、コーポレート・ガバナンス報告書などにおいて、上場会社による追加的な開示を求めるものではありません。

【上場規程第439条】

(12) 買収への対応方針の導入に係る遵守事項

上場会社は、買収への対応方針を導入（買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、以下に掲げる事項を遵守することが義務付けられています。

(1) 開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

(2) 透明性

買収への対抗措置の発動（買収への対抗措置を実行することをいう。以下同じ。）及び廃止（発動された買収への対抗措置を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

(3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと。

(4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること。

【上場規程第440条】

詳細は、【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】を参照してください。

(13) MBO等の開示に係る遵守事項

上場会社は、MBO等（公開買付者が対象者の役員である公開買付け（公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。）又は支配株主その他施行規則で定める者による公開買付け。）に関して意見表明等を行う場合は、適時開示を必要かつ十分に行うことが義務付けられています。

【上場規程第441条、第441条の2】

【MBO等の開示に係る適時開示実務上の取扱い】

MBO等に関して意見表明等を行う場合の実務上の取扱い等については、「第2編第1章 12. 公開買付けに関する意見表明等」を参照してください。

(14) 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定をする場合には、当該

決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第441条の2、施行規則第436条の3】

なお、「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

詳細は、【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】を参照してください。

(15) 内部者取引の禁止

上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引（*）を行わせてはならないこととしています。

（*）金商法第166条及び第167条によって禁止される取引をいう。以下同じ。

【上場規程第442条】

なお、このほか、「望まれる事項」として「内部者取引等の未然防止に向けた体制整備」を定めています。「3.（8）内部者取引等の未然防止に向けた体制整備」も併せて参照してください。

(16) 反社会的勢力の排除

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項目において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
 - a. 上場会社
 - b. 上場会社の親会社等
 - c. 上場会社の子会社
 - d. 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第443条、施行規則第436条の4】

なお、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして上記の禁止されている関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第16項、同第436条の4】

このほか、「望まれる事項」として「反社会的勢力排除に向けた体制整備等」を定めています。「3.

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等」も併せて参照してください。

(17) 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止

上場会社は、企業行動規範上の「遵守すべき事項」に個々に掲げられた事項に加えて、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。

【上場規程第444条】

これは、企業行動規範の「遵守すべき事項」に関するいわゆるバスケット条項として定められているものであり、「遵守すべき事項」として個別に掲げる事項に加え、企業行動規範の趣旨に照らしてそれに準じる行動についても禁止するものです。

3. 望まれる事項

(1) 望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等

上場内国会社は、投資単位が50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努力することとされています。

【上場規程第445条関係】

東証は、安定的で活力ある株式市場の確立に向けて幅広い投資者層、とりわけ多様な投資判断を有する個人投資者層の参入が必要かつ不可欠であるとの観点から、株式投資単位の引下げに関する施策を推進しています。投資単位の引下げは、個人投資者層の株式市場への参入を促し、ひいては我が国金融商品市場の活性化・直接金融の拡大に向けた基盤づくりに繋がるものと考えられています。

株式の投資単位とは、株式投資を行うために最低限必要な投資金額を表す言葉で、株価と売買単位（単元の株式の数）で決まります。投資単位引下げは、「株式の分割」の方法により行われます。「株式の分割」とは、従来の1株を2株や3株に分割する方法で、分割後の1株あたりの株価を引き下げることにより、投資単位を引き下げます。

投資単位が高い水準にある上場会社においては、投資単位の引下げに向けて、「株式の分割」の実施をご検討ください。

〔投資単位の引下げに関する開示義務〕

上場内国会社は、上場内国株券の最近の投資単位が50万円以上である場合は、事業年度経過後3か月以内に、50万円未満の水準へ移行するための投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示することが義務付けられています。詳細は、「第2編第5章1. 投資単位の引下げに関する開示」を参照してください。

【上場規程第409条、施行規則第409条】

なお、当該開示を行う前に、上場会社が「株式の分割」を行うことを決定し、投資単位が50万円未満となることが見込まれる場合には、当該開示は不要となります。

(2) コーポレートガバナンス・コードの尊重

上場会社は、「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされています。

【上場規程第445条の3】

「コーポレートガバナンス・コード」の詳細については、【コーポレートガバナンス・コード】を参照してください。

(3) 取締役である独立役員の確保

上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めることとされています。

【上場規程第445条の4】

(4) 独立役員が機能するための環境整備

上場内国会社は、独立役員が期待される役割を果たすための環境を整備するよう努めることとされています。

【上場規程第445条の5】

この規定により上場会社に具体的な行為を義務付けるものではありませんが、東証の「独立役員に期待される役割」において例示されている「独立役員への適時適切な情報伝達体制の整備、社内部門との連携、補助する人材の確保など」といった施策を、各上場会社の自主的な対応として実施していただくことが考えられます。なお、本規定の意図する所は、独立役員を対象を限定した特別なサポート体制を整備することに限られるものではありません。例えば、独立役員を含む取締役会・監査役会全体に対するサポート体制の整備を通じて、規定の趣旨を実現するといった対応も考えられます。

(5) 独立役員等に関する情報の提供

上場内国会社は、独立役員に関する情報及び社外役員の独立性に関する情報を、株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めることとされています。

【上場規程第445条の6】

この規定により上場会社に具体的な行為を義務付けるものではありませんが、例えば、以下のような対応を実施していただくことが考えられます（以下はあくまでも一例であり、これらに限られるものではありません）。

- a 株主総会参考書類の役員選任議案の、個々の社外役員の「その者を社外取締役候補者とした理由」又は「その者を社外監査役候補者とした理由」を記載する箇所に、以下のような事項を記載する。
 - ・当該社外役員を独立役員として指定する旨又は既に指定している旨
 - ・当該社外役員が属性情報の記載事項に該当している場合には、その旨及びその概要
- b 事業報告の「会社役員に関する事項」の一覧表中や欄外の記載において、独立役員に指定されている社外役員を明示する。

(6) 女性役員の選任

プライム市場の上場内国会社における女性役員の選任について、以下の「プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等」のとおり定めています。

プライム市場の上場内国会社における女性役員比率に係る数値目標の設定等

1. 2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める。
2. 2030年までに、女性役員をの比率を30%以上とすることを旨とする。
3. 当取引所は、上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。

※上記の女性役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者を含むことができる。

【上場規程第445条の7、上場規程別添2】

(7) 議決権行使を容易にするための環境整備

上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備として以下の事項を行うよう努めることとされています。

- (1) 定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日と同一の日を、定時株主総会の日と定めないこと。
- (2) 株主総会の招集の通知を会社法第299条第1項に規定する期日よりも早期に発送すること。
- (3) 次のaからfまでに掲げる事項に係る情報を、株主総会の日より3週間前日よりも前に電磁

的方法により投資者が提供を受けることができる状態に置く又は有価証券報告書に記載し電子開示手続により当該有価証券報告書を提出すること。

- a 会社法第298条第1項各号に掲げる事項
 - b 会社法第301条第1項に規定する株主総会参考書類又は施行令第36条の2第1項に規定する参考書類に記載すべき事項
 - c 会社法第305条第1項の規定による請求があった場合は、同項の議案の要領
 - d 定時株主総会の場合は、会社法第437条に規定する計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
 - e 定時株主総会の場合は、会社法第446条第6項に規定する連結計算書類に記載され、又は記録された事項
 - f aから前eまでに掲げる事項を修正した場合は、その旨及び修正前の事項
- (4) 前号aからcまでに掲げる事項を要約したものの英訳を作成し、投資者が提供を受けることができる状態に置くこと。
- (5) 電磁的方法により議決権の行使を行うことができる状態に置くこと。
- (6) その他株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備に向けた事項

【上場規程第446条、施行規則第437条】

なお、東証では、株主の議決権行使環境の改善策の一環として、株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」への参加を紹介しています。上記プラットフォームへの上場会社の積極的な参加は、株主総会という機会をとらえて国内・海外の投資家と発行会社とのコミュニケーションを充実させ、投資家自らの権利を適確かつ迅速に行使できる環境を提供するものであり、その上場会社に対する市場からのより大きな信頼の獲得につながるものと考えます。未参加の上場会社の皆様においては、同プラットフォームへのご参加をご検討ください。

(8) 無議決権株式の株主への書類交付

上場無議決権株式の発行者は、議決権付株式の株主に対して株主向け書類（議決権行使書面及び委任状を除く。）を交付した場合、速やかにこれを当該上場無議決権株式の株主にも交付するよう努めることとされています。

【上場規程第447条】

(9) 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備

上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引及び金商法第167条の2の規定により禁止される行為の未然防止に向けて必要な体制の整備を行うよう努めることとされています。また、体制の整備の一環として、J-I R I S S（日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システム）への情報の登録を行うよう努めることとされています。

【上場規程第449条】

体制の整備として、具体的には、社内規程を整備するとともに役職員への周知徹底を図ることや、役職員向けの研修を定期的実施することなどの対応が考えられますが、各社の実態・実情に即した実効性のある未然防止体制を構築されることが望まれます（自主規制法人（売買審査部）におきまして、ご相談を受け付けています。）。

なお、このほか、「遵守すべき事項」として「内部者取引の禁止」を定めています。「2. (15) 内部者取引の禁止」も併せて参照してください。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制整備等

上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反

社会的勢力の介入防止に努めることとされています。

【上場規程第450条】

このほか、「遵守すべき事項」として「反社会的勢力の排除」を定めています。「2. (16) 反社会的勢力の排除」も併せて参照してください。

(11) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めることとされています。

【上場規程第451条】

(12) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

上場会社は、上場規程第404条（決算短信等）の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めることとされています。

【上場規程第452条】

4. 企業行動規範に係る報告義務

上場会社は、以下に掲げる場合に該当したときは、東証に報告することが義務付けられています。

- ・ 上場内国会社が書面による議決権行使等、独立役員の確保、コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明、上場内国会社の機関、社外取締役の確保、公認会計士等、業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る企業行動規範のいずれかに違反した場合
- ・ 上場内国会社が会社法第331条（取締役の資格等）、第335条（監査役の資格等）、第337条（会計監査人の資格等）又は第400条の規定（委員の選定等）に違反した場合
- ・ 上場外国会社が議決権行使を容易にする環境整備に係る企業行動規範に違反した場合

【上場規程第508条第2項関係】

5. 企業行動規範違反への対応

上場規程では、企業行動規範の「遵守すべき事項」の違反行為などに対して、違反行為の公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など、その実効性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

【上場規程第503条～第510条】

詳細は、「第2章 上場会社に対する自主規制の概要」を参照してください。

【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】

1. 概要及び実務上の留意事項

東証では、内外の投資者が安心して投資できる環境の整備に向けて、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当を未然に防止するために300%を超える希薄化を伴う第三者割当などを上場廃止の審査の対象とするほか、希薄化率が25%以上となるときや、支配株主が異動することになるときは、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手や、当該割当に係る株主総会の決議などの株主の意思確認などの手続きを求めることとする企業行動規範を設けるなど、第三者割当について上場制度上の対応を講じています。

【用語の定義】

用語	定義
第三者割当	開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。 【上場規程第2条第67号の2】
募集株式等	募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式及び優先出資法に規定する募集優先出資並びにこれらに相当する外国の法令の規定により割り当てる株式をいう。）並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。 【上場規程第2条第84号及び第84号の2】

※ 「希薄化率」の算出方法については、後述の〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

（1）第三者割当に係る企業行動規範上の遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合で、次の①又は②に該当するときは、a. 又はb. の手続きのいずれかを行うことが義務付けられています。
ただし、緊急性が極めて高い場合は、例外的にa. 又b. の手続きは不要とします。

【上場規程第432条】

第三者割当に係る企業行動規範に違反した場合は、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますので、十分に留意してください。

【企業行動規範上の手続きが必要となる場合】

- ① 希薄化率が25%以上となるとき
- ② 支配株主が異動することになるとき

※ ①②の判断においては、第三者割当によって生じる潜在株式に係る議決権数を考慮します。

※ 希薄化率の算出方法については、後述の〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

【企業行動規範上の手続き】

- a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当での必要性及び相当性に関する意見の入手
- b. 当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認

- ※ 「経営者から一定程度独立した者」とは、第三者委員会、社外取締役、社外監査役などを想定しています。第三者委員会の構成については、例えば、現在の買収への対応方針導入会社の実務において見られる仕組みを参考にさせていただくことを想定しています。
- ※ 「当該割当の必要性及び相当性に関する意見」の内容については、資金調達を行う必要があるか、他の手段との比較（例えば、新株予約権の第三者割当を行う場合で言えば、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当、新株予約権付社債の第三者割当などの他の資金調達方法との比較）で今回採用するスキームを選択することが相当であるか、同社のおかれた状況に照らして各種の発行条件の内容が相当であるかという点を中心に言及していただくことを想定しています。
- ※ 「株主の意思確認」とは、正式な株主総会の決議のほか、いわゆる勧告的決議を行うことなどを想定しています。
- ※ 通常の場合、「a. 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」については取締役会決議日までに、「b. 当該割当てに係る株主総会の決議などの株主の意思確認」については払込期日までに実施することが求められます。
- ※ 必要に応じて、手続きを行ったことを証明する書類の提出を求めることがあります。

【「緊急性が極めて高い場合」とは】

「緊急性が極めて高い場合」とは、資金繰りが急速に悪化していることなどにより上記の企業行動規範上の手続きのいずれも行うことが困難であると東証が認めた場合をいいます。

【施行規則第435条の2第3項】

- ※ 「緊急性が極めて高い場合」とは、具体的には、資金繰りが急速に悪化して、上記の企業行動規範上の手続きを行うことが時間的に困難である場合などを想定しています。ただし、求められる手続きについて、「株主意思の確認」に限定しないなど柔軟に対応していますので、緊急性が極めて高いものとして手続きが不要となるケースは、極めて限定的になると考えられます。

【希薄化率の算出方法】

算式 $(A \div B) \times 100$ (%)

算式の符号

A 当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権の数（当該募集株式等の転換又は行使により交付される株式に係る議決権の数を含む。）

B 当該第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る議決権の総数

【注】 ただし、当該第三者割当の払込金額の算定方法及び割当ての態様等を勘案して、東証がこの算式により算出した値によることが適当でないと認めたときの希薄化率については、東証がその都度定めるところによります。

【施行規則第435条の2第1項及び第2項】

- ※ 希薄化率の算出において、Aについては、新株予約権の潜在株式など（行使価額等が修正される場合にあつては、その下限価額における潜在株式）は、当該第三者割当による発行株式とみなしません。
- ※ 希薄化率の算出において、Bについては、発行済株式には、募集事項決定前に存在する潜在株式は含めません。

※ 第三者割当を短期間（6か月を目安）に複数回実施する場合には、これらの第三者割当を一体とみなして、上記の算出方法を適用するものとします（開示の軽微基準に該当する第三者割当も、原則として含めます。）。

（2）第三者割当に係る上場廃止基準

① 希薄化率が300%超の第三者割当

上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、その上場を廃止します。

【上場規程第601条第1項第15号、施行規則第601条第12項第6号】

※ 希薄化率の算出方法については、〔希薄化率の算出方法〕を参照してください。

※ 「株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合」としては、例えば、公的資金の注入といったケースや、経営破綻のおそれがある状況下で、株主意思確認手続きを経たうえで民間スポンサーによる救済的な対応として実施されるケース、段階的な株主意思確認手続きとして、株主総会決議により定款変更を行い、発行可能株式総数を段階的に拡大していくようなケースについて、株主及び投資者の利益を毀損しないよう十分に配慮されたものであると認められる場合を想定しておりますが、個別の事情に応じて総合的な判断をすることが必要となりますので、十分な時間的余裕をもって必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

② 支配株主の異動を伴う第三者割当

第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると東証が認めるときは、その上場を廃止します。

【上場規程第601条第1項第6号、施行規則第601条第6項】

※ 「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として、施行規則第3条の2で定める者をいいます。

※ 「第三者割当により支配株主が異動した場合」とは、当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合をいいます。

※ 「3年以内」とは、上場会社が第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間をいいます。

〔支配株主との取引状況等についての定期報告〕

- ・ 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、定期的に「支配株主との取引状況等に関する報告書」を提出する必要があります（原則として1年に1回）。詳細は、「第5編 [2] 内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

〔支配株主との取引状況等の照会に対する報告〕

- ・ 第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

※ 東証では、「支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると東証が認めるとき」に該当するかどうかの審査は、上記支配株主との取引についての定期報告及び支配株主との取引状況等の照会に対する報告の内容に基づき、支配株主との間における取引行為の正当性や取引条件の合理性などについて確認することにより行うこととしています。

(3) 第三者割当に係る適時開示

上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項についても適時開示を行うことが義務付けられています。

- a. 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容
- b. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容
(東証が必要と認める場合は、払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等を含む。)
- c. 企業行動規範上の手続きを要する場合にはその内容(手続きを要しない場合にはその理由)
- d. その他第三者割当について東証が投資判断上重要と認める事項

【上場規程第402条本文、施行規則第402条の2】

詳細は、「第2編第1章 1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を参照してください。

2. その他注意事項

(1) 事前相談の必要性

事前相談は、開示予定の資料をあらかじめ提示したうえで行うこととしています。上場会社が第三者割当の決定を行う場合には公表予定日の遅くとも10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料(案)をメールにてご送付ください。ただし、前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸念事項がある場合などには、さらに十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

(2) 不適當合併等に係る上場廃止審査

非上場会社を主たる割当先とする第三者割当等については、上場規程に基づく不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となる場合があります。詳細は、「第2章 上場会社に対する自主規制の概要 【不適當合併に係る上場廃止審査の概要】」を参照してください。

(3) 東証への提出書類

上場会社が第三者割当を行う場合は、割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書、譲渡報告に関する確約書の写しなど所定の書類を東証に対して提出することが義務付けられています。また、軽微基準に該当し、適時開示を行わない場合には、決議後直ちに取締役会決議通知書を東証に対して提出することが義務付けられています。詳細は、「第5編 [2] 内国株式関係の提出書類一覧及び[3] 適時開示に係る提出書類」を参照してください。

【MSCB等の発行に関する実務上の留意事項】

昨今、MSCB等は、上場会社のエクイティ・ファイナンスの形態の一つとして、再建を目指す上場会社や自己資本の円滑な拡充を目指す上場会社の資金調達において一定の役割を果たしているところですが、その一方で、調達資金により企業価値の向上が見込まれない、あるいは、企業価値の向上について十分な説明が行われない上場会社において株式の希薄化や株価が下落することにより既存株主の利益を損ねているのではないかと指摘がなされており、また、MSCB等を買受けた投資者による買受け後の投資行動によっては、流通市場や既存株主に対して大きな影響を与えるおそれがあるとの指摘もなされています。

こうしたことを背景として、金融庁に設置された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」からの要請を受けて日本証券業協会においても検討が行われ、証券会社がこれらのMSCB等の引受け等を行う際の留意事項や市場の公正性及び既存株主に配慮した商品設計等に関する取扱いが「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（旧「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」）として制定されており、東証としても、上場会社代表者各位に対して、「MSCB等の発行及び開示並びに第三者割当増資等の開示に関する要請」（2007年6月25日付東証上会第1号）を行うとともに、また、上場規程上企業行動規範の「遵守すべき事項」として、上場会社に対して、MSCB等を発行する場合には、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることを義務付けています。また、上場会社は、企業行動規範に基づき、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると東証が認める行為を行うことが禁止されています。MSCB等を発行する場合には、流通市場の機能又は株主の権利を十分に尊重するようにしてください。なお、MSCB等については、上場会社における転換社債型新株予約権付社債券と関連したスワップ取引の存在に関する情報開示上の問題を踏まえ、MSCB等の定義に該当しない場合でも、一定の要件を満たしMSCB等と同等な効果が生じる場合には、企業行動規範におけるMSCBの発行に関する遵守事項を適用することとし、不適切な資金調達スキームを幅広く排除することとしています。

MSCB等については、上場会社自らが、発行条件及び利用方法次第では株式の希薄化などによって既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることを十分に理解し、発行を行う際には、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮することと、資金使途や発行条件等について適切な情報開示を行うことの必要性が極めて高いものと考えられます。

上場会社各社におかれては、日本証券業協会の会員証券会社が買い受ける場合であるか否かにかかわらず、MSCB等の発行を行うにあたっては、上場規程上の企業行動規範の遵守事項を遵守したうえで、本留意事項を踏まえた適切な対応を講じるようにしてください。

※ 「MSCB等」とは、CB等であって、CB等に付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株あたりの額が、6か月間に1回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される上場株券等の価格を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。

【上場規程第410条、施行規則第411条第2項】

※ 「CB等」とは、上場会社が第三者割当により発行する、（1）新株予約権付社債券（同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券（金商法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は同法第2条第1項第17号に掲げる有価証券と同項第5号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。）及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものを含む。）、（2）新株予約権証券、（3）取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の発行者が発行する上場株券等であるものをいう。）をいいます。

【上場規程第410条、施行規則第411条第1項】

【事前相談】

MSCB等の発行、開示等にあたっては、事前相談を行うことが必要です。決定・公表予定日の10日前までに、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください（スキームの概要・特徴点、あるいは、発行条件の合理性に関する上場会社としての考え方などの補足資料がある場合には、併せてご送付ください）。

1. MSCB等の発行に係る遵守事項

上場会社は、MSCB等を発行する場合には、以下に掲げるとおり、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じることが義務付けられています。

※ 上場会社が発行する有価証券に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして規定が適用されます。

上場会社がMSCB等を発行する場合には、MSCB等の買取契約において、新株予約権等の転換又は行使をしようとする日を含む暦月において行使数量（※）が当該MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数の10%を超える場合には、以下に掲げる内容を定めることが義務付けられています。

- (a) 当該10%を超える部分に係る新株予約権等の転換又は行使を行うことができない旨
- (b) 上場会社は、MSCB等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。
- (c) 買受人は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の転換又は行使に当たっては、あらかじめ、上場会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (d) 買受人は、当該MSCB等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場会社との間で（b）、（c）の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも（b）、（c）の内容を約させること。
- (e) 上場会社は、転売先となる者との間で、（b）、（c）の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも（b）、（c）の内容を約すること。

（※）行使数量は以下のとおり計算するものとします。

- ・ 当該MSCB等を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による新株予約権等の行使数量を合算する。
- ・ 当該MSCB等以外に当該上場会社が発行する別のMSCB等があり、かつ、行使可能期間が重複する別回号MSCB等がある場合は、当該MSCB等と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算する。
- ・ 上場株券等の数は、① 当該MSCB等の発行の払込日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合、上場株券等の数に公正かつ合理的な調整を行うものとし、② 当該上場会社が当該MSCB等を発行する際に別回号MSCB等がある場合、当該別回号MSCB等の発行の払込日時点における上場株券等の数とし、必要に応じて①の調整を加えたものとします。

※ 買取契約には、以下の期間又は場合には、制限超過行使を行うことができる旨を定めることができます。

- ・ 対象株券等が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から、当該行為がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
- ・ 上場会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
- ・ 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
- ・ 新株予約権等の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値以上の場合
- ・ 新株予約権等の行使可能期間の最終2か月間（MSCB等の発行時の行使可能期間が2

年以上の場合に限る。)

※ 以下に掲げるすべての要件を満たす場合その他東証が適当と認める場合には、上記行使超過に係る制限義務の適用対象外となります。

- (a) 業務提携又は資本提携のためにMSCB等を発行する場合。
- (b) 上場会社と買受人との間で対象株券等について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表される場合。
- (c) 買受人が、保有を約した期間中において当該対象株券等に係る株券等貸借取引を行わない場合。
- (d) 買受人が、当該買受け後から当該保有を約した期間が終了するまで当該対象株券等に係る店頭デリバティブ取引を行わないこと。

【上場規程第434条、施行規則第436条】

2. 発行にあたっての実務上の留意事項

上場会社は、MSCB等の発行にあたっては、流通市場の機能又は株主の権利の毀損をすることがないように、十分に留意することが求められます。

留意事項（1）

上場会社は、MSCB等の発行を行う際には、調達資金の使途、新株予約権等（*）の行使条件の合理性、MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の合理性等について十分に確認・検討を行ったうえで、流通市場への影響及び株主の権利に十分に配慮すること。

（*）新株予約権又は取得請求権をいう。

a. 商品性等の十分な理解に基づく発行証券の選択等

上場会社自らが、MSCB等の商品性及び発行に伴うメリット・デメリットを十分に理解し、自己資本を拡充していくにあたっての方針との整合性、流通市場への影響及び株主の権利に与える影響を十分に考慮したうえで、資金調達方法としてMSCB等を選択することが求められます。

b. 発行スキームに関する既存株主への影響等に配慮した十分な確認・検討

上場会社は、MSCB等の発行を行う際には、上場会社自らが、以下の点について十分に確認・検討を行うことが求められます。

① 調達資金の使途

MSCB等の発行により調達する資金が有効に活用され、結果として将来的な収益の向上、あるいは借入金の返済などを通じたバランスシートの改善に繋がることが見込まれ、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであること。

② 新株予約権等の行使条件の合理性

上場会社の財政状態及び経営成績、調達する資金の額及び使途、自社株価のボラティリティ等を総合的に勘案し、上場会社がMSCB等を利用して自己資本を拡充していくにあたっての方針との間の整合性が取れるなど行使価額（修正条項を含む。）、行使期間その他の発行条件が合理的なものであること。

※ 行使価額の修正条項等の発行条件を決定するにあたり、日本証券業協会「第三者割当増資の取

扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)を参考に時価の90%相当額を下回らないように設定しさえすれば足りると考えていると見受けられる事例もありますが、本来、買受人が経済的利益を享受できる可能性、発行体の信用リスク、社債の利率を含む発行条件、買受人が負う価格下落リスク、株式の消化可能性その他の様々な観点から十分な検討を行い、総合的に判断することが望まれます。なお、MSCB等の条件決定にあたって、修正後の行使価額が時価の90%相当額を下回る設定をするような場合には、株式の希薄化又は流通市場の機能を毀損への影響が大きいものと一般的に考えられ、企業行動規範の「遵守すべき事項」に掲げる流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止規定に反するものとして公表措置の審査対象となるおそれがありますので、十分に留意してください。

③ MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模の合理性等

行使対象株式が、行使可能期間において急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しているとともに、発行しようとするMSCB等の数量及び行使された場合に生じる株式の希薄化の規模が、調達する資金の使途、調達額をはじめ、発行会社の時価総額等を総合的に勘案し、既存株主に対して合理的な説明が行えるものであること。

※ 下方にのみ行使価額の修正が行われるMSCB等又は行使価額の上方向修正に過度な制限が付されたMSCB等については、一定の場合(業務提携又は資本提携のために発行する場合であって、新株予約権等の行使により交付される株券について取得後6か月以上の保有が約され、その旨が公表される時等)を除き、流通市場の機能影響又は株主の権利への影響が大きいものと一般的に考えられ、企業行動規範の「遵守すべき事項」に掲げる流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止規定に反するおそれがあるものとして公表措置の審査対象となりますので、十分に留意してください。

※ MSCB等の新株予約権等の行使により交付され得る株式数の発行済株式数に占める割合が高い場合は、株式の希薄化又は流通市場の機能への影響が大きいと一般的に考えられ、企業行動規範の「遵守すべき事項」に掲げる流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止規定に反するものとして公表措置の審査対象となります。この場合には、合理的な事業計画が策定され、中期的に株主価値が向上すると見込まれるなど既存株主にとってのメリットについて説明が行えるものであるかについて十分に留意してください。

④ その他、流通市場への影響及び株主の権利に関する重要な事項

イ. 財政状態及び経営成績の確認・検討

MSCB等の発行会社において、仮に、MSCB等が株式への転換により自己資本化せず、償還された場合であっても十分に元利金を支払うことができるだけの財政状態とキャッシュ・フローの状況、あるいは元利金を支払うために必要なリファイナンスを実行できるだけの信用力を有していること等について確認・検討を行うことが望まれます。

ロ. 株価等の動向の確認・検討

ファイナンス直前の株価や売買高の推移に異常値が見られないものであること等について確認・検討を行うことが望まれます。

ハ. 割当先等の確認・検討

割当先について、発行の目的、資金調達方法としてMSCB等による資金調達を選択した理由、上場会社がMSCB等を利用して自己資本を拡充していくにあたっての方針、割当先の保有方針等を踏まえて、割当先として適当な者であること等について確認・検討を行うことが望まれます。また、自社の役員、役員関係者及び大株主と割当先との間における自社株券の貸借に関する契約・合意について把握するよう努めることが求められます。

留意事項（2）

上場会社は、MSCB等の発行を行う際には、当該資金調達方法を選択した理由、調達する資金の用途及び発行条件の合理性等について、わかりやすく具体的な説明を行うこと。

上場会社は、MSCB等の発行を行う際、発行条件及び利用方法次第では、株式の希薄化などにより既存株主に不利益をもたらし得る商品性を有するものであることから、MSCB等を利用することによる企業価値の向上について十分な説明を行うことが重要と考えられます。そのため、募集の目的、資金調達方法としてMSCB等による資金調達を選択することとした理由、調達する資金の額及び用途、最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況、発行条件の合理性並びに割当先の選定理由等について、わかりやすく具体的な説明を行うことが求められます。

特に、流通市場の機能影響又は株主の権利への影響が大きいものと一般的に考えられるスキームについては、その影響に十分にご留意いただくことが必要ですが、仮に発行する場合においては、株式の希薄化及び株価への影響の観点から既存株主にとってのメリットについて十分な説明を行うことが求められます。

MSCB等を発行する場合の開示事項等の詳細は、「第2編第1章 1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し」を参照してください。

3. その他の留意事項

○ MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示について

上場会社は、MSCB等を発行している場合には、毎月初に、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示することが義務付けられています（以下「MSCB等の月間行使状況に関する開示」という。）。

また、「① 月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合」及び「② さらに同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合」についても、当該転換又は行使の状況を直ちに開示することが義務付けられています（以下この開示のことを「MSCB等の大量行使に関する開示」という。）。

詳細は、「第2編第5章 3. MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示」を参照してください。

※ 当該開示義務の対象となるMSCB等についても、上場会社が発行する有価証券に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして規定が適用されます。

【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】

I. 独立役員の確保に係る実務上の留意事項について

1. 制度の趣旨・独立役員とは

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、上場規程の企業行動規範（第4章第4節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定しています。独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。

独立役員制度は、一般株主保護の観点から、経営陣から独立した役員を1名以上確保することを上場会社に義務づけるものです。

※ 上場規程の企業行動規範の「遵守すべき事項」では、上場会社は、社外取締役を1名以上確保しなければならない旨を定めています（上場規程第437条の2）。また、コーポレートガバナンス・コード（原則4-8）では、独立社外取締役の選任について、プライム市場上場会社においては少なくとも3分の1以上を、その他の市場区分の上場会社においては少なくとも2名以上を選任すべきであるとしていますが、これは上場会社にそれらの割合・人数の独立社外取締役の選任を義務づけるものではありません。「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法の下、「実施しない理由」を説明することにより、当該原則を実施しないことも想定されています（プライム市場上場会社においては3分の1以上、その他の市場区分の上場会社においては2名以上の独立社外取締役の選任を行わない場合には、その理由の説明が求められることとなります。）。

※ 独立役員の法的な地位、責任範囲は会社法上の社外取締役、社外監査役と異なることはなく、その権限と責任、選任方法、任期等は、会社法の範囲内で定められるものである点が変わるものではありません。

2. 独立役員の確保に係る企業行動規範

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保することが義務づけられています。

【上場規程第436条の2】

上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければなりません。

【上場規程第445条の4】

上場会社は、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

また、「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を東証に提出することが義務づけられています。

【施行規則第436条の2】

上場会社は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を1名以上確保することが義務づけられています。加えて、上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならないものとされています。

また、独立役員の確保に係る企業行動規範の遵守状況を確認するため、東証への「独立役員届出書」の提出を求めており、「独立役員届出書」は、公衆の縦覧に供することとしています。届出の詳細については、「Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

なお、独立役員の確保の状況については、コーポレート・ガバナンス報告書における記載事項にもなります。詳細は「第5編〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

※ 要件に合致する社外役員が複数名存在する場合

企業行動規範上の義務は、1名以上の独立役員の確保です。要件に合致する社外役員が複数名存在する場合であっても、その全員を独立役員として届け出なければならないものではありません。

なお、要件に合致する社外役員が複数名存在する場合に、その全員が独立役員として届け出られていないときは、全ての社外役員について属性情報を独立役員届出書に記載する必要があります（詳細は「5. 社外役員に関する記載」を参照してください。）。

※ 独立役員を指定する際の手続

独立役員を指定する場合の決定方法は、取締役会決議に限らず、上場会社の任意で定めることができます。なお、独立役員の指定にあたっては、書面その他の方法により独立役員となることに関する本人の同意を得たうえで、「独立役員届出書」に記載された内容の確認等を行ってください。

1名以上の独立役員の確保及びその適切な届出が行われない場合は、企業行動規範に違反したものと見て、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがあります。実効性確保手段の適用の要否は、独立役員が不在となった事情や、今後の方針等を総合的に勘案し、ケースバイケースの判断を行うこととなります。例えば、独立役員が急病等のやむを得ない事情により不在となった場合には、基本的には、一時的に独立役員が不在となることをもって直ちに公表措置等を行うという判断とはならないと考えられます。

3. 独立性に関する判断について

(1) 概要

「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者」であるか否かは上場会社において実質的に判断する必要がありますが、例えば、独立役員として届け出ようとする者が、経営陣から著しいコントロールを受け得る者である場合や、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者である場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立役員の要件である「一般株主と利益相反の生じるおそれがない者」には該当しない可能性が高いと考えられます。

※ 東証は、下記（2）のとおり、「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ 5.（3）の2において、典型的に一般株主と利益相反の生じるおそれがある場合を規定しています（以下、同項各号に定める事由を「独立性基準」といいます。）が、独立性基準に抵触しない場合であっても、上場会社における実質的な判断の結果「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合には、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。

(2) 独立性基準について

東証は、「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を規定しており、独立性基準に抵触する場合には、独立役員として届け出ることができません。

既に独立役員に指定している者が事後的に独立性基準に抵触した場合には、直ちに独立役員届出書（その者について独立役員の指定を解除したもの）を再提出してください。

- ※ 独立性基準の抵触の有無に係る判断は、上場会社単体で考えることで差し支えありません。ただし、独立性基準に抵触しない場合であっても、「一般株主と利益相反が生ずるおそれがない」とはいえない場合は、独立役員の要件を満たさない点に留意が必要です。例えば、上場会社が持株会社形態であるような場合において、社外取締役・社外監査役が重要な事業子会社の「主要な取引先」の業務執行者であるような場合においては、その者を独立役員として届け出ようとする場合、「独立性基準」に抵触しないことが想定されますが、その者が一般株主と利益相反の生じるおそれがない者に該当するのかは、別個の検討が必要と考えられます。
- ※ コーポレートガバナンス・コードでは、「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである」（原則4-9）としています。この原則を実施する上場会社は、独立性基準を踏まえて、自社（グループ）の独立性判断基準を策定し、独立役員届出書やコーポレート・ガバナンス報告書等において開示してください。

独立性基準の詳細は、以下のとおりです（上場管理等に関するガイドラインⅢ5.（3）の2）。

A. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

B. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- ※ 「主要な取引先」に該当するか否かについては、会社法施行規則第2条第3項第19号ロに掲げる「当該株式会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）」に準じて上場会社が判断するものとします。

「主要な取引先」とは、上場会社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先をいい、具体的には、当該取引先との取引による売上高等が上場会社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当該上場会社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手、多額の借入れ等の取引の相手である金融機関などが考えられます。

したがって、取引金額が上場会社の売上高に占める割合や、借入金額が上場会社の総資産に占める割合などの実態を踏まえて、「主要な取引先」に該当するか否かを上場会社が判断することになります。その際、上場会社は、各社個別の事情等を踏まえて策定した自社（グループ）の独立性判断基準を独立役員届出書等において開示することが考えられます。

- ※ 「上場会社を主要な取引先とする者」の判断にあたっては、独立役員として届出が行われる者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認していただくことを想定しています。「上場会社を主要な取引先とする者」の典型的な例としては、上場会社との取引による売上高等が当該取引先の売上高等の相当部分を占めている、いわゆる下請企業などが考えられます。
- ※ なお、役員選任議案に係る株主総会参考書類等の記載事項と取扱いの齟齬の無いように（例えば、株主総会参考書類では「主要な取引先」として取り扱われているにもかかわらず、独立役員届出書では「主要な取引先」とされていないということの無いように）、留意が必要です。
- ※ 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。

「顧問」や「相談役」については、法令上の一般的な定義が存在しないため、その実態に照らして「業務執行取締役又は使用人」に該当するか否かを判断することが必要となります（これは、会社法施行規則の解釈に係る問題であるため、法律専門家等にも確認することが適当です）。なお、その者の経歴如何によっては、属性情報の開示を要する「業務執行者であった者」には該当する可能性があるため留意が必要です。

C. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する

者をいう。）

- ※ 「多額の金銭その他の財産」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ニ又は同第76条第4項第6号ニの「多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）」に準じて上場会社が判断するものとします。
- ※ 本項に該当し得る場合としては、顧問弁護士等が考えられますが、顧問弁護士であれば必ず「多額の金銭その他の財産を得ている」者に該当するというわけではありません。
- ※ 金商法に基づく会計監査による監査報酬が「多額の金銭その他の財産」にあたるかどうかの判断にあたっては、日本公認会計士協会の定める「倫理規則」において、依頼人からの報酬への依存度の高さにより監査人の独立性に関して阻害要因が生ずる可能性があるとされている（「倫理規則」セクション410）ことを踏まえ、当該規則への該当状況等を参考にすることが考えられます。

D. 最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた者

- ※ 「最近においてA、B又はCに掲げる者に該当していた」場合とは、実質的に現在、A、B又はCに掲げる者と同視できるような場合をいい、例えば、当該独立役員を社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において、A、B又はCに掲げる者に該当していた場合等が含まれます。1年以上前にA、B又はCに掲げる者に該当していた場合には、「最近において…該当していた」に該当しないことが通常と考えられます。

E. 就任の前10年以内のいずれかの時において次の（A）から（C）までのいずれかに該当していた者

- （A） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （B） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- ※ 「親会社」とは、財表規則第8条第3項に規定する親会社をいいます。
- ※ 「兄弟会社」とは、上場会社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。

F. 次の（A）から（H）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

- （A） Aから前Eまでに掲げる者
- （B） 上場会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （C） 上場会社の子会社の業務執行者
- （D） 上場会社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （E） 上場会社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
- （F） 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- （G） 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- （H） 最近において前（B）～（D）又は上場会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- ※ 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第7号ホ等に準じて上場会社が判断するものとします。具体的に「重要」な者として想定されるのは、A又はBの業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含みます。）を想定しています。
- ※ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。

4. 属性情報の記載

上場会社は、独立役員として指定する者が次のaからlまでのいずれかに該当する場合は、該当状況及びそれぞれの概要を記載してください。

- a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者
- b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者
- d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
- e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者
- g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。）をいう。）
- j. 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又はh. に該当する場合を除く。）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者
- l. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ aからiまでに掲げる者（重要でない者を除く。）については、その近親者も同様の取扱いとしています。

【施行規則第415条第1項第6号】

これは、独立役員の属性情報として、事実関係の記載を求めるものです。「独立性基準」と異なり、このaからlに該当する社外役員であっても、それだけで直ちに独立性が否定されることにはなりません。

なお、属性情報の記載は、独立役員届出書だけでなく、コーポレート・ガバナンス報告書においても必要となります。詳細は、「第5編〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご参照ください。

（1）属性情報のa. からi. について

① a. からi. の各項目への該当性の判断について

- ・ 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭その他の財産」「重要でない」「近親者」などの解釈については、「3.（2）独立性基準について」を参照してください。
- ・ 「過去」とは、過去10年間に限定するものではありませんので、ご注意ください。
- ・ 過去の該当状況については、独立役員届出書への記載を前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載とし、合理的に可能な範囲の確認を想定しています。

例えば、「過去の主要株主」や、「過去の主要な取引先」についての確認が必要になるわけではなく、独立役員として指定する者が「現在の主要株主である会社に過去所属していた者」や、「現在の主要な取引先である会社に過去勤務していた者」である場合に、その内容について開示していただくことを想定しています。

- ・ a. 及びb. については、過去10年以内に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者は、

会社法上の社外取締役又は社外監査役としての社外性が認められないため、独立役員として指定できません。したがって、属性情報の記載が必要となるのは、過去10年以前にそうした関係があった場合を想定しています。

また、c. からe. については、過去10年以内に業務執行者であった者（及びその近親者）、f. からh. については、最近において業務執行者であった者（及びその近親者）は、独立性基準（a. 及びb. については社外性要件）に抵触するため、独立役員として指定できません。

② a から i の個別の属性情報に関する記載上の注意点

- | |
|--|
| a. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者であった者 |
| b. 過去に上場会社又はその子会社の業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） |
| c. 過去に上場会社の親会社の業務執行者であった者又は業務執行者でない取締役であった者 |
| d. 過去に上場会社の親会社の監査役であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。） |
| e. 過去に上場会社の兄弟会社の業務執行者であった者 |

[概要として記載する内容について]

- 過去に業務執行者であった関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、業務執行者であった時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。

- | |
|---|
| f. 過去に上場会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者 |
| g. 過去に上場会社の主要な取引先の業務執行者であった者 |
| h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者 |

[概要として記載する内容について]

- 過去に業務執行者であった関係（又は所属していた関係）を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引先の会社名（又は団体名）、取引関係（又は金銭等の受領関係）の内容、規模、当該取引関係（又は金銭等の受領関係）が上場会社又は取引先（又は団体）に与える影響の大きさについての評価に加え、取引先の業務執行者であった（又は団体に所属していた）時期、年数、当時の地位及び業務内容、並びに業務執行者を退任した後も関係が継続している場合にはその概要（例えば、非業務執行の顧問として在籍していること）等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

- | |
|--|
| i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。）をいう。） |
|--|

[概要として記載する内容について]

- 主要株主としての関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、当該主要株主の議決権保有比率、上場会社の経営に影響を与える事実関係（役員派遣等）の有無、主要株主の業務執行者等である場合には、業務執行者としての関係の概要（主要株主における地位や業務内容等）等を記載することが考えられます。

(2) 属性情報の j. から l. について

① j. から l. の各項目への該当性の判断について

- 「取引」、「相互就任」、「寄付」の関係の記載については、それが独立役員届出書の記載事項と

なっていることを前提として行われた調査の結果、把握できるレベルでの記載を求めるものです。記載にあたっては、合理的に可能な範囲での確認を行えば足りることとします。例えば、「出身者」にあたるかどうかを判断するための確認の内容としては、通常は、有価証券報告書の「役員の状況」の略歴に記載する程度の所属先を確認すればよいと考えられます。

- ・ 「現在」における、上場会社と、独立役員本人及び独立役員の出身元の会社等との間の関係が記載の対象となります。ここで「現在」とは、直近事業年度の開始日から当事業年度の独立役員届出書を提出するまでの期間をいい、この期間における関係の有無の確認を行えば足りることとします。ただし、これより前の期間についても含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 上場会社単体における関係が記載の対象であり、上場会社単体での関係の有無の確認を行えば足りることとします。取引先、社外役員の相互就任の関係にある先、寄付を行っている先についても、単体で判断することで足りることとします。ただし、連結ベースでの関係も含めて記載することを妨げるものではありません。
- ・ 「出身者」とは、現在を含む直近10年間（当該社外役員候補者が、株主総会で社外役員に就任されるときを起算点とします。）において業務執行者であった場合をいい、独立役員候補者が直近10年間において所属していた先について確認を行えば足りることとします。ただし、直近10年間よりも過去の職歴も含めて記載することを妨げるものではありません。

② j. から l. の属性情報の記載に共通する取扱い

- ・ 属性情報の概要については、独立性に影響を与えるおそれがなく、概要を記載するまでもないと上場会社が判断した場合には、概要の記載に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載することができます。

※ 概要を記載するか、これに代えて理由の記載を行うかは上場会社の判断に委ねられています。概要に代えて記載する理由としては、例えば、①取引の概要については、一般消費者としての通常の取引であるといった理由、②相互就任の概要については合併等によって意図せず社外役員が相互就任する形となっているといった理由、③寄付の概要については寄付金額が僅少であるといった理由が考えられます（これらに限定されるものではありません。）。これらの場合でも、属性情報に係る関係が存在するという事実自体は記載（チェック欄を使用）する必要があります。

- ・ 上場会社が、取引又は寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準（例えば、取引高が「●●万円未満」など）を定め、当該軽微基準の概要を記載している場合には、軽微基準の範囲内である場合については、その存在自体の記載を省略することも考えられます。

なお、このような「軽微基準」は、「独立性に与える影響が「ない」と判断されるかどうか」を示す基準である必要があり、「独立性に与える影響が「少ない」かどうか」という程度問題ではないと考えられます。そのため、例えば、「取引」についても「主要な取引先」における該当性の判断の水準とは異なる点にご留意ください。

③ j. から l. の個別の属性情報に関する記載上の注意点

j. 上場会社の取引先又はその出身者（f. g. 又はh. に該当する場合を除く。）

※ f. g. 又はh. に該当する取引先を除く、全ての取引先が記載の対象となります。

※ 非常勤の顧問に対する報酬の支払いや、アドバイザーボードの委員に対する謝礼の支払い、監査法人に対する監査報酬の支払いなども「取引」に該当する点にご留意ください。

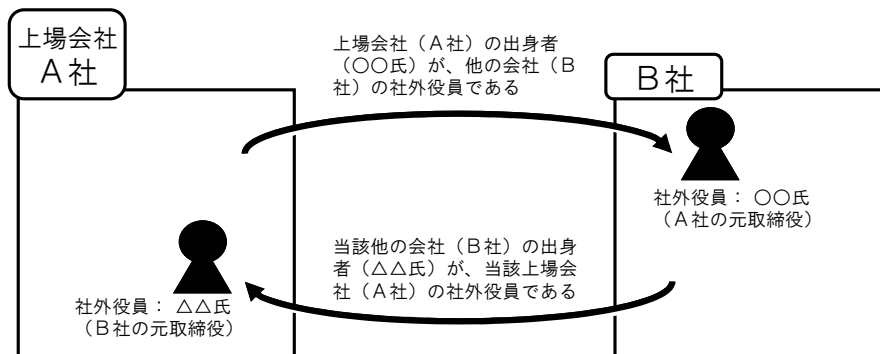
[概要として記載する内容について]

- ・ 取引先と上場会社の間に存在する全ての取引の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 取引関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、取引の種別や金額、取引が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の出身者

※ 「社外役員の相互就任」とは、上場会社の出身者が、他の法人の社外役員である場合であって、当該他の法人の出身者が、当該上場会社の社外役員である場合をいいます（下図参照）。

(該当する例)



[概要として記載する内容について]

- ・ 社外役員の相互就任の関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、相互就任の関係にある法人名のほか、相互就任の関係となるに至った経緯及び順序、相互就任の関係にある法人との関係、それぞれの前任者も同一法人の出身者であればその旨等を記載することが考えられます。

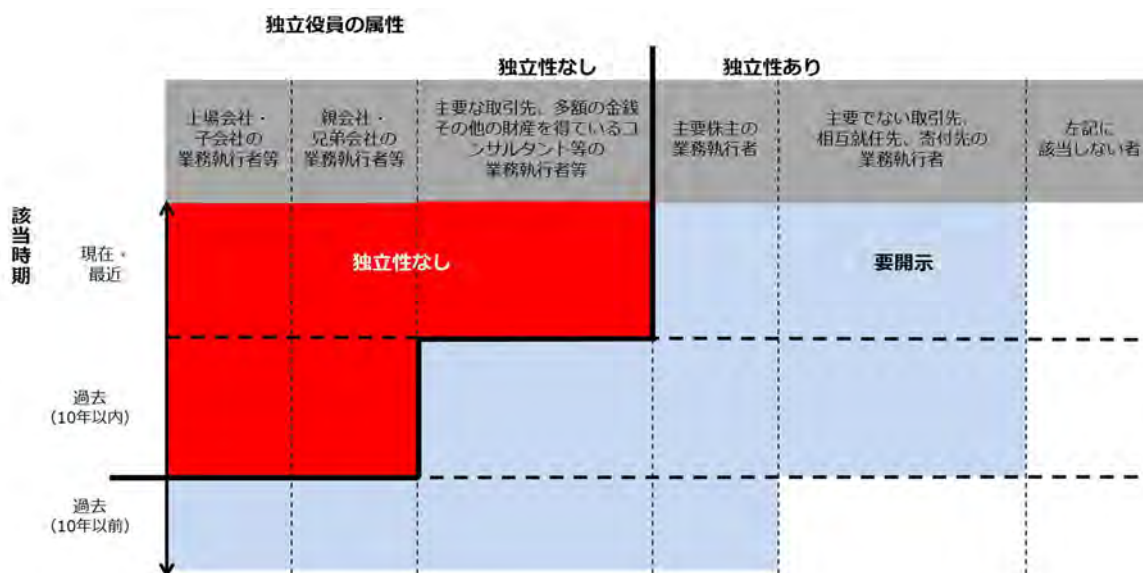
1. 上場会社が寄付を行っている先又はその出身者

※ 寄付金額の多寡にかかわらず、記載の対象となります。

[概要として記載する内容について]

- ・ 上場会社が行っている全ての寄付の内容について網羅的に記載することを要するものではありません。
- ・ 寄付金関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を想定しています。例えば、寄付の金額や目的、寄付が行われた時期等を記載することが考えられます。なお、当該者の独立性を適切に認識しうる記載であれば足り、具体的な金額の記載をすること自体は必須ではありません。

(参考) 独立性基準と属性情報の記載の全体イメージ 概念図 (2020年2月改訂)



5. 社外役員に関する記載

上場会社は、独立役員に指定しない社外役員についても、独立役員と同様に、独立性基準への該当状況や属性情報に関する記載を行うことが必要となります。

独立役員に指定する社外役員だけでなく、独立役員に指定しない社外役員の情報も含めた、全ての社外役員の情報の記載が必要です。全ての社外役員の氏名を明記したうえで、そのうち、独立役員に指定する社外役員には、その旨の印を付してください。具体的には、独立性基準及び属性情報の該当の有無のチェックと、該当状況についての説明が必要となります。

独立役員届出書における具体的な記載方法については、「Ⅱ. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について」を参照してください。

自社の社外役員のうち、独立役員として指定しうる社外役員の全員を独立役員として指定している旨を明記した場合には、独立役員に指定されていない社外役員についての独立性基準への該当状況及び属性情報の記載を、省略することができます。

独立役員届出書の様式においては、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」というチェックボックスを設けています。このチェックボックスをチェックした場合には、独立役員として指定されていない社外役員については、上場会社が、独立役員の資格を充たす者ではないと判断したことが明らかになるため、当該社外役員について、「役員の属性」の項目について記載を行う必要はありません。

例えば、社外役員が5名選任されている上場会社において、そのうち3名が独立役員の資格を充たしており、残りの2名は独立役員の資格を充たしていないときに、同社が、独立役員として指定しうる3名全員を独立役員として指定していて、かつ、そのことを独立役員届出書のチェックボックスにおいて明示した場合には、それ以外の2名の社外役員については、独立性基準への該当状況や属性情報の記載を行う必要はありません。

6. 独立役員届出書の更新

独立役員届出書の更新を行う場合の取扱いは、以下のとおりです。

〔株主総会前における提出〕

- 株主総会において独立役員・社外役員の構成が変わることが予定されている場合や、属性情報の記載内容に変更がある場合（※1）には、その2週間前までに独立役員届出書を提出してください。実務上は、電子提供措置をとる株主総会資料の電子ファイルをTDnetを通じて当取引所に提出する（施行規則第420条第1項）際や、招集通知の株主への発送に先立ってTDnetを通じて当取引所に招集通知の電子ファイルを提出する場合（コーポレートガバナンス・コード 補充原則1-2②参照）はその際に、独立役員届出書も併せて提出することが考えられます。

〔期中における提出〕

- 期中において、独立役員届出書の内容に変更がある場合（※2・※3）には、原則として変更が生ずる日の2週間前までに独立役員届出書を提出してください。

※1 「再任」の場合でも、定時株主総会の前タイミングにおいて、取引関係等の記載の更新の要否を確

認し、記載内容に変更がある場合には、変更後の独立役員届出書を提出してください。

- ※2 期中において独立役員届出書の再提出が必要となるのは、以下の場合です（これらに該当しない場合でも、上場会社が任意で記載内容の見直しを行うことは可能です。）。この場合には、以下に掲げる再提出に係る者についてのみ記載内容の更新を行えばよく、それ以外の者に関しては、記載内容の更新を行う必要はありません。
- ・独立役員を新たに指定する場合
 - ・独立役員を指定解除する場合（社外役員の辞任による場合のみならず、社外役員としての地位に変動はなく独立役員の指定のみを解除する場合も含まれます。）
- ※3 以下の場合は、その時点において独立役員届出書の再提出は不要であり、その後の株主総会において社外役員の選任議案（再任を含む。）が付議されることに伴い独立役員届出書を提出する際に、変更内容を反映してください。
- ・属性情報の有無について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書においては、取引関係はないとしていたが、期中において取引関係が生じた場合や、取引関係がある先の業務執行者に就任した場合など。）
 - ・属性情報の概要について変更がある場合（例えば、当初提出した独立役員届出書において記載していた取引の金額等が、期中において変動した場合など。）
 - ・独立役員に指定していない社外役員が独立性基準に該当することとなった場合

II. 独立役員届出書の提出に係る留意事項について

1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

独立役員届出書のフォーマットは、以下のとおりです。

独立役員届出書																		
1. 基本情報																		
会社名													コード					
提出日											異動(予定)日							
独立役員届出書の提出理由																		
<input type="checkbox"/> 独立役員資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)																		
2. 独立役員・社外役員独立性に関する事項																		
番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2-3)												活動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
3. 独立役員の属性・選任理由の説明																		
番号	該当状況についての説明(※4)										選任の理由(※5)							
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
4. 補足説明																		
※1 社外役員のうち、独立役員資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。 ※2 役員の属性についてのチェック項目 a. 上場会社又はその子会社の業務執行者 b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合) c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合) e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) k. 社外役員相互間の関係にある先の業務執行者(本人のみ) l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。 ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。 ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。 ※5 独立役員の選任理由を記載してください。																		

各項目の記載上の注意は以下のとおりです。

1. 基本情報

項目	記載上の注意
(1)会社名	・会社名を記入してください。
(2)コード	・4桁の会社コードを半角数字で記入してください。
(3)提出日	・独立役員届出書を提出する日付を半角数字で「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年5月20日に提出を行う場合には、「2015/5/20」と記入してください。
(4)異動（予定）日	・独立役員又は社外役員に異動が生じる日を「yyyy/mm/dd」の方式で記入してください。例えば、2015年6月20日の株主総会において新たに選任される社外役員を独立役員として指定する場合には、「2015/6/20」と記入してください。
(5)独立役員届出書の提出理由	<p>・独立役員届出書を提出する理由を記載してください。</p> <p>・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員であり、(7)以降の項目においては、退任した社外役員の氏名等の記載は行いません。社外役員の退任を理由に独立役員届出書を提出する場合には、退任者の氏名は本欄に記載してください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。 ・ 独立役員である〇〇〇氏が、期中（●●年●月●日付）で社外取締役（社外監査役）を退任したことにともない、新たに□□□氏を独立役員として指定するため。 ・ 独立役員である△△氏が新たに独立性基準に抵触することとなったため。 </div>
(6)「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」チェックボックス	<p>・独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している場合には、チェックを付してください。チェックを付した場合には、独立役員に指定していない社外役員について、(10)、(13)の記載は不要となります。</p> <p>・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」場合においても、(7)氏名、(8)社外取締役／社外監査役の別及び(11)異動内容（異動がある場合）については、全員分、記載が必要です。</p>

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

項目	記載上の注意
(7)氏名	<p>・全社外役員の氏名を記入してください。</p> <p>・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員です。異動（予定）日において退任する予定の社外役員については、記載しないでください。</p> <p>・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」欄においては、本欄に記載した社外役員の氏名と同じ並び順で記載してください。</p> <p>・社外役員が5名以上いる場合には、必要に応じて Excel ファイル上で非表示となっている行を表示することにより、全社外役員の氏名を記載してください。</p>
(8)社外取締役／社外	・ドロップダウンリストから、「社外取締役」又は「社外監査役」のいずれ

項目	記載上の注意
監査役（ドロップダウンリスト）	かを選択してください。
(9)独立役員（ドロップダウンリスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該社外役員を独立役員として指定している場合には、ドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・当該社外役員を独立役員として指定していない場合には、空欄としてください。
(10) 役員の属性（ドロップダウンリスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該社外役員が、フォーマット下部の「※2」のa. ～1. に掲げる属性に該当している場合には、本欄の該当する項目にチェックをしてください。なお、「※2」に記載している文言は、施行規則等に定める文言を簡略化して記載しているものであることにご注意ください。 ・a. ～1. の解釈等については、「I. 3. (2) 独立性基準について」及び「I. 4. 属性情報の記載」を参照してください。 ・選択項目については、上記各事由に、社外役員「本人」が「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」において該当している場合は「△」をドロップダウンリストから選択してください。 ・社外役員の「近親者」が上記各事由（j. ～1. を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」において該当している場合は「▲」をドロップダウンリストから選択してください。 ・該当する項目が複数ある場合は、そのすべてを選択してください。 ・ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「現在の親会社に過去勤務していたような場合」を指します。「過去の親会社に現在勤務している場合」や「過去の親会社に過去勤務していた場合」はこれにあたりません。 ・当該社外役員が、a. ～1. のいずれにも該当していない場合は、「該当なし」の項目のドロップダウンリストから「○」を選択してください。 ・なお、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については本欄は記載不要です。 ・j. 及び1. に関して、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて(15)に記載している場合に、当該軽微基準に該当するときは、当該項目に係るチェック欄へのチェックが不要となります。
(11)異動内容（ドロップダウンリスト）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該社外役員が、異動（予定）日における異動の対象である場合には、本欄において該当項目を選択してください。 ・社外役員の任期中である場合や、再任の場合など、社外役員・独立役員の地位に変動がない場合には、本欄は空欄としてください。 ・異動（予定）日において新たに社外役員に就任する場合には、当該者を独立役員に指定するか否かにかかわらず、「新任」を選択してください。 ・既に社外役員となっている者を、追加的に独立役員に指定する場合には、「指定」を選択してください。 ・既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合には、「指定解除」を選択してください。 ・個別の社外役員についての記載内容について、記載内容の訂正や、チェック欄の更新等がある場合には、「訂正・変更」を選択してください。 ・記載対象は、異動（予定）日の時点における最新の全社外役員ですので、

項目	記載上の注意
	異動（予定）日において退任する社外役員についての記載は不要です。
(12) 本人の同意（ドロップダウンリスト）	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員として届け出られる社外役員が、上場規程及び施行規則に基づいて独立役員として届け出られることに同意していること及び独立役員届出書の内容について確認を行っていることを確認するために、ドロップダウンリストから、「有」を選択してください。 独立役員に指定していない社外役員については、本欄の記載は不要です。 既に独立役員として指定されている者について、社外役員は退任せず、独立役員の指定のみを解除する場合（「指定解除」の場合）も、本欄の記載は不要です。

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

項目	記載上の注意
(13) 該当状況についての説明	<p>〔役員属性の該当状況の説明〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外役員が「役員属性」の a. ～ l. のいずれかに該当している場合は、その概要を記載してください。記載内容については、「I. 4. 属性情報の記載」の説明等を参照してください。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社外取締役の△△△△氏は、株式会社〇〇に□□□□年から□□□□年まで総務部長として勤務していました。当社は株式会社〇〇から当社製品の部品である△△△を継続的に購入しており、取引額は年間□□□百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）です。当該取引額は、株式会社〇〇の年間売上高の△△％に相当し（〇〇〇〇年〇〇月期実績）、当社が公表している独立性判断基準に照らして、株式会社〇〇は当社を主要な取引先とする者に該当します。 社外取締役の□□□□氏は、当社製品の販売先である株式会社△△△の出身です。株式会社△△△と当社との間には、年間〇〇〇〇百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）の取引が存在しています。 社外監査役の〇〇〇氏は、□□大学の経済学部教授ですが、当社は、同大学工学部〇〇学科に、研究支援目的で〇〇〇百万円（〇〇〇〇年〇〇月期実績）の寄付を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> 「(7)氏名」欄に記載した社外役員の氏名と同じ順番で記載してください。 本項目は、独立役員のみならず、社外役員についても記載は必須です。ただし、「独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している」のチェックをしている場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については記載不要です。 j. ～ l. に関して、概要に代えて、概要を記載するまでもないと判断した理由を記載する場合にも、本欄を使用してください。
(14) 選任の理由	<p>〔独立役員に指定する場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外役員を独立役員として指定する理由（独立役員として指定しようとする者について、上場会社として「一般株主との利益相反が生ずるおそれがない」と判断した根拠）を記載してください。コーポレート・ガバナンス報告書において記載が求められる独立役員の選任の理由欄において記載する内容と同様の内容とすることが考えられます。 「一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していない」こ

	<p>とを事実に基づいて説明するなど、独立役員の指定理由の記載が必要です。</p> <p>[独立役員に指定しない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立役員に指定していない社外役員については、記載を必須とするものではありませんが、当該社外役員の選任理由としてコーポレート・ガバナンス報告書に記載する「選任の理由」と同様の内容を記載することが考えられます。また、当該社外役員に期待している効用が独立性に基づくものではない場合には、その効用を記載することも考えられます。
--	---

4. 補足説明

項 目	記載上の注意
(15)補足説明	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コードの原則4-9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 本欄の記載にあたっては、独立性判断基準の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>コード【原則4-9】</p> <p>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社が取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めた場合には、本欄において当該基準を記載してください。 独立役員が確保されていない場合には、独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 その他、独立役員届出書に記載した内容について補足すべき内容がある場合には、本欄を使用してください。

2. 独立役員届出書の作成・提出及び公衆縦覧

① 独立役員届出書のダウンロード

独立役員届出書のフォーマットを、日本取引所グループウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>）に掲載しております。リンク先の「国内株式関係提出書類」の「提出書類フォーマット集」－「その他の提出書類」から「(新様式)独立役員届出書」をダウンロードしてください。

② Excelファイルへの入力

ダウンロードした独立役員届出書のフォーマットを用い、「1. 独立役員届出書の様式及び記載上の注意事項

項」を参考に、必要事項を記載してください。

- ※1 フォーマット内の「2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項」及び「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」において必要な行の数は、各上場会社の社外役員の人数によって異なります。各社の必要に応じて、Excelファイル上、非表示となっている行を表示させることなどによって調整してください。なお、調整の結果、1ページに収まらない場合は、2ページ以上とすることも可能です。
- ※2 独立役員届出書は、最終的にPDFファイルとして提出することとなりますので、入力した文字が、PDFファイル化した際にも表示されるように、Excelファイルの「行の高さ」などを適宜、調整してください。

③ ExcelファイルのPDFファイルへの変換

必要事項を記載した独立役員届出書のExcelファイルを、お手持ちの変換ソフトでPDFファイルに変換してください。PDFファイルに変換する際に、独立役員届出書が複数のページにわたることとなっても差し支えありません。各上場会社において、独立役員届出書の見易さやバランスを考慮して、適宜、調整してください。

④ 独立役員届出書の提出

独立役員届出書のPDFファイルは、「TDnetオンライン登録サイト」において「縦覧書類を作成・提出する」から「独立役員届出書」を選択し、PDFファイルを登録してください。ご登録の際の表題、公開項目、開示指定日時については、以下のとおりとしてください。

【表題】	独立役員届出書
【公開項目】	独立役員届出書
【開示指定日時】	平日の9時～17時

- ※1 システム処理の関係上、夜間、休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となる場合があります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。（定款や株主総会招集通知など、現在TDnetで提出いただいている他の書類とは異なりますので、ご注意ください。）
- ※2 書類を登録いただいた後、東証の担当者が内容の確認を行い、ご連絡させていただくことがあります。そのため、実際の提出時刻が指定時刻より前後する場合がありますのでご了承ください。
- ※3 TDnetに登録された独立役員届出書は、東証の担当者の提出完了のための処理の後、指定された時刻で上場会社DBS等に公開されます。また、登録日の翌日の午前1時頃（株主総会招集通知と同様です）に日本取引所グループウェブサイト上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社詳細」において公開されます。

【コーポレートガバナンス・コード】

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。
- 1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。
- 1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。
- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。
特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則1-4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

補充原則

- 1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。
- 1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

【原則1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

- 1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

【原則1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

【原則2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

2-3① 取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

補充原則

2-4① 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

【原則2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのステュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。
特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。
- 3-1③ 上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。
特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

【原則3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

そして、支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

- 4-1① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- 4-1② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- 4-1③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

- 4-2① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。
- 4-2② 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

【原則4-3. 取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

- 4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。
- 4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。
- 4-3④ 内部統制や先を見越した全社リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

- 4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則4-6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則4-7. 独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

補充原則

- 4-8① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。
- 4-8② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。
- 4-8③ 支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

- 4-10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立

社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

4-11① 取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

【原則4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

- 5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。
- 5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。
- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
 - (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
 - (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実にに関する取組み
 - (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
 - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- 5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

補充原則

- 5-2① 上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

【買収への対応方針の導入等に係る上場制度の概要】

1. 基本的な考え方

買収への対応方針の導入等については、当然のことながら、適法性やいわゆる企業価値基準（企業価値を向上させる買収を排除せず、企業価値を毀損する買収は忌避できるような買収への対応方針のあり方）に照らした妥当性等を十分に検討のうえ行われるものと思われませんが、これらに加え、上場会社は、買収への対応方針の導入時点の株主のみでなく、潜在的投資者を含む幅広い投資者層の投資対象であり、投資者保護の観点から買収への対応方針に関して十分な配慮が求められます。東証では、こうした観点から、国際的な動向を踏まえつつ、買収への対応方針の導入等に係る上場制度を整備しています。

【用語の定義】

用語	定義
買 収	・ 主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為
買収への対応方針	・ 上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収に対抗する旨を定めた対応の方針
買収への対抗措置	・ 買収への対応方針で定めた新株予約権の無償割当等々の具体的な行為
導 入	・ 買収への対応方針の具体的内容を決定すること
発 動	・ 買収への対抗措置を実行すること
(買収への対応方針又は買収への対抗措置の) 廃止	・ 買収への対応方針を撤回すること又は発動された買収への対抗措置を取り止めること
平時	・ 特定の者による買収の計画、提案又は開始について対象会社が認識していない段階
有事	・ 特定の者による買収の計画、提案又は開始について対象会社が認識して以降の段階
ライツプラン	・ 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当等の形で発行する買収への対抗措置

※ （買収への対応方針又は買収への対抗措置の）廃止、ライツプランを除き、経済産業省による「企業買収における行動指針」と同じ定義です。

※ 「買収への対応方針」は、平時導入・有事導入の買収への対応方針の双方を含みます。

※ 上場制度上の「買収への対応方針」の定義には、事前警告型の買収への対応方針が含まれます。また、定款の定めについてもその内容によっては買収への対応方針に該当する場合があります。

2. 概要

(1) 適時開示

上場会社の業務執行を決定する機関が新株又は新株予約権の発行（自己株式又は自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）を行うことについての決定をした場合には、上場規程に基づき、その内容を開示することが義務付けられていますが、買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う発行に関しては、適時開示上の軽微基準が設けられていません。

事前警告型の買収への対応方針や条件決議型の買収への対応方針の導入など、導入時点では新株又は新株予約権の発行を伴わない買収への対応方針の導入についても、当該情報が投資者の投資判断に重大

な影響を与えないと判断される場合を除き、開示が必要となります。また、(平時導入の買収への対応方針に関して) 具体的に買収者が出現した場合、買収への対応方針に基づき、買収への対抗措置を発動した場合、又は買収への対応方針や買収への対抗措置を廃止した場合にも、「開示事項の経過」として開示してください。また、買収への対応方針の内容の変更を行った場合も、「開示事項の変更」として開示してください。

※ 買収への対応方針の導入の開示にあたっては、当該買収への対応方針の内容を投資者が適切に理解・判断できるよう記載してください。また、開示上の注意事項に掲げた開示すべき内容に限らず、当該買収への対応方針の内容を投資者が適切に理解・判断するために重要な内容も記載してください。なお、最初の開示時点において決定できない内容がある場合には、決定次第「開示事項の経過」として追加の開示を行ってください。

(2) 遵守事項

上場会社は、買収への対応方針を導入(買収への対応方針の具体的内容を決定することをいう。)する場合は、以下の4つの事項を遵守することが義務付けられています。

【上場規程第440条】

① 開示の十分性

買収への対応方針に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと

: 買収への対応方針の適時開示にあたっては、株主による買収への対応方針に対する賛否の判断及び投資者による投資判断のための十分な基礎となる情報を提供することが必要となります(開示上の注意事項に関しては、「3.(2)」をご覧ください)。

② 透明性

買収への対抗措置の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと

: 買収への対抗措置の発動及び廃止の条件が、経営者の判断に依存するものである場合には、その判断過程が不透明であることなどにより、経営者によって発動・廃止等が恣意的に決定されるおそれがあります。これは、企業価値基準の観点から不適當であるのみならず、投資者に対して十分な投資判断材料が与えられないこととなり、投資者は会社の動向に関して不透明な状態での売買を強いられる結果となります。そのため、買収への対抗措置の発動及び廃止の条件は、経営者の恣意的な判断に依存するものでないことが求められます。

③ 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収への対応方針でないこと

: 買収への対応方針の内容そのものに、株価形成を著しく不安定にする、投資者の保有している株式の価値を低下させるなどの要素がないことが求められます。

④ 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収への対応方針であること

： 買収への対応方針には様々な形態が考えられますが、そのなかには、買収者を含む株主の議決権の構造を変更する方法や、議決権以外の財産権の毀損を伴う方法もあります。そのため、買収への対応方針の導入にあたっては、株主の権利内容及びその行使に配慮することが必要となります。

(3) 遵守事項に反する旨の公表

東証では、買収への対応方針の導入に係る遵守事項の実効性を確保するため、上場会社及び新規上場申請者に対して以下のような対応を講ずることとしています。

① 遵守事項に反する旨の公表

東証は、上場会社が遵守事項を尊重していないと認める場合には、その旨を公表することができます。東証は、この認定については、買収への対応方針の内容及びその開示状況を総合的に勘案して行います。

【上場規程第508条第1項第2号】

② 新規上場審査

新規上場申請者が買収への対応方針を導入している場合には、上場規程第440条各号に掲げる事項を遵守していることを上場審査における適格性の要件とします。

【上場審査等に関するガイドライン II 6. (1) b等】

(4) 株主の権利の不当な制限に係る上場廃止等

東証では、買収への対応方針の導入に係る遵守事項の実効性を確保するため、上場会社及び新規上場申請者に対して以下のような対応を講ずることとしています。

① 上場廃止

東証は、上場会社について、「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして施行規則に定める」場合には、その上場を廃止するものとしています。

【上場規程第601条第1項第15号】

※ 当該上場廃止基準の対象となる行為は、遵守事項に反する旨の公表措置とは異なり、買収への対応方針の導入に限られるものではありません。

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして施行規則に定める」場合とは、上場会社が次に掲げる行為を行っているとして東証が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認めた場合をいいます。

【施行規則第601条第12項】

随伴性のないライツプランの導入

ライツプランのうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、買収への対応方針の導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

： このような随伴性のないライツプランが実際に発動されると、新株予約権の割当日より後に株

式を取得した株主については、買収者であるか否かにかかわらず、保有している株式の希薄化による著しい損失を被ることになります。また、実際に発動されないまでも、発動が懸念される状況が生じた際には、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されます。そのため、このような随伴性のないライツプランの導入は、株価形成を著しく不安定にするおそれがあるとともに、株主の財産権を不当に毀損するものとして、上場廃止の対象となります。

他方、いわゆる信託型ライツプランでは、新株予約権が当初信託銀行に対して発行され、買収者が出現し、所定の発動事由が充足された後にはじめて、信託銀行から発動の際の株主に対して交付される仕組みであり、その結果、新株予約権の発行後に株主となった者も含め、発動の際の株主は等しく新株予約権の交付を受けられます。このような実質的に随伴性が確保されたライツプランの導入は、事前警告型や条件決議型など導入時点で新株予約権の発行を伴わない買収への対応方針と随伴性の点で差異がないので、「随伴性のないライツプランの導入」による上場廃止の対象とはなりません。

デッドハンド型のライツプランの導入

株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないライツプランの導入

： いわゆるデッドハンド型のライツプランについては、企業価値防衛指針において、企業価値を向上する買収提案さえも実現しない、企業価値基準に反する買収への対応方針であるとされています。東証の上場制度上も、このような買収への対応方針を導入している会社の株式は、事実上経営者を交代させるという株主の権利の行使が不当に制限された状態にあるものとして、上場廃止の対象となります。

拒否権付種類株式の発行

拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、権利内容及び割当対象者の属性その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除く。）

※ 持株会社である上場会社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式（会社法第108条第1項第8号）又は取締役選任権付種類株式（会社法第108条第1項第9号）を当該上場会社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当該上場会社に対する買収の実現を困難にする方策であると東証が認めるときは、当該上場会社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。

： 取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式の発行は、取締役の選解任などの株主にとって重要な権利を不当に制限するものなので、当該発行に係る決議又は決定は、上場廃止の対象となります。

ただし、「会社の事業目的、拒否権付種類株式の発行目的、割当対象者の属性及び権利内容その他の条件に照らして、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合」には、例外的にその発行が許容されます。この要件に該当する可能性がある場合としては、民営化企業が、その企業行動が国の政策目的に著しく矛盾することがないよう、国を割当先として拒否権付種類株式を発行する場合が考えられますが、具体的には事前相談において、個別の事案ごとに判断することとします。

また、持株会社である上場会社については、その子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を上場会社以外の者に対して発行する場合も、上場廃止基準の対象となる可能性があ

るため、このような子会社による株式の発行を検討する際、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。また、実際にこのような株式を子会社が発行する場合には、直ちに東証に通知しなければならないこととしています。

【施行規則第418条第20号】

※ 既上場会社が新たに拒否権付種類株式を発行する場合には、既存の一般株主の利益が侵害されるおそれが大きいため、上場廃止に係る規定の例外の適用は慎重に行います。

議決権制限株式への変更

株主総会において議決権を行使できる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除く。）

： 上場株券をいわゆる議決権制限株式に変更する場合であって、制限する議決権の内容が取締役の過半数の選解任その他の重要な事項である場合には、当該事項に係る株主の議決権を不当に制限しているといえるため、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除いて、上場廃止の対象となります。

上場株券等より議決権の多い株式の発行

上場株券等より議決権の多い株式の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものに限る。）

： 上場株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券より低い株式をいいます。）で株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものの発行は、上場廃止の対象となります。

議決権の比率が300%を超える第三者割当

議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除く。）

： 第三者割当を行う場合において、希薄化率が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、上場廃止の対象となります。

※ なお、議決権の比率の計算方法等については、施行規則第435条の2に規定されています。詳細は、【第三者割当に係る上場制度の概要及び実務上の留意事項】をご参照ください。

議決権を失う株主が生じることとなる株式併合

株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものに限る。）

： 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合であって、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと東証が認めるものは、上場廃止の対象となります。

② 新規上場審査

「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていないこと」を上場審査における適格性の要件とします。

【上場審査等に関するガイドライン II 6. (1) a等】

上場会社の組織再編に係る新設会社等の簡易な上場審査においては、上場時において、上場銘柄が上場規程第601条第1項第15号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると東証が認めた場合並びに同項第19号及び第20号」に該当しないこととなる見込みがあることを要することとしています。

【上場規程第209条第2号等】

3. 注意事項

(1) 事前相談の必要性

東証は、上場会社が導入する買収への対応方針に関して、遵守事項に反すると認める旨の公表措置を講ずることや当該上場会社の株券の上場を廃止する場合があります。こうした措置を講ずるか否かの判断にあたっては、個別の事案ごとの内容及び開示の状況を総合的に勘案することとしています。これは、買収への対応方針に関しては今後の実務の一層の進展が予想され、個別の事案ごとの内容や開示の状況に応じた柔軟な対応を行うことが必要となると考えられるためです。

このような柔軟な対応を円滑に実施できるよう、買収への対応方針を導入することの決定・開示に先立って、十分な時間的余裕を持って必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。上場会社が事前相談を怠った結果、東証において十分な検討期間が確保できない場合には、買収への対応方針の導入を延期するようお願いする場合があります。なお、こうした事前相談は、買収への対応方針を新たに導入する場合だけでなく、既に導入した買収への対応方針の内容を変更する場合についても同様に行うようにしてください。

事前相談は、開示予定の資料をあらかじめ提示したうえで行うこととしています。上場会社が買収への対応方針の導入の決定・開示を行う場合には、**公表予定日の3週間前までに（いわゆる有事導入において、時間的余裕がない場合も、準備が整い次第速やかに）、必ず東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。**ただし、前例のないスキームを検討されている場合や遵守事項などの関係で懸念事項がある場合などには、さらに十分な時間的余裕を持って事前相談を行うようにしてください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

買収への対応方針の導入・買収への対抗措置の発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした場合は、通常の開示事項に加え、買収への対応方針導入の目的や、買収への対抗措置の発動を決定するに至った経緯及び理由などを記載することが必要となります。本項目の詳細は、「第2編第1章1. 特例② 買収への対応方針の導入・買収への対抗措置発動に伴う株式又は新株予約権を引き受ける者の募集の場合」をご参照ください。

(3) 買収への対応方針に関するその他の注意事項

事前相談においては、遵守事項を踏まえ、買収への対応方針の類型ごとに以下の事項について判断に時間を要すると考えています。ただし、株主総会決議を経て導入する場合など、買収への対応方針の適正さを高める特段の事情がある場合には、それを考慮します。

① ライツプラン

○ 株主の総体的意思

買収への対抗措置の廃止又は不発動の判断にあたって株主の意思（個々の株主の意思ではなく、株主総会決議によって示されるような総体的な株主意思）が反映される仕組みになっていることは、買収への対応方針の適切な運用の観点から非常に重要です。

そこで、事前相談にあたっては、ライツプランがデッドハンド型に該当しないかどうかに加え、取締役の選解任に関する株主総会の決議要件や取締役の任期などの確認を通じて、1回の株主総会で取締役の過半数を支配することが困難となっていないか、開示資料等により確認します。

○ 発動等の判断の枠組み

発動等の判断については、経営者の恣意的な判断に依存する不透明なものでないことが求められます。ライツプランの発動及び廃止又は不発動の実質的な判断主体（独立委員会等の勧告に基づいて取締役会が決定する場合における当該独立委員会等を含みます。）の判断の公正性・中立性は、投資者にとって非常に重要な情報です。

そこで、当該判断主体について、経営者からの独立性、専門性（企業価値に関する知識の不足を補うための専門家の関与や独立調査権限等を含みます。）、会社に対する責任（たとえば委員会における取締役・監査役と社外有識者との構成割合など）といった事項が、開示資料に十分に記載されているかについて確認します。また、判断主体の公正性・中立性が上記の手続によって十分に確認できない場合には、客観的な発動及び廃止又は不発動の条件や判断基準が開示資料に記載されているかについて、確認します。

○ 流通市場に与える影響

買収への対応方針は、株式の価格形成を著しく不安定にする等、投資者に不測の損害を与える要因を含まないことが求められます。

ライツプランの発動の決定がなされ、株式の割当を受けるべき株主が確定した後においてもなお発動が中止される可能性がある場合には、割当対象株主が確定した後の株式の価格形成が不安定になるおそれがありますが、買収者との対等な交渉を実現するというライツプランの目的に照らすと、発動の決定後に買収が中止された場合や買付条件の引上げにより両社が合意に至った場合に発動を中止できることには、企業価値・株主利益向上の観点から意義があるので、このような可能性がある場合にはその旨の開示が十分になされていることを、事前相談によって確認します。また、株価形成を不安定にするその他の要因がスキームに内在しないかどうかについても確認します。

② 事前警告（大量買付ルールの設定）

いわゆる事前警告型の買収への対応方針では、買収者が遵守すべきルール（買収者に関する情報の提供やその手続等を定めたルール）を上場会社が独自に定め、将来の買収者に対してその遵守を求める場合があります。このような買収への対応方針の開示にあたっては、当該ルールの合理性についての株主・投資者の判断に資するため、当該ルールの内容がわかりやすく開示されることが求められます。

具体的なルールの内容は、ルールの運用主体、提出情報の内容や提出等の手続、買収者が大量買付ルールを守った場合・守らなかった場合それぞれの会社の対応などであり、これらのルールの内容が開示資料にわかりやすく記載されているかについて確認するとともに、ルールの合理性（株主・投資者に対する情報提供の観点からみて過剰な情報を求めているか、検討期間が過度に長期となるおそれはないか、ルール違反に対する対抗措置が過剰ではないか等）に関する説明が十分になされているかについて、確認します。

なお、大量買付ルールの事前警告を設定した買収への対応方針であっても、対抗措置としてライツプランに相当する措置（すなわち買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約

権の株主割当等)を将来行う可能性があるものについては、その態様に応じて、その旨と前記①に準拠した事項を開示することが必要となります。

③ 種類株式等の発行

種類株式又は新株予約権の発行により上場株式の株主の議決権が制限される可能性や財産権が毀損される可能性がある場合については、株主の権利の尊重が図られているかを判断する必要から、所要の審査のために十分な時間的余裕を持って東証まで事前相談を行うようにしてください。

(4) 株主の権利の不当な制限に関する注意事項

買収への対応方針の導入に限らず、上場会社が企業行動を行うにあたっては、株主の権利内容又はその行使の不当な制限とならないよう配慮することが求められます。

○ 継続保有を行使条件とする新株予約権の無償割当て

株式の継続保有を行使条件とする大規模な新株予約権の株主への無償割当てについては、新株予約権無償割当てを受けた株主の株式売却行為を事実上困難にし、株式の価格形成が極めて不安定となることが想定されることなどから、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると判断される可能性が高いと考えられます。

【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】

○ 支配株主との重要な取引等に係る遵守事項

(1) 制度の概要

支配株主を有する上場会社は、当該上場会社又はその子会社等の業務執行を決定する機関が、支配株主その他施行規則で定める者が関連する重要な取引等を行うことについての決定をする場合には、当該決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとするほか、必要かつ十分な適時開示を行うことが義務付けられます。

【上場規程第441条の2、施行規則第436条の3】

※ 「支配株主」とは、親会社又は上場会社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として施行規則で定める者（上場会社の主要株主（親会社を除く。）のうち、自己の計算において所有している上場会社の議決権と、当該主要株主の近親者並びに当該主要株主又は当該近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している上場会社の議決権の合計が過半数を占めている場合）をいいます。

【上場規程第2条第42号の2、施行規則第3条の2】

※ 「少数株主」とは、支配株主その他施行規則で定める者（後述）以外の株主をいいます。

※ 上場会社が、本規定に違反した場合には、公表措置、上場契約違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求又は特別注意銘柄への指定など所定の措置を講ずることがありますのでご留意ください。

(2) 実務上の留意事項等

① 企業行動規範に定める手続きの実施が必要となる場合

以下のa.及びb.の両方の条件を満たす場合に、企業行動規範に定める手続きを実施することが必要となります。

- a. 上場会社又はその子会社等が**重要な取引等**を行うことについての決定をする場合
- b. 前a.の取引に**支配株主その他施行規則で定める者が関連する場合**

【重要な取引等】

※ 「重要な取引等」とは、下表に掲げる上場会社又はその子会社等の決定事実のうち、上場会社が適時開示を行う必要があるものをいいます（各決定事実に係る会社情報の適時開示の要否の判断基準（軽微基準）については、上場会社ナビより「適時開示項目に関連する条文一覧」を参照してください。）。

上場会社の決定事実	上場会社の子会社等の決定事実
<ul style="list-style-type: none">・ 第三者割当による募集株式等の割当て・ 上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て	<ul style="list-style-type: none">・ 株式交換・ 株式移転・ 株式交付・ 合併・ 会社分割

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式の取得 ・ 株式交換 ・ 株式移転 ・ 株式交付 ・ 合併 ・ 会社分割 ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ 公開買付け等に関する意見表明等 ・ 全部取得条項付種類株式の全部の取得 ・ 株式等売渡請求に係る承認等 ・ その他上場会社の運営、業務、若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項 (例: 上場廃止が見込まれる株式併合等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け ・ 新製品又は新技術の企業化 ・ 業務上の提携又は業務上の提携の解消 ・ 孫会社の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項 ・ 固定資産の譲渡又は取得 ・ リースによる固定資産の賃貸借 ・ 新たな事業の開始 ・ 公開買付け又は自己株式の公開買付け ・ その他上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項
--	--

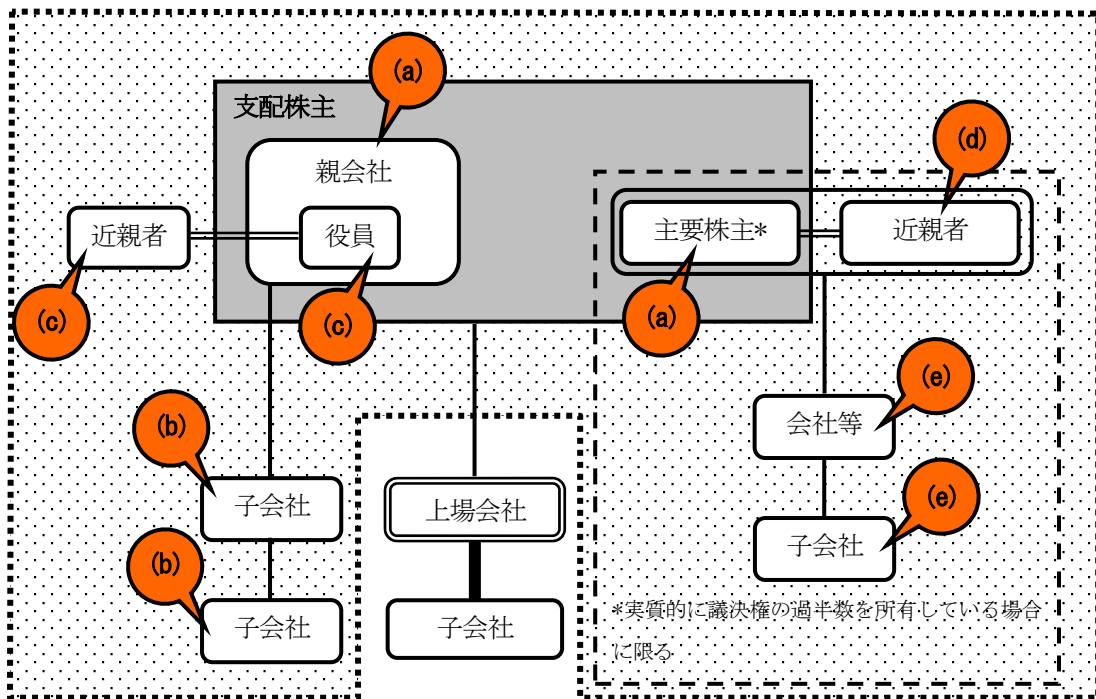
※ 上場会社又はその子会社等と支配株主その他施行規則で定める者との間で行われている反復・継続的な営業取引については、通常、企業行動規範に定める手続きの実施対象には含まれません。

【支配株主その他施行規則で定める者】

※ 「支配株主その他施行規則で定める者」とは、次の（a）～（e）のいずれかに該当する者をいいます。

- （a）支配株主
- （b）上場会社と同一の親会社をもつ会社等（当該上場会社及びその子会社を除く。）
- （c）上場会社の親会社の役員及びその近親者
- （d）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）の近親者
- （e）上場会社の支配株主（当該上場会社の親会社を除く。）及び前号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社（当該上場会社及びその子会社を除く。）

支配株主その他施行規則で定める者の範囲



【関連する場合】

- ※ 支配株主その他施行規則で定める者が「関連する場合」とは、原則として、支配株主その他施行規則で定める者が、上場会社又はその子会社等との間の取引等の当事者となる場合とします。
- ※ 「自己株式の取得」又は「自己株式の公開買付け」については、支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提としている場合が該当します。
- ※ 上場会社又はその子会社等が行う「公開買付け」については、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者に対して行う公開買付けや、上場会社若しくはその子会社が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として第三者株式に対して行う公開買付けが該当します。
- ※ 「公開買付け等に関する意見表明等」については、支配株主その他施行規則で定める者が上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等や、第三者が支配株主その他施行規則で定める者からの取得を前提として上場会社株式に対して行う公開買付け等に対する意見表明等が該当します。
- ※ 「新製品又は新技術の企業化」又は「新たな事業の開始」については、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。
- ※ 「上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する株式又は新株予約権の割当てその他の株式報酬又はストック・オプションと認められる募集株式等の割当て」については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社

の役職員に就任している場合に、これらの者に対して株式又は新株予約権を割り当てる場合を含みます。

- ※ ファンドが、支配株主その他施行規則で定める者に該当しない場合でも、支配株主その他施行規則で定める者が、ファンドに出資している場合やファンドの業務執行等を行っている場合には、その関与の実態に照らして「関連する場合」と判断することがありますので留意してください。

② 企業行動規範に定める手続きの内容

- a. **支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手**
- b. 必要かつ十分な適時開示

【支配株主との間に利害関係を有しない者】

- ※ 「支配株主との間に利害関係を有しない者」には、例えば、買収への対応方針導入会社の実務において実施されている特別委員会に相当するような第三者委員会や、支配株主と利害関係のない社外取締役又は社外監査役などが含まれます。

【少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手】

○ 意見の内容及び入手方法等に関する取扱い

- ※ 「当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」の内容については、例えば、取引等の目的、交渉過程の手続き（合併比率等に係る算定機関選定の経緯、決定プロセスにおける社外取締役又は社外監査役の関与など）、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討を行ったうえで、当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことについて言及したものが考えられます。
- ※ 合併、会社分割、株式交換及び株式移転等の組織再編行為に際して、支配株主と利害関係のない算定機関から対価の公正性等に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合（当該評価において、少数株主にとって不利益でないことに関して言及されている場合に限ります。）は、「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。ただし、合併比率算定書等の取得のみでは、「意見の入手」とは認められませんのでご注意ください。
- ※ 複数の行為を伴う取引等（例えば、支配株主による公開買付けの実施後に、上場会社が全部取得条項付種類株式の取得等による少数株主のスクイーズアウトを行うことを予定している場合など）については、一連の行為を一体のものとみなして「意見の入手」を行うことで足りるものとします。ただし、一連の行為とみなすことが適当でない場合にあっては、個々の行為に係る具体的な内容等を決定する際に、個別に「意見の入手」を行うことが求められます。
- ※ 支配株主との重要な取引等が上場会社の子会社等の決定に係るものである場合の取扱いは以下のとおりとします。
 - ・ 上場会社の子会社等がその意思決定に際して支配株主との利害関係を有しない者から意見の入手を行っている場合（当該意見が上場会社の少数株主にとって不利益でないことに係る内容を含むものである場合に限ります。）は、上場会社が企業行動規範に基づく手続きを実施したのものとして取り扱います（上場会社自身による別途の意見の入手は不要です。）。
 - ・ 子会社等が入手した意見をもって企業行動規範に基づく手続きを実施したものとする場合には、その旨及び当該子会社等が入手した意見の概要について、適時開示資料に適切に記載してください。

○ 意見の入手の時期

※ 通常、重要な取引等を決定する日までに「意見の入手」を行うことが求められます。ただし、決定の際に当該重要な取引等に係る条件の全部又は一部が決まっていないため、適切な意見の形成が困難と認められる事情がある場合については、後日の条件決定の際に「意見の入手」を行うことができます（この場合、当初の適時開示において、意見の入手が未了である旨及び今後の見通しについて言及いただくことが必要となります。）。

○ 第三者割当に係る遵守事項との関係

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%以上となる第三者割当を行う場合に、上場規程第432条第1号に基づいて入手する意見において、当該第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関して言及されているときは、本企業行動規範に基づく「意見の入手」を行ったものとして取り扱います。

※ 上場会社の議決権の希薄化率が25%未満の第三者割当を行う場合であっても、当該第三者割当に係る募集株式等の割当てを受ける者が、支配株主その他施行規則で定める者である場合には、本企業行動規範に基づく「意見の入手」が必要となります（当該第三者割当について適時開示を要する場合（当該第三者割当に係る払込金額の総額（新株予約権の割当てを行う場合には、当該新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の総額）が1億円以上である場合）に限ります。）。

○ 適時開示に関する取扱い

※ 入手した意見の概要については、支配株主との間の重要な取引等に関する適時開示資料に記載する形で開示することが必要となります（意見書を入手した場合に、意見書そのものの開示を求めるものではありません。）。

※ 個々の開示すべき事実の実務上の取扱い等は、「第2編 会社情報の適時開示実務上の取扱い」を参照してください。

○ コーポレート・ガバナンスに関する報告書への記載

※ 支配株主を有する上場会社は、支配株主との間の重要な取引等が、少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手方法等に関する基本的な考え方について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の記載項目である「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適切に反映していただくことが望まれます。

【施行規則第211条第4項第1号等】

○ その他

※ 東証又は自主規制法人は、必要に応じて、上場会社が支配株主との重要な取引等に関する適時開示を行った際などに、企業行動規範に基づく手続きの履行状況を証明する書類の提出等を求めることがあります。



第3編第2章

上場会社に対する自主規制の概要

1. 総説

金融商品取引所における自主規制業務は、会社の上場の際に財務や経営の健全性等を審査する「上場審査」、上場廃止基準への該当性の審査等を行う「上場管理」、当取引所市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者の健全性・信頼性を確保するための「考査」及び相場操縦や内部者取引等の不公正取引を監視する「売買審査」から構成されています。

日本取引所グループでは、その傘下に、金融商品取引所の市場運営会社である東証及び株式会社大阪取引所と、自主規制業務を行う自主規制法人を設ける組織体制をとっています。これは、金融商品取引所の自主規制業務を両取引所から独立した自主規制法人が遂行することで、自主規制機能の独立性を強化すると共に、持株会社を活用することで市場運営会社と自主規制法人の適切な連携による自主規制機能の実効性確保を図ることを目的としています。

市場運営会社である東証は、自主規制法人に委託した業務を除く取引所金融商品市場の開設に係る業務全般を行っており、その上場部においては、上場制度、開示制度の企画立案に加え、上場会社との窓口として各種の相談対応・助言、変更上場等の上場有価証券に関する諸手続などを行っています。

一方で、上場管理に関わる自主規制業務については、東証から自主規制法人が受託し上場管理部が実施します。

具体的には、

- ① 上場規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示に係る審査
- ② 上場規程第2編第4章第4節の規定に基づく企業行動規範の遵守に係る審査
- ③ 上場規程第2編第5章の規定に基づく、上場契約違約金の徴求、公表措置、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定などの実効性の確保に関わる審査
- ④ 上場規程第2編第6章の規定に基づく、不適当な合併等、虚偽記載又は不適正意見等、上場契約違反、株主の権利の不当な制限、公益又は投資者保護などの基準による上場廃止審査

等が挙げられます。

東証上場部は、自主規制法人上場管理部が行うこれらの審査等の結果に基づき、上場廃止や上場会社に対する処分その他の措置等を行うこととなります。

このほか、東証では、東証市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人売買審査部において、内部者取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

【日本取引所自主規制法人 法人概要】

名 称	： 日本取引所自主規制法人 (英文名 : Japan Exchange Regulation)
住 所	： 〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2-1
電 話	： 03-3666-0431 (代表)

2. 会社情報の開示に係る審査の概要

上場規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示に係る審査は、上場会社における会社情報の開示の適正性を確保することを目的とし、その適正性を確保するために必要かつ相当と認めるときに行うこととしており、重要な会社情報の開示について次の(1)から(5)までに掲げる観点から行うこととしています。

- (1) 開示の時期が適切か否か。
- (2) 開示された情報の内容が虚偽でないかどうか。
- (3) 開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか。
- (4) 開示された情報が投資判断上誤解を生じせしめるものでないかどうか。
- (5) その他開示の適正性に欠けていないかどうか。

【上場管理等に関するガイドラインⅡ 2.】

なお、上場会社に対し、東証が必要と認めて上場会社に照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられており、さらに、東証が報告のため必要と認める場合には、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の東証への報告を行うことが義務付けられています(*)。また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に照会を行うこととなります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人からの照会についても直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

(*)「東証が報告のため必要と認める場合」とは、会社情報に関する照会に対する東証への報告にあたって、会計不正等の疑義が生じた場合において調査を実施していない場合や、調査を実施しているものの、調査の範囲や体制が不十分な場合等を想定しています。また、「必要な調査」については個社の状況によって異なるものの、一般的には「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」や日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を参考とすることを想定しています。

【上場規程第415条第1項及び第2項、第3条第2項】

3. 実効性の確保に関する処分又は措置の概要

上場規程では、その実効性を確保するため、上場規程の違反行為などに対して、特別注意銘柄への指定や、改善報告書・改善状況報告書の提出、公表措置や上場契約違約金の徴求などの措置を講ずることができることを定めています。

〔実効性を確保するための措置〕

○ペナルティ的措置 ・公表措置 ・上場契約違約金	○改善措置 ・改善報告書・改善状況報告書 ・特別注意銘柄への指定
--------------------------------	--

(1) 特別注意銘柄制度

① 特別注意銘柄への指定

東証は、以下に掲げる場合であって、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券等を特別注意銘柄に指定することができるものとしています。

- ・ 上場会社が以下に掲げる上場廃止基準の各号に該当するおそれがあると東証が認めた後、当該各号に該当しないと東証が認めた場合

上場規程第601条第1項第6号	支配株主との取引の健全性の毀損
上場規程第601条第1項第10号	上場契約違反等

上場規程第601条第1項第19号	反社会的勢力の関与
上場規程第601条第1項第20号	公益又は投資者保護

- ・ 上場会社が以下に掲げる事項に該当する場合

<虚偽記載>

上場会社の有価証券報告書等に虚偽記載（有価証券上場規程第2条第30号）を行った場合

<不適正意見等>

上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合。

※ ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であって、当該記載が天変地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認めた場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認めた場合
- ・ 上場会社が適時開示・企業行動規範に係る改善報告書を提出した場合において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと東証が認めた場合

【上場規程第503条第1項】

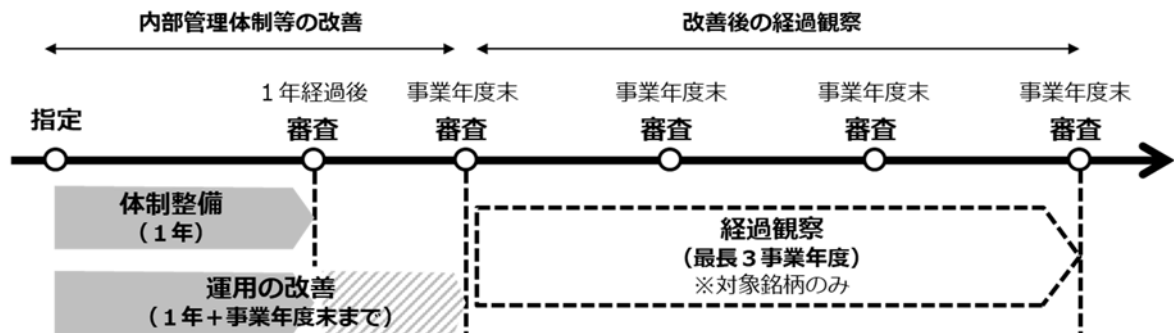
特別注意銘柄の指定は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- 上場廃止基準に該当するおそれがあると認めた後、当該基準に該当しないと認めた場合
 - ・ 上場廃止基準に該当するおそれがあると認めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
- 虚偽記載又は不適正意見等に該当する場合
 - ・ 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等に係る期間、金額、態様及び株価への影響
 - ・ 有価証券報告書等における虚偽記載又は不適正意見等の原因となった行為、会社関係者の関与状況及び内部管理体制等の整備・運用の状況
- 適時開示に係る規定に違反したと東証が認めた場合
 - ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - ・ 適時開示に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - ・ 過去における適時開示に係る規定の遵守状況等
- 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認めた場合
 - ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - ・ 過去における企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守状況等
- 改善報告書を提出した場合
 - ・ 改善報告書の提出を求めた事象の内容、経緯、原因及びその情状
 - ・ 改善報告書に記載された改善措置の実施状況及び運用状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 1.】

② 特別注意銘柄への指定後の流れ

【指定後の流れ（イメージ）】



○ 内部管理体制等の改善

特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、原則として、当該指定から1年経過後の審査までに内部管理体制等を適切に整備・運用することが求められます。

ただし、指定から1年経過後の審査において、内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）には、特別注意銘柄の指定を継続し、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度の末日以降の審査までに、内部管理体制等の運用状況の改善を求めることとしています。

(審査の流れ)

特別注意銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱います。

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
※ただし、後述の経過観察の対象となる銘柄については、指定継続
- ・内部管理体制等が適切に整備されていると認めるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがある場合に限り）：指定継続
- ・内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合：上場廃止

※「内部管理体制確認書」は、施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じて作成することが義務付けられています。ただし、継続企業の前提に疑義があることを事由として監査報告書に「意見の表明をしない」旨が記載された場合など、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅱの部）」に準じた書面の提出が不要と認められる場合は、当取引所がその都度定める書面を提出することで足りるものとしします。なお、上場会社が内部管理体制確認書の提出を速やかに行わない場合（後述の2回目以降の審査においては期限内に提出を行わない場合）や、提出された内部管理体制確認書の内容が明らかに不十分であると東証が認める場合などは、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められないものとして取り扱います。

※特別注意銘柄に指定された上場株券等の発行者である上場会社に対し、東証が必要と認めて内部管理体制等に関し照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に照会を行うこととなります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人からの照会についても直ちにその照

会事項について正確に報告することが義務付けられています。なお、これらの照会に対する報告内容についても、内部管理体制等の審査において考慮されます。

【上場規程第503条第2項から第4項まで、第11項、第601条第1項第9号、第3条第2項】

上記の「内部管理体制等が適切に整備されていると認められるものの、適切に運用されていると認められない場合（適切に運用される見込みがなくなったと認める場合を除く）」に該当し、特別注意銘柄の指定が継続された場合、上場会社は、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書を再提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より再提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱います。

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
（ただし、後述の経過観察の対象となる銘柄については、指定継続）
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

また、上記の審査のタイミングに関わらず、特別注意銘柄への指定後において、上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと認める場合にも、上場が廃止されることとなります。

【上場規程第503条第5項から第7項まで、第601条第1項第9号】

○ 改善後の経過観察

特別注意銘柄へ指定された上場会社の内部管理体制等が、適切に整備され、運用されていると認めるものの、以下の「対象銘柄」に該当している場合には、内部管理体制等が適切に維持・運用されなくなるリスクが高いと考えられることから、最長で3事業年度の間、特別注意銘柄の指定を継続し、内部管理体制等の状況を継続的に審査します。

当該期間を通じて、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていることを確認のうえで、その指定の解除を行います。

（対象銘柄）

- ・事業の継続性・収益性が確保されていない場合
 - － 直前の財務諸表、中間財務諸表又は四半期財務諸表に継続企業の前提に関する事項が注記されている場合
 - － 各市場区分の利益又は純資産の額に関する新規上場基準を充足していない場合
 - <プライム市場の上場会社>
 - ✓ 最近2年間における利益の額の総額が2.5億円以上
 - ✓ 直前の事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間（第2四半期会計期間を除く。）の末日における純資産の額が5.0億円以上
 - <スタンダード市場の上場会社>
 - ✓ 最近1年間における利益の額が1億円以上
 - ・上場維持基準に適合していない場合であって、改善期間内にあるとき
- ※ 純資産の額に関する上場維持基準に関しては、改善期間入りの恐れがある場合（直前の四半期会計期間（直前の四半期会計期間が第2四半期会計期間の場合には、直前の中間会計期間）の末日における純資産の額が正でない場合）を含む

(審査の流れ)

内部管理体制等が適切に整備され、適切に運用されていると認めるものの、上記の「対象銘柄」に該当し、特別注意銘柄の指定が継続された上場会社は、指定継続後に迎える各事業年度（当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書を再提出することが義務付けられます。

東証は、上場会社より再提出された内部管理体制確認書の内容等に基づき審査を行い、以下のとおり取り扱うものとします。

(第一回目・第二回目)

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合
 - － 上記の「対象銘柄」に該当しないこととなったとき：指定解除
 - － 引き続き、上記の「対象銘柄」に該当しているとき：指定継続
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

(第三回目)

- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認める場合：指定解除
- ・内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合：上場廃止

また、上記の審査のタイミングに関わらず、経過観察の対象として特別注意銘柄の指定が継続された後、上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない状態となった場合にも、上場が廃止されることとなります。

【上場規程第503条第8項から第10項まで、第601条第1項第9号】

特別注意銘柄の指定の解除等に関する認定は、各市場区分への新規上場時における「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等の有効性」、「企業経営の健全性」、「企業内容の開示の適正性」（グロース市場においては、「企業内容、リスク情報等の開示の適正性」）の審査の観点に準ずる事項（特別注意銘柄の指定後における上場規則の遵守状況及び遵守を確保するための体制の整備及び運用の状況を含みます。）その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

各市場区分への新規上場時における審査の観点の詳細については、日本取引所グループウェブサイトの「新規上場ガイドブック」をご参照ください。

○新規上場ガイドブック（プライム市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/index.html>

○新規上場ガイドブック（スタンダード市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/01.html>

○新規上場ガイドブック（グロース市場）

URL <https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/02.html>

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 2.】

【上場審査等に関するガイドラインⅡ 3.、Ⅱ 4.、Ⅱ 5.、Ⅲ 3.、Ⅲ 4.、Ⅲ 5.、Ⅳ 2.、Ⅳ 3.、Ⅳ 4.】

○ 内部管理体制の整備・運用状況等の開示

特別注意銘柄へ指定された上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等について開示することが義務付けられています。

また、特別注意銘柄の指定が継続された場合は、当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内（当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内）に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を再び開示する必要があります。

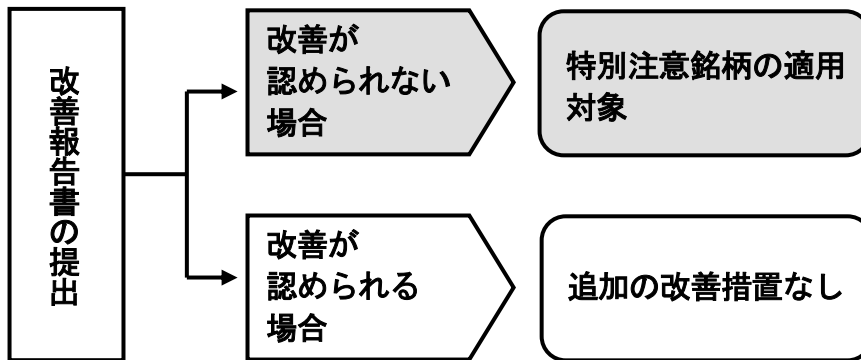
なお、上記の経過観察の対象となり、特別注意銘柄の指定が継続された場合は、内部管理体制等の改善の実効性を確保する観点から、事業の継続性や収益性等の改善に向けた取組やその進捗についてもあわせて開示するものとします。

【上場規程第408条の3】

(2) 改善報告書制度及び改善状況報告書制度

① 改善報告書の提出及び公衆縦覧

【改善報告書・特別注意銘柄の適用関係（イメージ）】



※ 改善報告書制度は、特別注意銘柄に至らない段階の措置

② 適時開示・企業行動規範に係る改善報告書

東証は、以下に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認められるときには、上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（改善報告書）の提出を求めるとしてあり、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合

また、東証は、提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めるとしてあり、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

なお、東証は、提出された改善報告書を公衆の縦覧に供するほか、日本取引所グループウェブサイトなどを通じて広く提供することとしています。

【上場規程第504条】

改善報告書の徴求の要否の判断は、以下の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

- 適時開示に係る規定違反の場合
 - ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
 - ・ 適時開示等が適正に行われなかった経緯、原因及びその情状
 - ・ 過去における適時開示に係る規定の遵守状況等

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 3.（1）】

- 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合
 - ・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した経緯、原因及びその情状
 - ・ 過去における、企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定の遵守状況等

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 3.（2）】

例えば、以下のいずれかに該当する場合には、改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

- ・ 過去2年間に、上場会社が適時開示に係る規定に違反した場合又は企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反した場合において、改善報告書を徴求するに至らないが、改善を促す

必要があると認められ、その経緯及び改善策を記載した書面（以下「経緯書」という。）を提出した上場会社が、同程度以上の規則違反を犯した場合

- ・ 過去5年間に、改善報告書を提出した上場会社が、再度の同様な規則違反を犯した場合

また、経緯書を徴求したにもかかわらず、同書面が速やかに提出されない場合（2週間程度）又は経緯書の記載内容が明らかに不十分な場合には、その他の事情として改善報告書徴求の判断要素として勘案し、原則として改善報告書を徴求することとなります。

なお、改善報告書の提出が求められた場合において、以下のいずれかに該当する場合は、上場契約について重大な違反を行ったものとして、上場が廃止されることとなります。

- ・ 東証が、改善報告書の提出等に関する通知を行い、当該書面の提出期限を設定したにもかかわらず、当該期限までに上場会社が改善報告書の提出の求めに応じない場合
- ・ 上場会社に対して改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと東証が認めた場合

【上場規程第601条第1項第10号、施行規則第601条第8項第1号、第2号】

③ 適時開示・企業行動規範に係る改善状況報告書

上場会社が、改善報告書を提出した場合は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書を東証に提出することが義務付けられています。

この場合、東証は、提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善状況報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善状況報告書の提出を行うことが義務付けられています。

また、提出された改善状況報告書は公衆の縦覧に供するほか、日本取引所グループウェブサイトなどを通じて広く提供することとしています。

改善状況報告書の提出にあたっては、改善措置の実施状況及び運用状況の確認のため、必要な資料の徴求や閲覧、照会、面談などを実施し、当該改善状況報告書の記載内容が明らかに不十分であると東証が認める場合等には、改善報告書の提出を求めることとしています。

また、上記の提出に加えて、改善報告書の提出から5年が経過するまでの間に東証が必要と認める場合は、必要の都度、改善措置の実施状況及び運用状況に関して改善状況報告書を提出することが義務付けられています。

なお、改善報告書を提出した上場会社に対し、東証が必要と認めて改善措置の実施状況及び運用状況の照会を行った場合は、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に照会を行うことがあります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人からの照会についても直ちにその照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第505条、第3条第2項】

④ 特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書

上場会社が特別注意銘柄の指定を解除されてから5年が経過するまでの間に、東証が必要と認める場合は、必要の都度、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した改善状況報告書を提出することが義務付けられています。

また、特別注意銘柄の指定が解除された上場会社に対し、東証又は東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人が必要と認めて内部管理体制の整備及び運用の状況等の照会を行った場合は、直

ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第505条の2、第3条第2項】

⑤ 書類の提出等に係る改善報告書

東証は、上場会社が上場規程に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしており、その場合、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

また、東証は、提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることとしており、その場合にも、上場会社は、速やかに改善報告書の提出を行うことが義務付けられています。

【上場規程第506条】

⑥ 第三者割当等に関する確約に係る改善報告書

東証は、上場会社が、上場規程第422条の規定に基づく第三者割当等により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等に係る確約に関し、募集株式の譲渡の報告及びその確約等を適正に行わなかった場合には、上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができることとしています。

また、提出された改善報告書は、東証が必要かつ適当であると認めるときは公衆の縦覧に供することとしています。

【上場規程第507条】

(3) 公表措置

東証は、以下に掲げる場合であって、必要と認めるときは、その違反行為について公表措置を講ずることができることとしています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

【上場規程第508条】

公表措置の要否の判断は、次に掲げる事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。

○ 適時開示に係る規定違反の場合

- ・ 適時開示等された情報についての投資判断情報としての重要性
- ・ 上場会社が規程第4章第2節の規定に違反した経緯、原因及びその情状
- ・ 当該違反に対して東証が行う処分その他の措置の実施状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 4.】

○ 企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定違反の場合

<第三者割当に係る遵守事項>

- ・ 上場規程第432条各号に規定する手続の実施状況及び当該手続の内容

<株式分割等>

- ・ 株式分割等の比率、株式分割等実施後の投資単位その他の株式分割等の態様等

<MSCB等の発行に係る遵守事項>

- ・ MSCB等の行使条件、発行数量及び当該発行に伴う株式の希薄化の規模、月間の行使数量に関し講じられる措置の内容

<独立役員の確保に係る遵守事項>

- ・ 施行規則第436条の2の規定に基づき上場内国株券の発行者が独立役員として届け出る者に係る状況

<業務の適正を確保するために必要な体制整備>

- ・ 会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況

<買収への対応方針の導入に係る遵守事項>

- ・ 買収への対応方針の内容、その開示状況

<MBOの開示に係る遵守事項>

- ・ 上場規程第441条に規定する公開買付けに関して行う意見の公表又は株主に対する表示についての開示における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の開示状況

<内部者取引の禁止>

- ・ 上場規程第442条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備状況

<反社会的勢力の排除>

- ・ 上場規程第443条の規定の違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに反社会的勢力による関与を防止するための社内体制の整備状況

<流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止>

- ・ 流通市場の機能又は株主の権利の毀損の状況

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.】

(4) 上場契約違約金

東証は、上場廃止には至らない程度の上場諸規則違反に対する上場契約違約金制度を設けています。上場契約違約金は、上場諸規則の実効性を高めることを目的とし、市場に対する株主・投資者の信頼が毀損したと認める違反行為を適用対象としています。

上場諸規則の実効性を高めることは、株主・投資者のみならず、市場の質、レピュテーションの維持に寄与する観点から、上場会社にとっても必要なものであると考えられます。上場会社におかれましては、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、上場諸規則を遵守していただくようお願いいたします。

○ 上場契約違約金制度の概要

東証は、上場会社が、以下に掲げる場合において、東証市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと東証が認めるときに、上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができることとしており、支払いを求めた場合は、その旨を公表することとしています。

- ・ 上場会社が適時開示に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に係る規定に違反したと東証が認める場合
- ・ その他上場会社が上場規程その他の規則に違反したと東証が認める場合

【上場規程第509条】

上場契約違約金の徴求の要否の判断は、公表措置の要否の判断において勘案するものと同一の事項その他の事情を総合的に勘案して行うこととしています。違反行為に対して公表措置を適用するか上場契約違約金を徴求するかについては、東証市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したかどうかで判断することになります。

【上場管理等に関するガイドラインⅢ 4.】

この制度は、上場諸規則の実効性を高めることが目的であるため、軽微な違反行為についてまで適用対象とすることを念頭においているものではなく、改善報告書の徴求に至らない適時開示義務違反、単なる書類提出の失念などに対して適用することは想定していません。

上場契約違約金の適用対象となり得る違反行為としては、例えば、特別注意銘柄に指定されている上場会社において再度不適切な会計処理が判明するなどして過去に訂正した過年度の決算短信の再度の訂正を行うに至った場合や、希薄化率が25%以上となる又は支配株主の異動を伴う第三者割当を行う際に必要な手続き（上場規程第432条）を行わない場合などがあります。これらは、適時開示義務や企業行動規範に違反するものであり、ある上場会社によってかかる行為が行われると、東証市場及び上場会社一般の信頼を毀損することが考えられることから、上場契約違約金の適用対象となり得るものと考えられます。

その他適用対象となると考えられる違反行為については、今後の具体的な適用事例を踏まえ、適宜、予見可能性を高めるための説明の充実を図ることとしています。

上場契約違約金の金額は以下の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額となります。

市場区分等	内国株券及び当取引所を主たる市場とする外国株券等			当取引所以外を主たる市場とする外国株券等
	スタンダード市場	プライム市場	グロース市場	
上場時価総額				
50億円以下	1,440万円	1,920万円	960万円	240万円
50億円を超え 250億円以下	2,880万円	3,360万円	2,400万円	480万円
250億円を超え 500億円以下	4,320万円	4,800万円	3,840万円	960万円
500億円を超え 2,500億円以下	5,760万円	6,240万円	5,280万円	1,200万円
2,500億円を超え 5,000億円以下	7,200万円	7,680万円	6,720万円	1,440万円
5,000億円を超えるもの	8,640万円	9,120万円	8,160万円	1,680万円

※ 上場時価総額は以下のとおり計算する。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

・ 内国株券

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買の成立した直近の日の売買立会における最終価格）と当該日の属する月の前月の末日の上場内国株券の数を用いて計算します。

・ 外国株券等

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）の売買立会における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、当該前日における基準値段）と当該日の属する月の前月の末日の上場外国株券等の数を用いて計算します。

上場契約違約金の支払いを求められた上場会社は支払いを求められた日が属する月の翌月末日までに所定の手続きに従って当該金額を支払わなければなりません。また、支払期日までに支払わない場合には、遅延損害金請求の対象となります。

4. プリンシプル・ベースのアプローチ

資本市場を取り巻く環境が日々変化中、取引所が的確な対応を行っていくためには、必要に応じてルールの見直しを行っていくことが重要ではありますが、いかにルールを見直しても、対応し難い事案が現れます。

自主規制法人は、このような事案に柔軟に対処するために、ルール・ベースのアプローチに加えて、プリンシプル・ベースのアプローチを組み合わせることが有効であると考え、「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」を策定しています。

ここで言うプリンシプル・ベースのアプローチとは、上場会社や市場関係者が、尊重すべき原理・原則（プリンシプル）を確認し、共有することで、各々がその持ち場に即した規範意識を働かせ、自主的に行動していくことにより、資本市場全体の質的向上の実現を目指すことです。

各プリンシプルの内容については、日本取引所グループウェブサイトを参照してください。

○エクイティ・ファイナンスのプリンシプル

URL <https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

○上場会社における不祥事対応のプリンシプル

URL <https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

○上場会社における不祥事予防のプリンシプル

URL <https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

5. 公認会計士等に事情説明を求める場合の協力義務

東証では、実効性確保措置（例えば特別注意銘柄への指定）に係る審査又は上場廃止に係る該当性（例えば虚偽記載等）の判断において必要と認めた場合には、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。）に対して、事情説明等を求める場合があります。このような場合においては、当該上場会社は公認会計士等が東証に対し事情説明がしやすいよう協力することが義務付けられています。

【上場規程第511条第1項、第604条第1項】

また、東証から自主規制業務の委託を受けた自主規制法人も同様に事情説明等を求めることがあります。上場会社は東証から求められた場合と同様に、自主規制法人の事情説明等の求めに協力することが義務付けられています。

【上場規程第3条第2項】

なお、上記事情説明等を公認会計士等に求める場合には、当該上場会社は、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨を記載した書面を速やかに東証に提出することが義務付けられています。

【上場規程第511条第2項、第604条第2項】

※ 上場会社が上記同意書の提出を拒んだり、遅延させた場合には上場規程第601条第1項第10号（上場契約違反等）に該当するおそれがありますのでご注意ください。

6. 有価証券の売買等の審査

東証では、上場に関わる自主規制業務のほかにも、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（売買審査部）では、内部者取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

（1）会社情報の公表に至る経緯に関する報告義務

自主規制法人（売買審査部）では、東証から委託を受けた自主規制業務として、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認める場合には、上場会社に対し、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行います。

【自主規制法人業務規程第16条第2項】

上場会社は、自主規制業務を受託する自主規制法人が、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含め、上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合については、照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第415条第5項第1号、第3条第2項】

また、上場会社は、有価証券の売買等の公正の確保を図るため、他の取引所からの情報提供の要請を受けて当取引所が会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告することが義務付けられています。

【上場規程第415条第5項第2号】

（2）上場会社に対する注意喚起

自主規制法人（売買審査部）は、有価証券の売買等の審査の結果、上場会社の行為が法令に違反する行為若しくは法令に違反する行為に該当するおそれのある行為であると認めるときや、会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制（*）が十分でないとして認められた場合において必要があると認めるときは、当該上場会社に通告し、注意喚起等を行います。

（*）上場規程第449条に定める「役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等の未然防止に向けて必要な体制」を含みます。

【自主規制法人業務規程第18条第1項】

また、この注意喚起を行った場合において必要があると認めるときは、上場会社に対し、改善措置等について文書による報告を求めることとしています。

【自主規制法人業務規程第18条第2項】

【不適當合併等に係る上場廃止審査の概要】

(不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する合併等)に係る上場廃止審査)

次に掲げる行為(以下、本項目において「吸収合併等」という。)は、不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する吸収合併等)に係る上場廃止審査の対象となりますので、十分に留意してください。

- イ. 非上場会社の吸収合併
- ロ. 非上場会社を完全子会社とする株式交換
- ハ. 非上場会社を子会社とする株式交付
- ニ. 会社分割による非上場会社からの事業の承継
- ホ. 非上場会社からの事業の譲受け
- ヘ. 会社分割による他の者への事業の承継
- ト. 他の者への事業の譲渡
- チ. 非上場会社との業務上の提携
- リ. 第三者割当による株式の割当て
- ヌ. その他上記と同等の効果をもたらすと認められる行為

【施行規則第601条第5項第1

号】

1. 概要

東証の上場規程では、いわゆる裏口上場の防止を目的として、上場会社が非上場会社と吸収合併等を行った結果、上場会社が実質的な存続会社でない認められ、かつ、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合には上場廃止となることが定められています。

【上場規程第601条第1項第5号】

(注)「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織(事業所の所在地を含む)、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。したがって、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。

そこで、上場会社が吸収合併等を行う場合には、不適當合併等(上場会社が実質的存続性を喪失する吸収合併等)に係る上場廃止審査を行うこととなります。

具体的には、まず、上場会社が吸収合併等を行う場合(原則として、適時開示が必要なものを行う場合をいう。)には(通常は吸収合併等についての決定の前の時点で)、当該行為を踏まえた上場会社の実質的存続性の審査(確認)を行います。そして、実質的存続性審査の結果、上場会社が実質的な存続会社でない東証が認めた場合には、吸収合併等を行った日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日(当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日)までの期間に、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しないときは、上場廃止となります。

(注1) 実質的存続性審査に係る軽微基準について

東証では、実質的存続性審査において、裏口上場防止の観点から一般に問題があるとは考えにくい態様を「軽微基準」として明示し(「(参考) 実質的存続性審査に係る軽微基準の概要」参照)、吸収合併等が軽微基準に該当する場合は実質的存続性があるものとして取り扱い、該当しない場合には、さらに詳細な審査を行うこととしています。これにより、実質的存続性審査

を簡便にするとともに、上場会社において、明らかに実質的存続性審査において問題とならない行為であるかどうかを事前にわかるようにしています。

(注2) 猶予期間について

吸収合併等を行った日から、当該日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日）までの間は、「猶予期間」としています（この間は、監理銘柄指定は行いません。）。また、猶予期間の最終日まで、新規上場審査の基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できていない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定することとなります。

※ 詳細については、後述の「審査の流れ」を参照してください。

※ 会社が上場規程第208条第1号（合併による解散の場合の取扱い）、第3号（株式交換、株式移転等による完全子会社化等の場合の取扱い）又は第5号（会社分割による他の者への上場契約の承継の場合の取扱い）の適用を受けて上場する場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）についても、概ね同様の扱いとなりますので、留意してください。

なお、三角組織再編に伴い、上場規程第208条の規定の適用を受けて上場する場合で、実質的存続性がないと見込まれる場合には、同条に係る新規上場申請の際に、猶予期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合するよう努める旨について記載した書面の提出が必要となります（当該新規上場申請者が、新規上場審査の基準に準じた基準に適合する見込みがある場合を除く。）ので、留意してください。

※ 上場会社が他の市場区分に上場している上場会社と吸収合併等を行った場合についても、概ね同様の扱いとなりますので、留意してください。この場合、「非上場会社」とあるのは「他の市場区分に上場している上場会社」と読み替えます。

2. 審査の流れ

(1) 吸収合併等の決定・適時開示の2週間前まで

上場会社が吸収合併等を行う場合（原則として、適時開示が必要なものを行う場合をいう。）は、実質的存続性審査の対象となります。この場合には、上場会社における円滑な吸収合併等の実行及び投資者への適切な情報提供の観点からは吸収合併等の決定・適時開示までに実質的存続性審査の結論が出ていることが望まれるものと考えられますので、吸収合併等の決定・適時開示を行う2週間前までに、東証の上場会社担当者まで開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ 上記は案件等の内容が特別な考慮を要するものではないことなどを前提としており、実質的存続性審査が2週間以内に終了することを保証するものではありませんので、あらかじめ留意してください。

※ 早期に事前相談を行う場合で、開示資料（案）の用意がない場合は、当該吸収合併等の内容を記載した書面をご送付ください。なお、この場合も、遅くとも、吸収合併等の決定・適時開示を行う2週間前までには、開示資料（案）をメールにてご送付ください。

※ 案件の内容に応じて、審査に必要な資料の提出や報告・説明等を求めることがあります。

(2) 吸収合併等を適時開示した時点

実質的存続性審査が終了し、上場会社が実質的な存続会社でないと認められると判断した場合は、吸収合併等を適時開示した時点で、「吸収合併等の実行時点から「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」に入る可能性がある」旨を、日本取引所グループウェブサイトに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

※ 吸収合併等の適時開示を行った時点で実質的存続性審査が終了していない場合においては、適時開示の後、実質的存続性審査が終了した時点で、上場会社が実質的な存続会社でないと認められると判断した場合に同様に周知を図ることとなります。

(3) 吸収合併等の実行時点

吸収合併等の実行時点で「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」に入ったこと及び猶予期間を東証のウェブサイトに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

※ 吸収合併等の実行時点とは、合併の場合は合併期日、事業譲渡や業務提携については譲渡日や業務提携日を指します。

※ 猶予期間内において新たにM&Aの実行等をして、原則として猶予期間の変更はありません。

(4) 猶予期間終了時点

新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき実施することになります。

猶予期間の最終日（吸収合併等を行った日以後最初に終了する事業年度の末日から3年を経過する日（当該3年を経過する日が当該上場会社の事業年度の末日に当たらない場合は、当該3年を経過する日の直前に終了する事業年度の末日））までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できていない場合は、その翌日から監理銘柄（確認中）に指定することとなります。

※ 新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査は、猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除く。）の日までに、当該上場会社が申請することにより受けることができます（当該審査には、審査料が必要となります。）。

新規上場審査と同様に、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査の標準審査期間は、プライム市場又はスタンダード市場について3か月、グロース市場について2か月です。申請後、標準審査期間内に審査が終了しなかった場合には、当該申請日から起算して1年以内に限り、当該申請は有効とされ、審査が継続されます。ただし、猶予期間の最終日までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかを確認できず、監理銘柄（確認中）に指定された場合には、当該申請に係る審査については標準審査期間が満了した時点で終了となることがあります。

なお、一度申請を行い、当該申請においては新規上場審査基準に準じた基準に適合していないとの審査結果となった場合であっても、期限内であれば、改めて申請を行うことができます（再申請にあつては、前回の審査で問題となった事項が改善されているかどうかを十分にご確認ください）。

※ 猶予期間内に当該審査の結果、新規上場審査基準に準じた基準に適合していると判断された場合は、その時点で猶予期間を解除する旨を東証のウェブサイトに掲載するなど、投資者への周知を図ることとしています。

※ 上場会社が市場区分の変更を希望する場合には、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査の申請にあわせて、市場区分の変更申請を行うことも可能です。この場合において、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査は、上場会社が現に属する市場区分ではなく、市場区分の変更申請において変更先としている市場区分の新規上場審査基準に準じた基準に基づき、受けることができます。なお、上場会社がこれらの審査の申請を行い、基準に適合していると判断された場合には、東証は原則として市場区分変更日に猶予期間を解除するものとし、その旨を市場区分変更承認日に予め公表します。

(5) 猶予期間終了後、有価証券報告書提出日から起算して8日経過時点

猶予期間が終了した後、最初の有価証券報告書の提出日から起算して8日目（休業日を除く。）の日までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査に係る申請を上場会社が行

わない場合は、上場廃止となる銘柄として整理銘柄に指定することとなります。

なお、この時点において新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査の継続中である場合は監理銘柄（確認中）の指定を継続し、引き続き審査を行うこととなります。

(参考) 実質的存続性審査に係る軽微基準の概要

以下の軽微基準に該当する場合には、実質的存続性があるものとして取り扱うこととしています。

行為の内容	軽微基準	備 考
<p>1. 非上場会社の吸収合併、非上場会社を完全子会社とする株式交換又は非上場会社を子会社とする株式交付</p> <p>● 同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。(※1)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)において、非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)と上記イ〜リの行為若しくは非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該非上場会社の直前連結会計年度(末日)における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6)(※7)が、それぞれ当該上場会社の直前連結会計年度(末日)における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額(※6)(※7)未満であること(※8)。 ただし、当該上場会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)に当該非上場会社(その関係会社を含む。)との間でイ〜リの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	<p>※1：非上場会社の子会社化は、1と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p> <p>※2：当該行為を行うことについて当該上場会社の業務執行を決定する機関が決定した日をいう。</p> <p>※3：当該決定と同時の場合を含む。</p> <p>※4：当該3年間における上記イ〜リの行為などの行為時点で当該上場会社の連結子会社であったものをいう。</p> <p>※5：原則として、適時開示が必要な行為をいう。</p> <p>※6：連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、「直前連結会計年度(末日)における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額」とあるのは「事業年度(末日)における個別財務諸表における総資産額、売上高、経常利益金額」とする。</p> <p>※7：IFRS任意適用会社である場合にあっては、「連結経常利益金額」とあるのは「親会社の所有者に帰属する当期利益金額」とする。</p> <p>※8：連結会計年度(事業年度)の期間が1年未満の場合は、1年間に換算した数値により比較する。</p>
<p>2. 会社分割による非上場会社からの事業の承継又は非上場会社からの事業の譲受け</p> <p>● 同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。(※9)</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日(※2)以前3年間(※3)において、非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)と上記イ〜リの行為若しくは非上場会社(連結子会社(※4)を除く。)との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為(※5)を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していな</p>	<p>※9：非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けは、2と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p>

行為の内容	軽微基準	備考
	<p>いことを要する。</p> <p>(2) 事業の承継・譲受けの対象となった資産の額、当該対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額、当該対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額が、それぞれ当該上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額（※6）未満であること（※7）。</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間でイ〜リの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	
<p>3. 会社分割による他の者への事業の承継（5. に掲げる場合を除く。）、他の者への事業の譲渡、非上場会社との業務上の提携、第三者割当による株式の割当て</p> <p>● 同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。（※10）</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該行為の当事者が連結子会社であること。 ただし、当該連結子会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）において、非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）と上記イ〜リの行為若しくは非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>(2) 当該上場会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）に当該行為の当事者（その関係会社を含む。）との間でイ〜リの行為若しくは当該当事者との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないこと。</p>	<p>※10：他の者への事業上の固定資産の譲渡、事業の休止、事業の廃止は、3と「同等の効果をもたらす行為」とする。</p>
<p>4. 上場規程第208条第1号（合併による解散の場合の取扱い）又は第3号（株式交換、株式移転等による完全子会社化等の場合の取扱い）の適用を受けて上場する場合（新設合併又は株式移転をする場合における当事者がすべて上場会社である場合を除く。）</p> <p>● 同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。</p>	<p>1. と同様。</p>	
<p>5. 上場規程第208条第5号（会社分割による他の者への上場契約の承継の場合の取扱</p>	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 当該非上場会社が連結子会社であること。</p>	

行為の内容	軽微基準	備考
<p>い) の適用を受けて上場する場合（吸収分割に限る。）</p> <p>● 同等の効果をもたらすと認められる行為を含む。</p>	<p>ただし、当該連結子会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）において、非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）と上記イ～リの行為若しくは非上場会社（連結子会社（※4）を除く。）との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについて当該連結子会社の業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p> <p>（2）当該非上場会社の直前連結会計年度（末日）における連結総資産額、連結売上高、連結経常利益金額（※6）が、それぞれ当該上場会社からの事業の承継の対象となった資産の額、当該対象となった部門等における売上高に相当すると認められる額、当該対象となった部門等における経常利益金額に相当すると認められる額未満であること（※7）。（吸収分割の場合に限る。）</p> <p>ただし、当該上場会社が、行為決定日（※2）以前3年間（※3）に当該非上場会社（その関係会社を含む。）との間でイ～リの行為若しくは当該非上場会社との共同による株式移転その他これらと同等の効果をもたらすと認められる行為（※5）を行っていないこと又は行うことについてその業務執行を決定する機関が決定していないことを要する。</p>	

- 過去に実施した吸収合併等（1～5の行為）に係る実質的存続性審査の結果、上記イ～リ以外で特に継続して経過をみる必要があると東証が認めた行為（例えば、商号の変更、連結子会社の異動、連結子会社への非上場会社からの事業の譲受け等）は、イ～リの行為と「同等の効果をもたらすと認められる行為」とする。

※ 上記軽微基準は、適時開示上の軽微基準とは異なるものですので注意してください。適時開示の要否については、別途、適時開示に関する説明箇所を参照してください。

（参考）実質的存続性審査に係る詳細審査の概要

上記の実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、さらに詳細な審査を行うこととなりますが、当該審査においては、上場会社（（3）及び（4）を除き、その企業グループを含む。）に関する次に掲げる事項を総合的に勘案して、上場会社の実質的存続性の有無を確認することとしています。

- （1）経営成績及び財政状態
- （2）役員構成及び経営管理組織（事業所の所在地を含む。）
- （3）株主構成
- （4）商号又は名称
- （5）その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項



第 4 編 特 例



第4編第1章

上場優先出資証券の発行者の 適時開示等に関する実務上の取扱い

上場優先出資証券の発行者は、原則として他の上場会社と同様に適時開示を行うことが義務付けられています。この場合、本ガイドブックに記載している語句等について、「上場会社」とあるのは「優先出資証券発行者」と、「取締役会」とあるのは「協同組織金融機関理事会」と、「代表取締役」とあるのは「協同組織金融機関を代表すべき役員」と、また「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるなど上場規程に基づく所要の読替えを行ってください。

また、上場優先出資証券の発行者は、他の上場会社と同様の適時開示を行うことに加えて、「普通出資の総口数の増加を伴う事項」について適時開示を行うことが義務付けられています。

○ 普通出資の総口数の増加を伴う事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場優先出資証券の発行者の業務執行を決定する機関が、「普通出資の総口数の増加を伴う事項」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a i】

※ 内部者取引規制上の重要事実とは範囲が異なる場合があります。

【開示に関する注意事項】

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項（太字）を掲記し、開示・記載上の注意（細字）を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 増資に関する主な内容

- ・ 増加する普通出資口数、発行価額、発行価額の総額、募集方法等を記載する。

b. 増資を行う理由

c. 優先出資者の持分の希薄化に対する考え方

d. 希薄化防止策との関係

e. 今後の見通し

- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

f. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項



第4編第2章

上場外国会社の適時開示等に 関する実務上の取扱い

〔1〕適時開示実務上の取扱い

上場外国会社（東証に上場している外国株券等（外国株券又は外国株預託証券等をいう。以下同じ。）の発行者をいう。以下同じ。）は、上場内国会社と同様に、上場規程第402条から第405条までに定める事実について開示することが義務付けられています。加えて、上場規程第407条に基づき、会社制度に関する本国の法令等の変更など上場外国会社のみを開示が義務付けられている開示項目もあります。

ただし、上場外国会社にあつてはその本国における開示制度等も様々であることから、統一的な取扱いをすることが必ずしも適当ではないと考えられる場合もあります。また、最近においては、外国株券の東証への単独上場や外国株預託証券の上場等、上場形態が多様化しています。上場規程では、上場外国会社に対する東証の規則の適用にあたっては、上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしています。

【上場規程第7条】

- | | |
|------------------------|----------------|
| ○ 上場会社の決定事実 | 【上場規程第402条第1号】 |
| ○ 上場会社の発生事実 | 【上場規程第402条第2号】 |
| ○ 上場会社の決算情報 | 【上場規程第404条】 |
| ○ 上場会社の業績予想、配当予想の修正等 | 【上場規程第405条】 |
| ○ 子会社等の情報 | 【上場規程第403条】 |
| ○ 上場外国会社のみ開示が義務付けられる情報 | 【上場規程第407条】 |
- ・ 株主（上場外国株預託証券等の所有者を含む。）又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更
 - ・ 外国において発生した上場外国株券等又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実
 - ・ 上記のほか、上場外国株預託証券等に係る預託契約等の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実
- ※ 法定開示において英文開示を行っている上場外国会社は、これらの規定の適用にあたっては、「有価証券届出書」を「外国会社届出書」、「有価証券報告書」を「外国会社報告書」、「半期報告書」を「外国会社半期報告書」、「内部統制報告書」を「外国会社内部統制報告書」、「臨時報告書」を「外国会社臨時報告書」と読み替えてください。
- ※ 上場外国会社が、有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認に関し、開示府令第15条の2の2第5項又は開示府令第18条の2第5項の規定に基づいて当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を関東財務局長に提出した場合には、「有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」の適時開示項目の「開示事項の経過」として、その旨の開示を行うようにしてください（有価証券報告書等の提出期限延長申請等については、「第2編第1章 33. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出」、「第2編第2章 23. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認等」の項目を参照してください。）。
- ※ 東証を主たる市場とする上場外国会社は、「第2編第3章 決算短信等」の記載内容に沿って決算情報等の開示を行うようにしてください。なお、決算短信（添付資料）に記載を要請している事項のうち「会計基準の選択に関する基本的な考え方」については記載する必要はありません。

【子会社等・孫会社の定義について】

- 「子会社等」とは、金商法第166条第5項に規定する「子会社」をいい、上場外国会社（東証が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の東証が必要と認める者をいいます。
- 「孫会社」とは、金商法施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（東証が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社等の子会社等をいいます。

【資本下位会社等に相当する会社に係る情報の適時開示】

- ・ 東証が必要と認める場合には、資本下位会社等に係る情報についても、東証が定める決定事実及び発生事実等について開示を行うようにしてください。
- ・ 資本下位会社等とは、人的関係会社及び資本的關係会社のうち、上場外国会社が実質的に支配又は保有している会社に相当する会社を指します。
- ・ また、例えば中国企業においては、いわゆる規制業種において、資本下位会社等に相当する会社が多数存在し、上場外国会社、子会社及び資本下位会社等との間において、その多くの場合が複雑な契約関係になっているといわれています。このような場合、契約内容の変更如何によっては、上場外国会社に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、当該変更についても開示を行うようにしてください。

1. 会社制度に関する本国の法令等の変更

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場外国会社は、株主（上場外国株預託証券等の所有者を含む。）又は会社に重大な影響を与える本国の法令等の変更があった場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第407条第1項第1号】

(注) 株主（上場外国株預託証券等の所有者を含む。）又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更に該当する場合としては、例えば、株式の譲渡制限や企業の国有化等の事実の発生などが考えられます。

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 本国の法令等の変更の内容
- b. 本国の法令等の変更が株主又は会社の業績に及ぼす影響
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

2. 外国において発生した上場外国株券等又は外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場外国会社は、外国において上場外国株券等又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第407条第1項第2号】

(注) 外国において発生した上場外国株券等又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実該当する場合としては、例えば、非上場会社による自社の株券等に対する公開買付け、東証以外の取引所における上場廃止の原因となる事実の発生などが考えられます。

【開示に関する注意事項】

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 当該事実の内容
- b. 当該事実が上場外国株券等又は外国株預託証券等の流通に与える影響
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

3. 上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える決定事実又は発生事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場外国株預託証券等の発行者が、「上場外国株預託証券等に係る預託契約の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合」又は「当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合」は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第407条第2項】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 当該事項又は事実の内容
- b. 当該事項又は事実が上場預託証券等に関する権利等を与える影響
- c. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔2〕株式事務等の取扱い

1. 上場外国会社における本邦内代理人・情報取扱責任者の選任

〔本邦内における会社の代理人の選任〕

上場外国会社は、本邦内に住所又は居所を有する者であって、東証との関係において一切の行為につき当該上場外国会社を代理又は代表する権限を有する者を本邦内代理人として選定することが義務付けられています。

本邦内代理人は、原則として当該上場外国会社の役職員から選定することが義務付けられていますが、役職員からの選定が困難な場合には、東証の承認する者を選定することができます。

【上場規程第426条】

〔東証を主たる市場とする上場外国会社等〕

東証を主たる市場とする上場外国会社は、株主の多くが日本国内に分布すると考えられることから、円滑な連絡・照会等のため、原則として、日本国内において、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務付けられています。

「情報取扱責任者」は、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や適時開示を担当していただくことになります。

なお、情報取扱責任者は、東証との間で円滑な連絡体制が確保できる場合には、上場外国会社の本国等に居住することも可能です。詳細については、事前に東証に相談してください。

【上場規程第417条】

2. 名義書換取扱所等の設置

上場転換社債型新株予約権付社債券を発行する上場外国会社は、上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を東京都中央区、千代田区、港区又は東証の定める場所のいずれかに設置することが義務付けられています。

【上場規程第423条】

3. 適切な株式事務及び配当金支払事務の確保

上場外国会社は、以下に掲げる外国株券等実質株主に対する株式事務及び配当金の支払事務が適切に行われることを確保することが義務付けられています。

- (1) 日本語により、剰余金の配当、新株予約権の付与その他株主の権利又は利益に関する上場外国会社（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に係る預託機関等を含む。）による措置に係る通知を行うこと。

※ 通知は、東証の承認を得て、本邦内における公告（上場内国株券の発行者が行う公告に準じて行うものとする。）、株式事務取扱機関等に備え置く方法その他東証が定める方法により行うことができるものとしています。

- (2) 日本語により、年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の事業報告書（半期報告書は四半期報告書をもって代えることができる。）の通知を行うこと。

※ 当該報告書は、東証が定めるところにより、要約して作成することや、他のもので代替することができるものとしています。

なお、上場外国会社が株主に対して当該通知を行わない場合は、これらの通知を行う必要はありません。

【上場規程第425条】

4. 権利確定のための期間又は期日の届出及び公告

上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために、一定の期間又は期日を定める場合（上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に係る預託機関等が当該外国株預託証券等に関して権利を行使すべき者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合）には、当該期間又は期日をその2週間前（当該上場外国会社の本国等において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前）に東証に届け出ることとし、かつ、日本国内において日本語により公告することが義務付けられています。ただし、以下の場合には、日本国内における日本語による公告を省略することができます。

- (1) 株主総会における議決権を行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告。ただし、議決権を行使するために必要な書類が当該総会開催日前に実質株主に交付される場合に限り、
- (2) 配当を受ける者を確定するための一定の期間又は期日があらかじめ定められている場合の当該期間又は期日の公告
- (3) 本邦内において行使することが不可能又は著しく困難な権利のうち、特にその経済的価値が低いと東証が認めたものを行使する者を確定するために一定の期間又は期日を定める場合の当該期間又は期日の公告
- (4) 公告すべき内容に相当する内容について東証が定める方法により開示した場合の当該内容の公告

※ 当該届出内容は、Target等に掲載されます。

(URL <https://portal.arrowfront.jp/target/x/tseics/webportal/top.html>)

※ 一定の期間又は期日は、記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株主名簿の閉鎖期間又は基準日、無記名式の株券を発行している上場外国会社の場合には、株券供託期間、配当金支払日等をいいます。

ただし、上場外国株預託証券等の発行者である場合には、上場外国株預託証券等に関しこれらに準ずる期間又は期日をいいます。

※ 公告は、上場内国会社が行う公告に準じて行うこととしてください。

【上場規程第430条】

5. 上場外国株預託証券等に係る預託機関等に関する決定の届出

上場外国株預託証券等の発行者は、上場外国株預託証券等に係る預託機関等が、当該上場外国株預託証券等に表示される権利に係る外国株券につき配当又は新株予約権その他の権利が付与された場合において、当該外国株預託証券等に関する当該権利等の処理について決定を行ったときには、直ちに東証に届け出ることが義務付けられています。

【上場規程第431条】

〔日本取引所グループウェブサイト上での開示による公告の省略〕

- ・ 上場外国会社の日本国内における公告は、日本取引所グループウェブサイトの所定サイトで公告すべき内容を開示すれば、当該公告を省略できます。

(所定サイトのURL：<https://www.jpx.co.jp/equities/products/foreign/notice/>)

- ・ 日本取引所グループウェブサイトにおいて公告すべき内容を開示するための具体的な手順は、以下のとおりです

(以下の説明では、所定サイトにおける開示日は、便宜的にT日としています。)

○ 株主総会における議決権を行使する者を確定する場合の公告

□ T日の1週間前まで

： T D n e tにおいて、「定時株主総会開催日等について〇月〇日（T日）に日本取引所グループウェブサイトの所定サイトで開示する旨」を開示。

□ T日

： 日本取引所グループウェブサイトの所定サイトにおいて、「定時株主総会開催日等」（株主総会開催日、基準日等及びその時点で議案が既に定まっていれば、議案の内容）について記載するようにしてください（当該開示時点で議案が定まっていない場合は、後日、追加開示をしてください。）。また、T D n e tにおいても同様の開示を行ってください。

※ 上場外国会社は、株主総会招集通知書及びその添付書類等を発送する場合（株式事務取扱機関等に据え置く場合を含む）には、その発送日までに電磁的方法により東証に提出するとともに、当該書類を東証が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

※ 配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するための基準日等は、上場外国会社から提出される通知書を基に、取引参加者等に対して事務連絡を行っていますが、投資情報拡充の観点から、日本取引所グループウェブサイトの所定サイトにおいても当該連絡の内容を掲載します。

〔3〕企業行動規範の取扱い

上場外国会社については、企業行動規範の遵守すべき事項のうち、上場規程第432条（第三者割当に係る遵守事項）、第433条（流通市場に混乱をもたらすおそれのある株式分割等の禁止）、第434条（MSCB等の発行に係る遵守事項）、第436条（上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備。その発行する上場外国株券等が東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。）、第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）、第441条（MBOの開示に係る遵守事項）、第441条の2（支配株主との重要な取引等に係る遵守事項）、第442条（内部者取引の禁止）、第443条（反社会的勢力の排除）、第444条（流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為の禁止）の各条が適用されます。また、望まれる事項のうち、第445条の3（コーポレートガバナンス・コードの尊重）、第449条（内部者取引等の未然防止に向けた体制整備）、第450条（反社会的勢力排除に向けた体制整備）、第452条（決算内容に関する補足説明資料の公平な提供）の各条が適用されます。なお、適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとしていますので、取扱いその他について東証まで相談してください。

「上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備」以外の規範の詳細については、「第3編第1章 企業行動規範の概要」を参照してください。

1. 上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備

東証上場外国会社（東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。）は、株主総会の招集をする場合には、日本語で記載された指図書（*1）及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類（*2）を、原則として、当該株主総会の日から2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送することが義務付けられています。

なお、適用にあたっては、当該上場外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとなりますので、取扱いその他については東証まで相談してください。

- （*1）外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。
- （*2）議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。

【上場規程第436条】

2. 企業行動規範への対応及び報告義務

東証は、企業行動規範の遵守すべき事項の規定に違反したと認める場合は、上場外国会社に対し違反行為の公表措置、上場違約金の徴求、改善報告書・改善状況報告書の徴求、特別注意銘柄への指定など、その実行性を確保するための措置を講ずることができることを定めています。

なお、上場外国会社は、以下の場合には、東証に報告することが義務付けられています。

- ・ 上場外国会社（東証を主たる市場とする上場外国会社に限る。）が議決権行使を容易にする環境整備に係る企業行動規範に違反した場合

〔4〕提出書類の取扱い

1. コーポレート・ガバナンスに関する報告書

東証を主たる市場とする上場外国会社は、上場内国会社と同様、コーポレート・ガバナンスに関する考え方等を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を提出するとともに、内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更内容について記載した書面を提出することが義務付けられています。

なお、提出を受けたコーポレート・ガバナンスに関する報告書は、日本取引所グループウェブサイトに掲載されます。

〔記載内容の概要〕

- (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）
- (2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- (3) 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- (4) 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。）
- (5) その他取引所が必要と認める事項

【上場規程第419条、施行規則第415条】

※ 記載に際しては、本国の法制度等を勘案することとします。

2. 外国会社届出書等の提出に関する通知書

上場外国会社は、外国会社届出書等（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第117条第1項第25号に規定する外国会社届出書等をいう。）を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合には、その旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面を、決定後速やかに当取引所に提出することが義務付けられています。

なお、外国会社届出書等を提出している旨の情報は、日本取引所グループウェブサイトに掲載されます。
[\(https://www.jpx.co.jp/equities/products/foreign/en-disclosure/\)](https://www.jpx.co.jp/equities/products/foreign/en-disclosure/)

【施行規則第424条】

※ 既に外国会社届出書等を提出している上場外国会社が、外国会社届出書等を提出しないことを決定した場合には、その旨及び有価証券届出書等（日本語による法定開示書類）の提出時期を当取引所までご連絡くださいますようお願いいたします。



第4編第3章

上場種類株式の発行者の 適時開示等に関する実務上の取扱い

○ 上場無議決権株式、上場議決権付株式又は上場優先株等に係る株式の内容その他のスキームの変更

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場無議決権株式、上場議決権付株式（複数の種類の議決権付株式を発行している会社が発行するものに限る。）又は上場優先株等（子会社連動配当株を除く。）の発行者の業務執行を決定する機関が、「上場無議決権株式、上場議決権付株式又は上場優先株等に係る株式の内容その他のスキームの変更」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられています。

【上場規程第402条第1号a o】

〔開示に関する注意事項〕

- 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

〔その他の注意事項〕

- 上記スキームの変更により、当該スキームが株主の権利を尊重するものといえなくなった場合には、「株主の権利の不当な制限」に該当するものとして、上場廃止となる可能性があります（上場規程第601条第1項第15号、施行規則第601条第12項）。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- スキーム変更の目的
- スキーム変更の内容
- スキーム変更の日程
- その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項



第 5 編

東証への提出書類

〔1〕提出書類の概要

1. 上場会社が東証に提出する書類

（1）金商法に基づき提出する書類

金商法により上場会社に作成及び内閣総理大臣への提出が義務付けられている法定開示書類の中には、その写しを東証へ提出することが法律上義務付けられている書類がありますが、E D I N E Tを通じて提出している場合には、書面の写しを提出する必要はありません。ただし、システムトラブル等の事由により、E D I N E Tを通じた提出が行えず、書面により提出する場合には、東証にも当該書類を提出してください。

なお、次の書類についてはE D I N E Tを通じて提出している場合においても、上場規程に基づきその写しを東証へ提出することが義務付けられています。

- ・有価証券通知書
- ・発行登録通知書

※目論見書を同時に作成する場合は、目論見書は書面により提出してください。

（2）上場規程に基づき提出する書類

上場会社は、上場規程で定めるところにより、東証に対して書類の提出等を行うことが義務付けられています。また、上場会社は、東証が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出することが義務付けられており、当該書類のうち東証が必要と認める書類については公衆の縦覧に供されることとなります。

【上場規程第421条等】

具体的な提出書類については、後掲「〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」を参照してください。

なお、上場会社が、上場規程に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、上場会社に対して書類の提出等に係る改善報告書の提出を求めることがありますので、十分に留意してください。

【上場規程第506条及び第507条】

2. 書類の提出時期

東証に提出する書類には、上場会社の**決算期に応じて毎年定期的に提出する書類**と、上場会社の**コーポレートアクションに応じて提出が必要となる書類**があります。

決算期に応じて毎年定期的に提出する書類の提出時期については、下表を参照してください。

また、コーポレートアクションに応じて提出が必要な書類の提出時期については、後掲「〔2〕. 内国株式関係の提出書類一覧」の「提出時期」を参照してください。

(参考：3月期決算の会社の開示・提出書類等に係る年間スケジュール例)

月	日	開示・提出書類	開示・提出方法等
4月	下旬	定時株主総会アンケート（※2）	アンケート画面の専用URL（4月上旬頃、通知にてURLを提供）
5月	原則、期末後45日以内（※3）	決算短信	TDnet（適時開示資料を作成・提出する）
	期末後2か月以内	株券等の分布状況表（※4）	Target（書類を提出する→定期提出書類）
	電磁的な方法による提供日まで	株主総会資料	TDnet（縦覧書類を作成・提出する）
	発送日まで	株主総会招集通知	TDnet（縦覧書類を作成・提出する）
6月	変更が生じる日の2週間前まで	独立役員届出書	TDnet（縦覧書類を作成・提出する）
	25日まで	決算発表予定日通知	Target（書類を提出する→定期提出書類）
	総会後遅滞なく	コーポレート・ガバナンス報告書	TDnet（縦覧書類を作成・提出する）
	期末後3か月以内	支配株主等に関する事項など（※5）	TDnet（適時開示資料を作成・提出する）
7月	-	-	-
8月	15日頃	東証から年間上場料等の請求書を送付（支払期日9月末）	Target（東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。）
	原則、期末後45日以内（※3）	第1四半期決算短信	TDnet（適時開示資料を作成・提出する）
9月	25日まで	決算発表予定日通知	Target（書類を提出する→定期提出書類）
10月	-	-	-
11月	原則、期末後45日以内（※3）	第2四半期（中間期）決算短信	TDnet（適時開示資料を作成・提出する）
12月	25日まで	決算発表予定日通知	Target（書類を提出する→定期提出書類）
1月	-	-	-
2月	15日頃	東証から年間上場料等の請求書を送付（支払期日3月末）	Target（東証からの連絡に掲載。請求書はPDF形式。）
	原則、期末後45日以内（※3）	第3四半期決算短信	TDnet（適時開示資料を作成・提出する）
3月	25日まで	決算発表予定日通知	Target（書類を提出する→定期提出書類）

※1 このほか、潜在株式がある場合（権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合）には、毎月「上場株式数報告」の提出が必要です。

提出が必要な会社には、毎月最終営業日の夕刻にTargetのトップ画面の「未提出書類」に「上場株式数報告」を提供します。提出時期は提供された後から7日まで（1月と5月は10日頃まで）です。

※2 定時株主総会アンケートについては、3月期決算会社のみが対象となります。

※3 期末後45日目が休日にあたる場合は、その翌営業日までをいいます。

※4 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日が事業年度末日と異なる場合は、分布状況の判明後遅滞なく提出してください。

※5 開示が必要な会社のみ。詳細は「第2編第5章 その他の情報」を参照してください。

3. 書類の提出方法

東証への書類の提出方法には、提出する書類に応じて、①Targetにより提出するもの、②TDnetにより提出するもの、③郵送等により書面を提出するものがあります。

それぞれの具体的な操作方法等は以下のとおりです。書類ごとの提出方法については、後掲「〔2〕内国株式関係の提出書類一覧」の「提出方法」を参照してください。

提出方法	具体的な操作方法・留意事項等
① Targetによる提出	
Target (直接入力)	Target「書類を提出する」画面から直接入力して提出いただきます。 ・「Target」のメニュー「書類を提出する」画面の提出したい書類名の提出ボタンを押下し、入力画面に必要事項を入力の上、提出してください。
Target (直接入力) ※東証提供後	適時開示情報等をもとに東証から提供する入力フォームの画面に直接入力して提出いただきます。 ・「Target」トップ画面の「未提出書類」から該当書類のタイトルを押下し、入力画面に必要事項を入力の上、提出してください。 ※ 当該書類については、提出が必要な都度、東証で適時開示情報等を確認のうえでご提供しますので、平時は表示されません。
Target (PDF提出)	Target又は日本取引所グループウェブサイトからフォーマットをダウンロードして必要事項を入力し、PDF化して提出いただきます。ただし、一部の書類にはフォーマットがありませんので、その場合は、お手持ちの書類をPDF化して提出いただきます。 ・以下の掲載場所からフォーマットをダウンロードし、必要事項を入力してください。その後、入力したファイルをPDF化したうえで、提出ボタンを押下し、PDFファイルをアップロードし、提出してください。フォーマットがない書類については、「Target」のメニュー「書類を提出する」画面の提出ボタンを押下し、お手持ちの書類のPDFファイルを提出してください。 ・フォーマットがExcelの場合は、PDF化せず、必要事項を入力したExcelファイルを提出してください。 ・社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。 [フォーマット掲載場所] ・「Target」のメニュー「書類を提出する」 ※ 提出したい書類名のフォーマットボタンを押下してください。 ・日本取引所グループウェブサイト URL： https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html (規則・取引参加者 — 制度・規則 — 提出書類等 — 内国株式関係提出書類)
② TDnetによる提出	
TDnet (縦覧書類の登録)	TDnetにより、コーポレート・ガバナンス報告書、定款などの公衆縦覧書類を登録して提出いただきます。 ・「TDnetオンライン登録サイト」のメニュー「縦覧書類を作成・提出する」画面の提出したい資料名等の提出ボタンを押下し、表題や開示指定日時、担当者情報、公開項目などの必要事項を入力又は選択の上、対象書類をアップロードし、提出してください。 ※ ご提出にあたっては、後掲<TDnet（縦覧書類の登録）>での提出に係る留意事項を参照してください。 ・社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。
③ 郵送等による提出	
書面	郵送等により、目論見書などの書類を提出いただきます。 ・東証上場部宛に郵送等により提出してください。 〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2番1号 東京証券取引所 上場部宛

<TDnet（縦覧書類の登録）での提出に係る留意事項>

[各縦覧書類に共通する留意事項]

- ・TDnetにご登録いただくと、当日からTDnetDBS等を通じて報道機関等に掲載されるほか、翌日から日本取引所グループウェブサイト上の「東証上場会社情報サービス」の「上場会社詳細」において公衆縦覧されます。
- ・システム処理の関係上、夜間・休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください。
(開示指定日時を指定しない「コーポレート・ガバナンス報告書」「定款」及び「株主総会招集通知」は、これには該当しません。)
- ・書類を登録いただいた後、独立役員届出書、法定事前・事後開示書類の写し、譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書等については、東証の上場会社担当者が提出完了のための処理を行います。その際、原則として連絡等はいりませんが、形式的な不備や内容について確認すべき事項等が認められる場合には電話連絡をいたします。なお、登録処理の状況はTDnetオンライン登録サイトのホーム画面上、提出済開示情報一覧の「状態」欄でご確認いただけます（東証側での処理が完了しますと、ステータスが「開示待」となります。)
- ・開示指定日時を指定する書類については、当日の9時～17時の時間帯でご指定ください。17時までの指定が難しい場合には、東証の上場会社担当者にご相談ください。また、翌日以降の時刻を指定して登録することはできませんのでご注意ください。

[縦覧書類ごとの表題、公開項目、開示指定日時等の入力方法]

①コーポレート・ガバナンス報告書

表題	入力不要（自動で付与されます）
公開項目	入力不要（自動で付与されます）
開示指定日時	入力不要（提出後30分で自動的に縦覧に供されます。） ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日以降
最終更新日	コーポレート・ガバナンス報告書の最終更新日を入力

※コーポレート・ガバナンス報告書の記載要領等については、「第5編 東証への提出書類 〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を参照してください。

②独立役員届出書

表題	「独立役員届出書」と入力
公開項目	「独立役員届出書」を選択
開示指定日時	提出日（平日）の9時～17時 ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日

※独立役員届出書の記載上の留意事項等については、「第3編第1章 企業行動規範の概要 【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】」を参照してください。

③定款

表題	入力不要（自動で付与）
公開項目	入力不要（自動で付与）
開示指定日時	入力不要（提出後30分で自動的に縦覧。） ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日
最終更新日	定款の効力発生日を入力

④株主総会招集通知／株主総会資料

表題	株主総会招集通知（アクセス通知）に加え、株主総会資料の提出も必要です。ただし、株主総会資料について、株主総会招集通知の記載事項も全て網羅する形で一体的な資料を作成した場合は、当該株主総会資料のみの提出で足りります。
----	---

	<p>この場合は、株主総会資料及び株主総会招集通知の記載事項が網羅されていることが分かる表題を入力</p> <p>(例) 「20XX 年定時株主総会招集通知及び株主総会資料」 (英語の書類の場合は) 「Notice of 20XX Annual General Meeting and Meeting Materials」</p> <p>※株主総会招集通知と株主総会資料について記載事項の異なる別個の資料として作成した場合は、それぞれ個別に提出が必要となります。</p> <p>この場合は、それぞれの表題を入力</p> <p>(例) 株主総会招集通知については、「20XX 年定時株主総会招集通知」 (英語の書類の場合は) 「Notice of 20XX Annual General Meeting」 株主総会資料については、「20XX 年定時株主総会資料」 (英語の書類の場合は) 「20XX Annual General Meeting Materials」</p>
公開項目	入力不要 (自動で付与)
総会種別	総会種別を選択
総会基準日	株主総会の基準日を入力
電子提供措置開始日／招集通知発送日	株主総会招集通知については株主宛の発送日、株主総会資料については電磁的な方法による提供日を入力
取引所における縦覧開始日	<p>取引所における縦覧開始日を入力</p> <p>※提出日の翌日以降、株主総会招集通知については発送日までの日付 (提出日と発送日が同日の場合、発送日の翌日の日付)、株主総会資料については電磁的な方法による提供日までの日付 (提出日と提供日が同日の場合、提供日の翌日の日付) を入力</p> <p>※取引所における縦覧開始日に報道機関等に配信及び日本取引所グループウェブサイトへ掲載</p>
総会開催日	株主総会の開催日を入力

⑤法定事前開示書類の写し、法定事後開示書類の写し

表題	<p>「法定事前開示書類 (“組織再編行為等” ※) (“組織再編等の相手方会社名”)」又は「法定事後開示書類 (“組織再編行為等” ※) (“組織再編等の相手方会社名”)」と入力 (※) 株式併合、株式交換、株式移転、株式交付、合併、会社分割、全部取得条項付種類株式の全部の取得、特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認のいずれかを記入してください。</p>
公開項目	「会社法上の事前開示書類」又は「会社法上の事後開示書類」を選択
開示指定日時	<p>提出日 (平日) の9時～17時</p> <p>※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日</p>
留意事項	提出日にTDnetDBSに掲載されるため、本店備置の始期を勘案の上登録をお願いします。また、適時開示より前に公衆縦覧されることがないように、登録に際してはご注意ください。

⑥譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書

表題	<p>(第三者割当増資の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書 (新株式)」と入力 株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書 (新株式)」と入力 <p>(第三者割当による自己株式の処分の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書 (自己株式)」と入力 株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書 (自己株式)」と入力 <p>(第三者割当による種類株式等の発行の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡報告に関する確約書の写し 「第三者割当に係る株式譲渡報告確約書 (種類株式)」と入力
----	---

	・株式の譲渡に関する報告書 「第三者割当に係る株式譲渡報告書（種類株式）」と入力
公開項目	「募集株式の第三者割当てに係る確約書・譲渡通知書等」を選択
開示指定日時	提出日（平日）の9時～17時 ※日本取引所グループウェブサイト上の掲載は翌日
留意事項	公衆縦覧されますので、割当先又は譲渡先が個人である「譲渡報告に関する確約書の写し」及び「株式の譲渡に関する報告書」を登録する場合、住所は市区町村までとしてください。

〔2〕内国株式関係の提出書類一覧

以下に掲げる表は、上場規程に基づき上場会社が東証に提出すべき書類を一覧でまとめたものです。

〔凡例〕

規……上場規程

施……施行規則

令……金商法施行令

- ※1 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である上場会社は、提出書類一覧の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」、「決定後速やかに」と読み替えてください。
- ※2 「**開示資料で代用可**」とは、上場規程に基づきT D n e tにより開示した資料において東証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該開示資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。

1. 株主総会関係

(1) 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株主総会招集通知及び株主総会資料	発送日（招集通知）又は電磁的な方法による提供日（株主総会資料）までに	施420条①	T D n e t（縦覧書類の登録）

- ※1 提出後、上場会社が指定した日に公衆の縦覧に供されます。公衆縦覧されるウェブサイト（東証上場会社情報サービス）を株主総会資料の電子提供措置において利用する場合、その留意点を上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
- ※2 電磁的な方法による提供開始後に、株主総会資料を修正し、修正した旨及び修正前の事項を記載した資料について電子提供措置をとる場合、当該資料についても東証への提出が必要です。
- ※3 定款変更に係る決議を行う場合は「10. 定款変更関係」の項目を参照してください。
- ※4 定款上に定時株主総会に係る基準日の定めが無い場合又は定款上の定めとは異なる日を定時株主総会に係る基準日として設定した場合は、「4. (1) 定時株主総会の議決権」の項目を参照してください。

(2) 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書 ※ T a r g e tでは、会社情報等（臨時株主総会）。	決議後直ちに	施418条(6)	T a r g e t（直接入力）
② 株主総会招集通知及び株主総会資料	発送日（招集通知）又は電磁的な方法による提供日（株主総会資料）までに	施420条①	T D n e t（縦覧書類の登録）

- ※1 ②については、提出後、上場会社が指定した日に公衆の縦覧に供されます。公衆縦覧されるウェブサイト（東証上場会社情報サービス）を株主総会資料の電子提供措置において利用する場合、その留意点を上場会社ナビに掲載しておりますので、参照してください。
- ※2 ②については、電磁的な方法による提供開始後に、株主総会資料を修正し、修正した旨及び修正前の事項を記載した資料について電子提供措置をとる場合、当該資料についても東証への提出が必要です。
- ※3 定款変更に係る決議を行う場合は「10. 定款変更関係」の項目を参照してください。

2. 定期的に提出する書類

(1) 株券等の分布状況表

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株券等の分布状況表 ※ Targetでは、定期提出書類（株券等の分布状況表（様式1））。	事業年度経過後 2か月以内で判 明後遅滞なく	施423条①	Target (直接入力)

※ 有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日（以下「株主等基準日」という。）が事業年度の末日と異なる場合は、株主等基準日経過後2か月以内で判明後遅滞なく、株主等基準日時点の分布状況について提出ください。

(2) 決算発表予定日の通知

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
決算発表予定日通知 ※ Targetでは、定期提出書類（決算発表予定日入力（本決算、第1～第3、その他））。	※参照	規421条②	Target (直接入力)

※ 本決算日、第1・2・3四半期末日の属する月の25日まで。

(3) 上場株式数報告書

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場株式数報告書（月間報告）	翌月初 （7日まで）	施421条① （1）	Target (直接入力) ※東証提供後

※ 行使請求期間中の新株予約権、転換社債型新株予約権付社債又は優先株等がある場合に提出してください。ただし、新株予約権の行使に際し、全て自己株式により充当する場合（新株予約権の権利行使に関する通知」の「権利行使に伴う新株式発行の有無」において「無」を選択し報告された場合）には提出不要となります。

3. 新株式発行等関係

(1) 「3. の (2) ～ (12)」において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及び訂正事項分を含む。） 1部 ※ EDINETでこれに相当するものを提出した場合は不要。	作成後直ちに	施417条(2) 等	書面
② 発行登録追補目論見書 1部 ※ EDINETでこれに相当するものを提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 発行登録通知書の写し（変更通知書の写しを含む。） ※ 発行登録書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等 に提出後直ちに	〃	Target (PDF提出)
④ 発行登録取下届出書の写し	〃	〃	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑤ 需要状況の調査開始通知書 ※ 発行登録後、新株式の発行等に係る開示に先立って需要状況の調査を開始する場合のみ。	決定後直ちに	〃	Target (PDF提出)

※1 「3. (8) 預託証券の募集又は売出し」において発行登録を行う場合は、上記①～⑤に係る根拠条文を施418条(7)と読み替え、「3. (10) 新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、それぞれ、上記①・②に係る根拠条文を規421条②と、③～⑤に係る根拠条文を施417条(3)の2と読み替えます。

※2 「3. (10) 新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、上記⑤に係る提出書類を「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」と読み替えます。

(2) 公募増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有効証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	Target (PDF提出)
④ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
⑤ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有効証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑥ 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa.及びb.の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃	Target (PDF提出)
⑦ 発行新株式数確定日に関する通知書 ※ 価格決定時に発行新株式数が未確定の場合のみ。	決定後直ちに	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後
⑧ 有効証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む。) ※ 有効証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施417条(1)	Target (PDF提出)

※ 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、第三者割当増資に係る書類の提出が必要となります。

(3) 株主割当増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有効証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	規421条②	書面
② 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	Target (PDF提出)
③ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
④ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有効証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑤ 有効証券上場申請書 ※ 発行日決済取引を行う場合のみ。	権利落日の3週間前まで	規301条①	Target (直接入力) ※東証提供後
⑥ 発行新株式数確定通知書	確定後直ちに	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後
⑦ 有効証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む。) ※ 有効証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施417条(1)	Target (PDF提出)

(4) 第三者割当増資（普通株式の発行）（株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合を除く。）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 発行新株式数確定日に関する通知書 ※ オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当を行う場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後
④ 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む。） ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑤ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 割当先が50名以上の場合であって、安定操作取引を行うことになる時のみ。 ※ その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出する。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	Target (PDF提出)
⑥ 譲渡報告に関する確約書の写し	株式の割当後直ちに	施429条②	TDnet（縦覧書類の登録）
⑦ 株式の譲渡に関する報告書	第三者からの報告後直ちに	施430条	TDnet（縦覧書類の登録）
⑧ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに（決議日の前営業日まで）	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑨ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと（3年以内に限る）	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

(5) 株式の売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで（令第22条第2項から第4項）	〃	Target (PDF提出)
④ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
⑤ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑥ 売出価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa.及びb.の通知書 a. 算式表示による売出価格通知書 b. 売出価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃	Target (PDF提出)
⑦ 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む。）	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	施417条(1)	Target (PDF提出)

※ 開示を行わない売出し（金商法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）について、当該売出しが取締役会等の業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合には、当該売出しの内容（価格、株数及び受渡期日等）を記載した書類の提出が必要となります。

（6）自己株式処分に係る募集（株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く。）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	”	書面
③ 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む。） ※ 有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	”	Target (PDF提出)
④ 処分株式数確定通知 ※ 失権等により処分株式数が増えた場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑤ 譲渡報告に関する確約書の写し ※ 第三者割当の場合のみ。	株式の割当後 直ちに	施429条②	TDnet（縦 覧書類の登録）
⑥ 株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	第三者からの 報告後直ちに	施430条	TDnet（縦 覧書類の登録）
⑦ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに （決議日の前営業日まで）	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑧ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日 から1年を経過 するごと（3年 以内に限り）	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

（7）株式報酬としての株式の発行に係る募集（自己株式処分に係る募集を含む。）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。） 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	”	書面
③ 有価証券通知書の写し（変更通知書の写しを含む。） ※ 有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	”	Target (PDF提出)
④ 処分株式数確定通知 ※ 自己株式の処分の場合であって、失権等により処分株式数が増えた場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑤ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日 から1年を経過 するごと（3年 以内に限り）	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

※1 株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（当該役員等が退任又は退職している場合を含む。）
- ・ 上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

※2 ①については、専用の様式「株主報酬としての株式の発行・自己株式の処分に関する通知書」を用い、必要事項を記載してください。

(8) 預託証券の募集又は売出し

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書	決議後直ちに	施418条(7)	Target (PDF提出)
② 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	Target (PDF提出)
③ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
④ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑤ 発行価格(売出価格)通知書	決定後直ちに	〃	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑥ 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施418条(7)	書面
⑦ 有価証券上場申請書 ※ 新株式の発行がある場合のみ。	払込期日の3週間前まで (決議後)	規301条②	Target (PDF提出)

(9) 新株予約権の発行(ストック・オプションとしての発行を含む。)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (Excel提出)
② 有価証券通知書の写し(変更通知書の写しを含む。)及びその添付書類 ※ 有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後 遅滞なく	〃	Target (PDF提出)
③ 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
④ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	Target (PDF提出)
⑤ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
⑥ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑦ 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa.及びb.の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定値通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃	Target (PDF提出)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
⑧ 新株予約権の権利行使に関する通知 ※ 当該予約権の権利行使に際し、全て自己株式を充当する場合のみ。	権利行使期間の 初日の属する月 の20日まで	規301条② 規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後
⑨ 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ。	確定後直ちに	施418条 (10)	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑩ 新株予約権の消滅に関する報告書 ※ 行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ。	判明後 速やかに	規421条②	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑪ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに (決議日の前営業 日まで)	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑫ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日 から1年を経過 するごと(3年 以内に限り)	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

(10) 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有効証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要。	作成後直ちに	規421条②	書面
② 有効証券通知書の写し(変更通知書を含む。) ※ 有効証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等 に提出後 遅滞なく	施417条(3)	Target (PDF提出)
③ 有効証券上場申請書(新株予約権証券) ※ 新株予約権証券の上場を申請する場合のみ。	上場申請日	規301条①	Target (直接入力) ※東証提供後
④ 確約書 ※ 新株予約権証券の上場を申請する場合のみ。	〃	規304条②	Target (PDF提出)
⑤ 増資の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※ 新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による増資の合理性に係る審査を実施したときのみ。	〃	施306条② (1)	〃
⑥ 株主の意思確認の結果について記載した書面 ※ 新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして株主総会決議などによる株主の意思確認を実施したときのみ。	意思確認手続き 終了後直ちに	施306条② (2)	〃
⑦ 新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規301条① 規421条②	〃
⑧ 新株予約権の権利行使に関する通知 ※ 当該予約権の権利行使に際し全て自己株式を充当する場合のみ。	権利行使期間の 初日の属する月 の20日まで	規301条②	Target (直接入力) ※東証提供後
⑨ 新株予約権の行使報告 ※ 上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ。	確認後直ちに	施421条① (2)	Target (PDF提出)
⑩ 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※ 発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ。	確定後直ちに	施418条 (10)	〃
⑪ 上場廃止同意書 ※ 新株予約権証券が上場している場合のみ。	上場廃止の 3週間前まで	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後

※ 新株予約権証券の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。

(11) 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 発行価格通知書(新株予約権の条件等に関する通知書) 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa.及びb. の通知書 a. 算式表示方式による発行価格通知書(算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書) b. 発行価格の確定値通知書(新株予約権の条件等の確定に関する通知書)	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	施418条(9) 〃 〃	開示資料で 代用可 Target (PDF提出) 〃 〃
④ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑤ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
⑥ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑦ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに (決議日の前営業日まで)	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑧ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと(3年以内に限り)	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

※ 転換社債型新株予約権付社債の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。

(12) 種類株式等の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 軽微基準に該当し、開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施417条(1)	Target (PDF提出)
② 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) 1部 ※ EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	〃	書面
③ 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	安定操作取引可能期間の初日の前日まで(令第22条第2項から第4項)	〃	Target (PDF提出)
④ 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ。	〃	施418条(8)	Target (PDF提出)
⑤ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※ 有価証券届出書が提出されている場合は不要。	〃	施418条(9)	Target (PDF提出)
⑥ 優先株等発行価格通知書	決定後直ちに	〃	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
⑦ 転換の条件に関する通知書	決定後直ちに	〃	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
⑧ 譲渡報告に関する確約書の写し ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	株式の割当後直ちに	施429条②	TDnet (縦覧書類の登録)
⑨ 株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	第三者からの報告後直ちに	施430条	TDnet (縦覧書類の登録)
⑩ 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※ 第三者割当の場合のみ。	作成後直ちに (決議日の前営業日まで)	施417条(1)	Target (PDF提出)
⑪ 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※ 第三者割当に該当し、かつ、当該第三者割当によって支配株主異動が生ずる場合のみ。	事業年度の末日から1年を経過するごと(3年以内に限る)	規601条① (6) 施601条⑥ (3)	Target (PDF提出)

※1 ⑧及び⑨については、上場株券等への転換が行われる株式を発行する場合のみ提出が必要となります。

※2 種類株式等の上場を希望される場合は、事前に東証上場部に相談してください。

(13) 株式無償割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
発行新株式数確定通知書 ※ 決議時に増加する株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	Target (PDF提出)

(14) 株式分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
増加新株式数確定通知書 ※ 決議時に増加する株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後

(15) 株式併合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 上場廃止となる見込みがある場合のみ。 ※ 株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後速やかに	規421条②	Target (PDF提出)
② 会社法第182条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	施417条(4)	TDnet (縦覧書類の登録)
③ 減少株式数確定通知書 ※ 決議時に減少する株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後
④ 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し	効力発生日後速やかに	施417条(4)	TDnet (縦覧書類の登録)

※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 ②及び④については、会社法上、書類を備え置く必要がない場合は提出不要となります。

(16) 株式交換

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 株式交換契約書（覚書等を含む。）の写し	契約等締結後直ちに	施417条(6)	Target (PDF提出)
② 株式交換比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用（簡易組織再編）を受けるときを除く。	作成後直ちに	”	Target (PDF提出)
③ 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	”	TDnet（縦覧書類の登録）
④ 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	規421条②	Target（直接入力） ※東証提供後
⑤ 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	交換効力発生日後速やかに	施417条(6)	TDnet（縦覧書類の登録）
⑥ 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場会社が、他の会社の完全子会社となる場合のみ。	確定後遅滞なく	規421条②	Target（直接入力） ※東証提供後

※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては、日本取引所グループウェブサイトの「テクニカル上場の手引き」
(<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/>)を参照してください。

(17) 株式移転

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 契約書（覚書等を含む（当事会社間で株式移転に係る合意書面を交わす場合のみ。））の写し又は計画書の写し	契約等締結後直ちに	規421条②	Target (PDF提出)
② 株式移転比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 他の会社と共同して株式移転を行う場合のみ。	作成後直ちに	施417条(7)	Target (PDF提出)
③ 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	”	TDnet（縦覧書類の登録）
④ 有価証券上場廃止同意書	確定後遅滞なく	規421条②	Target（直接入力） ※東証提供後

※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては、日本取引所グループウェブサイトの「テクニカル上場の手引き」
(<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/>)を参照してください。

(18) 株式交付

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 株式交付比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用（簡易組織再編）を受けるときを除く。	作成後直ちに	施417条(7)の2	Target (PDF提出)
② 会社法第816条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	”	TDnet（縦覧書類の登録）
③ 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	規421条②	Target (PDF提出)

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
④ 会社法第816条の10第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	交付効力発生日 後速やかに	施417条(7) の2	T D n e t（縦 覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

（19）合併

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 合併契約書（覚書等を含む。）の写し	契約等締結後 直ちに	施417条(8)	T a r g e t (PDF提出)
② 合併比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は完全子会社と合併する場合を除く。	作成後直ちに	”	T a r g e t (PDF提出)
③ 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	”	T D n e t（縦 覧書類の登録）
④ 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	規421条②	T a r g e t (直接入力) ※東証提供後
⑤ 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	合併効力発生日 後速やかに	施417条(8)	T D n e t（縦 覧書類の登録）
⑥ 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場会社が被合併会社となる場合のみ。	確定後 遅滞なく	規421条②	T a r g e t (直接入力) ※東証提供後

※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 吸収合併存続会社となる非上場会社の株券等又は新設合併設立会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては、日本取引所グループウェブサイトの「テクニカル上場の手引き」(<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/>)を参照してください。

（20）会社分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 分割契約書（覚書等を含む。）の写し ※ 吸収分割の場合のみ。	契約等締結後 直ちに	施417条(9)	T a r g e t (PDF提出)
② 株式割当比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 以下に掲げる場合 a. 他の上場会社と吸収分割を行う場合 b. 他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 c. 非上場会社と吸収分割を行う場合（注） d. 非上場会社と共同して新設分割を行う場合（注） （注）上場会社が会社法第784条第2項、第796条第2項又は第805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編等）又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。	作成後直ちに	”	T a r g e t (PDF提出)
③ 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	”	T D n e t（縦 覧書類の登録）
④ 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	規421条②	T a r g e t (直接入力) ※東証提供後
⑤ 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	分割効力発生日 後速やかに	施417条(9)	T D n e t（縦 覧書類の登録）

※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

※2 新設分割設立会社等の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては、日本取引所グループウェブサイトの「テクニカル上場の手引き」(<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/>)を参照してください。

4. 権利の割当て

(1) 定時株主総会の議決権

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
定款に定めのない定時株主総会に係る基準日等に関する通知書	決議後直ちに	施418条(6)	Target (PDF提出)

※ 定時株主総会関係書類については、「1. (1) 定時株主総会」の項目を参照してください。

(2) 剰余金の配当

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書 ※ Targetでは、会社情報等(剰余金の配当基準日等)。 ※ 定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ(会社法第454条第5項又は第459条による)。	決議後直ちに	施418条(6)	Target (直接入力)
② 臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 ※ 剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合のみ。	作成後直ちに	施417条(5)	Target (PDF提出)

(3) その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 基準日に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	施418条(6)	Target (PDF提出)
② 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに	施418条(2),(3)	Target (PDF提出)

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(4) 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	施418条(13)	Target (PDF提出)

5. 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 買付け等の価格に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※ 東証に上場している株券等に対する公開買付けのうち、以下に掲げる場合 a. 上場廃止となる見込みがある公開買付け b. 上場子会社に対する公開買付けを行う場合 ※ 買付け等の価格には、金商法施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。	決議後速やかに	施417条(10)	Target (PDF提出)
② 発行(交付)株式数確定通知書 ※ 公開買付けの対価として新株式を交付する場合で、決議時に交付する株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	規421条②	Target (PDF提出)

6. 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
買付け等の価格に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 以下に掲げる場合 ① 上場廃止となる見込みがある公開買付けの場合 ② MBOの場合（公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益を共通にする者の場合）若しくは公開買付者が当該上場会社の支配株主である場合 ※ 買付け等の価格には、金商法施行令第8条第2項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。	決議後 速やかに	施417条 (11)	Target (PDF提出)

7. 全部取得条項付種類株式の全部の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 全部取得の対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 上場廃止となる見込みがある場合のみ。 ※ 全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後 速やかに	施417条 (16)	Target (PDF提出)
② 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し ※ 上場廃止となる見込みがある場合のみ。	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	”	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 有価証券上場廃止同意書 ※ 上場廃止となる場合のみ。	確定後 遅滞なく	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

8. 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 売渡対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※ 株式等売渡請求に係る承認の場合のみ。 ※ 株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く。	決議後 速やかに	施417条 (17)	Target (PDF提出)
② 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	”	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 有価証券上場廃止同意書	確定後 遅滞なく	規421条②	Target (直接入力) ※東証提供後

9. 有価証券報告書・半期報告書の提出期限延長申請に係る承認

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
提出期限延長に係る承認通知書の写し	受領後 遅滞なく	施419条(4)	Target (PDF提出)

10. 定款変更関係

(1) 事業年度の末日（決算期）の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ Targetでは、会社情報等（定款変更（事業年度の末日の変更（決算期変更）））。	決議後直ちに	施418条 (21)	開示資料で 代用可 Target (直接入力)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(2) 定款に定時株主総会に係る基準日を定める場合又は定款に定める定時株主総会に係る基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 定款上の定時株主総会に係る基準日の変更に関する通知書	決議後直ちに	施417条 (14)	開示資料で 代用可 Target (PDF提出)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	〃	TDnet（縦 覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(3) 定款に配当基準日を定める場合又は定款に定める配当基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ Targetでは、会社情報等（定款変更（定款に記載された配当基準日の変更））。	決議後直ちに	施417条 (14)	開示資料で 代用可 Target (直接入力)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	〃	TDnet（縦 覧書類の登録）

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(4) 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ Targetでは、株式関係（単元株式数変更決議通知）。	決議後直ちに	施418条 (22)	開示資料で 代用可 Target (直接入力)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 変更後の株式取扱規則 ※ 株式取扱規則の変更が行われる場合のみ。	〃	施418条 (16)	Target (PDF提出)

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(5) 商号変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ Targetでは、株式関係（商号変更通知）。	決議後直ちに	施418条 (22)	Target (PDF提出)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）
③ 変更後の株式取扱規則 ※ 株式取扱規則の変更が行われる場合のみ。	〃	施418条 (16)	Target (PDF提出)

- ※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※2 転換社債型新株予約権付社債又は優先株等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請の提出が必要となります。
- ※3 英文商号のみを変更する場合で、適時開示を行わない場合は、変更決定後直ちに、日本取引所グループウェブサイトより「英文商号変更通知」のフォーマットをダウンロードし、Targetから提出してください。（PDF提出）。

(6) 本店所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 本店所在地の変更通知書 ※ Targetでは、会社情報等（会社基本情報（本社・本店の移転））。	決議後直ちに	施418条 (19)	Target (直接入力)
② 変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 定款変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）

- ※1 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※2 本店所在地の変更に伴い、東証に届け出ている情報取扱責任者の勤務先住所や株式事務担当課の所在地が変更となる場合には、「13. (2) 情報取扱責任者の変更」及び「13. (3) 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更」に基づき、別途書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

(7) その他の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出）	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）

- ※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

11. 自己株式関係

(1) 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
変更後の定款（電磁的記録による提出） ※ 取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ。	変更後 遅滞なく	施417条 (14)	TDnet（縦 覧書類の登録）

- ※ 株主総会決議による自己株式の取得の場合は、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(2) 自己株式の消却

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 取締役会決議通知書 ※ 開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに	施418条 (5)	Target (PDF提出)
② 減少株式数確定通知書 ※ 決議時に減少する株式数が確定していない場合のみ。	確定後直ちに	〃	Target (PDF提出)

- ※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(3) 自己株式処分に係る募集

自己株式処分に係る募集については、「3. (6) 自己株式処分に係る募集（株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く。）」の項目を参照してください。

1.2. 株式事務関係

(1) 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、都内連絡所、電話番号等の変更が行われた場合も含む。）

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 株主名簿管理人変更通知書 ※ Targetでは、会社情報等（会社基本情報（株主名簿管理人変更））。	決議後直ちに	施418条 (17)	Target (直接入力)
② 変更後の株式取扱規則 ※ 株式取扱規則の変更が行われる場合のみ。	変更後 遅滞なく	施418条 (16)	Target (PDF提出)

※ 株主総会関係書類については、「1. 株主総会関係」の項目を参照してください。

(2) 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
制定又は変更後の株式取扱規則	変更後 遅滞なく	施418条 (16)	Target (PDF提出)

1.3. 代表者等の変更

(1) 代表者（東証に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
代表者変更通知書 ※ Targetでは、会社情報等（会社基本情報（代表者変更））。	変更事由 発生後直ちに	規421条②	Target (直接入力)

(2) 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
情報取扱責任者変更通知書 ※ Targetでは、会社情報等（会社基本情報（情報取扱責任者変更））。	変更前 なるべく早く	規417条	Target (直接入力)

※ 届出内容には勤務先住所を含むため、本店所在地の変更に伴いご提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

(3) 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
株式事務担当課変更通知書 ※ Targetでは、会社情報等（会社基本情報（株式事務担当課変更））。	変更前 なるべく早く	規421条②	Target (直接入力)

※ 届出内容には株式事務担当者所在地を含むため、本店所在地の変更に伴いご提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。

1.4. コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞 なく（※）	規419条	TDnet（縦 覧書類の登録）

※ 変更内容が、上場規程第419条第2項に規定する「施行規則で定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項、「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項及び投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして東証が認める事項）に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

15. 独立役員届出書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
独立役員届出書	変更が生じる日の2週間前まで	施436条の2	T D n e t（縦覧書類の登録）

※ 既に届出済みの独立役員が社外取締役又は社外監査役として再任する場合で、独立役員届出書の記載内容に変更がない場合は、提出不要です。

16. 企業行動規範関係

（1）書面による議決権行使等の定めに係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
書面による議決権行使等の定めに係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めなかったこととした場合

（2）上場会社の機関に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
上場会社の機関に係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ a. 取締役会、b. 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）、c. 会計監査人を置いていない又は置かないこととした場合

（3）社外取締役の確保に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
社外取締役の確保に係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ 社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。）を確保していない場合又は確保しないこととした場合

（4）公認会計士等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
公認会計士等に係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ 会社法上の会計監査人を、有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない場合又は選任しないこととした場合

（5）業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ 上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、第399条の13第1項第1号ハ若しくは第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定していない場合又は決定しないこととした場合

（6）取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告	※に該当した場合直ちに	規508条②	T a r g e t（PDF提出）

※ 上場会社の取締役・監査役・会計監査人・監査委員等が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条に基づく資格等を満たさない場合又は満たさなくなった場合

17. その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
取締役会決議通知書	決議後直ちに	施418条 (22)	Target (PDF提出)

以 上

〔3〕適時開示に係る提出書類

1. 第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等

上場会社が、第三者割当による募集株式の割当てを行う場合には、上場規程の定めに基づき、募集株式の割当てを受けた者との間で、書面により以下の事項について確約すること及び当該事項の確約を証する書面（「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告に係る確約書」）を提出することが義務付けられています。

- ・ 割当てを受けた者は、割当てを受けた日から起算して2年間において、割当てを受けた株式（以下この条において「割当株式」という。）の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
- ・ 上場会社は、割当てを受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を東証に報告すること。
- ・ 割当てを受けた者は、この項に規定する確約のための書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆の縦覧に供されることに同意すること。
- ・ その他東証が必要と認める事項

【上場規程第422条、施行規則第428条、同第429条】

また、上場会社は、割当てを受けた者が上記確約に定める期間において募集株式の譲渡を行った場合には、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」を提出することが義務付けられています。

【施行規則第430条】

「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告に係る確約書」（写し）は、募集株式の割当て後直ちに、「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」は、割当てを受けた者からの報告後直ちに東証に提出するようにしてください。

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

(: [規則・取引参加者](#) - [制度・規則](#) - [提出書類等](#) - [内国株式関係提出書類](#))

2. 第三者割当の割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書

上場会社が第三者割当を行う場合は、開示の有無にかかわらず、「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を作成後直ちに提出することが義務付けられています。

なお、割当先のすべてが東証の上場会社、取引参加者又はその他東証が認める者である場合は、確認書の提出は不要となります。ここでいう東証が認める者とは、国、地方公共団体又はこれに準ずる者並びに株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式募集を行う場合の割当ての対象者を想定しています。

【上場規程第421条第1項、施行規則第417条第1号e関係】

また、本確認書の提出にあたっては、割当先の属性を示す書面を添付して提出してください。

本確認書は、第三者割当の発行決議日の前営業日までに東証に提出するようにしてください。やむを得ない理由により発行決議日までに提出することが困難である場合は、東証までご相談ください。

〔参考〕反社会的勢力の排除について

上場会社は、上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして、以下の関係を有することが禁止されています。

- ・ 次に掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係
 - a. 上場会社
 - b. 上場会社の親会社等
 - c. 上場会社の子会社
 - d. 上場会社の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。）
- ・ 上記のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係

【上場規程第443条、施行規則第436条の4】

上場会社が、上記の関係を有している事実が判明した場合において、その実態が東証の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと東証が認めるときには、その上場を廃止することとしています。

【上場規程第601条第1項第19号、施行規則第601条第16項関係】

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

(: 規則・取引参加者 — 制度・規則 — 提出書類等 — 内国株式関係提出書類)

3. 増資の合理性に係る評価手続きに関する書面

上場会社がノンコミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券を上場しようとする場合には、上場会社が増資の合理性に係る評価手続きとして実施した手続きに応じて、「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」又は「株主の意思確認の結果について記載した書面」のいずれかを提出することが義務付けられています。

【上場規程第304条第1項第2号、施行規則第306条第2項】

「増資の合理性に係る審査結果を記載した書面」については上場申請日までに、「株主の意思確認の結果について記載した書面」については意思確認手続き終了後直ちに東証に提出するようにしてください。

参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>

(: 規則・取引参加者 制度・規則 提出書類等 内国株式関係提出書類)

4. 支配株主との取引状況等に関する報告

東証では、第三者割当により支配株主が異動した場合において、その後3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損され、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと認められるときは、その上場を廃止することとしており、この支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると認めるときに該当するかどうかの審査を「支配株主との取引状況等に関する報告」の内容に基づき行うこととしています。

上場規程第601条第1項第6号に定める第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、原則として、該当した日が属する事業年度の末日を経過した後及び当該末日の翌日から起算して1年を経過するごとに（3年以内に限る。）、各事業年度における支配株主（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合における募集株式等の割当てを受けた者及び当該募集株式等の譲渡が行われた場合における当該募集株式等の譲渡を行った者を含む。以下本項目この項において同じ。）との取引状況等について記載した「支配株主との取引状況等に関する報告書」を速やかに提出することが義務付けられています。当該書面については、該当した日が属する事業年度の末日及び事業年度末日から1年を経過するごとに、各々の事業年度末日から3か月以内に東証に提出してください。

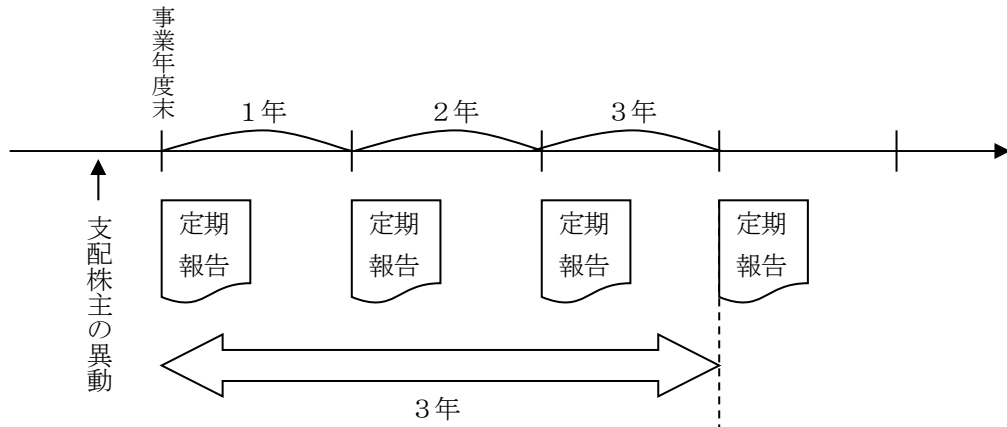
【上場規程第601条第1項第6号、施行規則第601条第6項第3号】

また、第三者割当により支配株主が異動した場合に該当した上場会社は、支配株主との取引状況等に関し東証が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告することが義務付けられます。

【上場規程第601条第1項第6号、施行規則第601条第6項第4号】

なお、募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合において、報告対象期間に当該募集株式等を保有する者の異動があった場合には、その内容を記載した「支配株主との取引状況等に関する報告書【別添】」を提出してください。

<定期報告のイメージ図>



参考様式は、日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>
(: 規則・取引参加者 制度・規則 提出書類等 内国株式関係提出書類)

5. 会社情報の公開に関する通知書

やむを得ない事情によりTDnetオンライン登録システムによらず、東証の窓口又はファクシミリにより開示資料の提出を行う場合には、東証まで連絡してください。また、「会社情報の公開に関する通知書」を作成して、開示資料に添付して提出してください。

※ TDnetオンライン登録の場合は不要です。

この様式は日本取引所グループウェブサイト又は上場会社ナビ内「適時開示に係る提出書類」よりダウンロードできます。

URL <https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/doc/domestic-stock/index.html>
(: 規則・取引参加者 制度・規則 提出書類等 内国株式関係提出書類)

6. 情報取扱責任者変更通知書

上場会社は、取締役・執行役又はこれに準ずる役職の方から「情報取扱責任者」を選任し、東証に届け出ることが義務付けられています。

【上場規程第417条】

情報取扱責任者は、東証との連絡窓口となるほか、重要な会社情報の社内管理や開示を担当していただくことになります。

情報取扱責任者の変更の届出は、Targetを利用してください。

URL <https://portal.arrowfront.jp/target/x/tseics/webportal/top.html>
(「書類を提出する」→「会社基本情報(情報取扱責任者変更)」)

7. 会社情報の公表に至る経緯に関する報告書

東証では、その開設する金融商品市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査に係る自主規制業務を自主規制法人に委託しており、それに基づき、自主規制法人（売買審査部）では、インサイダー取引をはじめとする法令諸規則に違反する取引行為に係る売買審査を行っています。

自主規制法人（売買審査部）では、東証から委託を受けた自主規制業務として、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認める場合には、上場会社に対し、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行います。

【自主規制法人業務規程第16条第2項】

上場会社は、自主規制業務を受託する自主規制法人が、有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含め、上場株券等の売買管理上必要と認めて照会を行った場合については、照会事項について正確に報告することが義務付けられています。

【上場規程第415条第5項、第3条第2項】

この照会を受けた場合には、「会社情報の公表に至る経緯に関する報告書」を作成して、自主規制法人（売買審査部）に提出してください。

※ 照会の際に「会社情報の公表に至る経緯に関する報告書」フォーマットを送付いたします。

〔4〕コーポレート・ガバナンスに関する報告書

上場会社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方などを記載したコーポレート・ガバナンス報告書を提出するとともに、内容に変更が生じた場合（※）、遅滞なく変更内容について記載した書面を提出することが義務付けられています。

【上場規程第419条、施行規則第415条】

これは、「適切なディスクロージャーに企業経営者が責任を持って取り組む意識の保持」及び「企業経営者の独走をけん制するための独立性のある社外の人材の適切な活用」をコーポレート・ガバナンスの充実という分野における当面の目標とし、その実現を図るため、各社のコーポレート・ガバナンスの取組み状況を投資者によりわかりやすい形で提供する観点から導入しているものです。

上場会社から提出されたコーポレート・ガバナンス報告書は、公衆の縦覧に供されるとともに、日本取引所グループウェブサイト（東証上場会社情報サービス）などを通じて広く提供されています。

※ 変更内容が、上場規程第419条第2項に規定する「施行規則で定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項、「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項及び投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして東証が認める事項）に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

〔報告書作成から提出までの事務フロー〕

報告書の作成及び提出にあたっては、TDnetオンライン登録サイトのXBRL入力画面を利用してください。

TDnetオンライン登録サイト
URL <https://online.td5.arrowfront.jp/onre/>

コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領

○ 表題等

記載事項	記載上の注意
<input type="checkbox"/> 最終更新日	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所へ報告書を提出する日（T D n e tにおいて登録する日）を記載してください。 当該報告書の内容が変更されたことに伴い、当該報告書を更新・再提出する場合は、あわせて最終更新日を修正してください。 新規上場申請者は、上場承認日を記載してください。上場承認日以後、更新・再提出する場合は、当該日を記載してください。
<input type="checkbox"/> 問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 担当部署及び担当部署の電話番号（代表可）を記載してください。
<input type="checkbox"/> URL	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社のウェブサイト（投資判断情報を提供しているものに限ります。）のURLを記載してください。

（※）以下の表において各記載事項に付された項目番号は、報告書作成入力フォームの項目番号に対応しています。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

記載事項	記載上の注意
■ 1. 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針（方針の背景事情等を含みます。）、上場会社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載してください。 上場会社にとっての株主その他のステークホルダー（株主、従業員や消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者をいいます。）の位置付け、経営監視機能に対する考え方、企業グループ全体における考え方などを記載することが考えられます。 コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の原則3-1（ii）の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>コード【原則3-1】</p> <p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <p>（ii）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 当該内容に変更があればその都度更新してください。
(1) コードの各原則を実施しない理由	<ul style="list-style-type: none"> コードの各原則のうち、実施しないものがある場合には、当該原則を実施しない理由を記載してください。 <p>【実施しない理由の説明が必要となる各原則の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> プライム市場の上場会社：「基本原則」・「原則」・「補充原則」 スタンダード市場の上場会社：「基本原則」・「原則」・「補充原則」 <p>※「原則」・「補充原則」のうち、プライム市場向けの内容については、対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> グロース市場の上場会社：「基本原則」 <ul style="list-style-type: none"> 実施しない理由の説明は、コードの各原則のうち、実施しない原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に関する説明であるかを明示して記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（記載例）</p> <p>【補充原則1-2④ 議決権の電子行使のための環境整備】</p> <p>.....原則を実施しない理由を記載.....</p> </div>

記載事項	記載上の注意
	<p>【補充原則3-1② 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】</p> <p>・・・・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・・・</p> <p>【補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】</p> <p>・・・・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・・・</p> <p>【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】</p> <p>・・・・・・・・原則を実施しない理由を記載・・・・・・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の開示書類等において、コードの各原則を実施しない理由を記載している場合であっても、実施しない理由を必ず本欄に記載してください。 ・ 実施しない理由の説明が必要となる各原則について、全てを実施している場合には、本欄を非表示とするのではなく、全てを実施している旨を必ず記載してください。この場合において、グロース市場の上場会社で「基本原則」の全てを実施している場合には、その旨を必ず記載してください。 ・ 「コードの各原則を実施しない」とは、将来の実施を決定している場合であっても、報告書の提出日時時点で実施していないと判断するものも含まれます。実施しない理由の記載にあたっては、投資家との建設的な対話を充実させていく観点から、以下のポイントを踏まえることが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各原則について実施していない内容を明確に示す <ul style="list-style-type: none"> ※ 特に、一つの原則の中に実施している内容と実施していない内容がある場合は、それらを明確に示すことが考えられます。 ・ 実施していない内容について、報告書の提出日時点において実施しない理由（実施しないことが自社にとって適切である理由）を説明する <ul style="list-style-type: none"> ※ 自社の個別事情（会社の業種、規模、事業特性、機関設計、会社を取り巻く環境等）を踏まえた説明をすることが考えられます。また、コードの趣旨を実現するために代替手段を採用している場合には、その取組内容及び当該取組みが自社にとって適切であるとする理由について記載することが考えられます。 ・ 今後コードを実施していく方針であるものの報告書の提出時点では実施していない場合、実施に向けた具体的な検討状況を説明する <ul style="list-style-type: none"> ※ 検討体制、検討手法、考慮要素、検討の進捗状況、及び実施までの具体的なスケジュールについて記載することが考えられます。また、実施までに経過的な取組みを行っている場合には、その内容について記載することが考えられます。 ・ グロース市場の上場会社が、「基本原則」以外の各原則について実施しない理由を任意に記載することも可能です。 ・ 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。
<p>(2) コードの各原則に基づく開示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライム市場又はスタンダード市場の上場会社は、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき開示を行う場合には、その内容を本欄に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> 【特定の事項を開示すべきとする原則（別添1参照）】 原則1-4、原則1-7、補充原則2-4①、原則2-6、原則3-1、補充原則3-1③、補充原則4-1①、原則4-9、補充原則4-10①、補充原則4-11①、補充原則4-11②、補充原則4-11③、補充原則4-14②、原則5-1 ※ 補充原則4-10①後段及び補充原則3-1③後段は、プライム市場向けの内容です。 ・ コードの各原則に基づき開示を行う場合は、開示を行う原則を、項番等により具体的に特定したうえで、どの原則に基づく開示であるかを明示して記載してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(記載例)</p> <p>【原則1-4 政策保有株式】</p> <p>(1) 政策保有に関する方針</p> <p>・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・</p> <p>(2) 政策保有株式にかかる検証の内容</p> </div>

記載事項	記載上の注意
	<p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>【補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】</p> <p><多様性の確保についての考え方></p> <p>(1) 女性の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(2) 外国人の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(3) 中途採用者の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(4) その他の事項（多様性の確保についての総論的な考え方を含む）</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p><多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標></p> <p>(1) 女性の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(2) 外国人の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(3) 中途採用者の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(4) その他の事項</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p><多様性の確保の状況></p> <p>(1) 女性の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(2) 外国人の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(3) 中途採用者の管理職への登用</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>(4) その他の事項</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p><多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況></p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】</p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>【補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等】</p> <p><サステナビリティについての取組み></p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p><人的資本、知的財産への投資等></p> <p>・・・・・・・・・・開示項目の内容を記載・・・・・・・・・・</p> <p>※補充原則2-4①の開示にあたって、「女性」「外国人」「中途採用者」の管理職への登用の3項目のうち、「自主的かつ測定可能な目標」を示さないこととする項目がある場合には、その旨及びその理由を「中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方」において記載してください。</p> <p>※補充原則3-1③前段の「自社のサステナビリティについての取組み」の開示（他の開示場所を参照すべきとし、その閲覧方法を本欄に記載する方法で記載する場合も含まれます。）にあたって、開示において参照した枠組み等があるときは、その名称について記載することが望まれます。また、補充原則3-1③後段の実施状況については、TCFD提言の項目ごとの開示の有無</p>

記載事項	記載上の注意
	<p>や、シナリオ分析を行っている場合にはその旨を記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本欄の記載にあたっては、開示すべきとされる事項の内容を本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により該当する内容を開示している場合にその内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。 報告書の他の欄に記載を行うことも可能です。その場合には、当該記載欄を参照すべき旨を記載してください。例えば、補充原則3-1③の開示を行うため、「Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 ■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の欄を利用したり、補充原則4-10①の開示（プライム市場向けの内容）を行うため、「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 ■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項 (2) 取締役関係 ⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」欄を利用するなどが考えられます。 特定の事項を開示すべきとする原則以外の各原則の実施状況を記載する場合にも、本欄を利用することが可能です。例えば、説明を行うべきとする原則の実施状況について記載する場合や、投資家との建設的な対話を充実させていく観点から、各原則を実施する場合の自らの具体的な取組みについて記載する場合等が考えられます。 <p>※ 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」/「株主との対話の推進と開示について」（2023年3月31日公表）に基づく内容について、経営戦略や経営計画、決算説明資料、アニュアルレポート、自社のウェブサイト等で開示を行っている場合には、本欄に開示を行っている旨とその閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を記載してください。また、本欄に直接内容を記載することでも差し支えありません。</p> <p>なお、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示を行っている上場会社の一覧表を公表することに伴い、当該内容に関する開示を行っている場合には「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」、当該内容に関して「検討中」という開示を行う場合には「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】」と記載してください。また、当該内容に関する開示について、英文開示を行っている場合、上記に続けて、「【英文開示有り】」と記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する記載例</p> <p>(当該内容に関する開示を行っており、英文開示も行っている場合) 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】 ・・・・開示を行っている旨、閲覧方法等を記載・・・</p> <p>(当該内容に関する開示を行っているものの、英文開示は行っていない場合) 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】 ・・・・開示を行っている旨、閲覧方法等を記載・・・</p> <p>(当該内容に関して「検討中」という開示を行う場合で、英文開示も行っている場合) 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】【英文開示有り】 ・・・・具体的な検討状況、開示見込み時期等を記載・・・</p> <p>(当該内容に関して「検討中」という開示を行う場合で、英文開示は行っていない場合) 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】 ・・・・具体的な検討状況、開示見込み時期等を記載・・・</p> </div>

記載事項	記載上の注意
	<p>「株主との対話の推進と開示」の記載例</p> <p>【株主との対話の実施状況等】 ・・・・・・・・・開示を行っている旨、閲覧方法等を記載・・・・・・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> グロース市場の上場会社は本欄を非表示としてください。なお、特定の事項を開示すべきとする原則に基づき任意に開示を行う場合には、本欄を利用してください。 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。
<p>■ 2. 資本構成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。 有価証券報告書に記載される「大株主の状況」に係る基準日以外に基準日を設定したことに伴い記載内容に変更が生じた場合の当該内容の更新は任意です。（変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。） 新規上場申請者は、「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」における最近の状況について記載してください。 注記がある場合は、「(5) 補足説明」の欄に記載してください。
<p>(1) 外国人株式所有比率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発行済株式数のうち、外国の法令に基づいて設立された法人等及び外国国籍を有する個人が保有する株式数の割合をいいます（有価証券報告書における定義に準ずるものとします。）。 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「所有者別状況」を参考に記載してください。
<p>(2) 大株主の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券報告書様式（開示府令第3号様式等）における「株式等の状況」における「大株主の状況」に準じて記載してください。上場会社の株式について大量保有報告書が提出されている場合で、直近の株主名簿の記載内容と相違がある場合には、本項目では株主名簿に基づいて記載を行った上で、大量保有報告書が提出されている旨を「(5) 補足説明」欄に記載してください。 所有株式数は上場株式数をベースに記載してください。 所有株式数の多い順に10名程度について記載してください。 数字は半角で入力してください。 新規上場申請者は、開示府令第2号の4様式に準じて作成した「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」における「株主の状況」から新株予約権等を除いて記載してください。
<p>(3) 支配株主（親会社を除く）の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支配株主のうち、親会社に該当しない者（以下、「支配株主（親会社を除く）」といいます。）を有する場合に、その名称をすべて記載してください。 ※ 親会社については「(4) 親会社の有無」の欄にその名称を記載し、本欄には記載しないでください。 ※ 本欄に「その他関係会社」について記載しないように注意してください。 <p>【支配株主の定義について】 次の①②のいずれかに該当する者が支配株主にあたります（上場規程第2条第42号の2、同施行規則第3条の2）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財表規則」といいます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。以下同じ。） 主要株主（金商法第163条第1項に規定する主要株主をいいます。以下同じ。）で、当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の③④に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者（①を除きます。） <ul style="list-style-type: none"> ③ 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいいます。以下同じ。） ④ 当該主要株主及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）をいいます。以下同じ。）及び当該会社等の子会社 <p>※ 支配株主の有無の判断時点は、原則として、直近の状況に基づくものとします（直</p>

記載事項	記載上の注意
	<p>近の株主名簿が直前事業年度末時点のものであれば、その時点で構いません。)</p> <p>※ 支配株主の有無については、以下の図を参考に判断してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>親会社を有するか (YES) → 支配株主あり ⇒ 「(4) 親会社の有無」に記載してください*。</p> <p>↓ (NO)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>親会社以外に主要株主がいるか (NO) → 支配株主なし</p> <p>↓ (YES)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>当該主要株主が自己の計算で保有する議決権が過半数であるか (YES) → 支配株主(親会社を除く)あり</p> <p>↓ (NO)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当該主要株主が自己の計算において所有している議決権と、次の(1)(2)に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めているか (NO) → 支配株主なし</p> <p>(1) 当該主要株主の二親等内の親族 (2) 当該主要株主及び(1)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</p> <p>↓ (YES)</p> <p>支配株主(親会社を除く)あり</p> </div> <p>* 親会社に支配株主が存在していて、当該支配株主が自社の主要株主である場合には、「支配株主(親会社を除く)の有無」の欄も「あり」となりますのでご注意ください。</p>
(4) 親会社の有無	<ul style="list-style-type: none"> 親会社を有している場合に、その親会社(複数ある場合には、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社(影響が同等である場合は、いずれか1社))の名称を記載してください。 「親会社」には、財表規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」は含まれませんのでご注意ください。 親会社を有している場合は、「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」欄及び「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」欄において所要の記載が必要となりますのでご注意ください。
(5) 補足説明	<ul style="list-style-type: none"> 2. 資本構成について補足説明をする場合は、記載してください。
■ 3. 企業属性	<ul style="list-style-type: none"> 直前事業年度末日現在の状況を基準とします。なお、売上高の記載については以下の「直前事業年度における(連結)売上高」欄を参照してください。 記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。 新規上場申請者は、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」における最近の状況について記載してください。
(1) 上場取引所及び市場区分	<ul style="list-style-type: none"> 上場取引所の市場区分は、東京が「プライム・スタンダード・グロース」、名古屋が「プレミアム・メイン・ネクスト」、福岡が「既存市場・Q-Board」、札幌が「既存市場・アンビシャス」となっています。
(2) 決算期	<ul style="list-style-type: none"> 1～12月より選択してください。
(3) 業種	<ul style="list-style-type: none"> 証券コード協議会の決定による中分類の業種区分(33種)より選択してください。

記載事項	記載上の注意
(4) 直前事業年度末における(連結)従業員数	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 有価証券報告書様式(開示府令第3号様式等)における「従業員の状況」を参考に記載してください。
(5) 直前事業年度における(連結)売上高	<ul style="list-style-type: none"> 直前事業年度における年間売上高を基準とします。 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。 経営指標として売上高を用いていない会社については、売上高に準じた項目(業種によって、例えば銀行業であれば経常収益、証券業であれば営業収益、保険業であれば正味保険料など)で代替してください。
(6) 直前事業年度末における連結子会社数	<ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表を作成する会社については連結ベースで記載してください。連結子会社が存しない場合は、「10社未満」を選択してください。
<p>■ 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 支配株主を有する会社は、以下に掲げる者と取引等を行う場合における、少数株主保護の方策に関する指針を具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ① 親会社 ② 支配株主(親会社を除く) ③ ②の近親者 ④ ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社 当該指針の内容に変更があればその都度更新してください。 ※ 少数株主保護の方策に関する指針については、支配株主がその影響力を利用して、支配株主又は上記③④を利する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結(例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすることなどを約するもの)等について具体的に記載してください。コードの補充原則4-8③に基づき、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上(プライム市場上場会社においては過半数)選任している場合は、その旨を記載することが望まれます。また、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する場合(特別委員会を非常設としている場合も含みます。)は、以下の事項を記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 常設又は非常設の別 ✓ 委員会構成の親会社からの独立性に関する考え方、委員の構成 ✓ 審議項目や権限・役割(ただし、審議項目については、経営上の支障が生じ得るような個々の具体的な審議内容の開示までを期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容で記載することも考えられます。) ※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。 ※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示(上場規程第411条、同施行規則第412条)の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。当該方策として特別委員会を設置することとしている場合は、当該方策の履行状況として、特別委員会の活動状況(開催頻度、審議項目、個々の委員の出席状況等)を開示することが望まれます。
<p>■ 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場子会社(財表規則第8条第3項に規定する子会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社をいいます。)を有する場合、又は親会社(非上場会社を含みます。)を有する場合は、少数株主保護及びグループ経営等に関する所要の事項について記載が必要となります。 上場関連会社(財表規則第8条第5項に規定する関連会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社をいいます。)を有する場合、又はその他の関係会社(財表規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいいます。)(非上場会社を含みます。)を有する場合は、少数株主保護及びグループ経営に関する所要の事項について記載することが望まれます。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> これらの記載にあたっては、別添3【少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示】を参照してください。 その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えられとされる事実等があれば記載してください。 当該内容に変更があればその都度更新してください。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 数字（人数に関する項目）は半角で入力してください。 当該内容について変更があればその都度更新してください。
■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項	
(1) 組織形態	<ul style="list-style-type: none"> 現在の組織形態について、「監査役設置会社」用、「監査等委員会設置会社」用及び「指名委員会等設置会社」用の3種類の様式があり、例えば、「監査役設置会社」用様式では既に「監査役設置会社」が選択済みとなっています。
(2) 取締役関係	
① 定款上の取締役の員数	<ul style="list-style-type: none"> 定款上の取締役の員数（上限）を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
② 定款上の取締役の任期	<ul style="list-style-type: none"> 定款上の取締役の任期を記載してください。 監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員でない取締役の任期を記載してください。
③ 取締役会の議長	<ul style="list-style-type: none"> 社長には最高経営責任者（CEO）を含めるものとします。 代表取締役とは、会社法第363条第1項第1号に規定する代表取締役をいいます。以下同じ。 社外取締役とは、会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいいます。以下同じ。
④ 取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の最終更新日現在の取締役を対象とします。取締役候補者は含めませんので注意してください。
※社外取締役を選任している監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「⑤社外取締役の選任状況」は、社外取締役を選任している監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に限定した項目です（指名委員会等設置会社の場合は、「⑤社外取締役に関する事項」という標題となっています）。
⑤ 社外取締役の選任状況	
イ. 社外取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の最終更新日現在の社外取締役を対象とします。社外取締役候補者は含めませんので注意してください。 「ハ、会社との関係(1)」に入力された社外取締役の人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、社外取締役が選任されていない場合は、その旨及び社外取締役の確保に向けた今後の予定を、「3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」欄に記載してください。
ロ. 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役のうち、報告書の最終更新日現在において独立役員（上場規程第436条の2に規定する独立役員をいいます。以下同じ。）に指定されている人数を記載する項目です。 「ニ、会社との関係(2)」に入力された社外取締役のうち、独立役員として指定されている場合のチェックボックスにチェックが付されている人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。なお、独立役員が存在しない場合は、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の予定を、「(4) 独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」欄に記載してください。
ハ、会社との関係(1)	
□ 属性選択項目	<ul style="list-style-type: none"> 属性は、「他の会社の出身者・弁護士・公認会計士・税理士・学者・その他」より選択してください。 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいいます。例えば、30年前に1年程度の勤務経験がある場合でも、「出身者」に該当します。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 「学者」とは大学又は大学院の教授、准教授その他これらに準ずる者をいいます。 複数の属性に該当する場合は、現時点における主たる属性を選択してください。
<input type="checkbox"/> 会社との関係についての選択項目	<ul style="list-style-type: none"> 各項目について、現在（若しくは最近）又は過去における該当状況を選択してください。 <p>【会社との関係】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者） h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ） i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ） j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ） k その他 </div> <ul style="list-style-type: none"> 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を選択してください。 近親者が各項目（h. ～ j. を除く。）に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を選択してください。 ここでいう「過去」において該当している場合とは、例えば、「<u>現在の親会社に過去勤務していたような場合</u>」を指します。「<u>過去の親会社に現在勤務している場合</u>」や「<u>過去の親会社に過去勤務していた場合</u>」はこれにあたりません。 「親会社」「兄弟会社」「業務執行者」「主要な取引先」「上場会社を主要な取引先とする者」「多額の金銭のその他の財産」「近親者」などの解釈及び各項目に該当するかどうかの判断については、独立役員届出書におけるものと同様です。 a. から j. 以外の内容で会社との間に何らかの特筆すべき関係がある場合には、k. を選択してください（その場合には、会社との関係（2）において当該関係についての補足説明を記載することが求められます。）。 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員については各項目の該当状況の選択は不要です。 期中に選択内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。
ニ. 会社との関係(2)	
<input type="checkbox"/> 所属委員会（指名委員会等設置会社の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が、指名委員会、報酬委員会又は監査委員会の委員である場合にはチェックボックスをチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 独立役員	<ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が、独立役員として指定されている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
<input type="checkbox"/> 適合項目に関する補足説明	<p><適合項目に関する補足説明></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社との関係に関する適合項目の概要を記載してください。 概要の記載にあたっては、「第3編第1章【独立役員の確保に係る実務上の留意事項】I. 4. 属性情報の記載」を参照してください。 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している旨を「（4）独立役員関係 その他独立役員に関する事項」において明記している場合は、独立役員の資格を充たさない社外役員についての記載は不要です。 期中に記載内容に変更が生じた場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後に一括して更新することが可能です。
<input type="checkbox"/> 選任の理由	<p><当該社外取締役を選任している理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社との関係などに照らして、なぜ当該社外取締役を現在選任しているのか、その選任理由を記載してください。

記載事項	記載上の注意
	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役の専門性と上場会社の業務との関連性から選任理由を記載することが考えられます。 経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく公正に会社が社会において果たす役割を認識し、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、経営の客観性や中立性の重視が選任理由につながることも想定されますので、そうした点について具体的に記載することが考えられます。 当該社外取締役選任時の選任議案に付した選任理由で代替することでも構いません。 <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役の独立性に関する上場会社の考え方について記載してください。また、当該社外取締役の上場会社における役割や機能について記載することも考えられます。 当該社外取締役に期待している効用が独立性に基づくものでない場合には、あわせてその効用を記載することも考えられます。 <p><独立役員に指定した理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該社外取締役が、独立役員である場合は、当該社外取締役を独立役員として指定した理由について記載してください。 独立役員の指定理由として、独立役員の指定に至るまでの経緯や、指名委員会等の指定プロセスを経ているかなど、その過程についても併せて記載することが考えられます。 「独立役員に指定した理由」は、「当該社外取締役を選任している理由」とまとめて記載することが可能です。
<p>※監査役設置会社及び監査等委員会設置会社の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「⑥指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無」は、監査役設置会社及び監査等委員会設置会社に限定した項目です。監査等委員会設置会社にあつては、「(4) 任意の委員会」に対応する項目です。「(3) 監査等委員会」の記載上の注意については、後述する「※監査等委員会設置会社の場合」をご参照ください。
<p>⑥ 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無を選択してください。
<p>イ. 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合に、委員会の名称、委員の人数を記載してください。委員長(議長)については、「社内取締役・社外取締役・社外有識者・その他・なし」から選択してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の任意の委員会の職務に専念する者をいいます。 1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っている場合には、それぞれの欄に同一の内容を記載してください。
<p>ロ. 補足説明</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会についての補足説明を記載してください。例えば、最高経営責任者(CEO)の選解任や経営陣の報酬制度の設計や報酬額の決定に当たって、任意の委員会を利用している場合などには、その旨や手続の概要を記載することが考えられます。 委員構成において、「その他」に該当する委員がいる場合は、具体的な属性を記載してください。 委員の選定方法、各委員会の委員の氏名、選定理由及び役割、委員会の権限及び役割、委員会構成の独立性に関する考え方、活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが望まれます。なお、コードの補充原則4-10①の開示(プライム市場向けの内容)を行うため、本欄を利用することが考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>コード【補充原則4-10①】</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 1つの任意の委員会を設置し、当該委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能

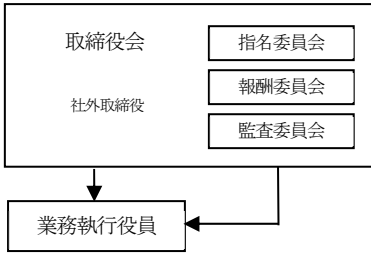
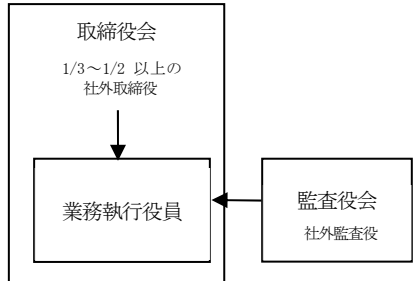
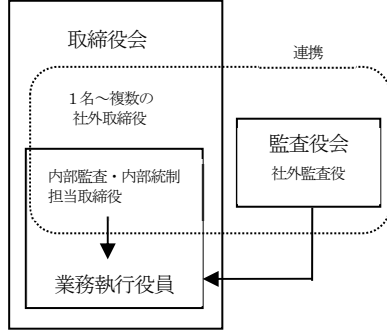
記載事項	記載上の注意
	を担っている場合には、その旨を記載してください。
※監査役設置会社の場合	・ 以下、「(3) 監査役関係」は、監査役設置会社に限定した項目です。
(3) 監査役関係	
① 監査役会の設置の有無	・ 監査役会の運営状況を確認する項目です。設置の有無を選択してください。
② 定款上の監査役員の員数	・ 定款上の監査役員の員数(上限)を記載してください。定款上、下限のみを定めている場合など、上限の定めがない場合には、「員数の上限を定めていない」のチェックボックスを選択してください。
③ 監査役員の人数	・ 監査役については、報告書の最終更新日現在の監査役を対象とします。監査役候補者は含めませんので注意してください。
④ 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役と会計監査人、(設置している場合は)内部監査部門の連携状況について記載してください。 ・ 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 ・ 監査役と会計監査人との間、又は監査役と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)について記載することが考えられます。 ・ 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも考えられます。
⑤ 社外監査役の選任状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「⑤社外監査役の選任状況」については、「■1.(2)⑤社外取締役の選任状況」の記載要領を準用します。記載にあたっては、当該欄の記載要領を参照してください。この場合、「社外取締役」を「社外監査役」と読み替えてください。 ・ 会社との関係についての選択項目は、以下【会社との関係】の各項目について、現在(若しくは最近)又は過去における該当状況を選択してください。 ・ 社外監査役とは、会社法第2条第16号に規定する社外監査役をいいます。以下同じ。 <p>【会社との関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> a 上場会社又はその子会社の業務執行者 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役 d 上場会社の親会社の監査役 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者) j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ) k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ) l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ) m その他
イ. 社外監査役員の人数	
ロ. 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	
ハ. 会社との関係(1)	
ニ. 会社との関係(2)	
※監査等委員会設置会社の場合	・ 以下、「(3) 監査等委員会」は、監査等委員会設置会社に限定した項目です。
(3) 監査等委員会	
① 委員構成及び議長の属性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会の委員の人数を記載してください。委員長(議長)については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 ・ 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 ・ 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
② 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	<p>【監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査等委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査等委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。

記載事項	記載上の注意
	<ul style="list-style-type: none"> 当該取締役及び使用人の異動について、監査等委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査等委員会の職務の補助に関して業務執行取締役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。 <p>【監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 現在の体制を採用している理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該体制を採用している理由について記載してください。
③ 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査等委員会と会計監査人、(設置している場合は)内部監査部門の連携状況について記載してください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 監査等委員会と会計監査人との間、又は監査等委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)について記載することが考えられます。 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも考えられます。
※指名委員会等設置会社の場合	<ul style="list-style-type: none"> 以下、「(3)各種委員会」から「(5)監査体制」までは、指名委員会等設置会社に限定した項目です。
(3) 各種委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各種委員会の委員の人数を記載してください。委員長(議長)については、「社内取締役・社外取締役・なし」から選択してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 常勤委員とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の各種委員会の職務に専念する者をいいます。
(4) 執行役関係	
① 執行役の人数	<ul style="list-style-type: none"> 全執行役の人数を記載してください。当該執行役については、報告書の最終更新日現在の執行役を対象とします。執行役候補者は含めませんので注意してください。
② 兼任状況	<ul style="list-style-type: none"> 各執行役につき、代表権の有無を選択してください。 各執行役につき、取締役、使用人との兼任の有無を選択してください。 取締役と執行役を兼任している場合は、指名委員会・報酬委員会への所属の有無を選択してください。
(5) 監査体制	
① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	<p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置している場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載してください。例えば、監査委員会専属か否か、他部署に属する者に兼務の形で監査委員会の職務の補助をさせているか否かなどについて記載することが考えられます。 当該取締役及び使用人の異動について、監査委員会の同意が必要かどうか、当該取締役及び使用人による監査委員会の職務の補助に関して執行役の指揮命令権が及ぶのかどうかなどについて記載することが考えられます。 <p>【監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していない場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 現在の体制を採用している理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該体制を採用している理由について記載してください。
② 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	<ul style="list-style-type: none"> 監査委員会と会計監査人、(設置している場合は)内部監査部門の連携状況について記載してください。 「内部監査部門」とは、一般に、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理態勢の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題等に対し改善に向けた提言やフォローアップを実施する部門をいいます。 監査委員会と会計監査人との間、又は監査委員会と内部監査部門との間で会合を開催している場合は、その会合頻度及び内容(監査体制、監査計画、監査実施状況など)について記載することが考えられます。 会計監査人の情報(会社法施行規則第126条参照)について補足説明することも

記載事項	記載上の注意
※共通項目	<p>考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下、(4)から(8)までの項目は、監査等委員会設置会社にあつては、(5)から(9)まで、指名委員会等設置会社にあつては、(6)から(10)までに対応する項目です。
(4) 独立役員関係	
<input type="checkbox"/> 独立役員の人数	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員の人数を記載する項目です。 「(2) 取締役関係 ⑤社外取締役の選任状況 ロ、社外取締役のうち独立役員に指定されている人数」と「(3) 監査役関係 ⑤社外監査役の選任状況 ロ、社外監査役のうち独立役員に指定されている人数」の合計人数が自動的に計算され、本欄に表示されます。
<input type="checkbox"/> その他独立役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している場合には、その旨を本欄において明記してください。 コードの原則4-9の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>コード【原則4-9】</p> <p>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 取引や寄付について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準を定めて、会社との関係に関する記載を省略する場合には、本欄において当該基準を記載してください。他の記載欄（「■2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」等）において、同様の軽微基準を開示している場合には、その記載を参照することでも足りります。 独立役員が確保されていない場合には、その旨及び独立役員の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。 ※ 独立役員が確保されていない場合は、上場規程第436条の2の違反となり、上場規程第508条に規定する公表措置等の実効性確保手段の適用対象となりますので、ご注意ください。 その他、独立役員に関して補足すべき内容がある場合には、本欄に記載してください。
(5) インセンティブ関係	
<input checked="" type="checkbox"/> ① 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ストック・オプションについては、費用計上しないものも含めるものとします。 業績連動報酬制度を導入している場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を、補足説明欄に記載することが望まれます。また、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法などについて、補足説明欄に記載することが望まれます。 ストック・オプション制度を採用しているときは、補足説明欄において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて記載することが望まれます。 その他のインセンティブに関する施策等を実施している場合は、「その他」を選択し、補足説明欄において当該内容について記載してください。 取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施していない場合は、その理由を補足説明欄に記載してください。
<input checked="" type="checkbox"/> ② スtock・オプションの付与対象者について	<ul style="list-style-type: none"> ストック・オプション制度採用会社のみ回答してください。 「社内取締役」とは、社外取締役以外の取締役をいいます。 付与対象者を当該対象者としている理由を補足説明欄に記載してください。 ストック・オプションについて、個々の付与者ごとに、付与内容及び行使状況について補足説明欄に記載することが考えられます。
(6) 取締役報酬関係	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会等設置会社にあつては、「取締役・執行役報酬関係」となります。
<input checked="" type="checkbox"/> ① (個別の取締役報酬の)開示状況	<ul style="list-style-type: none"> 選択項目から、個別の報酬の開示を行っている範囲を選択し、補足説明欄においてその旨を記載してください。 事業報告で報酬額を開示している場合に、その開示対象について記載することが考

記載事項	記載上の注意
	<p>えられます。例えば、上場会社のウェブサイトに掲載するなどして公衆縦覧に供している場合は、その旨を記載することなどが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な報酬額を開示している場合に、その概要について具体的に記載してください。例えば、報酬額に顧問料、コンサルティング料など他の名目で支払った金額が含まれるか否かを明示することが考えられます。有価証券報告書等で開示している場合は、その開示方法に準じて記載してください。 新規上場申請者が、「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」において報酬額を開示している場合は、有価証券報告書に開示している場合を含めるものとし、指名委員会等設置会社にあつては、「②（個別の執行役報酬の）開示状況」についても、同様に記載してください。
<p>② 報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指名委員会等設置会社にあつては、「③報酬の額又はその算定方針の決定方針の有無」となります。 報酬の額又はその算定方針の決定方針を有している場合は、「あり」を選択した上で、その内容を記載してください。 コードの原則3-1（iii）の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コード【原則3-1】</p> <p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <p>（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</p> </div>
<p>（7）社外取締役（社外監査役）のサポート体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がある場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容を記載してください。 社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要について記載してください。（例）社外取締役や社外監査役が情報収集に費やす時間、業務の対価としての報酬水準についての方針や考え方、担当セクション等から社外取締役や社外監査役への情報伝達の仕組み及び頻度等、取締役会の開催に際して行う社外取締役や社外監査役への事前説明の概要（資料の事前配布及び事前説明の有無）などが考えられます。
<p>（8）代表取締役社長等を退任した者の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代表取締役社長等を退任した者の会社との関係について説明する場合は、作成画面において「記載する」を選択し、その内容を記載してください。（例）代表取締役社長等であった者が、取締役など会社法上の役員の地位を退いた後、引き続き、相談役や顧問など何らかの役職に就任している、又は何らかの会社と関係する地位にある場合には、それぞれの者ごとに氏名や役職・地位、業務内容、勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）及び代表取締役社長等の退任日、相談役・顧問等としての任期を記載するとともに、その合計人数を記載することが考えられます。また、「その他の事項」の欄には、 <ul style="list-style-type: none"> 相談役・顧問などの存廃に係る状況（「すでに廃止済み」、「制度はあるが現在は対象者がいない」など） 相談役・顧問等に関する社内規程の制定改廃や任命に際しての、取締役会や指名・報酬委員会の関与の有無 相談役・顧問等の報酬総額 などについて記載することが考えられます。 ※ 元代表取締役社長等には、元代表取締役社長の他、元最高経営責任者（CEO）や元代表執行役社長を含みます。 ※ 業務内容については、社内で経営に関わっている場合には、その内容についても記載することが考えられます。また、社内における業務内容を記載する他、社外の活動（公職等）に会社を代表して参加している場合には、その内容も記載することが考えられます。具体的な業務内容や会社を代表しての活動が無く、単に役職名の肩書きの使用を許諾しているのみの者については、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実態が無い旨の説明を記載することが考えられます。 ※ 報酬については、給与、顧問料など費目の名称を問いません。

記載事項	記載上の注意
	※ 任期については、任期の定めが無い場合には、その旨、記載することが考えられます。

記載事項	記載上の注意
<p>■ 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)</p>	<p>・ 「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」の記載にあたっては、金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」(平成21年6月17日公表)において、コーポレート・ガバナンスのモデルとして提示された以下の3つの類型を参考にしてください。これらの類型は、多くの上場会社にとって、株主・投資者等からの信認を確保していく上でふさわしいと考えられるものとして例示されているものですが、コーポレート・ガバナンスのあるべき姿は、個々の企業の成り立ちや規模、業務の内容等により多様であり、一律に論じることには困難な面があることを前提として、各社のガバナンス機構に関する現状の体制の内容とその体制を選択する理由について十分な開示を行うことが求められます。</p> <p>①指名委員会等設置会社化</p>  <p>②社外取締役を中心とした取締役会</p>  <p>③社外取締役の選任と監査役会等との連携</p>  <p>・ 業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等を具体的に記載してください。</p> <p>・ 取締役会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況等)について記載することが望まれます。</p> <p>・ 指名委員会等設置会社の場合、指名委員会及び報酬委員会の活動状況(開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等)について記載することが望まれます(監査役設置会社及び監査等委員会設置会社の場合における、指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の活動状況については、■ 1. (2) 取締役関係の⑥の欄に記載してください)。</p> <p>・ 業務執行、監督機能等の充実に向けたプロセスを導入している場合に、その具体的な施策等について記載してください。</p> <p>(例) ・ 取締役会や監査役会など(指名委員会等設置会社の場合は、法定の各種委員会、執行役会を含みます。)の法定の組織のほか、経営諮問委員会、アドバイザリーボードなどの名称により設置された各種の諮問委員会や、経営会議、執行役員会、常務会等について、それぞれの概要(業務執</p>

記載事項	記載上の注意
	<p>行や監督のプロセスにおける役割、構成メンバー、男女別の構成、メンバーの国際性、職歴、年齢など）や活動状況等を記載することが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他各種委員会を設置している場合は、構成委員の概要（常勤委員、社内取締役、社外取締役、社外有識者の人数）、選定方法、選定理由及び役割、委員長（議長）の属性（社内取締役、社外取締役、社外有識者の別）、委員会の活動状況、事務局等の設置状況やその規模などについて記載することが考えられます（指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会については、■1.（2）取締役関係の⑥の欄に記載してください）。 ・ 取締役・監査役候補者の指名や経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針や手続について記載することが考えられます。 ・ コードの原則3-1（iii）及び（iv）の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コード【原則3-1】</p> <p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現すると観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <p>（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</p> <p>（iv）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役監査及び内部監査の状況としては、監査方針、監査の組織・人員及び手続等を記載することが考えられます。 ・ 会計監査の状況としては、監査法人の名称・継続監査期間・業務を執行した公認会計士の氏名・監査業務に係る補助者構成等を記載することが考えられます。 ・ 監査役の機能強化に関する取組状況について具体的に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> （例） ・ 監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況、各監査役における適切な経験・能力及び財務・会計・法務に関する知識の有無、並びに財務・会計に関する十分な知見を有する監査役の選任状況等の内容について、それぞれ記載することが考えられます。（これらの内容について■1.（3）監査役関係の③～⑤の欄に記載している場合は、それらの記載で代替することが可能です。） ・ 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が、会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項に規定する契約）を締結している場合は、当該内容について記載してください。
<p>■3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して現状の体制を採用している理由について具体的に記載してください。その際には、上記の3つのモデルを参考にしてください。 <ul style="list-style-type: none"> （例） ・ 取締役会の機能強化の観点から、指名委員会等設置会社制度を採用していなくとも、内外の投資者等にとって分かりやすいコーポレート・ガバナンスの枠組みを採用している場合や、平時における経営者の説明責任の確保、有事における経営者の暴走等の防止、安全弁といった機能を担う仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 ・ 監査役の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図る仕組みを採用している場合には、そうした機能の側面から記載することが考えられます。 <p>【監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の形態を採用している理由を記載してください。 ・ 意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役

記載事項	記載上の注意
	<p>設置会社形態の時と比較評価することなどが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の機能等をより強化するために、現在導入を検討している施策等があれば、その概要を記載することが考えられます。 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。 <p>【監査役設置会社の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場会社の現状に照らして、当該体制を採用している理由を記載してください。 上場会社における社外取締役の役割や機能について記載してください。社外取締役が確保されていない場合には、その旨及び社外取締役の確保に向けた今後の対応方針を記載してください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

記載事項	記載上の注意
<p>■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該内容に変更があればその都度更新してください。 該当項目にチェックし、該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> a. における「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送した場合をいいます。ただし、これは補充原則1-2②における「早期発送」の定義を示すものではありません。 b. における「集中日」とは、当該会社の直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定しています。）をいいます。 c. については、電子投票制度を採用して議決権を行使することができる環境にある場合をいいます。この場合、補足説明欄において、その概要を記載することが望まれます。 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム（例えば、株ICJ（インベスター・コミュニケーション・ジャパンの意）が運営するもの）を利用している場合には、d. にチェックをしてください。 定時株主総会の招集通知等（要約可）の英訳版を作成している場合には、e. にチェックをしてください。この場合、補足説明欄において、公表のタイミング（例えば、和文の招集通知等と同時に掲載）や公表方法（例えば、上場会社のウェブサイトに掲載）を記載することなどが考えられます。 その他、上場会社ウェブサイトへの招集通知・株主総会参考資料の早期掲載やバーチャル方式による株主総会開催など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に関する施策を実施している場合には、「f. その他」を選択し、補足説明欄においてその概要を記載することが考えられます。 新規上場申請者が、今後実施を予定している項目がある場合は、「f. その他」を選択し、補足説明欄においてその旨を明記するとともにその内容を記載してください。 補足説明欄において、実際の定時株主総会の招集通知の発送時期及び定時株主総会の開催日などを具体的に記載することが望まれます。株主総会に対する会社としての姿勢・方針等についても併せて記載することも考えられます。
<p>■ 2. IRに関する活動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 該当項目にチェックするとともに、代表者自身による説明の有無を選択してください。該当項目について補足して説明する場合は、補足説明欄に記載してください。 「代表者自身による説明の有無」の「代表者」とは、会長、社長（CEO、COO等の社を代表する立場にある者を含みます。）その他の代表取締役（代表執行役）を指すものとします。 ディスクロージャーポリシーを作成し、公表している場合には、a. にチェックをしてください。 b. ～d. における「定期的説明会の開催」とは、例えば、半期に1回、四半期に1回など、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安とします。）で説明会を開催している場合をいうものとします。この場合における補足説明では、IR活動の実施時期（実施年月日）、実施内容（説明者や説明内容の概略など）、参加者の属性及びその数（上場銘柄の投資に関する説明会を開催した場合に限ります。）などを記載する

記載事項	記載上の注意
	<p>ことが望まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e. における「IR資料」とは、当該会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資者等（投資者、証券アナリスト、取引先又は株主）による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいいます。この場合における補足説明では、IRに関するURL、ウェブサイトにおいて掲載している投資者向け情報（決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書又は半期報告書、会社説明会資料、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知）の種類等について記載することが望まれます。 ・ f. における補足説明においては、IR担当部署名、IR担当役員（当該上場会社のIR活動に関し責任を負う者をいいます。）及びIR事務連絡責任者（当該上場会社のIR活動に係る当取引所との連絡担当者をいいます。）等を記載することが望まれます。
<p>■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当項目にチェックし、該当項目についての補足の説明は、補足説明欄に記載してください。 ・ ステークホルダーとは、株主、従業員、消費者など、企業を取り巻くあらゆる利害関係者のことをいいます。 ・ b. における補足説明においては、具体的な実施内容について（企業による報告書（環境報告書、CSR報告書、サステナビリティ報告書など名称は様々）の作成、公開など）記載することが望まれます。コードの補充原則3-1③の開示を行うため、本欄を利用することも考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>コード【補充原則3-1③】</p> <p>上場会社は、経営戦略の開示にあたって、サステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産などへの投資についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を提供すべきである。</p> </div> <p>※ サステナビリティの要素を含む報告書については、TDnetへの登録を通じて、日本取引所グループ・ウェブサイトの「東証上場会社情報サービス」において掲載を行うことが可能ですので、ご活用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ d. 「その他」における補足説明については、役員や管理職への女性・外国人・中途採用者の登用等に関する現状や登用促進に向けた取組みを記載することが考えられます。コードの補充原則2-4①の開示を行うため、本欄を利用することが考えられます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>コード【補充原則2-4①】</p> <p>上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方や自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を公表すべきである。</p> <p>また、企業価値向上に向けた人事戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況とあわせて公表すべきである。</p> </div>

IV 内部統制システム等に関する事項

記載事項	記載上の注意
<p>■ 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 当該内容に変更があればその都度更新してください。
<p>□ 内部統制システムについての基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から上場会社の考え方（基本方針）を記載してください。
<p>□ 内部統制システムの整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営者が内部統制に関する体制や環境をどのように構築しているか、その状況について記載することが考えられます。 構築したシステムが設計したとおり運用され、成果を上げているかを検証できる仕組みとなっているかについての説明に加え、経営面への貢献等について記載することが考えられます。 コンプライアンス体制の整備状況として、取締役又は使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築している場合には当該内容（社内におけるコンプライアンス規範や倫理規範の策定・公開、内部通報制度の構築の有無、内部通報制度と適時開示体制との関連性など）について記載することが望まれます。 リスク管理体制の整備状況として、損失の危険の管理に関する規程、全社的リスク管理に関する規程その他の体制を構築している場合には当該内容（様々なリスクの発生に対する未然防止手続、発生した際の対処方法を定めた社内規程の整備や、リスクアペタイトに関する方針の策定等があればその概要など）について記載することが望まれます。 情報管理体制として、取締役又は使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備している場合には当該内容（各種情報の記録の方法や保存年数等）について記載することが望まれます。 会計監査人の内部統制に関する事項について記載することが考えられます。 グループ会社を有している場合には、当該会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況について記載することが考えられます。
<p>■ 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な考え方及びその整備状況についてまとめて記載することが可能です。 当該内容に変更があればその都度更新してください。 基本的な考え方及びその整備状況をコーポレート・ガバナンス報告書に記載するために、取締役会決議をすることは必須ではなく、現在の考え方や整備されている状況を記載することで差し支えありません。ただし、政府指針（平成19年6月19日付「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）においては、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」と記載されているため、会社法上の内部統制システムに位置付けて取締役会決議を行うかどうかは、それを考慮した上で判断を行ってください。
<p>□ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための上場会社の基本的な考え方（基本方針）を記載してください。
<p>□ 反社会的勢力排除に向けた整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況及び社内体制の整備状況について記載してください。 社内体制の整備状況については、例えば、以下に掲げる反社会的勢力による不当要求に備えた平素からの対応状況について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況 (2) 外部の専門機関との連携状況 (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況 (4) 対応マニュアルの整備状況 (5) 研修活動の実施状況 平成19年6月公表の犯罪対策閣僚会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を参考に記載することが考えられます。

V その他

記載事項	記載上の注意
<p>■ 1. 買収への対応方針(買収防衛策)の導入の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該内容に変更があればその都度更新してください。 ・ 報告書の最終更新日現在における買収への対応方針の導入の有無を選択してください。 ・ 買収への対応方針を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要を簡潔に記載してください。この場合の「買収への対応方針」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに差別的な行使条件・取得条項付きの新株予約権の無償割当等を行うことにより当該上場会社に対する買収(主に、買収者が上場会社の株式を取得することでその経営支配権を得る行為をいう。以下同じ。)に対抗する旨を定めた対応の方針をいいます。ここで「導入」とは、買収への対応方針の具体的内容を決定することをいいます。 ・ 当該対応方針の合理性に対する経営陣の評価や意見などを記載することも考えられます。 ・ 上場会社ウェブサイトを買収への対応方針の概要を開示している場合は、そのURLを掲載することが考えられます。 ・ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号参照)を決定している場合にはその内容を記載してください。 ・ 新規上場申請者が、買収への対応方針の導入を予定している場合は、その内容を記載してください。
<p>■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題、検討中の施策、今後の目標等について記載することが考えられます。
<p><input type="checkbox"/> 模式図(参考資料)の添付について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図を、別途、参考資料として作成してください。 ・ 株主総会、取締役会及び監査役(会)の相互の関係及び固有の経営会議、アドバイザリーボード、独立した諮問委員会(独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会などを含みます。)などの設置状況に加えて、内部統制システム、会計監査人や内部監査部門との連携状況などについて簡潔に図示してください。
<p><input type="checkbox"/> 適時開示体制の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示体制の概要(模式図)は、後掲の【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】を参照して作成してください。 ・ 適時開示体制の概要について、テキストによる説明を行う場合には、本欄を使用してください。模式図を作成した場合には、内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図の後に、添付してください。

○別添 1

【コードにおいて特定の事項を開示すべきとする原則】

原則	内容
原則1-4	<p>上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。</p> <p>上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。</p>
原則1-7	<p>上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。</p>
補充原則2-4①	<p>上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。</p> <p>また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。</p>
原則2-6	<p>上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。</p>
原則3-1	<p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続 (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
補充原則3-1③	<p>上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。</p>
補充原則4-1①	<p>取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。</p>
原則4-9	<p>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p>
補充原則4-10①	<p>上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。</p>
補充原則4-11①	<p>取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有する</p>

原則	内容
	<p>スキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。</p>
<p>補充原則 4-11②</p>	<p>社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。</p>
<p>補充原則 4-11③</p>	<p>取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。</p>
<p>補充原則 4-14②</p>	<p>上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。</p>
<p>原則5-1</p>	<p>上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。</p>

○別添 2

【プライム市場向けのコードの各原則】

原則	内容
補充原則 1-2④	<p>上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。</p>
補充原則 3-1②	<p>上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。</p>
補充原則 3-1③	<p>上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。</p>
原則4-8	<p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。</p>
補充原則 4-8③	<p>支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。</p>
補充原則 4-10①	<p>上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。</p> <p>特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。</p>

○別添 3

【少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示】

- ・ 上場会社が上場子会社を有する場合、又は上場会社が親会社（非上場会社を含みます。）を有する場合は、コーポレート・ガバナンス報告書において、少数株主保護及びグループ経営に関する事項について開示を行うことが求められます。
- ・ 上場会社が上場関連会社を有する場合、又は上場会社がその他の関係会社（非上場会社を含みます。）を有する場合は、コーポレート・ガバナンス報告書において、少数株主保護及びグループ経営に関する事項について開示を行うことが望まれます。
- ・ 本資料は、少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の内容をまとめたものです。
- ・ 本資料において記載上のポイントとして示されている事項（記載することが考えられるとされている事項）については、必ずしも全ての事項について網羅的な記載が求められるわけではなく、また、各開示項目における開示内容が記載上のポイントとして示されている事項に限られるわけでもありません。開示が求められる又は開示が望まれる各開示項目について、記載上のポイントを踏まえ、自社の状況に応じて、株主・投資者の投資判断上重要と考えられる内容について開示いただくことが重要となります。

〔用語の定義〕

用語	定義
上場子会社	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財表規則」といいます。）第8条第3項に規定する子会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社
親会社	財表規則第8条第3項に規定する親会社
上場関連会社	財表規則第8条第5項に規定する関連会社のうち国内の金融商品取引所に上場している会社
その他の関係会社	財表規則第8条第8項に規定するその他の関係会社

1. 上場子会社を有する上場会社における情報開示

○ 概要

上場会社が上場子会社を有する場合、上場子会社には少数株主（一般株主）が存在することによるグループ経営上の影響（少数株主への配慮が必要となることによるグループ経営上の制約や、上場子会社の経済的利益の外部流出など）が生じていると考えられます。したがって、そのような状況においてどのようにグループの全体最適を図っているのかという観点から、上場子会社に関するグループ経営の状況が当該上場会社への投資判断上重要な情報となると考えられます。

これを踏まえ、上場子会社を有する場合においては、以下の項目について記載してください。

- ・ グループ経営に関する考え方及び方針
- ・ 当該考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義
- ・ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

あわせて、以下の項目について記載することが望まれます。

- ・ 上場子会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

なお、後記2. のとおり、上場子会社においても、親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針

や、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約について開示することが望まれます。上場子会社とその少数株主に対して充実した情報開示を行うことを可能にするため、上場子会社を有する場合は、当該上場子会社の情報開示に十分に協力することが期待されます。

○ 記載内容

- ※ 上場子会社を複数有する場合、上場子会社を有する意義や上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策については、上場子会社ごとに記載してください。ただし、上場子会社の中に資本上の階層構造がある場合（上場子会社の資本下位にいわゆる上場孫会社を有する場合など）は、資本直下の上場子会社について記載した上で、さらに資本下位の上場子会社（いわゆる上場孫会社など）については、資本直下の上場子会社など他の上場子会社のコーポレート・ガバナンス報告書を参照すべき旨を記載することで代えることでも差し支えありません。
- ※ 記載内容に該当する内容を有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法とすることでも差し支えありません。
- ※ 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

開示項目	記載上のポイント
<p>■ グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、グループ経営に関する考え方・方針を記載した上で、それと関連付けた形で、現時点における上場子会社を有する意義を記載してください。
<p>◇ グループ経営に関する考え方及び方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グループ経営において上場子会社をどのように保有・管理しているのかに関する考え方・方針等を記載してください。 ➢ 事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場子会社の保有についての考え方・方針（例えば、保有割合の維持・増加・減少の方針、買収・提携時に上場維持に関する合意がある場合はその内容など） ✓ 上場子会社と他のグループ会社保有形態との使い分け（例えば、完全子会社、それ以外の子会社、関連会社という保有比率の使い分けや上場・非上場の使い分けなど）についての考え方・方針 ✓ グループ内における事業機会・事業分野の調整・配分についての考え方・方針（例えば、上場子会社を対象にした事業機会・事業分野の調整・配分の有無やその方針・プロセスなど） ✓ 事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針（例えば、検討・見直しのプロセス、検討・見直しの際の観点、検討・見直しの実施頻度など）や実際の実施状況 ※ 上場子会社の保有についての考え方・方針等について、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、上場子会社の保有についての考え方・方針自体ではなく、事業ポートフォリオの検討・見直しの考え方・方針や実際の実施状況を記載することが考えられます。 ➢ グループ管理体制における上場子会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場子会社とのグループ経営方針・経営戦略の共有の有無や内容 ✓ 上場子会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） ✓ 資金管理体制における上場子会社の取扱い（例えば、上場子会社を対象にキャッシュ・マネジメント・システムを活用している場合は、その意義など） ※ グループ管理体制について、経営上の支障が生じる場合まで開示を期待する

開示項目	記載上のポイント
	ものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。
◇ 当該考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義	<ul style="list-style-type: none"> • 上記のグループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義として、グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、子会社として保有することの合理性とその子会社を上場しておくことの合理性の双方について記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 上場子会社の状態が生じた時点ではなく、現時点における合理性について記載してください。 ▶ 子会社を上場しておくことの合理性については、以下のような観点から記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場子会社として保有するに至った経緯（例えば、グループ会社の新規上場又は上場会社の買収・提携によることやその際の目的など） ✓ 上場子会社であることのメリットやデメリット（例えば、少数株主への配慮が必要になることに伴う制約や上場子会社の経済的利益の外部流出など）についての考え方 ✓ 完全子会社等の他のグループ会社保有形態と比べての合理性
■ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> • 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策について記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針について記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場子会社の役員の選解任に関する議決権行使の考え方・方針（例えば、議案を個別に検討する際の考慮要素など） ✓ 上場子会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針（例えば、協議・推薦・派遣による親会社としての意向の反映の有無やその方法など） ※ 役員のうち独立役員の選解任について特に配慮している場合は、その内容を明確化して記載することが考えられます。 ※ 上場子会社に（法定又は任意の）指名委員会が設置されている場合は、指名委員会の判断と自社の議決権行使との関係について記載することが考えられます。 ▶ 少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 独立性確保の内容としては、自社と上場子会社の少数株主の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、上場子会社が自社からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。
■ グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 契約以外の名称で行われる合意を含みます。

2. 親会社を有する上場会社における情報開示

○ 概要

上場会社が親会社（非上場会社を含みます。）を有する場合、親会社との取引や親会社による事業機会・事業分野の調整・配分等の場面における当該上場会社及び少数株主と親会社との利益相反リスクが存在すると考えられます。したがって、どのようにこのような利益相反リスクに対処しているかという観点から、利益相反リスクの状況やそれに対する上場会社の対応内容が当該上場会社への投資判断上重要な情報となると考えられます。

これを踏まえ、親会社を有する場合においては、以下の項目について記載してください。

- ・少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等あわせて、以下の項目についても記載することが望めます。
- ・親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針
- ・当該考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

○ 記載内容

- ※ 親会社を複数有する場合（親会社がさらに親会社を有する場合など）は、親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針については、資本直上の親会社又は資本最上位の親会社など、自社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、それらの会社）について記載することが考えられます。
- ※ 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
- ※ 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

開示項目	記載上のポイント
<p>■ 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち、自社への重要な影響がある事項を記載することが望めます。 ➢ 特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 親会社の事業ポートフォリオ戦略における自社の位置付け ✓ 親会社のグループ内における事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し ✓ 親会社との間で資金管理を行っている場合（親会社のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義 ※ 親会社がグループ経営を行っていない場合（例えば、非上場の資産管理会社である場合など）については、代わりにその状況を記載することが考えられます。
<p>■ 少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数株主保護の観点から必要な親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等を記載してください。 ※ 独立性確保の内容としては、自社の少数株主と親会社の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、自社が親会社からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 ➢ 意思決定プロセスへの親会社の関与の有無や内容（承諾・協議事項の有無や項目など）を記載することが考えられます。 ※ 親会社の関与の内容について、経営上の支障が生じる場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 ➢ 親会社からの独立性確保のために特別委員会を設置する場合（特別委員会を非常設としている場合も含みます。）は、以下の事項を記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 常設又は非常設の別 ✓ 委員会構成の親会社からの独立性に関する考え方、委員の構成 ✓ 審議項目や権限・役割 ✓ 実際の活動状況（例えば、開催頻度、審議項目、個々の委員の出席状況など） ※ 特別委員会を非常設とする場合は、事前に定める設置時の委員構成や審議項目（設置要件）等について記載することが考えられます。 ※ 審議項目については、経営上の支障が生じ得るような個々の具体的な審議内容の開示までを期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容で記載することも考えられます。 ➢ 独立役員の親会社からの独立性確保という観点から任意の指名委員会を活用して

開示項目	記載上のポイント
	<p>いる場合は、その活用方法や役割について記載することが考えられます。</p> <p>※ 任意の指名委員会について記載する報告書の他の欄において親会社からの独立性確保の観点にも言及している場合は、その記載を参照することでも差し支えありません。</p> <p>▶ 独立役員の選解任における親会社の議決権行使の考え方・方針（自社が法定又は任意の指名委員会を設置している場合、指名委員会の役割を踏まえての議決権行使の考え方・方針を含む）を自社において把握している場合（親会社が開示している場合や親会社との間で確認している場合など）は、それを記載することが考えられます。</p>
<p>■ 親会社のグループ経営に関する考え方及び方針に関連した契約</p>	<p>▶ 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。</p> <p>※ 契約以外の名称で行われる合意を含みます。</p>

3. 上場関連会社を有する上場会社における情報開示

○ 概要

上場会社が上場関連会社を有する場合、自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力やそれに伴う自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反のリスクの程度は様々であり、上場関連会社との関係において自社がどのような状況にあるのかは、当該上場会社への投資判断上重要な情報となり得ると考えられます。

これを踏まえ、上場関連会社を有する場合においては、自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力の程度等に応じて、以下の項目について記載することが望まれます。

- ・グループ経営に関する考え方及び方針
- ・当該考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義
- ・上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

上記の項目の全部又は一部に相当する状況が存在していない（記載すべき事項がない）場合も考えられますが、そのような場合においては、上記の項目に相当する状況が存在していないということ自体（そのような自社の状況自体）を説明することが望まれます。

また、これらに加え、以下の項目について開示することが望まれます。

- ・上場関連会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

なお、後記4. のとおり、上場関連会社においても、その他の関係会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針や、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約について開示することが望まれます。上場関連会社がその少数株主に対して充実した情報開示を行うことを可能にするため、上場関連会社を有する場合は、当該上場関連会社の情報開示に十分に協力することが期待されます。

○ 記載内容

- ※ 各開示項目について、自社の状況（自社と上場関連会社との関係や自社から見た上場関連会社の位置付け、上場関連会社に対する自社の影響力やそれに伴う自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反のリスクの程度など）に照らして、投資判断上の重要性に応じて記載することが望まれます。例えば、投資判断上の重要性の程度によっては、簡潔な内容で記載することも考えられます。
- ※ 上場関連会社を複数有する場合は、投資判断上の重要性に応じて、上場関連会社ごとに個別に記載することや、複数の上場関連会社についてまとめて記載することが考えられます。

- ※ 自社と他の会社との間で上場関連会社の経営方針等を共有している場合（例えば、他の会社との間で提携契約や出資契約を締結している場合など）で、議決権保有比率の合計が過半数を超えているときは、各開示項目について投資判断上の重要性が高い状況であると考えられます。
- ※ 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
- ※ 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

開示項目	記載上のポイント
<p>■ グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社及び上場関連会社に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ① グループとしての企業価値の最大化の観点から踏まえて、グループ経営に関する考え方・方針を記載した上で、それと関連付けた形で、現時点における上場関連会社を有する意義を記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、上場関連会社をグループ経営の対象としている場合には、このような記載を行うことが考えられます。 ② グループ経営に関する考え方及び方針やそれを踏まえた上場関連会社を有する意義に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、これに代えて、自社と当該上場関連会社との関係について説明することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、上場関連会社が自社のグループ経営の対象に含まれていない場合には、このような記載を行うことが考えられます。
<p>◇ グループ経営に関する考え方及び方針【①の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グループ経営において上場関連会社をどのように保有・管理しているのかに関する考え方・方針等を記載することが望まれます。 ➤ 事業ポートフォリオ戦略に関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場関連会社の保有についての考え方・方針（例えば、保有割合の維持・増加・減少の方針、株式取得・提携時に上場維持に関する合意がある場合はその内容など） ✓ 上場関連会社と他のグループ会社保有形態との使い分け（例えば、完全子会社、それ以外の子会社、関連会社という保有比率の使い分けや上場・非上場の使い分けなど）についての考え方・方針 ✓ グループ内における事業機会・事業分野の調整・配分についての考え方・方針（例えば、上場関連会社を対象にした事業機会・事業分野の調整・配分の有無やその方針・プロセスなど） ✓ 事業ポートフォリオの検討・見直しについての考え方・方針（例えば、検討・見直しのプロセス、検討・見直しの際の観点、検討・見直しの実施頻度など）や実際の実施状況 ※ 上場関連会社の保有についての考え方・方針等について、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、上場関連会社の保有についての考え方・方針自体ではなく、事業ポートフォリオの検討・見直しの考え方・方針や実際の実施状況を記載することが考えられます。 ➤ グループ管理体制における上場関連会社の取扱いに関する基本的な考え方・方針を記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場関連会社とのグループ経営方針・経営戦略の共有の有無や内容 ✓ 上場関連会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） ✓ 資金管理体制における上場関連会社の取扱い（例えば、上場関連会社を対象にキャッシュ・マネジメント・システムを活用している場合は、その意義な

開示項目	記載上のポイント
	<p>ど)</p> <p>※ グループ管理体制について、経営上の支障が生じる場合まで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。</p>
<p>◇ 当該考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義【①の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上記のグループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場関連会社を有する意義として、グループとしての企業価値の最大化の観点を踏まえて、上場関連会社として保有することの合理性について記載することが望まれます。 ※ 上場関連会社の状態が生じた時点ではなく、現時点における合理性について記載してください。 ➤ 上場関連会社として保有することの合理性については、以下のような観点から記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場関連会社として保有するに至った経緯（例えば、グループ会社の新規上場又は上場会社の株式取得・提携によることやその際の目的など） ✓ 上場関連会社であることのメリットやデメリットについての考え方 ✓ 完全子会社等の他のグループ会社保有形態と比べての合理性
<p>◇ 自社と上場関連会社との関係【②の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グループ経営に関する考え方及び方針やそれを踏まえた上場関連会社を有する意義に代えて、自社と当該上場関連会社との関係について説明することが望まれます。 ➤ その際には、特に、以下の事項について説明することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ グループ管理体制がないこと（例えば、経営方針・経営戦略の共有がないことや事業ポートフォリオ内の一事業としての位置付けがないことなど） ✓ 資本関係の目的（例えば、純投資目的や事業上の具体的な目的など）
<p>■ 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自社及び上場関連会社に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策等について記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の対応を講じている場合には、このような記載を行うことが考えられます。 ② 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合には、これに代えて、自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいことについて、自社と上場関連会社との関係や上場関連会社に対する自社の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社が上場関連会社に対して強い影響力を行使する状況にはなく、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の対応を講じていない（不要と考えている）場合には、このような記載を行うことが考えられます。
<p>◇ 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策【①の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策について記載することが望まれます。 ➤ 上場関連会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対するグループ経営上の関与の方針について記載することが考えられます。特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 上場関連会社の役員を選解任に関する議決権行使の考え方・方針（例えば、議案を個別に検討する際の考慮要素など） ✓ 上場関連会社における役員の指名プロセスへの関与についての考え方・方針（例えば、協議・推薦・派遣による自社の意向の反映の有無やその方法など） ※ 役員のうち独立役員を選解任について特に配慮している場合は、その内容を明確化して記載することが考えられます。 ※ 上場関連会社に（法定又は任意の）指名委員会が設置されている場合は、指名委員会の判断と自社の議決権行使との関係について記載することが考えられます。 • 少数株主保護の観点から必要な上場関連会社における独立性確保のための方策等を記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 独立性確保の内容としては、自社と上場関連会社の少数株主の間で利益相反が生じない状況を確認することを想定しており、上場関連会社が自社からの一切の関与・影響を受けない状況を確認することまでを必ずしも想定してい

開示項目	記載上のポイント
<p>◇ 自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと 【②の場合】</p>	<p>るものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策に代えて、自社と上場関連会社の少数株主の間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと（したがって、少数株主保護の観点から必要な上場関連会社における独立性確保のための特段の対応は不要としていること）について、自社と上場関連会社との関係や上場関連会社に対する自社の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 ▶ その際には、以下のような観点から説明することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権保有を通じた影響力の程度（例えば、上場関連会社における近時の株主総会での議決権行使率と自社の議決権保有比率を照らし合わせて見た場合の実質的な影響力の程度など） ✓ 上場関連会社における意思決定プロセスへの関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） ✓ 人的関係（例えば、役員派遣など）や取引関係の有無や内容 ✓ 上記に関連した契約の有無や内容
<p>■ グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約</p>	<p>▶ 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。</p> <p>※ 契約以外の名称で行われる合意を含みます。</p>

4. その他の関係会社を有する上場会社における情報開示

○ 概要

上場会社がその他の関係会社又はその他の関係会社の親会社（以下「その他の関係会社等」といいます。）（非上場であるその他の関係会社又はその他の関係会社の親会社を含みます。）を有する場合、自社とその他の関係会社等との関係、自社に対するその他の関係会社等の影響力やそれに伴う自社の少数株主とその他の関係会社等との間の利益相反のリスクの程度は様々であり、その他の関係会社等との関係において自社がどのような状況にあるのかは、当該上場会社への投資判断上重要な情報となり得ると考えられます。

これを踏まえ、その他の関係会社等を有する場合においては、自社とその他の関係会社等との関係や自社に対するその他の関係会社等の影響力の程度等に応じて、以下の項目について記載することが望まれます。

- ・その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針
- ・少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等

上記の項目の全部又は一部に相当する状況が存在していない（記載すべき事項がない）場合も考えられますが、そのような場合においては、上記の項目に相当する状況が存在していないということ自体（そのような自社の状況自体）を説明することが望まれます。

また、これらに加え、以下の項目について記載することが望まれます。

- ・上場関連会社との間で、グループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約（その他の名称で行われる合意を含みます。）を締結している場合は、その内容

○ 記載内容

※ 各開示項目について、自社の状況（自社とその他の関係会社等との関係、自社に対するその他の関係会社等の影響力やそれに伴う自社の少数株主とその他の関係会社等との間の利益相反のリスクの程度など）に照らして、投資判断上の重要性に応じて記載することが望まれます。例えば、投資判断上の重要性の程度によっては、簡潔な内容で記載することも考えられます。

※ その他の関係会社等が複数ある場合は、それらのうち、最も議決権保有割合の大きいその他の関係会社又は資本最上位の会社（その他の関係会社の親会社）など、自社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等である場合は、それらの会社）について記載することが考えられます。

※ 複数のその他の関係会社が自社の経営方針等を共有している場合（例えば、その他の関係会社の間で提

携契約や出資契約を締結している場合など)で、それらの会社の議決権保有比率の合計が過半数を超えているときは、各開示項目について投資判断上の重要性が高い状況であると考えられます。

- ※ その他の関係会社等に関する事項について、当該その他の関係会社等のコーポレート・ガバナンス報告書に記載されている場合には、その内容を参照することでも差し支えありません。
- ※ 記載内容に該当する内容を、有価証券報告書、アニュアルレポート又は自社のウェブサイト等の広く一般に公開される手段により開示している場合は、その内容を参照すべき旨と閲覧方法（ウェブサイトのURLなど）を本欄に記載する方法としても差し支えありません。
- ※ 記載上のポイントとして示された各事項については、経営上の支障が生じる場合や市場へ悪影響を与える懸念がある場合、未確定である場合など、開示が困難である場合にまで開示を期待するものではありません（以下の「記載上のポイント」欄の中でも、開示が困難である場合の例を記載しています。）。そのような場合であっても、一定程度抽象化するなどして、可能な範囲で開示することが考えられます。

開示項目	記載上のポイント
<p>■ その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社及びその他の関係会社等（その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社）に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ① その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針を記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、自社がその他の関係会社等のグループ経営の対象に含まれている場合には、このような記載を行うことが考えられます。 ② その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、これに代えて、自社と当該その他の関係会社等との関係について説明することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、自社がその他の関係会社等のグループ経営の対象に含まれていない場合には、このような記載を行うことが考えられます。
<p>◇ その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針【①の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち、自社への重要な影響がある事項を記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 特に、以下の事項について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ その他の関係会社等の事業ポートフォリオ戦略における自社の位置付け ✓ その他の関係会社等のグループ内における事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し ✓ その他の関係会社等との間で資金管理を行っている場合（その他の関係会社等のキャッシュ・マネジメント・システムへの参加など）は、その意義
<p>◇ 自社とその他の関係会社等との関係【②の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● その他の関係会社等におけるグループ経営に関する考え方及び方針に代えて、自社と当該その他の関係会社等との関係について説明することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ その際には、特に、以下の事項について説明することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ グループ管理体制がないこと（例えば、経営方針・経営戦略の共有がないことや事業ポートフォリオ内の一事業としての位置付けがないことなど） ✓ その他の関係会社等の属性（例えば、非上場の資産管理会社であることなど） ✓ 資本関係の目的（例えば、純投資目的や事業上の具体的な目的など）
<p>■ 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社及びその他の関係会社等に関する状況に応じて、以下のいずれかの開示を行うことが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等について記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、自社に対するその他の関係会社等の影響力が強く、少数株主保護の観点から独立性確保のために特段の対応を講じている場合には、このような記載を行うことが考えられます。 ② 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等に相当する事項が存在していない（記載すべき事項がない）場合は、自社の少数株主とその他の関係会社等との利益相反リスクへの懸念が小さいことについて、自社とその他の関係会社等の関係や自社に対するその他の関係会社等の対する影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 例えば、自社に対するその他の関係会社等の影響力は強くはなく、少数株主保護の観点から独立性確保のために特段の対応は講じていない場

開示項目	記載上のポイント
<p>◇ 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等【①の場合】</p>	<p>合には、このような記載を行うことが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等を記載することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 独立性確保の内容としては、自社の少数株主会社とその他の関係会社等の間で利益相反が生じない状況を確保することを想定しており、自社がその他の関係会社等からの一切の関与・影響を受けない状況を確保することまでを必ずしも想定しているものではありません。 ➤ 意思決定プロセスへのその他の関係会社等の関与の有無や内容（承諾・協議事項の有無や項目など）を記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ その他の関係会社等の関与の内容について、経営上の支障が生じる場合にまで開示を期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容や定性的な内容で記載することも考えられます。 ➤ その他の関係会社等からの独立性確保のために特別委員会を設置する場合（特別委員会を非常設としている場合も含みます。）は、以下の事項を記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 常設又は非常設の別 ✓ 委員会構成のその他の関係会社等からの独立性に関する考え方、委員の構成 ✓ 審議項目や権限・役割 ✓ 実際の活動状況（例えば、開催頻度、審議項目、個々の委員の出席状況など） ※ 特別委員会を非常設とする場合は、事前に定める設置時の委員構成や審議項目（設置要件）等について記載することが考えられます。 ※ 審議項目については、経営上の支障が生じ得るような個々の具体的な審議内容の開示までを期待するものではありません。そのような場合、一定程度抽象化した内容で記載することも考えられます。 ➤ 独立役員その他の関係会社等からの独立性確保という観点から任意の指名委員会を活用している場合は、その活用方法や役割について記載することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 任意の指名委員会について記載する報告書の他の欄においてその他の関係会社等からの独立性確保の観点にも言及している場合は、その記載を参照することでも差し支えありません。 ➤ 独立役員の選解任におけるその他の関係会社等の議決権行使の考え方・方針（自社が法定又は任意の指名委員会を設置している場合、指名委員会の役割を踏まえての議決権行使の考え方・方針を含む）を自社において把握している場合（その他の関係会社等が開示している場合やその他の関係会社等との間で確認している場合など）は、それを記載することが考えられます。
<p>◇ 自社の少数株主とその他の関係会社等間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと【②の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保に関する考え方・施策等に代えて、自社の少数株主とその他の関係会社等間の利益相反リスクへの懸念が小さいこと（したがって、少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社等からの独立性確保のための特段の対応は不要としていること）について、自社とその他の関係会社等との関係や自社に対するその他の関係会社等の影響力の程度に基づいて説明することが望まれます。 ➤ その際には、以下のような観点から説明することが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 議決権保有を通じた影響力の程度（例えば、自社における近時の株主総会での議決権行使率とその他の関係会社等の議決権保有比率を照らし合わせて見た場合の実質的な影響力の程度など） ✓ 自社の意思決定プロセスへのその他の関係会社等の関与の有無や内容（例えば、承諾・協議事項の有無や項目など） ✓ 人的関係（例えば、役員派遣など）や取引関係の有無や内容 ✓ 上記に関連した契約の有無や内容
<p>■ その他の関係会社等のグループ経営に関する考え方及び方針に関連した契約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 該当するものとして、例えば、グループ経営（運営、管理）に関する契約（協定・合意書）等の名称で締結している契約や、資本業務提携時や公開買付時に締結された契約（協定・合意書）などが考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 契約以外の名称で行われる合意を含みます。

○別添 4

【適時開示体制の概要及び適時開示体制の整備のポイント】

1. 適時開示体制の概要

「適時開示に係る社内体制」（以下「適時開示体制」という。）は、単なる開示手続の業務プロセスや会社情報の社内での流れとしてではなく、重要な会社情報の適時適切な開示を可能とするための社内体制と位置付けられます。

上場会社においては、金融商品市場において自社の有価証券を上場している以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを全うするための体制の整備・運用を図っていくことが強く求められます。また、適時開示業務の適切な執行によって金融商品市場の信頼を得ることは、中長期的な企業価値の維持・向上につながるものであり、経営の観点からも適切な開示は有用と認識されるものと考えます。

適時開示体制は、上場会社各社が、おのおの実情を踏まえて、適切な体制を構築していくものです。このため、各社がどのような方針・意図を持って社内体制を整備・運用しているかにより、適時開示体制は自ずと異なってくるものと考えます。どのような適時開示体制を整備するかは各社の判断によることとなりますが、その体制は適時開示について求められる一定の水準を確保しているものであることが必要です。

2. 適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制について求められる一定の水準を確保するためには、まず、適時開示業務を執行する体制を適切に整備することが必要です。具体的には、常に開示の迅速性を十分に意識して手続を整備することが必要です。それに加えて、開示対象となる情報（以下「開示対象情報」という。）を適切に識別して網羅的に収集し、上場規程その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、会社として公式な承認・決定等を実施したうえで、適切な時期に、投資者の公平性等に留意しつつ公表できるよう、手続を整備する必要があります。

また、上記の要点を達成するための手続を行うことが十分に可能な組織を構築することが必要です。さらに、こうした手続・組織を整備するだけでなく、それらが有効に運用されていることをモニタリングによって確保することも非常に重要です。

加えて、適時開示の重要性に鑑みれば、適時開示業務を執行する体制は、経営者の適切な関与のもとで、以上の点を満たせるよう整備されることが肝要です。そして、この体制が適切に機能を発揮するためには、組織や手続を整備するだけでなく、経営者自身が適時開示の重要性を認識し、明確な姿勢・方針を示すとともに、こうした姿勢・方針を社内に周知・啓蒙し、適切な運用を図っていくことが重要です。

また、適時開示の観点における自社の特性や開示に関するリスクを認識・分析し、それを踏まえて適時開示業務を執行する体制を整備するとともに、これらを絶えず意識しつつ、適時開示業務を運用していくことが、いかなる場合においても適時適切な開示を行うために必要と考えられます。

こうした点を踏まえると、図表1-1のとおり、適時開示体制の整備のポイントは、「適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項」と「適時開示業務を執行する体制」の2つに大別して整理されます。

図表1-1 適時開示体制の整備のポイント

区分	適時開示におけるポイント	内容
1 適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項	1. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等	イ. 経営者の姿勢・方針の明示 ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙 ハ. 経営者による姿勢・方針の実践 ニ. 適時開示体制との関連を考慮したコーポレート・ガバナンス
	2. 適時開示に関する自社の特性・リスクの認識・分析	イ. 適時開示に関する自社の特性の認識・分析 ロ. 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析
2 適時開示業務を執行する体制	1. 開示担当組織の整備	イ. 開示担当部署の整備 ロ. 全社的な対応体制 ハ. 開示に関する教育 ニ. 体制の整備の範囲
	2. 適時開示手続の整備	イ. 開示手続と開示プロセス ロ. 開示対象情報の種類 ハ. 整備した手続の社内への周知徹底 ニ. 適時開示手続の要点 ※ 図表1-2を参照 ホ. 適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性
	3. 適時開示体制を対象としたモニタリングの整備	イ. 内部監査部門等によるモニタリング ロ. 監査役（監査等委員会又は監査委員会）によるモニタリング

図表1-2 適時開示手続の要点一覧

プロセス	要点	内容
① 情報収集プロセス	a 迅速性	適時開示すべき情報を迅速に収集する。
	b 網羅性	適時開示すべき情報を網羅的に収集する。
	c 適時性	適時開示すべき情報を適時に開示できるよう開示業務を管理する。
②分析・判断プロセス	d 適法性	関連法令、上場規程等を遵守して適時開示業務を実施する。
	e 正確性	適時開示すべき情報の正確性を確保する。
	f 公式性	情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う。
③ 公表プロセス	g 公平性	開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する。
	h 積極性	開示資料の公表にあたり、積極的に対応する。

3. 適時開示体制の概要（模式図）の記載上の留意点と適時開示体制の整備のポイント

適時開示体制の概要（模式図）の記載に際しては、適時開示体制の整備のポイントに留意して、メリハリをつけ、重要な点は明確に記載することが、投資者等に自社の適時開示体制を簡潔にわかりやすく説明するうえで有用と考えます。必ずしも、整備のポイントのすべてについて詳細な記載が必要というわけではありません。

そもそも適時開示体制は、各社が自社の置かれた開示に関する特性やリスク等の認識・分析に基づき、明確な姿勢・方針のもとで構築していくべきものであり、この結果として構築された体制は各社各様の体制になり得ます。このため、投資者に自社の適時適切な開示のための社内体制のポイントを示して説明する観点から、自社がどのような事項を考慮し、またどのような姿勢・方針を持って自社の体制を整備しているかが最も重要です。そして、自社において重要と考えるポイントについて明瞭かつ要点を踏まえて記載するよう留意することが適当と考えます。なお、その際に、関連性の深い複数のポイントについては、各ポイントを別々に記載するのではなく、組み合わせて記載することも一考です。

ただし、利用者が各社の体制を理解しやすいよう、具体的に開示担当組織や開示手順の概要についてわかりやすく記載することが必要です。

具体的な記載方法については、各ポイントの記載上の留意点を参考にしてください。各社が適時開示に関する自社の特性やリスクを踏まえて自らの適時開示体制を改めて点検あるいは見直したうえで、整備のポイントと自社の社内体制との関連づけを意識しつつ記載することが重要です。

（1）適時開示業務を執行する体制の整備にあたり検討すべき事項

① 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙等

上場会社の経営者の開示に対する姿勢・方針等は、投資者が各社の適時開示体制を理解するうえで重要な事項になります。経営者の開示に対する姿勢・方針を明確に記載するとともに、社内への周知・啓蒙の状況についても簡潔に記載することが望まれます。また、適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制の整備や実際の運用において経営者が果たしている役割を記載することも重要です。

さらに、コーポレート・ガバナンス体制を記載する場合には、適時開示体制との関連を中心に簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 経営者の姿勢・方針の明示	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社各社が適時開示を適切に実施していくにあたり、最も重要なのは、経営者自身の開示に対する姿勢であることに疑いはないと思われれます。また、どのように体制を整備しようとも経営者自身の不適切な行動に伴い、適時開示体制の有効性が損なわれることは近年のいくつかの不適切な事例をみても明らかです。 したがって、経営者自身が適時開示の重要性を十分に認識したうえで、経営者自らの開示に対する姿勢・方針を明確に示すことが重要です。
ロ. 経営者の姿勢・方針の周知・啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> 経営者自らの開示に対する姿勢・方針を会社の姿勢・方針として社内に周知徹底させていくことが適時開示体制を有効に機能させるうえで重要です。どのように体制を整備しても経営者以外の役職員にこれが周知徹底されない限り、実際の運用との乖離が大きくなり、適時開示体制の有効性が損なわれる可能性が大きくなります。したがって、経営者自身の開示に対する姿勢・方針を社内教育や日常の活動を通じて役職員に周知・啓蒙し、適時開示を重視する会社風土を構築していくことが重要です。
ハ. 経営者による姿勢・方針の実践	<ul style="list-style-type: none"> 経営者の姿勢・方針を打ち出すだけでなく、経営者自らが姿勢・方針を実践することも重要です。 適時開示体制に占める経営者の役割の重要性に鑑みれば、適時開示体制は、経営者の適切な関与のもとで整備されることが肝要です。そして実際の運用においても、経営者自身が適時開示体制の中で一定の役割を果たすことが望まれます。 例えば、以下の方策が考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 経営者が、自らの姿勢・方針に基づき適時開示体制を整備するとともに、実際の運用においては重要事項については報告を受ける等の関与を行う。 ② 経営者自らが直接開示業務に携わる。
ニ. 適時開示体制との関連を考慮	<ul style="list-style-type: none"> 会社全体に係るコーポレート・ガバナンスは、会社経営の根幹に関わる事項であ

検討項目	整備のポイント
したコーポレート・ガバナンス	<p>り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能していることが会社の様々な活動の前提となるものとして、非常に重要です。適時開示体制においても、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していることが、有効な適時開示体制の整備の前提となるものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、上場会社における適時開示の重要性に鑑みれば、コーポレート・ガバナンス体制が、上記の経営者の開示に対する姿勢・方針と整合的で、適時開示体制との関連（ガバナンス体制が、適時開示体制が有効に整備されることにつながるよう設計されているかどうか）を考慮したものであることが望ましいと考えられます。

③ 適時開示に関する自社の特性・リスクの認識・分析

上記で取り上げた適時開示に関わる特性はいずれも、各社が適時開示に関わる業務執行体制を整備する前提として考慮すべきものであるため、適時開示業務を執行する体制との関連を含めて、簡潔に記載することが望ましいと考えられます。

また、適時開示に関するリスクの認識・分析の状況についても、特筆すべきリスクの原因となる事項がある場合、あるいは、リスクに明確に対応する観点から具体的な体制を構築している場合には、その概要も記載することが望まれます。その際、リスクと特性は密接に関係する場合も多いことから、これらの関連性を含めて記載することも考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 適時開示に関する自社の特性の認識・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示体制の整備にあたっては、適時開示の観点からみた自社の特性を十分に認識・分析することが必要になります。なぜなら、適時開示体制の有効性は、会社の規模や拠点の地理的な分散状況、業態等に大きな影響を受けるからです。 ・ 上場会社が適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、適時開示の観点からみた自社の特性に応じた適切な体制の整備を図るとともに、そうして整備された体制の中で、適時開示の観点からみた自社の特性を絶えず意識しつつ、実際の運用が行われることが適切であると考えます。 <p>【適時開示に関わる特性の一例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社規模 ・ 拠点の地理的な分散状況 ・ 事業の多角化の状況 ・ 事業の種類
ロ. 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示に関するリスク及びその原因となる事項の認識・分析を継続的に行うことも重要です。不適正な開示を行ったことにより、大きな損害を会社に発生させた事例が多数発生しており、また直接大きな影響がなくとも不適正な開示を繰り返し行うことで、当該会社のディスクロージャーに対する信頼性や社会的な評価が下がるといった事態も考えられます。 ・ 適時開示に関するリスクそのものである不適正開示とそれによる影響については、影響の程度は別として、すべての上場会社に共通のものと捉えることができると考えられます。一方、その発生原因となる事項は、前述した開示に関する特性など各社の状況により、様々に異なります。 ・ したがって、不適正開示とそれによる影響、そして、その原因となる事項を十分に把握するとともに、継続的に分析することによって、適時開示に関するリスクを意識しつつ適時開示体制の整備を行う必要があると考えます。

（2）適時開示業務を執行する体制

適時開示業務を適時適切に執行する体制は、経営者が自社の様々な状況を踏まえて、さらに業務の実効性と効率性をも勘案して整備・運用していくものと考えられます。また、各社が様々な異なる環境にさらされていることを考慮すれば、その体制は各社によって異なるのが通常と思われます。しかしながら、上場会社である以上、一定水準の適時開示業務を執行する体制を整備する必要があります。

適時適切に開示業務を執行する体制を整備するにあたり「開示を担当する組織」と「開示手続」の整備という視点から体制整備のポイントを示します。ここで、開示を担当する組織は「自社で定めた開示手続を執行することが十分に可能な組織」である必要があり、開示手続についても「開示にあたり達成すべき一定の要点を達成することが十分に可能な手続」であることに留意すべきです。これらは密接不可分に結びついており、必ずしも明確に切り離すことができるわけではありませんが、説明をわかりやすくするために、このように区分しています。本書ではこの両面から体制整備のためのポイントを示します。

加えて、整備した適時開示業務を執行する体制の運用の実効性を確保するためには、適時開示体制を対象としたモニタリング制度の整備・運用も重要です。

① 開示担当組織の整備

開示担当部署の位置付け・役割あるいはその他の機関や部署の適時開示体制における役割と開示担当部署との関係が明確にわかるよう記載することが望ましいと考えられます。また、上場会社が適時開示業務にどの程度の経営資源を投入し、どのような体制で臨んでいるかを明らかにすることは、投資者がその会社の適時開示情報の信頼性を判断するうえで重要な事項と考えられます。

なお、適時開示に係る組織と手続は密接に関連することから、この記載にあたり、適時開示手続と一体で説明することも考えられます。この場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるよう記載することが望ましいと考えられます。

本項目の記載内容としては、以下の事項が考えられます。

- ・ 開示を担当する組織の概要（組織名・人員数等）
- ・ 開示責任者（役職、役割等）
- ・ 開示に関する社内教育の状況
- ・ グループ会社における状況
- ・ 開示に関する規程の整備状況

検討項目	整備のポイント
イ. 開示担当部署の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示業務を執行する体制を整備するにあたっては、まず、開示業務を直接担当する部署及び人員を決定するとともに、責任者を定めることが通常と思われます。 ・ どのような組織や人員数で対応するかについては、適時開示に関する自社の特性やリスク、業務の効率性や業務に係るコストなどを勘案して経営者が整備するものと考えられます。しかし上場会社である以上、適時適切な開示は重要な責務であり、これを軽視することは認められません。開示担当部署の整備にあたっては適時適切な開示を十分に行えとされる水準を満たすように整備を行っていくことが求められます。 <p>（注）なお、上場会社においては、適時開示に関する東証からの照会に対する報告、その他の会社情報の開示に係る東証との連絡を掌る者として情報取扱責任者の届出を義務付けています。情報取扱責任者については、その役割の重要性等に鑑みて、各社の適時開示体制の中で適切に位置づけられることも重要です。</p>
ロ. 全社的な対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示に関して、全社的な対応体制を整備することも重要です。開示対象となる情報は社内外の各所で発生することから、開示対象情報の網羅的な収集のためには、適時開示業務を直接執行する開示担当部署（又は開示担当者）だけでなく、社内（グループ会社を含みます。）の広範囲にわたって開示業務への協力体制を構築していくことが必要です。具体的には開示対象情報の収集担当者を社内各部署に設置することなどが考えられます。 ・ また、何らかの形で開示担当部署以外の部署（又は人員）を開示業務に関与させることは、開示業務にあたっての多面的かつ総合的な判断を可能とするとともに、全社

検討項目	整備のポイント
	的に開示に対する意識を高めることにつながり、適時開示体制の有効性を高めることになると考えられます。具体的な施策としては、開示担当部署以外の複数部門の責任者等による協議体制を整備することや、開示業務に関与することを目的として、開示委員会などの任意の委員会を設置することなどが考えられます。この場合には、どのようなメンバー構成とするか、またどのような役割とするかも重要な事項となります。
ハ. 開示に関する教育	・ 開示担当部署を定めるだけでなく、開示担当部署の担当者を含めた開示業務に係る役職員の開示に関する知識・能力を充実・維持するため、開示に関する教育を行うことも重要です。どのように人員・組織を整備したとしても、適時開示制度に関する理解が浅ければ、開示業務の運用における有効性の確保は困難だからです。
ニ. 体制の整備の範囲	・ 適時開示の対象となる子会社、親会社等に関する情報についても、上記のポイントを勘案して収集・把握できる体制を整備することが求められます。そのため、子会社、親会社等における体制整備と、上場会社と子会社・親会社等との連絡体制の整備が必要となります。

② 適時開示手続の整備

開示手続は、開示担当組織と並んで適時開示業務を執行する体制の中核をなすものであり、開示手続の概要がよくわかるように、プロセス別、情報種類別あるいは図表を利用するなどして、また、開示手続上の要点と関連づけて説明することが望ましいと考えられます。

なお、開示担当組織と開示手続は密接に関連することから、この記載にあたり、一体で説明することも考えられます。ただ、その場合には、組織と手続のそれぞれの概要が明確にわかるように記載することが望ましいと考えられます。

検討項目	整備のポイント
イ. 開示手続と開示プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示業務の執行においては、開示の迅速性を十分に意識しつつ、開示対象情報を適切に識別して網羅的に収集し、上場規程その他の関連諸法令・諸規則を遵守しつつ正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な情報が記載された開示資料の作成を行い、社内で適切なチェックや承認を確認したうえで会社としての公式な承認・決定等を行い、適切な時期に、投資者間の公平性等に留意しつつ公表することが求められます。 ・ 上場会社各社が具体的にどのような手続を採用するかは、各社の状況によって異なるものと考えられます。したがって、特定の手続が強制されるものではありませんが、上場会社である以上、適時適切な開示を十分に行える水準を確保できるよう、開示手続を整備する必要があると考えます。 ・ ここでは、開示手続について、必要な水準を確保するための要点を取り上げて、説明しています。なお、以下では、各社の記載を踏まえ、開示手続を業務の流れに沿って、① 情報収集プロセス、② 分析・判断プロセス、③ 公表プロセス に区分して説明します。情報収集プロセスは会社内で生成若しくは発生する開示対象情報を収集する過程です。分析・判断プロセスは情報収集プロセスで収集した情報について正確性等を確認したうえで開示資料を作成して公式な承認・決定等を実施する過程です。そして公表プロセスは、開示資料をT D n e t等で公表する過程です。
ロ. 開示対象情報の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規程上の開示対象情報を大別すると ① 決定事実、② 発生事実、③ 決算情報 等に区分されます。開示手続は、これらの情報の種類によっても異なることが想定されますので、手続の整備にあたっては、これらのすべての情報を対象として体制を整備する必要があります。
ハ. 整備した手続の社内への周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備した手続を社内へ周知徹底させるためには、明文化、マニュアル化、書面の配布なども有効です。また、開示担当部署や責任者等に関する定めと合わせて社内規程として整備することも考えられます。
ニ. 適時開示手続の要点	<ul style="list-style-type: none"> ・ ここでは、適時開示を行う際に各プロセスにおいて達成すべき要点を取り上げています（要点の一覧は図表1-2参照）。どのような手続を選択する場合にも、これらの要点を効果的に達成できるよう、整備すべきです。なお、実際の手続の整備にあたっては、各プロセスにまたがり複数の要点を達成するように整備することも、効率性の観点から検討することが勧められます。
	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集プロセスにおける要点 <ul style="list-style-type: none"> a. 適時開示すべき情報を迅速に収集する（迅速性）。

検討項目	整備のポイント
	<p>b. 適時開示すべき情報を網羅的に収集する（網羅性）。 c. 適時開示すべき情報を適時に開示できるように開示業務を管理する（適時性）。</p> <p>【要点の内容】 適時適切な情報開示にあたり、情報収集プロセスにおいては、社内各部署において、生成若しくは発生する情報を迅速かつ網羅的に収集して、開示担当部署に伝達されるように手続を整備する必要があります。また、緊急時の情報伝達経路や社内での正規のルート以外の情報伝達経路（内部通報制度等）を確保することも適当と考えられます。</p>
	<p>② 分析・判断プロセスにおける要点 d. 関連法令、上場規程等を遵守して適時開示業務を実施する（適法性）。 e. 適時開示を行う情報の正確性を確保する（正確性）。 f. 情報の正確性や適法性に加えて、開示資料の内容の十分性、明瞭性等を確認したうえで、会社としての公式な承認・決定等を行う（公式性）。</p> <p>【要点の内容】 分析・判断プロセスにおいては、情報収集プロセスにて収集した開示すべき情報の適法性、正確性を確保するとともに、開示資料を作成して、その内容が十分かつ明瞭であることなどを確認し、会社としての公式な承認・決定等を実施することが求められます。また、この業務においては適時開示を適切なタイミングで実施すること、開示資料の作成やその他の手続の実施に際して上場規程その他の関連諸法令を遵守することに常に留意する必要があります。</p>
	<p>③ 公表プロセスにおける要点 公表プロセスにおいては、以下の点が重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 即時かつ同時に開示資料を投資者等に伝達する。 ・ 公表した開示資料が原本であることを確保する（実際に会社が提出したものであり、改ざん等がされないようにする）。 <p>※ 適時開示にはT D n e t システムを利用することとされておりますが、同システムは上記の要点を満たすよう設計されています。 このほか、投資者の有用性を考慮すれば、これらに加えて以下の2点を考慮すべきです。</p> <p>g. 開示資料の公表にあたり、公平性に配慮する（公平性）。 h. 開示資料の公表にあたり、積極的に対応する（積極性）。</p> <p>【要点の内容】 上記で挙げた要点は、開示資料の公表にあたり一部の投資者だけが有利とならないように配慮すること、また公表の際に投資者等にとって有用な情報を提供できるよう、明瞭かつ十分な情報の公表を行うこと、また開示後の照会等にも積極的に応じること、投資者にとって有用である情報であれば上場規程で求められていなくても、積極的に公表を行うことなどを指しています。</p>
<p>ホ. 適時開示手続と密接に関連する他の社内手続との関連性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ I R、インサイダー取引規制を遵守するための社内手続など、開示手続と非常に密接した社内手続があります。これらの手続は、それぞれの目的に照らして非常に重要な手続であり、また業務の効率性などを考慮して共通の部署で業務を実施する場合は実務上多いと思われます。一方で開示手続との目的の違いに留意し、それらをはっきりと認識したうえで、それぞれの目的をすべて一定の水準で達成できるように体制を整備・運用していく必要があります。

（3）適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

適時開示体制を対象としたモニタリングの重要性に鑑みると、モニタリング制度の整備状況について以下の点を記載することが望ましいと考えられます。

- ・ モニタリングを実施している組織の概要
- ・ 実施内容（実施の頻度、範囲等）

検討項目	整備のポイント
・ 整備した適時開示体制の運用の実効性を確保するためには、開示担当組織や開示手続が適切に機能しているかを確認するためのモニタリングが本来不可欠です。モニタリングとしては、以下の方法が考えられます。	
イ. 内部監査部門によるモニタリング	・ 内部監査部門によるモニタリングは、監査対象から独立した立場で適時開示体制が有効に整備・運用されているかどうか、また業務が適法に実施されているかどうか等について監査を行うとともに、欠陥が発見された際には改善提案等を実施することが期待されます。
ロ. 監査役（監査等委員会又は監査委員会）によるモニタリング	・ 監査役（監査等委員会又は監査委員会）によるモニタリングは、監査対象からだけでなく、経営者を含む業務執行機関から独立した立場でモニタリングを実施することが特に重要です。また、適時開示体制を対象としたモニタリングだけでなく、監査役（監査等委員会又は監査委員会）に、日常的に開示情報が伝達されるようになっていることも、経営者の業務執行の監査の観点からは重要と考えられます。

以上